

高島市地域防災計画

— 本編 —

令和5年10月

高島市防災会議

<目 次>

第1編 総則	1
第1章 計画の方針	1
1. 計画の目的.....	1
2. 計画の実施方針.....	1
3. 計画の構成.....	2
4. 計画の作成機関.....	4
5. 計画の運用.....	4
6. 用語の定義.....	5
第2章 高島市の特性	6
1. 概要.....	6
2. 地域の特性.....	6
3. 滋賀県地震被害想定.....	10
4. 南海トラフ地震.....	12
5. 風水害の想定.....	13
6. 原子力災害の想定.....	15
7. 事故災害の想定.....	24
第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	25
1. 高島市.....	25
2. 滋賀県.....	25
3. 指定地方行政機関.....	25
4. 指定公共機関および指定地方公共機関.....	25
5. 公共的団体および防災上重要な施設の管理者.....	25
6. 住民および事業者.....	25
第4章 高島市防災ビジョン	41
1. 基本理念と基本方針.....	41
2. 防災ビジョン達成に向けた施策.....	42
3. 防災圏と主要施策.....	43
第2編 災害予防編	45
第1章 安心して暮らせる「地域」をつくる	45
1. 地域計画の整備.....	45
2. 法による土地利用の規制・誘導.....	46
3. 防災施策の推進.....	46
4. オープンスペースの確保.....	46
5. 密集住宅地の防災対策.....	47
6. 迅速な復旧、復興対策の推進.....	47

第2章 災害に強い「基盤」をつくる	48
1. 建築物等の災害予防対策の実施 【各施設管理局】	48
2. 文化財の災害予防計画 【教育委員会（文化財課）】	52
3. 防災拠点・避難ルートの確保.....	54
4. 道路交通施設の災害予防計画.....	58
5. ライフライン施設の災害予防計画	61
6. 河川施設等の災害予防.....	69
7. 浸水防止対策	70
8. 土砂災害への予防.....	71
9. 積雪時の防災対策.....	75
10. 孤立防止対策.....	76
11. 資材、機材等の整備計画 【危機管理局、都市整備部、健康福祉部】	76
12. 備蓄計画.....	76
13. 農林水産関係災害予防計画 【農林水産部】	78
第3章 災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」をつくる	79
1. 災害活動体制の整備	79
2. 情報の収集・連絡体制の整備.....	80
3. 消防救急体制の整備	85
4. 災害医療救護体制の整備	86
5. 緊急輸送体制の整備	89
6. 避難誘導體制の整備	91
7. 避難支援 【健康福祉部、県健康医療福祉部】	92
8. 洪水浸水想定区域内および土砂災害警戒区域にある社会福祉施設等に対する対策.....	96
9. 火災の予防 【消防本部（消防団）】	97
10. 危険物施設等の災害予防	99
11. 複合災害の予防.....	100
第4章 地域防災を担う「人」をつくる	101
1. 防災知識の普及 【危機管理局、都市整備部、県防災危機管理局】	101
2. 防災訓練・避難訓練	105
3. 防災調査 【危機管理局、都市整備部】	108
4. ハザードマップ等の作成および活用促進 【危機管理局、都市整備部】	108
5. 住民および事業者の役割分担.....	109
6. 自主防災組織の整備育成 【危機管理局】	112
7. ボランティアの気運醸成および協働.....	115
第3編 災害応急対策編	117
第1章 災害応急対策の活動体制	117
1. 災害時の非常時配備体制の考え方	117

2. 体制区分と設置基準	122
3. 組織編制.....	128
4. 職員の参集.....	131
5. 動員の伝達.....	133
6. 職員の出動・応援.....	134
7. 防災拠点の設置.....	142
第2章 応急対策業務.....	143
1. 地震時	143
2. 風水害時.....	146
3. 雪害時	150
4. 被災者台帳の作成	150
第3章 災害救助法の適用	151
1. 実施機関.....	151
2. 災害救助法の適用基準.....	151
3. 災害救助法の適用要請.....	153
4. 救助の種類.....	153
5. 救助の実施状況の記録および報告	154
6. 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準	154
7. 被災者に関する情報提供	154
第4章 相互協力体制.....	155
1. 行政機関の応援協力体制	155
2. 公共的団体等との応援協力体制	157
3. 地域住民、事業者等との協力体制	157
4. 防災関係機関等との協力体制.....	159
5. ボランティアとの協力体制	167
第5章 自衛隊災害派遣要請の要求.....	168
1. 災害派遣要請手続き	168
2. 自衛隊派遣受入れ体制および準備	170
3. 災害派遣部隊の活動範囲	171
4. 災害派遣部隊の撤収要請の要求.....	172
5. 経費の負担区分.....	172
第6章 消防計画および水防計画	173
1. 消防計画.....	173
2. 地震発生時の消防活動.....	174
3. 住民による自主的な消防活動.....	175
4. 水防計画【被害対応班、消防班（消防団）】	175
5. 広域消防相互応援協力体制	176
第7章 救急救助および救護計画	177

1. 救急救助対策	177
2. 医療救護対策	178
3. 救護所・救護拠点	183
第8章 保健衛生および防疫計画	184
1. 保健活動等	184
2. 仮設浴場の供給	185
3. 防疫対策	186
4. 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策	187
第9章 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視、引渡しおよび火葬（埋葬）計画	189
1. 実施体制	189
2. 実施要領	189
第10章 情報の収集連絡計画	191
1. 通信運用	191
2. 災害情報の収集伝達	193
第11章 広報計画	206
1. 実施体制	206
2. 広報の内容	206
3. 広報の方法	208
4. 防災関係機関における広報	210
5. 広報・相談窓口の設置	210
6. 要配慮者および避難行動要支援者への広報対策	211
第12章 避難計画	212
1. 実施体制	212
2. 避難誘導の実施	219
3. 避難所の開設および運営	222
4. 対象別の避難対策	226
第13章 輸送計画	230
1. 実施体制	230
2. 広域的輸送体制の確保	230
3. 輸送の方法	230
4. 緊急輸送の実施	233
第14章 通信施設等応急対策計画	239
1. 防災行政無線施設応急対策	239
2. 一般通信施設の応急対策	239
3. 放送施設の応急対策	241
第15章 道路施設応急対策計画	243
1. 情報の収集	243
2. 応急対策	244

3. 資機材・要員の確保	244
第16章 鉄道施設応急対策計画	245
1. 地震発生時の応急対策	245
2. 事故対策本部の設置	246
第17章 電力・ガス施設応急対策計画	247
1. 電力施設の応急対策	247
2. ガス施設応急対策	250
第18章 上水道および下水道施設応急対策計画	253
1. 上水道施設の応急復旧対策	253
2. 下水道施設の応急復旧対策	255
第19章 建造物等応急対策計画	257
1. 計画方針	257
2. 社会公共施設応急対策計画	257
3. 一般建築物応急対策計画	260
4. 高層建築物応急対策計画	260
5. 市庁舎の応急修理計画	261
6. 文化財の応急対策計画	261
第20章 危険物施設等の応急対策計画	262
1. 基本事項	262
2. 危険物施設等の応急対策	263
第21章 土砂災害の応急対策計画	266
1. 危険箇所の警戒巡視活動	266
2. 避難および広報活動	266
3. 応急対策	267
4. 資機材・要員の確保	268
第22章 河川管理施設等応急対策計画	269
1. 河川管理施設および砂防管理施設の応急対策	269
2. 港湾施設の応急対策	269
3. ダム施設の応急対策	270
第23章 農林水産業施設等応急対策計画	272
1. 農業用施設の応急対策	272
2. 畜産施設の応急対策	273
3. 治山施設の応急対策	274
4. 林道の応急対策	275
第24章 学校、認定こども園、幼稚園および保育所における応急対策計画	276
1. 学校等における防災体制	276
2. 学校等における応急対策	278
3. 教科書等の調達および応急教育対策	281

第25章 飲料水・食料・生活必需品等供給計画	282
1. 飲料水給水対策.....	282
2. 食料の供給対策.....	283
3. 生活必需品等の供給対策.....	288
4. 燃料供給計画.....	290
第26章 義援金品の受付および配分	292
1. 実施体制.....	292
2. 義援金の受付および配分.....	292
3. 義援物資の受付および配分.....	293
第27章 災害廃棄物処理計画	294
1. 計画方針.....	294
2. 障害物の除去.....	294
3. ごみ処理.....	294
4. し尿処理.....	297
5. 廃棄物処理施設の確保および応急対策.....	297
第28章 住宅応急対策計画	298
1. 実施体制.....	298
2. 家屋等の被害状況調査.....	298
3. 応急仮設住宅の設置・供与.....	301
4. 公営・民間住宅等の確保・供給.....	303
5. 被災家屋の応急修理.....	304
第29章 避難行動要支援者対策	305
1. 市による避難行動要支援者対策.....	305
2. 自主防災組織およびボランティアによる避難行動要支援者対策.....	306
3. 洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等に対する対策.....	306
4. 土砂災害警戒区域内における社会福祉施設等への対策.....	307
第30章 ボランティア対応計画	309
1. 実施体制.....	309
2. 災害ボランティアの確保.....	309
3. ボランティアの受入体制.....	310
4. ボランティア活動の内容.....	310
5. ボランティアリーダーの養成と任命.....	311
6. その他.....	311
第31章 交通規制計画	312
1. 交通規制の実施区分.....	312
2. 交通規制の実施要領.....	313
3. 交通規制の報告系統.....	316
4. 緊急交通路の確保.....	316

5. 交通情報の提供.....	317
6. 広域交通管制の実施	317
7. 緊急輸送車両の確認	318
第32章 災害警備計画	319
1. 警察の任務.....	319
2. 警備体制の種類と発令の基準.....	319
3. 活動内容.....	320
第4編 災害復旧編	321
第1章 公共施設の災害復旧計画	321
1. 実施体制.....	321
2. 復旧事業計画の作成	321
3. 復旧資金の確保.....	323
4. 実施に伴う国の財政援助	323
5. 激甚災害の指定.....	324
6. 郵政事業の特例措置	326
第2章 被災者の支援計画	328
1. 被災者支援相談窓口の設置	328
2. 罹災証明書の発行	328
3. 被災者に対する職業の斡旋	329
4. 災害弔慰金等の支給ならびに支援資金等の貸付.....	329
5. 被災者生活再建支援制度	332
6. 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画.....	335
7. 住宅の復興.....	336
第3章 地域産業の支援計画.....	338
1. 相談窓口の設置.....	338
2. 中小企業復興資金	338
3. 農林漁業復旧資金	339
第4章 治安の確保および交通対策.....	340
1. 避難所等における各種犯罪の防止	340
2. 関係機関との連携.....	340
3. 復旧・復興事業からの暴力団排除	340
4. 交通対策.....	340
第5章 復興計画	341
1. 地域の復旧・復興の基本的方向の決定	341
2. 災害復興対策本部体制.....	341
3. 災害復興計画の策定	341
4. 災害復興事業の実施	342

5. 特定大規模災害時の措置	342
第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画	343
第1章 総則	343
1. 推進計画の目的.....	343
第2章 南海トラフ地震防災対策推進計画と本計画との相関.....	343
第3章 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画	345
1. 災害応急体制をとるべき期間.....	345
2. 市がとるべき措置	345
3. 住民の防災対応（日頃から地震への備えの再確認）	346
第6編 原子力災害対策編	347
第1章 総則	347
1. 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲.....	347
2. 地震等他の自然災害と複合して発生した際の想定.....	348
3. 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）	349
4. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置.....	351
5. 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策.....	351
第2章 災害事前対策.....	353
1. 基本方針.....	353
2. 原子力事業者の防災業務の把握	353
3. 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携.....	354
4. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	354
5. 情報の収集・連絡体制等の整備	354
6. 災害応急体制の整備	357
7. 避難活動体制等の整備.....	365
8. 緊急時輸送活動体制の整備	369
9. 原子力災害医療体制の整備	370
10. 救急・救助、医療および防護資機材等の整備.....	370
11. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	370
12. 飲料水の接種制限への備え.....	371
13. 食料等の摂取制限、農林水産物および畜産物の出荷制限	371
14. 住民等への情報伝達・相談体制の整備.....	371
15. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発	374
16. 業務継続計画の策定.....	375
17. 防災業務関係者等の人材育成	375
18. 防災訓練の実施等	376
19. 放射性物質等の運搬中の事故に対する対応	376

20. 災害復旧への備え	376
21. 複合災害予防計画	377
第3章 緊急事態応急対策	378
1. 基本方針.....	378
2. 情報の収集・緊急連絡体制	379
3. 活動体制の確立.....	387
4. 住民等への情報伝達・相談活動	396
5. 屋内退避および避難の防護措置	398
6. 治安の確保および火災の予防.....	411
7. 緊急輸送活動	411
8. 原子力災害医療活動	413
9. 救急・救助および火災予防	413
10. 飲食物の摂取制限等.....	414
11. 災害時住宅対策	415
12. 自発的支援の受入れ等	416
13. 行政機関の業務継続に係る措置	417
第4章 原子力中長期対策	418
1. 基本方針.....	418
2. 緊急事態解除宣言後の対応	418
3. 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	418
4. 放射性物質による環境汚染への対処.....	418
5. 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	418
6. 影響調査の実施等	418
7. 被災者等の生活再建等の支援.....	419
8. 風評被害等の影響の軽減	419
9. 被災中小企業等に対する支援.....	419
10. 心身の健康相談体制の整備.....	419
11. 復旧・復興事業からの暴力団排除.....	419
第5章 原子力災害住民避難計画	420
1. 基本的事項.....	420
2. 平常時の準備	421
3. 緊急時の情報収集から退避措置の決定まで.....	425
4. 屋内退避.....	438
5. 避難.....	442
6. 安定ヨウ素剤	458
第7編 危機管理基本計画	460
第1章 総則	460

1. 目的.....	460
2. 危機の定義.....	460
3. 危機事案.....	461
4. 危機レベルの区分.....	461
第2章 平常時の危機管理	462
1. 危機管理基本方針.....	462
2. 危機管理マニュアルの整備.....	462
第3章 活動体制	463
1. 危機事案発生時の流れ.....	463
2. 危機管理対策本部.....	466
第4章 危機事案応急対策	467
1. 危機事案への基本的な対応.....	467
2. 湖上災害対策.....	467
3. 航空機災害対策.....	473
4. 鉄道災害対策.....	474
5. 道路災害対策.....	475
6. 危険物等災害対策.....	477
7. 毒物劇物災害対策.....	478
8. 大規模な火事災害対策.....	479
9. 林野火災対策.....	480
第5章 危機終息後の対応	481
1. 危機事案対応完了時の処置.....	481
2. 危機事案対応の評価.....	481

版	策定（改訂）年月日
初 版	平成20年 1月30日
改 訂	平成25年 4月26日
改 訂	平成26年 8月25日
改 訂	平成28年 8月25日
改 訂	平成29年12月18日
改 訂	平成31年 2月22日
改 訂	令和 2年 3月16日
第2版	令和 3年 5月19日
改 訂	令和 5年10月31日

第1編 総則

第1章 計画の方針

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、高島市防災会議が作成する計画であって、高島市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関および住民、事業者等がその有する全機能を発揮して、本市の地域における災害にかかる災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。

2. 計画の実施方針

この計画は、災害発生時に被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するものとする。

また、市域の防災に関し、市、国、県、地方公共団体およびその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、各々の責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図るものとする。なお、計画の策定と推進にあたっては、次の諸点を基本とする。

（1）防災事業の推進

治山治水をはじめとする防災事業は、防災施策の基本であることから、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方策について定め、防災事業を強力に推進する。

（2）自主防災体制の確立

災害を未然に防止し、災害に対処するため、地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織および住民の共助精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分に発揮されるよう努める。

（3）要配慮者および避難行動要支援者への支援

少子高齢化、人口の偏在、共助精神の衰退、グローバリゼーション等の社会情勢の変化を踏まえて、高齢者、障がい者、要介護者、要支援者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人、傷病者、入院患者等の一般に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対しては、福祉避難所においてだけでなく、一般の広域避難所においても合理的な配慮を行い、要配慮者が安心して過ごせる避難所を目指すものとする。

また、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する支援を充実させる。

（4）防災関係機関相互の協力体制の推進

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、

有機的に行われるよう応援協力体制を確立する。

(5) 避難情報等の伝達と避難体制の整備

地震災害・風水害・雪害・原子力災害・大規模事故等（以下「災害」という。）が発生し、または発生が予想される場合に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう、避難情報等の伝達方法と避難体制を整備・充実させる。

(6) 防災業務施設、設備の整備および物資等の充実

防災関係機関は、災害が発生し、または発生が予測される場合において円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設やその設備を整備し、また、物資等の備蓄を充実させる。

(7) 関係法令の遵守

市、防災関係機関、住民等は、災対法およびその他関係法令の目的、内容をよく理解しこれを遵守するとともに、防災に関し万全な措置を講じるものとする。

3. 計画の構成

高島市地域防災計画に定める防災施策は、地震災害（南海トラフ地震含む）、風水害、原子力災害とそれによって引き起こされる二次災害や施設被害を対象とする。この計画は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画、南海トラフ地震防災対策推進計画、原子力災害対策計画、危機管理基本計画および資料編、様式編で構成している。

第1編：総則

計画の目的、基本方針およびその運用について定めるとともに、市、防災関係機関、防災関係施設管理者、住民および事業者の果たすべき実施責任と役割分担について、また、本市の地域特性をふまえた防災施策の基本的方向（防災ビジョン）について示している。

第2編：災害予防編

災害の発生を未然に防止、また、災害による被害を最小限に食い止めるために行う事務、または業務についての計画で、防災施設の整備、各種施設の耐震・耐火化、防災体制の整備、防災知識の普及、自主防災組織の育成等に関する事項について定めるものである。

第3編：災害応急対策編

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害の発生を防ぎ、または災害の拡大を防止するために緊急に実施すべき対策として活動組織体制の整備、災害情報の収集・伝達、気象予警報の伝達、避難、救助、救援、消防、水防、衛生、輸送およびその他の災害応急対策計画を定めている。

第4編：災害復旧編

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針について定めている。

第5編：南海トラフ地震対策推進計画

平成25年12月に改正施行された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号（旧：東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）」第3条第1項に基づき、平成26年3月31日、本市の全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたことにより、今後、以下に掲げる事項を定めるものとする。

- ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項ならびにその具体的な目標およびその達成の期間
- ②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ③関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④その他南海トラフ地震にかかる地震防災対策上重要な対策に関する事項で、政令で定めるもの

第6編：原子力災害対策編

本編は、原子力災害の特殊性を踏まえた、高島市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画の原子力災害対策編および県地域防災計画に基づいて作成したものである。

また、東京電力(株)福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）事故の教訓を踏まえ、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう、柔軟な体制を整備する。

なお、本編は、主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第一原発事故の検証など新たな知見および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（新指針）の見直しの内容を踏まえて、今後検討する。

第7編：危機管理基本計画

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故等突発的な災害は年とともに増加し、最近は一度に多くの尊い人命が失われる大事故が目立ち、大きな社会不安を惹起している現状にある。

本計画は、高島市内において、大規模災害や事件等により重大な危機事案が発生した場合、本市における体制、事前の準備、対応の基本的方針等を予め定めることにより、以後の被害の発生防止および早期の終結を図ることを目的とする。

資料編

本計画に関係する条例、規則、要綱、協定や防災組織・防災関係窓口、通信施設、主要医療施設、自然条件等の資料をとりまとめたものである。

様式編

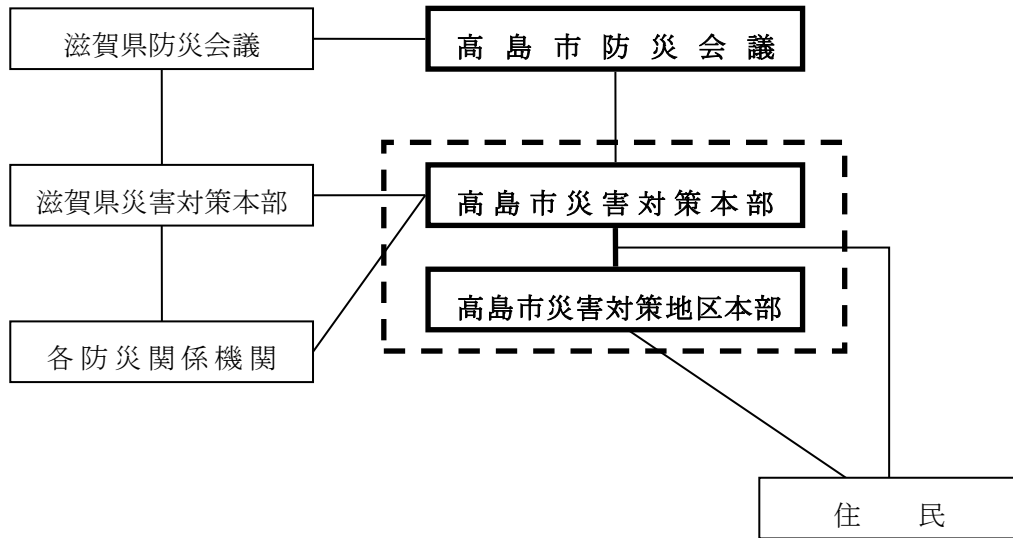
本計画のうち、災害情報収集、被害速報、緊急通行車両、避難所、自衛隊災害派遣・撤収、防疫、罹災証明、義援金品、滋賀県防災航空隊出場要請等に関する文書様式についてとりまとめたものである。

4. 計画の作成機関

高島市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）の作成機関は、高島市防災会議とする。

高島市防災会議は、災対法第16条および高島市防災会議条例（平成17年条例第12号）に基づき設置された機関であり、本市地域にかかる防災に関し、本市ならびに市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、およびその他防災関係機関の処理すべき事務を掌握し、本市における防災に関する基本方針の決定ならびに高島市地域防災計画の作成およびその実施推進を図る。

図：高島市地域防災組織



5. 計画の運用

(1) 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって各機関は関係のある事項について、毎年、高島市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を高島市防災会議に提出するものとする。

(2) 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、災対法第42条第2項に定める計画のほか、災害救助法（昭和22年法律第118号）の定めにより、県知事が実施する災害救助事務を市長が委任された場合または補助する場合の計画、同法適用前の救助に関する計画、その他防災に関する各種の計画を包含するものであり、本市における災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有する計画である。したがって、この計画は、中央防災会議が策定する防災基本計画、国土交通省防災業務計画および滋賀県地域防災計画との整合を図るものとする。

(3) 計画の習熟

高島市および防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から調査研究を行い、訓練、その他の方法により、この計画内容の習熟に努めなければならない。

また、この計画のうち特に必要と思われる事項については、地域住民に周知徹底を図るとともに災害予防計画に基づく訓練を実施する。

6. 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

用語	定義
市本部	高島市災害対策本部
市地区本部	各支所、新旭振興室に設ける高島市災害対策本部の地区本部
消防本部	高島市消防本部
消防団	高島市消防団
県本部	滋賀県災害対策本部
県地方本部	高島土木事務所に設けられる滋賀県災害対策本部の地方本部
地域	各支所および新旭振興室が管轄する区域
地区	市内における各コミュニティ（区・自治会等）およびその区域

なお、市本部および市地区本部または県本部および県地方本部の設置前にあつては、市本部および市地区本部または県本部および県地方本部をそれぞれ高島市本庁および高島市各支所または滋賀県および高島土木事務所と読み替え、本計画の分掌事務により設置するものとする。

第2章 高島市の特性

1. 概要

高島市は滋賀県の北西部に位置し、北部は福井県、西部は福井県および京都府、東部は長浜市、南部は大津市に接しており、総面積は約 693 平方キロメートル（うち琵琶湖の面積 181.64 平方キロメートル）を擁している。

人口は平成 12 年の国勢調査で増加傾向のピークを迎え、令和 2 年の国勢調査では 46,377 人（世帯数 18,037）となっている。

古来より当地域は京都・奈良の都と北陸を結ぶ交通の要衝として栄え、中でも陸上交通は比叡・比良山麓を湖畔に沿って走る西近江路や、塩漬けされた鯖を運搬する街道であったことから鯖街道と呼ばれる若狭街道が主となり、これらの街道と大津方面への湖上交通の拠点である港町や宿場町として栄えた。

気候的には、日本海側に近いことから冬季は寒さ厳しく、積雪量の多い日本海側気候となっています。また、秋季には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばある。

また、近江聖人と称えられた日本陽明学の始祖、中江藤樹先生生誕の地として知られているとともに、数多くの高島商人（近江商人）を送り出した土地柄でもある。

2. 地域の特性

（1）地形

本市の地形は低地、丘陵地および山地に区分される。

1) 低地

本市の低地部は安曇川、鴨川、石田川、百瀬川および知内川等の河川によって形成された湖西平野と呼ばれる複合扇状地と三角州低地からなる平野である。

扇状地を流れる各河川は山地部を浸食した豊富な土砂により河床を上昇させ天井川化して琵琶湖に流入している。また扇状地は別荘地として開発が進み、人工改変地が急速に拡大している。

2) 丘陵地

今津町南部には標高 200m～250mの饗庭野台地があり、自衛隊演習場として使用されている。

3) 山地

南部は比良山地に面し西部には江若連山があり北部は嶺南山地に接している。

（2）地質

山間部は主として秩父古生層、一部古琵琶湖層、丘陵地は古琵琶湖層および洪積層、低地部は沖積層で形成されている。湖岸地域は沼および湿地帯を埋め立て宅地とした地域もあり、地盤は軟弱である。

(3) 気象

滋賀県は四方を、1,000mを超える山々で囲まれた盆地であり、また中央に総面積の1/6を占める琵琶湖を抱える地形的特質から気象条件は複雑になっている。気候型で県内を大別すると北部は雪の多い「日本海型」、南部は晴天の多い「瀬戸内型」の特徴をもっており、これに加えて琵琶湖の影響を受ける湖岸地方では気温が温和になり、山間地域では内陸型の厳しい気候になる。本市は「日本海型」に属し、山間部ではかなり厳しい気候となる一方、南部高島の平地部では気候が温和であり、市内での地域格差は厳しくなっている。

1) 気温

本市における年平均気温は 13.7℃となっているが、地域格差が大きく南東部の平地部は琵琶湖の影響により比較的気温が高い。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平均	2.6	2.9	6.2	11.5	16.7	20.9	24.7	26.1	22.4	16.4	10.5	5.2
最高	10.9	12.2	17.2	23.3	27.1	29.7	32.9	33.7	31.4	25.9	20.0	14.4
最低	-5.2	-4.8	-2.9	0.2	6.8	12.0	17.5	18.5	13.2	6.2	1.0	-2.3

*1979年～2020年 彦根地方気象台今津観測所における観測値の平均

2) 降水量

本市における平均年降水量は 1819.5mm（今津観測所データ）であり県内でも雨量の多い地域に属している。最近の豪雨の記録としては最大日雨量 223.0mmを記録した平成 30年 7月 5日と最大日雨量 164.0mmを記録した平成 23年 9月 4日がある。

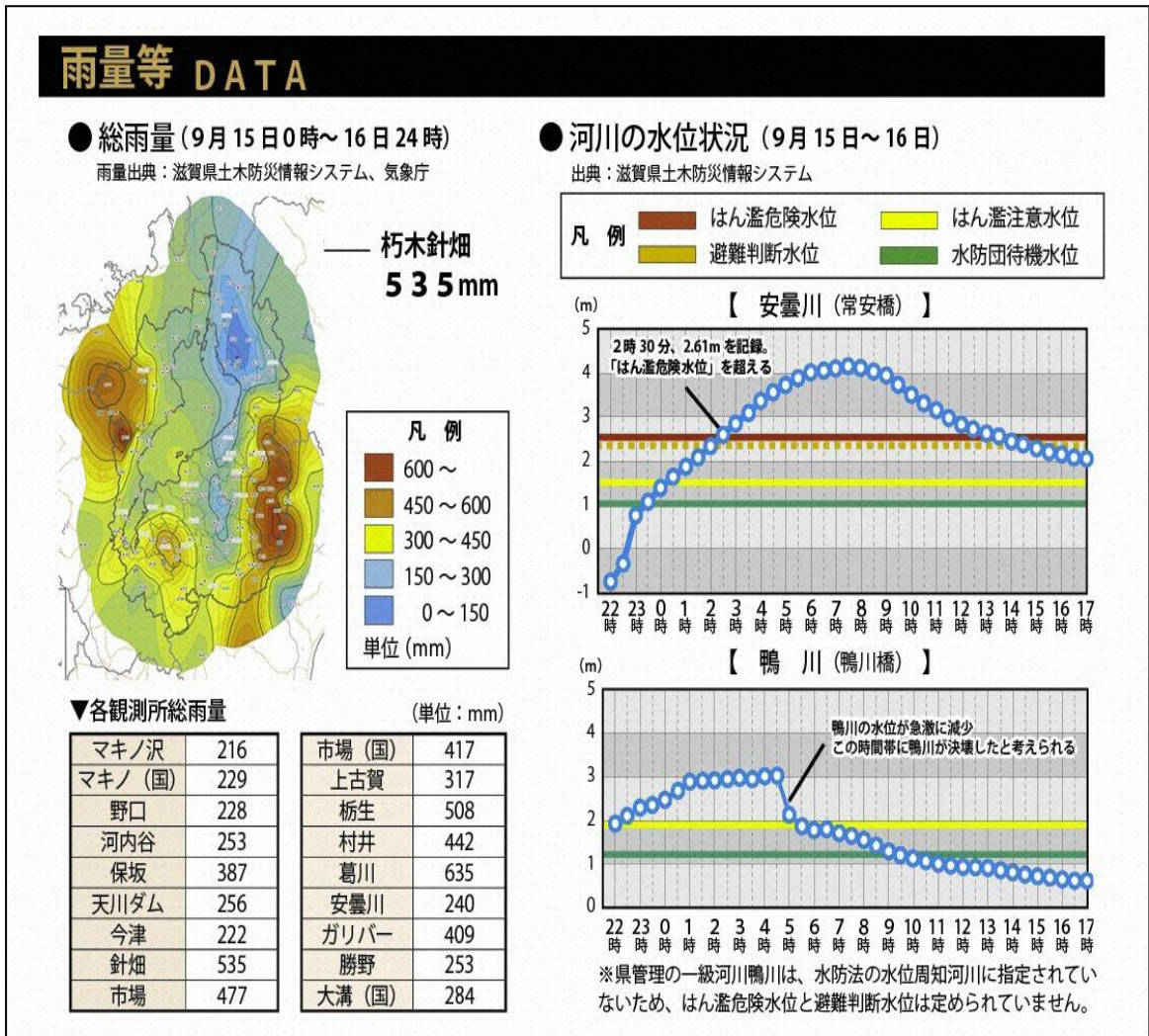
月別	月間降水量	月別	月間降水量	月別	月間降水量
1月	176.3mm	5月	163.7mm	9月	193.1mm
2月	136.2mm	6月	191.8mm	10月	135.5mm
3月	135.4mm	7月	220.6mm	11月	111.4mm
4月	129.2mm	8月	130.1mm	12月	163.3mm

*1979年～2020年 彦根地方気象台今津観測所における観測値の平均

『平成25年9月15～16日 台風18号による大雨』

9月13日に小笠原近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北上し、大型の勢力を保ったまま16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した後、本州中部を北東に進んだ。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、滋賀県では記録的な大雨となり、16日05時05分に滋賀県（豊郷町を除く）に大雨特別警報を発表した。

降り始めの9月15日0時から16日24時までの総雨量は、高島市朽木針畑で535mmを観測するなど各地で記録的な大雨となった。



3) 積雪量

高島市は冬季積雪が多く特に北部のマキノ町ならびに朽木および今津町西部は降雪日数が50日～60日におよぶが、高島等市の南部にいくに従い少なくなる。平成18年1月にはマキノ町在原地区で260cmの積雪を記録した。

1日当りの最大降雪量(各年冬期間12～3月) 彦根地方気象台今津観測所(単位:cm)

年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
雪量	20	21	26	21	59	27	15	22

4) 風速

風速は比較的弱く冬季は北西の季節風、夏季は南東の季節風が多く、今津観測所における平均風速では2月3月が最も強く最多風向は年間を通じて概ね西北西である。

また、夏季には関東北部に次いで雷雨日数が多く県下の気象特性として挙げられる。

(特殊強風)

ア. 湖陸風

琵琶湖の影響により風速の弱い日には湖陸風が吹く。昼間は湖上から陸地に向かって夜間は陸地から湖に向かって風が吹き、北西部沿岸では湖風が発達、南西部沿岸では陸風が現れやすい。

イ. 比良八荒

比良山の東山麓では昔から比良八荒と呼ばれるおろしがある。比良八荒は秋から冬さらに春先にかけての寒い時期に多く顕著な寒冷前線が通過したときあるいは台風の吹き返しの際に起こる。平均20m/s～30m/sの風を起こすこともあり農作物や建物に被害を与える。

昭和54年10月1日に台風16号の通過の際、比良八荒が発生しJR湖西線で貨物列車脱線転覆事故が起こっている。

3. 滋賀県地震被害想定

県では平成26年3月、東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえた地震防災対策の再検討に際しての基礎資料とするため、地震被害想定を見直し取りまとめられた。

概要については、滋賀県ホームページおよび高島市地域防災計画（資料編）参照

[滋賀県ホームページ：<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/20140319higaisoutei.html>]

[資料編p1：「I 高島市の主な災害履歴」参照]

なお、琵琶湖西岸断層帯地震にかかる被害想定の詳細は、以下のとおりである。

■琵琶湖西岸断層帯地震による県内の被害概要

- 大津、県南部地域、高島地域で震度6強～7（京都府東部でも大きな震度）
- 強い揺れの区域と人口集中区域が重なり、県域の死者は最大2,200人、負傷者は最大21,000人
- 建物全壊39,000棟、半壊84,000棟、地震火災による焼失は最大3,800棟
- 地震直後の県域停電率は約6割。大津、県南部地域で約9割。高島地域で約7割。大津地域では3日後も3割程度の停電が継続
- 固定電話、インターネットは電力供給に依存、携帯電話の輻輳（通話困難）は1～2日間
- 地震直後の県域断水率は約5割。大津、県南部地域で約9割。高島地域で約7割。一部地域では回復に1ヶ月
- 県域の道路被害は約700箇所。京都方面との交通断絶。湖西、県南部地域で物資、人員輸送困難。孤立集落発生
- 県域の鉄道被害は約500箇所。県全域で運行停止。JR新幹線・琵琶湖線・湖西線は長期間運転再開困難
- 県西部、中部の下水処理場、中継ポンプ場で停電、施設被害。広域的な下水道使用制限。環境汚染
- 地震と大雨が同時発生した場合、特に大津、県南部地域、東近江地域で二次災害拡大のおそれ。避難指示等の困難性

表：琵琶湖西岸断層帯地震の長期評価

断層帯名 (起震断層/活動区間)	一連区間が一度に活動した場合の地震規模(マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：2020年1月1日)				平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
		我が国の主な活断層における相対的評価	30年以内	50年以内	100年以内	
1 琵琶湖西岸断層帯(北部)	M7.1程度	Sランク(高い)	1~3%	2~5%	4~10%	約1000年~2800年 約2800年~約2400年前
2 琵琶湖西岸断層帯(南部)	M7.5程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4500年~6000年 1185年の地震

参考：地震調査研究推進本部「参考：主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和2年(2020年)1月1日)」

		琵琶湖西岸断層帯						
		Case1						
		滋賀県計			高島市計			
市町区域内の想定最大震度		7			7			
建物被害	全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)	27,650 棟			1,455 棟			
	半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)	69,584 棟			4,693 棟			
	全焼棟数	夏 正午 風速 8 m/sec	55 棟			-		
		冬 夕方 風速 8 m/sec	2,731 棟			-		
		冬 深夜 風速 8 m/sec	21 棟			-		
	全壊・全焼棟数合計	夏 正午 風速 8 m/sec	27,705 棟			1,455 棟		
冬 夕方 風速 8 m/sec		30,381 棟			1,455 棟			
冬 深夜 風速 8 m/sec		27,671 棟			1,455 棟			
人的被害	死者数 色付きは家具転倒等	夏 正午 風速 8 m/sec	1,002 人	136 人	56 人	7 人		
		冬 夕方 風速 8 m/sec	1,502 人	136 人	85 人	7 人		
		冬 深夜 風速 8 m/sec	1,579 人	167 人	88 人	9 人		
	負傷者数 色付きは家具転倒等	夏 正午 風速 8 m/sec	10,290 人	2,173 人	652 人	105 人		
		冬 夕方 風速 8 m/sec	13,199 人	2,173 人	836 人	105 人		
		冬 深夜 風速 8 m/sec	16,267 人	2,650 人	1,021 人	128 人		
ライフライン機能支障	電力供給施設	停電軒数 停電率	地震直後	540,372 軒	58 %	41,189 軒	86 %	
			1日後	235,760 軒	25 %	17,183 軒	36 %	
			2日後	129,386 軒	14 %	8,658 軒	18 %	
			3日後	75,823 軒	8 %	4,587 軒	10 %	
			1週間後	2,513 軒	0 %	46 軒	0 %	
	上水道施設	断水人口 断水率	地震直後	622,031 人	44 %	35,865 人	68 %	
			1日後	606,563 人	43 %	34,927 人	67 %	
			2日後	584,613 人	41 %	33,580 人	64 %	
			3日後	559,923 人	40 %	32,071 人	61 %	
			1週間後	454,982 人	32 %	25,708 人	49 %	
			1か月後	98,493 人	7 %	5,015 人	10 %	
			2か月後	10,259 人	1 %	473 人	1 %	
			3か月後	969 人	0 %	42 人	0 %	
			避難者	避難所生活者※ 色付きは全避難者※	1日後	52,019 人	86,699 人	3,010 人
3日後	80,219 人	145,852 人			4,619 人	8,399 人		
1週間後	100,222 人	200,445 人			5,722 人	11,444 人		
1か月後	29,194 人	97,313 人			1,505 人	5,015 人		

※ - (ハイフン) は、ごくわずか(数値計算上 5 未満)であることを示す

※ 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

※ 全避難者とは、知人・親戚宅もしくは賃貸住宅等での避難生活者を含む人数

参考：滋賀県地震被害想定(概要版)平成26年3月 滋賀県より

4. 南海トラフ地震

平成 25 年 12 月に改正施行された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（旧：東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）」第 3 条第 1 項に基づき、平成 26 年 3 月 31 日、本市の全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

南海トラフ地震防災対策推進地域に関して、本市では、震度 6 弱以上の地震が起こると想定されている。

表：南海トラフ地震の長期評価

領域または地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日：2020年1月1日)			平均発生間隔（上段） 最新発生時期（下段）
		10年以内	30年以内	50年以内	
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度 もしくはそれ以上	次回までの 標準的な値88.2年 74年前

参考：主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和 2 年（2020 年）1 月 1 日）

		南海トラフ巨大地震					
		陸側ケース					
		滋賀県計		高島市計			
市町区域内の想定最大震度		6 強		6 弱			
建物被害	全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)	11,017 棟		21 棟			
	半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)	74,084 棟		625 棟			
	全焼棟数	夏 正午 風速 8 m/sec	37 棟		- 棟		
		冬 夕方 風速 8 m/sec	1,820 棟		- 棟		
	全壊・全焼棟数合計	冬 深夜 風速 8 m/sec	11 棟		- 棟		
		夏 正午 風速 8 m/sec	11,053 棟		21 棟		
冬 夕方 風速 8 m/sec		12,837 棟		21 棟			
人的被害	死者数 色付きは家具転倒等	冬 深夜 風速 8 m/sec	11,027 棟		21 棟		
		夏 正午 風速 8 m/sec	300 人	52 人	- 人	- 人	
		冬 夕方 風速 8 m/sec	385 人	52 人	- 人	- 人	
	負傷者数 色付きは家具転倒等	冬 深夜 風速 8 m/sec	474 人	64 人	- 人	- 人	
		夏 正午 風速 8 m/sec	6,702 人	1,075 人	29 人	12 人	
		冬 夕方 風速 8 m/sec	8,448 人	1,075 人	36 人	12 人	
ライフライン機能支障	電力供給施設	停電軒数 停電率	地震直後	824,887 軒	88 %	38,559 軒	80 %
			1日後	608,428 軒	65 %	18,156 軒	38 %
			2日後	406,013 軒	44 %	3,865 軒	8 %
			3日後	245,429 軒	26 %	238 軒	0 %
			1週間後	2,460 軒	0 %	0 軒	0 %
	上水道施設	断水人口 断水率	地震直後	73,370 人	52 %	21,401 人	41 %
			1日後	955,426 人	68 %	21,604 人	41 %
			2日後	862,105 人	61 %	9,433 人	18 %
			3日後	729,937 人	52 %	5,627 人	11 %
			1週間後	383,220 人	27 %	3,274 人	6 %
			1か月後	42,430 人	3 %	156 人	0 %
			2か月後	2,176 人	0 %	3 人	0 %
			3か月後	111 人	0 %	0 人	0 %
			避難者	避難所生活者※ 色付きは全避難者※	1日後	26,836 人	44,726 人
3日後	75,416 人	137,120 人			349 人	634 人	
1週間後	79,275 人	158,550 人			367 人	733 人	
1か月後	19,954 人	66,512 人			92 人	308 人	

※ -（ハイフン）は、ごくわずか（数値計算上 5 未満）であることを示す

※ 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り自宅で就寝する者を含む人数

※ 全避難者とは、知人・親戚宅もしくは賃貸住宅等での避難生活者を含む人数

参考：滋賀県地震被害想定（概要版）平成 26 年 3 月 滋賀県より

5. 風水害の想定

(1) 風水害の危険性と被害の特徴

①台 風

本市で過去に発生した災害による被害としては台風によるものが最も多くなっている。近畿地方に來襲する台風は9月中旬から下旬に最も多く、この時期には特に警戒する必要がある。

また、滋賀県を通過する台風は進路によって暴風雨の傾向が異なり、概ね以下の3タイプに分類できる。

ア. 北東進型

本県にとって最悪のコースをとる台風で大きな被害をもたらす。このうち県の西部を通る場合は特に風が強く、また県の東部を通過する台風にあつては豪雨となる。前者の例としては室戸台風、ジェーン台風、第2室戸台風などがあり、後者の例としては昭和28年台風13号、伊勢湾台風などがある。

イ. 北西進型

夏季に多く雨台風の傾向にある。

ウ. 北上型

一般に雨台風で接近の度合いによっては風も強い。

②大 雨

前線の発達により局地的に降る集中豪雨は梅雨の末期から夏期にかけてよく発生しました、夜間から明け方にかけて降る場合が多い。

本市に大きな災害をもたらした大雨は多羅尾豪雨が有名で、昭和28年8月14日～15日に前線が南下し停滞、滋賀、京都、三重県の県境付近を中心に豪雨を降らせた。14日9時から15日9時までの24時間で、滋賀県南部で250mm以上に達し、しかも大半は朝方の数時間の間に降った。このため安曇川、石田川が決壊、天増川で4人の死者を出した。

平成25年9月16日には、台風18号による豪雨に見舞われた。降り始めからの総雨量は、市内の南西部で400mm超、北部で200mm超、朽木針畑で535mmを観測した。この時、本市には全国初となる特別警報(大雨)が発表され、鴨川の決壊をはじめ山間部では土砂災害が発生した。

③土砂災害

本市では高島、朽木、マキノ北部、今津西部の山間部の地域において土砂災害が多く発生している。土砂災害は台風や豪雨によって引き起こされる場合が多いので風水害が発生した際には土砂災害についても十分警戒する必要がある。

令和2年7月8日には、高島拝戸地区で土石流が発生した。当地先を含む比良山系北部は花崗岩で形成される地質であり、豪雨、長雨に対する警戒が必要である。

④河川災害

本市の河川は天井川が多く、豪雨のときには急激に水位が上昇して破堤や溢水等の小規模災害が起りやすい。また、洪水波の下流への到達時間も非常に短い。特に扇状地の河川は水位が上昇しやすく、下流の地域で浸水被害の起こる可能性が高いことから注意を要する。

⑤その他の災害の危険性

大雨時に琵琶湖の水位が著しく上昇した場合、沿岸の農地等が被害を受ける危険性があるほか、干害も発生することから琵琶湖の水位変化には十分注意する必要がある。

また、例は少ないが4月から5月にかけて空気が乾燥し強風が吹くため、林野火災が発生しやすい。山菜取り、きのこ狩り、山林作業および登山者等、山に入る人には遭難に対する注意と併せ注意喚起する必要がある。

(2) 災害の想定

本市で発生する風水害のうち最も発生頻度の高いものは、梅雨時期の集中豪雨および台風による洪水であるため、災害の種類としては、河川の洪水、土石流、山崩れおよび琵琶湖の浸水等による災害を想定し計画する。

また、過去の災害により被害を受けた教訓を忘れることなく、大洪水にも対処しうるよう計画する。

(3) 水害リスク情報

県等では、「地先の安全度マップ」、「安曇川浸水想定区域図」、「琵琶湖浸水想定区域図」を作成し、浸水深や浸水範囲を公開しており、このような水害リスク情報を避難計画の作成支援や安全な土地利用に活用していく必要がある。

6. 原子力災害の想定

(1) 前提となる事態の想定

原子力発電所からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故（シビアアクシデント）を想定し、県防災計画に準拠し、以下のとおりとする。

1) 放射性物質

福島第一原発事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

2) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所および関西電力(株)高浜発電所とする。

3) 拡散予測を行う日の選定

平成22年（2010年）のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。

4) 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

5) 被ばく量の計算方法

4)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

(2) 計画の対象となる原子力発電所

①敦賀

事業所名	敦賀発電所		新型転換炉原型炉ふげん	高速増殖炉研究開発センター
事業者名	日本原子力発電株式会社		国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構
所在地	敦賀市明神町1		敦賀市明神町3	敦賀市白木2
設置番号	1号炉	2号炉	—	—
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	55.7万kW	71.4万kW
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	16.5万kW	28.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約52トン	約89トン	—	約23.4トン
本格運転 開始年月日	昭和45.3.14 平成27.4.27 運転終了	昭和62.2.17	昭和54.3.20 平成15.3.29 運転終了	平成30.3.28廃止措置 計画承認
廃炉決定 (完了予定)				

②美浜

事業所名	美浜発電所		
事業者名	関西電力株式会社		
所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約40トン	約48トン	約72トン
本格運転 開始年月日	昭和45.11.28 平成27.4.27 運転終了	昭和47.7.25 平成27.4.27 運転終了	昭和51.12.1
廃炉決定 (完了予定)			

③大飯

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡おおい町大島1			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約91トン	約91トン	約91トン	約91トン
本格運転 開始年月日	昭和54.3.27 平成30.3.1 運転終了	昭和54.12.5 平成30.3.1 運転終了	平成3.12.18	平成5.2.2
廃炉決定 (完了予定)				

④高浜

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦1			
設置番号	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料 プルトニウム・ウラン混合 酸化物	低濃縮二酸化 ウラン燃料 プルトニウム・ウラン混合酸 化物
燃料装荷重量	約72トン	約72トン	約72トン	約72トン
本格運転 開始年月日	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5
廃炉決定 (完了予定)				

(3) 事態の想定・予測される影響等

1) 前提となる事態の想定等

※県地域防災計画より抜粋

1 東京電力(株)福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)における事故の原因については、現在、原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を決定するため、平成23年度に実施した放射性物資の拡散予測における想定は、福島第一原発事故を踏まえ、以下の前提条件とした。

なお、事故による放射性物質の放出形態は一樣ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する必要がある。

(1) 放射性物質

原子力安全委員会(現 原子力規制委員会)が示した「原子力施設等の防災対策について」(旧指針)においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスおよび揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、福島第一原発事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

(2) 放出量

①キセノン

原子力安全・保安院（現 原子力規制委員会）が平成23年6月6日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる1号機、2号機および3号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1号機で $3.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ （ベクレル）、2号機で $3.5 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、3号機で $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ と試算されている。

そこで、放出量は最も放出量の高い3号機の $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ を用い、この量が1時間で放出されたものとする。

②ヨウ素

（独）日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で $1.0 \times 10^{16} \text{Bq/h}$ （ベクレル/時）の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。

その後、同機構から平成23年8月24日、3月12日から15日までのヨウ素131の放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時まで、 $2 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出、13時から17時まで $4 \times 10^{15} \text{Bq/h}$ 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$ が6時間で放出されたものとする。

（3）放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

（4）排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

（5）拡散予測を行う日の選定

平成22年（2010年）のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い（～1m/s）日を選定する。

（6）積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

（7）被ばく量の計算方法

（6）にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

2) 予測される影響等

ア. 指針

原子力災害対策指針（新指針）では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ: Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone）が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされている。

イ. 県の放射性物質拡散予測シミュレーション

滋賀県が平成23年度に行った放出想定発電所からの放射性物質拡散予測シミュレーション結果は、旧原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（以下「旧指針」という。）によれば、以下のとおりであった。キセノンについては、外部被ばくによる実効線量は10mSv（ミリベクト）を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

また、ヨウ素については、半径30～50km圏内で、甲状腺被ばく等価線量は100～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で50～100mSvと予測され、住民等は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると判断される。

なお、高浜発電所の影響は本市には及ばないとされているが、今後、国のデータ等の公表、県の新たな予測結果が示されるまでの間は、高浜については大飯の予測結果を準用して事故対応にあたる。

甲状腺被ばく等価線量	敦賀発電所	美浜発電所	大飯発電所	高浜発電所
100～500mSv (屋内退避基準)	高島市・長浜市 (最大距離43km)	高島市・長浜市 (最大距離42km)	高島市 (最大距離32km)	影響なし
50～100mSv (安定ヨウ素剤 予防服用の判断基準)	県内16市町 (最大距離79km)	県内18市町 (最大距離89km)	県内5市町 (最大距離63km)	影響なし

※県地域防災計画より抜粋

- 1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針（新指針）」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ: Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ: Urgent Protective action Planning Zone）が定められるとともに、「プルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA: Plume Protection Planning Area）の検討」が示されており、UPZ区域の範囲の目安については、原子力施設から概ね30km、また、PPAの具体的な範囲については、今後、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、指針に記載すると記されている。
- 2 放射性物質拡散予測シミュレーションを行った結果は、以下のとおりであった。

(1) キセノン

希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は10mSv(ミリシーベルト)を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

(2) ヨウ素

ア. 日本原子力発電(株)敦賀発電所からの拡散予測シミュレーション

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは、高島市と長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から43kmとなった。

一方、International Atomic Energy Agency(IAEA)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、16市町におよび、最大距離は敦賀発電所から79kmとなった。

イ. 関西電力(株)美浜発電所からの拡散予測シミュレーション

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは、高島市と長浜市であり、最大距離は美浜発電所から42kmとなった。

一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18市町におよび、最大距離は美浜発電所から89kmとなった。

ウ. 関西電力(株)大飯発電所からの拡散予測シミュレーション

大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは高島市であり、最大距離は大飯発電所から32kmとなった。

一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、高島市、大津市、守山市、野洲市、近江八幡市であり、最大距離は大飯発電所から63kmとなった。

エ. 関西電力(株)高浜発電所からの拡散予測シミュレーション

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となる地域はない。また、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。

(3) このことから、日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、同大飯発電

所、同高浜発電所での福島第一原発における事故を想定した、

放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径30～50kmの範囲で、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測され、住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。

3) 琵琶湖への影響予測

滋賀県が、平成24年度から平成25年度までにかけて行った放射性物質による琵琶湖への影響予測の結果は、以下のとおりであった。

【地表面への沈着】

福島第一原発から飯館村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が300万Bq/m²を超える地域が本市で見られた。

放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針(新指針)における防護措置基準(早期防護措置:OIL2)に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域が本市で見られた。

※OIL (Operational Intervention Level 運用上の介入レベルのこと。)

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層(水深0～5m)において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は、浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準(OIL6)を適用すると、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、摂取制限基準である200Bq/kgを超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖では7日間程度、摂取制限基準である300Bq/kgを超える水域が見られた。

なお、南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと、また、河川からの流入の影響を受けやすいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇あるいは低減しにくくなるケースも確認された。

※県地域防災計画より抜粋

- 1 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対策の検討に資するため、平成24年度から平成25年度までにかけて、琵琶湖への影響予測を行った。
- 2 平成23年度に実施した放射性ヨウ素等の拡散予測と同様、福島第一原発事故において、最も放出量が多かった平成23年3月15日の状況を想定して、関西電力(株)美浜発電所および同社大飯発電所を放出想定発電所として、ヨウ素131、セシウム137およびセシウム134について、事故後24時間における湖面および流域への沈着量を予測した。
予測の対象とした期間は、平成22年度～平成24年度であるが、このうち四半期ごとに琵琶湖流域への沈着量が最も多くなる日時を選定し、これを琵琶湖への影響予測を行う日時とした。その上で、当該期間における沈着量の予測および気象条件をもとに、放射性物質の流域から琵琶湖への流入および琵琶湖内での挙動を予測した。

計算期間は、水道原水等への比較的短期間の影響を予測するため、放出が生じてから3ヶ月間とした。また、琵琶湖水については、より安全側に立って、半減期が約2年と短いセシウム134をセシウム137（半減期約30年）とみなして、シミュレーションを行った。

なお、前提とした放出量（6時間かけて放出）は以下のとおり。

- ① セシウム137 $2.4 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ② セシウム134 $2.9 \times 10^{15} \text{Bq}$
- ③ ヨウ素134 $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$

3 放射性物質の琵琶湖への影響予測を行った結果は、以下のとおりであった。

【地表面への沈着】

- (1) 福島第一原発から飯館村までにかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が300万Bq/m²を超える地域が高島市等で見られた。
- (2) 放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、新指針における防護措置基準（OIL2）に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域が高島市等で見られた。

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層（水深0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は、浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（防護措置基準OIL6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、摂取制限基準である200Bq/kgを超える水域が見られた。

放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖では7日間程度、摂取制限基準である300Bq/kgを超える水域が見られた。

なお、南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと、また、河川からの流入の影響を受けやすいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇あるいは低減しにくくなるケースも確認された。

4) 避難対象人口と避難収容人口

避難対象となる滋賀県版UPZ内に含まれる人口については、下表に示すとおりである。なお、人口は、令和3年1月1日時点の集計とする。

ア. 避難対象人口集計 (令和3年1月1日時点)

	避難対象人口	備考
大飯原発単独事故	444人	
美浜原発単独事故	27,000人	
大飯・美浜原発同時事故	27,562人	
敦賀原発単独事故	20,027人	

イ. 高島市におけるUPZ範囲外の広域避難所 (令和3年1月1日時点)

	広域避難所		
	収容人数 (その他)	収容人数 (コンクリート施設)	計
大飯原発単独事故	4,500人	16,178人	20,678人
美浜原発単独事故	1,597人	6,220人	7,817人
大飯・美浜原発 同時事故	1,568人	6,142人	7,710人
敦賀原発単独事故	2,361人	9,151人	11,512人

ウ. 高島市におけるUPZ範囲内の広域避難所 (令和3年1月1日時点)

	広域避難所		
	収容人数 (その他)	収容人数 (コンクリート施設)	計
大飯原発単独事故	29人	342人	371人
美浜原発単独事故	2,932人	10,300人	13,233人
大飯・美浜原発 同時事故	2,961人	10,378人	13,339人
敦賀原発単独事故	2,168人	7,369人	9,537人

7. 事故災害の想定

航空機事故、列車事故、自動車事故（交通事故）、火災事故、爆発事故等突発的な災害は年々増加し、最近は一度に多くの尊い人命が失われる大事故が目立ち、大きな社会不安を惹起している現状にある。本市の地域事情を勘案し、下記の事故災害を想定する。

事故災害の種類	想定する事故災害
湖上災害	旅客船の衝突等の湖上での大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
航空機災害	旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
鉄道災害	旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
道路災害	バスの衝突、車両火災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
危険物等災害	危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
毒物劇物災害	毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
大規模な火事災害	高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合
林野火災	広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合

第3章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

市、県およびその他防災関係機関は、本市地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、本市地域にかかわる防災施策について、以下の実施責任を負うものとする。また、住民および事業者等は、自主防災および共助の精神のもと地域防災に貢献しなければならない。

1. 高島市

市の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から保護するための基礎的な地方公共団体として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体、地域住民の協力を得て、防災活動を実施する責務を有するほか、地域住民の共助の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、その機能が十分発揮できるよう努める。

2. 滋賀県

県は、災害が本市の区域を越えて広範囲にわたるとき、災害の規模が市で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理や市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する責務を有するほか、市および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市、県、指定公共機関、指定地方公共機関およびその他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、市および県の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導および助言を行う。

4. 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市および県の防災活動に協力する責務を有する。

5. 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 住民および事業者

住民および事業者等は、身のまわりの安全対策や災害用備蓄、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、過去の災害から得られた教訓を伝承し、共助の精神に基づく防災訓練その他の自発的な防災活動を積極的に実施するなど、市および防災関係機関とともに地域防災に寄与するよう努めるものとする。

また、住民および事業者等は、必要に応じて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画として市に提出することができる。市は、必要があると認めるときは、市の地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

災害種別による業務の大綱一覧表

※表中の「○」印は、災害別の該当業務を表す。

(1) 高島市

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
高島市	1 高島市防災会議に関する事務	○	○	○
	2 災害対策本部等に関する事務	○	○	○
	3 防災対策に関わる組織の整備	○	○	○
	4 市内における公共的団体および住民による自主防災組織の育成指導	○	○	○
	5 防災関連施設の整備	○	○	○
	6 防災のための知識の普及、教育および訓練	○	○	○
	7 通信・連絡網の整備	○	○	○
	8 防災に必要な資機材等の備蓄、整備	○	○	○
	9 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査	○	○	○
	10 国・県等との連絡調整	○	○	○
	11 退避および避難に関する計画	○	○	○
	12 被災者の救出、救護等の措置	○	○	○
	13 避難の指示および避難者の誘導ならびに避難所の開設	○	○	○
	14 緊急輸送および必要物資の調達	○	○	○
	15 飲食物および生活必需品の供給	○	○	○
	16 災害救助法における要請	○	○	○
	17 県に対する自衛隊および広域応援要請の実施	○	○	○
	18 広域応援の要請および受入れ	○	○	○
	19 広報	○	○	○
	20 警戒区域の設定、立入制限	○	○	○
	21 各種制限措置の解除	○	○	○
	22 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	○	○	○
	23 住民の相談体制・心身の健康相談体制の整備	○	○	○
	24 被災児童、生徒等に対する応急教育	○	○	○
	25 災害ボランティア活動の支援	○	○	○
	26 義援金、義援物資の受入れおよび配分	○	○	○
	27 災害復旧の実施	○	○	○
	28 水防、その他の応急措置	○	○	
	29 災害時における保健衛生についての措置	○	○	

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
	30 住民等の屋内退避			○
	31 緊急時医療措置			○
	32 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理			○
	33 原子力防災専門官との連携			○
	34 環境条件の把握			○
	35 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力			○
	36 飲食物等の摂取制限等			○
	37 職員の被ばく管理			○
	38 汚染の除去等			○
	39 損害賠償の請求等に必要な資料の整備			○
	40 風評被害等の影響の軽減			○
	41 県が行う原子力防災対策に対する協力			○
消防本部	1 消防施設・消防体制の整備	○	○	○
	2 救急救助体制の整備	○	○	○
	3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督	○	○	○
	4 消防知識の啓発・普及	○	○	○
	5 火災予防	○	○	○
	6 消火活動および救急活動	○	○	○
	7 水防活動の協力・援助	○	○	○
	8 被災者の救助	○	○	○
	9 災害に関する情報収集、伝達および被害調査	○	○	○
	10 広域消防援助体制の整備および緊急消防援助隊等受入または派遣	○	○	○
高島市民病院	1 病院施設の整備と防災管理	○	○	○
	2 救助、医療、助産等救護の実施	○	○	○
	3 医師・看護師等の確保	○	○	○
	4 他の災害拠点病院等との連絡調整および受入要請	○	○	○

(2) 滋賀県

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
滋賀県	1 滋賀県防災会議に関する事務	○	○	○
	2 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務	○	○	○
	3 防災対策に関わる組織の整備	○	○	○
	4 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整	○	○	
	5 防災関連施設の整備	○	○	
	6 防災のための知識の普及、教育および訓練	○	○	○
	7 通信・連絡網の整備	○	○	○
	8 防災に必要な資機材等の備蓄、整備	○	○	○
	9 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査	○	○	○
	10 水防、その他の応急措置		○	
	11 被災者の救出、救護等の措置	○	○	
	12 避難の指示および避難所開設の指示	○	○	○
	13 住民等の退避・避難、立入制限等			○
	14 災害時における交通規制および輸送の確保	○	○	
	15 災害時における保健衛生についての措置	○	○	
	16 緊急時医療措置に関する事務			○
	17 緊急輸送および必要物資の調達	○	○	○
	18 飲食物および生活必需品の供給	○	○	○
	19 災害救助法の適用	○	○	○
	20 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ	○	○	○
	21 広域応援の要請および受入れ	○	○	○
	22 広報	○	○	○
	23 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理			○
	24 原災法に基づく立入検査と報告の徴収			○
	25 原子力防災専門官との連携			○
	26 原子力防災に関する組織の整備			○
	27 原子力防災に関する知識の普及および情報共有			○
	28 原子力防災に関する教育・訓練			○
	29 原子力防災に関する機器および諸設備の整備			○

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
	30 環境条件の把握			○
	31 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表			○
	32 飲食物等の摂取制限等			○
	33 職員の被ばく管理			○
	34 汚染の除去等			○
	35 各種制限措置の解除			○
	36 損害賠償の請求等に必要な資料の整備			○
	37 風評被害等の影響の軽減			○
	38 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援			○
	39 住民の相談体制・心身の健康相談体制の整備	○	○	○
	40 被災児童、生徒等に対する応急教育	○	○	○
	41 物価の監視	○	○	○
	42 本市および県内その他市町への原子力防災対策に関する助言および協力			○
	43 県内その他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等			○
	44 被災児童、生徒等に対する応急教育	○	○	
	45 ボランティアの受入れ	○	○	○
	46 義援金、義援物資の受入れおよび配分	○	○	○
	47 災害復旧の実施	○	○	○

(3) 滋賀県警察本部 (高島警察署)

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
滋賀県警察本部 (高島警察署)	1 施設警備体制の整備	○	○	○
	2 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握	○	○	○
	3 避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止	○	○	○
	4 緊急交通路の確保	○	○	○
	5 行方不明者の捜索、遺体の検視	○	○	○
	6 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持	○	○	○
	7 警察職員の被ばく対策			○
	8 その他災害警備に必要な措置	○	○	○
	9 暴力団排除活動の徹底	○	○	○

(4) 県内その他市町

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
県内その他市町	1 本市への応援	○	○	○
	2 避難誘導の援助			○
	3 広域避難所の開設			○
	4 広報			○

(5) 県内その他市町を所管する消防本部(局)

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
県内その他市町を所管する消防本部(局)	1 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務	○	○	○

(6) 近隣府縣市町村、関西広域連合

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
近隣府縣市町村	1 滋賀県を通じた本市への応援			○
関西広域連合	2 広域避難施設の開設、避難住民の受入れ			○

(7) 安全規制担当省庁

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 原子力規制委員会 原子力規制庁 (敦賀・美浜・大飯・高浜)	1 地域防災計画の作成、防災訓練の実施等、原子力防災対策の企画、実施に関する指導・助言			○
	2 施設敷地緊急事態および全面緊急事態にかかる情報の連絡			○

(8) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の指導・調整	○	○	○
	2 他管区警察局との連携	○	○	○
	3 関係機関との協力	○	○	○
	4 情報の収集および連絡	○	○	○
	5 警察通信の運用	○	○	○
	6 警察災害派遣隊の運用	○	○	
近畿財務局 (大津財務事務所)	1 公共土木等被災施設の査定の立会	○	○	
	2 地方公共団体に対する災害融資	○	○	○
	3 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請	○	○	○
	4 原子力災害に関する財政金融状況の調査			○
	5 国有財産の無償貸付等	○	○	○
近畿厚生局	1 救援等にかかる情報の収集および提供	○	○	○
近畿農政局 (滋賀県拠点)	1 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成	○	○	
	2 農業関係被害情報の収集報告	○	○	
	3 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導	○	○	
	4 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋・指導	○	○	
	5 排水・灌漑用土地改良機械の緊急貸付	○	○	
	6 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料および種籾等の安定供給対策	○	○	
	7 災害時における主要食料の供給についての連絡調整	○	○	

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
	8 原子力災害時における応急用食料品の供給支援			○
	9 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供			○
近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	1 国有林野の治水治山事業の実施、施設の整備	○	○	
	2 国有保安林、保安施設等の保全	○	○	
	3 森林火災対策	○	○	
	4 災害応急対策用材（国有林材）の供給	○	○	○
	5 国有林野における災害復旧	○	○	
近畿経済産業局	1 電力・ガスの供給の確保および復旧支援	○	○	○
	2 災害対策用物資の調達に関する情報の収集および伝達	○	○	○
	3 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達	○	○	○
	4 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援	○	○	○
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保	○	○	
	2 ガスおよび火薬類施設等の保安の確保	○	○	
	3 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保	○	○	
近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	1 所管事業者が所有する交通施設および設備の整備についての指導	○	○	
	2 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達	○	○	
	3 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整	○	○	
	4 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請	○	○	
	5 特に必要と認める場合の輸送命令	○	○	
	6 災害時における交通機関利用者への情報提供	○	○	
	7 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請			○
	8 原子力災害時における自動車運送事業者に対する輸送協力要請			○
	9 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達			○

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
	10 原子力災害時における不通区間における輸送、代替輸送等の指導			○
	11 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する運航協力要請			○
	12 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整			○
大阪航空局(大阪空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置	○	○	
大阪海上保安監部	1 災害時における船舶等による救助物資および避難者の輸送協力	○	○	
	2 被害情報の収集	○	○	
	3 被災者の捜索救助活動	○	○	
大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表を行う	○	○	○
	2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)および水象の予報および警報等の防災情報の発表、伝達および開設を行う	○	○	○
	3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に努める	○	○	○
	4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う	○	○	○
	5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める	○	○	○
近畿総合通信局	1 電波および有線電気通信の監理	○	○	○
	2 非常通信訓練の計画およびその実施指導	○	○	○
	3 非常通信協議会の育成、指導	○	○	○
	4 防災および災害対策にかかる無線局の開設、整備の指導	○	○	○
	5 非常時における重要通信の確保	○	○	○
	6 災害対策用移動通信機器等の貸出し	○	○	○
滋賀労働局	1 工場、事業場(鉱山関係は除く)における災害防止のための指導	○	○	
	2 労働者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予	○	○	

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
	防のための啓発指導			
	3 被災者の労働保険給付に関する対応	○	○	
	4 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進	○	○	
	5 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償			○
近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所) (舞鶴港湾事務所)	1 一般国道（指定区間）の管理	○	○	○
	2 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること	○	○	○
	3 応急復旧資機材の整備と備蓄に関すること	○	○	○
	4 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること	○	○	○
	5 直轄河川の洪水予警報、水防警報の発表および伝達に関すること		○	
	6 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること	○	○	
	7 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること	○	○	
	8 直轄公共土木施設の復旧に関すること	○	○	
	9 港湾施設の整備と防火管理の指導	○	○	
	10 港湾および海岸（港湾区域内）における災害対策の指導	○	○	
	11 海上の流出油等に対する防除措置の指導	○	○	
	12 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導	○	○	
	13 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること	○	○	
	14 公共土木被災施設災害の査定	○	○	
近畿地方環境事務所	1 環境監視体制の支援	○	○	○
	2 災害廃棄物の処理対策	○	○	○
	3 家庭動物の保護などに係る普及啓発に関する支援	○	○	○
	4 危険動物逸走および家庭動物保護などに関する情報提供、連絡調整等の支援	○	○	○
国土地理院近畿地方測量部	1 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握および提供に関すること	○	○	
	2 地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量	○	○	

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
	結果の提供に関すること			
	3 防災地理情報の整備に関すること	○	○	

(9) 自衛隊

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
陸上・航空自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊) (航空自衛隊饗庭野分屯基地)	1 災害派遣要請に対する調整・災害派遣計画の作成	○	○	○
	2 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣			○
	3 県、市町その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力	○	○	○

(10) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
東海旅客鉄道(株) (東海鉄道事業本部・関西支社)	1 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送			○
西日本旅客鉄道(株) (京都支社)	1 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送			○
	2 鉄道施設の整備と防災管理	○	○	
	3 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力	○	○	
	4 災害時における市の鉄道通信施設の利用に関する協力	○	○	
	5 被災鉄道施設の復旧	○	○	
西日本電信電話(株)(滋賀支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	1 原子力災害時における有線通信の確保			○
	2 電気通信施設の整備と防災管理	○	○	
	3 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達	○	○	
	4 被災施設の復旧	○	○	
KDDI(株) (株)NTTドコモ	1 電気通信施設の整備と防災管理	○	○	
	2 非常時における通信の確保	○	○	

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
ソフトバンク(株)	3 被災施設の復旧	○	○	
日本銀行(京都支店)	1 災害時における現地金融機関に対する緊急措置	○	○	
日本赤十字社 (滋賀県支部)	1 医療救護	○	○	○
	2 こころのケア	○	○	○
	3 救援物資の備蓄および配分	○	○	○
	4 災害時の血液製剤の供給	○	○	○
	5 義援金の受付および配分	○	○	○
	6 その他応急対応に必要な業務	○	○	○
	7 1～6の救護業務に関連し、次の業務を実施する ①復旧・復興に関する業務 ア. 生活再建支援 イ. その他復旧・復興に必要な業務 ②防災・減災に関する業務 ア. 防災教育 イ. その他防災・減災に必要な業務			
日本放送協会 (大津放送局)	1 放送施設の保全	○	○	
	2 市民に対する防災知識の普及	○	○	○
	3 原子力災害時における広報			○
	4 気象等予警報、被害状況、各種指示等の報道・伝達	○	○	○
	5 避難所への受信機の設置・貸与などの対策	○	○	
	6 被災放送施設の復旧	○	○	
	7 社会事業団等による義援金品等の募集配分	○	○	
西日本高速道路(株)(関西支社) 中日本高速道路(株)(名古屋支社、金沢支社)	1 原子力災害時における道路交通の確保等			○
日本通運(株) (大津支店)	1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力	○	○	○
関西電力(株)	1 電力施設の整備と防災管理	○	○	
関西電力送配電(株)	2 災害時における電力供給の確保	○	○	
	3 被災電力施設の復旧	○	○	
関西電力(株)	1 原子力事業者防災業務計画の作成および修正			○

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
(滋賀支社) 日本原子力発電 (株) (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター 原子炉廃止措置研究開発センター	2 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営			○
	3 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備			○
	4 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検			○
	5 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施			○
	6 関係機関との連携			○
	7 緊急時における通報および報告			○
	8 緊急時における応急措置			○
	9 緊急事態応急対策			○
	10 原子力災害事後対策の実施			○
	11 その他、県および本市が実施する原子力防災対策への積極的な協力			○
	独立行政法人・水資源機構(琵琶湖開発総合管理所)	1 琵琶湖開発施設の操作と防災管理	○	○
2 被災施設の復旧		○	○	
日本郵便(株) (大津中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保	○	○	
	2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除	○	○	
	3 郵便局の窓口業務の維持	○	○	

(11) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
近江鉄道(株)・京阪電気鉄道(株)・信楽高原鉄道(株)	1 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送			○
一般社団法人滋賀県バス協会 琵琶湖汽船(株) 一般社団法人滋賀県トラック協会	1 災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力	○	○	○
滋賀県土地改良事業団体連合会 (市内各土地改良区)	1 ため池および農業用施設の整備と防災管理	○	○	
	2 農地および農業用施設の被害調査と復旧	○	○	
一般社団法人滋賀県医師会	1 災害時における医療救護の実施	○	○	○
	2 災害時における防疫の協力	○	○	
公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施	○	○	○
	2 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力	○	○	○
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	3 災害時における医薬品等の供給	○	○	○
	1 災害ボランティア活動の支援	○	○	○
	2 避難行動要支援者の避難支援への協力	○	○	○
(株)京都放送 びわ湖放送(株)	1 放送施設の保全	○	○	
	2 市民に対する防災知識の普及	○	○	○
	3 原子力災害時における広報			○
	4 気象予警報、被害状況、各種指示等の報道・伝達	○	○	○
	5 被災放送施設の復旧	○	○	
	6 社会事業団等による義援金品の募集配分	○	○	
一般社団法人滋賀県LPガス協会	1 ガス施設の整備と防災管理	○	○	○
	2 災害時におけるガス供給の確保	○	○	○
	3 被災施設の復旧	○	○	
一般社団法人滋賀県建設業協会	1 災害時における公共土木建築施設の復旧	○	○	
	2 災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理	○	○	
	3 災害時における土木資機材・労力の提供	○	○	

(12) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
高島市医師会・高島市歯科医師会・高島市薬剤師会・公益社団法人滋賀県看護協会第7地区支部 一般社団法人滋賀県歯科医師会・一般社団法人滋賀県病院協会	1 災害時における医療救護の実施	○	○	○
	2 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力	○	○	
一般社団法人滋賀県建設業協会高島支部	1 応急仮設住宅の建設についての協力	○	○	○
滋賀県電気工事工業組合	1 広域避難所施設の電気設備の点検および応急復旧についての協力	○	○	○
レイク滋賀農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施	○	○	
	2 農林水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力	○	○	
	3 被災農林業者に対する融資および斡旋	○	○	
	4 被災農林業者に対する生産資材の確保、斡旋	○	○	
	5 応急用食料品の供給協力	○	○	○
	6 農産物・農地の汚染対策および除染措置のとりまとめ			○
	7 緊急時の食料集積場所として所有施設を提供	○	○	○
高島市森林組合	1 農林水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力	○	○	
	2 被災農林業者に対する生産資材の確保、斡旋	○	○	
	3 国有林および私有林における汚染対策に関する協力			○
高島市漁業振興連絡会 (高島市内各漁業組合)	1 農林水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力	○	○	
	2 被災漁業者に対する生産資材の確保、斡旋	○	○	
	3 緊急輸送に関する協力、応援	○	○	○
一般社団法人滋賀県トラック協会湖西支部	1 物資および人員の緊急輸送	○	○	○
高島市商工会	1 災害時における物価安定についての協力	○	○	○
	2 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力	○	○	○
(株)Z-WAVE (株)K-CAT	1 原子力防災に関する知識の普及の協力			○
	2 広報			○

機関名	処理すべき事務または業務の大綱	地震	風水害	原子力
	3 災害情報および各種指示等の伝達			○
一般社団法人滋賀県LPガス協会高島支部・滋賀県石油商業組合高島支部・その他危険物等の施設管理者	1 施設の整備、防災管理	○	○	○
	2 ガス・燃料供給の確保	○	○	○
新聞社等報道関係機関	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底	○	○	
	2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底	○	○	
	3 社会事業団等による義援金品の募集配分	○	○	
高島アマチュア無線非常通信ネットワーク	1 災害情報および各種指示等の伝達への協力	○	○	○
公益社団法人隊友会滋賀県隊友会高島支部	1 防災業務の支援	○	○	○
社会福祉法人高島市社会福祉協議会	1 住民等の避難誘導についての協力			○
	2 災害時ボランティアセンターの設置・運営	○	○	
	3 県災害ボランティアセンターとの連絡・調整	○	○	
	4 ボランティアコーディネーター等の養成	○	○	
	5 その他、災害ボランティアに関すること	○	○	○
社会福祉施設、病院施設の管理者	1 施設の防災管理と避難訓練の実施	○	○	○
	2 災害時における収容者の保護	○	○	○
市内の区・自治会	1 災害時における応急諸対策の協力	○	○	
	2 災害対策の支援、協力	○	○	
	3 原子力災害時における住民等の屋内退避・避難誘導についての協力			○

第4章 高島市防災ビジョン

1. 基本理念と基本方針

地域防災計画の目的は、関係機関をはじめ住民自らが総力を結集し、相互に連携して被害を最小限度に食い止めるための仕組みを構築するとともに、住民の生活環境の安全性を高めることにある。

この目的を達成するためには、人と人、自然と人、地域と地域などあらゆる物の繋がりを確保し、こうした大きな繋がりの中で物や自然機能などが健全に循環する仕組みの構築が必要である。

減災思想の上に立ち、災害対策においては、平時の備えと平時の仕組みをいかに対策に活用できるかが大変重要である。

本市の総合計画の基本理念である、元気な未来を拓く『高島の「恵み」と「誇り」を最大化』を実践し、市民の暮らしと生命（いのち）を守るため、次の4項目を基本方針として地域防災計画を策定する。

<基本理念>

元気な未来を拓く『高島の「恵み」と「誇り」を最大化』

<基本方針>

方針Ⅰ 安心して暮らせる「地域」をつくる

方針Ⅱ 災害に強い「基盤」をつくる

方針Ⅲ 災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」をつくる

方針Ⅳ 地域防災を担う「人」をつくる

2. 防災ビジョン達成に向けた施策

方針Ⅰ 安心して暮らせる「地域」をつくる

- (1) 地域計画の整備
- (2) 法による土地利用の規制・誘導
- (3) 防災施策の推進
- (4) オープンスペースの確保
- (5) 密集住宅地の防災対策
- (6) 迅速な復旧、復興対策の推進

方針Ⅱ 災害に強い「基盤」をつくる

- (1) 建築物等の災害予防対策の実施
- (2) 文化財の災害予防の推進
- (3) 防災拠点・避難ルート確保
- (4) 道路交通施設の災害予防の推進
- (5) ライフライン施設の災害予防の推進
- (6) 河川施設等の災害予防の推進
- (7) 浸水防止対策事業の推進
- (8) 土砂災害への予防の推進
- (9) 積雪時の防災対策の推進
- (10) 孤立防災対策の検討
- (11) 資材、機材等の確保
- (12) 備蓄と物資調達体制の確立
- (13) 農林水産関係災害予防の推進

方針Ⅲ 災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」をつくる

- (1) 災害活動体制の整備
- (2) 情報の収集・連絡体制の整備
- (3) 消防救急体制の整備
- (4) 災害医療救護体制の整備
- (5) 緊急輸送体制の整備
- (6) 避難誘導體制の整備
- (7) 避難支援体制や施設を整備
- (8) 洪水浸水想定区域内および土砂災害警戒区域にある社会福祉施設等に対する対策の確立
- (9) 火災予防および消防施設の充実、整備
- (10) 危険物施設等の災害予防の推進
- (11) 複合災害予防の推進

方針Ⅳ 地域防災を担う「人」をつくる

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練・避難訓練の実施
- (3) 防災調査の実施
- (4) ハザードマップ等の作成および活用促進
- (5) 住民および事業者の役割分担
- (6) 自主防災組織の整備育成
- (7) ボランティアの気運醸成および協働

3. 防災圏と主要施策

阪神・淡路大震災においては、人命救助に最も重要な初動期における「住民」や「企業」などの「地域における防災力」（共助）の重要性が明らかとなった。

この教訓を基に、県では、「地域における防災力」と行政、防災関係機関およびボランティア等が緊密に連携し、一体となって災害に立ち向かう体制を構築するため、県の特性を踏まえた防災圏を設定し、圏域ごとに必要な防災施策を推進することにより、県全域の防災力の強化を図ろうと考えている。

市では、基本理念である元気な未来を拓く「高島の「恵み」と「誇り」を最大化」を実現するため県の考え方に基づき防災圏を設定する。まず、各区および各自治会など自主防災活動の活動単位となる圏域を「第1次防災圏」として設定し、災害時における自助・共助の精神に基づく自発的な防災活動に寄与するため、自主防災組織の育成と活性化のための各種施策を展開する。

次に、行政が中心となって地域における防災力等との連携を強化し、防災力の向上を図る圏域を「第2次防災圏」と設定し、関係機関との連携を図りながら必要となる基盤整備を行うとともに地域での防災活動やボランティア活動を支援する各種施策や広域応援体制等の構築を推進する。「第3次防災圏」は、県が市を支援する圏域で高島土木事務所が中心となって各種施策を推進する。

【地震対策編の防災圏と主要施策】

圏域	圏域設定の考え方	主要施策
第1次防災圏	自治会（行政区） 地区単位 地区における自主的な 防災活動を行う圏域	【都市型地域】 <ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織の構築（住民、事業所） 地区単位 ● 地域における情報収集・伝達体制の構築 安否確認体制の確立、通信機器の配備等 ● 集会所・公園等の防災活動拠点化 資機材の備蓄、訓練の実施 ● 住民参加による防災、減災対策の推進 ● 消防水利の確保、整備 ● 老朽木造住宅密集地における防災体制の確立 ● 避難所、避難場所、避難経路の整備 【農村型地域】 <ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織の構築（住民） 地区単位 ● 地域における情報収集・伝達体制の構築 安否確認体制の確立、通信機器の配備等 ● 集会所・公園等の防災活動拠点化 資機材の備蓄、訓練の実施 ● 災害に強い農村づくりの推進 農業施設の防災化、土砂災害対策 ● 消防水利の整備 ● 避難所、避難場所、避難経路の整備
第2次防災圏	旧町村（支所の管轄エリア、中学校区） 市が中心となって消防 団・ボランティア等との 連携を図りつつ防災 活動を行う圏域	【全般】 <ul style="list-style-type: none"> ● 市と事業者・ボランティア等との連携の促進 （総合的訓練の実施） ● 市庁舎の防災拠点化 ● 応援物資輸送拠点の確保 ● ボランティア活動体制の構築 ● 地域における防災リーダーの育成 ● 消防団組織の強化および連携の促進 ● 医療拠点の整備 ● 小中学校の防災拠点化 【都市型地域】 <ul style="list-style-type: none"> ● 公園の整備 ● 防災都市の形成 【農村型地域】 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に強い農村基盤の形成
第3次防災圏	市全域 県が中心となり近隣の 市町等が連携して災害 対策に取り組む圏域	【全般】 <ul style="list-style-type: none"> ● 高島土木事務所を中心として市、消防本部を含む体制強化（連絡協議会の設置） ● 地方合同庁舎等の防災拠点化 ● 広域防災活動拠点の確保 ● 災害拠点病院の指定・整備 ● 災害時緊急物資の備蓄

第2編 災害予防編

第1章 安心して暮らせる「地域」をつくる

災害の発生、拡大、二次災害を防止するため、自然条件や過去の災害履歴等から災害脆弱箇所を把握し、これらに基づき適正な土地利用への規制・誘導および事業の推進を図るとともに、各種法律ならびに高島市総合計画等に基づき、地域防災に関わる施設の整備や地域の開発に努める。

1. 地域計画の整備

本市の災害特性に配慮して、適正な土地利用への規制・誘導を行うとともに、市街地や災害が発生する危険性の高い地区について地域計画を整備し、地域内における危険な土地の適正な利用に努める。

(1) 用途地域の指定見直し

必要に応じて、市街地における土地利用の純化をめざして用途地域の指定および見直しを検討し、防災性の向上に努める。

(2) 不燃化の促進

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法および建築基準法の定めるところにより、都市の不燃化を図る。

ア. 防火地域

現在、市内に防火地域の指定箇所はないが、今後、市街化の進行状況にあわせて、防火地域の指定を検討する。

イ. 準防火地域

現在、次の区域が準防火地域に指定されている。今後は、市街化の進行状況により、必要に応じて、現在指定されている準防火地域の指定見直しや、防火地域への指定変更などを検討する

地区名	所 在	面 積
今津地域	JR 近江今津駅前 名小路商店街周辺	1.3ha

ウ. その他の不燃化対策

現在、次の区域が建築基準法第22条の区域に指定されている。今後は、防火地域および準防火地域以外の地域においても、当該区域の指定を検討し、建築物の不燃化を推進する。

なお、公共建築物の整備に対しては周囲の状況を考慮し建築物不燃化、敷地周囲の緑地化等による防火遮断帯の形成に努める。

地区名	所 在	面 積
高島市内	新旭町を除く用途地域	745.9ha

2. 法による土地利用の規制・誘導

宅地造成工事規制区域に指定されている区域および土砂災害警戒区域等の指定を受けている区域では、地震や豪雨等により土砂災害等が起こると住宅が巻き込まれるおそれがあることから、法の定めるところにより、適正な土地利用を誘導し、土砂災害等による住民等の身体と住宅の被害を防止する。また、その他法令等による指定区域についても、適正な土地利用への規制・誘導を実施し災害の予防に努める。

[資料編 p68 : II 「4. 宅地造成等規制区域」参照]

3. 防災施策の推進

市街地における生活環境の改善と防災性の向上を図るため、防災に関連する各種の事業を、住民の理解と協力を得ながら推進する。

(1) 土地区画整理事業

市街地における居住環境の整備改善と併せて、土地区画整理事業等の計画的な実施を図る。事業の実施にあたっては、以下の事項に配慮するものとする。

- ア. 道路、公園などのオープンスペースを確保する。
- イ. 災害時の避難や応急活動に配慮した適正な街区の配置に努める。
- ウ. 市街地の不燃化の促進に努める。
- エ. 適正な土地利用の誘導を行う。

(2) 住宅地区改良事業

建築物の不燃化と密集の解消を図るため、県の指導のもと推進する。

4. オープンスペースの確保

広幅員の道路や公園、河川敷、学校等のグラウンド、農地などは、防災上オープンスペースとして有効な役割を果たすことから、市街地を中心として、これら防災空間の確保を図るとともに、周辺建築物の不燃化を促進し、地域の防災性向上に努める。

(1) オープンスペース確保

建物が集積する市街地や住宅地等では、災害時に防火帯または一時避難場所となるオープンスペースを確保する。

また、液状化の可能性が高いと判断された地域についても過度の集積を避け、オープンスペースの確保等の対策を講ずるよう努める。

公園や緑地等の公的なオープンスペースは、指定避難所との位置関係や適正な誘致圏について十分検討のうえ、計画的に配置する。

(2) 道路空間の整備

広域のおよび地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能や火災時の防火帯としての役割にも考慮しながら、道路の計画的な整備を行う。

また、災害時における緊急物資の輸送や住民の避難活動の際に重要な役割を果たす路線をあらかじめ指定し、特に重点的に防災機能を高める必要がある路線については、計画的に道路改良事業等を検討していく必要がある。

(3) 公園・緑地の整備

大地震時の火災延焼遮断帯や避難場所など、防災上の観点からも緑地保全に努める。

都市公園の整備目標としては、次に掲げる基準を満たすよう整備するとともに、今後は防災機能を強化するため、公園・緑地への災害応急対策施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポートなど）の整備を推進する。

○住区構成に対して整備すべき住区基幹公園（地区公園等） 4.0 m²/人以上

(4) 農地・林地の保全

農地・林地は、良好な環境の保全、防災上の観点からの保水機能、火災延焼防止機能、緊急時の避難場所など重要な役割を担っているため、適切な保全に努める。

5. 密集住宅地の防災対策

低層の木造住宅が密集する地区においては、安全で快適な防災生活環境の創造に努めるため、建築物の耐震・耐火構造化について、住民に対し指導・助言を行うとともに、地区内の街路の拡幅や機能整備、公園・広場等のオープンスペースの配置など、公共施設の整備について、総合的かつ計画的な実施を検討する。

6. 迅速な復旧、復興対策の推進

災害発生後の復旧・復興期において、迅速な復旧ができるよう、県と連携して地籍調査の推進に努める。

(1) 地籍調査の推進

災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界、面積等）を復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査の推進に努める。

(2) 地籍調査の取り組み

地籍調査は、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果を法務局に送り込むものであり、本市が事業実施主体として取り組んでいる。

（地籍調査事業補助金） 事業主体：市 負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4

第2章 災害に強い「基盤」をつくる

1. 建築物等の災害予防対策の実施 【各施設管理部門】

災害時の都市の安全性の向上を図るため、防災上重要な建築物や公共施設の耐震化・耐火性の向上を計画的かつ重点的に推進する。また、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発および耐震診断・耐震改修を促進する。

(1) 建築物の災害予防計画

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づき、建築物の所有者に対し、耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発に努め、耐震診断・耐震改修を促進する。住民に対する防災知識の啓発や一般建築物の安全性診断等を行い、災害時における建物被害の最小化に努める。

1) 建築基準法遵守の徹底

建築時において建築基準法令および関係法令等を遵守するよう、関係団体の協力を得て啓発を図る。

住民に対して、建築物の災害予防に関する知識の普及啓発のため、関係機関と連携して次の対策を実施する。

ア. 広報誌、インターネットおよびポスター等による広報

イ. 講演会、研修会等の開催

2) 防災施設の整備

消防法により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の普及啓発

県の協力により「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づき、建築物の所有者に対する指導、誘導等を行うほか、耐震診断および耐震改修の啓発・普及活動を行う。

4) 木造住宅の耐震診断および耐震改修の推進

県と連携して、次の事項に該当する木造住宅の耐震診断および耐震改修の促進に努める。特に、高齢者世帯、身体障がい者を有する世帯については、重点的に耐震化および地震対策の促進に努める。

ア. 耐震診断

(ア) 対象となる木造住宅

①昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの

②延べ面積の1/2以上の部分が住宅として使われているもの

③階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの

④枠組壁工法、丸太組工法および大臣認定工法（プレハブ工法）ではないもの

(イ) 費用 無料

イ. 耐震補強案作成

(ア) 対象住宅

上記の耐震診断の結果、総合評点が0.7未満（地震が起きたときには倒壊または大破

壊の危険があるとされる数値) と診断されたもの

イ) 費用 無料

ウ. 耐震改修工事に対する市の補助制度

(ア) 対象住宅

上記の耐震診断の結果、総合評点が0.7未満(地震が起きたときには倒壊または大破壊の危険があるとされる数値) と診断されたもの

(イ) 費用

次のとおり費用の一部を補助する。

改修工事費の80% 上限額 1,000千円 その他割増補助あり

5) 建築物の耐雪化対策

昭和56年の豪雪によって建築物に多大の被害が生じたことに鑑み、屋根雪荷重等による建築物の倒壊等を防止するため、県は、多雪地域の大梁間鉄骨建築物に対して、設計・施工・維持管理についての指針を定めている。市は、これに基づき、建築物に対する設計・施工・維持管理の指導強化を図る。

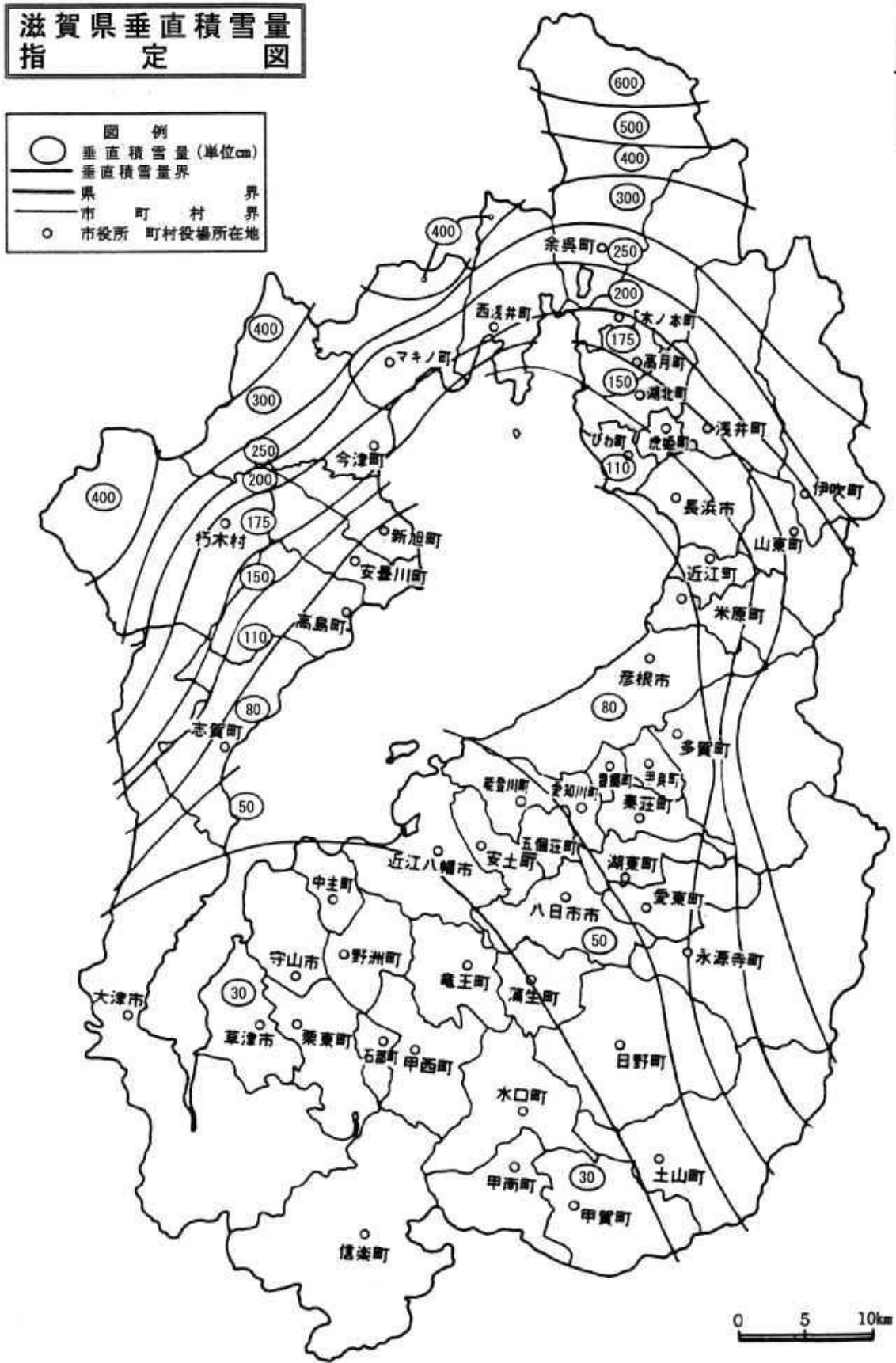
①対象地域

本市全域：平成12年6月28日滋賀県告示第433号(「県垂直積雪量指定図」中100cm以上)

②対象建築物

鉄骨造建築物(屋根を鉄骨造としたものを含む)でスパン16m以上のもの

図：滋賀県垂直最深積雪量指定図



(2) 公共施設の災害予防計画

公共施設は、災害時における避難、救護および各種対策上重要な役割を担うことから、平常時における施設の特性に加えて、災害時における機能および重要度に応じた安全性を確保する。

特に、災害予防対策の万全を期すものとする。

1) 建築物の構造強化

既存施設のうち、現在の構造基準以前に建設されたものについて建築構造の安全性診断を行い、現行の構造基準に準じて、耐震性・耐火性の向上、補強に努める。また、防災関係設備の充実を図り、これを計画的に整備するものとする。

2) 大規模公共建築物の災害予防対策

建築基準法において、公共建築物など不特定多数の利用のあるものは、耐火建築物とするよう定められており、避難・防火に関しても規定がある。これら規定の遵守を徹底するとともに、さらに各建築物の防災上の重要度に鑑み、自主的な災害予防対策および施設の安全対策を講じるものとする。

ア. 建築物の耐火・耐震化

建築基準法の規定に基づき、建築物の火災・地震対策の確認および検討を行う。

老朽化が著しい施設については、耐火・耐震構造への改築等を進める。

イ. 防災施設の整備

消防法において設置するよう定められている消火設備、警報設備および避難設備等の防災施設の整備を図る。

ウ. 各施設の自主防災計画

施設ごとに自主防災計画（マニュアル）等を作成し、職員および入所者に対して避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど、防災体制の構築を図る。

また、関係機関との連絡体制の確立を図る。

エ. 夜間における防火管理

夜間における防火管理体制の確立および避難誘導装置の整備を各施設単位に行う。

オ. 市役所本庁舎のデータ喪失リスク低減

市役所本庁舎設置のサーバデータを別拠点に分散保管するなど、データ喪失リスク低減措置に努める。

3) 学校教育施設

学校教育施設は、若年齢者が集まる施設として安全性確保に万全を期すものとする。また、これら学校施設は、避難所等に利用されるほか、様々な災害対応の機能を発揮することから、特に、施設の充実に配慮するものとする。

ア. 教育施設における災害対応の機能の重要性の周知徹底を図る。

イ. 学校建物の新設、増設、改築等の際は、施設の耐震・耐火構造化を推進する。

ウ. 新設または全面移転改築に伴う建物敷地の選定にあたっては、不等沈下、陥没、浸水などの危険性について十分な地盤調査を実施する。

エ. 学校建物の耐震性診断を行い、必要な場合は改築等により耐震性の確保を図る。

オ. プールは、災害時の水利施設として、また給水施設としての利用が可能であることから、ろ水器等の配備を検討する。

4) 社会福祉施設

保育園などの福祉施設の耐震性診断を実施し、必要な場合は、改築等により耐震性の確保を図る。また、市内に立地する老人ホームなどの民間の福祉施設については、防災対策の周知徹底に努め日常点検を指導するとともに、防災上必要な助言、勧告等を行う。

(3) 宿泊施設の防災対策

観光施設および宿泊施設が多く立地する場所においては、観光協会等と協力して、市内観光施設等の状況把握に努めるとともに、施設の管理者に対し施設の安全性強化および災害時の避難対策についての指導教育を推進する。

(4) 建物等に付属する施設等の安全性の向上

震災時に煙突、看板、屋外広告塔など建物に付属する構造物の落下やブロック塀の倒壊などによる被害が予想される。

県の協力のもと、落下物対策およびブロック塀対策について啓発・普及活動を行い、これら建物に付属する施設の安全化を図る。

また、ブロック塀の安全性確保および特定天井の脱落対策について、建築基準法に基づく施工基準の啓発に努める。

(5) 各施設の自主防災計画

施設ごとに自主防災計画（マニュアル）等を作成し、防災体制の構築を図るとともに、関係機関との連絡体制の確立を図る。

2. 文化財の災害予防計画 【教育委員会（文化財課）】

本市には、指定文化財等多数の文化財が存在する。

こうした文化財を災害から文化財を守るため、市（教育委員会）は、国、県、消防機関および管理者等の協力を得て、現況を正確に把握したうえで施設整備等の予防対策を強化する。また、災害時における文化財の被害拡大を防止するため、研究者、民間ボランティア組織および関係機関の協力を得て応急対策計画を作成する。

なお、文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む）、県文化財保護条例ならびに市文化財保護条例により指定された文化財等については、資料編による。

[資料編 p 181-187 : III 「1 2. 市内の文化財」 参照]

(1) 指定文化財の維持管理

文化財の所有者および管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理を行う。

また、これらに関する勧告、助言および指導機関は、以下のとおりである。

ア. 国指定文化財

文化庁長官またはその権限を委任もしくは指示を受けた県

- イ. 県指定文化財
県またはその指示を受けた市教育委員会
- ウ. 市指定文化財
市教育委員会

(2) 指定文化財の防災対策

- ア. 市および文化財所有者または管理者は、具体的な事業計画のもと、火災、その他の対策のための防災施設整備を促進する。
 - ア) 火災予防
火気の使用制限、焚火、禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電警報器の設置、消火栓（貯水槽を含む）の設置、ドレンチャー・スプリンクラーの設置、防火壁・防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫等の建設、避雷針の設置
 - イ) その他の対策
環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）、薬剤処理（蟻害、虫害、黴害の予防）、防御網阻止棚等の設置、収蔵庫の建設（金庫式を含む）、施設への委託保管、電気的安全度の定期検査励行、防災施設の定期的な保守点検の実施、非常通報器の確認
- イ. 現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。
- ウ. 文化財保護強化週間（県においては強調月間）、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の啓発を実施する。また、消防本部は、文化財についての防火査察および防火訓練、または図上訓練を適時行う。

(3) 地域の文化遺産の保全対策

- ア. 地域の文化財に対する保護や活用への意識啓発
- イ. 地域の文化財に対する基盤整備
 - (ア) 文化財の分布状況や現況の把握、リスト作成
 - (イ) 所有者および管理者間のネットワークづくり
 - (ウ) 地域の文化財に対する基金や助成制度の検討
- ウ. 災害時の救済・保護対策の検討
 - (ア) 相談窓口の設置、民間ボランティアを主体とする応急対策体制の整備
 - (イ) 緊急保管場所の確保
 - (ウ) 修復、保全対策の検討
 - (エ) 建築物の老朽化や腐朽の度合いの把握に努め、必要に応じて解体修理の実施を検討
 - (オ) 美術工芸品をはじめとする文化財の耐震保存状況の把握に努め、その対応を検討

3. 防災拠点・避難ルートの確保

あらゆる災害から住民の生命および身体の安全を守るため、必要な避難所、一時避難場所、避難路、防災拠点等の防災施設を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 防災拠点の指定

本市における防災活動の中で、特に重要な機能を果たす公共施設等を防災拠点として位置づけ、必要な機能整備を図る。また、拠点間の道路や情報通信網によるネットワークを充実して連携を高め、各拠点が災害時に円滑に機能する体制づくりを進める。

1) 防災中心拠点（高島市役所）

本市において災害による被害が発生した場合、市災害対策本部が設置される市役所は、市内防災活動の中心となるだけでなく、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請など、あらゆる災害・被災情報を統括する情報通信機能を果たす必要がある。したがって、高島市役所を、本市の防災拠点機能を総括する防災中心拠点として位置づけ、情報通信機能の整備充実を図るとともに、市役所を中心とした各防災関係機関との連携体制の確立に努める。

2) 地域防災拠点（各支所）

災害時において情報収集活動、避難対策および救出救護活動等の初動対策における地域の活動拠点として、各支所庁舎を地域防災拠点に位置付ける。

したがって、災害初期に設ける地区本部は、基本的に当該施設に設置するものとし、防災中心拠点およびコミュニティ防災拠点等との情報通信機能の確保に努める。

3) 防災拠点の代替施設

防災拠点施設において、耐震構造を有しない施設については、使用不能となる場合に備えて、可搬型情報通信設備の整備や仮設テント等の備蓄を進める。

4) 防災重要建築物の指定

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求されることから、これらの活動を円滑に進めるため、市内の施設のうち、災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、以下の条件に基づいて防災重要建築物を指定し、各施設の構造強化および崩壊防止に努める。

- ア. 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる診療所、学校、社会福祉施設等
- イ. 災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等

5) コミュニティ防災拠点（広域避難所）

本市における各地域の防災活動および避難活動を総括支援する拠点として、広域避難所をコミュニティ防災拠点に位置づける。これらの施設では、災害時に地区連絡所が開設され、地域の情報収集や防災活動の指示伝達を実施することから、防災中心拠点および地域防災拠点との情報連絡体制の確立に努めるとともに、地域内各避難所との連携を図る。

6) 救護拠点および地域救護拠点

災害時に市内において実施される医療・救護の情報および活動を統括するため、新旭保健センターに統括救護拠点を設置する。また、各地域における医療救護にかかる情報収集および活

動を支援するため、地区本部を救護拠点と位置づける。

救護拠点および地域救護拠点では、市内外の医療機関、災害時に応急救護所が開設される避難所および住民支援班との情報収集・相互連絡体制をあらかじめ整備する。

7) 要介護者対策拠点

高齢者や障がい者等の介護を必要とする被災者のケアを適切に実施するため、福祉避難所を地域にバランスよく配置するとともに、これら避難所を総括する福祉対策拠点を地区本部に設置する。

福祉対策拠点では、各避難所、医療機関、介護ボランティア等との連携により、避難行動要支援者の状況把握、避難行動要支援者用の救援物資の確保供給、介護者の派遣および受入施設等への移送などを行うことができるよう、必要な機能整備と体制づくりを進める。

8) 物資集積拠点（輸送拠点）

本市では、今津港と今津漁港が県の広域湖上輸送拠点に、また、びわ湖こどもの国が広域陸上輸送拠点に位置づけられている。これらに加えて、陸路や空路により輸送された救援物資の配分、供給、市内各地区への移送等の活動を円滑に実施するため、「びわ湖こどもの国」および「今津総合運動公園」を物資総合集積拠点に、各地域の防災センターを地域物資集積拠点と位置付け、必要な機能整備を図る。

9) 備蓄拠点

各地域の防災センターには、防災関連の車庫および備蓄倉庫が整備されていることから、当センターを備蓄拠点として位置づける。備蓄拠点では、災害時に備蓄物資の仕分け、搬送および配給等の活動を行うほか、地域物資集積拠点として輸送された物資の仕分け、配分、供給なども実施できるよう、輸送拠点間の連携体制を整えておく。

10) 道路防災拠点

観光および通過交通など道路利用者等の安全を守り、かつ緊急輸送道路を確保するため、道の駅を道路防災拠点に位置づけ、道路利用者等の一時的な避難、収容場所とするとともに、道路管理者と協力して必要な施設および体制整備に努める。

表：対象となる施設

施設名称	マキノ追坂峠、しんあさひ風車村、藤樹の里あどがわ、くつき新本陣
------	---------------------------------

(2) 防災路線の指定

県では、災害時における広域的な道路交通ネットワークを維持し、高島土木事務所、市役所ならびに物資輸送拠点を連絡するため、優先的に復旧を行う道路を指定している。

これらに加えて、市内における道路交通ネットワークを確保するため、第3次緊急輸送道路として、各防災拠点間を結ぶ主要道路や物資輸送に重要な役割を果たす道路、また、各避難所間を結び主要な避難ルートとなる道路を指定し、必要な機能整備を図るとともに、災害時には優先的に復旧を行うものとする。

[資料編 p 142-150 : III_5 「(1) 緊急輸送道路」 参照]

(3) 避難所等の種類と条件

1) 避難所の指定

[資料編 p 83-115 : III_「1. 避難施設一覧」参照]

ア. 地区避難所

地区単位で開設し、当該地区において災害による建物倒壊および焼失など、現に被害を受けた者または被害を受けるおそれのある者を一時収容する施設とし、区または自治会が任意に選定し、地区防災計画に掲載し住民への周知を図るものとする。また、大規模災害時においては、広域避難所へ避難する前の中継地点として、当該地区の住民を集結させ、地区内における被害の概要を把握し、人的被害および不明者を把握することにより、自主防災組織等が迅速に捜索活動や救出救護活動を実施するための拠点施設とする。

イ. 広域避難所

災対法第49条の7に基づく指定避難所であり、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった、立退きが必要となった住民や滞在者等を必要な間、または一時的に滞在させる施設。

なお、収容人員の算定に当たっては、1人当たり3.3㎡を基準とする。

ウ. 指定緊急避難場所

災対法第49条の4に基づく指定緊急避難場所であり、災害が切迫した場合における住民などの安全な避難先を確保する観点から、災害の種別ごとに当該災害の危険が及ばない場所または施設を指定する。

住民等が災害の危険から円滑かつ迅速に避難することができる場所とし、広域避難所を指定緊急避難場所として指定する。

エ. 福祉避難所

社会福祉施設等一般の避難所生活が困難な要配慮者のため、災対法施行令第20条の6第5号に基づき市が指定する特別の配慮がなされた施設とする。

なお、指定にあたっては、国の「避難所における良好な生活環境に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に指定を行う。

また、福祉避難所の設置にあたって、社会福祉施設等の福祉避難所に適した施設が不足する場合は、一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋を「福祉避難室」として設けたり、公共の宿泊施設や民間の旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等の検討を行い、柔軟に対応する。

オ. 一時避難所（自主避難所）

災害から避難するために必要な間滞在させ、または自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための公共施設。

2) その他

ア. コミュニティ防災拠点

「1) イ. 広域避難所」を、各地域の防災活動および避難活動を総括支援する拠点として位置づけ、防災倉庫等を整備して救助用資機材等を配備するとともに、災害時においては、防災拠点および他の避難所との連絡体制を確保し、当該地域の窓口となる地区連絡所を開

設して、地域の情報や防災活動の指示伝達を実施する。

イ. 一時滞在者（帰宅困難者）の一時退避施設

観光客や道路または鉄道利用者など、災害により帰宅が困難な者を一時収容するため、観光施設、道の駅およびJR駅等を一時退避施設とする。

なお、当該施設の管理者は、こうした者の安全を確保し、必要となる情報把握および情報提供に努めるものとする。

ウ. 分散避難の検討

避難時における感染症対策への対応を踏まえ、多様な避難先について災害の状況に応じて、最も安全な場所へ避難する分散避難の考え方について、防災出前講座や広報等を活用し啓発を行う。

（4）避難所、一時避難場所および避難ルートの指定の考え方

災害が発生した場合、住民の生命および身体の安全を確保するため、必要な避難所を指定する。

避難所としての適格性の判断は、各地区で予想される地震災害、風水害、土砂災害、火災放射熱等各災害の特性を考慮し、下記事項を基本とする。

1) 避難所指定の立地条件

市は災害時における住民の安全を確保するため、指定緊急避難場所および広域避難所を指定する。したがって、あらかじめ公共施設や各地区の集会施設等を対象に調査を行い、以下の事項を考慮したうえで、適切な施設を避難所として指定する。

なお、指定に際しては施設管理者の同意を得るものとし、また、指定箇所については、住民に対し周知徹底を図る。

ア. 基本的に集落単位とし、地形、主要道路・河川等の地域分断要素を勘案する。

イ. 地区人口（夜間および昼間人口）を考慮する

ウ. 地区の割当は自治会単位とし、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれらを横断して避難することを避けるものとする。

エ. 避難距離が1.0km～2.0kmの範囲（子供や高齢者が徒歩移動可能と思われる距離の範囲）

オ. 防災拠点その他の主要施設、水利、災害危険箇所および危険施設との位置関係

カ. 個々の災害に対する安全性

キ. 避難所までの道路状況

ク. 原則として、琵琶湖および河川浸水想定による浸水想定区域、土砂災害の防止に関する法律に定める特別警戒区域および警戒区域の区域外にある建物とする。

2) 避難施設の必要機能

避難所となる施設では、原則として、以下の条件を満たすことが望ましいことから、これら条件を満たさないものについて整備を検討する。

指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理局と健康福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- ア. 鉄筋コンクリート造（土砂災害（特別）警戒区域では、必ずこの構造）
- イ. 有線電話・防災行政無線受信機等の整備
- ウ. 食料品・寝具の備蓄について、なるべく湿気の少ない保管場所があること
- エ. 被災者がその場所で受水できる給水施設の整備
- オ. 障がい者や高齢者のためのスロープや車椅子用便所などの設備
- カ. 木造家屋の密集地から300m以上離すこと
- キ. 収容可能人員は、有効面積（延床面積から通路やトイレ等特殊室を除いたもの）に対し、1人3.3㎡以上として算出する。
- ク. 耐震性を確保する。
- ケ. 視覚、聴覚障がい者等対象の避難情報提供のバリアフリー化の整備に努める。
- コ. 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める

3) 一時避難場所の確保

区および自治会は、地震災害や火災は突発的に発生するうえ、建築物の倒壊から一刻も早く身の安全を確保する必要があることから、市街地周辺の公園、緑地、市有空閑地および河川敷などを対象に、地震および火災発生時に使用する一時避難場所を確保し、地区防災計画に明記するものとする。

場所選定にあたっては、1)に挙げた事項を考慮のうえ、ある程度の規模のオープンスペースを確保できる場所で検討するものとする。また、指定された一時避難場所については、住民に対する周知徹底を図るとともに、災害対策用資機材等の配備を検討する。

4) 避難ルートの指定

市は迅速かつ安全な避難を確保するため、各集落から広域避難所までの主要な避難ルートをあらかじめ指定する。指定避難ルートでは、ルートを示す標識や、避難所までの案内板等を計画的に整備するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

4. 道路交通施設の災害予防計画

震災時の被害を最小限にとどめ、避難や応急対策活動を円滑に実施するための交通機能を維持確保するため、各交通施設の安全性を強化するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備に努めるものとする。

(1) 道路・橋梁等の災害予防計画

災害時における道路、橋梁は、水防、避難、応急救急活動等の動脈として重要な役割をもつ防災施設である。したがって、平素から災害に備え、橋梁の耐震化等により被害を未然に防止し、または被害の誘因となるものを排除する等、常に維持補修に努める。

1) 道路の整備 【都市整備部】

災害時における道路機能の確保のため、所管道路について、以下の改修・改良工事を実施する。また、市内主要路線の代替機能の充実を図るため、国道におけるバイパス整備を促進し、

広域交通ネットワークの整備を図る。

ア. 道路改良事業等による根本的対策

- ア) 国や県の道路整備計画に併せて、市の道路整備事業などによる道路の新設等の強力な推進を図るとともに、損傷が著しい道路の舗装は早急に修繕し、安全な通行が確保できるよう努める。
- イ) 避難ルートや物資輸送ルートが災害によって通行不能となった場合の迂回路についても予め想定し、安全な通行が確保できるよう補修等に努める。
- ウ) 道路管理者は、耐震性を確保した道路構造物の整備と点検に基づく既設構造物の耐震性強化を図り、道路施設の総合的な安全化を推進する。
- エ) 地盤の軟弱箇所および湧水がともなう箇所について、地盤改良を実施する。
- オ) 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所について道路防災総点検調査を実施し、改善が必要な箇所について対策工事を実施する。
- カ) 大雨などによる土砂崩れや落石の危険が高い道路は、落石等防止対策を行う。

イ. 災害発生前の緊急予防対策

- ア) 道路の路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起こったときやその可能性があると思われるときは、通行人や車両等の安全を確保するため、注意標識、通行規制標識、通行止め標識を設置する。
- イ) 道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに、臨機に必要な措置を行う。
- ウ) 冠水するおそれのある道路および冠水によって民家に浸水を来たすおそれのある道路については、冠水原因となる側溝、水路、河川等の溢水を防ぐため、土のう積み等による応急予防措置をとる。

2) 橋梁の整備【都市整備部】

ア. 橋梁の長寿命化と構造補強

管轄する橋梁の長寿命化を図るため、「平成31年橋梁定期点検要領」に基づき点検を実施し、改善が必要な場合は、架替、補修などの事業を早期に実施する。

流失の恐れや流水を阻害して付近に溢水をおよぼすおそれのある橋を保全または改善するため、橋脚の塵芥排除ならびに補修、橋台、石積等の補強および改良等を行う。

また、緊急輸送道路等に架かる橋梁については、道路橋示方書等の基準に基づき耐震化を検討する。

イ. 橋梁の新設

今後、新設または改良する橋梁については、道路橋耐震設計指針に基づき整備を行う。

3) 林道の保全整備【農林水産部】

本市の集落間を結ぶ連絡林道において土砂災害が発生すると、集落が孤立する危険性があることから、林道管理者は、市内の林道を調査し、法面の崩落、落石等の危険箇所を把握するとともに、県と協議のうえ計画を策定し、法面保護施設等の工事を実施し危険の解消を図る。また、橋梁部については、林道技術指針（昭和49年林野庁指導部長通達）に基づく調査を実施し、安全性の確保に努める。

4) 道路啓開用資機材の整備【都市整備部】

災害時に事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物を迅速に排除し、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、事業者との協定等により、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の補強および分散配置に努めるとともに、災害時における資機材確保を推進する。

5) 道の駅を中心とした防災体制の整備

道の駅を道路防災拠点に位置づけ、道路利用者の一時避難場所を確保するため、道路管理者と連携協力して必要な施設と体制の整備に努める。

ア. 道路管理者の実施内容

- (ア) 防災トイレの整備
- (イ) 自家発電設備の整備
- (ウ) 道路、気象情報等の情報提供機器の整備およびその機能強化
- (エ) 災害時における情報提供
- (オ) 災害時における道路利用者の安全確保
- (カ) 市との連絡調整
- (キ) その他必要となる措置

イ. 市の実施内容

- (ア) 休憩スペースの確保
- (イ) 飲料水等の確保および非常用水の確保
- (ウ) 下水道配管の耐震化
- (エ) 災害時における情報提供
- (オ) 災害時における避難場所の確保
- (カ) 道路管理者との連絡調整
- (キ) その他必要となる措置

(2) 鉄道施設の災害予防計画 【西日本旅客鉄道(株)】

西日本旅客鉄道(株)は、鉄道施設の耐震化等を進めるとともに、防災業務計画に基づく災害予防対策の実施により、総合的な防災性の向上を図る。

JR 施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても、常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

災害を予防するため、概ね次の各号に掲げる事項について計画・実施する。

- 1) 橋梁の維持補修ならびに改良強化
- 2) 河川改修に伴う橋梁改良
- 3) 法面、土留の維持補修ならびに改良強化
- 4) トンネルの維持補修ならびに改良強化
- 5) 鉄道林の造成ならびに落石防止設備の改良強化
- 6) 建物等の維持補修ならびに改良強化
- 7) 空頭不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進

- 8) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 9) 台風ならびに強風時等における線路警戒態制の確立
- 10) その他防災上必要な設備改良

5. ライフライン施設の災害予防計画

各ライフライン関係機関は、施設の安全性の強化を目指すとともに、各系統の多重化や施設の分散等による代替性の確保を図り、災害時におけるサービスの維持に努める。

また、市は県と連携しながらライフライン関係機関とのコミュニケーションを通じて、情報の共有を図るとともに、ライフライン被害防災のための予防対策を含む各種対策の推進をはじめ有事における相互連携の仕組みづくりに努める。

(1) 電気通信施設の災害予防計画（西日本電信電話(株)滋賀支店）

西日本電信電話(株)滋賀支店は、地震災害による通信の途絶防止を図るため、万全の予防措置を講じている。また、基幹的な通信施設等の整備に当たっては、各施設等の安全性強化やネットワークの多重化などにより通信手段の確保に努めている。

今後も災害の発生に備え、電気通信設備等の防災設計・予備電源の設置・災害対策機器の配備・設備の点検強化を行い、被害の回避ならびに迅速な復旧体制を整えるものとする。

ア. 電気通信設備等の耐震・耐火および耐水構造化

(ア) 耐火ケーブル（難燃性）の使用

(イ) 装置等の耐震措置の実施

(ウ) 防火扉・防水堤の設置

イ. 主要電気通信設備に予備電源の設置

ウ. 災害対策機器・車両および復旧用資機材を配備

エ. 災害発生時の通信確保のため伝送措置計画・交換措置計画を策定

オ. 災害対策活動を円滑に行うため、情報連絡体制を整備

カ. 災害対策用資機材等の数量把握および必要な整備点検の実施

(2) 電力施設の災害予防計画 【関西電力(株)、関西電力送配電(株)】

災対法第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図るため、電力施設管理会社は、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切に遂行する。

計画に即し、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因に除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

具体的には、災害別に設備ごとの災害予防の計画をたて、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施する。

1) 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力(株)および関西電力送配電(株)は、それぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

ア. 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

- a. ダム、取水口の諸設備および貯水池の上、下流護岸
- b. 導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係
- c. 護岸、水制工、山留壁
- d. 水位計

(イ) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(ウ) 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は、基本的事業にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

イ. 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ. 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(イ) 送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪構造を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(ウ) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(エ) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線カードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

エ. 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶解防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

オ. 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

カ. 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

2) 防災業務施設および設備の整備

関西電力(株)および関西電力送配電(株)は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。

ア. 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

(イ) 地震動観測設備

イ. 通信連絡施設および設備

(ア) 通信連絡施設および設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

a. 無線伝送設備

(a) マイクロ波無線等の固定無線施設および設備

(b) 移動無線設備

- (c) 衛星通信設備
- b. 有線伝送設備
 - (a) 通信ケーブル
 - (b) 電力線搬送設備
 - (c) 通信線搬送設備、光搬送設備
- c. 交換設備（防災関係機関との直通電話含む。）
- d. IPネットワーク設備
- e. 通信用電源設備

(イ) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

ウ. 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

エ. コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

オ. 水防・消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

(ア) 水防関係

- a. ダム管理用観測設備
- b. 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- c. 排水用のポンプ設備
- d. 車両等のエンジン設備
- e. 警報用設備

(イ) 消防関係

- a. 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- b. 各種消火器具および消火剤
- c. 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

カ. 石油等の流出による災害を防止する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

(ア) ガス検知器、漏油検知器

(イ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

キ. その他災害復旧用施設および設備

電気施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

ク. 防災機関との事前連携

関西電力送配電(株)は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害発生時に早期連携できるよう努める。

3) 復旧用資機材等の確保および整備

関西電力(株)および関西電力送配電(株)は、災害に備え、次の事項を実施する。

ア. 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ. 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

ウ. 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

エ. 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

オ. 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

カ. 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

4) 電気事故の防止

関西電力(株)および関西電力送配電(株)は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。

ア. 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、(災害発生のおそれがある場合には、特別

の巡視) および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

イ. 広報活動

(ア) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- a. 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- b. 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに関西電力送配電(株)の事業所に通報すること。
- c. 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- d. 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- e. 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。
- f. 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- g. 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること
- h. その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(ウ) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人工透析などの医療機器等を使用している方の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

5) 防災教育

関西電力(株)・関西電力送配電(株)は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

6) 防災訓練

関西電力(株)・関西電力送配電(株)は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

7) マニュアル類の整備

関西電力(株)・関西電力送配電(株)は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(3) ガス施設の災害予防計画

簡易ガス事業者および液化石油ガス事業者に対し、ガス導管等の施設および設備の耐震性の強化について指導するとともに、ガス施設の損傷および爆発災害に備えて必要な防災体制の整備を図る。

1) 防災設備の強化

ガス事業者は、ガス事業法に基づく定期点検および自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合している状態を維持する。また、プロパンガス施設の転倒防止工事を実施する。

2) 各家庭におけるガスの安全対策

ガス事業者は、消費者に対し、地震災害が発生した場合の処置や、日常の点検等に関する保安知識の普及に努めるとともに、防災対策の実施を図る。

ア. 簡易ガス

ガスもれ通報電話の点検・整備を図る。

イ. プロパンガス

(ア) マイコンメーターやヒューズコック等の安全機器の普及に努める

(イ) 消費者に対し、パンフレット等を利用してガスの正しい使い方およびガス漏れの際の注意事項を周知する。

3) 機材の整備

ガス事業者は、早急に復旧もしくは応急措置ができるよう緊急用機材を保有し、その点検整備を行う。

4) 防災体制の整備

点検・通報および緊急避難体制について、市、高島警察署および施設管理者が一体となった防災体制の整備を行う。

5) LP ガス供給体制の充実

LP ガスは、大地震が発生した場合でも復旧にかかる所要日数が比較的短期間であり、簡便に供給を再開できる特性を有していることから、一般社団法人 滋賀県 LP ガス協会高島支部の協力による早期供給体制の充実を図る。

ア. LP ガスを他基地より供給できるバックアップ体制の整備

イ. 近隣府県 LP ガス業界の支援体制の整備

(4) 上水道施設の災害予防計画

取水、浄水、配水等の基幹的な水道施設について、日常からの保守点検の実施、施設の耐震化、また、迅速な復旧のための資機材の確保等の対策を図るとともに、万一被災しても機能を維持し、迅速に復旧できるよう以下の対策を実施する。

1) 上水道施設の安全性確保

ア. 上水道施設の設計は「日本水道協会編：水道施設設計指針（2012）」および「日本水道協

会編：水道施設耐震工法指針・解説（2009）」に基づいて行うものとし、施設の新設、拡張、改良にあわせて計画的に進める。

イ．耐震化の推進については、医療機関、福祉施設等の他、避難所等の防災上重要な施設への配水管路の耐震化を優先的に行う。

ウ．過去に災害による被害を被った場所および被害発生の危険性が高い場所では、施設の新設・更新にあたって十分な防災対策を講じる。

2) 維持管理体制の強化

維持管理にあたっては、施設を適切に保守し安全性の確保に努めるものとし、点検マニュアルに基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

(ア) 取水施設

a．施設・付帯設備の保守

(イ) 浄水施設

a．施設・付帯設備の保守

b．消毒設備の保守

c．薬品注入設備の保守

(ウ) 送水・配水施設

a．配管・諸設備の保守

3) 給水体制の整備

緊急時応急給水用の水を確保するため、市は配水池に緊急遮断弁を設置しており、緊急時には最大10,000立方メートルの水を確保できるため、これを用いて給水活動を行う。また、避難所の施設管理者は計画的にろ水器や貯水槽の整備を行う。

4) 訓練および平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から職員に対し、応急復旧、応急給水等に関する総合的な訓練を行う。また、住民に対し、平常時からの飲料水の確保を呼びかけるなどの災害対策の広報を行う。

5) 幹線管路の相互連絡

配水幹線管路が被災すると、給水区域が断水となり大きな影響を与えるので、配水幹線間での相互連絡を検討する。

6) 資機材の整備

日常より災害復旧時に必要な資機材の確保に努め、更に県内水道事業体の資機材情報を共有する滋賀県水道協会の資機材情報データベース等を用いて緊急時の資機材の確保を図る。

(5) 下水道施設の災害予防計画

市内にある流域下水道、単独公共下水道、農林業集落排水処理施設にはともに下水道管、中継ポンプ等の施設を有し、さらに単独公共下水道と農林業集落排水処理施設は下水処理場を有している。

市では管路および下水処理施設の整備はおおむね修理了しているものの、特に地震時には下水道施設は他のライフラインと異なり、同等の機能を代替する手段がないため、今後の施設整備

時には施設の安全性を確保し、施設被害の予防対策を講じる。

1) 下水道施設の安全性の確保

ア. 下水道施設の設計は地盤条件をよく調査し、管渠を強化するための耐震対策を実施する。特に、丘陵地の盛土と切土との境で被害が発生する事例がみられるため、十分な予防対策を講じるものとする。

イ. 下水道整備工事の際に、地盤条件等により通常の開削工法で被害が予想される場合は、管渠敷設に耐震対策工法の採用を検討する。

整備後は、平常時の巡視および点検を定期的実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を行う。

2) 維持管理体制

下水道施設の点検マニュアルを整備し、定期的な点検調査の実施による管渠等の維持管理を図るとともに、必要に応じて構造強化等の施策を検討する。

(ア) 管路

- a. 污水管・諸施設の保守
- b. 老朽管、破損箇所等の点検

(イ) ポンプ施設・下水処理施設

- a. 施設・諸設備の保守

3) 資機材の整備

日常より、下水道施設の応急復旧に必要な資機材について、あらかじめ調達方法および保管場所を定め、県・近隣市町間においての情報交換ならびに応援体制を整備する。

6. 河川施設等の災害予防

市内の河川施設や農業用施設等の安全性を高め、河川等の氾濫による被害の発生を未然に防ぐ。

(1) 河川対策 【都市整備部、県土木交通部、近畿地方整備局、水資源機構】

本市の西部は山間地であるため、河川は急峻であり、地質的条件により侵食や崩壊を起こしやすい。

そのため、洪水の安全な流下を図り、河川の氾濫を未然に防止するため河川改修を推進し、適正な維持管理により災害防止に万全を期するものとする。

これらの河川の改修について、県に協力して次のとおり推進するものとする。

- ア. 急峻な河川には、築堤および護岸による改修を図られるよう努める。
- イ. 河幅の狭いところは、河道拡幅や放水路開削などによる改修を図られるよう努める。
- ウ. 流域面積が広い河川に関しては、河道拡幅とダム建設を組み合わせ改修が行われるよう推進を図る。

(2) 河川施設の災害予防

1) 河川工作物対策 【都市整備部、農林水産部、県高島土木事務所、県農政水産部】

河川の洪水時の調節や、農業用水を取水するために設置されている施設については、適正な維持管理に努めるとともに、築造後経年に伴い不適當、不十分であるものについては、補強等

の対策を進め、災害を未然に防止する。

水閘門堰堤の管理責任者は、あらかじめその監視員ならびに連絡員を定めておき、常に河川工作物の点検を確実にを行い、特に、出水期中は厳重に注意し、操作の支障となるものを排除する。

2) 水資源機構と連携した開門操作【滋賀県、水資源機構】

小規模な田地の場合、非内水排除地区として樋門が設置されているが、機構排水機場が設置されていない。そのため、出水時には水資源機構が行う樋門操作と連携して、市はポンプ排水を行う。

【対象】 新旭町木津の一部

3) 河川管理施設

治水計画に基づく河川改修事業等により、堤防の安全性を高める。また、水門等の河川構造物の耐震性の向上や、防災倉庫、水防倉庫等の防災施設を設置する。

(3) 農業用施設の災害予防

県の協力のもと、平成25年度から平成27年度にかけて県が実施したため池一斉点検の結果において、詳細な調査の優先度が高いと判断された「防災重点ため池」を中心に、ため池等の耐震安全度の点検を促進し、必要な改修整備等を実施するよう、ため池等の施設管理者等に指導する。

なお、指導にあたっては「滋賀県ため池防災サポートセンター」を活用し、重要度、緊急度の高いため池について重点的に行う。

また、市はため池ハザードマップを作成し、影響の発生が想定される地区住民に周知するものとする。

7. 浸水防止対策

(1) 農地関係湛水防除計画 【農林水産部、県農政水産部】

災害に強い農業経営を図るため、土地改良事業を推進してきたが、今後も農用地および排水路等について整備を進める。

農地関係の災害発生に備え、滋賀県高島農業農村振興事務所、市内の農業協同組合や各土地改良区等の関係機関は、農家に対して災害に強い農業経営を指導、啓発する。

(2) 琵琶湖浸水対策【都市整備部、琵琶湖河川事務所、水資源機構】

国土交通省琵琶湖河川事務所、県および独立行政法人水資源機構等との連携を密にし、既存内水排除施設等の適正な運用および維持管理を図るとともに、災害時におけるパトロール体制、情報連絡体制等を充実させる。

また、住民への迅速かつ正確な情報伝達体制を確立するとともに、琵琶湖浸水想定区域図等を基に適正な避難体制を確保する。

8. 土砂災害への予防

地震や降雨による地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害を防止し、被害を軽減するため、土砂災害防止施設の整備や治山対策を促進するとともに、危険箇所等の警戒体制を確立し、地域住民等に対する防災意識の啓発に努める。

(1) 土砂災害危険箇所の管理および警戒避難体制の確立

市は、住家や公共施設に近接する土石流危険渓流および準ずる渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険区域およびその他の土砂災害に関わる危険箇所ならびに土砂災害警戒区域および同特別警戒区域について、警戒監視体制および警戒避難体制の確立を図る。

1) 危険箇所の点検および周知

市は、県および防災関係機関の協力により、土砂災害の危険箇所その他の必要な箇所について定期的な総点検およびパトロールを実施するとともに、地域住民への周知徹底に努める。

2) 警戒避難体制の確立

市および防災関係機関は、付近住民および自主防災組織に対し、土砂災害の特徴、土砂災害発生時の避難方法、および避難時の注意事項などについてハザードマップ等を作成し配布するなど、あらかじめ周知徹底を図るとともに、自主防災組織等による災害の早期発見と防災関係機関への情報連絡体制の確立を図る。

また、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(2) 土砂災害対策【都市整備部、県土木交通部、県高島土木事務所】

近年の異常気象の影響により風水害については、山崩れ、土石流、地すべり等土砂崩壊を伴うものが多く、幾多の尊い人命と多大の財産を失っている。

本市でも、荒廃山地からの土砂の流出を防ぎ、下流河川の安定を図るために、資料編に掲げる危険箇所等について警戒巡視体制を強化し、付近住民の緊急避難体制を確立するとともに、次の事業を推進するため、県および関係機関等と協力しながら計画的に整備する。

[資料編 p 12-65 : II_「2. 土砂災害の発生危険箇所」]

ア. 土石流から、保全対象を守るための砂防ダム工

イ. 河床の安定を図り、縦横侵食を防止するための床固工、溪流保全工

また、住民の生命の安全を守るため、砂防指定地の指定を行うとともに、未改修溪流の堰堤工、溪流保全工、床固工等の各種砂防工事について、県に要望して計画的に整備する。

(3) 急傾斜地の災害予防対策

土砂災害は、突発的かつ瞬時に起こる災害であり、斜面の崩壊による住家の損壊、避難路の遮断等のほか、逃げ遅れなどによる被害が予想されることから、急傾斜地崩壊危険区域および危険箇所ならびに土砂災害警戒区域等について、急傾斜地の崩壊を防止するとともに、その崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等、必要な防災事業の実施を促進する。

1) 危険箇所の警戒および緊急避難体制の整備

市および防災関係機関は、がけ崩れによる被害を未然に防止するため、大雨時や地震発生時には、土砂災害警戒区域等において以下のような土砂災害の兆候に十分注意するよう、住民への周知徹底を図るとともに、災害発生前の迅速な避難に関する防災知識の普及に努める。

また、自主防災活動による体制整備および連絡連携体制の強化を図る。

- ア. 崖から水が噴き出した場合
- イ. 崖に亀裂が入った場合
- ウ. 小石等がパラパラ落ちてくる場合
- エ. 地鳴りの音が聞こえてくる場合
- オ. 斜面にふくらみがみられる場合
- カ. 湧き水が濁ってきた場合

2) 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊危険箇所については、区域の指定を行うとともに、各種急傾斜地崩壊対策工事を県と連携して、計画的に整備を図るものとする。事業の実施にあたっては、最新の採択基準に基づいて行う。

3) その他の対策

- ア. 急傾斜地崩壊危険区域等の土地所有者に対する防災対策の呼びかけ
- イ. 急傾斜地付近の住宅に対する構造強化の呼びかけ
- ウ. 急傾斜地近接住宅の移転等

(4) 土石流の被害予防対策

土石流危険渓流では、砂防工事の実施を促進するとともに、危険渓流付近の住民との連絡体制を確立し、地震発生時およびその後降雨があった場合などに、以下のような兆候に注意するよう周知徹底を図るとともに、自主防災活動における警戒体制および市との連絡連携体制の強化に努める。

- ア. 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- イ. 渓流が急激に濁りだした場合や流木等が混じり始めた場合
- ウ. 継続的な降雨にも関わらず渓流の水位が急に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが留められている危険があるため）
- エ. 渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
- オ. 渓流付近の斜面で、落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合
- カ. 異様な山鳴りがする場合
- キ. 異様なにおいがする場合
（土臭い、ものの焼けるにおい、腐葉土のような酸っぱいにおい、木のにおい等）

(5) 地すべり災害予防対策

地すべりは、比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層など滑りやすい面が地下水の影響等によりゆっくりと動き出す現象で、被害が広範囲に及ぶことが特徴とされている。

特に、地すべり危険箇所等を抱える地区に対して、以下のような災害の兆候に注意するよう周知徹底に努めるとともに、自主防災活動において速やかな避難が可能となるよう、危険箇所の監視体制および市との連絡連携体制の強化に努める。

- ア．地面にひび割れができた場合
- イ．沢や井戸の水が濁る場合
- ウ．斜面から水が噴き出した場合
- エ．地面の一部が落ち込んだり、盛り上がったたりした場合

(6) 治山対策 【農林水産部、県琵琶湖環境部】

荒廃している森林の復旧や土砂の流出を防止して、市土の保全を図るため、復旧治山事業や予防治山事業等を実施するほか、人家の裏山等、直撃型の災害に対しては、林地崩壊防止事業や県、市単独事業等により対処する。

琵琶湖の重要水源地帯として、水源涵養や土砂流出防止等のため、復旧治山事業、予防治山事業、保安林改良事業等を積極的に進める。

その他、人家の裏山、道路や耕作地に被害をおよぼす山林の小規模な治山事業についても併せて施行し、人命財産を守る。

(7) 造林対策 【農林水産部、県琵琶湖環境部、県農政水産部】

森林のもつ水源涵養機能、市土の保全、地球温暖化の防止、自然環境の保全、木材等林産物の供給など多面的機能の持続的な発揮を図るため、市民全体で支える森林づくりを推進する。

森林整備事業は、健全な森林の造成および育成ならびに植林を通じて、郷土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の森林の多面的機能の持続的な発揮に寄与しており、災害防止または農業用水、水道水の確保上重要な事業である。このため、国有林、公有林をはじめ私有林についても、森林整備事業を積極的に指導・推進する。

(8) 林道対策 【農林水産部、県琵琶湖環境部】

山間地域住民の生活道路として、また、災害時における資材運搬道路としての機能確保を行うため林道については、県および森林組合等と連携し早期に災害箇所を復旧する。

(9) 液状化対策の推進

地震発生時に、地盤の液状化が予想される地域の把握に努め、対策工法の啓発に努める。

(10) 宅地防災対策 【都市整備部、県土木交通部】

市の山間部の山麓に散在する宅地は、がけ崩れや土砂の流出等の災害が予想される。

土砂災害による被害を予防するため、がけ崩れや土砂の流出等の災害が予想される地域における宅地造成その他の開発行為に対して、法による規制や、住民に対する防災対策の指導を積極的に推進する。

1) 宅地造成の規制

市は、宅地造成工事規制区域の宅地造成主に対し、宅地造成工事について法に基づく技術基準を適用し、擁壁または排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置を講じるものとする。

宅地造成等規制区域内の宅地造成工事については、法に基づく許可申請書を提出させて、許可基準により一定の技術水準を保たせる。

[資料編 p68 : II 「4. 宅地造成等規制区域」 参照]

2) がけ地近接危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進するため、国、県、市が一体となって移転について指導し、移転を実施する者には補助金を交付する。

3) 土砂災害特別警戒区域における指導の強化

土砂災害防止のため、土砂災害防止法により指定された土砂災害特別警戒区域内における開発行為の許可および建築物の構造等に対する指導および勧告を行う。

なお、市は、県が求める事項について協力する。

4) その他の対策

梅雨期および台風期に備えて、住民および事業者に注意をうながし、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し、災害のない街づくりに寄与するため、毎年5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで宅地防災月間を定め、防災パトロール、標識の設置、ポスターの掲示等の諸事業および広報活動を行う。

9. 積雪時の防災対策

積雪時に地震が発生すると、雪崩や家屋の倒壊を誘発するおそれがあるほか、積雪により交通手段が遮断され、迅速な応急活動が実施できないことが予想される。

したがって、積雪時における除雪活動体制の確立に努めるとともに、雪崩対策および孤立が予想される地区における自主防災対策等を推進する。

(1) 雪に強いまちづくりの推進

雪崩防止施設、消雪施設などの施設の新設、増設を図るとともに、除雪車その他の資機材の点検整備に努める。

また、本市における過去の積雪量、降雪量を十分調査し、除排雪計画を策定して、速やかな除雪体制を確立する。

(2) 雪崩対策の推進

県および関係機関と協力し、雪崩危険箇所等について定期的な総点検およびパトロールを実施するとともに、地震発生時の雪崩による二次災害を防止するため、雪崩危険箇所における警戒避難体制を確立する。

また、道路および鉄道施設等における雪崩による事故を防止するため、以下の対策を講じる。

1) なだれの巡視・警戒

人家周辺の道路および鉄道管理者は、なだれ危険箇所を中心に、適時、巡視警戒を行い、危険が生じた場合は立退き避難をはじめ、交通規制等を実施する。

2) 危険箇所の周知

道路管理者は、なだれ発生危険箇所を周知するため標識の整備に努めるとともに、防災行政無線等を活用して注意等に関する広報を行う。

(3) 雪寒対策 【都市整備部、県土木事務所、滋賀国道事務所】

冬期における交通障害を除去し、交通の確保を図ることにより、その効果を期し産業経済の停滞防止と民生安定に寄与する

雪寒対策期間は、毎年12月1日から3月20日までの110日間とし、この間、雪寒対策計画等に基づき住民の生活道路を確保する。

1) 除雪路線および実施区域の分担

国道および県道については、それぞれが所管する国または県が、市道においては特に交通の確保を必要とする主要路線について市が除雪にあたるものとする。

2) 除雪機械の整備

ア. 平常時より積雪に対する除雪の実施について、万全を期するよう機械の整備を行う。

イ. 毎年度定める雪寒対策計画に基づき除雪を行う。また、計画深度を超える豪雪または緊急除雪を要する場合に備え、民間その他からの借上げ計画、または委託計画を樹立しておくものとする。

3) 実施基準

降雪、凍結とともに準備体制に入り、積雪量が10cm以上となった際には通勤・通学道路および主要幹線の交通確保に努めるものとする。なお、連続降雪の時は状況を判断して除雪にあたる。

10. 孤立防止対策

土砂災害や洪水および積雪により孤立するおそれのある地区では、他の地区に優先して以下のような対策の実施を検討する。

- ①集落へのアクセス路確保のための応急復旧
- ②避難施設における克雪構造、屋根融雪装置、除雪機械等の整備
- ③避難所および各家庭における生活必需品、食糧、燃料等の備蓄および緊急物資輸送ルートの確保
- ④各種無線等の非常時通信設備の整備
- ⑤緊急時ヘリポートの確保
- ⑥住民に対する定期的な通信機器などの操作説明と通信訓練

11. 資材、機材等の整備計画 【危機管理局、都市整備部、健康福祉部】

市は災害に際し、災対法および災害救助法、その他により実施する災害応急対策を円滑に、かつその機能を有効適切に発揮できるようにするため、平常時における必要資機材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達が可能となる体制を確保する。

(1) 避難所等の災害救助に備えた資機材の整備点検

災害対策に必要な資機材の備蓄を計画し、災害時には、適切にかつ機能が有効発揮できるように整備点検を図る。

また、既存の各防災センターのほか、広域避難所を単位とする備蓄倉庫を整備し、必要物資や資機材の分散備蓄を検討する。さらに、各自主防災組織や指定避難所における食料、救急物資、資機材等の分散備蓄を推進する。

備蓄中の資材、機材は各保管責任者において定期点検を行い、不足する資材、機材については補充し、整備を実施する。

備蓄資材、機材の現況と今後の整備計画は資料編に示すとおりである。

[資料編 p188 : 「IV 災害時に備えた備蓄品等の必要物資一覧」 参照]

12. 備蓄計画

災害発生時に必要最小限の住民生活を維持するため、日頃から飲料水、食料、生活必需品など、被災者が生活するうえで必要な物資の備蓄と物資調達体制の確立に努める。

(1) 個人備蓄の推進

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本理念に基づき、住民に対して飲料水および食料等の備蓄の必要性について啓発する。

1) 飲料水

災害による断水に備え、1人3リットル/日を目安として、家族全員の3日分の水を確保するよう住民に呼びかけるほか、以下の事項についても広報を行う。

- ア. ポリタンクやバケツ等の容器を用意する。
- イ. ミネラルウォーター、水道水、風呂の残り湯など、あらゆる手段により水を確保する。
- ウ. 市販の飲料水消毒用の塩素等も備えておく。

2) 食料

家族全員の3日分の主食、副食となる保存食を平常時から備蓄しておくよう住民に呼びかけるほか、以下の事項についても広報を行う。

- ア. 主食については、米が調理不可能な場合も考えて、乾パンや缶詰など、調理不要な食料も用意する。
- イ. 備蓄食料は、賞味期限等に注意し、定期的に点検、入替えを行う。

3) 非常持出品

避難時などの非常持出品として、懐中電灯、ラジオ、乾電池、医薬品等を準備し、置場所を決めておくよう住民に呼びかけるほか、以下の事項についても広報を行う。

- ア. 非常持出品は重くなりすぎないように、必要最低限とする。
- イ. 医薬品や乾電池については、期限等に注意し、定期的に点検や入替えを行う。

(2) 生活物資調達体制の整備

市は災害に備えて、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄を整備するとともに、流通備蓄の確保や近隣市町との応援協定を締結するなど、災害時における給水体制および食料・救援物資等の調達供給体制の確立を図る。

また、備蓄物資の保管にあたっては、危険分散と被災時における迅速な対応を図るため、広域避難所ごとやその近郊における分散備蓄を進める。

1) 飲料水等の備蓄

市は、発災直後1日分の飲料水を備蓄するとともに、緊急時の給水体制を確保する。また、地域バランスを配慮して、飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備や給水に備えて、ろ水器等を整備し飲料水を確保する。

2) 食料および生活必需品の備蓄

保存食料は、調理が不要または簡易であり、かつ長期にわたり簡易な方法で保管できるものを整備するものとし、ビスケットやアルファ米を中心とした備蓄のほか、高齢者や食物アレルギーに配慮した食料備蓄に努める。

生活必需品としては、毛布、肌着等が想定されるが避難時の状況を考えた時、まず暖をとり休息することが第一と考えられることから毛布の備蓄を行うとともに、乳幼児や大人用の紙おむつの備蓄や要配慮者が一般の避難所を使用する場合を想定し、簡易ベッドなど必要な物資の備蓄に努める。

また、感染症予防対策などを考慮し、マスク、消毒液などの感染症予防対策に必要な物資の備蓄に努める。

なお、市は県が公表した滋賀県地震被害想定に基づき、被災者の当面の生活に必要な最低1日程度の食料、生活必需品等を各防災センターに備蓄するほか、自主防災組織が行う飲料水、食料等の備蓄を支援するものとする。

3) 食料の調達体制

県では、備蓄および協定の締結等により、市町等に対して迅速に食料の提供を行える体制の整備を図っていることから、市は、災害時にはこれらを活用して必要な食料を調達するものとする。

1 3. 農林水産関係災害予防計画 【農林水産部】

各種災害による農産物等への被害（病虫害を含む）の軽減を図るため、営農技術の普及ならびに気象情報等諸情報の末端への迅速な伝達に努めるとともに、指導体制の確立を図る。

なお、実施にあたっては、「農林水産関係予防対策にかかる技術指針」によることとし、滋賀県高島農業農村振興事務所および農業協同組合と協力して万全を期すものとする。

第3章 災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」をつくる

1. 災害活動体制の整備

災害は、突発的に発生することから、災害時にはより迅速で的確な応急対策の実施が要求される。そのため、その主力となる活動要員の確保と発生初期における初動体制を整備する。

(1) 災害時の職員連絡系統の整備

夜間や休日など、平常勤務時間以外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、勤務時間内と勤務時間外の2種類の職員連絡系統をあらかじめ定め、全職員への周知徹底を図る。なお、組織体制の変更や人事異動等があった場合には、すみやかに改訂を行う。

(2) 活動マニュアルの整備

各課において災害時の迅速な対応を図るため、また、担当以外の者であっても即時対応が可能となるよう、各課所管事務の具体的な活動についてマニュアルを作成し、これに基づいて定期的な訓練を行うものとする。

その他、避難住民による自主的な避難所運営が可能となるよう、実際に即した「避難所運営マニュアル」を作成し、防災リーダー研修会、防災出前講座、防災訓練などを通じて住民に啓発していく。

(3) 広域応援体制の確立

1) 県および近隣市町等との広域応援体制

災害時において、市のみでは十分な応急措置が実施できない場合に備え、近隣市町および防災関係機関ならびに事業者等と以下の相互応援協定の締結を推進している。今後もこれら協定の内容充実を図るとともに、綿密な連携体制を整備する。

また、県と協議を図り、より広域的な相互応援体制の整備推進に努める。

2) 消防相互応援協定

現在、自衛隊や近隣市町、県内外の消防機関と、それぞれ以下の消防相互応援協定を締結し、消防等に関する相互応援体制を整えている。

ア. 滋賀県広域消防相互応援協定

イ. 大津市、高島市消防相互応援協定

ウ. 湖北地域消防組合、高島市消防相互応援協定

エ. 若狭消防組合、高島市消防相互応援協定

オ. 敦賀美方消防組合、高島市消防相互応援協定

カ. 京都市、高島市消防相互応援協定

キ. 京都中部広域消防組合、高島市消防相互応援協定

ク. 航空自衛隊饗庭野分屯基地・高島市消防本部における消火活動の相互支援に関する協定

ケ. 陸上自衛隊今津駐屯地・高島市消防本部における消火活動の相互支援に関する協定

コ. 警察消防相互応援協定

サ. 滋賀県下消防団広域相互応援協定

3) 県外広域相互応援体制

県および市では、県域を越えた広域防災体制を確立するため、協定を締結しており、関係する地方公共団体との綿密な連携体制の整備を進めている。

(具体的な協定先は「第4章 相互協力体制」に記述する。)

4) 県および市と防災関係機関との協力体制

県および市では、災害時における防災関係機関からの円滑な協力が得られるよう、各防災関係機関と協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制の確立に努めている。

(具体的な協定先は「第4章 相互協力体制」に記述する。)

5) 防災関係機関相互の協力体制

ア. 日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県医師会が締結する「災害救助に関する協定書」

イ. 日本赤十字社滋賀県支部と滋賀県看護協会が締結する「災害救助に関する協定書」

ウ. 電力会社相互間における協力体制

(ア) 非常災害対策用資機材の広域運営

(イ) 災害時における電力の融通

「全国融通電力需給契約」および「全国融通電力振替供給契約」に基づく隣接電力会社との電力の融通

(4) 調整要員等の派遣

大規模災害時において、通信手段が途絶した場合などを想定し、災害時応援協定団体等に対し、災害対策本部または地区本部への調整要員の派遣とその基準について明確化する。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

災害時における情報収集、伝達を迅速かつ確実に行うには、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、防災無線、その他の多様な媒体を活用し、機動性のある緊急通信手段の確保を図るとともに、災害対策本部を中心とした情報連絡体制を確立する。

(1) 滋賀県防災行政無線 【県防災危機管理局】

県では、県と市町および防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星系と地上系の2ルートで構成し、相互に補完する信頼性の高い通信回路である防災行政無線網を整備している。

このシステムを積極的に活用するため、あらかじめ体制を整えるとともに、予期せぬ停電に備え、非常用電源および発電設備等の整備を図る。

(2) 滋賀県防災情報システム

県では、災害時において被害情報等を迅速に収集、整理するとともに、防災関係機関との情報伝達を円滑に行い、的確な災害対応を図るため、防災情報システムを整備している。

市は、このシステムを積極的に活用するため、あらかじめ体制を整える。

【システムの機能概要】

1) 被害情報収集・整理機能

被害情報、本部設置情報、避難所情報、避難情報、気象情報、震度情報などを収集・集計・帳票出力する。

2) 映像情報収集・配信機能

県や防災関係機関の定点カメラ映像等を収集し、再配信を行う。危機管理センターの映像・音響設備と連携する。

3) 職員参集機能

災害対応が必要となる事象が発生した際に、あらかじめ登録された職員へ自動でメール通報等を行い、災害初動体制の構築を支援する。

4) 情報提供機能

しらせる滋賀情報サービス（しらしがメール、LINE）、Lアラート（TV データ放送、ラジオ等）、SNS（Twitter）などのシステムと連携し、避難に関する情報を県民に提供する。

（3）滋賀県土木防災情報システム

大雨などによる洪水、土砂災害などのおそれがあるときに、本システムにより雨量、水位、ダム諸量などの各種観測情報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの防災情報の確認、観測を行い、どこが危険か、いつ避難するか、などの情報をいち早く市民へ知らせるため、積極的に活用を図る。

（4）高島市防災行政無線 【危機管理局】

本市では、災害時に職員間の連絡調整や住民への情報伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、山間部などの孤立する危険性の高い地区における非常通信手段を確保するため、同報系無線および移動系無線を配備している。

市では、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対し、通信の途絶防止を図るため、各無線局の施設および各機器の機能について、72時間対応可能なバッテリーを備え、発電機からの電源供給も可能としている。

また、降雨雪期前等に定期保守点検を行うほか、巡回保守点検により、現状の把握および補強、補修を行う。

1) 同報系無線

住民への一斉情報伝達手段として、戸別受信機および屋外拡声子局を配備している。

平成22年度から25年度にかけてシステムを更新し、市内統一の周波数により運用を行っており、市役所に設置した親局と箱館山中継局等の主要設備については60MHz帯デジタル波で通信し、戸別受信機へは400MHz帯アナログ波に変換し再送信をしている。

戸別受信機向けの400MHz帯アナログ波については、一部山間地域において気象条件等により受信感度が低下することがあるため、次期設備更新に向けて安定的に送信できる仕組みを検討する必要がある。

2) 移動系無線

災害現場の状況をいち早く把握するため、また他の通信手段が途絶した場合の情報伝達手段として、携帯型移動局を配備している。

(5) 衛星系携帯電話

本市では、災害により有線通信が途絶した場合に備え、外部との連絡手段を確保するため、最重要通信設備として衛星系携帯電話を整備し、本庁、各支所、消防本部および高島市民病院に配備している。

また、孤立が懸念される集落に配備を行うとともに、主要な公用車に搭載することにより、移動時の通信確保に努める。

なお、機器の保管場所については、耐震性のある施設とし、バッテリー等の補充やメンテナンスを行うことにより、常に良好な状態を保っておく。

(6) 放送施設 【日本放送協会、(株)京都放送、びわ湖放送(株)】

非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切な処置を講じよう設備毎に予防措置の万全を期するものとする。

平常から次の予防措置等を講じるものとする。

- 1) 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- 2) 消耗品、機械等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備、その他恒常的に災害を受ける地区へ応急機材の配備）
- 3) 無線中継状態の把握
- 4) 移動無線機等の電波状態の把握
- 5) 非常特出機器、書類の指定
- 6) 仮設送信施設の設置場所の検討
- 7) 非常時を想定した業務継続計画の作成
- 8) その他必要と認められる事項

(7) その他の通信手段の整備・活用

1) 非常通信 【総務省近畿総合通信局・近畿地方非常通信協議会】

有線通信系統が災害により不通となった場合、防災関係機関との通信には県防災行政無線等を使用するが、これと併せて、近畿地方非常通信協議会に協力を求めるものとし、あらかじめ非常通信経路計画に基づく非常通信体制の周知徹底を図るとともに、協力体制の確認や諸規則の習熟に努める。

また、近畿総合通信局では、非常災害時のための移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線）の支援体制を整えていることから、これらの機器の貸し出しについて要請を行う。

ア. 非常通信協議会の締結

非常災害時において公衆通信回線が途絶し、またその利用が困難となったとき、電波法第

52条、災対法第57条、同法第79条、災害救助法第28条および水防法第20条の規定により、無線施設設置者の協力を求めて使用することができる通信設備をあらかじめ把握し、その無線局の設置者および非常通信に関係を有する団体等は、非常通信協議会を結成するものとする。

イ. 非常通信体制の確立

滋賀県の地域における利用者の便宜をはかるため、滋賀地区非常通信協議会がその構成機関の通信設備を利用して、県下各市町から県庁までの非常通信路を「滋賀地区非常通信経路計画」として定め、本計画をもとに平素から関係機関が連絡を密にし、災害に備えるものとする。なお、非常通信経路は資料編に示す。

[資料編 p167-170 : III_6. 「(1) 通信連絡関係」 参照]

2) その他

その他、職員の携帯電話、インターネットおよび地上デジタル放送等の活用についても検討する。また、消防、警察、自衛隊等に協力を求め、これらが所有する無線機器等を通じて情報伝達を行う。

(8) 住民とのコミュニケーション環境の整備

地域住民とのコミュニケーション環境を整えることにより、地域の連携を深めるとともに、災害時における住民への迅速かつ確実な情報連絡体制を確立する。

なお、現行の体制においては、防災行政無線、広報誌、メール配信サービス、市ホームページ等の手段を用いて情報伝達を行っている。

1) 多様なメディアの活用

広報誌などの従来の伝達手段に加えて、インターネット（しらせる滋賀情報サービス「しらしが」等のメールやSNS等）やFAX情報サービス（自動応答によるFAX送信）、防災情報システムおよび地上デジタル放送など複数のメディアを組み合わせた新しい情報発信機能の整備を研究、検討する。

なお、今後、びわ湖 FreeWi-Fi など拡大が見込まれる公衆 Wi-Fi 設備について、防災面を考慮した設備の充実を図っていく。

2) 災害時における広報活動体制の整備

災害時には、被災者の立場に立った的確な情報提供が行えるよう体制を整える。

ア. 時間経過に対応した情報の提供

情報伝達に際しては、発災時から時間の経過とともに変化する被災者のニーズに応じ、必要な情報を最も適した方法・手段で伝達する体制を整える。

イ. 避難行動要支援者等に配慮した広報・聴取

高齢者、障がい者、外国人など避難行動要支援者に対し、各者の事情に対応した適切な広報・聴取手段を用いる。

(ア) 方法（文字、テレビ放送、FAX、点字、手話、音声放送、各国語の広報誌）

(イ) 手段（ボランティア等による個別伝達、相談窓口の設置、専用掲示板の設置）

ウ. 全てのライフラインが途絶した場合

防災ヘリや警察ヘリ等による空からの情報伝達について関係機関に協力を求めるほか、市職員や消防団員等による足による情報伝達を行うなど、可能な限り迅速な情報伝達に努める。

(9) 防災関係機関との協力体制の確立

災害時における通信連絡手段としては、NTT 電話施設および滋賀県防災行政無線の活用が想定されるが、混乱が予想されるため、日頃から防災関係機関との協力体制について協議する。また、日本放送協会その他の放送機関にも、必要に応じて協力を要請していくものとする。

(10) 地震観測および警戒態勢の確立

土砂災害や火災等の二次災害の発生を未然に防ぐため、地震発生時の警戒体制を確立する。

1) 地震情報ネットワークシステムの活用

県は、各市町に震度計を設置し、それらの情報を県で一元的に集約する震度情報ネットワークシステムの構築を図っている。市はこれを活用し、地震発生時における迅速かつ正確な地震情報の把握および伝達体制の整備に努めるものとする。

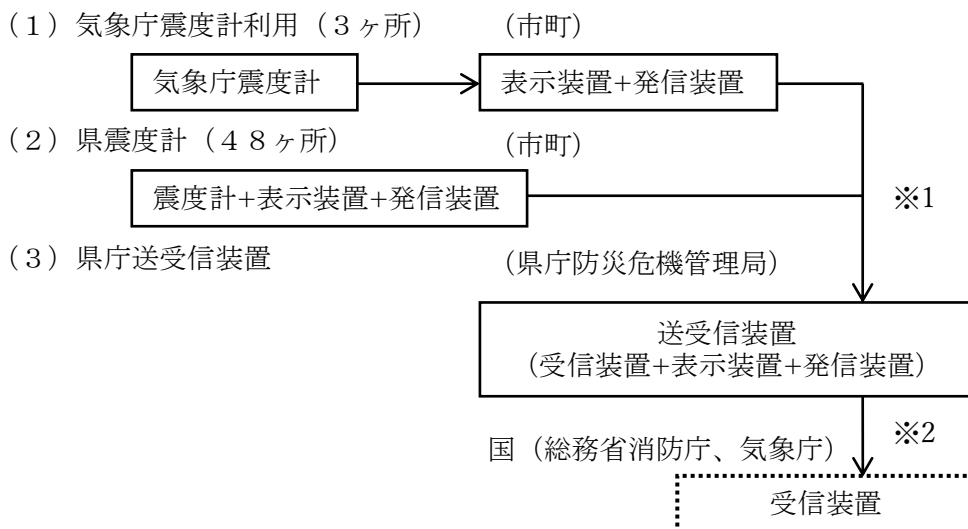
2) 防災パトロール体制の確立

地震による二次災害の発生を未然に防ぐため、防災関係機関および自主防災組織の協力により、あらかじめ土砂災害の発生が予想される箇所や、住宅密集地区、老朽建築物などの危険箇所の調査把握に努めるとともに、地震発生時における防災パトロール体制の確立を図る。

3) 住民および関係機関への周知

県被害想定調査や防災パトロールによって明らかとなった、地震災害の被害や二次災害の発生危険箇所およびその対策について、災害対策本部等の意思決定を経て、住民および関係機関に対する周知徹底に努める。

【震度情報ネットワークシステム系統図】



※1 市町、県庁間の通信は、防災行政通信システム利用 (INS 回線、衛星通信)

※2 県庁、消防庁間の通信は INS 回線を県庁、気象庁間の通信は専用線を利用
 また、総務省消防庁への震度情報の送信は、震度 4 以上の場合のみ

(11) 気象等観測計画 【各機関】

風水害をはじめ気象に関する自然災害による被害の防止を図るため、各機関は、気象等観測機器の整備に努め、予警報等の情報収集を的確迅速に行うものとする。

現在、自然災害を未然に防止するための各種観測機器（雨量、水位、積雪、風速）が整備され、観測が行われている。今後も、気象等観測機器の整備および観測方法の改善に努めるものとする。

3. 消防救急体制の整備

消防本部および消防団は、相互協力のもと消防体制の確立と整備の近代化を進め、消防力の強化を図る。

(1) 消防体制の整備

本市の消防組織としては、消防本部および消防団があり、消防力および消防体制の整備が逐次図られている。

今後さらなる消防行政の合理化と強化を図るため、常備消防間で締結している広域的な相互応援協定の強化・充実に努める。

1) 消防関係機関相互の協力体制強化

消防本部および消防団は、日頃から教育訓練や防災訓練などを通じて、緊急時に対応する指揮系統および協力体制の確立を図る。

また、消防本部では、各署所との連携強化を図るとともに、他地域の消防機関との広域的な応援協力体制を構築し、大規模災害時における相互応援協定の締結を推進する。

2) 消防団の強化・充実

消防団は、地域における消防防災の中核的存在として、消火活動だけでなく、災害時の避難誘導、災害防御活動等においても重要な役割を果たすことから、市は、必要に応じて、団員の教育訓練などを実施し、消防団の強化・充実に努める。

3) 防災航空隊

県では、地震時の空からの情報収集および消火活動等を実施するため、防災航空隊を整備している。

(2) 消防力および消防水利の強化・充実

市内の消防力は、消防庁告示により定められている『消防力の整備指針』に準じ整備されている。消防力の整備指針および消防水利の基準に基づき年次計画を立て、職員、資機材、消防水利等の整備拡充を図る。また、地域の消防防災に中核的な役割を果たす消防団の活性化に努める。

最近における火災の複雑化、多様化および大規模化に対処するため、さらなる消防力の強化に努める。

1) 化学消防力の整備

危険物施設等の増加に伴い、化学化、機動化を図るため、化学消防ポンプ自動車、屈折はしご付消防ポンプ自動車等の設置や泡消火剤等の備蓄など、化学消防力の充実に努める。

2) 消防無線の整備

隣接市町との広域的な通信網の整備を図るため、主運用波の有効運用と併せて、統制波の整備および有効運用を推進する。

3) 消防車両進入不可能箇所の対策

消防車両の進入が不可能な道路は、今後の道路整備計画に併せて改善を図るとともに、小型動力ポンプ等の設置を検討し、自主防災組織等による初期消火活動を支援する。

(3) 消防水利の調査

本市では、住宅地周辺に消火栓・防火水槽が設置されている他、河川、ため池、プールなども消防水利として利用できる。

消防庁告示の「消防水利の基準」に従って、消火栓、防火水槽等の人工水利の適切な配置および機能維持を図る。

また、消火栓は地震による地盤振動に弱く、破損し使用できなくなる場合があることから、計画的に耐震性貯水槽の整備を実施するとともに、河川、ため池等の自然水利を調査して位置や現況をあらかじめ把握するなど、多様な消防水利の確保に努める。

(4) 救急体制の整備

火災およびその他の災害時における救急体制を確立するため、救急資機材の整備を図るとともに、その他必要な医薬品の確保、医療機関の協力体制の整備、および応急手当に関する知識の普及等に努める。

(5) 積雪時の消防体制の整備

積雪時に火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想されるため、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の火災時における消防活動の確保に努める。また、地域住民の協力体制をあらかじめ整えておく。

ア. 耐震性貯水槽への切り替えの推進

イ. 防火水槽および自然水利の取水箇所付近の除雪の励行

ウ. 雪に強い消防資機材の整備拡充

エ. 防火水槽、消防水利への進入路確保のための地域住民への周知

4. 災害医療救護体制の整備

医療関係機関と協力のうえ、災害時における初期医療体制、後方医療体制および広域的医療体制の整備を図る。

(1) 災害時医療救護活動体制の整備

1) 医療協力体制の整備

災害時に、迅速で的確な医療活動ができるよう、日常的に協力体制を整えとともに、必要な器材等の備蓄を図る。

① 県の役割

ア. 地域災害医療拠点となる高島市民病院を核とする医療ネットワークの構築

- イ. 災害時に医療活動を行うため、高島市医師会等を通じて市内の民間医療機関に対しあらかじめ協力を求める。
- ウ. 日本赤十字社、自衛隊、国、県等の医療関係機関に対して、救護要員の派遣を求めるため、平素から協力体制を整えておく。
- エ. 市内に在住する医師、看護師、助産師、診療放射線技師等の医療関係者のうち、休職中、もしくは市外の機関等に従事している者については、予め募集や調整等を通じて災害時の医療応援要員として登録に努める。
- オ. 近隣市町との医療救護に関する応援協定の締結を推進する。
- カ. 市内医療機関に対する職員等の応援派遣

市（本部および地区本部）は、災害発生直後の混乱を軽減するため、予め行う高島市医師会との十分な協議、調整に基づき、予め定める職員および予め登録を受けた市内在住の医療関係者等を各地域の病院および医院に派遣するものとする。

[資料編 p135-136 : III_3 「(5) 医療関係施設等」 参照]

②市の役割

ア. 応急救護所の設置予定場所

応急救護所を設置する場合の予定場所は、一次的には次表の場所とするが、災害の状況および傷病者の発生状況等により、次の基準に基づき適宜増設するものとする。なお、応急救護所を開設したときは、各地域に設ける地域救護拠点との連絡連携を密接に行う。

- (ア) 集中して傷病者が発生した地域の広域避難所
- (イ) 地域救護拠点
- (ウ) 市関係外部施設
- (エ) その他応急救護所の設置が必要な場所

表：一次的に応急救護所を開設する場所

No.	名 称	所 在 地	連絡先
1	マキノ中学校	高島市マキノ町蛭口 601 番地	27-0025
2	今津東小学校	高島市今津町弘川 59 番地	22-2021
3	朽木公民館	高島市朽木市場 792 番地	38-2324
4	安曇川中学校	高島市安曇川町田中 567 番地	32-0057
5	アイリッシュパーク	高島市勝野 670 番地	36-0219
6	湖西中学校	高島市新旭町北畑 564 番地 2	25-2271

2) 医療施設の耐震化促進

高島市医師会と協力して、医療施設の安全性および災害時の機能確保を図るため、次の事項の推進に努める。

- ア. 医療施設の耐震診断
- イ. 医療施設、設備等の耐震性確保

- ウ. 医療施設内の医療機器、医薬品および各種資機材等の転倒・転落防止対策
- エ. 医療施設における非常用電源の確保
- オ. その他必要となる事項

3) 広域的医療体制の確立

県では、被災地からの重傷患者の受け入れ、高度医療機能を有するとともに、医療救護チームの派遣機能、地域医療機関への応急資器材の貸出し機能等を有する「地域災害拠点病院」を二次保健医療圏ごとに1箇所、さらにこれらの機能を充実強化するため、要員の訓練や研修等の機能を併せもつ「基幹災害拠点病院」を県域に1箇所指定している。

市は、これら県の広域的医療体制との連携を進めるとともに、近隣市町または県内医療機関との協力体制を確立する。また、高島市民病院が「地域災害拠点病院」としての機能を確保するよう努め、当病院を中心とする市内医療ネットワークを構築し、災害時における重傷患者の受け入れ・搬送体制および広域的医療体制について、あらかじめ整備を図る。

4) 移送手段の整備充実

搬送の必要な傷病者のために、市内バス事業者および輸送事業者等との協定を推進するとともに、救急車、湖上輸送およびヘリコプター等を利用した緊急輸送体制を確立する。

(2) 市内における医療救護活動体制の整備

災害発生直後からの市内における初期の医療救護活動を円滑に実施するため、以下の事項についてあらかじめ活動体制の整備を図る。

1) 救護拠点の指定

市内における災害時の医療救護活動を効率的に実施するため、地区本部に地域救護拠点を設置し、災害時には市内各応急救護所との連絡調整および被害・活動状況等の情報の総括が円滑に実施できるよう、必要な機能整備を図る。

2) 住民による応急処置

自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護および救護班の活動への支援体制を確立するため、防災訓練および出前講座等を通じて、応急処置方法の知識普及を図る。

(3) その他の医療体制の整備

1) 医薬品等の確保

県は、災害発生時に医療機関からの要請に基づき、医薬品等を円滑に供給できるよう、滋賀県医薬品卸協会、京都医療機器協会、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部京滋支部と災害時における協定を締結し、供給体制等の充実を図っている。また、血液製剤については、県および日本赤十字社滋賀県支部が新鮮凍結血漿を滋賀県赤十字血液センターに備蓄している。

2) ライフライン確保

治療するときには不可欠な水、電気等のライフラインの確保を図るため、病院の給水タンクや非常用電源等について、計画的に十分な整備を行う。

5. 緊急輸送体制の整備

災害時の人命救助および各種応急対策を実施するための要員、物資、資機材等を確実に搬送するため、適切な緊急輸送ルートの確保を行うとともに、道路の寸断等により輸送体系が麻痺することを想定して、陸・空・湖上の交通を有効に活用し、相互輸送手段および輸送基地間のネットワークを構築するため、ハードとソフト両面の整備を行う。

(1) 陸上輸送体制の整備

県が指定した輸送路と本市の防災拠点（本部拠点、消防機関、病院、輸送拠点、避難所、応急給水施設等）を連絡する主要な道路を選定し、緊急輸送体制の確立を図る。

また、緊急輸送道路に指定された道路について耐震性の確保に努める。

1) 緊急輸送道路

①選定基準

ア. 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする）

イ. 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市役所庁舎および主要な防災拠点を相互に連絡する道路

ウ. 第3次緊急輸送道路（市指定）

その他緊急輸送に必要な道路（第1次、2次緊急輸送道路と以下に掲げる本市の防災拠点を相互連絡する道路）

〔緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設〕

（ア）市庁舎、消防本部、警察署、医療機関、自衛隊等

（イ）広域避難所、地区避難所、一時避難場所、防災備蓄倉庫

（ウ）輸送拠点、緊急ヘリポート、各漁港および港湾

2) 災害時応援協定の締結推進

災害時の要員、物資等ならびに避難者の輸送等を迅速かつ効率的に実施できるよう、市内タクシー事業者、トラック輸送事業者およびタクシー事業者等と災害時応援協定締結を推進し、輸送手段の確保を図る。

(2) 航空輸送体制の整備

災害の程度に応じて、県に対し航空輸送の支援を要請する。また、航空輸送の基地およびヘリポート等の指定など、航空輸送体制の整備を図る。

1) 臨時ヘリポート適地の選択

①選定基準

ア. 航空法によってヘリコプターの発着が認められた用地について選定する。

イ. 災害時における重症（傷）患者の後方医療施設への搬送や医療救護班の派遣を迅速に行うため、医療施設等および応急救護所の近隣のヘリポートの確保に努める。

ウ. 市内の防災拠点および緊急輸送道路間のネットワークと併せて位置選定する

臨時ヘリポートの選定基準			
①30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物が無いこと。			
②施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突および高層建築物等が無いこと。			
③ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風があるのでその風圧を考慮すること。			
④夜間の離着陸に際しては、照明設備が必要			
※面積は、機種の大小、夜間・昼間の別により異なるが、以下が最小限度必要となる。			
機 種	搭 載 能 力	必要スペース (昼間)	必要スペース (夜間)
小型 OH-6D	4人、物資600kg	30m×30m	45m×45m
中型 HU-1H	11人、物資1800kg	50m×50m	75m×75m
中型 UH-60J	5人、物資3000kg	20m×20m	20m×20m
大型 CH-47J	55人、物資7000kg	100m×100m	100m×100m

②ヘリポート等適地

[資料編 p153-159 : III_5 「(4) 臨時ヘリポート」参照]のとおり

2) 航空輸送体制の整備

- ア. ヘリポート適地の現状把握を行う。
- イ. ヘリポート適地の液状化対策の実施を検討する。
- ウ. 円滑な輸送を行うために必要な施設整備および運用体制を確立する。
- エ. 避難場所と競合する場合の誘導体制を構築する。

(3) 湖上輸送体制の整備

道路の損壊、土砂崩落、沿道建物の損壊あるいは交通渋滞等により、陸上輸送機能が寸断された場合は、航空輸送とともに湖上輸送手段を確保し有効に活用する。

1) 湖上輸送拠点の指定

市内港湾施設および漁港施設を物資の集積配送の基地および拠点とする。

①広域湖上輸送拠点

名 称	所 在 地
今津港 (琵琶湖汽船(株)所有)	今津町今津 30
今津漁港 (高島市所有)	今津町今津地先

②地域湖上輸送拠点

名 称	所 在 地
海津漁港（高島市所有）	マキノ町西浜地先
知内漁港（高島市所有）	マキノ町知内地先
浜分漁港（高島市所有）	今津町浜分地先
北船木漁港（高島市所有）	安曇川町北船木地先
大溝漁港（高島市所有）	勝野地先

2) 湖上輸送拠点の耐震化

港湾施設および漁港施設は、軟弱な地盤に位置し、液状化等の被害が発生するおそれが高く、かつ施設自体の耐震性に不安を有することから、防災拠点として耐震性を強化した施設整備を検討する。

3) 湖上輸送拠点への連絡道路の整備

港湾施設および漁港施設への連絡道路は、幅員が狭隘であり、液状化等耐震構造に不安を有することから、拡幅や耐震化等、必要となる改良整備を検討する。

4) 災害時応援協定の締結

県においては、船舶所有事業者および滋賀県漁業協同組合連合会と災害時応援協定が締結されているが、市においても、きめ細かな輸送体制を構築するため、高島市漁業振興連絡会と「災害時の漁船による人命救助および物資等の輸送に関する協定」を締結している。

6. 避難誘導體制の整備

災害から住民の生命を守るため、迅速かつ適切な避難誘導ができるよう体制の整備を進める。

(1) 本市の避難誘導體制

災害が発生した際の避難誘導體制、および避難所が設置された際の管理運営体制を構築するため、災害発生時の要員派遣方法および避難所の維持管理方法をあらかじめ定める。

ア. 避難所および避難ルートの住民への周知徹底

(ア) 避難標識や案内板を各地区において計画的に整備する。

(イ) 避難所や避難ルート、緊急の際の連絡先などを記載したマップやパンフレットの配布などにより、住民に対する周知を図る。

イ. 避難誘導方法や持ち出し品、避難の手順等について記載したパンフレットの配布などにより、住民に対して知識の普及を図る。

ウ. 警察、消防団、自主防災組織の協力を得ながら、避難ルートの要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは帰宅困難者等にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

(2) 避難者の自治体制

避難所は、地区、自主防災組織やボランティアが中心となって運営されることから、どのような状況下でも円滑に運営が行われるよう、地区等と協議のうえ、広域避難所ごとにあらかじめ避難所運営マニュアルを作成する。

市および広域避難所となる施設の管理者は、避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。なお、避難所運営マニュアルでは、本計画との整合を図りながら、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- ア. 避難者による自治組織とその運営に係る事項
- イ. 各避難所における備蓄・資機材の整備状況とその使用上の留意事項
- ウ. 各避難所における情報通信機器の整備状況と避難者への情報伝達、広報方法
- エ. 市本部、防災関係機関、広域避難所、防災拠点等との連絡体制と報告すべき内容
- オ. 防災業務従事者による活動内容と避難所運営に対する支援の内容について
- カ. 避難行動要支援者への対応方法
- キ. その他避難所の自治運営に必要な事項

7. 避難支援 【健康福祉部、県健康医療福祉部】

(1) 避難行動要支援者への支援の基本方針

災害時に自ら判断したり、避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細やかな配慮が必要である。このため、市と県は連携して、避難体制の整備や病院、社会福祉施設等の防災体制の構築、また、避難所の設置や応急仮設住宅建設予定地の選考等、避難行動要支援者に迅速・的確に対応するための体制や施設を整備する。

また、避難行動要支援者名簿の作成と支援関係者への配布について、[個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日）](#)を順守し、適正な取扱いを行うよう関係者に周知する。

1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、次の事項に1つ以上該当する者のうち、さらに、①在宅で自ら避難することが困難な者あるいは、②地区、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防本部、高島警察署、社会福祉協議会など支援に携わる者（以下「避難支援等関係者」という。）から特に支援が必要と判断された者、のいずれかに該当する者をいう。

- ア. 身体障害者手帳1級、2級を所持する者
- イ. 療育手帳A判定を所持する者
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する者
- エ. 要介護、要支援の認定を受けた者
- オ. 75歳以上の単身世帯者
- カ. ライフラインが途絶することで生命の維持に影響のある者
- キ. その他市長が必要と認める者

2) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報

- ア. 身体障害者手帳1級、2級台帳データ【管理者：障がい福祉課】
- イ. 療育手帳A判定台帳データ【管理者：障がい福祉課】
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級台帳データ【管理者：障がい福祉課】
- エ. 要介護、要支援認定者台帳データ【管理者：[介護保険課](#)】
- オ. 75歳以上の単身世帯者台帳データ【管理者：市民課】

カ. 指定難病患者・小児慢性特定疾病児台帳データ【県高島保健所】

※上記データについては社会福祉課でとりまとめ管理

(2) 在宅の避難行動要支援者の避難体制の構築

避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織および消防団等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導體制の整備に努める。

1) 在宅の避難行動要支援者のための避難支援パンフレットの配布等

避難行動要支援者やその介護者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動についての理解や関心を高めるため、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかける。

2) 避難行動要支援者個別避難計画の作成

避難行動要支援者のうち、被災される可能性の高いハイリスク者（地域におけるハザードの状況、対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態、社会的孤立の状況等に概ねすべて当てはまる者）を対象として、地域関係者、保健・福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者個別避難計画を作成する。作成した個別避難計画は、訓練・見直しのもと、実践に役立てる。また、個別避難計画の作成には、庁内・庁外の連携体制が非常に重要であることから、体制の充実・強化に努める。

3) 安否確認体制および避難支援体制の整備

災害時における在宅の避難行動要支援者の安否確認体制および避難支援体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。

- ア. 個人情報保護に配慮した在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ配布する。
- イ. 隣近所、地区、自主防災組織等を主体とした安否確認体制および避難支援体制の確保、ならびに市職員、市社会福祉協議会職員および福祉関係者による応援体制を確保する。
- ウ. 地区、自主防災組織、消防団、福祉関係者およびボランティア組織等との連絡、連携体制を確保する。
- エ. 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の支援にあっては、自身の安全に十分注意し支援にあたること。また、自身での支援が困難と判断した場合は、公共機関や他の避難支援等関係者などへ助力を求めること。
- オ. 防災訓練等を通して避難の実効性を高めるよう努める。

4) 避難行動要支援者名簿の取扱い

- ア. 避難行動要支援者名簿は、定期的に更新を行うこと。
- イ. 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者に提供する名簿は、避難対策などの実施に必要な範囲の名簿のみを提供することとする。
また、避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するものとする。
- ウ. 避難支援等関係者は、提供を受けた避難行動要支援者名簿の個人情報について、災害時など、避難を要する場合に限っての利用とし、個人情報保護に十分留意すること。

また、当該名簿を適切に保管することとし、当該名簿を複製しないこと。

5) 福祉施設への緊急入所等

災害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障がい者を支援するため、福祉避難所や介護施設等への緊急入所に備え、あらかじめ入所手続き等の必要な事項を関係施設と協議して定めておくものとする。

なお、福祉避難所への入所については、要配慮者だけでなく、その介護にあたる家族等も一緒に避難することを考慮した受け入れ人数をあらかじめ把握しておく。

6) 緊急通報システム等防災設備等の拡充

平常時の福祉、救急対策事業として一人暮らしの高齢者および寝たきり高齢者等の安全を確保するため電話回線を利用した緊急通報システムを導入しており、災害時における活用を想定した利用者の拡充に努める。

避難行動要支援者の安全を確保するため、緊急通報システムの円滑な運用に努めるとともに、住宅用消火器、住宅用火災警報器の設置等必要な措置を講じる。

(3) 社会福祉施設、病院等における安全対策

1) 避難確保計画の策定

洪水浸水想定区域内および土砂災害警戒区域内にあり、かつ、本計画で指定する施設の管理者は、入所者・通所者および入院者の安全な避難を確保するため、次の内容を定めた避難確保計画を策定し、市に提出しなければならない。

また、施設相互間の受入を確保するなど、災害時の相互応援を推進するよう努めるものとする。

【計画に定める内容】

- ア. 計画の目的、報告、適用範囲（施設周辺のリスク図、避難経路図）
- イ. 災害発生時の防災体制
- ウ. 情報収集と伝達
- エ. 入所者の保護と避難の方法
- オ. 避難の確保を図るための施設の整備・物資の備蓄
- カ. 防災教育および訓練の実施
- キ. 自衛防災組織の業務に関する事項
- ク. 防災教育および訓練の年間計画
- ケ. 施設利用者緊急連絡先一覧
- コ. 緊急連絡網
- サ. 市および関係機関との連絡体制
- シ. 対応別避難誘導方法一覧
- ス. 防災体制一覧

2) 防災教育・訓練の実施

各施設の管理者は、策定した避難確保計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう市、消防本部および地域の組織等と連携して、定期的に避難訓練等を実施す

る。

また、職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、防災教育を実施する。

3) 地域住民との連携

各施設の管理者は、平常時から施設入所者、通所者および職員と地域住民との交流を促進して、災害時における地域住民の協力体制の確保が得られるよう、努めるものとする。

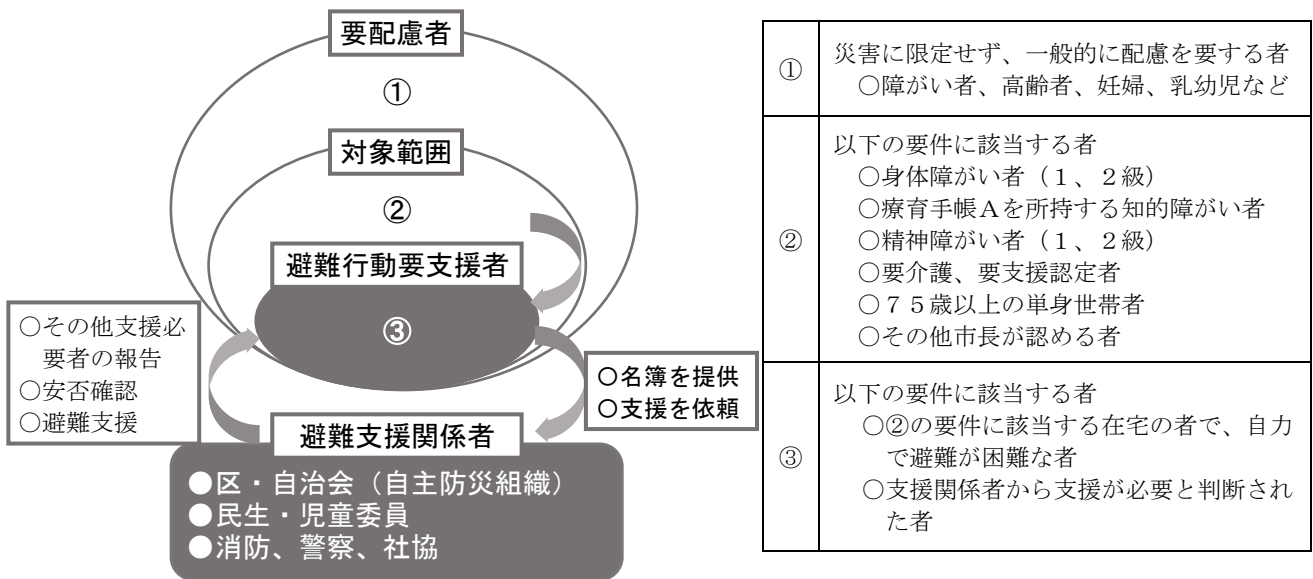
4) 施設の安全確保および防災設備等の整備

各施設の管理者は、施設の防火および耐震化ならびに浸水害および土砂災害に備えた対策を行う等施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、安全な避難路の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、実態に応じた施設入所者の最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。

これらの備蓄に併せて、施設機能の応急復旧等に必要な非常用発電機等の防災資機材の整備を行う。

図： 避難行動要支援者 支援体系図



（4）外国人および来訪者の対策

1) 外国人の安全対策

市内に居住または来訪する外国人の安否確認と安全な避難等を確保するため、平常時から次の体制確保に努める。

- ア. 市内居住の外国人の把握
- イ. 外国人向けの避難所案内資料および避難誘導看板等の作成
- ウ. 外国語による広報の研究、実施
- エ. 語学専門ボランティアの確保
- オ. 就業先の事業者等との協力体制の確保および連絡調整

カ. 居住地等の区および自治会との連絡連携体制の確保

2) 帰宅困難者の安全対策

観光客や道路および鉄道等の利用者など一時的な滞在者（いわゆる帰宅困難者）の安全を確保するため、関係機関および関係団体等と連携して、次の体制確保に努める。

ア. 帰宅困難者の状況把握

イ. 帰宅困難者の一時収容および避難

ウ. 帰宅困難者に対する情報伝達および連絡手段の確保

エ. 観光関連施設および交通拠点施設における災害備蓄の推進

8. 洪水浸水想定区域内および土砂災害警戒区域にある社会福祉施設等に対する対策

(1) 洪水浸水想定区域内に所在する施設等への対策

県等によって調査された結果を受けて、特に注意が必要な社会福祉施設等を抽出し、災害時における連絡手段を確立するとともに当該施設管理者等と協力して、必要な措置を講じる。

1) 洪水浸水想定区域内に所在する施設等

施設一覧は、[資料編 p116-120 : III_2 「(1) 浸水想定区域内の社会福祉施設等」]参照

2) 情報連絡体制

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災行政無線、eメール、市ホームページ等を活用して、河川水位情報や高齢者等避難の発令等の伝達を行う。

また、平常時から施設管理者と協力して、災害時における迅速な情報伝達が行えるよう次の対策を実施する。

ア. 社会福祉施設等に対する防災行政無線戸別受信機の配備

イ. 有効な連絡手段の検討

ウ. 情報連絡体制の整備

エ. ハザードマップの配布、防災情報の周知

オ. 防災教育、訓練の充実

カ. 施設における情報伝達および避難計画等の策定推進

キ. その他、必要な情報交換等

(2) 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等への対策

土砂災害の防止に関する法律によって指定された警戒区域および特別警戒区域内に存在する社会福祉施設等を把握し、災害時における連絡手段を確立するとともに、住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災行政無線、eメール、市ホームページ等を活用して、土砂災害警戒情報や高齢者等避難の発令等の伝達を行う。

1) 土砂災害警戒区域および特別警戒区域内に所在する施設等

施設一覧は、資料編 p121: III_2 「(2) 土砂災害警戒区域および特別警戒区域内に所在する施設等」参照

2) 情報連絡体制等

社会福祉施設等の施設管理者と協力して、災害時における迅速な情報伝達等が行えるよう

次の対策を実施する。

- ア. 社会福祉施設等に対する防災行政無線戸別受信機の配備
- イ. 有効な連絡手段の検討
- ウ. 情報連絡体制の整備
- エ. ハザードマップの配布、防災情報の周知
- オ. 前兆現象の周知
- カ. 危険箇所監視体制の整備・強化
- キ. 防災教育、訓練の充実
- ク. 施設における情報伝達および避難計画等の策定推進
- ケ. その他、必要な情報交換等

9. 火災の予防 【消防本部（消防団）】

社会環境の変貌に伴い、災害の様相もますます複雑多様化し、これに対処すべき消防業務も質、量ともに増大し、住民の消防に対する期待も益々高くなっている。

火災の発生を未然に防止し、または発生した場合の被害軽減を図るため、火災予防および消防施設の充実、消防体制を整備する。なお、消防力の現況は資料編に示すものとする。

[資料編 p189-190:IV_「2. 消防関係資機材」参照]

(1) 予防消防の強化充実

1) 消防本部

ア. 防火思想の普及および火災予防の徹底

住民に対する防火思想の普及および火災予防の徹底については、第2編_第4章「1. 防災知識普及」によるほか、次の方法により行うものとする。

- (ア) 消防機関は、春秋2回の火災予防運動および文化財防火デー等を通じ、火災予防思想を普及徹底させる。
- (イ) 消防機関は、火災警報を発令した場合、高島市防災行政無線および広報車等を通じて火災予防を周知徹底させる。(火災警報を住民に周知させるときは、高島市火災予防条例第29条の禁止行為についても、併せて広報するよう努める。)

イ. 予防査察体制の充実強化

消防機関は、常に市内の防火対象物等の状態を把握し、万一の場合に遺漏なきを期するため、その位置、構造、設備および管理状況について検査し、危険な防火対象物等に対する改修等の措置命令をすることは、消防機関に与えられた重要な権限である。よって、すべての防火対象物等(第1種査察対象物から第5種査察対象物に区分)に対して綿密な査察計画をたて、その行政指導等を行う。

2) 消防団

ア. 防火点検

各家庭の自主点検の指導

イ. 広報活動

- (ア) 住民参加の訓練により防火思想を徹底させる。

- (イ) 消防車等による巡回広報
- (ウ) 自主防災組織と連携して、防火防災講習会を開催するなど防火思想の普及および家庭防火知識を向上させる。
- (エ) 高島市防災行政無線による普及
- (オ) 年末特別警戒の実施による普及

(2) 消防力の整備充実

1) 消防本部

消防の組織体制の確立と施設設備の整備を図り、消防の科学化および近代化を促進するとともに、次のことを推進する。

ア. 消防署の整備

消防機構や防災体制は、地域の特性、社会情勢の変化に対応して、必然的に変化し充実させなければならない。

イ. 消防職員に対する教育訓練の徹底

消防機関は、消防職員の消防に関する知識および技術の向上を図るため、次の措置をとる。

(ア) 消防大学校および県消防学校における教育訓練

(イ) 高島市警防活動規程に基づく訓練

ウ. 自衛消防力の整備強化

自主防災体制を確立するため、集落毎の自警団、防火クラブなどへの指導および育成を強化する。

2) 消防団

ア. 消防団員の教育訓練

消防団員は、基本的消防技術等を修得するため、滋賀県消防学校等への入校および消防協会高島支部が実施する教育訓練を積極的に受講するものとする。

イ. 消防施設の整備強化

消防本部は、消防力の整備指針および消防水利の基準に基づき、消防団の消防機械、器具、消防水利施設等を整備拡充する。

ウ. 水防技術の取得

消防団は、年1回を基準に、関係各機関の協力を得て水防訓練を実施し、水防工法等技能の向上を図る。

エ. 相互応援協定の推進

消防行政の合理化、効率化を図るため、常備消防における相互応援協定を充実し、隣接市町に限定することなく、道路事情を考慮して広域的な相互応援協定を締結する。

(3) 林野火災予防

林業関係者や観光客等による入山者が多く、たばこ、たき火等火気の不始末による火災発生の危険性は極めて高く、これらの未然防止を重視する。

そのため、住民ならびに観光客等の入山者に対し、森林愛護と防火思想の普及を徹底させる。林野火災に対する消防力の整備を図り、併せて水利不便地における消火活動訓練を実施する。この際、ヘリによる空中消火訓練も併せて実施する。

10. 危険物施設等の災害予防

(1) 危険物施設の災害予防計画

石油類をはじめ各種の危険物は、現在、重要なエネルギー源であり、各種の産業における原材料等として欠くことができず、また、生活様式の高度化により、広く一般家庭に浸透し、現在の生活を支えている。それゆえ、危険物施設は年々増加し、大規模化、集積化が進んでおり、また、危険物を積載した車両が市内を走り回っていることから、災害発生時には深刻な被害が予想される。

危険物による災害の発生および拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理および貯蔵取扱の基準の遵守を図るとともに、保安教育・訓練の徹底、自衛消防組織の育成および防火思想の啓蒙普及を重視する。

なお、高島市における危険物の多量貯蔵等の事業所は、資料編に示すとおりである。

[資料編 p178-179 : III 「9. 危険物等取扱施設」参照]

1) 規制の強化

危険物施設の立入検査を適宜実施し、適切な行政指導を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導
- イ. 危険物の運搬、積載の方法についての検査
- ウ. 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導
- エ. 予防規程の作成および危険物の貯蔵取扱い等の安全管理についての指導

2) 自主保安体制の強化

危険物施設の管理者、取扱者等に対し講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。

3) 自衛消防組織の強化促進

危険物事業所等において自主防災組織の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。また、隣接する危険物事業所間における災害時の相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の強化を図る。

4) 化学消火資機材の整備

- ア. 消防本部に化学消防車の配備を検討する。
- イ. 危険物事業所における化学消火薬剤その他の必要資機材を備蓄する。

(2) 高圧ガス貯蔵施設等の災害予防計画

県は、高圧ガスによる被害の発生および拡大を防止するため、施設の耐震性調査の実施を促進するとともに、耐震性確保のために必要な指導を強化する。また、保安意識の啓発および取締の強化を推進するものとし、市はこれに協力する。

1) 規制の強化

- ア. 製造施設、貯蔵所または消費場所等の保安検査および立入検査の強化
- イ. 各事業所における実施把握と各種保安指導の推進
- ウ. 関係行政機関との緊密な連携

2) 自主保安体制の整備

- ア. 自主保安教育の実施
- イ. 定期自主検査の実施と責任体制の確立

(3) 毒物劇物貯蔵施設の災害予防計画

県は、毒物または劇物による災害事故を防止するため、施設の耐震性調査の実施を促進するとともに、耐震性確保のために必要な指導を強化する。また、毒物劇物製造販売業者および業務上取扱者を重点に、防災意識の啓発に努めるものとし、市はこれに協力する。

(4) 火薬類貯蔵施設等の災害予防計画

県は、市内の火薬類貯蔵施設について災害予防の万全を期すため、施設の耐震性調査の実施を促進するとともに、耐震性確保のために必要な指導を強化する。また、自主保安体制の整備に重点をおいた災害予防対策を推進し、市はこれに協力する。

1) 立入検査の実施

火薬類取締法に基づく販売、貯蔵ならびに消費現場に対する立入検査、保安検査を強化する。

2) 自主保安管理の徹底

関係事業者に対し、所有または占有する製造、販売、貯蔵等の施設が、関係法令に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての自主保安管理を徹底する。

3) 予防教育の徹底

- ア. 火薬類取扱保安責任者および従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を実施し、災害防止および盗難防止の徹底を図る。
- イ. 製造業者、販売業者ならびに消費者に対し、保安教育計画に基づく保安教育を実施し保安確保に万全を期するよう指導する。

1 1. 複合災害の予防

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における対応について、平素から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

(1) 複合災害時の災害応急体制の整備

市は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実させる。また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

第4章 地域防災を担う「人」をつくる

災害から住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の職員は勿論のこと、住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、防災の基本となる「自らの身の安全は自らが守る」という理念と、地域住民が互いに助け合い、ともに困難を乗り越えようという意識をもって行動することが大切である。従って、多様な主体が地域防災の担い手になって地域防災力の向上につながるよう、防災広報、防災教育等さまざまな機会を通じて住民の防災意識の啓発に努めるとともに、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保する力強い防災コミュニティの形成を目指す。

なお、計画や体制などの内容および方法については、男女共同参画の視点から妥当なものであるか点検することとする。

1. 防災知識の普及 【危機管理局、都市整備部、県防災危機管理局】

関係職員に対して専門的教養訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら、各種ハザードマップ等を作成、公開することによって、地域住民に対する防災知識の普及、防災意識の高揚に努めるとともに、必要な体制を確保する。

(1) 実施期間

防災知識の普及活動は、災害が発生しやすい時期、または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮しながら、主に市の定期的な広報媒体により実施する。

表：実施期間

内 容	災害予防運動の種類	実 施 期 間
災害全般に関する事項	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
	防災とボランティア週間	1月15日～21日
	防災とボランティアの日	1月17日
風水害予防に関する事項		5月～9月
	水防月間	5月1日～5月31日
雪害予防に関する事項		12月～3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
火災予防に関する事項		毎月第1日曜日
	春季火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
	年末年始火災予防運動	12月20日～1月10日
	文化財防火運動	1月23日～1月29日
土砂災害予防に関する事項		6月1日～6月30日
	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
道路災害予防に関する事項	道路防災週間	8月25日～8月31日

(2) 職員に対する防災知識の普及

1) 防災教育の実施

市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れるほか、必要に応じて気象、非常無線通信等に関する講習会等を開催する。

2) 防災計画の周知徹底

高島市地域防災計画を市関係各課、県および各防災関係機関に対して送付するほか、適宜説明会を開催し、職員への計画内容の周知徹底を図るとともに、災害時の応急対策活動について、各職員の役割分担と活動内容を明確化しておく。

3) 防災業務に従事する職員に対する防災知識の徹底

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

- ア. 高島市地域防災計画および各機関の防災体制と、各自の任務分担および業務遂行要領
- イ. 非常参集の方法
- ウ. 災害の特性
- エ. 防災知識と技術
- オ. 防災関係法令の運用
- カ. その他必要な事項

(3) 住民に対する防災知識の普及

1) 実施方法

- ア. 広報紙、印刷物等の利用（広報たかしま、広報資料版など）
- イ. 高島市防災行政無線（同報系無線）の利用
- ウ. 講演会、講習会、展覧会、映画会、座談会などの開催
- エ. 学習会（出前講座）の開催
- オ. 新聞、ラジオ、テレビ等の利用
- カ. その他広報車の巡回等
- キ. 防災訓練の実施
- ク. ハザードマップの配布

2) 広報すべき内容

防災知識の普及は、概ね次の事項を重点にその普及徹底を図る。

- ア. 地域防災計画の概要
 - 災対法第42条第4項に基づく「高島市地域防災計画」の要旨および各機関の防災体制
- イ. 災害に関する一般的知識
- ウ. 過去の主な被害事例
- エ. 平素からの心がけ
 - (ア) 住宅の耐震化・耐火性点検、屋内の安全点検
 - (イ) 付近の危険個所の把握
 - (ウ) 火災の防止

- (エ) 応急救護の重要性と実施方法
 - (オ) 非常食・非常持出品の準備
 - (カ) 指定緊急避難場所、広域避難所、福祉避難所、地区避難所、一時避難場所、避難ルート、集合場所などの確認
 - (カ) 生活防災の普及促進
 - (キ) アウトドアライフの普及促進
 - (ク) 防災コミュニティ（共助）の考え方
 - (ケ) 生活再建に向けた事前の備え（自然災害保険等への加入 等）
- オ. 災害発生時の心得
- 災害が発生し、または発生する恐れがある場合、各世帯で承知しておくべき事項
- (ア) 気象予警報の種類と対策
 - (イ) 災害別、場所別、状況別の安全対策
 - (ウ) 出火防止および初期消火
 - (エ) 避難時の心得と携帯品
 - (オ) 避難予定場所と経路
 - (カ) 助け合いの心得
 - (キ) 情報連絡の心得
 - (ク) その他被災世帯が心得ておくべき事項

(4) 保健・福祉関係者に対する防災知識の普及

避難行動要支援者に日頃から関わっている保健・福祉関係者に対し、平時からの防災対策と発災時の対応について習得し、避難行動要支援者の命を守る可能性を高めることを目的に、研修会や訓練等を通じて防災知識の普及・啓発に努める。

(5) 児童・生徒に対する防災教育

教育委員会は、危機管理局と協力し、防災教育の充実を図るとともに、学校防災の手引きを作成し、教職員、児童、生徒および保護者への周知徹底に努める。

また、各学校においては、災害発生の場合に児童生徒の安全確保などに適切な措置がとれるよう、具体的な防災に関する計画を立てておくものとし、毎年教育委員会に報告する。

(6) 防災管理者制度の徹底

学校、病院、工場および事業所等においては、防災管理者を指定し、地域の防災組織と連携を密にし、防災管理体制を強化充実させる。

(7) 防災週間における啓発活動

防災週間は、毎年9月1日を含む8月30日から9月5日までとすることが、昭和57年5月11日に閣議決定されている。また、「防災とボランティアの日」は、毎年1月17日とし、1月15日から1月21日までを「防災とボランティア週間」とすることが平成7年12月15日

閣議了解された。

この週間の趣旨に基づき、県、市町、防災関係機関は、下記の防災行事を実施する。

- ア. 各種防災訓練、展示会等の開催
- イ. 講演会、研修会、映画会、その他防災教育
- ウ. ポスター、パンフレット、リーフレットによる広報
- エ. 防災フォーラムの開催
- オ. 標語、作文、図画等の募集
- カ. 災害危険区域の巡視、点検、周知
- キ. マスメディアによる広報
- ク. 防災功労者の表彰
- ケ. 啓発広報の実施

(8) 火災予防意識の啓発

火災予防運動（春秋2回）、文化財防火デー、山火事予防運動、車両火災予防運動等を通じて火災予防意識を高める。

1) 住民に対する防災知識の普及および啓発

空気乾燥による火災発生危険時期（春・秋）および台風期、積雪期において、住民に対し建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、次の対策を講ずる。

- ア. ポスターの掲示
- イ. 広報紙等による普及
- ウ. 広報車等による普及
- エ. 防災無線による普及
- オ. 講演会等の開催

2) 地震時における各家庭における防火対策

地震による出火を防止するとともに、家庭における初期消火活動を推進するため、県と協力して、地域住民に対する以下のような知識および技術の普及を図る。

- ア. 地震による火災発生の危険性、初期消火等に関する防災知識の普及
- イ. 消火器、安全器具の普及
- ウ. 電気に起因する二次災害防止のための広報

3) 林業関係者、入山者等に対する林野火災の予防知識の普及

山火事予防運動は、春季全国火災予防運動（3月1日から3月7日まで）の期間とするが、県下の林野火災発生状況等を勘案し、林野火災が多発することが予想される時期についても、下記のような要領に基づき実施する。

- ア. 重点事項
 - (ア) たき火の場所を離れる時は、完全に消火すること。
 - (イ) たばこの吸殻は必ず消すとともに、投げ捨てはしないこと。
 - (ウ) 火遊びはしないこと。
 - (エ) 強風または異常乾燥の時には、たき火、火入れはしないこと。

- (オ) 枯れ草等のある危険な場所では、たき火等はしないこと。
- (カ) 火入れの許可は必ず受けること。
- (キ) たき火、喫煙時の消火準備を行うこと。
- イ. 啓発活動は、ハイカー等の入山者、森林所有者、林内での作業員、農山村住民、小・中学校生徒等を重点として実施するものとする。
- ウ. 駅、本庁、支所、学校、登山口等に警報旗、ポスター等を配備するほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて入山者等に対し、山火事予防思想の普及啓蒙を図る。
- エ. 林業関係者、消防関係者等の密接な連携のもとに消防訓練、研究会等を開催し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努める。
- オ. 地域団体、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

4) 自主防災組織による初期消火活動体制の確立の育成

自主防災組織による迅速かつ円滑な初期消火を実施するため、あらかじめ以下のような支援を行う。

- ア. 初期消火資機材の整備にかかる助成
- イ. 初期消火活動の訓練、指導

(9) 避難所の明示

避難が円滑に実施されるためには、住民が地区避難所および広域避難所を熟知していなければならない。そこで、次により避難所等の周知を徹底する。

- ア. ハザードマップ・防災マップの配布
- イ. 防災訓練の実施
- ウ. 避難所への看板および誘導標識の設置
- エ. 広報誌等による広報
- オ. 自主防災組織が作成する地区防災計画への明示

2. 防災訓練・避難訓練

災害等に備え、職員の防災に関する実践的実務の習熟、住民の防災知識の普及と防災意識の高揚、防災関係機関との連携強化を図ることを目的とし、次の事項を基本として最も効果的な方法により、県および関係機関の緊密な連携と協力のもと、市が独自に計画を実施するものとする。

また、「滋賀県地震防災プラン」の実行計画7「ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める」の内容を参考に取り組みを行う。

(1) 訓練の実施方針

災対法に基づき、災害が発生し、または発生する恐れがある場合、被害を未然に防止または最小限に食い止めるため、災害対策本部の有機的な機能発揮および各防災関係機関相互と住民との協力体制の確立に重点をおいた防災訓練を実施し、防災計画全般に習熟することを目的として実施する。

防災関係機関の協調、防災技術の向上および防災知識の普及を図るため、関係機関が合同し

て、概ね下記により毎年1回以上防災訓練を実施する。

- ア. 支援体制を含めた総合訓練
- イ. 対策本部図上シミュレーション訓練
- ウ. 情報伝達訓練
- エ. 避難救護訓練
- オ. 市職員の非常参集訓練
- カ. 自治会防災図上訓練
- キ. 医療機関図上訓練
- ク. 水防訓練

(2) 総合防災訓練

防災関係機関の協調、防災技術の向上および防災知識の普及を図るため、高島市の主催により、防災関係機関が合同して総合防災訓練を行う。

総合防災訓練の実施にあたっては、家族、近隣住民および自主防災組織等を中心に、避難行動要支援者に対する対応を想定した訓練の実施に努める。

1) 訓練の時期

原則として、毎年9月から10月までの間に実施する。

2) 訓練の内容

参加機関との協議によるが、おおむね次の事項について実施する。

- ア. 通信、救出、医療、避難、炊き出し、トリアージ※1訓練、その他救助訓練
- イ. 避難行動要支援者支援訓練
- ウ. 消防訓練、林野火災訓練、水防訓練、緊急給水訓練
- エ. 避難所運営訓練
- オ. その他必要な訓練

(注) ※1 トリアージとは、災害時等に負傷者の状態によって、優先的な治療や搬送等を円滑に実施するために、負傷者等の重傷度や緊急度等により行う選別をいう。

(3) 通信および災害対策本部運営訓練

迅速な情報収集伝達および情報共有ならびに適切な意思決定を図るため、図上訓練を中心とした通信および災害対策本部運営訓練を実施する。

1) 訓練の時期

年1回を目安に定期的実施する。

2) 訓練の内容

- ア. 情報収集訓練
- イ. 通信訓練
- ウ. 災害対策本部運営訓練

(4) その他の防災訓練

1) 消火訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて大火災を想定した他市町との合同訓練の実施を検討する。

なお、実施にあたっては、県および防災関係機関と十分な調整を図り、必要に応じて他の関連機関との連携訓練を併せて行うものとする。

2) 避難訓練

ア. 地域自主防災組織の避難訓練

市、消防団、その他防災関係機関は、地域自主防災組織の避難訓練を積極的に奨励する。実施にあたっては、必要に応じて関係機関と調整の上、他の団体と合同で行う。

イ. 事業所等の避難訓練

学校、公共施設、事業所、作業場、工場等の避難施設設置への助言を行い、避難訓練を指導する。

ウ. 土砂災害警戒区域内等における避難訓練

防災関係機関と協力し、梅雨期および台風期の前ならびにその期間中に、土石流および急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する総合的な防災訓練の実施を図る。原則として、毎年5月から6月までの間に実施する。

3) 消防本部および消防団が主体的に行う訓練

ア. 災害通信連絡訓練（消防災害通信訓練、水防災害通信訓練）

イ. 非常招集訓練

ウ. 人命救助訓練

エ. 危険物火災等特殊火災防御訓練

オ. 自衛消防教育訓練

カ. 林野火災訓練

4) 県が行う訓練

県では、毎年、原則として防災週間（8月30日～9月5日）内の土または日曜日に、県主催による滋賀県総合防災訓練を実施していることから、市はこれに積極的に参加する。

(5) 複合災害を想定した訓練の実施

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、土砂災害や原子力災害など、本市の地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集・配分、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

(6) 訓練方法および訓練記録

実施機関単独の図上シミュレーション訓練、他の防災機関と協同して実施する図上訓練、図上訓練と一部住民の実員訓練とをコラボレーションした訓練、ならびに訓練センター方式による

訓練等創意工夫に努め、効果的な訓練を実施する。また、訓練終了後は、AAR（研究会）を実施して成果の累積に努める。

（注）：AARとはアフター、アクション、レビューの略で研究会のこと

3. 防災調査 【危機管理局、都市整備部】

河川、山崩れ等で災害が発生または危険が予想される箇所の事前調査を行い、防災体制を整備・強化する。

（1）事前調査

危機管理局および都市整備部は、河川や山崩れ等災害の発生または危険が予想される箇所の把握を行い、防災地図を常に最新のものに整備する。

また、危機管理局は、移動系無線と同報系無線の電波伝搬状況を併せて調査する。

（2）防災パトロール

市長が実施責任者となり、市および県等の災害対策関係者が事前調査により把握した危険箇所の合同パトロールを行い、その実態を把握する。

（3）対策会議

合同パトロールにより実態を把握した危険箇所の予防、応急、恒久対策ならびに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定する。

（4）危険箇所の周知

対策会議により風水害、土砂災害等の災害要因を検討し、これらの危険箇所に対する予防、応急および復旧の諸対策の意見をまとめて住民に周知する。

4. ハザードマップ等の作成および活用促進 【危機管理局、都市整備部】

各種災害における危険箇所を把握し、適切な対策を講じるとともに、これを住民に周知して、日常の備えや災害時における適切な避難行動等を確保するため、ハザードマップを作成し、積極的に活用する。

（1）ハザードマップの種類

市が作成するハザードマップは、次のとおりである。

1) 地震ハザードマップ

県の地震被害想定に基づき、防災拠点施設、緊急輸送道路（避難路を含む）、活断層の配置、市内震度予測、液状化危険区域、延焼火災発生危険区域および土砂災害危険区域等を明示する。

2) 洪水ハザードマップ

国・県が作成した浸水想定区域図等に基づき、防災拠点施設、緊急輸送道路（避難路を含む）、水防危険箇所および浸水想定区域を明示する。

3) 土砂災害ハザードマップ

県が行った調査結果に基づき、土砂災害の危険箇所、影響範囲および規制区域ならびに防災拠点施設および避難経路等を明示する。

(2) 積極的な活用の推進

ハザードマップを積極的に活用し、必要となる応急対応マニュアルや施設整備計画等を策定し、訓練を通して防災体制を確立し、あるいはその見直しを実施する。

また、住民に対しては、これを活用して積極的な啓発および説明を行い、地区防災力の向上を推進する。

1) 応急対応マニュアルおよび施設整備計画の策定

災害別に課題となる要素を抽出し、必要となる体制、対応および施設整備を検討し計画を策定する。

2) 防災体制の構築・見直し

ハザードマップに沿った訓練被害想定を作成し、本計画、上記マニュアルに従って、初動の対応・対策を中心に訓練し、検証することにより体制の確立を図る。

また、訓練においては、住民の参加を求め、住民および自主防災組織等が災害時に取るべき行動の修得および習熟に努める。

3) 各地区における積極的活用

各地区の住民、自主防災組織および事業者等は、危険箇所および災害要因等を把握することにより、次の点に努めるものとする。

- ア. 災害への備えの実践
- イ. 災害時における警戒体制および初動対策の検討、実施
- ウ. 地区避難所までの避難路検討
- エ. 避難、安否確認体制の確立
- オ. 地区防災計画の策定および修正

特に、各地区においては、住民参加を基にしたDIG（災害図上訓練）の普及を図り、この手法を用いてハザードマップ等を基に、更に詳細な「地区防災マップ」を作成し、住民の意識高揚を図るとともに、地区防災計画の策定および地区防災体制の整備促進を図る。

5. 住民および事業者の役割分担

大規模な災害が発生した場合、公的な防災関係機関は、その総力を結集して防災対策を実施するが、その能力には限界がある。一方、先の阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災などにおいても、ボランティア活動や地区における共助の重要性が実証され、「人と人とのつながり」が防災上の大きな力になることが再確認された。したがって、市や防災関係機関だけでなく、地域住民や各種団体および市内の事業者が互いに連携し、地域ぐるみでまちと人を災害から守る体制を整える必要がある。

こうした実状を踏まえ、地域住民および事業者は、自らの安全は自らが守るという自主防災の理念の下、日頃から災害の発生に備えるとともに、災害が発生した場合には、防災関係機関と連携し、お互いが協力し、助け合って可能な限りの対策を実施し、地域の安全確保に努めなければならない。ま

た、自主防災組織やボランティア組織の充実を図り、それらとの連絡連携体制を構築するとともに、その活動を支援し、活動を活性化させることにより、地域の総力を挙げた防災体制づくりに努めるものとする。

(1) 住民の果たすべき役割

住民は、自分たちの地区は自らが守るという自主防災の理念を十分に理解し、日頃から自治会が主催する各種行事等に積極的に参加するなど、地区内の人との繋がりを深めるとともに、消防団、自主防災組織を中心とした地区レベルの防災活動に積極的に参加して、地区の自立的な防災力の強化に努めなければならない。また、災害時には、相互が助け合い、力を結集して地区の被害を最小限に食い止めるよう努めなければならない。

1) 平常時から実施すべき事項

ア. 防災知識の修得

本市における地震発生の危険性について十分理解し、正しい防災知識を修得する。

イ. 各家庭における災害予防対策

地震による被害を予防または軽減するため、家屋の耐震・耐火化、火気使用器具等の安全点検と火災予防措置、家具類の転倒防止対策、ガラス類の飛散防止措置および最低3日間分の飲料水および食料、その他生活必需品の備蓄を行う。

ウ. 避難行動についての理解

災害により避難する場合の一時集合場所、地区避難所、広域避難所、避難ルート等についてあらかじめ確認し、避難行動についての理解を深める。

エ. 各種地区行事および各種防災訓練への参加

自治会が主催する地区の行事等に積極的に参加し、人との繋がりを深めるとともに、市や地区の自主防災組織が実施する初期消火、救出、避難等に関する各種訓練に積極的に参加し、自己防衛力の向上に努める。

なお、地区の自主防災組織が実施する訓練においては、地域の実情に応じた実践的な訓練内容となるよう努める。

オ. 自主防災組織への参加

自治会単位に結成されている自主防災組織に積極的に加入し、次の防災対策を実施する。

(ア) 地区防災計画（マニュアル）および地区防災マップ等の作成

(イ) 地区内の危険箇所の点検や防災関係施設の確認

(ウ) 防災用資機材の充実および管理

(エ) 地区内における安否確認および救出救助体制の整備

(オ) 避難所の自主運営マニュアルの整備

(カ) 避難行動要支援者の把握および支援体制の構築

カ. 過去の災害教訓の伝承

過去に地区内で起こった災害について風化し、忘却されないようにしっかりと後世へ伝承する。

2) 災害時において実施すべき事項

ア. 情報の把握・伝達

正確な情報の把握に努めるとともに、他の住民への伝達に協力し、デマの流布等によるパニックを防ぐ。

イ. 災害初期における応急対策の実施

各家庭における出火防止措置および初期消火に努め、家族や近隣住民の安否を確認し、地区のリーダーに報告するとともに、市や消防機関、自主防災組織が実施する負傷者や避難行動要支援者の救出・救護等に積極的に協力する。

ウ. 適切な避難の実施

避難誘導者の指示の下、地区の避難行動要支援者をサポートしながら、安全かつ適切な避難行動を実施する。

エ. 応急対策・復旧活動への参加と協力

防災関係機関の行う災害応急対策や復旧活動に積極的に参加、協力する。

オ. 自主防災組織による応急対策

- (ア) 避難誘導および避難所における自主運営
- (イ) 地区内の被害状況の把握、情報収集および市への報告
- (ウ) 安否確認、行方不明者の捜索への協力
- (エ) 避難行動要支援者の避難支援
- (オ) 負傷者、逃げ遅れ者等の救出・救護
- (カ) 飲料水、食料等の救援物資の仕分および炊き出しの支援、協力
- (キ) 応急対策・復旧活動への協力
- (ク) 被災地の保全と防犯活動

(2) 事業者の果たす役割

事業者は、消防法に基づく防火管理体制の強化および各種災害に対応した計画的な防災体制の充実に努め、災害時における従業員や利用客等の安全を確保するとともに、地域における防災活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

1) 平常時から実施すべき事項

- ア. 建築物の耐震・耐火化の推進
- イ. 施設および設備の安全管理
- ウ. 防災責任者の育成
- エ. 従業員に対する防災教育の普及
- オ. 自主防災組織の結成ならびに自主防災計画の作成
- カ. 防災用資機材の整備および管理
- キ. 防災訓練の実施

2) 災害時において実施すべき事項

- ア. 正確な情報の収集および伝達
- イ. 初期消火の実施

- ウ. 従業員および利用客等の避難誘導ならびに安全確保および避難支援
- エ. 救出・救護活動の実施または協力
- オ. 応急対策および復旧活動への協力

6. 自主防災組織の整備育成 【危機管理局】

防災意識の啓発および災害時における人命の安全確保を図るため、住民の自立自助および地域連帯の精神に基づいて、地域あるいは事業所等毎に、自主防災組織の育成強化に努める。

また、「滋賀県地震防災プラン」の実行計画6「当事者力・地域力を高める」の内容を参考に取り組みを行う。

(1) 自主防災組織の目的

自主防災組織は、災対法第5条第2項および第7条に示された「住民の共同の精神」に基づき、地域住民によって任意に組織される団体であり、住民の防災意識の啓発や、災害時における初期の人命救助や応急対策活動などにおいて重要な役割を果たすものである。また、これら地域住民によるもののほか、施設や事業所、各種団体において組織される自主防災組織がある。

一次防災圏における初動対策の充実を図るため、自主防災組織の結成を促進し、その活動内容の充実を図るとともに、大規模施設や事業所等における新たな自主防災組織の育成に努めるものとする。

表：自主防災組織の種類

地域の防災組織	自治会等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの
施設、事業所等の防災組織	学校、病院、事業所興業所等の施設および危険物等を取り扱う事業所において、管理者が組織し、設置するもの
各種団体の防災組織	女性団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織し、設置するもの

(2) 住民による自主防災組織の整備

大規模な地震の発生により交通や通信が麻痺し、防災関係機関による活動が制限されるような場合には、地域住民による自力での防災活動が災害の拡大防止に重要な役割を果たすことから、地域ぐるみの防災体制を強化するため、自主防災組織の育成に努める。

1) 自主防災組織の結成・育成

防災出前講座、防災リーダー研修、各種講演会等の開催および防災マップの作成ならびに自治会図上訓練を積極的に実施し、地域住民による自主防災組織の育成を図る。

地域住民に対し、自主防災組織の必要性について積極的な啓発活動を行い、組織の結成を促す。なお、防災リーダーの育成にあたっては、講習の内容等が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成につながるよう配慮する。

- ア. 講演会や講習会（出前講座）の開催
- イ. 防災倉庫、資機材の整備にかかる財政的支援
- ウ. 参考図書、DVD等の貸し出し

2) 自主防災組織の内容

自主防災組織の結成促進および活性化を図るため、各区および自治会に防災リーダーを設

置する。

防災リーダーは、市などから情報を受け、研修会等に参加するなどして防災に関する基本的な知識および技術を修得し、区および自治会内の他の役員とともに地区の防災体制整備および地区防災計画の作成等を行うものとする。

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において、規約および活動計画を定めておくものとする。

ア. 役員

(ア) 防災リーダーおよびその任務

(イ) 班長およびその任務

イ. 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

3) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、次の単位を基準として、組織の設置を推進する。

ア. 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される地域

イ. 住民が基礎的な日常生活圏として、一体性を有する地域

ウ. 既存組織の育成・強化

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、組織の拡充・強化が図られるよう、市が積極的に指導する。また未組織の地域については、組織の結成につき積極的に働きかけ組織率を向上させる。

4) 地区防災計画の策定

自主防災組織が災害の予防、被害の軽減に向けて効率的な活動ができるよう、各組織単位にあらかじめ地区防災計画を定めるよう指導する。なお、地区防災計画は、消防団、地区の各種団体、ボランティア等との連携を基に、次の事項を考慮した上で検討を行うものとする。

(平常時)

ア. 地区内または事業所等における危険箇所の把握確認

イ. 防災訓練、避難訓練

ウ. 活動体制の整備

エ. 連絡体制の整備

オ. 避難路の確認

カ. 指定緊急避難場所、広域避難所等の確認

キ. 避難行動要配慮者の保護等、地域で大切なことの整理

ク. 食料等の備蓄

ケ. 救助技術の取得等の研修

コ. 防災教育等の普及啓発活動

(発災直前)

ア. 情報収集、共有、伝達

- イ. 連絡体制の整備
- ウ. 状況把握（見回り、住民の所在確認等）
- エ. 防災気象情報の確認
- オ. 主体的な避難判断、避難行動
（災害時）
- ア. 身の安全確保
- イ. 出火防止、初期消火、浸水防止対策等
- ウ. 住民間の助け合い
- エ. 救出および救助
- オ. 率先避難、避難誘導および避難の支援
- カ. 情報収集、共有、伝達および市への連絡および報告
- キ. 避難所の自治運営および在宅避難者への支援
- ク. 物資の仕分け、炊出し等
（復旧・復興）
- ア. 被災者に対する支援
- イ. コミュニティ内の復旧活動
- ウ. 行政および防災関係機関等との連携、速やかな復旧・復興活動を促進

5) 既存組織の充実

結成された自主防災組織に対して、以下のような支援活動を実施し、災害時の活動が円滑に行えるような組織づくりを図る。

- ア. 自主防災計画の策定に関する助言および資料提供
- イ. 自主防災組織リーダーの育成（研修会の実施等）
- ウ. 防災倉庫、資機材の整備にかかる財政的援助
- エ. 自主防災訓練の実施援助
- オ. 出前講座の実施

（3）事業所における自主防災組織の整備

学校、公共施設等の不特定多数の者が利用する施設、危険物取扱い施設、および多数の従業員が勤務する工場や事業所では、災害時に大きな被害が及ぶと予想されることから、これら施設および事業所における自主防災組織の編成を促し、被害の防止と軽減を図る。また、地域自主防災組織との活動交流を推進し、地域が一体となつての防災意識の啓発を図る。

1) 対象施設

- ア. 中高層建築物、学校、公共施設、旅館、病院等多数の者が利用または出入する施設
- イ. 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管（貯蔵）および取り扱う施設
- ウ. 多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたるのが効果的であると認められる施設
- エ. 複数の利用（入居）事務所が共同である施設

2) 組織の役割

- ア. 防災知識の普及
- イ. 情報の収集、伝達用機材の準備と管理
- ウ. 火気使用設備器具等の点検
- エ. 消火用機材の準備と管理
- オ. 石油類および危険物類の管理状況の点検
- カ. 防災訓練の実施（初期消火訓練、避難訓練、応急手当等）

3) 自主防災計画の策定

災害の予防および被害の軽減に向けて効率的な活動ができるよう、あらかじめ、以下の事項に配慮した自主防災計画を策定するよう指導する。

- ア. 事業所の各従業員の任務分担
- イ. 自主防災訓練
 - 市が行う訓練への積極的な参加について、また、自主防災訓練の時期、内容等
- ウ. 市本部、防災機関、各事業所との体系的な連絡方法、情報交換方法等
- エ. 出火防止、消火に関する役割分担、消火用その他機材の配置場所等の周知
- オ. 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること
- カ. 避難活動に関すること
 - 避難時の集合場所や経路、避難命令の伝達と誘導方法、避難時の非常持出し等
- キ. 地域住民との協力に関すること
- ク. 避難所からの帰宅時の注意事項

(4) 自主防災組織の強化

- ア. 各地区が策定する地区防災計画において、災害時に援助を必要とする避難行動要支援者の実態を把握し、救護、支援体制の確保に努めることとしている。このため、市内全地区において早期に地区防災計画を策定し、体制の確保を図る。
- イ. 避難行動要支援者の安否確認および避難支援等に関しては、家族や近隣住民の果たす役割が大変大きく、自主防災組織等と連携して安否確認、避難支援および救助活動等が迅速に行えるよう、地区の行事等を通じて平常時から住民相互の融和を図るとともに啓発研修に努める。

7. ボランティアの気運醸成および協働

災害時には、行政や防災関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる活動が重要な役割を果たすことから、ボランティアの気運醸成と既存ボランティアとの協働を図るとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

(1) ボランティアの気運醸成

1) ボランティアの育成

県と協力して、災害時における支援ボランティアの気運醸成のため、防災とボランティア週間（1月15日～21日）や、防災とボランティアの日（1月17日）を利用して、以下のよ

うな事業を実施する。

- ア. 気運醸成のための行事や講習会の実施、パンフレットの配布等
- イ. ボランティアリーダー、コーディネーター等の育成
- ウ. 事業所・各種団体に対する災害時ボランティアへの参加の呼びかけ
- エ. 個人に対するボランティア情報の提供、組織化の支援

2) 既存ボランティアとの協働

市社会福祉協議会と協働して、災害時の応急対策にボランティア活動をより効果的に取り込むため、市内で組織化されているボランティアグループの把握に努めるとともに、災害時の協力、協働についてあらかじめ協議を図る。

また、その他個人のボランティア希望者についても登録制度を導入するなど、事前の把握を進める。

(2) ボランティア活動支援体制の整備

1) 災害ボランティアセンターの設置

高島市社会福祉協議会と連携し、支援のため集まったボランティアの受入れを円滑に実施するため、「高島市災害ボランティアセンター」を設置して、以下の業務を実施できる体制を整えるものとする。

- ア. ボランティアの登録、受入れ、配備等の業務
- イ. ボランティア活動に必要な情報の提供、相談窓口の設置
- ウ. 県が設置する県災害ボランティアセンターとの連携
- エ. ボランティアへの会議室や情報連絡設備の提供など、ボランティアによる自主的な活動を実施しやすい環境づくり

2) 広域応援体制の整備

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ実施するため、ボランティアの斡旋や他市町へのサポートも含め、あらかじめ相互に応援可能な事項を確認したうえで、県近隣市町および遠隔地との広域的な応援協定を締結する。

第3編 災害応急対策編

第1章 災害応急対策の活動体制

【本部運営班、各対策班、各機関】

各機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令および地域防災計画ならびに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期すものとする。この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織および機能の総力をあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

また、災害対策本部等が円滑に活動できるようマニュアル等を整備する。

なお、職員は、災害時においては公助の一翼を担う重要な立場にあることから、そのことを自覚するとともに、平常時から、自分や家族の身の安全を災害から守るため、あらゆる対策を講じるよう努める。

1. 災害時の非常時配備体制の考え方

(1) 応急対策の流れ

対象災害	時期		形態	考え
風水害 原子力	発災 まで	最大限の 警戒	警戒 体制期	風水害や原子力災害に関しては、発災前に職員が予防的に参集することが通常の対応であり、警戒本部（地区本部）を速やかに設置して、現場パトロールの強化や住民への注意喚起、避難所の開設準備を行うなど時間的余裕がある。
全災害	発災 ～3日	命を 守る	災害 対応 体制 (災害 対策 本部)	発災からの数時間は、職員の段階的な参集と同時に、被害状況などの大まかな情報が収集される。 また、災害や被害の状況に応じて、災害警戒本部または対策本部（地区本部）の設置が検討される時期である。
	～7日	生活を 維持		災害対策本部（地区本部）が設置され、さらに詳細な被害情報が収集される。 また、本部会議（地区本部会議）において応急対策の活動方針が決定され、道路の通行規制や復旧、給水等一部の応急活動が展開される時期である。 なお、発災から概ね7日間は「緊急初動体制」をとり、市役所のすべての機能を投入し、部局間の連携および、関係機関と連携して、市民の生命を守る活動および市民生活を維持する活動に集中的、重点的に取り組む。
	～3週目	生活を 戻す		本格的に応急対策活動が開始される時期である。 引き続き応急活動が行われ、交換要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる時期である。
	～2か月	日常の 再開		また、広報、被災者相談窓口の設置、住民への支援活動や復旧活動のとりまとめ、経費負担などの活動が中心となり、応急対策活動から復旧、平常業務へ移行する時期である。
	2か月～	復興への 歩み	通常 体制	復興 対策 本部

(2) 初動活動の流れ

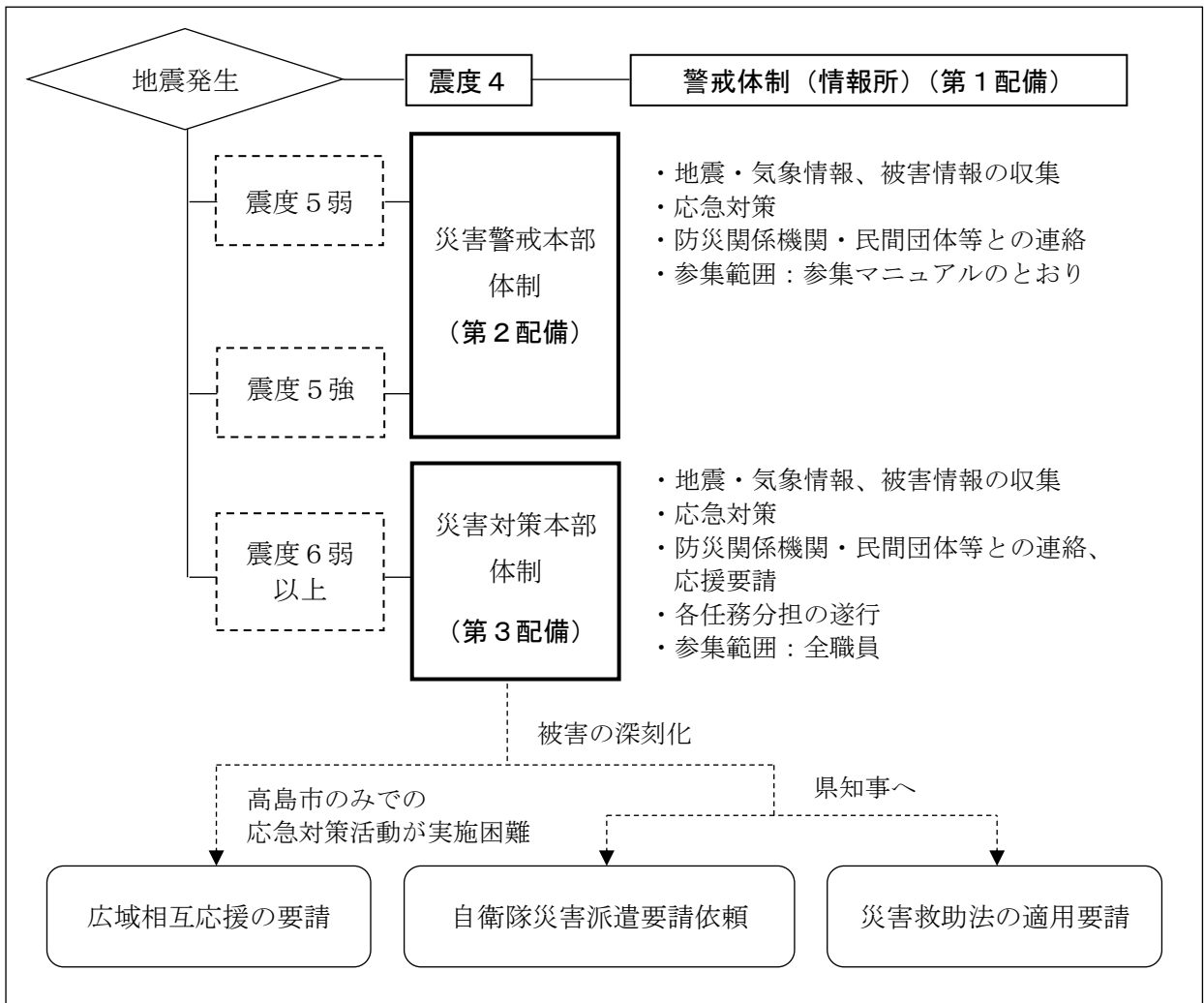
1) 地震災害時

地震発生時の非常勤務体制は、原則として地震の震度により自動的に決定する。

また、二次災害発生時の配備等への移行は、実施責任者（災害対策本部長等）の判断により決定する。

市内において震度4の地震が発生した場合、通常、本庁および各支所（新旭地域は本庁）に情報所を開設し、必要となる情報収集および連絡調整等を実施する。

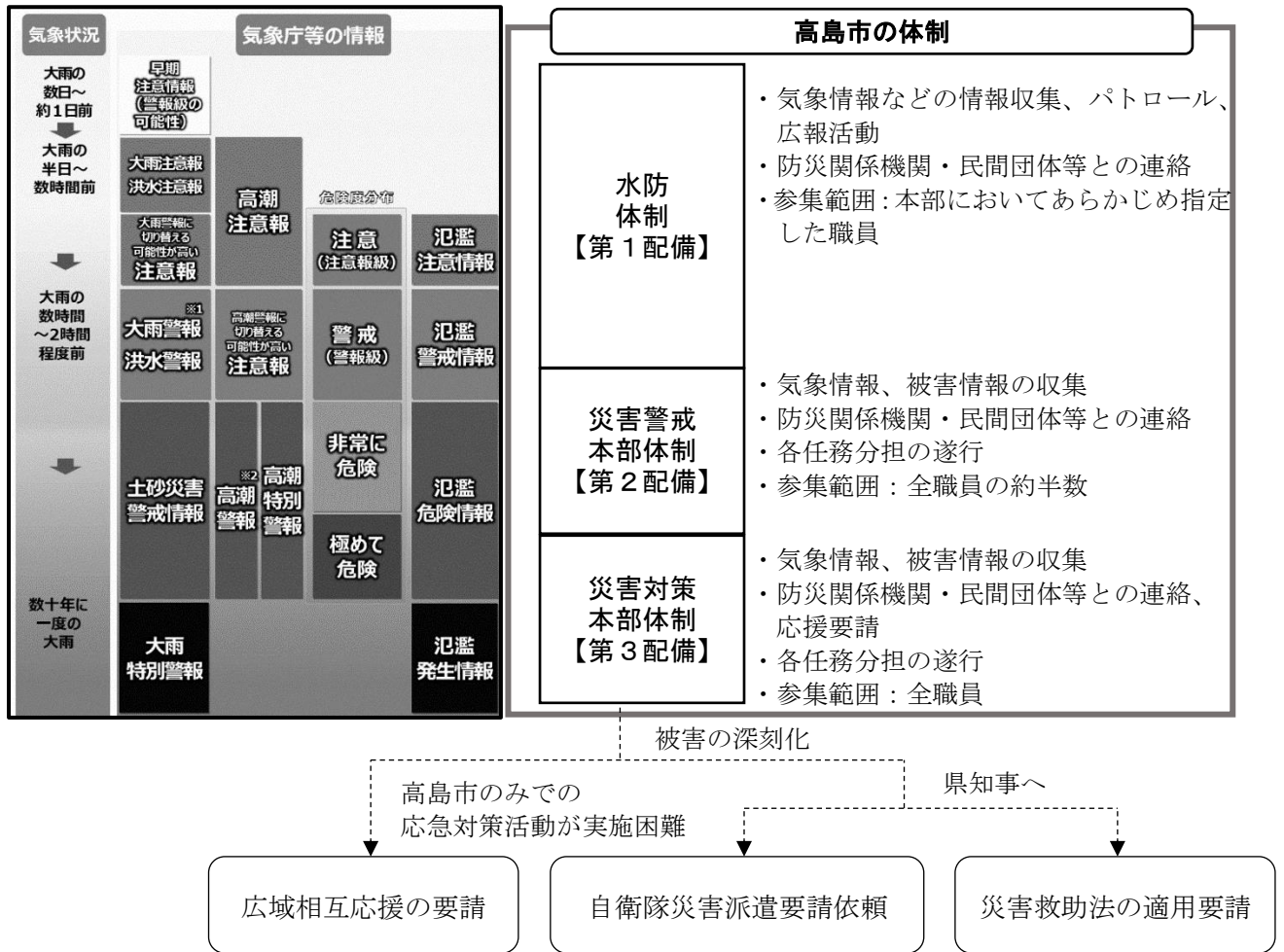
なお、各段階において被害が発生するなど、災害対策本部（事務局）が必要と認めた場合は、適切な配備体制へ移行する。



2) 風水害時

気象状況等により災害の発生が予想される場合、または市長が必要と認める場合は、高島市水防計画に基づく体制を中心とする災害警戒体制による配備を行い、気象、水防等の情報収集およびその通報にあたる。また、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、災害警戒本部を設けて対処する。

災害の影響が大規模に及ぶおそれのある場合には、災害対策本部を設置し、市の全機能を挙げて災害予防ならびに災害応急対策を実施する。



＜特別警報について＞

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけることになり、平成25年8月30日から運用を開始した。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当する。

平成25年9月15日から16日にかけて接近した台風18号がもたらした大雨により、本市は市内各地で大きな被害を受けたが、9月16日5時5分に「特別警報（大雨）」が気象庁（彦根気象台）から発表されている。

＜気象に関する特別警報の発表基準＞

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(3) 発災後の対応と体制の考え

災害発生後初期の段階においては、災害規模または被害状況に応じて本庁に情報所、災害警戒本部または災害対策本部を開設するほか、各支所に地区本部を設ける。

特に本市に重大な被害が発生した際には、発災から概ね7日間を目途に緊急初動体制をとり、地区本部に要員を派遣するとともに、本部においても各対策班の連携により、被害状況の把握や住民避難支援、安否確認等、初期段階で緊急的に必要となる対策を集中的、重点的に実施する。

地震発生後初動対策が概ね完了し、発災後、概ね3週目以降は対策本部の一元化（地区本部を対策本部に吸収）を行い、本来の事務分掌に対応した体制へと移行する。

	発災～3日 命を守る	～7日 生活を維持	～3週 生活を取り戻す	～2か月 日常の再開	2か月以降 復興への歩み
対策事項	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認 ○被害状況の把握 ○住民への情報提供 ○避難所開設 ○救出救助 ○医療救護 ○避難対策 ○被災者保護 ○2次災害防御 ○障害物除去 ○給水等緊急物資の供給 ○自衛隊等応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○不明者捜索 ○遺体安置等 ○緊急輸送 ○食料物資供給 ○応急復旧 ○避難所運営 ○衛生対策 ○災害ごみ処理 ○地区相談窓口 ○救出救護活動 ○応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物被害調査 ○各種被害調査 ○被災者台帳 ○罹災証明 ○仮設住宅対策 ○公共施設復旧 ○被災者支援 ○防疫衛生管理 ○廃棄物対策 ○ボランティアの受入 ○復旧対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の再開 ○通常業務の一部再開 ○災害復旧計画の提出、査定 ○復興計画の作成等 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常業務の全再開 ○復興計画の推進
災害対策の体制					<p>通常体制</p> <p>復興対策本部</p>
役割	<p>本部：情報集約、応急対策等</p> <p>地区本部：避難対応、住民対応</p>		<p>本部：総合的対策</p> <p>地区本部：本部との連携</p>		完全通常体制
対策班編成	<ul style="list-style-type: none"> ○本部運営班 ○被害対応班 ○住民支援班 ○物資調達班 ○環境衛生班 ○地区本部 ○消防班 ○病院班 		<p>部局を単位とする各対策班により実施する</p>		完全通常体制に戻る

2. 体制区分と設置基準

(1) 警戒体制【第1配備】

1) 設置基準

ア. 地震災害時

体制区分	時期	内容	参集職員
警戒体制 (情報所) (第1配備)	震度4の 地震が発生 したとき	情報収集活動を主体とし、情報の収集 および伝達のための情報所を開設し 運用する体制	本部においてあらかじめ指定した職員

イ. 風水害時

体制区分	時期	内容	参集職員
警戒1-1号 体制	次の注意報が1以上発表され、かつ、本市に影響が及ぶ可能性があり、市長が必要と認めたとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 具体的には ○本市に台風が接近する予測があるとき ○集中豪雨等により、河川の水位が増水するおそれがあるとき		
警戒1-2号 体制	次の警報等が1以上発表され、かつ、本市に影響が及ぶ可能性があり、市長が必要と認めたとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 具体的には ○本市に台風が接近することが予測され、災害の発生に備える必要があるとき ○集中豪雨等により、河川の水位が「水防団待機水位」に達するおそれがあるとき (※本市は水防団がないため、消防団と読み替える。) ○長雨等により災害の発生に備える必要があるとき	災害関係各課の職員で情報連絡活動を円滑に行いうる体制	本部においてあらかじめ指定した職員
警戒2号 体制	次の警報等が1以上発表され、かつ、本市に影響が及ぶ可能性が高く、市長が必要と認めたとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報	○警戒1号体制を強化し、事態の推移によって、その活動を実施しうる体制とする	支所においては地区本部長(各支所長) 別に定める「高島市災害対策本部：出動体制表」による指定職員

体制区分	時期	内容	参集職員
	<p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市に台風が接近する確率が高まり、災害の発生に備える必要があるとき ○集中豪雨等により河川の水位が「氾濫注意水位」に達し、災害の発生に備える必要があるとき ○長雨等により災害の発生に備える必要があるとき 	<p>○本庁新館3階にオペレーション室を設け、各対策班の班長等で構成するオペレーションチーム（以下「OT」という。）を運用する。</p>	

ウ. 雪害時

体制区分	時期	内容	参集職員
警戒1号体制	<ul style="list-style-type: none"> ○大雪警報または暴風雪警報が発表され、かつ災害の発生に備える必要があるとき ○本市に大雪警報または暴風雪警報が発表されたとき 	<p>災害関係各課の職員で情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする</p>	<p>本部においてあらかじめ指定した職員</p>
警戒2号体制	<ul style="list-style-type: none"> ○大雪警報または暴風雪警報が発表され、かつ災害の発生する可能性があるとき ○ロードネット滋賀における市内平地部3観測点（①マキノ町蛭口②今津町福岡③朽木市場）のいずれかにおいて、降雪量が50cmを超えた場合および④安曇川町田中で降雪量が30cmを超えたとき ○本庁・各支所のいずれかで積雪量が80cmを超えたとき 	<p>警戒1号体制を強化し、事態の推移によって、その活動を実施しうる体制とする</p>	

2) 警戒体制の廃止基準

- ア. 被害状況を確認し、災害警戒本部または災害対策本部に移行された場合
- イ. その他市長が必要なしと判断した場合

(2) 災害警戒本部体制【第2配備】

ア. 地震災害時

体制区分	時期	内容	参集職員
災害警戒本部体制	震度5弱の地震が発生したとき 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)」が発表されたとき	パトロール等による情報収集活動を主体とし、情報収集および広報活動等が実施できる体制	別に定める「高島市災害対策本部：出動体制表」による指定職員

イ. 風水害時

体制区分	時期	内容	参集職員
災害警戒本部体制	次の警報等が1以上発表され、かつ、災害発生危険性が迫るとき、または市長が必要と判断したとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④土砂災害警戒情報 ⑤記録的短時間大雨情報 ⑥氾濫危険情報 具体的には ○本市に台風が接近し、災害の発生が予測されるとき ○集中豪雨等により河川の水位が「氾濫注意水位」に達するおそれがあり、災害の発生が予測されるとき ○降雨や暴風等により、小規模な災害が発生し、または発生するおそれがあり、今後大規模な災害の発生が危惧される場合であって、市長が必要と判断したとき	○警戒2号体制を強化し、事態の推移により現地活動ができる体制であり、小規模の災害対策を実施できる体制とする ○OTを継続、活動の強化を図る。	別に定める「高島市災害対策本部：出動体制表」による指定職員

ウ. 雪害時

体制区分	時 期	内 容	参集職員
大雪警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○大雪警報、暴風雪警報、特別警報（大雪・暴風雪）のいずれかが発表され、かつ災害の発生する可能性が高まった場合であって、市長が必要と判断したとき ○ロードネット滋賀における市内平地部3観測点（①マキノ町蛭口②今津町福岡③朽木市場）のいずれかにおいて、降雪量が80cmを超えた場合および④安曇川町田中で降雪量が50cmを超えたとき ○各支所（新旭地域は本庁）のいずれかにおいて、積雪量が100cmをこえたとき ○その他市長が必要と判断したとき 	警戒2号体制を強化し、事態の推移により現地活動ができる体制であり、小規模の災害対策を実施しうる体制とする	別に定める「高島市災害対策本部：出動体制表」による全職員の約半数の職員

2) 警戒本部体制の廃止基準

- ア. 災害発生または拡大の恐れが解消し、かつ、応急対策が概ね完了したと警戒本部長が認めた場合
- イ. 災害対策本部が設置された場合
- ウ. その他市長が必要なしと判断した場合

(3) 災害対策本部体制【第3配備】

1) 設置基準

ア. 地震災害時

体制区分	時期	内容	参集職員
災害対策本部体制	震度6弱以上の地震が発生したとき	突発的な災害等に対して小規模な応急措置をとり、救助活動、情報収集および広報活動等が実施できる体制 全能力を発揮して対処する体制	市長以下 全職員 全消防団員

イ. 風水害時

体制区分	時期	内容	参集職員
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○特別警報が発表 ○記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表 ○市内に災害が発生し、応急対策をとる必要があるとき ○被害および危機等が拡大し、本市域に大規模な災害が発生する恐れがあり、市長が必要と認めたととき ○市内に大規模な災害が発生したとき <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集中豪雨等により、河川の水位が「避難判断水位」に達し、更に水位が上昇する場合、または災害の発生が予測される時 ○長雨等により、小規模な災害が発生し、または発生するおそれがあり、今後大規模な災害の発生が危惧される場合であって、市長が必要と判断したとき ○Jアラートが鳴動（特別警報発表時）したとき ○堤防の亀裂や漏水が発 	市の全機能を上げて災害予防ならびに災害応急対策を実施する体制とする	市長以下 全職員 全消防団員

体制区分	時 期	内 容	参集職員
	生したとき ○土砂災害の前兆現象を確認したとき		

ウ. 雪害時

体制区分	時 期	内 容	参集職員
大雪対策本部体制	○大雪警報、暴風雪警報、特別警報（大雪・暴風雪）のいずれかが発表され、かつ災害が発生した場合であって、市長が必要と判断したとき ○連続降雪により、除雪・排雪作業が困難な状況となり、かつ市内で複数の孤立集落が発生し、かつライフラインが途絶し、物資等の供給が必要となったとき ○その他市長が必要と判断したとき	市の全機能を上げて災害予防ならびに災害応急対策を実施する体制とする	市長以下 全職員 全消防団員

2) 災害対策本部体制の廃止基準

- ア. 市域内において災害のおそれが解消したとき
- イ. 災害応急対策が概ね完了したとき
- ウ. その他本部長が必要なしと認めたとき

3. 組織編制

(1) 体制区分と組織体制

1) 警戒体制【第1配備】

指揮命令権者	本庁においては政策部長、不在時は総務部長 支所においては地区本部長（各支所長・振興室長）
--------	---

2) 災害警戒本部体制【第2配備】

警戒本部長	副市長 不在時は、政策部長
副本部長	政策部長 不在時は、①総務部長 ②都市整備部長
警戒本部員	(本庁) 部長級職員、消防団長、危機管理監 (地区本部) 各支所長・振興室長

3) 災害対策本部体制【第3配備】

災害対策本部長	市長 不在時は、①副市長、②教育長が順次指揮を執る。
副本部長	副市長および教育長 両名不在時は、①政策部長 ②総務部長 ③都市整備部長
対策本部員	(本庁) 部長級職員、消防団長、危機管理監 (地区本部) 各支所長・振興室長

(2) 指揮命令権者不在時の代理者

災害対策本部における本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため、代理者を次のように定める。

また、地区本部および各対策班の指揮命令権者の不在時の代理者も同様に定める。

具体の体制については表『各対策班の指揮命令権者』を参照。

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	本部長 (市長)	副本部長 ①副市長 ②教育長	③政策部長 ④総務部長 ⑤都市整備部長
地区本部	地区本部長 (支所・振興室長)	副地区本部長 ①地区本部長があらかじめ指名する者	指名職員 ②地区本部長があらかじめ指名する者
各対策班	班長 (指定職員)	副班長 ①指定職員	次席副班長 ②指定職員

表：各対策班の指揮命令権者

班名	所属部	担当課	指揮命令権者
本部運営班	政策部	企画広報課/総合戦略課/秘書課/情報政策課/危機管理局防災課/危機管理局原子力防災対策室	政策部長
	総務部	総務課/人事課/契約検査課/税務課/納税課/ <u>行</u> <u>財政管理局行政管理課/行財政管理局</u> 財政課	総務部長 会計管理者
	会計	会計課	議会事務局長
	議会事務局	議会事務局	
被害対応班	都市整備部	土木課/ <u>国県対策事業課</u> /都市政策課/上下水道課	都市整備部長 農林水産部長 商工観光部長
	農林水産部	農業政策課/農村整備課/森林水産課	
	農業委員会	農業委員会事	
	商工観光部	商工振興課/観光振興課	
	教育指導部	学事施設課	
住民支援班	健康福祉部	社会福祉課/障がい福祉課/健康推進課/高齢者支援局 <u>高齢者支援課</u> /高齢者支援局 <u>介護保険課</u> /訪問看護ステーション	健康福祉部長 子ども未来部長
	子ども未来部	<u>子育て政策課/幼児保育課</u> /子ども家庭相談課/児童発達支援センター/保育園・認定こども園等	
	教育指導部	学校教育課	
	監査委員事務局	監査委員事務局	
	(各部局：避難所指定職員等)		
物資調達班	教育指導部	学校給食課/ <u>給食施設整備課</u> /給食センター	教育総務部長 教育指導部長
	教育総務部	教育総務課/社会教育課/市民スポーツ/ <u>国スポ・障スポ大会推進室</u> /文化財課/文化ホール/図書館	
環境衛生班	環境部	環境政策課/環境センター建設課/環境センター	環境部長
	市民生活部	市民課/人権施策課/保険年金課	市民生活部長
地区本部		マキノ支所/今津支所/朽木支所/安曇川支所/高島支所/新旭振興室/市民協働課	各支所長、新旭振興室長
消防班	消防本部	消防総務課/予防課/警防課/通信指令課/北・南部署（各分遣所含）	消防長
病院班	高島市民病院	経営統括課/病院総務課/医事課/健診室/朽木診療所/介護老人保健施設陽光の里	病院事務部長

図：災害対策本部の組織体制



4. 職員の参集

(1) 配備計画

配備計画は、原則として、各部長が調整して必要な体制を決定し、災害活動を行うための人員を編成して、防災活動の準備または実施のため、配備職員に徹底しておくものとする。

(2) 勤務時間内における職員の動員および注意事項

勤務時間内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、通常の職務体制を基本に被害情報など必要となる情報収集等を行い、被害が甚大な地区本部に対して、勤務時間外における職員体制に準じて職員の派遣を行う。

なお、勤務時間内における職員の注意事項は、次のとおりである。

- ① 配備体制決定後、庁内放送および各課の内線電話等で職員配備の伝達を行う。
- ② 各部局長は、配備指令により直ちに平常業務を中止し、あらかじめ定められた配置につき、警戒活動または応急対策活動を命令する。
- ③ 配備につく職員は、班長の指揮に従って、直ちに警戒活動に従事しなければならない。
- ④ 配備についていない場合でも、常に災害情報や本部からの指示に注意すること。
- ⑤ 勤務場所を離れる場合は、所属長との連絡を確保し所在を明らかにすること。
- ⑥ 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ⑦ 勤務が終了しても、所属長の指示があるまで待機すること。
- ⑧ 災害現場に出動する際は、ヘルメット、防災ベスト等を着用し、必ず二人以上で行動すること。
- ⑨ 言動により、住民に不安や誤解を与えないように細心の注意を払うこと。

(3) 勤務時間外における職員の自主参集

職員は地区本部の指定職員以外は原則として、本庁（参集先があらかじめ指定されているときはその場所）に参集する。

あらかじめ指定された職員は勤務地（または指定場所）に、地区本部長（各支所長、新旭振興室長）を除く災害対策本部員およびそれ以外の職員は、本庁へ参集するものとする（指定された場所に参集が困難な場合は、最寄りの支所等へ参集）

なお、勤務時間外における職員の注意事項は、次のとおりである。

- ① 各部局長は、配備指令により、あらかじめ定められた職員を動員する。
- ② 動員命令を受けた職員は、直ちに勤務地（参集先があらかじめ指定されているときはその場所）に参集する。
- ③ 各班長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策活動を実施する。ただし、緊急やむをえない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急対策活動を命じることができる。

(4) 職員の非常参集

1) 職員の非常参集

職員は、職員参集基準に基づき自主的に参集することを基本とするが、あらかじめ作成した勤務時間外の伝達系統に基づく電話連絡および災害時職員参集メールにより動員を実施する。

なお、職員は、災害時職員参集メールに添付のアンケート機能により安否ならびに周辺の被害状況について回答するものとする。

2) 消防団員の動員

消防団員の動員については、消防長が消防団長（不在の場合は副団長）に連絡をとり、配備体制の決定を伝えるとともに、団員の出動を要請する。なお、消防団員の召集は、原則として防災行政無線により行う。（消防団メールも併せて活用する。）

3) 参集方法

各自の判断により状況に応じて移動手段を選択することとするが、最悪の場合は、徒歩または自転車による自主参集を原則とする。本部から参集要請を求める場合は、電話（固定電話・携帯電話）または職員参集メールを使用し、職員へ早期の参集を求める。

また、自転車やバイクなど機動性のある移動手段の確保に努め、参集場所に至るルートを複数設定するなど可能な限り参集時間の短縮に努める。

4) 参集時の注意事項

ア. 参集者の服装・携行品

作業服上下、防災ベスト、雨具・防寒具、ヘルメット、長靴または運動靴等応急活動に必要な服装を着用し、手袋・タオル・懐中電灯・水筒・その他の非常用品等を携行する。

イ. 参集途上の緊急措置

参集途上において人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力して救助等の応急対策活動を第一とするとともに、市本部へ報告する。

ウ. 被害状況の把握・報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を本部（本部運営班）に報告する。

エ. 市本部活動の優先

職員が消防団員を兼ねる場合は、原則として、市本部活動を優先する。（参集要請時に火災消火活動に従事している場合は、終了後に本来の指定場所へ移動し、応急対策活動に従事する。）その場合、あらかじめ消防団長にその旨届け出ておくほか、市の本部活動に従事する際は、当該分団の部長に報告するものとする。

オ. 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、本庁（参集先があらかじめ指定されているときはその場所）に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの支所または市の施設へ参集し待機するとともに、地区本部長または所属する対策班長に

連絡し、以後の応急対策活動の指示を受けるものとする。

カ. 参集を除外するもの

非常時の動員対象は、原則として職員全員とするが、次の者はその参集を除外する。

下記(ア)ならびに(イ)の職員は、その旨をできる限り上司(本部員または班長)に連絡するよう努める。

(ア) 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇の許可を得て休暇中の職員

(イ) 本人またはその家族等が被災を受け、治療または入院している職員

※参集できない旨を上司(本部員または班長)に連絡するよう努める。

(ウ) その他所属長等がやむを得ないと認めた職員

キ. 前倒しの参集要請

班長は、下記業務があるときは、副班長以下の班員(職員)に対しその理由を説明し、班長の職務権限において班員の参集時期を前倒しで要請することができる。

① 人命に関わり緊急を要する業務

② 人海戦術で多くの人手を要する業務

③ その他特別な理由による災害対応業務

5. 動員の伝達

(1) 発災時初動の伝達

災害が発生した時点(地震時においては震度4以上の地震)で政策部長は、ただちに市長に連絡し、市長は、震度、気象状況および被害状況から配備体制を指示する。政策部長は、指示に基づき、直ちに体制区分に応じて各部長にその旨を伝達し、各部長は、配備体制に応じ該当する職員に指示を行う。

なお、勤務時間外に地震が発生した場合は、各段階における配備体制の要員は、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等で地震情報等の収集に努め、配備基準に該当するときは、自主的に指定場所に参集するものとする。

(2) 迅速および臨機の伝達

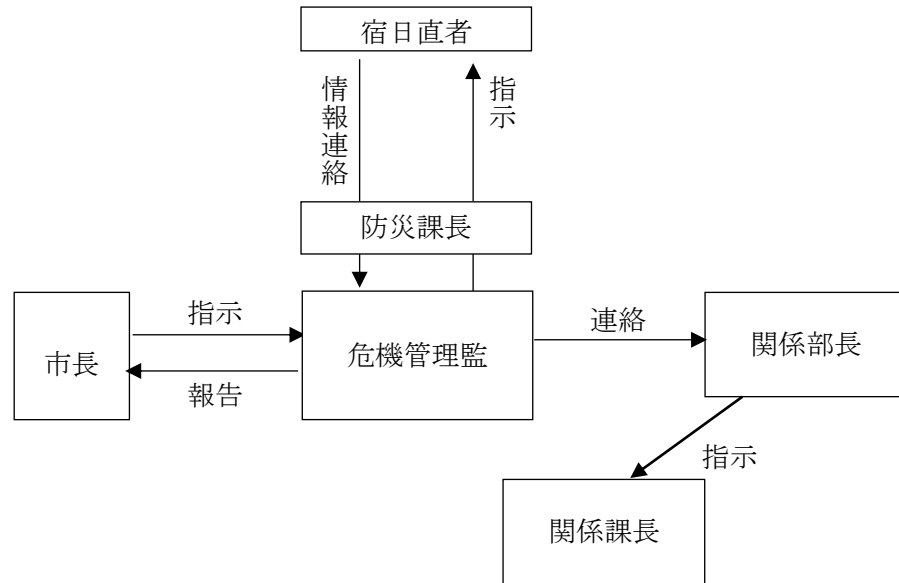
災害発生時の職員の動員は、原則として自主参集とするが、各体制の実施責任者が関係職員に対し早期の参集を呼びかける際には、勤務時間内と勤務時間外で伝達的手段および伝達系統を変更し、どのような状況下でも迅速に連絡が行えるよう努める。

なお、各体制の実施責任者が必要であると判断した場合には、指定の職員以外の職員にも参集を呼びかけるものとする。

(3) 勤務時間外における宿日直職員の対応

宿日直者は、災害発生情報を察知したときは、下図の方法により連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係所属長に連絡する

なお、地震時においては、各庁舎に設置されている地震計を確認し、震度4以上の場合は、危機管理局防災課長に連絡して指示を仰ぐものとする。



(4) 防災行政無線による緊急放送

市内に震度5弱以上の地震が発生する情報（予報）が入った場合には、発生直前に市の防災行政無線（同報系無線）が自動起動して放送が流れるしくみとなっている。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT：ジェイアラート）による自動無線放送】

6. 職員の出動・応援

(1) 出動体制

ア. 班編成

各班長は、応急対策活動のため職員を現場派遣する際には、最低2人編成で出動させるとともに、現場の地理に明るい者を含むよう配慮する。

イ. 出動状況の把握・報告

各班長は、命令指示に基づく職員の出動・活動状況（出動者・出動場所・活動内容・終了報告）について把握し、必要に応じて速やかに本部に報告する。

ウ. 車両配備

(ア) 出動に際し使用する車両は、原則として車両運行計画に基づき使用する。

(イ) 運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各班で管理するその他の未使用車両は、市本部が市地区本部に対し、優先使用权を持つものとする。

(ウ) 出動車両の配備位置は、原則として平常時に指定されている場所とする。

エ. 市有施設の被害調査

被害対応班長は、参集した職員により被害調査班を編成し各地区本部に派遣する。派遣された職員は、1名が地区本部に残り地区本部長の補佐および対策要員の指揮ならびに本部被害対応班との連絡調整を行う。残る職員は、現地調査として所管する道路、河川および危険箇所のほか、市の施設（建物）ならびにライフライン施設（電気、電話、水道、ガス等）の被害状況を確認する。

オ. 被害調査

(ア) 1次調査（災害初動期）

各地区本部に派遣された被害対応班の職員は、1次調査として住民の生命・身体の安全確保のために必要となる道路、避難施設・インフラ施設等および居住エリアに影響を及ぼす危険箇所等の被害状況、災害対応の優先度付けを行うための情報収集を行うものとする。

(イ) 2次調査（応急対応期）

被害対応班は、1次調査の結果を確認し、災害対応の優先度が高いものから1次調査の補足調査（2次調査）を行うものとする。

さらにこの時点では、住民の生活関連基盤の範囲を拡げ関係する各施設等の被害状況を調査する。

(ウ) 3次調査（復旧期）

応急対策活動が終了した復旧期の段階において、各部局は、被害対応班から1次および2次調査の結果を引き継ぎ、所管する施設・設備等の復旧に向けた詳細調査や測量設計（3次調査）を行うものとする。

(2) 応援体制（応援要請・指示命令）

各班の災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、市本部に要請するものとする。ただし、要請書を提出するいとまのないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

市本部への要請事項	市本部の対応事項
<p>本部に次の応援条件を示した応援要請書を提出し、応援要請する。</p> <p>ア. 作業の内容</p> <p>イ. 就労（勤務）場所</p> <p>ウ. 応援の職種別および人員</p> <p>エ. 携行品</p> <p>オ. その他応援要請書に記載すべき事項</p>	<p>本部は、各班長と協議のうえ、余裕のある班から応援する。</p>

(3) 職員の証票

市職員が災害応急対策のため、災対法に基づき施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、名刺と運転免許証をもって職員の身分と本人であることを明らかにする。

(4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部における各対策班およびその所掌する事務分掌は、次のとおりとする。

ア. 災害対策本部における地震・風水害時の業務分掌

班名	所属部	事務分掌
本部運営班	政策部 総務部 会計 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策（警戒）本部の設置、閉鎖および運営 ○本部事務局運営業務 ○災害および緊急事態発生時の総括(対策本部長の補佐) ○災害対策活動の体制および配備区分等の決定 ○災害対策の総合企画および災害救助の全般的な企画および救助事務を所管する各班調整 ○住民への高齢者等避難、避難指示の判断、実施 ○地区本部への指示伝達・情報連絡・調整 ○本部長および副本部長の秘書および渉外 ○地震情報、気象情報等の収集および分析 ○被害情報の分析および被害の見積・予測 ○県への被害状況の報告および他機関の被害情報との整理 ○原子力発電所の安全確認 ○自衛隊等の派遣要請および受入調整等 ○災害応援協定先への連絡調整および応援要請 ○市外避難の場合の受入れ先自治体との連絡 ○他機関および災害応援協定先等への応援要請 ○各班への指示伝達・調整 ○国・県および防災関係機関等との連絡調整 ○災害救助法の適用申請 ○警察・消防・消防団との連絡調整 ○危険区域（立入禁止エリア）の設定および広報（※洪水、土砂災害および火災の発生等） ○本部、地区本部の職員再配置計画の作成 ○私有財産の緊急使用要請、その他の応急公用負担 ○庁舎内の非常用電源確保および臨時電話の設置 ○通信手段の確保（アマチュア無線との連携） ○イントラネットによる職員の情報共有化 ○災害対策用物資の確保、調達 ○防災行政無線の運用 ○情報通信システム（パソコン、移動通信用鉄塔、光ファイバーケーブル含）の稼働確認、機能確保、調達等 ○臨時電話、コピー機等の設置・稼働確認、調達 ○庁舎、主要公共施設および主要設備の被害状況等の整理 ○記録の編集、保存 ○市民等への広報活動（防災行政無線、市ホームページ、リアルタイム高島一斉メール）等による広報・運営管理 ○報道機関への広報対応（記者発表資料の収集、整理および伝達等） ○市長（本部長）等記者会見の実施、運営 ○問い合わせ対応マニュアル（想定問答集）の作成 ○外国人および避難行動要支援者への広報 ○交通規制、迂回路等の広報 ○広報たかしま臨時版等市民向け広報資料の作成および災害記録の保存、整理 ○駐車場の確保、庁舎の警備等 ○公用車の配車、災害対応に必要な車両等の調達 ○ベスト、腕章、拡声器等本部業務用器材の確保 ○燃料等の調達・配分（供給） ○職員に対する他の対策班への応援派遣要請 ○職員の参集（出勤）状況の把握および記録 ○災害に関する予算措置、災害資金の出納 ○FAX・文書等の接受・保管・配布 ○災害活動従事職員の諸手当、公務災害補償等

班名	所属部	事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ○職員の被災状況調査 ○職員等の被災地行動記録の保管（作成した場合） ○義援金の受付・保管・配分 ○応援部隊の受入れ（宿舎等の斡旋） ○罹災家屋の認定調査 ○家屋の被害状況調査 ○罹災証明書の発行 ○市議会議長等との連絡・調整、議会への報告
被害対応班	都市整備部 農林水産部 農業委員会 商工観光部 教育指導部 (学事施設課)	<ul style="list-style-type: none"> ○河川水位の観測および河川情報の収集伝達 ○土砂災害警戒情報の収集伝達 ○応急処理用資機材の確保 ○応急処置資機材の確保 ○応急対策の検討および実施 ○国・県等他の道路管理者との連絡調整および報告 ○建築士協会等所管団体・事業所との連絡 ○電力、電話およびガス施設の応急対策および事業者との連絡調整 ○日本下水道協会滋賀県支部および滋賀県下水道公社との連絡調整、応援要請 ○他の水道および下水道の事業体、関連団体・業者との連絡調整、応援要請 ○建設業協会等所属団体・事業所との連絡および協力要請 ○災害復旧車両、応急災害対策用資機材の借上げ ○応急作業従事者の応援要請 ○他市町および他府県への災害支援要請 ○民間下水道業者への応援依頼 ○水道施設の被害情報収集 ○下水道施設の被害情報収集 ○建物の応急危険度判定 ○宅地の応急危険度判定 ○開発地の被害調査、応急対策 ○危険箇所等の巡視および被害調査、必要な場合の応急補修、迂回路の設定等応急対策の実施 ○河川、橋梁、道路および急傾斜地等危険箇所の被害調査、応急対策 ○土砂災害危険箇所被害調査、応急対策 ○災害救助法に基づく障害物の除去 ○土木課施工現場への指示 ○応急仮設住宅および公営住宅対策 ○被災地の交通安全対策 ○広域避難所・福祉避難所各指定施設の退避機能の点検・確保に関する助言 ○滋賀県水道災害対策本部との連絡調整および応援要請 ○他市町および他府県への給水支援要請 ○民間水道業者への応援要請 ○避難路・災害優先道路の確保および道路の通行規制 ○公共交通対策 ○給水の確保 ○給水対策班の編成 ○ため池の危険防止対策 ○農協、漁業者団体、森林組合等との連絡 ○農林水産物、施設等の被害状況調査 ○教育施設の確認

班名	所属部	事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設等の被害調査、取りまとめ ○体育施設の被害調査および取りまとめ ○家畜の応急救護、防疫、飼料の斡旋、供給 ○農林漁業施設等の被害調査および応急対策 ○農業施設の適正管理を促す注意喚起 ○汚染地域における農林畜水産物の集荷、出荷の規制 ○農林畜水産業風評被害対策 ○農林水産業の災害復旧資金の融資 ○観光施設等の被害調査 ○商工業・観光風評被害対策 ○文化施設の被害調査 ○学校施設の整備、改修、修繕等
住民支援班	健康福祉部 子ども未来部 教育指導部 (学校教育課) 監査委員事務局 (各部局：避難 所指定職員等)	<ul style="list-style-type: none"> ○日本赤十字社、社会福祉協議会、社会福祉法人その他の福祉団体、事業所等との連絡 ○避難所の管理および取りまとめ ○福祉施設の被害情報収集（公共・民間） ○医療施設の被害情報収集 ○福祉避難所指定施設の点検・確認 ○避難行動要支援者の把握、避難支援、必要な援護 ○広域避難所の安全確認、管理および取りまとめ ○広域避難所における福祉避難所への搬送対象の把握・調整および輸送体制の確保 ○福祉避難所指定施設との調整および開設の要請 ○ボランティアセンターとの連絡調整 ○在宅ねたきり高齢者・人工透析患者等の福祉避難所指定施設・市民病院等への一時入所・入院のための搬送体制の確保 ○住民の安否確認情報の収集、とりまとめ ○民生委員・児童委員および自治会役員等への安否確認の協力依頼 ○要援護者の安否確認と避難支援 ○広域避難所の被害調査、使用の可否等確認・点検 ○自主避難所の開設、運営 ○避難所の開設、閉鎖 ○避難所の管理、運営 ○緊急時確保路線の被害調査への協力 ○避難対策、避難支援 ○避難誘導、避難者名簿の作成 ○避難者の介護方策・支援等 ○被災者のメンタルケア ○被災者の援護および相談 ○人的被害の調査、把握 ○施設入所者の状況把握と必要な支援等 ○保育園等および学校施設管理者に対する連絡および在園、在校生の確認 ○被災園児・児童および生徒の保護および安全対策 ○被災者の生活再建支援 ○保育および学校の再開に向けての保護者への連絡 ○園児および児童生徒の被害調査 ○保育施設および学校施設等の被害調査への協力 ○避難所における乳幼児世帯の援護と支援（開設含） ○保護者および関係団体への応援要請 ○被災園児および児童生徒のメンタルケア（避難所での対策） ○災害救助法に基づく学用品の給与 ○児童生徒に対する応急教育にかかる調整、実施

班名	所属部	事務分掌
		<ul style="list-style-type: none"> ○県立高校、私立学校との連絡 ○帰宅困難者（旅行者）等の避難対策、宿泊対策 ○観光客等一時滞在者の支援 ○旅館等宿泊施設の調査および斡旋 ○物資買占めの防止 ○中小企業の災害復旧資金の融資 ○外国語通訳の避難施設への派遣 ○外国人市民に対する連絡調整、被災相談 ○避難長期化の場合のペット対策の検討 ○市民相談窓口の設置、運営、その他住民等からの問い合わせ、相談、要請の対応 ○被災者の避難状況の記録および報告 ○応急救護所の管理およびとりまとめ ○救護所運営のために必要な医薬品・医療用資機材等の調達・供給 ○救護拠点の開設、運営（保健所、医師会等との連絡調整、応援要請、医療チーム派遣協力要請、医療救護活動） ○医療救護活動の実施 ○応急給水配布の実施への協力
物資調達班	教育総務部 教育指導部 （学校給食課、 給食施設整備課 、給食センター）	<ul style="list-style-type: none"> ○必要資機材の準備 ○応急資機材、災害応急対策要員の輸送体制の確保 ○輸送車両等の確保 ○災害救援物資等の集荷場所確保、受入および分配手配 ○農業協同組合および漁業協同組合との連絡調整、応援要請 ○農協ルートによる主食・生鮮食料品の確保 ○応急食糧および救急物資の確保、供給 ○漁業者ルートによる湖上輸送船舶借上げに係る協力 ○商工業者の被災調査および応急対策への協力要請 ○商工会、観光協会等との連絡調整および協力要請 ○商工会、大規模集客事業所、ホテル・旅館等宿泊施設等との連絡 ○湖上輸送に係る船舶借上げの協力要請 ○商工業者ルートによる物資・飲料水（ペットボトル入り）の確保、供給 ○学校給食業務委託業者、学校給食用食材供給業者等所管団体・事業所との連絡 ○給食センターの被害状況調査 ○こども園等給食事業委託業者、給食用食材供給業者等所管団体および事業者との連絡 ○被災者、作業隊員に対する炊き出し等 ○広域避難所等への食料供給
環境衛生班	環境部 市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ○市民相談等担当の補佐・支援 ○仮設トイレの設置、手配および管理 ○環境衛生施設の被害状況確認 ○災害廃棄物の仮置き場の設置 ○廃棄物の処理対策 ○死亡獣畜の収集、処理・被災動物の保護 ○遺体の収容、遺族への引渡し、埋火葬および記録 ○警察等が行う行方不明者の捜索への支援 ○警察が行う検視、身元確認に必要な協力支援 ○各地区への連絡、調整および協力要請 ○被災者の確認、戸籍・住民基本台帳・外国人登録者名簿の確認および被災者台帳の作成 ○被災地区の防疫対策

班名	所属部	事務分掌
地区本部	各支所 新旭振興室 市民生活部 (市民協働課)	<ul style="list-style-type: none"> ○地区本部の設置および災対本部との連絡・連携 ○参集職員の把握 ○自治会等との連絡および被害状況の確認把握 ○地域内の被害状況の取りまとめ、本部への報告 ○地域における関係団体等への活動要請 ○公用車の確保 ○地区連絡所の開設 ○避難指示の伝達 ○自治会等に対する避難所開設の連絡 ○市本部に対する救出救助活動の応援要請等 ○応急処置資機材の確保、応急処置
消防班	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集・集約および伝達・伝令 ○消防無線統制 ○災害発生による救急救助活動 ○消防本部災害警戒本部の設置 ○通信手段の確保 ○災害活動記録作成（災害情報の管理） ○その他災害防御全般 ○防災関係機関との連絡調整 ○消防団員の出動命令および活動指示 ○火災防御活動および水防活動 ○救出活動 ○県内応援（緊急消防援助隊） ○応援要請 ○火災原因等調査 ○危険物の規制 ○避難誘導 ○負傷者搬送 ○傷病者の輸送計画（DMAT） ○建設業協会（重機調達） ○災害活動記録作成 ○活動資機材調達 ○車両・資機材の整備 ○燃料調達（市・県 石油商業組合） ○団員の被災状況調査 ○自主防災組織との連携協力 ○広報活動への協力 ○署管内の消防団との連絡調整

イ. 災害対策本部における原子力災害時の業務分掌

班名	所属部	業務分掌
総括	防災課	○原子力発電所事故情報の収集
本部運営班	政策部 総務部 会計 議会事務局	○原子力防災管理者、県防災危機管理局、高島警察署、原子力規制庁等関係機関、自衛隊、長浜市との連絡 ○防護対策区域の設定、退避等防護措置の内容の決定 ○防護対策区域内関係機関への避難誘導放送の要請 ○安定ヨウ素剤配布・服用指示の決定 ○水道水の飲用中止・採取農林水産物等の摂取制限の決定 ○誘導・輸送等対策要員の被ばく管理指示の決定 ○防護措置等実施に伴う交通規制、迂回路等の広報 ○市外避難の場合の受入れ先自治体との連絡 ○協定先自治体との連絡調整および応援要請 ○防護対策地区住民の輸送体制の確保 ○原子力災害広域避難所等への食糧・物資等の輸送体制の確保
住民支援班	健康福祉部 子ども未来部 教育指導部（学校教育課） 監査委員事務局（各部局：避難所指定職員等）	○退避等措置指示等の防護対策区域内の区長への連絡 ○広域避難所・原子力広域避難所避難者名簿の維持・管理 ○原子力広域避難所・福祉避難所における被災地住民行動記録の維持・管理 ○被災地住民登録票の交付、被災地住民登録台帳の維持・管理 ○福祉避難所指定施設のコンクリート屋内退避体制の点検、確認、開設要請 ○在宅要援護者の広域避難所・原子力災害広域避難所間輸送体制の確保 ○福祉避難所指定施設のコンクリート屋内退避体制の点検、確認、開設要請
物資調達班	教育総務部 教育指導部 （学校給食課、 <u>給食施設整備課</u> 、給食センター）	○輸送、誘導等要員の被ばく管理用資機材等の確保
環境衛生班	環境部 市民生活部	○放射能汚染廃棄物の処理対策

原子力災害時の、その他の事務は地震、風水害の事務分掌を参照すること

7. 防災拠点の設置

本市において大規模な自然災害が発生し、災害から住民の生命および身体の安全を守るため、市全体での効率的かつ一体的な防災対策の実施が必要となった場合は、あらかじめ指定された施設を防災拠点として、それぞれの位置づけに応じた活動体制を速やかに整えるとともに、防災拠点相互、または避難所等との連携を図りながら適切な災害応急対策を実施する。

なお、災害の状況に応じて、防災拠点の配備職員を増員するほか、設置予定施設が被害を受けた場合や、局所的に大きな被害が発生した場合などは、必要に応じて防災拠点の移設・併設、または現地災害対策本部の設置など、柔軟に対応する。

■防災拠点の機能分担

種類	設置予定場所	担当班	主な機能	関係施設等
防災中心拠点	高島市役所 各支所	本部運営班 地区本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部（事務局） 通信基地（広域、市内広報） 各防災拠点の活動総括 各種相談窓口 	※各防災拠点および避難所を総括する。
消防・救助拠点	消防本部 北部消防署 南部消防署 朽木救急分遣所	消防班	<ul style="list-style-type: none"> 消防救助の指揮総括、実施 消防団への指示伝達 緊急消防援助隊の総合調整 県防災ヘリとの連絡調整 消防無線の運用 	防災中心拠点 救護拠点
コミュニティ防災拠点	各広域避難所 (小学校、中学校、体育館、コミュニティセンターなど)	住民支援班 (各部局：避難所指定要員)	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごとの被災状況の把握 地区内の避難所の運営総括 地区内での給水、物資供給等の基地または実施場所 現地広報窓口、相談窓口 	避難所 応急救護所 福祉避難所
救護拠点	高島市民病院 各支所 マキノ病院、今津病院、朽木診療所	住民支援班 病院班	<ul style="list-style-type: none"> 市内救護所の活動総括 医療機関との連絡調整 必要物資の把握および調達 	救護所 コミュニティ防災拠点 福祉対策拠点
福祉対策拠点	各保健センターまたは福祉センター、社会福祉施設	住民支援班	<ul style="list-style-type: none"> 市内福祉避難所の運営・活動総括 社会福祉施設との連絡調整 必要物資、人員等の把握および調達 	福祉避難所 コミュニティ防災拠点 救護拠点
市内輸送拠点	今津総合運動公園 びわ湖こどもの国 各防災センター	物資調達班	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資の受入れ、仕分け、搬出 	備蓄拠点 コミュニティ防災拠点
備蓄拠点	防災センター	物資調達班	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の仕分け、搬出・市内輸送拠点の機能補完 	市内輸送拠点 コミュニティ防災拠点
水防拠点	水防倉庫	被害対応班	<ul style="list-style-type: none"> 水防資機材の保管、搬出 	コミュニティ防災拠点

第2章 応急対策業務

1. 地震時

(1) 【第1配備】警戒体制の業務

- ア. 地震および気象に関する情報収集
- イ. 被害状況の調査把握
- ウ. 市長、副市長への報告
- エ. 防災行政無線等による広報
- オ. 災害警戒本部体制への移行の検討

(2) 【第2配備】災害警戒本部体制の業務

①本庁

- ア. 地震および気象に関する情報収集
- イ. 被害状況の調査把握
- ウ. 県への報告（県防災情報システムによる）
- エ. 県および防災関係機関との連絡調整
- オ. 広報活動
- カ. 応急初動対策の検討および実施
- キ. 災害対策本部設置の検討または準備（市長の判断により災害対策本部へ移行）

②地区本部

- ア. 被害状況の収集整理、警戒本部への報告
- イ. 住民からの情報収集、情報伝達
- ウ. 広域避難所の開設
- エ. 緊急的な対応が必要と地区本部長が判断する応急措置
- オ. 警戒本部との連絡調整

③災害警戒本部

i) 会議の内容

警戒本部長が必要と認めたときは「警戒本部会議」を開催し、概ね次の事項を協議する。

- ア. 警戒本部の設置および廃止ならびに災害対策本部体制への移行に関する事
- イ. 災害情報（地震）の分析および災害警戒活動の基本方針に関する事
- ウ. その他災害警戒に関する重要な事

ii) 会議の開催

警戒本部会議の開催は、次のとおりとする。

- ア. 警戒本部会議は、警戒本部長が必要の都度招集し開催する。なお、警戒本部長が不在のときは、その職務代理者が招集し開催する。
- イ. 警戒本部会議の設置場所は、市役所新館3階災害対策本部室とする。
- ウ. 警戒本部員は、自身が担当・指揮する対策班の業務分掌事項（地区本部においては、各支所の業務分掌）について、警戒本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

エ. 警戒本部員は、必要により所管の班長以下の職員（地区本部においては、支所の職員）を伴って会議に出席することができる。

オ. 警戒本部員は、会議の招集を特に必要と認めるときは、会長にその旨を申し出るものとする。

④ 県への報告

本部運営班は、災害警戒本部の設置および廃止について、速やかにその旨を県本部に報告する。県への報告は、防災情報システムを基本とするが、システムが使用不可能な場合、または県から指示があった場合は、電話、FAX および県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告するものとする。

(3) 【第3 配備】 災害対策本部体制の業務

1) 第3-1 配備

① 本庁

災害対策本部長の指揮の下、「災害対策本部の事務分掌」に基づく対策を実施する。

- ア. 警戒本部体制よりさらに広範かつ詳細な被害情報の収集把握
- イ. 二次災害の警戒および公共施設、防災上重要な建築物等の被害状況の調査把握
- ウ. 県への報告（県防災情報システムによる）
- エ. 県および防災関係機関との連絡調整
- オ. 広報活動
- カ. 避難対策の検討・実施
- キ. 住民安否情報の収集把握
- ク. 必要となる緊急措置、応急対策の検討実施

② 地区本部

- ア. 被害状況の収集整理
- イ. 住民からの情報収集、情報伝達
- ウ. 広域避難所の開設、閉鎖
- エ. 住民の安否確認
- オ. 住民の避難誘導
- カ. 緊急的な対応が必要と地区本部長が判断する応急措置
- キ. 災害対策本部への連絡調整

③ 災害対策本部

i) 会議の内容

災害対策本部長が必要と認めるときは「災害対策本部会議」を開催し、概ね次の事項を協議する。

- ア. 災害対策本部の設置および廃止に関すること
- イ. 災害情報（地震）および被害情報の分析ならびにそれに伴う災害応急対策の基本方針に関すること

- ウ. 災害救助法の適用に関すること
- エ. 避難所の開設、閉鎖に関すること
- オ. 市民の避難誘導に関すること
- カ. 防災関係機関（自衛隊、災害応援協定先）への応援の要請に関すること
- キ. その他災害対策に関する重要なこと

ii) 会議の開催

災害対策本部会議の開催は、次のとおりとする。

- ア. 災害対策本部会議は、災害対策本部長が必要の都度招集し開催するものとする。
なお、本部長が不在のときは、その職務代理者が招集し開催するものとする。
- イ. 災害対策本部会議の設置場所は、市役所新館3階災害対策本部室とする。
- ウ. 災害対策本部員は、自身が担当・指揮する対策班の業務分掌事項（地区本部においては、各支所等の業務分掌）について、災害対策本部会議に必要な資料を提出しなければならない。
- エ. 災害対策本部員は、必要により所管の班長以下の職員（地区本部においては、支所等の職員）を伴って会議に出席することができる。
- オ. 災害対策本部員は、会議の招集を特に必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

iii) 災害対策本部の設置および廃止の周知

災害対策本部の設置または廃止を決定した場合、庁内はもとより、県、関係する指定地方行政機関の長、警察署長、近隣市町長、自衛隊、その他防災関係機関の長および市民に対し電話、FAX またはその他の手段により周知しなければならない。

④ 県への報告

本部運営班は、災害対策本部の設置および廃止について、速やかにその旨を県本部に報告する。県への報告は、防災情報システムを基本とするが、システムが使用不可能な場合、または県から指示があった場合は、電話、FAX および県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

2) 第3-2 配備

① 本庁

災害対策本部長の指揮の下、「災害対策本部の事務分掌」に基づく対策を実施する。

- ア. 全職員を挙げてさらに広範かつ詳細な被害情報の収集把握
- イ. 二次災害の警戒および公共施設、防災上重要な建築物等の被害状況の調査把握
- ウ. 県への報告（県防災情報システムによる）
- エ. 県および防災関係機関との連絡調整
- オ. 広報活動
- カ. 避難対策の検討・実施
- キ. 住民安否情報の収集把握
- ク. 必要となる緊急措置、応急対策の検討実施
- ケ. 災害時応援協定先団体へ応急救護活動等の要請

- コ. 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣要請
- サ. 自衛隊の派遣要請

②地区本部

災害対策本部体制（第3-1配備）と同様

③災害対策本部

災害対策本部体制（第3-1配備）と同様

④県への報告

災害対策本部体制（第3-1配備）と同様

2. 風水害時

(1)【第1配備】警戒体制の業務

1) 警戒1-1号体制

- ア. 気象、河川水位等に関する情報収集
- イ. 関係課への連絡、情報の共有

2) 警戒1-2号体制

- ア. 気象、河川水位等に関する情報収集
- イ. 関係課への連絡、情報の共有
- ウ. 広報（気象警報等の周知）
- エ. 職員招集の準備および連絡
- オ. 警戒2号体制への移行の協議・検討
- カ. 県および関係機関との連絡調整

3) 警戒2号体制

- ア. 被害状況の調査、情報収集
 - イ. 気象、河川水位等に関する情報収集
 - ウ. 県への報告（県防災情報システムによる）
 - エ. 水防活動および関係機関との連絡調整
 - オ. 広報活動
 - カ. 高齢者等避難の発令検討・準備
 - キ. 避難関係対策の検討・準備
 - ク. 災害警戒本部移行の検討
 - ケ. 市長、副市長への報告
 - コ. 地区本部長にあっては、消防団副団長との連絡調整、消防団待機の要請
- ※ 地区本部長は、この段階から消防団との連携を密にして、所要の支援協力を求める。

(2)【第2配備】災害警戒本部体制の業務

①本庁

警戒本部長の指揮の下、「災害対策本部の事務分掌」に準じ次の措置を講ずる。

- ア. 気象および河川の水位等に関する情報収集
- イ. 風水害、雪害等の被害状況の調査・把握
- ウ. 県への報告（県防災情報システムによる）
- エ. 県および防災関係機関との連絡調整
- オ. 広報活動
- カ. 応急対策の検討および実施
- キ. 高齢者等避難の発令、避難指示の検討および実施（市長の判断をもって発令）
- ク. 避難所の準備および開設
- ケ. 避難誘導、避難支援の準備または実施および避難者移送手段の準備または確保等
- コ. 災害対策本部設置の検討・準備（市長の判断をもって災害対策本部へ移行）

②地区本部

- ア. 被害状況の収集整理、警戒本部への報告
- イ. 住民からの情報収集
- ウ. 住民への情報伝達
- エ. 広域避難所の開設
- オ. 緊急的な対応が必要と地区本部長が判断する応急措置
- カ. 警戒本部との連絡調整

③災害警戒本部

i) 会議の内容

警戒本部長が必要と認めたときは「警戒本部会議」を開催し、概ね次の事項を協議する。

- ア. 被害状況の把握
- イ. 警戒本部の設置および廃止ならびに災害対策本部体制への移行に関すること
- ウ. 災害情報（気象、河川水位など）の分析および災害警戒活動の基本方針に関する
こと
- エ. 高齢者等避難の発令、避難指示に関すること（発令は市長の判断をもって行う）
- オ. 避難所の開設に関すること
- カ. その他災害警戒に関する重要なこと

ii) 会議の開催

警戒本部会議の開催は、次のとおりとする。

- ア. 警戒本部会議は、警戒本部長が必要の都度招集し開催する。なお、本部長が不在
のときは、その職務代理者が招集し開催する。
- イ. 警戒本部会議の設置場所は、市役所新館3階災害対策本部室とする。
- ウ. 警戒本部員は、自身が担当・指揮する対策班の業務分掌事項（地区本部において
は、各支所等の業務分掌）について、警戒本部会議に必要な資料を提出しなけれ

ばならない。

エ. 警戒本部員は、必要により所管の班長以下の職員（地区本部においては、支所等の職員）を伴って会議に出席することができる。

オ. 警戒本部員は、会議の招集を特に必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする。

④県への報告

本部運営班は、災害警戒本部の設置および廃止について、速やかにその旨を県本部に報告する。

県への報告は、防災情報システムを基本とするが、システムが使用不可能な場合、または県から指示があった場合は、電話、FAX および県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告するものとする。

(3)【第3配備】災害対策本部体制

①本庁

災害対策本部長の指揮の下、「災害対策本部の事務分掌」に基づく対策を実施する。

- ア. 警戒本部体制よりさらに詳細な被害情報および気象情報の収集
- イ. 二次災害の警戒および公共施設、防災上重要な建築物等の被害状況の調査把握
- ウ. 県への報告（県防災情報システムによる）
- エ. 県および防災関係機関との連絡調整
- オ. 広報活動
- カ. 避難対策の検討・実施
- キ. 必要な緊急措置および応急対策の検討・実施
- ク. 住民安否情報の収集把握
- ケ. 災害時応援協定先団体へ応急救護活動の要請
- コ. 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣要請
- サ. 自衛隊の派遣要請
- シ. 災害救助法の適用申請

②地区本部

消防団および自主防災組織との連携を密にして、下記の業務を実施する。

- ア. 被害情報の収集整理
- イ. 住民への情報伝達
- ウ. 住民の安否確認
- エ. 住民の避難誘導
- オ. 緊急的な対応が必要と地区本部長が判断する応急措置
- カ. 災害対策本部への連絡・調整および報告

③災害対策本部

- i) 会議の内容

災害対策本部長が必要と認めたときは「災害対策本部会議」を開催し、概ね次の事項を協議する。

- ア. 災害対策本部の設置および廃止に関すること
- イ. 災害情報（気象、河川水位など）および被害情報の分析ならびにそれに伴う災害応急対策の基本方針に関すること
- ウ. 災害救助法の適用に関すること
- エ. 避難指示（緊急）に関すること
- オ. 市民の避難誘導に関すること
- カ. 防災関係機関（自衛隊、災害応援協定先）への応援の要請に関すること
- キ. その他災害対策に関する重要なこと

ii) 会議の開催

災害対策本部会議の開催は、次のとおりとする。

- ア. 災害対策本部会議は、災害対策本部長が必要の都度招集し開催するものとする。
なお、本部長が不在のときは、その職務代理者が招集し開催するものとする。
- イ. 災害対策本部会議の設置場所は、市役所新館3階災害対策本部室とする。
- ウ. 災害対策本部員は、自身が担当・指揮する対策班の業務分掌事項（地区本部においては、各支所等の業務分掌）について、災害対策本部会議に必要な資料を提出しなければならない。
- エ. 災害対策本部員は、必要により所管の班長以下の職員（地区本部においては、支所等の職員）を伴って会議に出席することができる。
- オ. 災害対策本部員は、会議の招集を特に必要と認めるときは、本部長にその旨を申し出るものとする

iii) 災害対策本部の設置および廃止の周知

災害対策本部の設置または廃止を決定した場合、庁内はもとより、県、関係する指定地方行政機関の長、警察署長、近隣市町長、自衛隊、その他防災関係機関の長および市民に対し電話、FAX またはその他の手段により周知しなければならない。

④県への報告

本部運営班は、災害対策本部の設置および廃止について、速やかにその旨を県本部に報告する。県への報告は、防災情報システムを基本とするが、システムが使用不可能な場合、または県から指示があった場合は、電話、FAX および県防災行政無線等により、県地方本部を通じ県本部へ報告する。

3. 雪害時

(1) 【第1配備】警戒体制

1) 警戒1号体制

- (ア) 気象、道路交通状況等に関する情報収集
- (イ) 気象情報の周知および注意喚起の広報
- (ウ) 「高島市一人暮らし高齢者等雪下ろし支援金給付要綱」に基づく雪下ろし支援（同要綱に示された73地区が対象）
- (エ) 「高島市シルバー安心見守り事業実施要綱」に基づく高齢者世帯への除雪支援

2) 警戒2号体制

- (ア) 警戒1号体制時の業務
- (イ) ライフライン途絶等に対する関係機関等への連絡、状況の把握、復旧見込等の情報収集、防災行政無線等による広報
- (ウ) 大雪警戒本部への移行の検討

(2) 【第2配備】大雪警戒本部体制

①本庁

- (ア) 警戒2号体制時の業務
- (イ) 要綱に基づく雪下ろし支援（市内全域が対象）
- (ウ) 被害状況の把握および県への報告
- (エ) ライフライン途絶地域に対する物資の供給および通信機器の一時貸与

(3) 【第3配備】大雪対策本部体制

①本庁

- (ア) 大雪警戒本部体制時の業務
- (イ) 滋賀国道事務所への災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣要請および除排雪等への支援要請
- (ウ) 滋賀県知事への自衛隊の派遣要請
- (エ) なだれ等二次災害に対する警戒
- (オ) 防災関係機関との連携およびボランティアの受け入れ・運営体制の確立
- (カ) 孤立集落対策
- (キ) 交通対策

4. 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第3章 災害救助法の適用

【本部運営班、各対策班】

災害救助法は、災害に際して国が応急的に必要な救助を行い、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とするものである。

1. 実施機関

災害救助法が適用された場合は、知事が救助を実施する。市長は、知事から権限の一部を委任された場合に、知事に代わってその権限に属する救助を行う。なお、災害救助法による救助（後述）のうち、一部の内容についてはあらかじめ市長に委任されている。

2. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条の規定によるものであり、本市においては次のいずれかに該当する災害の場合、同法適用の必要性が認められる。なお、本市の人口は、令和3年1月末で47,508人（住民基本台帳）である。

（1）高島市における災害救助法の適用基準

- ①本市において60世帯以上の住家が滅失したとき
- ②滋賀県全体の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、本市における滅失世帯数が30世帯以上であるとき
- ③滋賀県全体の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合でかつ高島市の区域内で多数の住家が滅失した場合。
- ④災害が隔絶した地域に発生するなど被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ本市において多数の住家が滅失したとき
 - 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（平成25年10月1日内閣府令第68号第1条）
- ⑤多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき
 - 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第1号）
 - 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（平成25年10月1日内閣府令第68号第2条第2号）

(2) 住家滅失世帯数の算定基準

① 全壊（全焼）、流出等の世帯	1世帯とみなす
② 半壊（半焼）等著しい損傷を受けた世帯	2世帯をもって1世帯とみなす
③ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯	3世帯をもって1世帯とみなす

(3) 住家滅失等の認定基準

住家の状態	認定基準
滅失 (全壊・全焼)	<ol style="list-style-type: none"> 住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
半壊・半焼	<ol style="list-style-type: none"> 住家の損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
大規模半壊	上記の半壊または半焼の基準に該当する者のうち、下記に該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、 その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
準半壊	<ol style="list-style-type: none"> 損壊部分がその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの。 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
一時的に居住不能となった世帯	上記に該当しない場合であって、下記に該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 浸水がその住家の床上に達した程度のもの 土砂竹木等の堆積等により一時的に居住できなくなったもの 損壊の程度が全壊、全焼または流失および半壊半焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもの

(4) 災害救助法が適用されない場合

(1) に示す災害救助法適用基準に達しないがこれに準ずる災害（以下「小災害」という）により、住家または家財を滅失し、あるいは、住家または家財に甚大な被害を受けた世帯に対しては、市の権限の下、迅速適切な応急救助を行う。

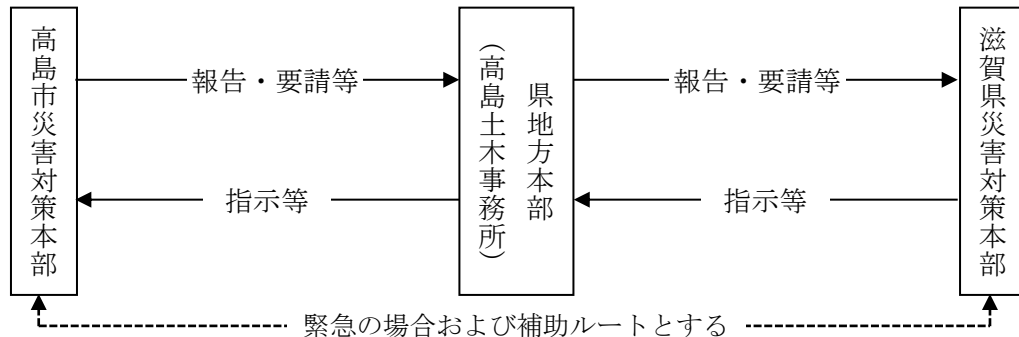
ただし、他の法令によって救助の措置が講じられたとき、または他から補助があるときは、市による救助は行わない。

3. 災害救助法の適用要請

本市における被害が本章2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合には、市長は次に掲げる所要の措置を取るものとする。

(1) 市長は、速やかに管内の被害状況の把握に努め、被害が本章2に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合には、直ちに以下の報告を知事に対して行うとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて災害救助法の適用を申請する。

- ①災害発生の日時および場所
- ②災害の要因および被害状況
- ③法の適用を要請する理由
- ④法の適用を必要とする期間
- ⑤既に実施した救助措置および今後実施予定の救助措置



(2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処理に関して知事の指示を受けなければならない。

(3) 県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市長は(2)の処置をとるとともに、高島土木事務所長を通じ、または直接に内閣総理大臣に被害状況の報告を行う。

4. 救助の種類

災害救助法による救助の種類は、以下に示すとおりである。なお、救助の程度、方法および期間は、内閣府が定める基準に従い、あらかじめ知事がこれを定めている。

(1) 災害救助法による救助の種類

- ①避難所（福祉避難所含む）の設置および応急仮設住宅の供与
- ②炊出しその他による食品の給与および飲料水の供給
- ③被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ④医療および助産
- ⑤被災者の救出
- ⑥被災した住宅の応急修理

⑦学用品の給与

⑧埋葬

⑨死体の捜索および処理

⑩災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」による支給や貸付が実施されている。

（2）市長へ委任された実施権限

上記（1）に掲げる救助の実施について、知事から市長に対して、実施すべき事務の内容および当該事務を行う期間について通知があった場合、市長は、当該期間において知事に代わってその権限に属する救助を行う。

5. 救助の実施状況の記録および報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県災害対策本部に報告する。

6. 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度」早見表のとおりとする。

[資料編 p 200-204 : V_「2. 災害救助法による救助の基準」参照]

7. 被災者に関する情報提供

知事は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4章 相互協力体制

【本部運営班、各対策班】

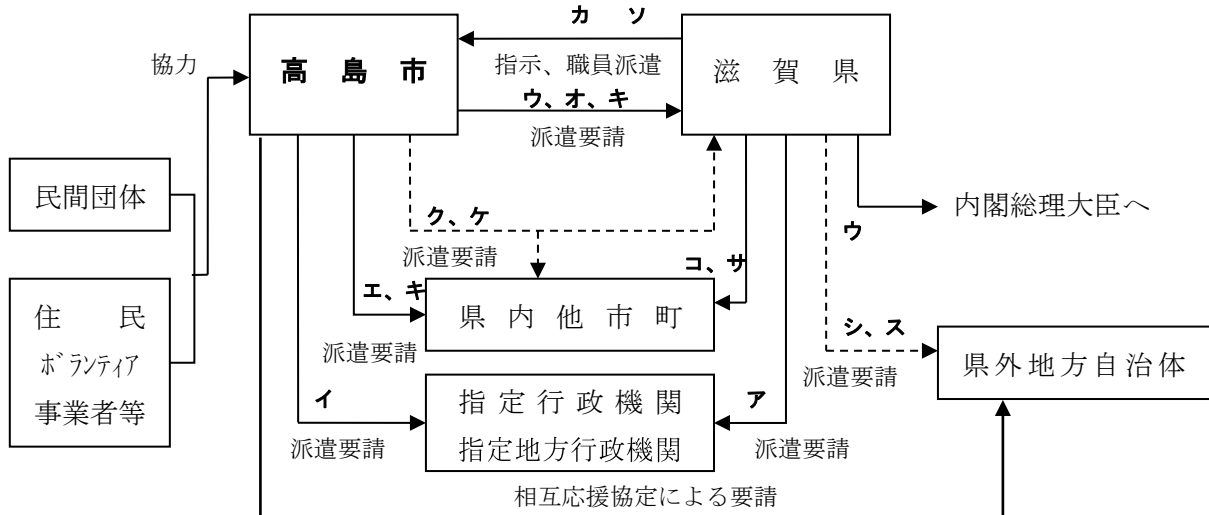
大規模な災害が発生した場合、市だけでは対応が不十分になる可能性があることから、災対法やあらかじめ締結した協定等に基づき、県、近隣および県内の市町、その他民間団体に対して防災活動の応援要請および受入れを行う。また、国土交通省が、被災地において情報収集、災害対策支援を行うリエゾン（災害対策現地情報連絡員）や、災害応急対策に対し技術的な支援を実施する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を受け、早期の応急復旧を図る。特に、市は、全国各地で発生した過去の大規模災害の教訓を踏まえ受援計画を策定し、人的・物的支援を効率的、効果的に受ける方法や手順、分野ごとの必要人員等について定める。

1. 行政機関の応援協力体制

災害が発生し、市のみでは応急対策活動の実施が困難であると判断した場合、市長は、法律および相互応援協定等に基づき、県、近隣市町その他の自治体および関連機関の協力を求める。

また、これと同時に住民およびボランティア等の協力を得て応急対策を実施する。

図：広域応援要請系統図



- ア 災対法第29条第1項 滋賀県から指定行政機関に対する職員の派遣の要請
- イ 災対法第29条第2項 高島市から指定行政機関に対する職員の派遣の要請
- ウ 災対法第30条第2項 職員の派遣の斡旋
- エ 災対法第67条 他の市町長に対する応援の要求
- オ 災対法第68条 都道府県知事等に対する応援の要求等
- カ 災対法第72条 都道府県知事の指示
- キ 地方自治法第252条の17 職員の派遣
- ク 消防組織法第39条 滋賀県広域消防相互応援協定
- ケ 滋賀県大規模特殊災害時における広域消防航空応援
- コ 広域行政圏との災害応急対策活動の相互応援に関する協定
- サ 広域行政圏との消防相互応援に関する協定
- シ 中部9県1市の災害応援に関する協定
- ス 近畿圏2府7県および関西広域連合の危機発生時の相互応援に関する基本協定
- セ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- ソ 災対法第73条 都道府県による応急措置の代行

(1) 滋賀県への応援要請

市の体制では災害応急対策を円滑に実施することができないと判断した場合、市長は県知事に対し応援または応援の斡旋あるいは応急対策の実施を要請する。

応援の要請は、県本部（防災危機管理局）に対し、下記の事項について口頭または電話をもって実施し、後日速やかに文書を提出する。

また、市長は、必要があれば災害救助法に基づいて、知事に応急措置等の実施を要請する。

- ①災害の状況および応援を求める理由
- ②応援を希望する機関名
- ③応援を希望する人員、物資等
- ④応援を必要とする場所、期間
- ⑤応援を必要とする活動内容

(2) 他市町への応援要請

本部運営班（危機管理局）は、他市町または指定地方公共機関の長に対して応援または応援の斡旋を要請する場合は、文書をもって要請する。ただし、事態が緊迫し文書による要請を行う暇がないときは、電話等迅速な方法によって要請し、後日速やかに文書を提出する。

1) 災害時における相互応援協定（吹田市、守口市、若狭町、小浜市）

大規模災害時における相互応援協定に基づき、大阪府吹田市長、大阪府守口市長、福井県若狭町長および福井県小浜市長に対して、次の内容について応援を要請する。

- ア. 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- イ. 食料、飲料水および生活必需物資、ならびにその供給に必要な資機材の提供
- ウ. 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- エ. 救援および救助活動に必要な車両等の提供
- オ. 避難者および傷病者等（以下「避難者等」という。）の受入
- カ. 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2) 消防相互応援協定

- ア. 滋賀県広域消防相互応援協定
- イ. 大津市、高島市消防相互応援協定
- ウ. 湖北地域消防組合、高島市消防相互応援協定
- エ. 若狭消防組合、高島市消防相互応援協定
- オ. 敦賀美方消防組合、高島市消防相互応援協定
- カ. 京都市、高島市消防相互応援協定
- キ. 京都中部広域消防組合、高島市消防相互応援協定
- ク. 航空自衛隊饗庭野分屯基地・高島市消防本部における消火活動の相互支援に関する協定
- ケ. 陸上自衛隊今津駐屯地・高島市消防本部における消火活動の相互支援に関する協定
- コ. 警察消防相互応援協定
- サ. 滋賀県下消防団広域相互応援協定

2. 公共的団体等との応援協力体制

区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図り、相互の連絡を密にして、その機能が十分発揮できるよう体制を整備する。さらに、住民相互の共助の精神に基づく防災組織に対して指導の強化を図り、これら団体の協力業務および協力体制についても、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を期する。

なお、これら団体の協力業務として考えられるものは次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に市、その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報公聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止および初期消火に関し協力すること。
- (5) 災害時における被災者の救助救出活動に関し協力すること。
- (6) 避難誘導、避難所内被災者の支援業務に協力すること。
- (7) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (8) 被害状況の調査に協力すること。
- (9) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (10) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (11) 災害ボランティアのマネジメントに関すること。
- (12) その他災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、赤十字奉仕団、医師会および歯科医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、青年団、女性の会などを言い、防災組織とは、住民の自発的な組織である自主防災組織、施設の防災組織および業種別の防災組織をいう。

3. 地域住民、事業者等との協力体制

(1) 地域住民の協力

被災地の地域住民は、災害対策本部が実施する応急対策活動に自発的に参加、協力するとともに、以下のような防災活動上の責務を負う。

- ① 防災関係機関への協力
- ② 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
- ③ 出火防止および初期消火
- ④ 初期救急救助
- ⑤ 避難行動要支援者の保護
- ⑥ 家庭における水、食料、非常持出品の備蓄

(2) 民間事業者との協定

災害発生時において、市内に拠点を置く民間事業者等と市が締結した協定に基づき、民間事業者は、それぞれの事業分野に応じて必要な支援を行う。

協定を締結する主な分野は以下のとおりとする。

- ①災害時における燃料や物資の供給、応急救護活動に関すること
- ②災害時における電気・ガス等インフラ設備の応急復旧に関すること
- ③災害時の医療救護活動に関すること
- ④災害時における人員や物資等の輸送に関すること
- ⑤災害時における防災情報の発信および情報通信の確保に関すること

(3) 防災関係機関への応援要請

災害対策の実施にあたっては、災害時の応援協力についてあらかじめ協定や協議等の取決めを行っている防災関係機関に対し、必要に応じて応援を要請する。

なお、各防災関係機関への応援要請は、各対策班の要請に基づき本部運営班が取りまとめ実施する。

4. 防災関係機関等との協力体制

県および市では、次のとおり災害時応援協定を締結している。

表：滋賀県 災害時応援協定先一覧

協定名	協定締結先	協定締結日
国および地方公共団体等との協定等		
災害時における彦根地方気象台職員の滋賀県への派遣に関する取り決め	彦根地方気象台	H18. 9. 1
災害時の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	H24. 6. 21
災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市	H19. 7. 26
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	H24. 10. 25
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会	H24. 5. 18
岐阜県、三重県、奈良県、福井県との航空消防防災相互応援協定	岐阜県、三重県 奈良県 福井県	H10. 3. 10 H11. 3. 25 H15. 3. 27
地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院	H25. 3. 8
災害時の人的支援等に関する協定	財務省近畿財務局	H26. 3. 5
中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	H26. 3. 28
消防に関する協定		
滋賀県広域消防相互応援協定	大津市、湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合、東近江行政組合、彦根市、湖北地域消防組合、高島市	H25. 2. 15
滋賀県下消防団広域相互応援協定	滋賀県下全市町	H19. 3. 16
通信に関する協定		
災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定	滋賀県警察本部	S38. 7. 1
災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定	西日本旅客鉄道(株)	S62. 6. 1
災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定	東海旅客鉄道(株)	S62. 6. 1
アマチュア無線による災害時応援協定	(一社)日本アマチュア無線連盟滋賀県支部	H18. 4. 6
報道・放送に関する協定等		
災害対策基本法等に基づく放送要請に関する協定	日本放送協会大津放送局、びわ湖放送(株)、(株)近畿放送(株)エフエム滋賀 (H8. 12. 1 追加)	S54. 6. 20

協定名	協定締結先	協定締結日
災害対策基本法等に基づく放送要請に関する協定	朝日放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)毎日放送、読賣テレビ放送(株)	H21. 4. 15
緊急警報放送の放送要請に関する覚書	日本放送協会大津放送局	S60. 11. 1
災害時等における報道要請に関する協定	(株)朝日新聞社大津支局、(株)大阪読賣新聞社大津支局、(一社)共同通信社大津支局、(株)京都新聞社滋賀本社編集局、(株)産業経済新聞社大津支局、(株)時事通信社大津支局、(株)中日新聞社大津支局、(株)日刊工業新聞社滋賀支局、(株)日本経済新聞社大津支局、(株)毎日新聞社大津支局	H9. 3. 17
災害時等における報道要請に関する協定	滋賀県公安委員会、朝日放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)毎日放送、読賣テレビ放送(株)	H9. 3. 17
帰宅困難者に対する支援に関する協定		
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	ワタミ(株)	H23. 6. 30
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	(株)ローソン、(株)イデアプラス、(株)コストア、(株)サークルKサンクス、サトレストランシステムズ(株)、(株)スギ薬局、(株)ストロベリーコーンズ、(株)セブン&アイフードシステムズ、(株)セブン-イレブン ジャパン、(株)ダスキン、チムニー(株)、山崎製パン(株)、(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、ミニストップ(株)、(株)モスフードサービス、(株)ユタカファーマシー、ロイヤルホールディングス(株)、(株)壺番屋、(株)吉野家、国分グローサーズチェーン(株)、(株)第一興商	H23. 9. 22
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	味の民芸フードサービス(株)	H24. 11. 22
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	(株)サガミチェーン	H24. 11. 22
災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定	(株)オートバックスセブン	H27. 3. 17
物資調達に関する協定		
災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定	(株)ファミリーマート	H16. 11. 30
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	滋賀県生活協同組合連合会	H19. 11. 17
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)西友	H8. 3. 29

協定名	協定締結先	協定締結日
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)平和堂	H8. 3. 29
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	ジャスコ(株)近畿カンパニー	H9. 3. 31
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)草津近鉄百貨店	H13. 5. 22
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)ユーストア	H13. 5. 22
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H21. 1. 15
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)ローソン	H21. 1. 15
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H21. 3. 24
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	富士産業(株)	H23. 3. 7
災害時における飲料の提供協力に関する協定	三笠コカ・コーラボトリング(株)	H19. 7. 17
人員輸送・物流に関する協定		
災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定	(株)ノエビア	H17. 1. 17
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)、アカギヘリコプター(株)、東邦航空(株)、学校法人ヒラタ学園	H25. 3. 5
災害時における物資等の輸送に関する協定	(一社)滋賀県トラック協会	H25. 3. 15
災害時における物流業務に関する協定	(一社)全国物流ネットワーク協会	H25. 3. 15
災害時における物資の保管等に関する協定	滋賀県倉庫協会	H25. 3. 15
災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定	滋賀県漁業協同組合連合会	H8. 3. 29
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定	琵琶湖汽船(株)	H8. 3. 29
災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定	(株)オーミマリン	H8. 3. 29
災害時等の緊急時における人員輸送に関する協定	(一社)滋賀県バス協会	H25. 12. 18

協定名	協定締結先	協定締結日
医療・救助等に関する協定等		
災害救助法による救助等に関する委託契約	日本赤十字社滋賀県支部	S54.4.1
災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)滋賀県医師会、滋賀県歯科医師会、(公社)滋賀県看護協会、(一社)滋賀県薬剤師会、(一社)滋賀県病院協会、県内災害拠点病院	H19.3.6
災害時における薬品等の供給に関する協定	滋賀県医薬品卸協会	H8.10.1
災害時における医療ガス等の供給に関する協定	一般社団法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部京滋支部	H20.10.23
災害時における医療機器等の供給に関する協定	京都医療機器協会	H20.10.23
災害時における公益社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定	(公社)滋賀県柔道整復師会	H23.11.30
災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定	近畿臨床検査薬卸連合会	H27.5.21
住宅・生活支援に関する協定		
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	H8.3.25
災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定	(公社)全日本不動産協会滋賀県本部	H16.12.24
災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定	(公社) 滋賀県宅地建物取引業協会	H16.12.24
災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する協定	(公社)滋賀県生活衛生協会、(公財)滋賀県生活衛生営業指導センター	H25.3.8
災害時における相談業務の支援に関する協定	滋賀県自由業団体連絡協議会	H25.8.23
災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人住宅金融支援機構	H27.2.16
大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定	滋賀弁護士会	H27.3.6
廃棄物に関する協定		
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	(一社)滋賀県産業資源循環協会 (旧：(一社) 滋賀県産業廃棄物協会)	H25.8.27
災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定	滋賀県環境整備事業協同組合	R3.1.18
災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定	湖北清掃事業協同組合	R3.1.18

協定名	協定締結先	協定締結日
葬祭用品等に関する協定		
災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	ドライアイスメーカー会、全日本ドライアイスディーラー会	H23.1.20
災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	H23.3.24
災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定	滋賀県葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	H24.11.20
応急復旧活動に関する協定		
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	(一社)滋賀県建設業協会	H8.3.29
災害時における応急対策活動への応援に関する協定	滋賀県塗装工業協同組合	H26.3.3
災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定	(一社)全国地質調査業協会連合会関西地質調査業協会	H26.3.25
災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定	(一社)滋賀県建設業協会各支部	H26.3.11
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	(一社)滋賀県造園協会	H20.5.7
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	(一社)滋賀県電業協会	H20.3.11
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	H24.3.13
地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	(一社)滋賀県下水道管路維持協会	H20.3.25
災害時における水道施設の応急復旧の応援協定	滋賀県管工事業協同組合連合会	H19.3.27
災害時等における相互協力に関する協定	西日本高速道路(株)	H22.3.10
災害時等における相互協力に関する協定	中日本高速道路(株)	H22.3.10
自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定	(一社)日本下水道施設業協会	H26.7.14
災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定	(公社)滋賀県建築士会	H26.7.1

協定名	協定締結先	協定締結日
災害時における調査等の相互協力に関する協定	(公社)土木学会関西支部	H27. 2. 6
災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定	(一社)滋賀県測量設計技術協会	H28. 7. 1
災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定	(一社)滋賀県建設コンサルタント協会	H28. 7. 1
災害時における災害応急対策業務および建設資材調達に関する包括協定	近畿地方整備局 他	H28. 7. 1
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社) 日本下水道管路管理業協会	R2. 4. 17
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会関西支部	R2. 4. 17
自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	(一社) 滋賀県下水道管路維持協会	R2. 4. 17
その他災害対応に関する協定等		
災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定	(一社)滋賀県警備業協会	H8. 3. 25
災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	H19. 12. 17
緊急事態における隊友会の支援に関する基本協定	(公社)隊友会滋賀県隊友会、自衛隊滋賀地方協力本部	H21. 1. 29

表：高島市 災害時応援協定先一覧

協定名	協定締結先	協定締結日
地方公共団体との協定		
災害時における相互応援協定	大阪府吹田市	H17. 9. 1 H24. 11. 22
災害時の相互応援に関する協定	大阪府守口市	H18. 4. 25
災害時の相互応援に関する協定	福井県若狭町	H19. 2. 20
災害時の相互応援に関する協定	福井県小浜市	H20. 8. 1
滋賀県市長会災害相互応援協定	滋賀県下の12市 (大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、野洲市、東近江市、米原市)	H24. 11. 27
通信に関する協定		
アマチュア無線による災害時応援協定	高島アマチュア無線非常通信ネットワーク	H20. 8. 20
防災への取り組みに関する協定書	Google Ireland Limited	H26. 4. 1
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H26. 4. 4
物資調達に関する協定		
災害時における生活物資の調達に関する協定	生活協同組合コープしが	H17. 6. 22
災害時の応急対策に関する協定	レーク滋賀農業協同組合(旧:JA マキノ町・JA 今津町・JA 西びわこ・JA 新旭町)	H23. 4. 25
災害時における物資供給に関する協定	(株)アヤハディオ、(株)ナフコ、NPO 法人コメリ災害対策センター	H28. 3. 14
災害時における物資の供給ならびに応急救援活動への応援に関する協定	高島市商工会	H29. 7. 1
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)平和堂	H30. 2. 22
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	新江州(株)、セツカートン(株)	H30. 4. 12
災害救助に必要な物資の調達および駐車場の一部使用に関する協定	(株)P L A N T	R1. 6. 21

輸送・物流に関する協定		
災害時における物資等の輸送に関する協定	(一社)滋賀県トラック協会湖西支部	H22. 6. 23
災害時の漁船による人命救助および物資等の輸送に関する協定	高島市漁業振興連絡会	H24. 3. 26
医療・救助等に関する協定		
災害時の医療救護活動に関する協定	高島市医師会	H22. 3. 30
災害時の医療救護活動に関する協定	高島市歯科医師会	H22. 3. 30
災害時の医療救護活動に関する協定	高島市薬剤師会	H22. 3. 30
応急復旧活動に関する協定		
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	(一社)滋賀県建設業協会高島支部	H17. 11. 24
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	H20. 7. 2
エルピーガスに係る災害応援復旧に関する協定	(一社)滋賀県エルピーガス協会高島支部	H21. 11. 26
災害時における燃料の供給等に関する協定	滋賀県石油商業組合高島支部	H24. 3. 26
その他災害対応に関する協定		
災害時における避難施設等の安全確認に関する協定	(公社)滋賀県建築士会担当地区高島地区委員会	H26. 9. 22
緊急事態における隊友会の支援に関する協定	(公社)隊友会滋賀県隊友会高島支部	H24. 3. 26
水難事故発生時の捜索等に関する協定	高島市漁業振興連絡会	H24. 3. 26
日本郵便株式会社 高島市内郵便局および堅田郵便局との連携・協力に関する協定	高島市内各郵便局（15局）および堅田郵便局	H26. 10. 1
災害対策時の施設利用に関する協定	高島警察署	H24. 2. 13
災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定	彦根愛知犬上広域行政組合、八日市布引ライフ組合、湖北広域行政事務センター、守山野洲行政事務組合、近江八幡市、甲賀市、湖南市、草津市、大津市	R2. 11. 6

5. ボランティアとの協力体制

災害時において被災者の救援等を自発的に行おうとする者は、ボランティアとして災害対策本部が実施する応急対策活動に協力する。

市本部は、高島市社会福祉協議会を中心にボランティアの受入れ体制を整えるとともに、関係機関の協力のもとボランティアへの支援を実施する。

第5章 自衛隊災害派遣要請の要求

【本部運営班】

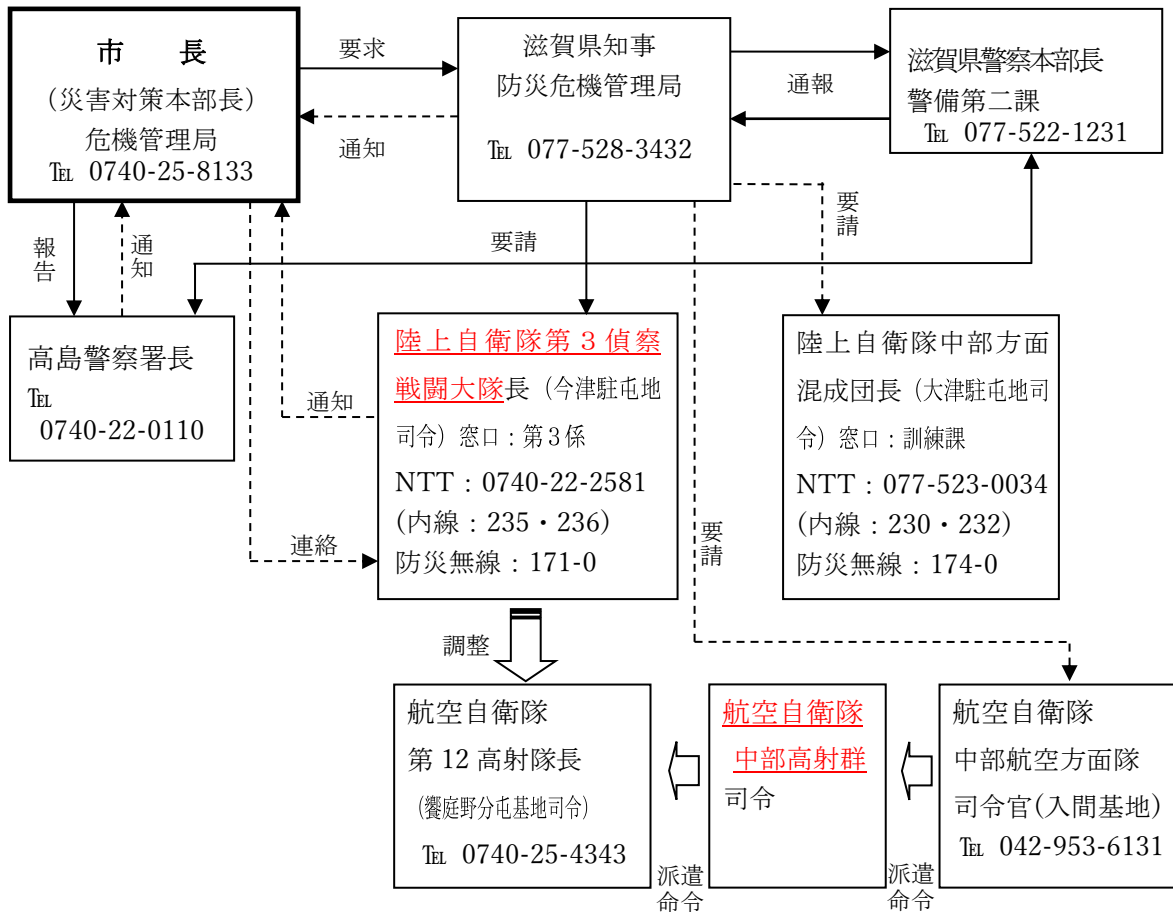
市長は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合、災対法および自衛隊法の規定に基づき、所定の手続きにしたがって県知事に自衛隊への災害派遣の要請を要求する。また、急迫した事態等により所定の手続きを行う暇がない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に対して直接通知することができる。

1. 災害派遣要請手続き

(1) 派遣要請の基準

市長は、人命および財産の救助のため必要があり、かつその事態がやむを得ないと認められるもので、他に要員を確保する組織等がない場合、自衛隊の派遣要請を知事に要求することができる。

(2) 派遣要請要求の手続き



1) 通常のパ遣要請の要求

市長が知事に自衛隊のパ遣要請を要求するときは、次の事項を明らかにした文書を県防災ファックス等により県防災危機管理局に提出して行う。ただし、緊急を要する場合は電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア. 災害の状況およびパ遣を要請する理由（必須事項）
- イ. パ遣を希望する期間（必須事項）
- ウ. パ遣を希望する区域および活動内容（必須事項）
- エ. 受入れ場所等
- オ. その他参考となるべき事項

2) 緊急時の直接通知

通信の途絶等により知事に対するパ遣要請の手続きを行う暇がない場合は、その旨および災害の状況を防衛大臣またはその指定する者に直接通知することができる。

3) 自衛隊の直接パ遣

防衛大臣またはその指定する者は、特に緊急を要し知事の要請を待つ暇がないと認められるときは、直接自衛隊をパ遣することができる。

4) 広範囲に大規模な災害が発生した場合の自衛隊の災害パ遣要請の要求

広範囲に甚大な被害が発生していることが予測される場合（地震においては市内で震度7の揺れを観測した場合を含む。）は、第9章「情報の収集連絡計画」に基づき市職員が収集、または参集途中に知りえた情報を基に、直ちに県を通じて自衛隊のパ遣要請を行う。その際のパ遣方法、内容等は次のとおりとし、詳細な情報を入手次第、逐次追加要請を行うものとする。

①要請方法

市長は、滋賀県防災行政無線により、知事に対して自衛隊パ遣要請の要求を行い、事後、文書を送達するものとする。また、知事との連絡が取れない場合、市長は、直接、防衛大臣に対して自衛隊パ遣要請を行う。

②災害発生直後の災害パ遣要請時に明らかにする内容

- ア. 被害が発生していると予想される地域
- イ. その時点で知り得る各地の被害の程度（地震の場合は震度を含む）
- ウ. 今後の連絡方法
- エ. その他参考となる事項

③災害発生直後に要請する内容

- ア. 被害状況の把握
- イ. 救出救助および消火

2. 自衛隊派遣受入れ体制および準備

市本部は、次の要領により自衛隊の受入れ措置を行う。

(1) 滋賀県知事または自衛隊から災害派遣をする旨の通知を受けたとき

- ①市本部は、災害派遣部隊の宿泊所、車輛、機材等の保管場所を準備する。
- ②市本部は、派遣部隊および県本部との連絡に当たる連絡員を本部運営班の中から指名し、窓口の一本化を図る。
- ③市本部は、応急復旧に必要な機材等について準備し、部隊活動が速やかに開始されるよう関係機関と連絡調整し、必要な準備を進める。
- ④市本部は、諸作業の関連のある管理者および関係者の了解を取り付け、災害現地に必ず責任者を立ち合わせるなど、作業に支障を来たす事が無いよう措置する。
- ⑤市本部、防災関係機関および住民等は、派遣部隊の活動に対して積極的に協力を行う。
- ⑥自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関活動と重複することがないように、最も効率的に作業分担するよう配慮する。
- ⑦自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、先行性のある計画を次の基準により樹立する。
 - ア. 作業箇所および作業内容
 - イ. 作業の優先順位
 - ウ. 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
 - エ. 部隊との連絡責任者、連絡方法および連絡場所
 - オ. 現地合同本部連絡会議の開催方法（高島土木事務所が担当する。）

(2) 派遣部隊が到着したとき

- ①派遣部隊を作業現地に誘導し、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。
- ②次の事項を県本部に連絡する。
 - ア. 派遣部隊の指揮官の官職氏名
 - イ. 隊員数
 - ウ. 作業の内容
 - エ. 市本部における連絡責任者氏名および今後の連絡方法
- ③派遣された部隊に対して次の施設を提供する。
 - ア. 本部事務室
 - イ. 宿舎
 - ウ. 資材置場、炊事場（野外の適当な広さ）
 - エ. 駐車場（車1台の基準は、3m×8m）
 - オ. ヘリポート（二方向に障害物が無い広場）

地域名	名称	備考
マキノ地域	マキノピックランドグラウンド	
今津地域	陸自大供グラウンド	
朽木地域	グリーンパーク思い出の森	
安曇川地域	梅ノ子運動公園	
高島地域	高島B & G運動公園	
新旭地域	新旭森林スポーツ公園野球場	

3. 災害派遣部隊の活動範囲

(1) 即時および応急救援活動

災害発生直後に即時に行う人命救助を第一とした救助活動である。

1) 偵察、連絡活動

空・地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供

2) 救出、救助、避難支援等

被災者の捜索救助および避難路の啓開、輸送、応急救護、空・地からの避難誘導支援

3) 緊急輸送

患者および人命救助に必要な人員、物資等を車輛・航空機により輸送

4) 消火活動

利用可能な消防車、消火・防火用具による消防機関への協力

5) 資料提出および広報活動

県本部、関係機関への資料の提出および空・地からの立体的広報協力

6) 危険物の保安および除去

火薬類、爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去

(2) 組織的救援活動

即時および応急救援活動に引き続き、被災地の被害状況の概要が判明した後に、派遣部隊の主力をもって行う組織化した救助活動である。

1) 土木活動

道路、水路の応急啓開作業

2) 水防活動

堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業

3) 架橋活動

応急橋梁の構築

4) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において、各種方法による通信を支援する。

5) 医療・救護活動

応急医療、防疫活動および医療器具、血液・薬品等の輸送

6) 炊飯および給水支援

被災地、避難地における炊飯・給水支援

7) 救援物資の無償貸付または譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令（昭和37年総理府令第1号）」による。

ただし、譲与は県本部、市本部その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命や身体が危険であると認められる場合に限る。

4. 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階に入った場合、速やかに県本部に対して自衛隊の撤収要請の要求を行う。

5. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね以下のとおりとする。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料および修繕費
- ② 派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費
- ③ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- ④ 派遣部隊の宿営および救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ⑤ 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた損害の補償（自衛隊装備にかかるものを除く。）
- ⑥ その他、救援活動実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

第6章 消防計画および水防計画

【消防班（消防団）】

火災、爆発、その他異常気象による災害発生、または発生のおそれのある場合において消防機関の出勤、召集、通信体制等を迅速かつ的確に行い、火災現場等における消防隊の活動を最も効果的に実施し、その火災を鎮火もしくは被害の拡大防止に努め、住民の生命、身体および財産を保護する。

1. 消防計画

(1) 消防機関の活動体制の確立

消防職員および消防団員は、本市において火災が発生した場合、状況に応じて、「高島市警防活動規程」に基づき出動する。

1) 通常時の出動計画

消防隊は、出動指令に基づき出動する。

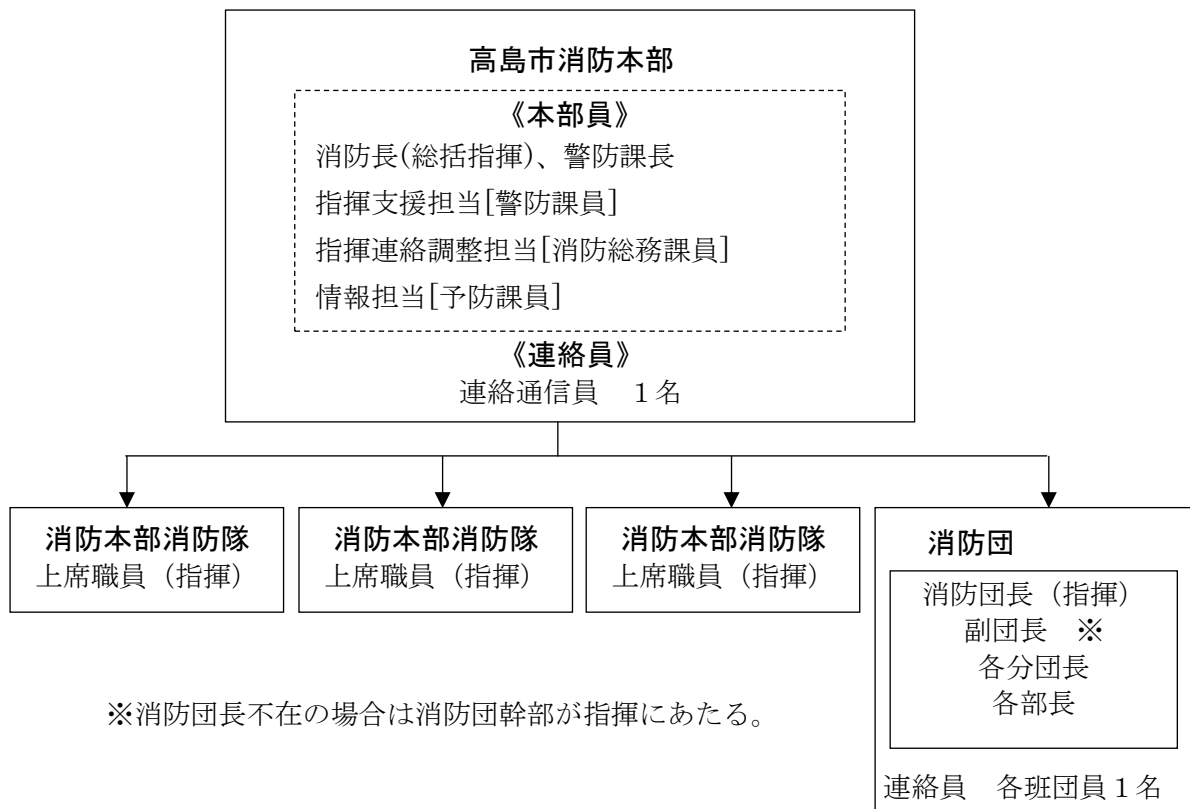
(2) 消防活動に必要な資機材の整備

消防活動に必要な資機材の整備は、第2編・第2章「12. 資材、機材等の整備計画」、第3章「9. 火災の予防」、に規定するとおりである。

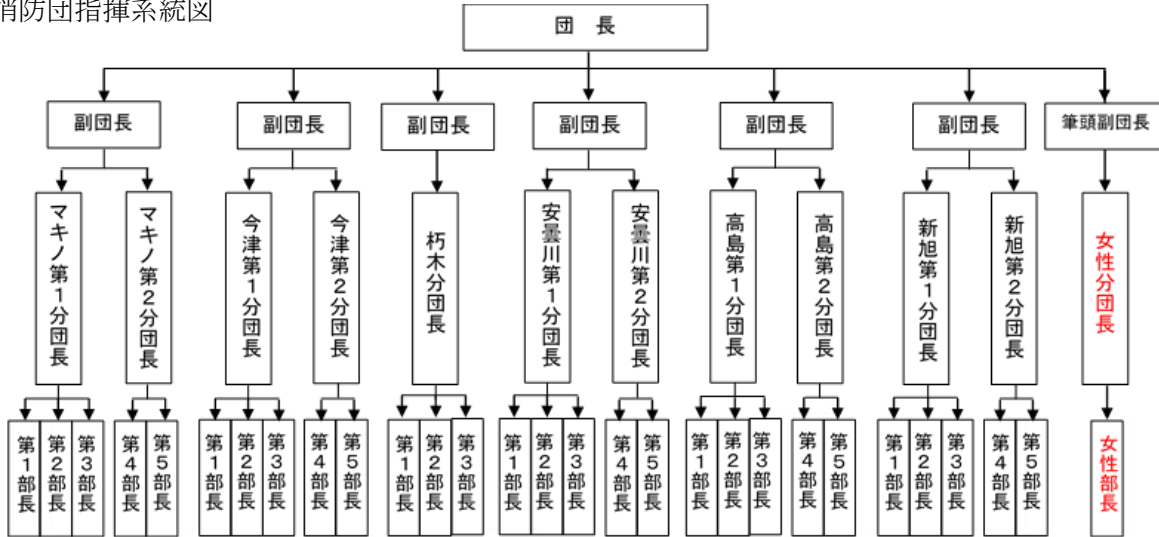
(3) 住民への広報

住民への広報は、第3編第10章「情報の収集連絡計画」に規定する。

図：指揮系統



図：消防団指揮系統図



2. 地震発生時の消防活動

本市において地震が発生した場合は、市本部、消防本部および消防団は、必要に応じて次の活動を行う。

(1) 地震発生後の措置

- ①迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。
- ②高所における見張りや巡回により、火災を早期発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大防止を図る。
- ③消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。

(2) 地震による火災発生時の措置

- ①消防本部は、初期の消防活動を開始する。
- ②同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、消火活動の重点地区を定める。
- ③道路、地形、水利等を考慮して延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- ④木造建物の密集地などの火災の拡大危険区域および避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。

(3) その他の対策

- ①地震時には、水道給水の停止により消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利またはプール等を効果的に利用する。
また、琵琶湖水を利用できる地域においては、あらかじめ設定された取水地点や幹線道路を横断させるための経路などを使って消防活動を行う。
- ②消防本部は、地震災害を想定した相互応援協定を締結するなど、平常時から消防機関相互の応援協力体制を強化し、地震時の消防活動において互いに緊密な連携を図る。
- ③消防吏員は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が消防本部の応急対策の実施に支

障が生じている場合で、警察官がその場にいないときに限り、当該車両その他の物件の移動等の措置を命じ、または自ら措置することができる。

- ④林野火災等が発生し、応援要請の必要があると認められる場合は、県本部に対し、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

3. 住民による自主的な消防活動

地域住民は、自らが居住する地域において災害が発生した場合、自主的な防火および初期消火活動を実施するよう呼びかける。

なお、自主防災組織は、平常時から可搬式ポンプ等の消火機材を整備し、防火訓練を行うなど、住民の消防力の強化に努めるものとする。

- ①地震発生時には、早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める等の出火防止活動を行い、できる限り火災発生防止に努める。
- ②近隣地域において火災が発生した場合、地域住民の協力により初期消火活動を行う。

4. 水防計画【被害対応班、消防班（消防団）】

市は、水防法第3条により市が管轄する区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

水防に関する各種対策の詳細は水防計画によるものであるが、被害が広域におよび、かつ甚大化し、あるいは複合化する場合は本計画に基づき総合的に対策を講じる。

（1）実施責任

本市では、水防法第5条に基づく水防団は設置せず、原則として、消防団員および市職員において本市域の水防業務を行う。

したがって、河川警戒水位の「水防団待機水位」は、「消防団待機水位」と読み替えるものとする。

（2）水防本部

水防管理者（市長）が必要と認め、あるいは県水防本部から指令を受けた場合、市内に水防本部を設置するとともに、被害対応班・消防班等を出動させ水防活動を行う。

なお、水防本部は、災害対策本部が設置された場合にはその組織に編入する。

（3）活動体制

次の事項の具体的内容については、市の水防計画および本計画の定めるところによる。

- ①非常時配備の基準、体制
- ②監視、警戒
- ③水防警報、洪水予報および気象水位状況の観測・通報・連絡
- ④水防工法の実施および各種応急対策の実施
- ⑤関係機関との連絡調整

(4) 水防区域

高島市水防計画の定めるところによる。

5. 広域消防相互応援協力体制

災害が拡大し、本市のみで対処できない場合は、あらかじめ協定している近隣市町に対して応援を要請するとともに、それをもつても的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」、「滋賀県広域消防相互応援基本計画」および「滋賀県下消防団広域相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

(1) 「滋賀県広域消防相互応援協定」および「滋賀県下消防団広域相互応援協定」に基づく要請

近隣市町に応援を要請するときは、消防本部を通じて電話等により以下の事項を明らかにして行うものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ①災害の発生場所および概要
- ②必要とする人員、車両および資機材
- ③集結場所、活動内容および連絡担当者
- ④その他必要事項

(2) 緊急消防援助隊の要請

消防組織法第44条に基づき、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請するときは、次の事項を明らかにして県本部に電話または口頭により要請し、文書を提出する。

- ①災害の状況および応援要請の理由
- ②応援消防隊の派遣を必要とする予定期間
- ③応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④市への進入経路および集結（待機）場所

(3) 受援体制の確立

消防本部は、応援消防隊の円滑な受入れを図るため必要要員を配置し万全の体制を確保する。

- ①応援消防隊への地理情報の提供（消火栓、利用可能な水利等の資料提供）
- ②消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
- ③応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- ④応援消防隊の活動拠点となる用地、宿营地等の手配
- ⑤応援消防隊に対する食糧、燃料等の手配

第7章 救急救助および救護計画

【本部運営班、住民支援班、消防班（消防団）】

1. 救急救助対策

災害が発生した場合、倒壊家屋等の生き埋めになる被災者や、救命措置を要する傷病者が多数発生することが想定されるため、県、警察および消防機関と連携し、それらに対する救出救助および医療救護に関する応急対策を実施する。また、災害発生から数日が経過すると、被災地においては衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態の悪化に対する処置を要する患者が多数発生することが予想される。本計画においてはこれらに対する対策を明らかにし、被災者の健康状態の維持に万全を期する。この際、死亡者の遺体を適切に処理するための体制を整備する。

(1) 実施体制

1) 実施体制

市本部（危機管理局）は、市域内で災害が発生した場合、県本部（県地方本部）や消防本部、消防団および高島警察署などの関係機関と協力して、災害により生命の危険にさらされている者または災害により生死不明の状態にある者の救出にあたる。

この際、必要と認める場合、市は自主防災組織や災害応援協定を締結する団体等に対して、協力を求めることができる。

2) 応援要請

市、消防本部および高島警察署のみでは被災者の救出が困難なときは、県本部（県地方本部）を通じて自衛隊等の派遣を要請するほか、近隣市町または県内の消防機関等に対し応援を要請する。

3) 資機材の確保

救出のために必要となる最低限の資機材は、各地域の防災備蓄倉庫（防災センター）等あらかじめ分散備蓄しておき、これを活用する。

また、災害時には、一般社団法人 滋賀県建設業協会高島支部に必要となる重機、土木資機材およびその操作に従事する要員の提供について災害応援を要請する。

(2) 救出方法

1) 対象者

- ア. 生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された者
- イ. 災害に際して倒壊家屋の下敷きとなった者
- ウ. 水害の際、流出家屋とともに流された者
- エ. 危険な孤立した地点に取り残された者

2) 自主防災組織等による初期救出活動

人命救助は、緊急を要することから、現地では、自主防災組織や地域住民に協力を呼びかけ、一刻も早い救出に努める。

3) 関係機関の連携体制

消防本部（消防団を含む）、警察、自衛隊等による救助活動の組織体制が整った後は、これら機関と市本部、医師等も含めた緊密な連携のもと効率的な活動を実施する。

4) 空からの救出

交通の途絶や山間、へき地などで、目的地への到達が陸路からでは困難な場合で、緊急に負傷者の救出や避難者等の収容・搬送を実施する必要がある場合は、市は県防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、自衛隊等の出動要請など、迅速かつ的確な措置を講じる。

5) 傷病者の応急対策

重傷者や重病者については、消防機関を中心として救急救命措置を実施し、状況に応じて速やかに次の措置をとる。

ア. 被災者（傷病者）が少ない場合

消防本部（消防団を含む）は、救急活動の後、負傷者を直ちに地域拠点救護所または病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難所へ誘導する。

イ. 被災者（傷病者）が多い場合

地区の防災拠点等に現地救出本部を設置し、消防長の指揮により救急活動を行うとともに、住民支援班に対して救護班の派遣を要請する。

2. 医療救護対策

本市において災害が発生した場合、市本部は、高島市民病院（病院班）を中心として市内医療救護体制を整えるとともに、県本部、県地区本部、県内医療機関および医療関係団体との連携により負傷者等に対する医療および助産等の医療救護活動を速やかに実施する。

また、本計画は、県および関係機関との連携を確保するため、県計画「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とし、フェーズ（局面）の概念に従って、それぞれの局面に応じた適正な活動を示すものとする。

第1フェーズ（発生から3時間程度）

緊急医療班を中心とした災害現場の医療報の収集と報告

第2フェーズ（3日以内）

負傷者のトリアージ、応急処置、搬送および医療救護班の派遣

第3フェーズ（4日から2週間）

保健活動

第4フェーズ（2週間から2か月程度）

医療救護活動の終了

(1) 総括的活動方針

1) 第1フェーズ（発生から3時間程度）

ア. 情報の収集伝達

- (ア) 住民支援班は、県地方本部（医療班）と連携して市内の医療機関の被害状況、診療機能および不足する医療資機材ならびに医療従事者等について調査し、市本部に報告する。
- (イ) 市本部は、状況を取りまとめ各班における情報の共有に努めるとともに、県本部、県より派遣された緊急医療班に報告する。

イ. 市内医療体制の確保

- (ア) 住民支援班および病院班は、市内医療機関および高島市医師会、高島市歯科医師会および高島市薬剤師会の協力のもと、被災者に対する医療および助産活動を支援する。
- (イ) 病院班は、独自で作成するマニュアル等に従って、院内の被害調査、患者の保護等を行うとともに、災害により発生する負傷者等を受け入れるために必要となる体制を確保するものとする。
- (ウ) 住民支援班は、各地域に救護拠点を設けるとともに、被害が甚大な地域においては、広域避難所に応急救護所を開設する。
- (エ) 住民支援班は、高島市医師会、高島市歯科医師会、県看護協会第7地区支部および市内医療機関ならびに高島市薬剤師会等の協力を得て、救護班を編成し、応急救護所に派遣する。
- (オ) 市救護班は、県から派遣された緊急医療班ならびに県救護班に協力し活動を行う。

2) 第2フェーズ（3日以内）

ア. 負傷者のトリアージ、応急処置および搬送

- (ア) 病院班は、平常時から市医師会および市内医療機関等との連絡および調整に努め、災害時における相互の協力体制の確保に努める。
- (イ) 市救護班は、応急救護所に配置し、県緊急医療班が到着した後は、県緊急医療班と協力して必要な支援を行う。
- (ウ) トリアージの結果により、緊急治療が必要な重篤・重症患者は原則、高島市民病院に搬送することとし、中等症患者は、原則、マキノ病院へ搬送することとする。ただし、市内医療機関では受入が困難な場合は、県および関係機関の支援を要請し、市外の災害拠点病院等に搬送するものとする。

3) 第3フェーズ（4日から2週間程度）

ア. 災害派遣医療チーム（DMAT）および県医療、助産救護班・こころのケアチームの派遣要請および受入体制等

- (ア) 住民支援班は、市医師会等の協力、助言等を基に、市単独では医療需要を満たす事が困難と判断した場合は、県地方本部または県本部に対して県医療救護班等の派遣要請、または市外災害拠点病院等への搬送・受入要請を行う。
- (イ) 県に対して医療救護班の要請を行った場合、住民支援班および病院班は、市医師会

等の協力を得て、県地方本部（医療班）に協力して県医療救護班等の派遣場所および必要な受入体制を整える。

4) 第4フェーズ（2週間から2か月程度）

住民支援班は、県地方本部に協力して、第8章保健衛生および防疫計画に定める保健活動を行う。

（2）市の医療救護体制

住民支援班および病院班は、市内医療機関および高島市医師会等の協力のもと、被災者に対する医療および助産活動を実施する。

1) 実施体制

住民支援班は、被災状況に応じて市内医療機関および高島市医師会に協力要請を行い、救護班を編成して被災者の医療、助産その他の活動にあたるが、災害の規模および発生状況により本市のみでは対応できないと判断した場合は、県地方本部（医療班）を通じて県医師会等による医療、助産救護班の派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合の医療救護活動は、知事と日本赤十字社滋賀県支部長との間に締結された「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき日本赤十字社滋賀県支部長が実施するものであるが、住民支援班および病院班は、日本赤十字社滋賀県支部の指示および支援を受けながら、市内の災害医療について主体的に活動する。

2) 救護班の編成

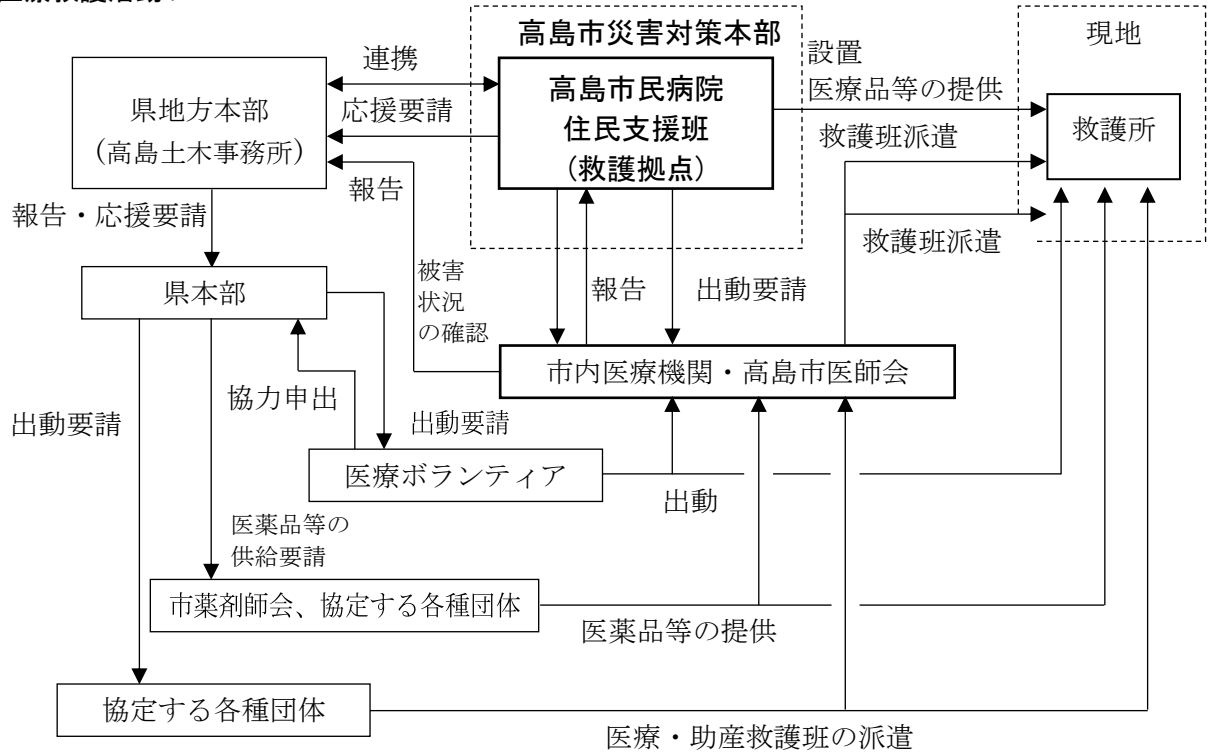
救護班は、責任者となる医師1名、看護師2名および事務係1名に、必要に応じて助産師、保健師、薬剤師、運転手等を手配して計4～7名で構成する。

本市では、市内医療機関、高島市医師会、県看護協会第7地区支部および高島市薬剤師会等の協力により、計6班を編成するほか、必要に応じて滋賀県医師会および県看護協会等の協力を要請し、救護班を追加して医療活動にあたる。

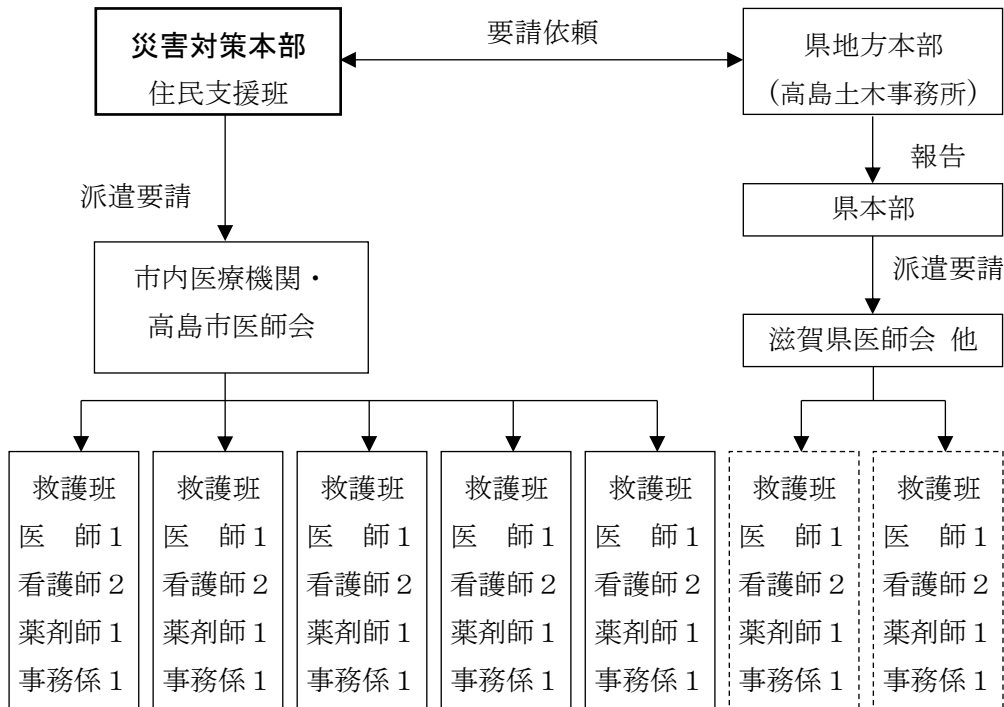
3) 医薬品および医療機材の調達

医療および助産に必要な医薬品および医療機材の調達は、高島市薬剤師会に加盟する主要薬局薬品店より調達するものとするが、災害の種類、規模に応じて滋賀県医薬品卸協会、医師会、保健所等に協力を要請する。

図：医療救護活動フロー



図：救護班の組織体制



※必要に応じて助産師、保健師、運転手等を加配する。ただし班内に運転できる者が2名以上いる場合は、その者が運転手を兼ねる。また、保健師は事務係を兼ねることができる。(人員が不足する場合は、職員が事務係として救護班に加わる。)
 ※県医師会への応援要請は、高島市医師会の協力を得て行う。
 ※県看護協会への応援要請は、県看護協会第7地区支部の協力を得て、支部長が行う。

(3) 実施内容

1) 医療・助産の対象

医療、助産を必要とする状態にあり、かつ災害のため医療の途を失った者

2) 医療・助産の範囲

ア. 医療

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤または治療材料の支給
- (ウ) 処置手術、その他の治療および施術
- (エ) 病院または診療所への収容
- (オ) 看護

イ. 助産

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前後の処理
- (ウ) 衛生材料（脱脂綿、ガーゼ等）の支給

3) その他の医療救護活動

- ア. 応急処置の実施
- イ. トリアージの実施
- ウ. 後方医療施設への移送指示
- エ. 遺体の検視
- オ. 医療活動状況の把握（処置・収容状況、診療機能の状況、人材の不足状況）
- カ. 医薬品・資機材の充足状況の把握
- キ. 健康福祉部と救護班相互の情報連絡

(4) 在宅療養者の確認

住民支援班は在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、吸引機を使用している患者について安否確認を行う。また、必要に応じて搬送などを実施する。

(5) 病院等の被災状況の把握

1) 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

- ア. 重症および人工透析など継続治療を要する患者の受け入れ可能限度の確認
 - (ア) 不足する医療資器材および不足医療従事者（医師・看護師）等
- イ. 救護班の派遣体制の確認
 - (ア) 派遣可能救護班数
 - (イ) 派遣可能医療従事者数
 - (ウ) 救護活動に要する不足医薬品等医療資器材および不足医療従事者（医師・看護師）等

2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺または低下している病院等の確認

- ア. 簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等
 - (ア) 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（一時搬送）
 - (イ) 原状復帰に要する修繕等
- イ. 修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処が立たない病院等）
 - (ア) 入院患者の実態

3. 救護所・救護拠点

(1) 応急救護所の設置

住民支援班は、被害の状況に応じて救護班と協議のうえ応急救護所を設置する。

設置場所は、各地域の広域避難所の中から、以下の6箇所を応急救護所予定場所としてあらかじめ指定するが、被害状況等に応じて他の適切な場所に設置するなど、柔軟に対応する。

応急救護所では、避難者および収容が必要な傷病者の応急処置を行うとともに、トリアージを実施し、重傷患者などで医療機関へ収容が必要な場合は、以下の措置をとる。

- ① 住民支援班（地域救護拠点）に連絡し、重傷患者の移送方法、移送先について指示を受ける。
- ② 被災者が少数の場合は、直接市内医療機関等へ移送する。
- ③ ヘリコプターを利用して移送を行う場合は、指示された緊急ヘリポートへ移送する。

表：応急救護所設置予定場所

No.	名 称	所 在 地	連絡先
1	マキノ中学校	マキノ町蛭口 601 番地	27-0025
2	今津東小学校	今津町弘川 59 番地	22-2021
3	朽木公民館	朽木市場 792 番地	38-2324
4	安曇川中学校	安曇川町田中 567 番地	32-0057
5	アイリッシュパーク	勝野 670 番地	36-0219
6	湖西中学校	新旭町北畑 564 番地 2	25-2271

(2) 救護拠点

大規模な災害が発生し、市内の広い範囲に亘って多数の負傷者が出て市内における医療救護活動をいっそう効率的に実施する必要がある場合は、地区本部を救護拠点として市本部との連絡を確保することにより地域における被害状況および医療救護活動の総括的窓口とする。救護拠点の運営は、住民支援班および地区本部が中心となり、主に以下の機能を果たすものとする。

- ① 被災地への救護班の派遣要請（被災状況の収集・連絡）
- ② 応急救護所の開設に関すること（施設管理者等への連絡、職員派遣）
- ③ 重傷患者の移送・収容に関すること（移送手段の提供、収容先の確保）
- ④ 不足している医療用資機材・医薬品等の調達供給（備蓄、県地方本部への応援要請）
- ⑤ 市内医療施設の被害状況把握
- ⑥ 市本部と応急救護所との連絡調整
- ⑦ 応急救護所に派遣された医療機関等との連絡調整

第8章 保健衛生および防疫計画

【住民支援班、環境衛生班、県健康医療福祉部】

被災地においては、精神障がい者・難病患者・人工透析等の慢性疾患患者の救護および、感染症の防止措置や感染症患者等の早期発見、被災者に対する防疫および保健衛生活動等が必要となる。

そこで、保健活動、検病調査、予防宣伝および感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒ならびに防疫活動等は、この計画の定めるところにより迅速に実施し、病弱者の救済と被災地における飲食等に起因する危害発生の防止、感染症の発生と流行の未然防止を図る。

なお、避難所生活での疲労やストレスによる心身の不調などのケアについては、DPAT（災害派遣精神医療チーム）による「こころのケアチーム」の派遣を要請し、医療チームによる専門的なケアを施すこととする。

その他、医師、保健師、看護師等による医療相談を行い、エコノミークラス症候群等の発生を防止するなど、被災者自身の健康管理に対し注意喚起を行う。

1. 保健活動等

（1）保健活動の実施

- ①住民支援班は、県地方本部（保健班）の指導により保健活動を行う。
- ②住民支援班は、独自で処理が不可能と判断される場合は、地方本部を通じて県本部に対して応援を要請する。

（2）活動内容

住民支援班は、県地方本部（保健班）と連携を図りながら、次の保健活動を実施する。

- ①各種保健福祉施設の被害状況を把握する。
- ②精神障がい者、難病患者、人工透析等の慢性疾患患者の救護および感染症患者の早期発見などの対応を行う。
- ③避難所等への保健師の派遣
 - ア．住民支援班は、県地方本部に対して保健師の出動状況を報告するとともに、必要な場合は、県地方本部に対して保健師の派遣要請を行う。
 - イ．住民支援班は、県に対して保健師の派遣要請を行った場合、受け入れ先を明らかにするとともに、受入にかかる必要な体制を確保する。

④保健師の活動

派遣された保健師の保健活動は、被災地の保健医療調整地方本部長の指示および「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル」に基づき実施される。

表：発災後の対応

(ア) 震災直後の混乱期 (～7日目)	a. 災害医療本部・災害医療地方本部とともに救護活動を行う。 b. 入院、入所の必要な者について、県地方本部と協力して関係機関との連絡調整を行う。 c. 県地方本部と連携して避難者、避難所の現状把握、情報提供、関係機関やボランティアの連絡調整を行う。
(イ) 避難者が定着し始める時期 (8日目～15日目)	a. 救護活動 b. 関係機関との連絡調整 c. 保健予防活動
(ウ) 避難所が一時的な滞在施設として確立する時期 (16日目～1ヶ月)	a. 保健予防活動 b. 関係機関との連絡調整 c. 避難者の健康状態調査と要配慮者と要指導者の把握
(エ) 避難所が生活の場として定着した時期 (2ヶ月～)	a. 保健予防活動 b. 関係機関との連絡調整 c. 避難所巡回健康相談 d. 健康教育 e. 健康診査活動

⑤管理栄養士等の派遣

県保健医療調整地方本部長が、災害の状況により必要があると認めた際に、保健医療要請本部へ管理栄養士などの派遣を要請する。

派遣管理栄養士等は、被災地の保健医療調整地方本部長の指示および「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」に基づき避難所での栄養に配慮した食事の提供支援、要配慮者の栄養に配慮した食事の提供支援、給食提供困難施設への支援業務を実施する。

(3) 報告および記録

- ①住民支援班は、災害保健活動実施状況を県の定める様式に従って作成し、市本部および県地方本部（保健班）に報告するものとする。
- ②住民支援班は、被害状況および保健活動状況報告書等を記録し保管する。

2. 仮設浴場の供給

(1) 仮設浴場の供給

市本部は、災害の状況により必要と認める場合は、県本部に自衛隊に対する支援要請を依頼するなどして災害発生後1週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

(2) 浴場の開放要請

市本部は県本部の協力を得て、県が締結する災害時応援協定に基づき公衆浴場および旅館・ホテルなどの浴場を被災者に開放することを要請し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

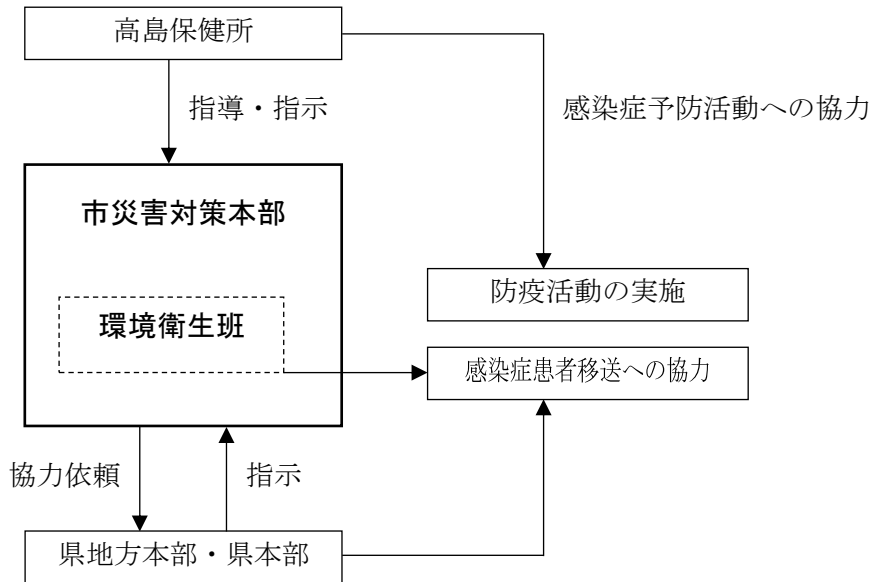
3. 防疫対策

(1) 実施責任者

本市における被災地の防疫は、環境衛生班が高島保健所の指導、指示に基づいて実施し、うち感染症患者の入院勧告および移送についても高島保健所に協力するものとする。

本市のみで処理不能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。

図：防疫対策の実施フロー



(2) 防疫活動内容

- 1) 高島保健所との連携による検病調査および予防宣伝の実施
- 2) 家屋、道路等の清掃および消毒（感染症予防法第27条の2）
知事の指示に基づき、感染症が発生し、または発生するおそれがある被災地を重点的に、道路、溝渠、公園等の公共の場所における消毒作業および清潔作業を実施する。
- 3) 鼠族・昆虫等の駆除（感染症予防法第28条の2）
- 4) 生活用水の供給（感染症予防法第31条の2）
「第25節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画」に基づき、被害対応班（上下水道課）および住民支援班が協力して実施する。
- 5) 県本部に対する臨時予防接種の実施依頼（予防接種法第6条）
感染症予防上必要があると認められるときは、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種の実施を知事に求めるものとする。
- 6) 避難所等における防疫活動
県防疫職員の指導のもと避難所等における防疫活動を行うとともに、感染症の早期発見、給食施設の衛生管理および保健衛生上の注意事項等について啓発と周知を行う。
また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部運営班と住民支援班が連携して必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含め収容先の確保および避難者の分散化等について検討する。
- 7) 感染症患者、無症状病原体保有者の入院勧告、病院・診療所への移送（感染症予防法第19条、第20条、第21条）
住民支援班および地区本部は、被災地において感染症患者または無症状病原体保有者

を確認したときは、ただちに高島保健所へ報告するとともに、高島保健所が行う入院勧告や移送等に協力するものとする。

8) 薬剤の配布

環境衛生班は、浸水被害が発生した場合は、床下等の乾燥剤（消石灰）、汚染した家屋の消毒薬剤（クレゾール液）等を自治会へ依頼して各家庭へ配付する。

9) 仮設浴場の設置

市本部は、災害の状況によって必要があると認められるときは、県本部を通じて自衛隊の支援要請を依頼する等の方法により仮設浴場を設置する。

10) 死亡獣畜の処理

環境衛生班は、県および関係機関と協力して死亡した動物の適正な処理を行う。

11) 愛玩動物および家畜の保護および衛生管理

住民支援班は、環境衛生班と協力して県の協力を得て、避難者等が飼育する愛玩動物および家畜を一時的に保護し、収容する場所を確保し、当該場所の衛生管理に努める。

(2) 防疫活動の記録および報告

環境衛生班は、防疫活動を実施したときは、防疫活動状況をとりまとめ県地方本部（高島保健所）に電話または文書をもって報告する。また、防疫活動が完了したときは、資料編 IX 様式集「4. 防疫報告関係様式」により活動内容を整理し、速やかに県地方本部（高島保健所）に提出する。

- ①災害状況報告書（別記様式1）
- ②災害防疫活動状況報告書（別記様式2）
- ③災害防疫経費所要額帳および関係書類（別記様式3B）
- ④清潔方法および消毒方法に関する書類
- ⑤鼠族・昆虫等の駆除に関する書類
- ⑥家庭用水の供給に関する書類
- ⑦患者台帳（別記様式5）
- ⑧災害防疫作業日誌（別記様式4）

[資料編 p282-288 : IX 様式集「4. 防疫報告関係様式」参照]

4. 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策

(1) 基本方針

災害時には、家屋の倒壊等のため、飼養施設等から逸走した特定動物（サル、ワニ等（動物の愛護および管理に関する法律施行令別表に掲げる動物））による人への危害を防止するための措置を講じる必要がある。

また、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難して行く動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。

環境衛生班は、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、県および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。

住民支援班は、避難所におけるペット対策について必要な調整および対応を行う。

(2) 平常時における備え

- 1) 県と協力して、危険動物が飼育されている場所、所有者および飼育状況の把握に努める。
- 2) 県および関係機関との連携および協力体制の構築に努める。
- 3) 県と協力して、逸走した動物の捕獲および保護に必要な資材等を確保する。
- 4) 県と協力し、危険動物の逸走防止のため所有者に対して必要な指導を行う。

(3) 応急対策

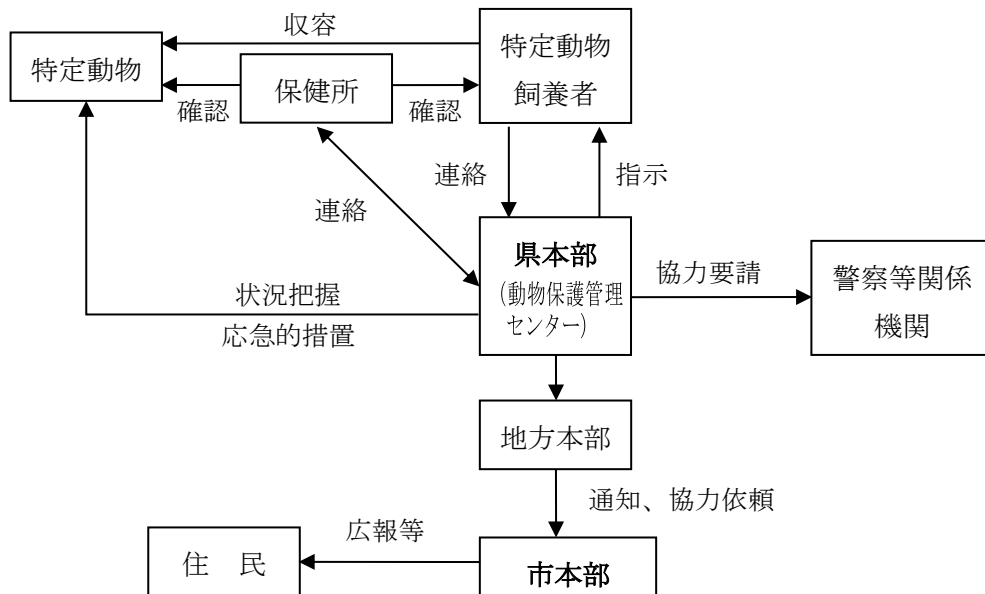
1) 特定動物の逸走対策

- ア. 県および関係機関と連携し、情報の収集を行う。
- イ. 住民に対して注意喚起の広報を行う。
- ウ. 県に協力して、動物の捕獲に必要な措置を行う。
- エ. 県との連携のもとに、適切な避難誘導を行う。

2) 被災地域における動物の保護

- ア. 県に協力して、飼い主不明または負傷した犬および猫の保護および収容を行う。
- イ. 犬による危害の発生を防止するよう努める。
- ウ. 県および関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努める。

図：特定動物による危険防止および動物救護対策活動フロー



第9章 行方不明者の捜索、遺体の収容、検視、引渡しおよび火葬（埋葬）計画

【環境衛生班、県健康医療福祉部、高島警察署】

1. 実施体制

行方不明者がいるおそれが判明した場合、環境衛生班は、警察等との緊密な連携のもとに捜索活動を行う。また、遺体を発見した場合は、警察が行う検視、身元確認に必要な協力支援を行い、遺体を遺族に引き渡すとともに、円滑な火葬（埋葬）を実施する。

なお、災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、県から委託を受けた日本赤十字社滋賀県支部が実施する。

2. 実施要領

（1）行方不明者の捜索

- 1) 行方不明者の捜索は、市本部が県警察、消防、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。
- 2) 遺体が流失等により、他市町に漂着していると認められる場合は、県地方本部および遺体の漂着が予想される市町に通報し、広域の捜索を行う。
- 3) 身元不明遺体については、警察等捜索実施機関に対して当事者の写真のほか、人相、着衣、特徴など身元確認に必要な情報提供を求め、調査に協力するなど迅速な身元の確定に努める。
- 4) 環境衛生班は、行方不明者を発見するため、受付窓口を設け、届出の受理、手配および情報入手に努めるとともに捜索を実施する。

（2）遺体の検案・処理・収容

環境衛生班は、遺体を発見した場合は、速やかに警察官に連絡し、警察官が医師立会いのもとに検視を行う。

1) 死者が少数の場合

検視が終了した遺体は、洗浄等の処理後に納棺し、遺族に引き渡す。

2) 死者が多数の場合

検視が終了した遺体を毛布で包み、警察および消防機関の協力を得て遺体収容所（被害現場近くの公共施設や寺社等から指定する）に搬送し、到着順に仮安置する。

なお、遺体収容所として適切な施設がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ア. 仮安置した遺体を医師、看護師の指示により洗浄、縫合および消毒等の処理を行い、ドライアイス等を入れて納棺する。

イ. 遺体処理票および遺留品処理票を整理のうえ納棺し、遺体検案書とともに身元が確定した遺体は遺族に引き渡す。

ウ. 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

3) 遺体等の安置・収容場所の確保と提供

環境衛生班は、県および警察等の協力を基に、出来る限り被災場所に近い公共施設あるいは、寺院等の承諾を得て安置・収容場所を確保し、提供する。

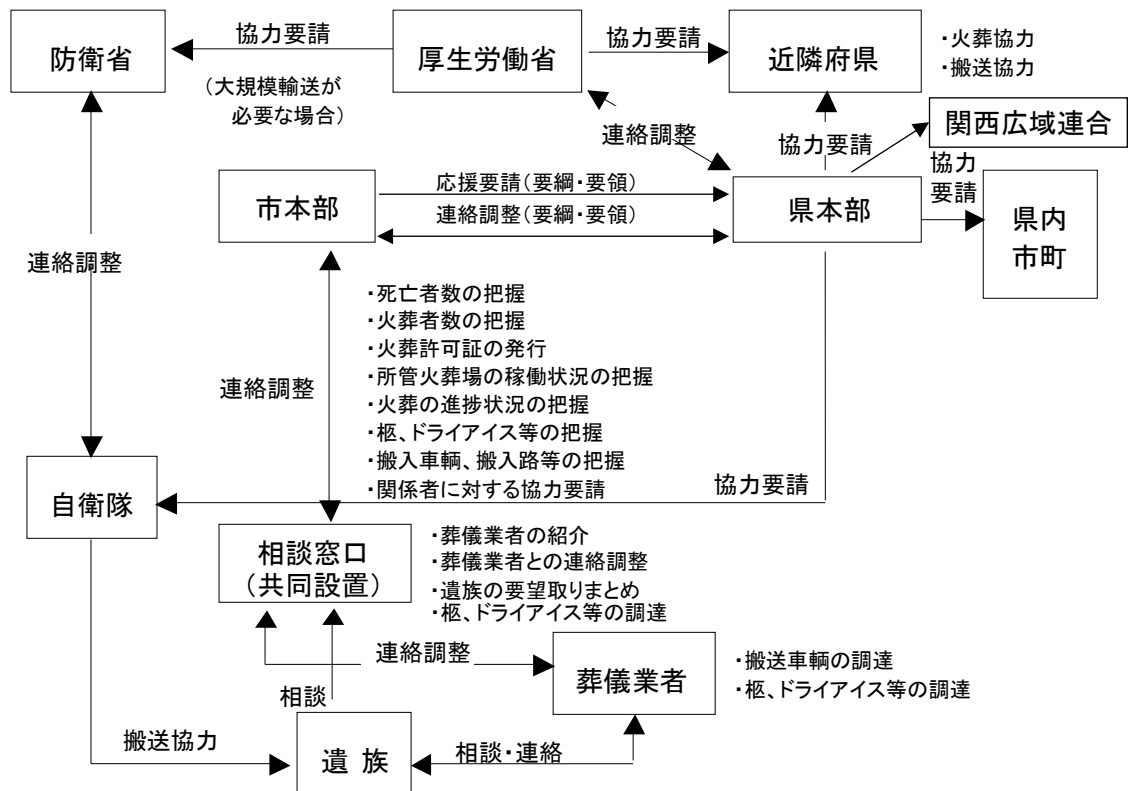
なお、本市は、大規模災害に備えあらかじめ公共施設の中から候補施設を検討するものとする。

4) 遺体の火葬

環境衛生班は、遺体の火葬を実施する場合は、市斎場に遺体を移送し、火葬台帳に記載のうえ火葬に付する。また、市単独で対応不可能な場合は、県本部に対して応援を要請する。なお、市長が必要と判断した場合は直接埋葬とする。

- ア. 死亡者数の把握
- イ. 火葬計画の作成
- ウ. 遺体搬入車両および搬入路の把握・確保
- エ. 燃料、ドライアイスおよび柩等資材の在庫状況の把握・確保
- オ. 火葬のための関係者に対する協力要請
- カ. 相談窓口の設置および住民への情報提供

[遺体の火葬体制]



(注)市本部(環境衛生班)は、火葬施設の倒壊、施設処理能力を上回る死亡者の発生等により独自処理が不可能と判断した場合は、速やかに県本部に応援を要請するとともに、死亡者数の把握、火葬計画の作成等円滑な火葬が実施できるように努める。

第10章 情報の収集連絡計画

【本部運営班】

1. 通信運用

(1) 計画方針

災害時における各機関相互間の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信連絡窓口を統一し、通信連絡システムを整備するとともに非常の際における通信連絡の確保および情報収集体制の強化を図るため、公衆通信設備の優先利用、非常通信の利用ならびに放送の要請等を行う。

(2) 通信連絡手段の確保

1) 伝達手段

ア. 市が保有する通信機器

有線系機器	無線系機器
一般加入電話、FAX 庁内（内線）電話 消防直通電話	同報系防災行政無線、移動系防災行政無線 滋賀県防災行政無線、衛星携帯電話 防災用映像共有システム

イ. その他の手段

(ア) 広報車、消防車

(イ) 口頭伝達

2) 有線通信の利用

有線系機器が通信可能な場合は、本部、地区本部および関係所属に対する情報伝達は、基本的に内線電話、庁内 LAN および FAX により行う。

3) 有線通信途絶時の対策

被災によって有線通信が途絶した場合は、次により対応する。

連絡先	有線通信途絶時の措置
市 本 部	ア. 高島市防災行政無線（移動系）の活用 イ. 衛星携帯電話の活用 ウ. 民間のアマチュア無線局の協力による非常通信 エ. 災対法第57条または第79条等の規定による警察無線、消防無線その他の無線通信設備等を利用 オ. 必要に応じて伝令員を派遣（徒歩・自転車・自動車）
県 本 部	ア. 滋賀県防災行政通信を利用 イ. 県の非常通信経路計画による通信を行う
防 災 関 係 機 関	ア. 滋賀県防災行政通信を利用
住 民	ア. 高島市防災行政無線（同報系）の活用

4) 被災後の機能確認と応急措置

本市において災害が発生した場合は、市内通信施設の所有者または管理者は速やかに施設を点検し、被災が判明した場合は、直ちに応急復旧にあたる。

また、本部運営班は、直ちに本市通信施設の機能確保を図るとともに災害情報の収集把握と防災関係機関との連絡体制の確立に努め、被災した市内通信施設の迅速な復旧を図る。

(3) 通信施設の運用

1) 県防災行政無線

通信は、音声またはFAXによって行い、特に、災害時における災害情報の受伝達、被害状況の収集その他正確かつ詳細な情報伝達を行うためFAXを活用する。

なお、防災行政無線の運用については、「滋賀県防災行政無線運用要綱および同細目」の定めるところによる。

2) 高島市防災行政無線

住民への警報等の伝達、避難の指示等については、同報系無線を有効に活用し、迅速に実施する。なお、詳しい運用方法については、「高島市防災行政無線局運用管理規程」および「防災行政無線操作マニュアル」に定めるところによる。

ア. 同報系無線局

住民に対する避難指示等の緊急を要する情報伝達および応急対策の実施情報その他の広報については、同一内容を一斉放送できる同報系無線局を活用する。災害に関する放送については、事前に防災課長の了承を得るものとするが、緊急を要する場合は直接放送を実施し、事後報告する。

イ. 移動系無線局

市本部および地区本部間の情報伝達に活用する。各地域における被災現場の被害状況や、避難所等における応急対策活動の状況に関する相互連絡に関して、陸上移動局の単信通信方式（プレストーク通信）による移動系無線局を使用する。

通信内容は、緊急なものを優先して簡潔明瞭に通信し、不要不急の通信は禁止する。

3) 非常通信

災害等の非常事態に有線通信を利用することができないか、または、これを利用することが著しく困難なときは、電波法および非常通信規約の定めるところにより警察、消防、水防、電気等の非常通信協議会構成機関の自営通信回線または無線通信、アマチュア無線等の通信連絡手段を利用し、災害対策に関する通信の確保を図る。

利用にあたっては、以下の要領により非常通信電報を作成したうえ、最寄りの機関等に持参して発信を依頼する。なお、災害が発生するおそれのある場合は、あらかじめ、利用予定の機関等に連絡したうえで、発信を依頼する。

ア. 電報用紙は適宜とすること

イ. 電報の本文の字数は、1通あたり200字以内とすること

ウ. 電報のあて先は、着信者の住所、役職名および電話番号をもって表示する。

4) 放送局への放送要請

市長は、災対法第57条の規定に基づき、放送局を通じて放送を行う必要があると認められた場合は、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送(株)、(株)京都放送および(株)エフエム滋賀に対して放送を要請することができる。

5) 鉄道電報・電話の利用

市長は、災対法第57条の規定に基づき、西日本旅客鉄道(株)の通信施設を使用することができる。利用は、発・受信者とも最寄り駅の駅長事務室に出向して行うが、その他詳細については、県が同社との間で締結している「災対法に基づく通信設備の利用に関する協定」を準用する。

6) その他の通信手段

ア. アマチュア無線

災害の状況により、市内アマチュア無線局または運送事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。

イ. インターネット

インターネットや民間の情報システム等を活用し、市内のみならず広域からの効果的かつ迅速な情報収集や広報を行う。

2. 災害情報の収集伝達

(1) 地象、水象に関する情報の伝達

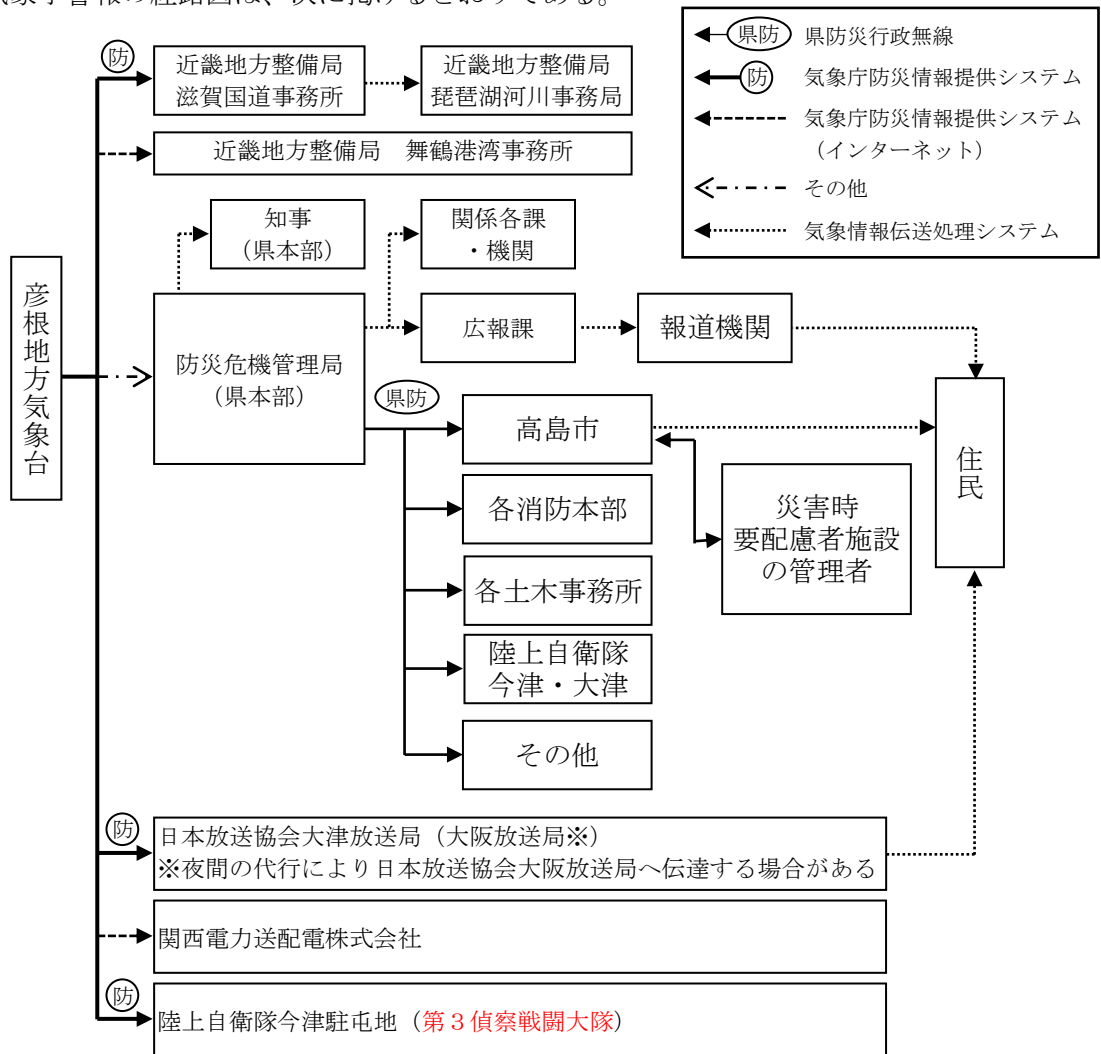
地象、水象その他の災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し伝達する。

1) 情報の種類

種 類	発表（通報）者	根拠法令
気象予警報および気象情報	彦根地方気象台長	気象業務法
洪水予報 (対象河川：琵琶湖)	滋賀県知事 彦根地方気象台長	水防法、気象業務法
河川水位情報（対象河川：安曇川）	滋賀県知事	水防法
水防警報情報（対象河川：安曇川）	滋賀県知事	水防法
土砂災害警戒情報	滋賀県知事 彦根地方気象台長	土砂災害防止法、 気象業務法
火災気象通報	彦根地方気象台長	消防法
異常現象	発見者	災対法
ダム異常洪水時防災操作予告通知	高島土木事務所長	水防法 河川法
内水排除施設操作開始通知	水資源機構琵琶湖 開発総合管理所長	水防法 河川法

2) 情報の伝達系統

気象予警報の経路図は、次に掲げるとおりである。



- (注) 防災危機管理局から各土木事務所、市町、消防本部等への予警報の音声伝達方法
- 勤務時間内の場合
防災行政無線により伝達する。
 - 勤務時間外の場合
防災危機管理局設置ボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。
 - 災害時要配慮者施設への情報伝達
災害時要配慮者施設への直接的な情報伝達は、気象情報や前兆現象および被害発生状況等から、危機が迫る施設に対しては、あらかじめ登録してもらった防災メールサービスのほか電話などによる直接的な情報伝達を行うものとする。ただし、それ以外は、住民と同様の方法による

3) 伝達する情報の基準および内容

ア. 地震情報等

彦根気象台は、県下において震度1以上を観測した場合または必要と認める場合は、県(防災危機管理局)その他の機関に地震情報等を発表することになっている。

本市へは、県(防災危機管理局)から上記の経路で伝達される。

イ. 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

「南海トラフ地震臨時情報」に付記されるキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して情報発表される。

キーワード	各キーワードが付記される条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内でマグニチュード6.8以上 ^{※1} の地震 ^{※2} が発生 ○1カ所以上のひずみ計 ^{※3} での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 48.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※2} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査が開始される。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計が使用される。

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードが用いられる。

ウ. 気象予警報等

a. 種類および基準

(a) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮によって災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報をいう。

<警戒レベル2>

大雨、洪水、大雪、強風、風雪によって被害が起こるおそれがある旨の注意を行う予報であり、避難に備え、自らがハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミングなどの再確認、避難情報の把握手段の再確認を行う。

(b) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報をいう。

<警戒レベル3>

大雨、洪水、大雪、強風、風雪によって重大な被害が起こるおそれがあり、避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者は避難を行い、その他のものは避難の準備をし、自発的に避難を行う。

<警戒レベル4>

大雨等により、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が発表され、重大な災害の起こるおそれがあり、指定緊急避難場所等への全員避難を基本とする避難行動で、本市は避難指示の発表を行うものであり、災害が発生する恐れが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命の危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難を行う。

(c) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署：彦根地方気象台

高島市	府県予報区	滋賀県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	近江西部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	24	
		土壌雨量指数基準	114	
	洪水	流域雨量指数基準	鴨川流域=15, 安曇川流域=34, 北川流域=18.9, 石田川流域=12.8, 百瀬川流域=9.3	
		複合基準*1	鴨川流域=(8, 13.5), 安曇川流域=(8, 26.5), 北川流域=(12, 10), 石田川流域=(8, 11.5)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕	
	暴風	平均風速	琵琶湖	20m/s
			琵琶湖を除く地域	20m/s
	暴風雪	平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm
			山地	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
土壌雨量指数基準			94	
洪水		流域雨量指数基準	鴨川流域=12, 安曇川流域=27, 北川流域=13.1, 石田川流域=10.2, 百瀬川流域=7.4	
		複合基準*1	鴨川流域=(8, 9.6), 安曇川流域=(5, 16.4), 北川流域=(5, 8.7), 石田川流域=(5, 8.2), 百瀬川流域=(9, 5.9)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖〔琵琶湖〕	
強風		平均風速	琵琶湖	12m/s
			琵琶湖を除く地域	12m/s
風雪		平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ30cm
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪				
濃霧		視程	100m	
乾燥		最小湿度40%で実効湿度65%		
なだれ		積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか 1. 24時間降雪の深さ30cm以上 2. 日最高気温10℃以上 3. 24時間雨量15mm以上		
低温		最低気温-5℃以下*2		
霜	4月以降の晩霜			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：30cm以上 気温：0℃以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は彦根地方気象台の値。

b. 気象情報

気象情報とは、次の異常気象等について、あらかじめ注意を喚起し、警報、注意報を補完し、より一層の警戒を喚起し、または社会的影響の高い気象情報を伝達するなどの目的で、その情報を一般および関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。

(情報の種類)

台風、大雨、大雪、暴風、暴風雪、低気圧、雷、降雹、少雨、長雨、強い冬型の気圧配置、黄砂など

c. 予警報地域区分

気象台は、気象予警報に用いる地域区分を滋賀県においては、愛知川から和邇川を境に、滋賀県北部と滋賀県南部に区分しており、本市は滋賀県北部に属する。また、予報地域細分境界（滋賀県細分区域図）によると、近江西部に属する。

エ. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県南部、北部で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については気象庁のHPから竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が滋賀県南部、北部で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

オ. 洪水予報

洪水予報は国土交通大臣または知事が指定する河川について、彦根地方気象台と共同して洪水のおそれがあるときに、水位を示してこれを一般的に周知させるため、発表するものをいう。なお、本市においては琵琶湖が該当する。

■洪水予報の種類などと発表基準（「滋賀県水防計画」より）

情報名	発表基準
【警戒レベル5相当情報】 「氾濫発生情報」	○氾濫が発生したとき ○氾濫が継続しているとき
【警戒レベル4相当情報】 「氾濫危険情報」	○氾濫危険水位に達したとき ○氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
【警戒レベル3相当情報】 「氾濫警戒情報」	○氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報発を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ○避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
【警戒レベル2相当情報】 「氾濫注意情報」	○氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ○避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき
洪水注意報（警報）解除	○氾濫危険情報、氾濫警戒情報または氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注：堤防の損傷などにより、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらず洪水予報を発表することができる。

a. 琵琶湖の5点平均水位

国管理の片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の5箇所の水位観測所における平均水位
氾濫注意水位 0.7m 避難判断水位 0.8m 氾濫危険水位 1.15m

b. 情報発表の際の伝達体制

- (a) 県および彦根地方気象台は、情報を発表したときは直ちに水防管理者等に通知する。
- (b) 情報収集に努めるとともに、県および彦根地方気象台から情報を取得した場合は、防災行政無線等により住民に対する広報に努める。

カ. 水位周知河川

一級河川安曇川は、水防法第13条の規定により県によって「水位周知河川」に指定されている。当該河川は、氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として「避難判断水位」および「氾濫危険水位」が設定されている。

水位が警戒水位の基準に達した場合は、県から水防管理者に通知されるとともに、必要に応じて報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ等により住民に周知される。

本部運営班は、こうした情報を基に防災行政無線、eメール、ホームページ等により、住民等に対し情報提供を行うとともに沿線住民の避難対策等、必要な措置を行う。

なお、国・県・市、その他学識経験者等で組織する「高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」において鴨川、石田川、百瀬川、知内川について、避難判断水位と氾濫危険水位の設定を行った。この設定は、水防法に基づくものではなく、あくまでも避難指示の参考値として決めたものであり、情報サイト等では表示されない。

キ. 水防警報情報

水防情報は、水防法の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川について洪水による重大被害が発生する恐れがあると認められる場合に警告を発するものであり、これにかかる措置については、高島市水防計画に定める。

ク. 土砂災害警戒情報

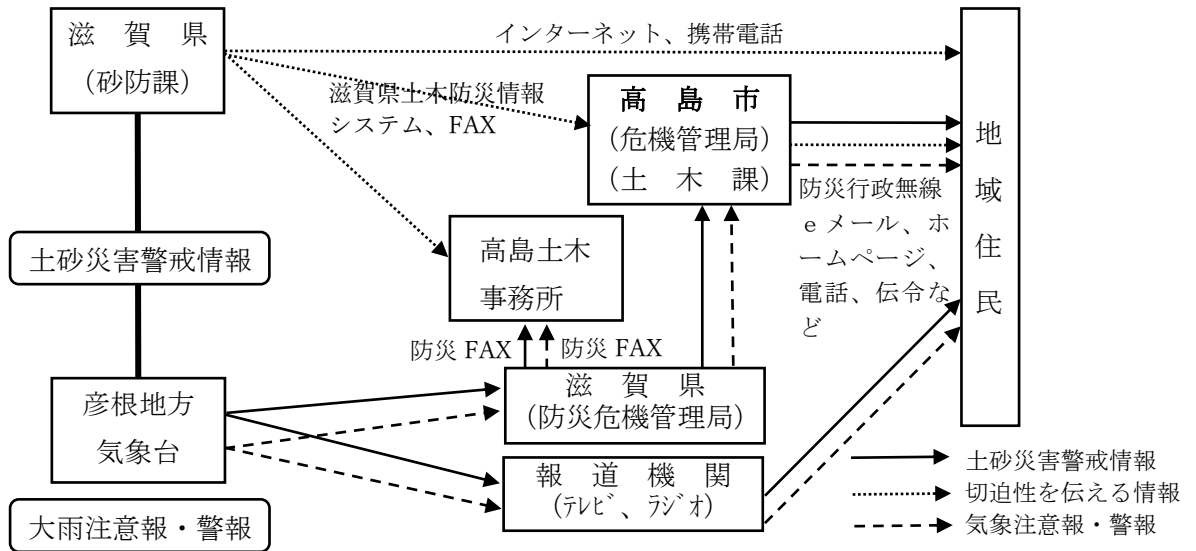
彦根地方气象台と県は、大雨などにより土砂災害発生危険度が高まった際に土砂災害警戒情報を共同発表する。

県は滋賀県土木防災情報システム等により、土砂災害警戒情報を関係市町に確実に通知するとともに、警戒レベル4の避難指示の発表や住民の避難の判断のための危険度メッシュ情報などを提供して、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

a. 対象となる災害

土石流および急傾斜地崩壊

b. 情報の伝達経路



c. 発表基準

種 類	発 表 基 準
警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が土砂災害警戒情報基準に達したとき。
警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び土砂災害警戒情報の基準を超過しないと予想される とき

注：次の事象が発生した場合の発表基準は、別途、実施要領で暫定基準を定める。

- (1) 震度5強以上の地震を観測した場合
- (2) その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合

ケ. 火災気象通報

a. 概要

彦根地方気象台は、消防法の規定により気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに火災気象通報として滋賀県知事に通報する。

b. 火災警報発表基準

市長は、火災気象通報を受け、必要と認める場合は、火災警報を発表する。

発表基準（次のいずれかに該当する場合）
(1) 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下のとき。
(2) 実効湿度が65%以下で、最大風速7m/s以上の風が1時間以上吹くと予想したとき。
(3) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。※降雨、降雪中は通報しないこともある。

※通報は概ね市町を単位とした「二次細分区域」を明記して通報される。

c. 乾燥注意報

種 類	発 表 基 準
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されるとき。 実効湿度65%以下、最小湿度40%以下

(注1) 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(注2) 注意報、警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は、自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

d. 通報内容および時刻

毎日5時頃に翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当すると予測される場合は、これをもって火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」を発表した場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。

(2) 災害情報、被害情報の調査および整理

本市において災害が発生した場合、早期の応急対策の実施や必要な応援要請を判断するため、市内における災害発生状況や人的、物的被害情報を積極的に収集する。

本市においては、各支所および新旭振興室に地区本部を開設し、被害対応班等の職員を派遣して、災害発生状況や人的・物的被害状況を収集・整理し、必要となる緊急的措置を実施する。

また、地区本部は、自治会等から積極的に被害情報等を収集するとともに、被害対応班が現地で把握した情報など、入手した情報および実施する応急対策等を逐次災害対策本部へ報告する。本部運営班は、各地域の被害情報を整理、分析して市本部会議へ報告し、災害対策本部は必要となる応急対策や人員の確保、応援要請等を決定し、実施する。

1) 1次調査（災害初動期：災害発生直後から1～2日間程度）

地区本部を主体とする情報収集、必要となる緊急措置を実施する。

各地区本部は、自治会等から積極的に情報を収集する。また、派遣された被害対応班は、1次調査として次に示す情報収集活動および簡易な応急対応を行う。

ア. 災害の被害状況および二次災害発生状況等に関する情報

地区ごとの被害状況、人命に関わる緊急対応を要する情報、集落の孤立発生状況、浸水の発生および堤防の決壊等に関する情報、土砂災害の発生状況等に関する情報ならびに二次災害発生の危険性または二次災害発生の状況など

イ. 人的被害情報

死亡者、行方不明者、重・軽傷者、逃げ遅れの有無等の情報など

ウ. 物的被害の情報（概要）

- a. 住家被害の概要（倒壊状況、浸水の発生状況）
- b. 重要な公共施設の被害（病院、避難所となる公共施設および学校等の被害状況）
- c. ライフライン被害の概要（通信、電気、上下水道の被害状況）
- d. 交通施設被害の概要（重要な道路、橋梁等の被害状況）
- e. 水防施設被害の概要（河川、ダム、ため池の被害状況）
- f. 土砂災害危険区域等の状況（土石流、急傾斜地崩壊、地すべり）

エ. 初動対策の実施状況に関する情報

- a. 消防、救急・救助活動、医療活動等の実施状況
- b. 避難実施状況、避難所、救護所の開設・運営状況
- c. 輸送実施状況
- d. その他、緊急的に必要となる情報

2) 2次調査（応急対応期：災害発生から概ね3～7日以内）

地区本部および被害対応班は、1次調査の結果を確認し、災害対応の優先度が高いものから1次調査の補足調査（2次調査）を行う。さらにこの時点では、住民の生活関連基盤の範囲を拡大し関係する各施設等の被害状況を調査する。

ア. 人的被害情報

死亡、行方不明、重・軽傷者、避難者の情報など

- イ. 物的被害の情報
 - a. 住家被害（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水）
 - b. 公共施設等の被害（公共施設、病院、学校、危険物施設、商工業関係施設他）
 - c. ライフライン被害（通信、交通、ガス、電気、水道・下水道）
 - d. 交通施設被害（道路、橋梁、鉄道、港）
 - e. 水防施設被害（河川、ダム、砂防施設等）
 - f. 土砂災害による被害
- ウ. 初動対策の実施状況に関する情報
 - a. 消防、救急・救助活動、医療活動等の実施状況
 - b. 避難実施状況、避難所、救護所の開設・運営状況
 - c. 輸送実施状況
 - d. その他、緊急的に必要となる情報
 - e. 農林水産業関係の被害（農作物、家畜、農地、林地、農林水産業関係施設等）
 - f. 土砂災害による被害
- エ. 応急対策の実施状況に関する情報
 - a. 救助活動、医療活動等の実施状況
 - b. 避難所、救護所の運営状況
 - c. 避難所、救護所における必要物資の状況
 - d. 応援物資等の状況
 - e. 災害ボランティアの派遣および活動等に関する情報
 - f. 各種施設の応急復旧状況
 - g. 輸送実施状況
 - h. 学校授業の実施状況
 - i. 二次災害の危険性および二次災害発生状況
 - j. その他応急対策等に必要となる情報

3) 3次調査（復旧期：概ね8日以降）

各部局は、応急対策活動が終了した復旧期の段階において、被害対応班から1次および2次調査の結果を引き継ぎ、所管する施設・設備等の復旧に向けた詳細調査や測量設計（3次調査）を行う。

4) 情報管理担当者の設置

各地区本部および各対策班に、被害情報や災害対応に関する情報を一元的に管理する「情報管理担当者」を置き、あらかじめ各地区本部長および各対策班長が指名する。

また、本部の情報班において市内の被害情報等を集約するとともに、被害情報を分析して、その結果を本部へ報告し、以後の応急対策活動に役立てるものとする。

(3) 県等への報告

本部運営班は、取りまとめた災害や被害に関する情報等を、県防災情報システムにより県地方本部（高島土木事務所）および県本部（本部設置前においては防災危機管理局）に報告する。

また、システムが使用不可能な場合は、有線通信または無線通信（携帯電話を含む）により県地方本部を通じて県本部に報告する。

ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、概ね被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。また、通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を用いて報告するよう努める。

1) 被害即報

ア. 被害即報

人的被害および住家被害を優先しながら、その他各種施設の被害、避難状況、応急対策の実施状況等についてとりまとめ、本部運営班は、この状況を県および消防庁に対して即報する。

イ. 報告要領

消防庁の「火災・災害等即報要領」に従い、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害が発生した際には県および消防庁に、第一報の即報を覚知後30分以内に報告する。

ウ. 報告様式

- a. 火災（第1号様式）
- b. 特定の事故（第2号様式）
- c. 救急・救助事故即報（第3号様式）
- d. 災害概況即報（第4号様式その1）
- e. 災害被害即報（第4号様式その1～3）
- f. 即報被害報告（個票）

防災情報システムで報告する場合は、この様式を用いる。

[資料編 p268-279 : IX様式集「1. 被害報告関係」参照]

エ. 非常事態の対応

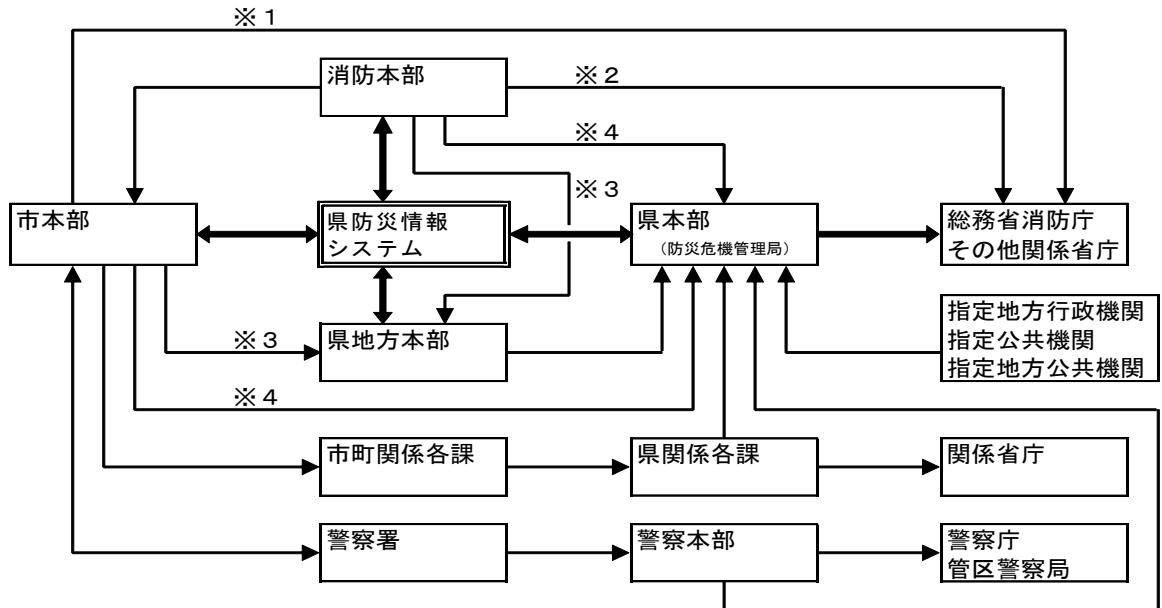
火災や死傷者が多数発生し、消防本部への通報が殺到している場合は、市本部は、直ちにその状況を電話等により消防庁および県地方本部を通じて県本部へ報告する。

2) 確定報告

本部運営班は、応急措置が完了した後、県に10日以内に災害確定報告を県防災情報システムで行う。なお、システムが使用不可能な場合は、災害確定報告（第1号様式）を用いて行う。

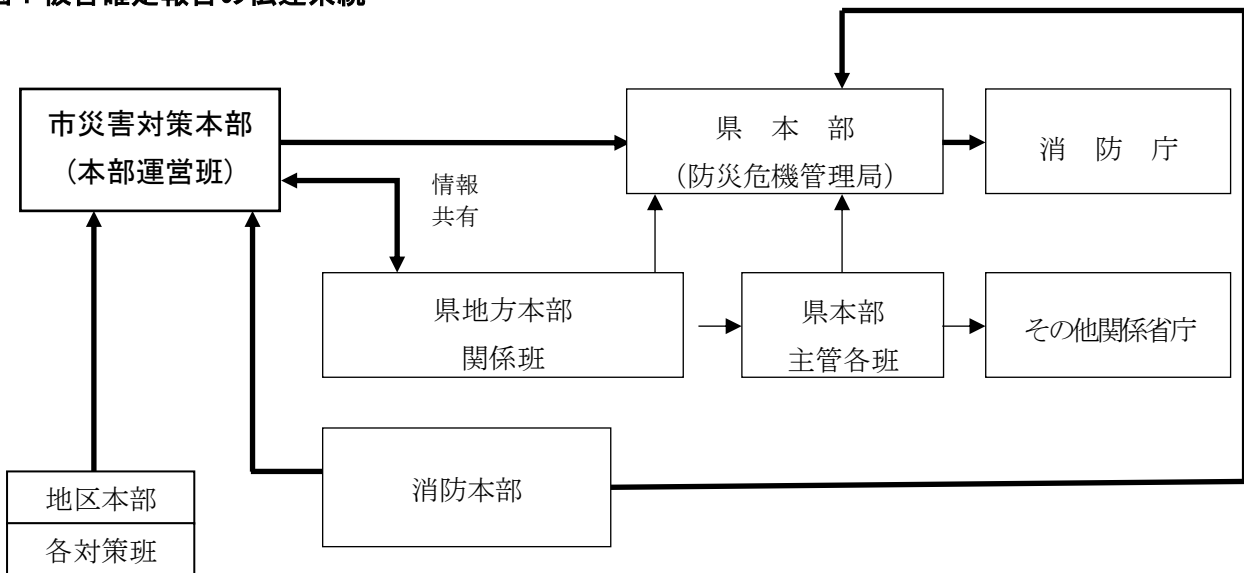
図：被害即報の伝達系統

〔被害即報の伝達系統〕



- ※1：県への報告が不可能な場合
- ※2：県への報告が不可能な場合および直接即報基準に該当する被害報告
- ※3：県防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合
- ※4：防災情報システムに情報入力する際、災害名が登録されていない場合の第1報
防災情報システムが使用不可能な場合および県からの指示があった場合

図：被害確定報告の伝達系統



第11章 広報計画

【本部運営班、地区本部】

災害時に住民および報道機関等に対して、被害状況等の正確な情報を迅速かつ的確に提供することにより、人心の安定と住民生活の安全、社会秩序の維持を図るため災害広報を行う。また、住民の要望を聴取して必要なサービスを把握するとともに、生活上の問題を解決していくため、効果的な広聴活動を実施する。

1. 実施体制

災害時における広報は、本部運営班および地区本部が中心となって、県、警察等の関係機関との連携のもと実施する。なお、災害の状況により必要な場合は、その他の職員の協力を得て行う。

2. 広報の内容

本部運営班は、防災関係機関の協力を得て収集した災害に関する情報を整理し、正確な情報を必要に応じて市民および報道機関等に広報する。

ただし、情報の用語の意味が市民に十分理解されていない場合も考えられるので、広報活動に際しては細心の注意を要する。

(1) 広報担当

市本部における広報活動は、本部運営班を中心に実施し、広報活動および広報窓口の一元化を図る。

(2) 情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため、事前に県本部、防災関係機関等と調整・確認を行う。

(3) 広報内容

1) 地震発生後の事項

- ア. 災害の種別（名称）
- イ. 発生年月日
- ウ. 災害発生場所
- エ. 地震情報（震度、震央、マグニチュード等）
- オ. 被害状況および二次災害防止に関する事項
- カ. 災害救助法適用の有無
- キ. 市や関係機関の防災態勢
- ク. 市や関係機関の応急対策・復旧対策の状況
- ケ. 市民に対する注意・協力要請（人命救助、避難行動要支援者の保護・支援、その他）
- コ. 避難の指示
- サ. 避難に関する事項（避難所、避難ルート、通行止め箇所、避難時の注意点等）
- シ. その他必要な情報

2) 気象予警報等の連絡を受けた場合の事項

- ア. 気象予警報等の内容
- イ. 雨量・水位等の状況
- ウ. 予想される災害の種類と場所
- エ. 災害に対する警戒の呼び掛け
- オ. 避難準備の必要な地区、避難施設および避難方向の指示
- カ. 避難途中の注意点
- キ. その他必要な情報

3) 災害発生後の事項

- ア. 災害の種別（名称）
- イ. 発生年月日
- ウ. 災害発生の場所
- エ. 被害状況
- オ. 災害救助法適用の有無
- カ. 市や関係機関の防災態勢
- キ. 市や関係機関の応急対策・復旧対策の状況
- ク. 市民に対する注意・協力要請
- ケ. 避難の指示
- コ. 二次災害の発生状況
- サ. その他必要な情報

(4) 被災者支援に関する広報

被災者の支援および災害復旧に関する情報について、その期日、期間、活動場所など具体的に、かつ迅速確実に伝達し、住民が1日も早く平常生活に復帰できるよう努める。

- 1) 災害情報および被害状況
- 2) 安否情報
- 3) 飲料水、食料、生活必需品等の供給情報
- 4) 医療・救護活動情報（救護所の設置、健康診断、カウンセリングの実施情報等）
- 5) その他の被災者支援活動に関する情報
 応急仮設住宅への入居募集、各種支援金制度に関する情報、相談窓口の開設
- 6) ライフラインの復旧情報（電気・上下水道・ガス）
- 7) 通信施設の復旧状況
- 8) 道路交通状況（道路交通規制の状況、交通機関の運行状況等）
 道路交通規制に関する広報については、高島警察署は、治安状況の広報等と併せて、道路管理者と協力して実施するものとする。
- 9) その他の復旧情報
 - ア. 住宅、公共施設その他建築物の応急復旧に関すること
 - イ. 自主防災組織に対する防災活動の要請

ウ. その他必要な情報

10) 二次災害の発生状況

(5) 安否情報の提供

知事および市長は、被災者の安否について住民等から照会があった時は、入手した避難者・死傷者等の情報を基に、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

3. 広報の方法

(1) 広報手段

広報にあたっては、災害の状況や広報の緊急性、交通施設の被害状況等に応じて、次の広報手段から適した方法をいくつか併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

1) 防災行政無線による広報

原則的に、防災行政無線により広報を実施する。この際、簡潔明瞭に、同じ内容を繰り返し放送する。

なお、避難所施設等における避難者に対しては、施設に設置した防災行政無線戸別受信機を通して、適宜災害の状況等を広報し、避難者の不安を取り除くように努める。

2) 広報車等による広報

災害が切迫した地域に対しては、広報車またはスピーカーを搭載した車両による広報を行う。ただし、広報車による情報伝達は、場合によっては、消防団にも応援を要請するものとし、また、広報の実施にあたっては走行速度または風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で停止した状態での広報や広報車以外の広報手段との併用などを心がける。

3) 広報誌、チラシ等の配布・掲示

緊急的な情報以外の広報については、区組織等を通じた広報紙やチラシの配布を行う。また、市役所および公共機関等において、広報発表内容の掲示を行う。

4) ラジオ、テレビ等の報道機関の利用

家庭での普及率が高く、広報効果が高いことからあらかじめ報道機関に協力を要請し、積極的に当メディアを活用する。この際、避難行動要支援者に対する情報提供について特に配慮するものとし、聴覚障がい者のために文字放送を併用する。また、外国人のために外国語による放送等にも留意する。

5) インターネット、メール配信等による伝達

インターネット（ホームページや SNS）への掲載やしらせる滋賀情報サービス（しらしがメール、LINE）、携帯電話へのメール配信により、被災情報、安否情報、ボランティア情報、災害復旧状況等を公表する。

6) 住民組織を通じた伝達

電話連絡や防災関係機関の職員、消防団員等を通じて、区長・自治会長、自主防災組織の責任者等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。

(2) 放送局に対する放送要請

1) 災対法による放送要請

市長は、災対法第57条に基づき、放送局を通じて放送を行う必要があると認めた場合は、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送(株)、(株)京都放送、(株)エフエム滋賀に対して、以下の事項を明らかにしたうえで放送を要請することができる。なお、その他の事項については、県がこれら放送局との間で締結している「災対法に基づく放送要請に関する協定」を準用する。

- ア. 放送を求める理由
- イ. 放送の内容
- ウ. 希望する放送日時
- エ. その他必要な事項

2) 緊急警報放送の放送要請

市長は、災害に関し、次の事項を緊急に住民に周知する必要がある場合、「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づき、県知事を通じて日本放送協会大津放送局に対し緊急警報放送を要請する。なお、県との間で通信途絶等の事情がある場合は、市長が直接要請する。

- ア. 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するための避難の指示等
- イ. 住民に対し、災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態およびこれらに対してとるべき措置について、必要な指示等
- ウ. 災害時における混乱を防止するための指示等
- エ. その他の必要と認める事項

3) 庁内広報の実施

本部運営班は、災害時における情報の混乱を防ぎ、応急対策活動が適切かつ迅速に行えるよう、災害対策本部の指示のもと、庁内広報ビラの発行または庁内放送および防災行政無線等を適宜活用し、正確かつ最新の情報伝達に努める。

4) 報道機関に対する発表

報道機関への被害状況および応急対策状況等の発表は、県本部と調整のうえ、定期的あるいは必要に応じて発表する。

ア. 基本方針

災害対策に関する情報は、各報道機関に提供する。

収集した諸情報については、入手の都度速やかにその内容を各報道機関に提供する。新聞、ラジオ放送等各種報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供、放送出演等積極的に協力する。

イ. 提供方法

報道機関に対しては、市本部内に臨時記者会見席を設け、副本部長が災害に関する情報を発表する。また、災害対策本部情報掲示板を設置、発表内容等を掲示する。

4. 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより、災害の態様に応じ適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に、次の機関は、それぞれの措置をとるとともに、広報事項を市本部に通知するものとする。

防災関係機関	関連注意事項
高島警察署	(1) 交通規制状況および治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行う。
日本放送協会大津放送局 びわ湖放送(株) (株)京都放送	(1) 災害時または災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 (2) 市その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時の措置を講じて、一般に周知徹底する。
関西電力(株) 関西電力送配電(株)	(1) 広報車および報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電障害防止について、市民への周知に努める。
西日本電信電話(株) 滋賀支店	(1) 広報車および報道機関等により、被害箇所(範囲)の復旧見通しや応急措置について、市民への周知に努める。
西日本旅客鉄道(株) 市内各駅	(1) 被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示して、一般への周知を図る。 (2) 災害時において、市から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

5. 広報・相談窓口の設置

災害が終息したときは、コミュニティ防災拠点等に広報・相談窓口を設置し、最新かつ正確な広報情報を提供するとともに、被災者の各種相談、要望、苦情等を受け付け、応急対策活動および復旧活動への住民意向の反映に努める。

また、電話やインターネットによる問い合わせにも対応できるよう整備を図る。

(1) 住民等からの問い合わせ

電話等による住民からの問い合わせには丁寧に対応するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。また、住民の安否の問い合わせにも対応できるよう、避難施設に避難した市民の名簿等を把握し、避難者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

(2) 広聴活動

災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。また、被災地住民の要望等の把握に努めるとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求める。

また、必要に応じて、被災者相談所等を設置し、住民からの意見収集に努めるとともに、関係機関に対してその処理を求める。

6. 要配慮者および避難行動要支援者への広報対策

広報を実施する際には、情報面で孤立するおそれのある要配慮者および避難行動要支援者に配慮し、以下のように対応する。

(1) 外国人に対する広報

1) 災害発生以前の措置

市庁舎、観光協会および宿泊施設では、市内に居住する外国人や外国人旅行者に対し、あらかじめ防災および避難に関する各国語パンフレットの配布や、災害時の相談窓口の周知等を図る。

2) 災害時の広報対策

外国人を雇用している事業所等では、災害時に外国人専用の連絡窓口を設けさせ、外国語による広報体制を確立するよう指導する。避難所では、専用掲示板の設置、語学ボランティアの派遣、相談窓口の設置等を検討する。

(2) 視覚・聴覚障がい者等に対する広報

1) テレビによる緊急放送の際の文字放送の併用

2) 手話ボランティアの派遣、専用掲示板・相談窓口の設置、各個人への情報伝達等の検討

3) 一つの広報内容について、文字、音声その他の多様な手段を用い、繰り返し広報を行うよう心がける。

(3) 地域における避難行動要支援者サポート体制

避難行動要支援者は、広報内容が緊急を要する場合に、情報の入手や理解が遅れ、被害を受けおそれがあることから、自主防災組織および住民に対し、地域の避難行動要支援者への情報伝達および避難行動等をサポートしてもらえるよう、あらかじめ周知徹底を図る。

また、災害時には広報の実施とともに、避難行動要支援者のサポートについて、地域住民に協力を呼びかける。

第12章 避難計画

【各対策班】

1. 実施体制

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じて避難所を開設する。この際、避難行動要支援者に十分配慮する。

(1) 避難のための指示

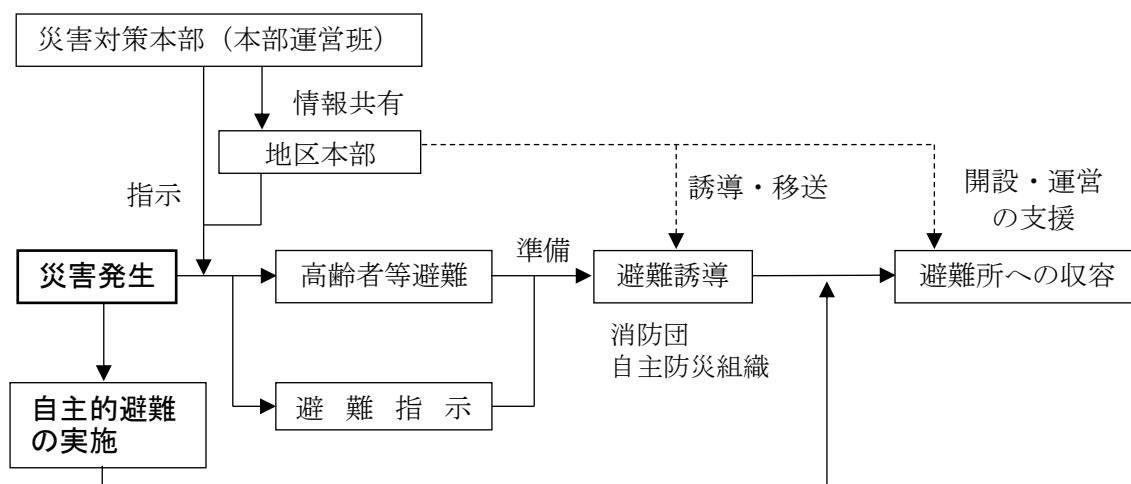
避難の指示の実施責任者、措置、実施の基準は、次のとおりである。

警戒レベル	事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準	住民が取るべき行動
警戒レベル3	高齢者等 避難	市長	避難所の開設、 広報、避難誘導 の開始	気象条件等により、過去の災害発生例、地形等から災害発生の恐れがあり、人的被害が高まった状況におかれたと判断されるとき	①避難行動要支援者等、特に行動に時間を要する者は、避難所等への避難を開始することとする。 ②上記①の者の避難を支援する者は、支援行動を開始することとする。 ③上記①および②以外のは、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難に備えた準備を開始することとする。
	避難指示	市長 災対法第60条	立退きおよび 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがあり、次の状況におかれたとき ①前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断されたとき ②危険箇所の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき ③人的被害が発生したとき	①通常の避難行動が行える者は、避難所等への避難行動を開始することとする。 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は、生命を守る最低限の行動をとることとする。
警戒レベル4		知事、水防管理者およびその命を受けた職員 水防法第29条、地すべり等防止法第25条	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	

警戒レベル	事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準	住民が取るべき行動
警戒レベル4	避難指示	警察官 災対法第61条、 警察官職務執行法第4条	立退きの指示 警告 避難の措置	①市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき ②市長から要求があったとき。 ③重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。	
		自衛官 自衛隊法第94条		災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	
	知事による避難の指示等の代行 災対法第60条第6項		知事は、市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。	上記のとおり	
警戒レベル5	緊急安全確保	市長 災対法第60条	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」）	①すでに災害が発生または切迫しているとき。 ②避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
		警察官 災対法第61条、警察官職務執行法第4条	緊急安全確保措置	①市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき ②市長から要求があったとき。	

警戒レベル	事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準	住民が取るべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	自衛官 自衛隊法第94条		災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	
	知事による避難の指示等の代行 災対法第60条第6項		知事は、市長がその全部または大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退きおよび指示に関する措置の全部または一部を代行する。		上記のとおり

図：避難誘導の流れ



(2) 警戒区域の設定

人命または身体に対する危険を防止するため、法の定めるところにより警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限、禁止および退去を命ずる場合は、次の基準により行う。

設定権者	種類	根拠法	要件
市長	災害全般	災対法第63条	災害が発生、または発生するおそれがある場合で、特に必要があると認められるとき
警察官 ^{※1}			同上の場合で市長や委任を受けた吏員が現場にいない、またはこれらの者から要求があったとき
自衛官			市長や警察官および海上保安官がその場にはいない場合に限る
警察官 ^{※1}	災害全般	警察官職務執行法第4条	生命・身体への危険、財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等、危険な事態があるとき
消防職員 または 消防団員	火災を除く災害全般	消防法第36条において準用する同法第28条	災害の現場で、消防活動の確保を主目的に設定する
水防団長 または 水防団員	洪水など	水防法第21条	水防上緊急に必要な場所（消防機関に属する者を含む）
県知事	知事による応急措置の代行	災対法第73条	市長が全部または大部分の事務をできないときは警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する

※1：警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、または要求があったときは警戒区域を設定できる。

(3) 避難の指示の内容

避難の指示の内容は、次の内容を明示して行う。

種別	条 件	伝達内容	伝達方法
高齢者等 避難	気象条件等により、過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の指示等を行うことが予想される場合	①情報提供者 ②避難準備をすべき理由 ③対象地区 ④避難場所 ⑤携行品その他の注意 ⑥避難行動要支援者の避難開始要請	広範囲の場合： 防災行政無線 TV、ラジオ、広報車 小範囲の場合： 防災行政無線(地区別) 広報車によるマイク放送
避難指示	当該地域また土地建物等に災害が発生するおそれがある場合 条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合 また災害が発生し、現場に残留者がある場合	①指示者 ②対象地区 ③避難理由 ④避難場所 ⑤避難経路 ⑥避難後の指示連絡等	高齢者等避難に同じ。ただし必要に応じて戸別に口頭伝達を行う。 マイク、口頭伝達、サイレン警鐘乱打および必要に応じ高齢者等避難の方法を併用する。

表：サイレンによる伝達方法

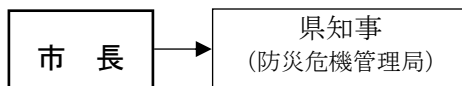
信号の種類	標 識		
避難準備信号	5秒 ○—○(休止10秒)	5秒 ○—○(休止10秒)	5秒 ○—○
避難信号	1分 ○—○(休止5秒)	1分 ○—○(休止5秒)	1分 ○—○

(4) 避難の指示の周知

1) 関係機関への通知

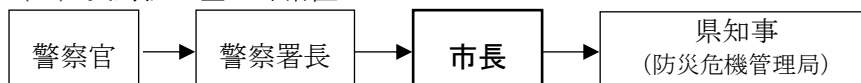
警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保を行った者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。なお、市長の行うべき措置については、本部運営班が代行する。

ア. 市長の措置

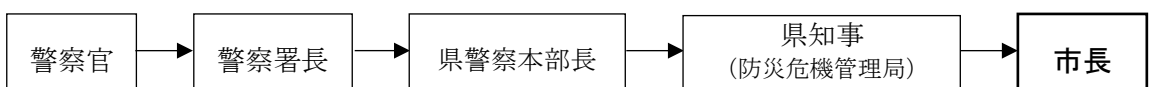


イ. 警察官の措置

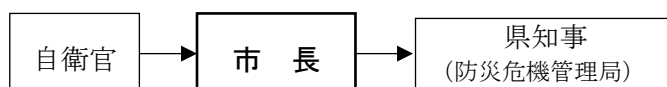
(ア) 災対法に基づく措置



(イ) 警察官職務執行法(職権)に基づく措置



(ウ) 自衛官の措置



2) 住民への通知

市長が警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保を発令した場合、あるいは他の機関から避難指示等の連絡を受けた場合、本部運営班は、地区本部に連絡する。

また、住民に対する高齢者等避難、避難指示は、防災行政無線、携帯メール、市のホームページ、広報車、消防車、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、以下の事項を対象住民に迅速かつ的確に伝達する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ア. 避難対象地域

イ. 避難を必要とする理由

ウ. 避難先

エ. 避難経路（災害危険箇所の存在等）

オ. 避難時の注意事項

①火気等（器具消火、ガス元栓の閉め等）の始末を徹底する。

②自宅の戸締まりをする。

③通電火災の予防、停電中自宅を離れる場合はブレーカーを落とす。

④携帯品は必要最小限に（食料、水筒、タオル、着替え、救急薬品、貴重品）

⑤必要に応じ、帽子、頭巾、雨具、防寒用具等を携帯する。

3) 避難指示の助言

市長が知事に対して警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保について助言を求める窓口を次に示す。

ア. 洪水関係（県管理河川関係）

土木交通部流域政策局または高島土木事務所

イ. 土砂災害関係

土木交通部砂防課または高島土木事務所

4) 住民への周知

県本部および市本部は、自ら警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、警戒レベル5の緊急安全確保を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して直接周知するとともに、マスコミなどを通じて住民へ周知するよう努める。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(5) 風水害時の避難指示の具体的基準

①河川水位判断基準

水防法で定める水位周知河川である安曇川に加え、鴨川、石田川、百瀬川、知内川についても表1に示す警戒水位を参考に、浸水害にかかる避難指示等発令の判断を行う。

表1 浸水害にかかる避難判断基準

警戒水位	安曇川 (船橋)	安曇川 (常安橋)	鴨川 (鴨川橋)	石田川 (岸脇橋)	百瀬川 (沢)	知内川 (知内川大橋)
氾濫発生 (緊急安全確保)	河川の氾濫が発生・継続					
氾濫危険水位 (避難指示)	1.70	2.30	2.50	2.50	0.80	1.70
避難判断水位 (高齢者等避難)	1.40	1.90	1.90	1.80	0.60	1.30
氾濫注意水位	1.10	1.50	1.90	1.80	0.60	1.30
水防団待機水位	0.90	1.00	1.20	1.65	0.50	1.00

* 安曇川以外のはん濫危険水位および避難判断水位の設定は、水防法に基づくものではなく、あくまでも避難指示の参考値として決めたものです。情報サイト等では表示されません。

* 河川名の下の()につきましたは、水位計設置場所を表しています。

②土砂災害にかかる避難判断基準

土砂災害については、気象庁や滋賀県の発表する情報および気象状況を参考に、おおむね表2の基準を避難指示等発令の判断の目安とする。

表2 土砂災害にかかる避難判断基準

避難 情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
気 象 情 報 等	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害降雨危険度が「レベル3」に達した場合 ○気象庁が発表する洪水または土砂災害の危険度分布が「警戒」となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害降雨危険度が「レベル4」に達した場合 ○土砂災害警戒情報および記録の短時間大雨情報が発表された場合 ○洪水または土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となった場合 ○土砂災害の前兆現象が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生した場合

※表1および表2を目安として避難指示等発令の判断を行うものとするが、地域特性、降雨状況、降雨の継続見込み、洪水到達時間、土壌雨量指数の他、過去の災害記録、各種情報、時間帯等も勘案し、総合的に検討し対応を決定する

2. 避難誘導の実施

避難の指示が出された場合、住民支援班および地区本部は、消防本部（消防団）および高島警察署の協力を得て、一時集合場所に避難者を集合させた後、できるだけ自治会ごとの集団の形成を図り、あらかじめ指定してある広域避難所等に誘導する。

ただし、風水害においては、浸水想定区域または土砂災害警戒区域等の区域内に居住する住民を優先的に指定緊急避難場所に退避させることとする。

避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先するとともに、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。市職員、警察官および消防本部（消防団）等は誘導にあたり、次の措置を確実にを行う。

（1）避難の周知

高齢者等避難、避難指示にあわせて、次の準備を整えるよう住民等に呼びかける。

なお、平常時から住民に対して、非常時に備えた非常袋の用意および避難時に必要な物資の確保について指示しておく。

- 1) 高齢者等避難が発令された場合には、避難の準備を行い、いつでも避難できる体制を整えるよう周知するとともに、特に、避難行動要支援者については、この時点で避難を開始するよう呼びかける。
- 2) 避難時は、必ず電気のブレーカーを切り、火気および危険物等の始末を完全に行う。
- 3) 避難者は、最低2食程度の水、食料、最小限の着替え、肌着および懐中電灯等を携行し、過重な携帯品は除外する。（なお、火災や土砂災害などが発生し、避難に緊急を要する場合は、原則として、何も持たずに避難するものとし、余裕があれば貴重品のみに持ち出す。）
- 4) 服装は、基本的に軽装とし、必要に応じて防寒雨具等を携行する。
- 5) できれば身分証明書等を携行すること。（住所、氏名、年齢、血液型、その他特に配慮が必要な事項を記入したもので、水に濡れてもよいもの。）
- 6) 会社および工場にあつては、油脂類の流出を防止し、発火しやすい薬品、電気およびガス等の安全措置を講じること。
- 7) 避難場所および避難経路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在）の所在、災害の概要、その他避難に資する情報の提供に努める。
- 8) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、危険な区域に居住または滞在するものは、避難所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の堅牢な建物への移動または自宅の2階といった高い場所への移動（垂直避難）等を行うべきことについて、周知徹底に努める。

(2) 避難誘導體制

避難誘導員は、市職員、消防職員および消防団員とし、高島警察署員と協力して行う。また、事前に避難経路の安全を確認し、必要があれば、要所に誘導員を配置するとともに、開設した広域避難所等を高島警察署に連絡し、危険区域の警戒および避難誘導の応援を要請する。

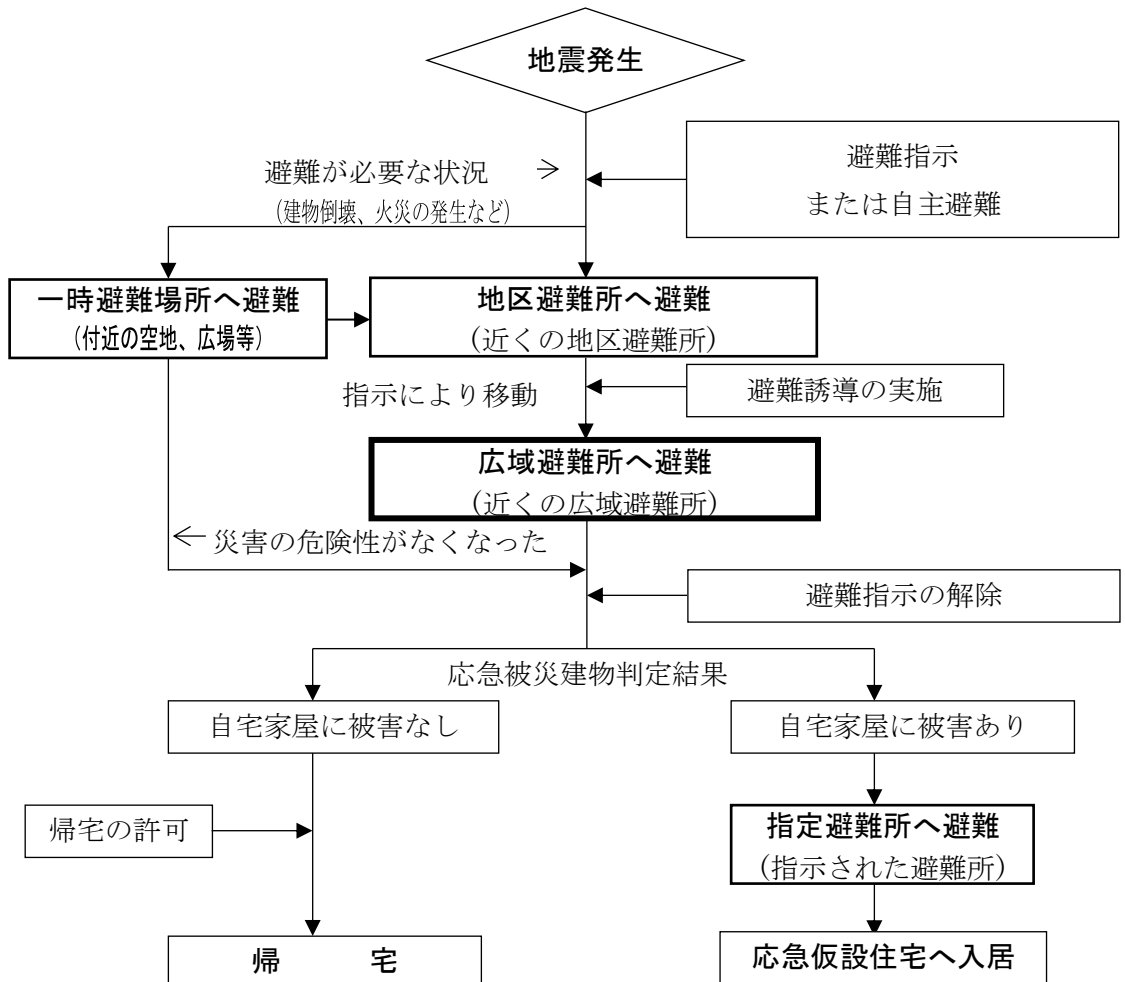
また、地区の役員、自主防災組織にも協力を依頼する。

(3) 避難順位

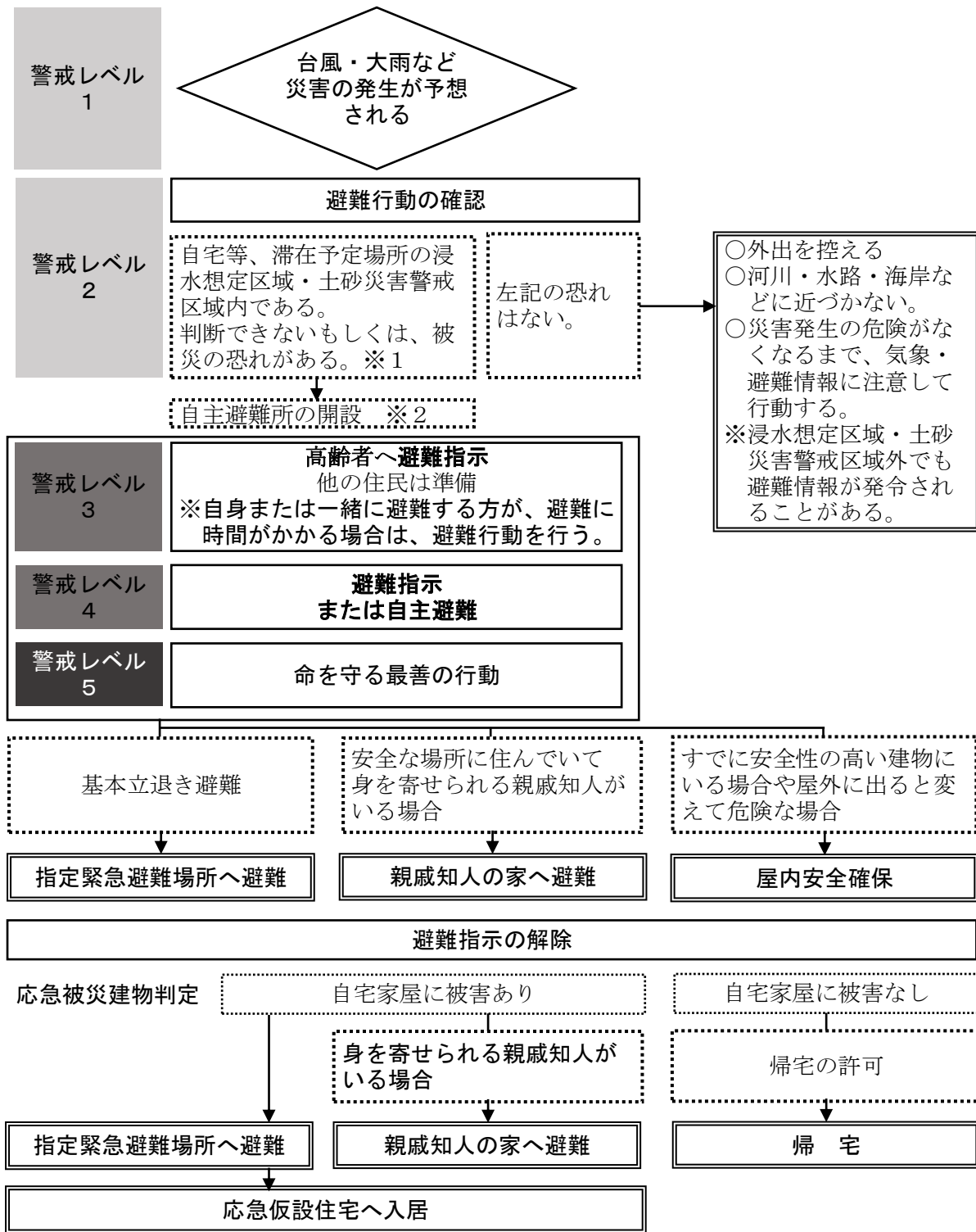
以下の順位で緊急避難の必要がある地域から行う。

- 1) 避難行動要支援者およびその介助者
- 2) 災害の発生が予想される地区の住民等
- 3) 防災従事者

図：地震時における避難行動の流れ



図：風水害時における避難行動の流れ



※1：浸水想定区域・土砂災害警戒区域の色が塗られていなくても周りと比べて低い土地や崖の側などに住んでいる方は市の避難情報を参考に必要に応じて避難を考える必要がある。

※2：市は状況の推移等により公共施設における自主避難所の開設判断を行う。開設する場合は防災行政無線等を通じて市民への周知を図る。

(4) 避難誘導の方法および輸送方法

- 1) 避難は、避難者自らが徒歩で避難所まで移動することを原則とする。(避難所が遠方の場合は、車等による移動も可とする。)
- 2) 避難は、地区単位で行うことを原則とする。
- 3) 病院、介護施設、障がい者施設の入所者の避難については、各施設管理者の指示のもと、各施設が定め市に提出している避難確保計画に定める避難方法に基づき行う。
- 4) 自宅に居住する避難行動要支援者の避難については、近隣住民等の支援者の協力のもと、避難所まで誘導する。

なお、避難行動要支援者名簿等を効果的に利用することにより、迅速な安否確認を行い、居宅に取り残された避難行動要支援者の発見に努める。
- 5) 避難所が遠い場合や避難行動要支援者の避難に際しては、適宜配備車両による輸送を行う。
- 6) 市は、避難場所と最も安全な避難経路をあらかじめ指示し、避難途中に危険箇所があるときは、障害物等を除去するか、または標識等で明示しておく。
- 7) 必要に応じ、誘導標識、誘導燈、誘導ロープ等により安全を確保する。
- 8) 避難誘導員は、出発および到着の際、人員点検をする。
- 9) 避難開始とともに警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け、危険防止その他警戒連絡を行う。
- 10) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。また、地域の実情に応じ、できる限り2つ以上選定する。
- 11) 避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官、消防団員等によるパトロールを行い、避難に遅れた者等の有無の確認に努め救出するものとする。
- 12) 道路の途絶で孤立集落となった場合、大規模災害で避難が必要となった場合は、道路の早期復旧に努め、県および自衛隊に応援要請を行う。
- 13) 避難の指示に従わない者について説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。

3. 避難所の開設および運営

(1) 避難所の設置

避難所は、市が発令した高齢者等避難、避難指示により避難する人、災害により住居を失った人などを収容し、その安全を確保する滞在場所である。

- 1) 広域避難所は、基本的には市長が決定し、避難所指定職員が中心となって開設する。
- 2) 住民支援班は、警戒本部体制時において発令される高齢者等避難に備え、あらかじめ職員を派遣して広域避難所の開設準備を行うとともに、地区の代表者に連絡して、住民の避難誘導に関し協力を求める。
- 3) 本部運営班は、広域避難所を開設した場合、避難所開設場所を防災行政無線で速やかに住民に対し周知するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。
- 4) 避難行動要支援者の収容に関し特別な配慮が必要なときは、避難所に福祉スペースを設けて対応する。避難が長期化する場合は、福祉施設管理者と協議調整のうえ福祉避難所の開

設を行う。

- 5) 被害が深刻で、あらかじめ指定した避難所を利用することが困難な場合や、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、速やかに付近の安全が確認されている公共施設や公園等を代替場所として使用するほか、野外では天幕を設営する等の措置を講じる。
- 6) 市長は、避難情報（高齢者等避難、避難指示）の発令（開始）および解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県本部に報告する。
 - また、県本部へは、県防災情報システムでの報告を基本とする。
 - ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じて県本部へ報告する。
 - なお、避難所を開設した場合は、高島警察署長に対しても報告を行う。
 - ア. 発令日時（避難開始日時）および解除日時（避難終了日時）
 - イ. 避難区分
 - ウ. 避難対象地域、世帯数および人数
 - エ. 避難先施設名および住所
 - オ. 応急救護所設置の有無
 - カ. その他参考となる事項
- 7) 市が指定する避難所等の種類は「第2編2章4. 防災拠点・避難ルートの確保」の中で位置づけられるものとし、具体の施設一覧は資料編に一覧で示す施設とする。

[資料編 p 83-115 : III_「1. 避難施設一覧」参照]

(2) 避難所責任者とその役割

市では、広域避難所に指定職員を任命している。

指定職員は当該避難所開設および自治的運営に導くための責任者として各開設者の調整を行うとともに、避難所に派遣される職員を統率指揮して、次の役割に示す業務を行う。

ただし、避難所責任者が到着するまでの間は、施設管理者（開錠者）が責任者となる。

表：避難所責任者の役割

避難所の開設準備の指示を受けたら	本部の指示に従い、担当する避難所へ向かい開錠をはじめ、以下の業務にあたる。
施設の安全確認	避難所に到着後、施設の安全と使用可否に関して、施設管理者と協力して確認し、結果を地区本部へ報告する。
レイアウトの確認	避難所開設に備えて、受付、情報提供（掲示板）、避難者滞在所、支援物資集積所、救護所、通路、関係者駐車場、トイレ、給水所、照明、看板等のレイアウト図を作成する。
避難所の開設	施設管理者と協力して直ちに避難所の開設を行い、避難者の受入れに万全の体制を整える。また、開設後は、地区本部へ報告する。
避難者の受付	到着した避難者に対し、受付で地区名、住所、氏名、家族の人数等を確認する。
避難者数の報告	避難者数を地区別に集計し、定期的に地区本部へ報告する。
情報提供	避難者に対する確かな情報を提供するとともに、適切な指示を行い、常にその不安の除去とニーズの把握に努める。
物資の提供	物資調達班が防災センター等から搬送する生活必需物資を、平等かつ能率的に避難者へ給付する。
衛生の確保	避難所および避難者の衛生の確保に努める。
避難所の運営	避難者自身による施設運営が行われるよう関係者に協力を求め、職員は、自治的な運営のベースを作るサポートを行う。

(3) 避難所の運営

1) 基本方針

避難所開設から1日目までは職員（避難所責任者および避難所担当者）が運営を行うが、2日目以降は地区、自主防災組織やボランティアが中心となって運営されるよう、関係者に理解と協力を求める。

また、避難所運営マニュアルを関係者に配布し、職員は、避難者のニーズの把握と施設運営の支援を行う。特に、高齢者や障がい者等の福祉ニーズの把握には十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。

2) 避難行動要支援者への対応

ア. 担当職員、ホームヘルパー、民生委員等の訪問等による実態調査の実施

イ. 避難者の障がいや身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設への速

やかな移送。また、必要な場合は、県を通じて市内外の社会福祉施設等への一時的受入れを依頼し、移送を実施する。

ウ．避難者の障がいや身体状況に応じて、保健師・ホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣（このため、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。）

エ．高齢者、重度の障がい者、乳幼児等に配慮したアレルギー対応の食糧の支給

3) ペット同行者への対応

避難所において、人の生活場所とペットの飼育場所を分ける方法や、ペット飼育者と一般の避難者との生活場所を分ける方法などが考えられるが、避難所の形態や地域における人とペットの関わり方などを考慮して、『滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン』に従い避難者の合意のもと、各避難所の運営を行ううえで、適切な措置を図っていく。

また、ペット飼育者に対しては、しつけや健康管理など、災害時における心構えについて広報誌やホームページを通じて普及啓発を行う。

4) 感染症対策など

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理局と健康福祉部、環境部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

必要に応じて市内医療機関および高島市医師会と連携するものとする。

(4) 避難者の他地区への移送

被災地域が広範囲にわたり、避難所で収容できない場合には、県および近隣市町の協力を得て、避難者を他の地域へ移送する。

また、避難者の生命・身体保護のため移送を必要と認めたときは、公用車あるいは借上車両もしくは防災ヘリ、湖上輸送等により避難者を移送するものとする。移送を行う際は、高島警察署と緊密な連絡を取るとともに、移送経路の交通規制や警戒等の措置を要請する。

(5) 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、原則、災害発生から7日以内とする。

ただし、状況により、上記の期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事（県本部長）の事前承認（厚生労働大臣の同意を含む）を受けるものとする。

(6) 避難所の閉鎖

市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、地区本部を経由して避難所責任者に指示する。

避難所責任者は、避難者を帰宅させる他、必要な措置をとる。なお、避難者の中にその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な者があれば、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

(7) 避難所における福祉支援（DWATの派遣）

県は、DWAT 派遣基準に該当する事案が発生した場合、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を行う。

1) 派遣基準

- ①災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、被災状況を鑑みて知事が派遣する必要があると認めるとき。
- ②その他特に必要であると知事が認めるとき。

2) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動内容

災害派遣福祉チーム（DWAT）は派遣先である広域避難所および福祉避難所において、災害時要配慮者に対し、次に掲げる活動を行う。

- ①福祉避難所等への誘導
- ②アセスメントの実施
- ③日常生活上の支援
- ④相談支援
- ⑤避難所内の環境整備
- ⑥関係機関・他職種チーム・被災地社会福祉施設等との連携
- ⑦その他、ネットワーク本部またはリーダーが必要と認める活動

市本部や避難所の管理者は、避難所における情報共有、関係者チームと連携を図る。

4. 対象別の避難対策

(1) 自主避難

住民は、市から避難指示あるいは高齢者等避難が発令されない場合において、気象および周囲の状況等から災害が発生するおそれがあり、または家屋等に被害が発生するおそれがある場合、あるいは現に災害が発生し、または家屋等に被害が発生し、生命および身体に危険が及ぶおそれがあると判断される場合は、自らの生命の安全を確保するため、自主的に安全な場所に避難しなければならない。

1) 自主避難を行う場所

- ア. 地区避難所
- イ. 知人宅
- ウ. 空地、公園等
- エ. 本計画において自主避難所として定める公共施設（開設は市の判断による）

※対象とする公共施設は[資料編 p122-123:Ⅲ_3. (1)「1) 市の主要公共施設」]による
オ. その他、安全が確保できる場所

2) 地区避難所の開設等

住民からの連絡を受けた区長または自治会長は、地区避難所を開設するとともに、市に対して次の内容を報告するものとする。

- ア. 地区避難所の名称・場所・緊急連絡先
- イ. 避難者名、人数、避難者の状態

- ウ. 避難の原因
- エ. その他必要な事項

3) 自主避難における注意事項

- ア. 周囲の状況変化に注意し、早め早めの対応を行う。
- イ. 隣近所に対する情報伝達および注意喚起を行う。
- ウ. 避難の際には、自ら安全な経路を選択して移動する。
- エ. 避難者各自が必要物資を用意するとともに感染症対策などの備えや配慮を行う。

(2) 自主防災組織の避難対策

避難行動は、迅速かつ的確な実施が要求されることから、自主防災組織は、避難誘導の実施責任者として、あらかじめ作成している地区防災計画等に基づき主体的な活動を実施する。

1) 避難指示の周知

市本部から避難指示を受けた場合は、住民への周知を徹底させるため、サイレン、半鐘、ハンドマイク等により指示内容の伝達にあたる。

また、自ら避難を実施する事態が生じた場合は、直ちにその旨を市本部、高島警察署、消防本部等に連絡する。

2) 避難誘導

自主防災組織は、地区本部、消防本部（消防団）または警察等の指示により、あらかじめ定めた地区防災計画等に基づき、地域住民を地区避難所に安全かつ迅速に誘導する。なお、市職員、消防職員（消防団員）または警察官がその場にいる場合は、その指示に従うものとする。

(3) 学校の避難対策

1) 避難誘導

学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、教職員に緊急避難の指示を行う。

また、教職員はその指示に従い、適切な避難順序に基づいて、児童・生徒を安全な避難場所に誘導する。

2) 避難指示の周知

児童・生徒および教職員に対する避難の指示は、校内放送やサイレン等によって周知の徹底を図る。また、避難指示を発した場合は、直ちに市本部、高島警察署、消防本部等に連絡する。

3) 移送方法

引率責任者である教職員は、消防職員（消防団員）等の協力を得て、安全かつ効率的な移送を行う。

(4) 病院の避難対策

1) 避難誘導

病院長または病院管理者は、あらかじめ患者を自力移動の可否に区分し、自力移動が可能な患者は適当な人数の班組織を編成し、医師、看護師等が引率し、安全な場所に誘導する。

2) 避難指示の周知

避難指示は、院内放送等によって周知を図る。

3) 移送方法

患者の移送にあたっては、医師あるいは病院職員を引率責任者とするが、消防本部、警察等の協力を得ることで、より安全な方法をとる。また、移送に必要な車両等が自力では調達できない場合は、市および県等へ応援を要請する。

4) 避難場所等の確保

患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、必要となる医薬品、食料品、衣類、担架等を備蓄しておく。

(5) 観光施設およびJR駅等の避難対策

1) 避難誘導

施設管理者は、施設の利用者等に対し、災害によって避難措置の必要が生じた場合には、利用者等を施設内の安全な場所に一時退避させ、市または高島警察署に連絡したうえで、施設近隣の広域避難所等に誘導する。

2) 移送方法

災害の状況によって、乗客の移送が自力でできない場合は、市等の車両の応援を要請する。

(6) 事業所等の避難対策

1) 避難誘導

多数の者が勤務または出入りする施設の管理者は、施設内にいる者に対し、あらかじめ定められた非常口等を利用して、施設内または施設外の安全な場所まで誘導する。

2) 移送方法

災害の状況によって、勤務者等の移送が自力で行えない場合は、市等の車両の応援を要請する。

3) 避難場所等の確保

災害時における避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備する。

(7) 社会福祉施設の避難対策

社会福祉施設の管理者は、避難確保計画等を定め、平常時から災害を想定した訓練等を実施するとともに、立地する地区の自治会や自主防災組織、その他のボランティア等との協力関係を構築し、強化するよう努める。

また、一定量の飲料水・食料・医薬品・おむつ等の必需品の備蓄を推進するとともに、災害時にあたっては、以下の対策を講じる。

1) 施設の被災状況

社会福祉施設管理者は、以下の被災情報を調査・把握し、市本部にすみやかに連絡する。また、災害による施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶のため、社会福祉施設の機能が麻痺している場合には、市は、県に連絡し、近隣施設および近隣市町への人員派遣、入所者の移送

など必要な援助を要請する。施設管理者は、平時から防災訓練などの実施をはじめ、同業施設間の相互協力およびボランティアとの連携協力等を強化しておく。

なお、社会福祉施設は、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努める。

- ア. 施設入・通所者の被災状況
- イ. 施設・設備の被災状況
- ウ. 他施設等からの被災者の受入可能人数
- エ. ライフライン・食料等に関する情報
- オ. 避難が必要な入所者数、移送車両の有無等

2) 入所者の相互受入れ

住民支援班は、各社会福祉施設における被災状況について把握し、併せて、各社会福祉施設における受入可能人数を把握し、県本部に報告する。また、移送を要する被災者を発見した場合には、県本部に報告し、その指示により、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、適切な施設への移送を行う。

3) 在宅の避難行動要支援者の受入れ

住民支援班および避難所指定職員は、避難所等で介護等を要する被災者を確認した場合には、避難所内に福祉スペースを設け、一時収容を行うとともに、県本部に報告し、その指示により、避難所等から適切な社会福祉施設等へ移送を調整し、実施する。

(8) 避難行動要支援者の避難対策

在宅の避難行動要支援者については、高島警察署、民生委員・児童委員、地区、自主防災組織、近隣住民などの協力を得て、あらかじめ状況把握に努める。逃げ遅れた避難行動要支援者を発見した場合には、地区避難所または広域避難所等への移送や社会福祉施設への入所など、適切な措置をとる。

(9) 土砂災害の危険区域における避難対策

土砂災害警戒区域等の指定地を有する自治会等は、土砂災害から人命を守るため、危険箇所の周知徹底を図るとともに、その監視体制と警戒避難体制を整備する。

1) 危険箇所の把握および周知

住民は、あらかじめ防災マップを活用して集落や避難経路周辺の土砂災害警戒区域等を把握するとともに、自ら積極的に気象情報の収集に努める。

また、危険区域内に居住する住民は、気象情報や市が発する避難情報の他、周囲の異状を感知した際には速やかに避難行動をとるものとする。

市は、平常時から住民への啓発学習を行うとともに、災害時には、情報の提供をはじめ、早期の避難情報の発表を躊躇なく実施するものとする。

2) 自主防災組織の活動

市は、土砂災害警戒区域等の指定地を有する自治会等に対して、警戒避難体制が特に円滑に遂行されるよう、自主防災組織の活動を支援し、強化するよう努める。

第13章 輸送計画

【本部運営班、被害対応班、物資調達班】

災害応急対策活動の根幹となる要員または物資の輸送について、被害の状況、緊急度、重要度などを考慮のうえ、重要な交通手段を確実に確保し効率的な輸送を実施する。

1. 実施体制

本市における災害対策用物資および要員の輸送については、総務班が中心になって警察、民間輸送業者等の協力により実施する。また、以下に示す活動については、次の各班が担当する。

- ①道路施設の応急対策および交通規制に関する事項は、被害対応班が担当する。
- ②港湾施設、漁港施設の応急対策および湖上輸送の確保に関する事項は、被害対応班が調整する。
- ③その他、各種応急対策活動における車両輸送については、各担当班が本部運営班との連携のもと実施する。

2. 広域的輸送体制の確保

災害時においては、市内輸送だけでなく、近隣市町や県内外からの物資や要員の輸送が重要となることから、県、警察、消防機関、民間輸送業者等との綿密な連携のもと、広域的な輸送体制の確保に努める。

3. 輸送の方法

(1) 車両輸送

1) 輸送の優先順位

災害輸送のための優先順位は、おおむね以下の順序とする。

ア. 市、県および消防機関等の車両

市有車両、人命救助・消防・水防活動用の緊急車両、市および県が緊急輸送車両として認可を受けた車両等

イ. 公共的団体の車両等

災害応急対策の協力団体が行う輸送に関わる車両等（事前に緊急輸送車両の認可を受ける）

ウ. 営業用の車両等（ライフライン関係者、市内商工業者等の車両で、緊急を要するもの）

エ. その他一般の通行車両等（自家用車等）

2) 輸送車両

車両による輸送は、市保有車両の使用を基本とし、あらかじめ決められた各対策班への配車車両により実施する。なお、市が保有する車両のみでは必要台数の確保が困難な場合は、県地方本部に対し、輸送条件を示したうえで応援を要請するほか、民間車両の借上げなどにより、必要車両を調達する。

(2) 鉄道輸送

本部運営班は、西日本旅客鉄道(株)と協議のうえ、必要に応じて鉄道による輸送を実施する。

なお、西日本旅客鉄道(株)に対する緊急輸送の要請は、近江今津駅長を通じて京都支社に行くものとする。また、災害輸送については、「JR 運賃減免実施基準」に基づく減免が行われる。

(3) 湖上輸送

湖上輸送に必要な船舶については、市内漁業協同組合およびオーミマリン等の協力により船舶の借上げ等を行うほか、県に対して応援を要請する。

(4) 航空輸送

1) 臨時ヘリポートの開設

本部運営班および消防本部は、県本部と協議のうえ、必要に応じて、次表に従い臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて、県本部を通じ国土交通省大阪航空局等に対し、ヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

【基地ヘリポート】

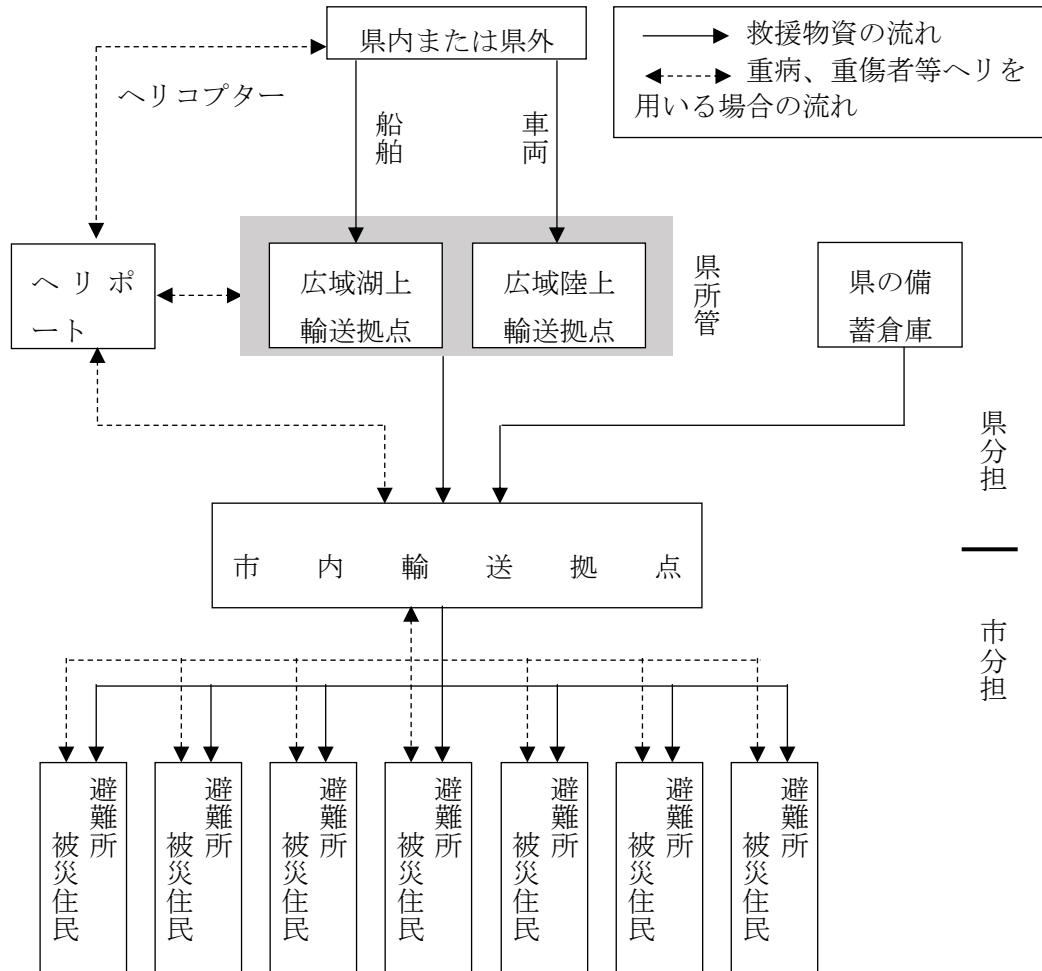
地域	名 称	所 在 地	面積
今 津	今津総合運動公園駐車場	今津町日置前 3110	20,865 m ²
今 津	高島市消防本部	今津町日置前 5150	2,604 m ²
朽 木	グリーンパーク思い出の森	朽木柏 341-3	24,043 m ²
安曇川	びわ湖こどもの国芝生広場	安曇川町北船木 2981	8,814 m ²

【地域拠点ヘリポート】

地域	名 称	所 在 地	面積
マキノ	マキノピックランドグラウンド	マキノ町寺久保 835-1	16,038 m ²
今 津	陸自大供グラウンド	今津町今津 923	25,000 m ²
朽 木	京都精華大学朽木グラウンド	朽木古屋 472	3,300 m ²
朽 木	朽木中学校グラウンド	朽木市場 1055	7,225 m ²
安曇川	梅ノ子運動公園	安曇川町南古賀地先	14,196 m ²
高 島	高島B&G運動公園	宮野 1516	10,944 m ²
高 島	高島市横山農村広場	武曾横山 486	9,446 m ²
高 島	高島市民病院	勝野 1667	540 m ²
新 旭	新旭森林スポーツ公園野球場	新旭町熊野本 245	7,749 m ²

2) ヘリコプターの要請

航空輸送を必要とする場合は、本部運営班は県地方本部を通じて、滋賀県防災ヘリコプター、警察、自衛隊のヘリコプター等の派遣を要請する。



4. 緊急輸送の実施

市内または県下の広い範囲に渡る大規模な災害が発生した場合、もしくは深刻な被害が発生した場合は、早急に交通手段を確保し、迅速な応急対策活動を実施するため、市内のみならず県内外を結ぶ広域的な輸送体制を迅速に整え、時間経過や被害状況に応じた的確な緊急輸送を実施する。

(1) 緊急輸送活動時に配慮すべき事項

- 1) 人命の安全確保
- 2) 被害の拡大防止
- 3) 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の優先順位

輸送対象は、緊急的対処の必要性の度合いに応じて、時間的経過に沿って次の内容を優先する。なお、輸送手段は、道路輸送のほか、ヘリコプターおよび漁船等を活用して輸送する体制を確保する。

1) 災害発生後24時間程度まで

- ア. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
- イ. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
- ウ. 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資
- カ. 食料、水等生命の維持に必要な物資

2) 災害発生後3日程度まで

- 上記1)に加えて
- ア. 傷病者および被災者の被災地域外への移送
 - イ. 遺体の搬送
 - ウ. 燃料

3) 災害発生後4日目以降

- 上記2)に加えて、
- ア. 災害復旧に必要な要員および物資
 - イ. 生活必需品
 - ウ. 災害廃棄物
 - エ. 建設用重機類および建設用資材

(3) 緊急輸送ネットワークの整備

他県と県内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路や、市内の防災拠点等を結ぶ防災主要路線と、市内外の輸送に関係する以下の拠点を結んで緊急輸送ネットワークを形成する。

- 1) 広域湖上輸送拠点（湖上輸送による県内外からの緊急物資の積替、配分等）
- 2) 臨時ヘリポート
- 3) 市内輸送拠点（広域輸送拠点からの救援物資の受入れ、仕分け、配送）
- 4) 備蓄拠点（備蓄物資の仕分け、配送）

コミュニティ防災拠点（市内輸送拠点、備蓄拠点からの物資の搬入、仕分け、配給）

(4) 緊急輸送道路の確保

1) 緊急輸送道路の確保

災害発生後、県本部は、緊急輸送道路としてあらかじめ指定した第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路の交通を確保し、広域陸上および湖岸輸送拠点から市内の輸送拠点まで緊急物資の輸送を実施する。

市本部（物資調達班）は、市内の輸送拠点まで輸送された緊急物資を、各避難所等へ配送するための緊急輸送道路の交通を確保する。

指定基準については「15章 道路施設応急対策計画」で示す。

2) 緊急時確保路線

種別	道路種別	路線名	区間	延長(km)	備考
第1次緊急輸送道路	国道	161号	マキノ町野口～大津市横木	73.4	
	国道	303号	西浅井町塩津浜～マキノ町野口	8.0	
	国道	303号	今津町弘川～今津町杉山	13.3	
	県道	海津今津線	今津町弘川～今津町今津	0.7	
第2次緊急輸送道路	国道	367号	今津町保坂～大津市伊香立	31.1	
	県道	小浜朽木高島線	朽木市場～安曇川町五番領	12.2	
	県道	小浜朽木高島線	安曇川町中央三丁目～安曇川町田中	0.5	
	県道	海津今津線	今津町今津～今津町弘川	0.2	
	県道	太田安井川線	新旭町北畑～新旭町北畑	1.0	
	県道	小荒路牧野沢線	マキノ町沢～マキノ町沢	1.1	
	県道	畑勝野線	高島市永田～高島市勝野	1.1	
	県道	北船木勝野線	安曇川町北船木～高島市勝野	7.1	
	県道	南船木西万木線	安曇川町西万木～安曇川町青柳	0.3	
	県道	安曇川今津線	今津町今津～安曇川町北船木	9.4	
	市道	新庄木津線	新旭町北畑～新旭町北畑	0.5	
	市道	3・4・4青柳・五番領線	安曇川町中央三丁目～安曇川町上小川	1.2	
	市道	西万木・五番領線	安曇川町五番領～安曇川町西万木	1.0	
	市道	高島駅東線	高島市勝野～高島市勝野	0.1	
	市道	高島駅前線	高島市勝野～高島市勝野	0.2	
	市道	打下永田線	高島市永田～高島市勝野	1.4	
市道	橘線	今津町今津中沼一丁目～今津町今津	0.1		

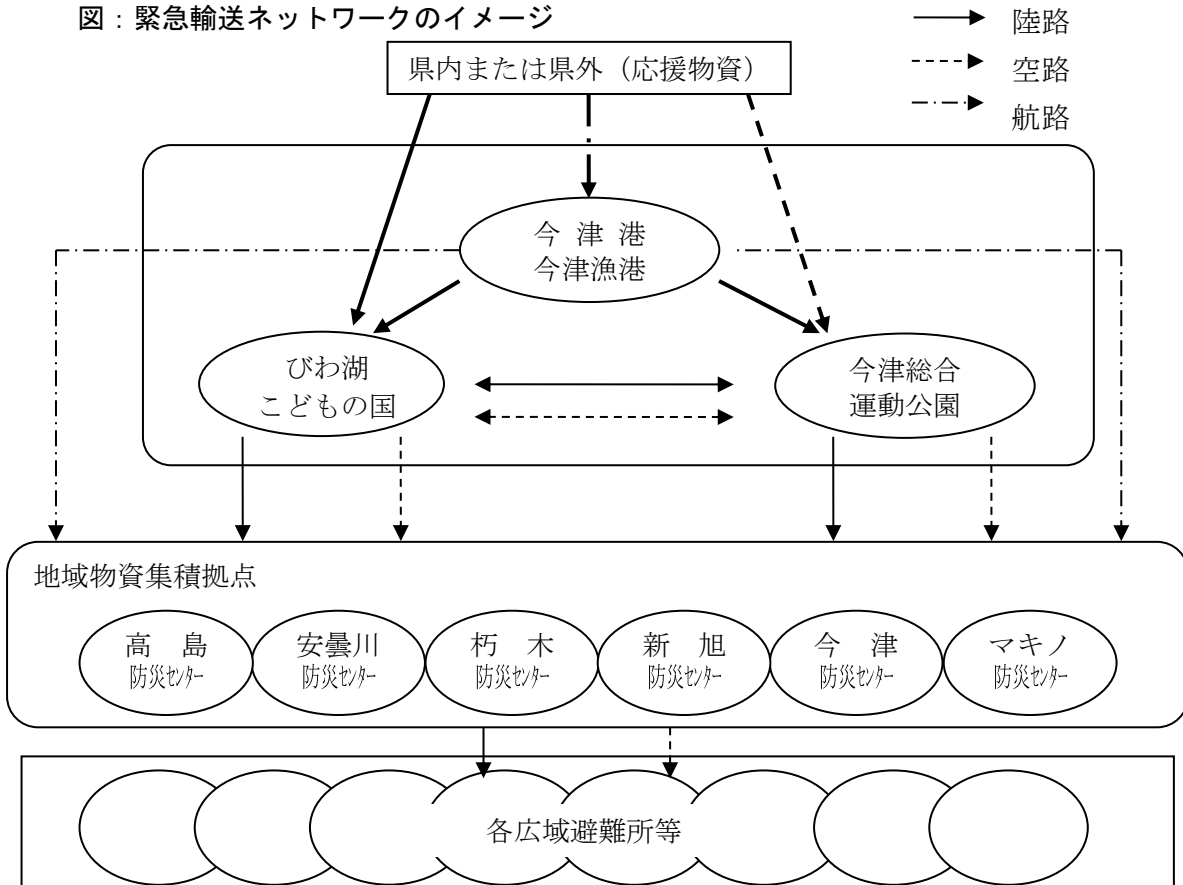
3) 輸送拠点

滋賀県広域湖上輸送拠点	今津港・今津漁港
滋賀県広域陸上輸送拠点	びわ湖こどもの国
地域湖上輸送拠点	海津漁港・知内漁港・浜分漁港 北船木漁港・大溝漁港
物資総合集積拠点	びわ湖こどもの国 今津総合運動公園
地域物資集積拠点および備蓄拠点	マキノ防災センター 今津防災センター 新旭防災センター 朽木防災センター 安曇川防災センター 高島防災センター

4) 避難所等に対する救援物資の輸送

市本部（物資調達班）は、県本部から配送された救援物資を仕分し、公有車を利用し、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配付する。この際、市本部の能力で十分な輸送ができないと判断したときは、本部運営班は、一般社団法人 滋賀県トラック協会等の協力を要請する。

図：緊急輸送ネットワークのイメージ



(5) 道路交通の確保

1) 情報の収集

災害が発生したときは、被害対応班は、道路管理者、警察、自衛隊等の協力を得て、主要道路の被害状況について調査・情報収集を行う。

2) 緊急交通路の指定および交通規制

「第31章 交通規制計画」に基づき、緊急交通路を指定し、交通規制を行う。

また、その実施にあたっては、報道機関等を通じ広く周知徹底させるよう努める。

3) 緊急道路応急復旧の実施

「第14章 道路施設応急対策計画」に基づき、道路管理者は相互に協力して、緊急交通路を中心とした道路の早期復旧を実施する。

4) 緊急輸送車両および陸上輸送要員の確保

市本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により、車両および陸上輸送要員を確保する。

ア. 防災機関の保有する車両を確保する。

イ. 県地方本部（高島土木事務所）を通じて、一般社団法人 滋賀県トラック協会等の協力を得て、車両および要員を確保する。

ウ. 県地方本部を通じて、自衛隊、他府県・市町に対して、人員および物資の輸送について応援要請を行う。

5) 緊急輸送車両の取扱い

道路整備特別措置法第12条の規定により、料金を徴収しない緊急自動車で、災害時に緊急輸送等のため通行するときは、緊急通行車両として県または県公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書および標章によるものとする。

(6) 湖上交通の確保

1) 情報の収集

災害が発生したときは、被害対応班は、漁業協同組合等の協力のもと各漁港の被害状況を調査するほか、施設管理者等から情報を収集する。

2) 港湾施設等の応急復旧

港湾および漁港の施設管理者は、管理する施設について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講じ、被害対応班はこれを支援する。また、港湾施設等が損壊し、応急的な措置では湖上輸送機能の回復が図れない場合は、県本部を通じて自衛隊等に緊急輸送の実施に必要な仮設栈橋等の設置を要請する。

3) 船舶および湖上輸送要員の確保

市本部が県地方本部に要請して実施する緊急輸送のため、次の方法により船舶および湖上輸送要員の確保等に努める。

ア. 市など防災機関の保有する船舶を確保する。

イ. 県地方本部を通じて、滋賀県漁業協同組合連合会に、漁船および要員の支援を要請する。

ウ. 民間企業等の協力を得て、船舶および要員を確保する。

(7) 航空交通の確保

1) 情報の収集

災害が発生したときは、被害対応班は、ヘリポート候補地の被害状況等について情報の収集を行う。

[資料編 p153-159 : III_5 「(4) 臨時ヘリポート」 参照]

2) ヘリポートの開設

被害対応班は、必要に応じてヘリポートを開設し、開設状況を県本部等に迅速に伝達する。また、必要に応じて、国土交通省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

3) 航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員の確保

市本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により航空機（ヘリコプター）および航空輸送要員の支援を要請する。

- ア. 県地方本部を通じて、県の保有する防災ヘリの支援要請を行うとともに、県警察本部の保有する県警ヘリの支援要請を行う。
- イ. 県地方本部を通じて、自衛隊に対して、航空機による人員および物資の輸送について支援要請を行う。
- ウ. 県地方本部を通じて、国および他府県等に対して応援要請を行う。

(8) 緊急輸送の実施

1) 基本方針

大規模な地震災害が発生した場合には、災害発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するため、それらを検討のうえ、緊急輸送を実施する。

なお、緊急輸送の実施については、道路輸送の利用を原則とし、湖上輸送および航空輸送は、道路輸送の補助的役割を担うものとする。

航空輸送は、主に医療スタッフおよび医療資機材の被災地への輸送や、重傷者、重病者などの後方搬送に用いる。また、湖上輸送における人員の輸送は、公共機関保有の船舶または運輸会社保有の船舶によるものとし、物資等の輸送は、これら船舶および漁船によるものとする。

2) 災害発生後から天候が回復するまで（24時間程度）

道路交通の機能が十分に回復していないことが予想されるため、人命救助の観点から次の順序で輸送を行う。

- ア. 消防車両、消防要員、救急救助要員、その活動に必要な資機材、重機、医療スタッフおよび医療資器材の輸送
- イ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧のための物資および要員の被災地への輸送
- ウ. 被災者への飲料水・食料・毛布等の生活必需品等の救援物資の輸送。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の輸送

3) 災害発生後3日程度まで

災害発生後2日目からは、道路交通の機能が徐々に回復することが想定されるため、応急対策に必要な物資等の輸送へ切り替えていく。2)の輸送を最優先させるが、それに加えて、避難者に対する救援物資の輸送や、傷病者、被災者の被災地外への輸送などの応急対策を目的とする車両等の通行を認める。

4) 災害発生後4日目以降

道路交通機能の安定が想定されるため、徐々に道路交通のみによって緊急輸送を行う体制に移行させる。

第14章 通信施設等応急対策計画

【本部運営班、西日本電信電話(株)、放送事業者】

災害の発生に際しては、通信および放送施設を災害から防護するとともに、これら施設が被災した場合には、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に通信および放送機能の回復を図る。

1. 防災行政無線施設応急対策

通信施設が被災した場合、被災の実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め通信回線の確保にあたる。

(1) 応急対策の実施

1) 災害の発生が予測される場合には、次の措置を行う。

- ア. 要員の確保
- イ. 予備電源用燃料の確保
- ウ. 機器動作状態の監視の強化
- エ. 局舎、機器等の保護強化

2) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- ア. 保守事業者による復旧の実施

2. 一般通信施設の応急対策

西日本電信電話(株)滋賀支店は、災害時における復旧・医療活動等に関わる重要な通信および一般通信を確保するため、通信施設の災害応急対策を実施し、電気通信サービスの維持ならびに被害箇所での迅速かつ的確な復旧に努めるものとする。

(1) 応急対策の実施

1) 災害時の応急措置

災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

- ア. 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車の出動）
- イ. 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- ウ. 特設公衆電話の設置等

避難所等に臨時電話等の受付所を開設し、電話等の利便を図るほか、安否情報をはじめとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。

- エ. 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）
- オ. 防災用資機材の確保

2) 通信確保のための応急措置事項

通信施設が被害を受けた場合、当該設備および回線の復旧に関して、迅速かつ適切な措置をもって実施する。その際、次の復旧順位を参考として、重要通信回線の復旧に努める。

ア. 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察等の関係機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関

イ. 第2順位

ガス・水道供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者および第1順位以外の国の機関または地方公共団体

ウ. 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

3) 所管通信用建物および電気通信設備に対する応急措置

通信用建物等が被災したときは、当該建物の継続運用のため応急措置をとるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められたときは、他の建物の利用または借入等の方法により、速やかに業務の開始を図る。

交換機をはじめとする所内設備および加入ケーブル等の所外設備が被災した場合は、代替設備として、被災地等に非常用移動電話局装置、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

4) 臨時電話等受付所の開設

避難所等に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図る。

5) 特設公衆電話の開設

安否情報を始めとした生活情報流通確保のため、各種災害対策機器等を出動させ、避難場所等に特設公衆電話を開設する。

6) 通信の利用制限

次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合、またはその恐れがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から、電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

- ア. 通信が著しく輻輳する場合
- イ. 通信の電源確保が困難な場合
- ウ. 回線の安定維持が困難な場合

7) 復旧計画の方針

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を次のとおり行う。

- ア. 原状に復する工事を行う。
- イ. 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

(2) 広報活動の実施

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、防災行政無線による広報、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

- 1) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- 2) 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等
- 3) 通信利用者に協力を要請する事項
- 4) その他必要な事項

3. 放送施設の応急対策

(1) 日本放送協会

災害が発生した場合は、非常災害対策規程に基づき、迅速・的確に必要な措置をとる。

なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、衛星放送中継車を安全な場所に速やかに移動させ、放送を継続するよう努める。

1) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて、応急措置を講じる。

2) 会館設備

ア. 演奏設備が回復不能と判断される場合は、衛星中継車で放送を行う。

(ア) 非常持出機材・書類の搬出および設備、保管

(イ) 連絡系統確保、非常無線通信の利用

(ウ) 施設の応急対策

(エ) その他電波確保に必要な事項

イ. 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として、次の順位により単独に使用し、または併用する。

(ア) 打合せ専用回線（V.H.F 回線も含む）

(イ) 加入電話

(ウ) NHK の基地局、陸上移動局および簡易無線局

(エ) NTT 専用線（試験打合線、専科線借用）

(オ) 放送回線

(カ) 非常通信協議会加盟通信網

(キ) 放送電波

3) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

ア. 常設、臨時掲示板による情報提供

イ. サービスカーの派遣、避難所等への拡声装置の取付

ウ. 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

エ. 地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

(2) 株式会社京都放送

非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。

1) 応急対策

放送施設の被害箇所を優先的に復旧するとともに、自主放送の継続および行政当局の要請による義援告知、情報伝達等に協力する。

施設被災の臨時応急措置を可能な限り復元安定化し保護対策を講ずる。情報収集活動は、緊急取材体制に基づき実施する。その他被災の程度に応じ対策本部が指示を行い復旧に努める。

ア. 演奏所が被災したときは、残存機械の能力に応じ、臨時の機器構成において放送を継続

する。中継回線が不能のときは、予備機器を送信所へ移設し、仮スタジオを設営して非常放送を続行する。

- イ. 送信所が被災し、一号機および二号機とも運転できない場合は、非常用送信機を稼働する。空中線が倒壊したときは、臨時空中線を仮設し、減力放送を継続しながら復旧作業にあたる。
- ウ. 中継局が被災したときは、その状況を把握するとともに、現地の応急処置を指示して、復旧救援に出向する。
- エ. その他非常災害対策要領に従い、災害応急措置に努める。

(3) びわ湖放送株式会社

災害発生時には、非常事態における放送実施要領に基づき、特別放送本部を設置して、被災した放送設備の状況を早期に把握し、迅速・的確に放送維持に必要な措置をとる。

1) 本社設備

- ア. 演奏所機器が被災した時は、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。
- イ. 本社～送信所間の中継回線が不能の時は、番組中継用設備を設置して回線を確保する。
- ウ. 本社からの放送が不可能と判断される場合は、中継車設備等を利用し、これから直接放送を行う。

2) 放送所設備

放送機器、空中線、電源等の被災については、直ちに現地に出向して状況を把握し、必要な応急措置を講じ、電波確保に努める。

3) 被災者に対する情報提供

- ア. 災害情報の中に手話を挿入
- イ. 災害放送関係の放送テロップを縮刷し、希望者に配布
- ウ. 地上デジタル放送による被災者向け情報の提供

第15章 道路施設応急対策計画

【被害対応班、県土木交通部、滋賀国道事務所】

災害により被害を受けた道路施設、交通安全施設等を速やかに復旧し、交通の確保に努める。応急対策にあたっては、緊急輸送道路ネットワークが機能するよう、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りながら行う。

1. 情報の収集

(1) 基本方針

被害対応班は、災害発生後、直ちに現地調査を行い、危険箇所および被災箇所を早急に把握するとともに、道路管理者および交通管理者との密接な連携のもと通行禁止または制限に関する情報を収集する。収集した情報は、すみやかに市本部へ伝達し、県本部へ連絡する。

1) 道路管理者間の情報連絡

収集した情報を県本部に連絡するとともに、隣接市町の道路管理者と道路情報の交換を行い、広域的な道路網の状況把握に努める。

2) 道路占用施設管理者との情報連絡

市が管理する道路の占用施設（上下水道、電気、電話等）の被害状況等の把握に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

3) 警察との情報連絡

高島警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を共有する。

(2) 通行の禁止および制限

1) 緊急時確保路線の指定

市および県は、被災した地域の救援活動、消防・生活物資の輸送等に從事する車輛の円滑な通行を確保するため、次に基準により緊急輸送道路を指定する。

[資料編 p 142-150 : III_5 「(1) 緊急輸送道路」 参照]

【緊急時確保路線の基準】

ア. 第1次緊急輸送道路

県庁所在地と地方中心拠点および県外とを連絡する広域的な主要幹線道路（高速自動車道および一般国道を基本とする）

イ. 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市役所庁舎および主要な防災拠点を相互に連絡する道路

ウ. 第3次緊急輸送道路

その他緊急輸送に必要な道路（この計画で定める）

2) 通行の禁止および制限

道路管理者は、道路の破損・崩壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止または制限する。

通行の禁止または制限を行った場合には、その内容を高島警察署、警察本部や他の防災機関ならびに隣接市町に速やかに連絡する。

2. 応急対策

被害対応班は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

(1) 復旧の優先順位

県本部長は、地震発生直後における道路に被害状況・通行確保状況等の情報をもとに県警察本部ならびに道路管理者と協議して、緊急に確保すべきルートを選定する。

- 1) 県本部長が、救援活動の緊急輸送のために特に重要であると指定した路線
- 2) 被災地域に通じる第1次緊急輸送道路
- 3) 被災地域内または被災地域に通じる第2次緊急輸送道路
- 4) 第3次緊急輸送道路ならびにその他、防災上必要となる路線

(2) 市が実施する応急復旧対策

- 1) 収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。
- 2) 応急復旧は、原則として県本部長を選定した緊急に確保すべきルートを優先的に行う。

ただし、国道または県道の管理者から、緊急輸送道路の迂回路として市道の利用要請が行われた場合は、当該路線の復旧を優先する。

3. 資機材・要員の確保

応急復旧の際、必要となる要員および資機材は、市が一般社団法人 滋賀県建設業協会高島支部との間に締結している、「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」に基づき確保するとともに、県本部に対して応援要請を実施する。

なお、大規模災害等により道路が通行不能となった場合には、重機等の輸送が困難となるため、あらかじめ建設業協会において、加入事業者の重機等が市内の工事現場等のどの場所に所在しているかを把握し、迅速な対応に努める必要がある。

第16章 鉄道施設応急対策計画

【西日本旅客鉄道(株)】

西日本旅客鉄道(株)は、本市域において災害により鉄道施設に被害が発生した場合、防災業務実施計画、鉄道事故および災害処置要項、災害時運転取扱要綱の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

1. 地震発生時の応急対策

(1) 速度制限

計測震度が4.0以上4.5未満を示したとき。

規制区間内を初列車は25Km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制区間の解除を行う。

ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。

(2) 運転見合わせ

計測震度が4.5以上を示したとき。

規制区間内を走行中の列車は停止し、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度4以下のときは25Km/h以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。

その後、保守担当区長の報告により異常が認められなかったときは、初列車は45km/hで運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。

2. 事故対策本部の設置

運転事故等が発生したときは、近畿統括本部内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとし、乗客の安否確認、安全確保および代替輸送手段、宿泊施設等の確保に努める。

表：事故対策本部等の種別、設置標準および召集範囲

種別	設置の標準	召集範囲 (支社内間接社員)
第1種 体制	<ul style="list-style-type: none"> ○重大な事故等が発生したとき ○乗客、通行人等に死傷者が生じたとき、またはそのおそれがあるとき ○本線が長時間不通が生じたとき ○その他、特に必要と認めたとき 	召集可能者の全員
第2種 体制	<ul style="list-style-type: none"> ○重大な事故等が発生したとき ○本線が長時間不通となるおそれがあるとき ○その他、特に必要と認めたとき 	召集可能者の半数
第3種 体制	○その他必要と認めたとき（台風・降雨・降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき）	必要最小数
(注) ・召集範囲は、本部員の班別構成標準による。 ・上記を標準として関係課室長および駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。 ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置および体制の変更が指示される場合がある。		

第17章 電力・ガス施設応急対策計画

【被害対応班、関西電力(株)、関西電力送配電(株)一般社団法人 滋賀県LPガス協会高島支部】

災害により電力施設またはガス施設が被害を受けた場合は、本市および各事業者は、速やかな応急復旧を実施し、被害の拡大および二次災害の発生を防ぐことにより、ライフラインの機能維持に努める。

1. 電力施設の応急対策

関西電力(株)および関西電力送配電(株)は、電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

(1) 応急対策

1) 通報・連絡

被害情報などについて、事業者が定める経路に従い通報・連絡する。

なお、通報・連絡は、防災業務計画に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用し
て行う。

2) 災害時における情報の収集、連絡

ア. 情報の収集・報告

次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに報告する。

(ア) 一般情報

a. 気象、地象情報

b. 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。

c. 地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、市民等への対応状況

d. その他災害に関する情報(交通状況等)

(イ) 電力施設および施設管理者等の被害情報

a. 電力施設等の被害状況および復旧状況

b. 停電による主な影響状況

c. 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

d. 従業員等の被災状況

e. その他災害に関する情報

イ. 情報の集約

被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ. 通話制限

災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、通信制限その他必要な措置を講ずる。

3) 災害時における広報

ア. 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、防災業務計画に定める広報活動を行う。

イ. 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4) 要員の確保

ア. 対策組織要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。

イ. 復旧要員の広域運営

関西電力(株)および関西電力送配電(株)は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送配電ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5) 災害時における復旧用資機材等の確保

災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

ア. 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 対策組織相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ. 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力(株)および関西電力送配電(株)と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ. 復旧用資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

7) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8) 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、県知事に対して、関西電力(株)および関西電力送配電(株)が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する。

9) 災害時における応急工事

災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

ア. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ. 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ. 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

10) 災害時における市の応急対応策

市は、平常時は、県、ライフライン事業者および道路管理者と連携し、災害時の応急対策体制を整備するとともに、被害を未然に防止するための予防対策を推進する。

また、備蓄する発電機を各避難所等に配備するほか、総務省近畿総合通信局による移動電源車の貸与を要請するとともに、災害時応援協定に基づく滋賀県電気工事工業組合高島支部か

らの発電機貸与、市内協定締結事業者からの発電機供給などを要請し、電源確保に努める。

(2) 復旧計画

1) 復旧計画の策定

関西電力(株)および関西電力送配電(株)は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、上位機関の対策組織に速やかに報告する。

- ア. 復旧応援要員の必要の有無
- イ. 復旧要員の配置状況
- ウ. 復旧資材の調達
- エ. 復旧作業の日程
- オ. 仮復旧の完了見込
- カ. 宿泊施設、食糧等の手配
- キ. その他必要な対策

2) 復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

2. ガス施設応急対策

(1) ガス集配施設の応急対策

簡易ガス事業者は、災害によるガス集配施設の被害軽減と早期復旧を図り、ガス供給の使命を果たすと同時に、災害の防止を徹底する。

1) 被害状況の調査

簡易ガス事業者は、被害対応班その他防災関係機関との連絡を密にして情報を収集するとともに、市内のガス集配施設の被害状況を調査する。

2) 被害状況の報告

各事業者は、被害対応班および防災関係機関に対し、所管施設の被害状況、応急対策実施状況、その他の必要な各種情報について速やかに報告する。

3) 災害広報

災害発生時の混乱を防止し、被害を最小限に抑えるため、必要な場合は、利用者および地域住民に対して、広報車やテレビ、ラジオ等の報道機関により、ガス施設に関する各種情報についての広報を実施する。

4) 防護保全対策

ガス工事現場の見回り、防護強化等、地域・場所別に重点巡視、警戒等を行う。

5) 二次災害防止とガス供給の確保

災害情報および巡回点検等による被害状況から、二次災害が発生するおそれがあると判断

した場合には、ガスの供給を一時停止し、適切な危険防止措置をとる。

その際、事前に設定されたミドルブロック単位での供給停止を実施することで、ガスの遮断区間を最小限に食い止めるよう努める。

6) ガス施設の復旧対策計画

災害復旧計画の策定および実施にあたっては、人命に関わる重要箇所および救急救助活動の拠点となる場所を優先するなど、被害状況および被害復旧の難易等を勘案し、復旧効果の高いものから行う。

ア. 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制のほか、事業者単独では復旧が困難な場合は、他の事業者の応援協力を得るものとする。

イ. 他機関との協力体制

応急復旧の促進のため、市をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体等と十分な連携協力体制をとる。

7) ガス施設等の整備計画

災害時のガス施設の被害を最小限に防止するため、ガス導管における耐震性の向上を図るとともに、マイコンメーター設置等の防災システムの強化や、全社規模での教育訓練など防災体制の整備に努める。

(2) LP ガス設備の応急対策

液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保および保安教育の徹底を図り、大規模災害によるガス漏れ事故発生時における緊急出動体制および災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等の防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

1) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所および範囲を検知し、ガス災害防止のためのガスの供給停止等、必要な措置をとる。この場合、ガス漏れ等の現場に消防機関が出動したときは、事業者は、消防機関と連携を保つとともに、消防機関から要請があったときは、その要請に応じて必要な措置をとるものとする。

2) ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行うものとする。

ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、現場指揮者が以下の条件からガス供給停止の必要を認めた場合は、消防機関がガスの供給を遮断するものとする。

ア. 火災が延焼拡大しているとき

イ. 家屋の倒壊等によって、ガス配管が損傷しているおそれがあるとき

ウ. 漏洩箇所が不明で、広範囲にわたりガス臭があるとき

3) ガス供給停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、すみやかにその旨を関係者に連絡し、住民ほかガス使用者に周知徹底を図る。

4) ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検など二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後にガスの供給再開を行うが、この際、消防機関との十分な協議を経るものとする。

5) 現場活動の調整

消防本部の現場指揮者は、現場における関係機関の協議を十分に行い、円滑な活動推進を図る。なお、関係機関はこれに積極的に協力する。

6) 警戒区域の設定と広報活動

火災警戒区域（原則としてガス漏れ箇所から100mの範囲）および爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の25%を超えるもの）の設定は、消防機関が行う。

また、消防、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力してこれらの事項について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

7) 避難措置等の指示および解除

市長および警察等は、必要に応じ避難指示を行う。

第18章 上水道および下水道施設応急対策計画

【被害対応班】

災害により被害を受けた上下水道施設について速やかな復旧作業を実施し、生活機能の維持に努める。

1. 上水道施設の応急復旧対策

上水道施設の応急復旧には、被害対応班があたる。なお、単独での対応が困難な場合は、市内の水道業者等の応援を求めるほか、日本水道協会滋賀県支部または近隣の水道事業者等に応援を要請する。

(1) 事前対策

管類、弁類等被災施設の復旧に必要な資機材を調達できるよう日常より災害復旧時に必要な資機材の確保に努め、更に県内水道事業者の資機材情報を共有する滋賀県水道協会の資機材情報データベース等を用いて緊急時の資機材の確保を図る。

(2) 実施内容

- 1) 水道施設の被害状況調査
- 2) 水道施設の安全保護および応急修理
- 3) 応急給水所の設置および応急給水の周知
- 4) 水道事業者への協力要請
- 5) 水道施設の復旧

(3) 上水道施設の応急対策

- 1) 被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水・導水・浄水・配水の各施設の機能の維持を図る。

また管路の復旧は、導水管、送水管、配水本管を最優先して行う。

その後、医療機関、避難所等の重要施設への給水が早急に復旧するよう考慮しつつ、順次配水支管・給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

- 2) 復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意して管内等の清掃、塩素消毒を十分に行った後、水質検査を実施し、安全を確認したうえで使用を開始する。
- 3) 管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画について、下水道管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整を図る。また、復旧後の施設の使用開始にあたっては、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

(4) 主要水道施設

1) 上水道

- ア. 取水施設：取水口、取水井、取水ポンプ等
- イ. 浄水施設：沈殿池、ろ過池、消毒設備、脱炭酸塔、送風機、浄水池等
- ウ. 送水施設：送水ポンプ・送水管、加圧ポンプ等
- エ. 配水施設：配水池・配水管、減圧弁、仕切弁等
- オ. 電気・計装施設：受電装置、計装設備、自家用発電機・無停電電源装置
- カ. 管理事務所

(5) 応急復旧資機材の備蓄・確保

- 1) 管類、弁類等被災施設の復旧に必要な資材を調達できるよう、近隣水道事業者と調整を取りつつ備蓄する。
- 2) 水道管路図等の整備を行うとともに、分散保管に努める。
- 3) 関係事業者および他の水道事業者等と事前に協議調整(相互応援体制の整備等)し、被災時の人員等の確保を図る。

(6) 関係機関との相互協力体制

1) 関係機関の一覧および協議協力を要する事項のリストアップ

復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。

2) 緊急調査・点検および緊急措置の協力体制

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で協力して実施できる事項を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事項の打ち合わせを行う。

3) 被害情報の交換および情報連絡手段の相互利用

水道、下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害情報の交換に努め、警察および道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努める。また、水道施設の応急対策計画等について、互いに情報を交換するための方策を検討する。

4) 施設の使用制限

上水道施設被災時には、施設等の機能の停止あるいは低下により、復旧作業の長期化が予想され、上水道の使用制限をする場合が考えられるため、使用制限措置を踏まえた検討を行う。

2. 下水道施設の応急復旧対策

下水道施設の応急復旧には、被害対応班があたる。なお、単独での対応が困難な場合は、県本部に
応援を要請する。

(1) 事前対策

被災施設の復旧に必要な対策ができるよう、県・関係団体との事前協議により被災時の人員確保
について体制を整えておく。また、下水道管路図等の整備を行うとともに、分散保管を行うよう
努める。

(2) 実施内容

- 1) 下水道施設の危険情報および被害状況調査
- 2) 下水道施設の応急修理
- 3) 下水道施設の復旧

(3) 下水道施設の応急対策

- 1) 重要施設の被災状況の概略を把握するための緊急調査・点検を行い、以後の対応復旧の基本
方針を定める。原則として以下の項目を考慮するものとする。
 - ア. 被災状況および程度
 - イ. 一次災害に伴う二次的影響（二次災害を含む）の生じる可能性とその程度
 - ウ. 応急復旧に対する制約条件等
- 2) 施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、応急復旧の必要性を判断する。応急
復旧が必要と判断された場合には、応急復旧の優先順位および復旧水準を定め、適切な工法
で応急復旧を行う。
 - ア. 地域および施設の将来計画
 - イ. 再度の災害の危険性
 - ウ. 他施設との関連
- 3) 施設の重要性、被災の箇所および程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、復旧
水準を定め、復旧を実施する。

(4) 主要下水道関係施設

- 1) 流域・単独公共下水道
 - ア. 下水道管
 - イ. 中継ポンプ
 - ウ. 真空式下水道関連施設
 - エ. 朽木浄化センター
- 2) 農林業集落排水処理施設
 - ア. 下水道管
 - イ. 中継ポンプ
 - ウ. 下水道処理場

(5) 本復旧

施設の重要性や被災状況を勘案したうえで本復旧の水準を定め、本復旧を実施する。

なお、本復旧の水準は、以下の項目を検討し、総合的に判断して定める。

- ①被災施設の効用、機能の増大
- ②ルートの変更
- ③修復の可能性
- ④耐震性の向上

(6) 関係機関との相互協力体制

1) 関係機関の一覧および協議協力を要する事項のリストアップ

復旧に必要な関係機関のリストアップを行い、その機関と協議連絡、協力内容について打ち合わせをしておく。また避難所の仮設トイレから排泄されるし尿の処理依頼があるときは、処理能力に支障がない限り受入れを行う。

2) 緊急調査・点検および緊急措置の協力体制

管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査を許可権者、占用者等で協力して実施できる事項を検討し、緊急措置についても協力して実施できる事項の打ち合わせを行う。

3) 被害情報の交換および情報連絡手段の相互利用

水道、下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害情報の交換に努め、警察および道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努める。また、水道施設の応急対策計画等について、互いに情報を交換するための方策を検討する。

4) 施設の使用制限

下水道施設被災時には、下水道施設の汚水排除機能の停止あるいは処理場の処理機能の低下により、復旧作業の長期化が予想され、下水道の使用制限をする場合が考えられるため、使用制限措置を踏まえた検討を行う。

第19章 建造物等応急対策計画

【本部運営班、被害対応班、病院班、各施設管理者】

1. 計画方針

各施設管理者は、医療機関、学校等の重要な社会公共施設の機能および一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策を行い被害の軽減を図る。

また、社会公共施設については、災害発生後における医療、給食、防疫等住民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物ならびに地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

2. 社会公共施設応急対策計画

(1) 基本方針

公共施設は、災害復旧活動の拠点となることから、各施設管理者は、早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

(2) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的に応急対策を行い被害の軽減を図るものとする。

また、出火および災害時のパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動を実施するものとする。

- 1) 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。
- 2) 災害時における混乱の防止措置を講じる。
- 3) 緊急時には、関係機関に通報して応急の措置を講じる。
- 4) 避難所に指定されている施設については、防火について十分な措置をとる。
- 5) 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

(3) 被害状況の把握

各施設管理者は、施設に二次災害発生の恐れがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに被害対応班に報告し、被害対応班は本部運営班と情報を共有する。

(4) 被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、被害対応班を中心に、被災建物による二次災害防止のため、被災状況を調査する。

県本部は、各施設からの被害状況報告に基づき、必要に応じて国および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の被害状況調査を実施することになっている。

1) 被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次災害を防止する。

ア. 外観目視による全棟被害調査とともに、建物の被害判定を行う。

2) 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定する。

【判定基準】

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」または「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とする。「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」および「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

全壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。</p> <p><具体の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも。 ○または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
大規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。</p> <p><具体の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの。 ○または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
半壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。</p> <p><具体の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの ○または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
準半壊	<p>住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの</p> <p><具体の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの。 ○または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
一部破損	<p>準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく軽微なものは除く。</p>

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（R2年3月）

図：被害認定の流れ

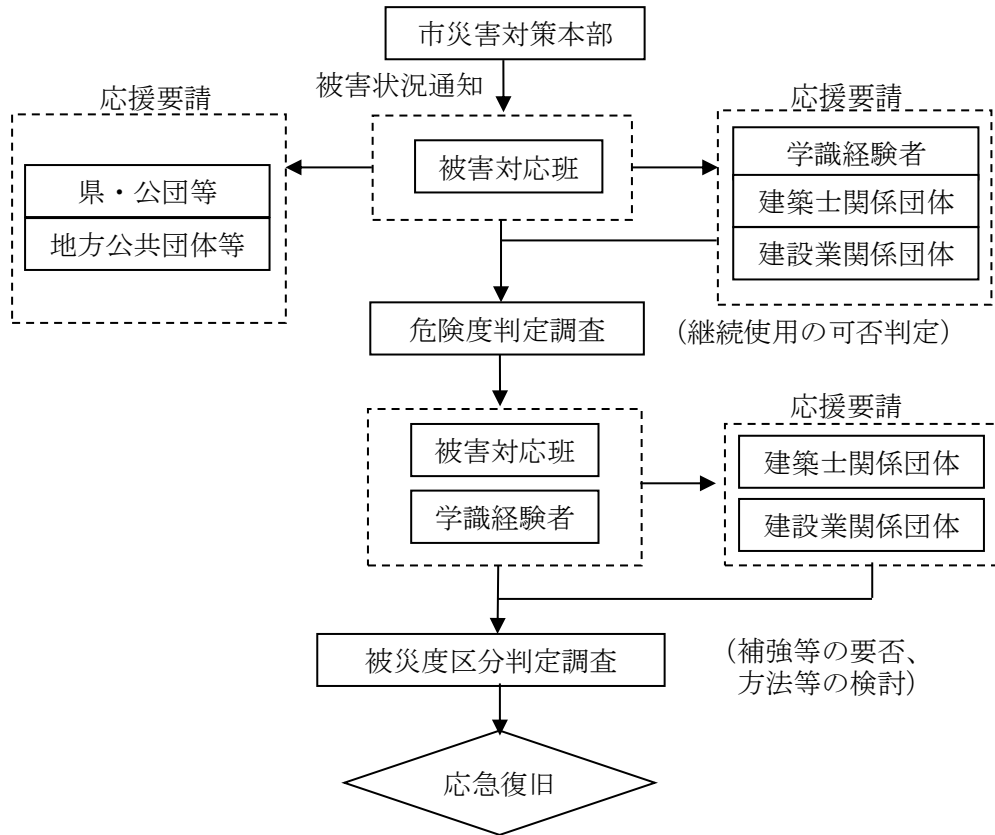


出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（R2年3月）

(5) 応急復旧

各施設の被害状況調査に基づき応急復旧を行う。

図：社会公共施設等の応急復旧フロー



3. 一般建築物応急対策計画

災害時には、二次災害を防止するため、社会公共施設と同様の被害状況調査を行う。

4. 高層建築物応急対策計画

高層建築物（高さ31メートルを超える建築物「消防法第8条の2」。）は各テナントの強力な連携を保つため、共同防火管理体制の推進を図り、下記事項を重点に防災計画などを確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。

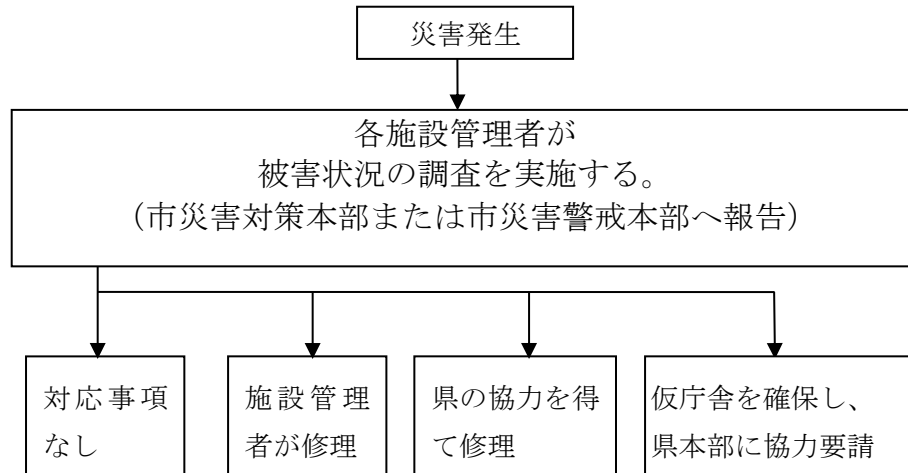
- (1) 発生時におけるパニックの防止措置
- (2) 出火防止および初期消火活動
- (3) 人命の救護
- (4) 安全な避難誘導措置
- (5) 防火機関や地域防災団体との連携ならびに災害に関する情報収集および伝達

5. 市庁舎の応急修理計画

本部運営班および地区本部は、庁舎の被害状況を調査し、軽易な被害については応急修理を実施する。被害が著しい場合は、県本部の協力を得るものとする。

また、被害により使用継続が不可能な場合は、別に仮庁舎を確保するものとする。

図：庁舎等の応急修理フロー



6. 文化財の応急対策計画

市は、以下の措置をとる。

- 1) 被災状況の情報を収集し、状況に応じた応急対策を文化財管理者に対して指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣する。
- 2) 被害状況の調査を実施する。
- 3) 被害の著しい場合は、管理者と協議しながら、移動可能な文化財を一時的に安全な場所に保管する。
- 4) 文化財に破損等が生じた場合は、市は、管理者に被災状況の報告を届け出させるとともに、関係機関の指導のもとに復旧計画を策定する。
- 5) 文化財の移設の措置を行った場合や破損が生じたときは、市は、県や国の関係機関に対して事後の報告を行う。

第20章 危険物施設等の応急対策計画

【本部運営班、消防本部】

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、液化石油ガス施設、毒物劇物貯蔵施設等は、災害時における火災、爆発、漏洩等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規程、防災計画等を実効のあるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について、自主的な活動ができるようにする。

また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るとともに、関係機関と相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

1. 基本事項

(1) 事故の通報連絡

災害等により船舶および陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物・劇物、危険物等が流出・飛散するなどの事故が発生した場合は、事故関係者、事故発見者および通報受理者は、速やかに本部運営班または消防本部に通報連絡する。市は速やかに県に報告するとともに、必要な応急対策を実施する。

(2) 応急対策

当該事故の関係者は、毒物劇物、危険物等の大量流出、飛散による二次災害が発生した場合、以下の応急対策を講じる。

- 1) 災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するため、必要な組織を整備するとともに、人員、設備、資機材等に関して、防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう相互協力体制を確立する。
- 2) 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、網および木材等の応急資材等を張る。
- 3) オイルフェンス等により流出範囲を縮小した毒物劇物危険物等を、吸引ポンプその他により吸い上げまたは汲み取るとともに、必要に応じ化学処理剤により処理する。
- 4) 流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知および火災の発生防止に必要な措置を講じる。
- 5) 影響範囲の住民への広報のほか、必要に応じて、避難指示等を発令する。

(3) 市長および警察署長の措置

市長および高島警察署長は、災害の拡大を防止するため、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講じる。また、飲料水汚染の可能性がある場合には、直ちに取水制限等の措置を講じる。

2. 危険物施設等の応急対策

(1) 危険物施設の応急対策

本部運営班は、県本部、消防本部等と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に適切な指導を与えるとともに、危険物施設の実態に応じて、次のような応急対策を講ずる。

また、消防本部は、施設管理者との連絡により被害状況の把握および迅速な応急対策の実施に努める。

1) 危険物製造所、貯蔵所、取扱所

市内における危険物の多量貯蔵の事業所は、資料編に示すとおりである。

[資料編 p178:Ⅲ_9 「(1) 危険物施設設置状況 (完成検査済証交付施設数)」 参照]

2) 応急対策

- ア. 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業および移送の停止ならびに施設の応急点検と出火等の防止
- イ. 危険物の移送運搬の中止ならびに車両の転倒および出火漏洩の防止
- ウ. 初期消火要領の徹底ならびに混触発火等による火災の防止、異常反応およびタンク破壊等による広域拡散の防止
- エ. 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織および活動要領の確立
- オ. 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員、周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

(2) 火薬類貯蔵施設等の応急対策

火薬類貯蔵施設周辺で火災等が発生した場合は保安要員を確保し、爆発等による被害を未然に予防する。

[資料編 p178:Ⅲ_9 「(2) 火薬類貯蔵場所」 参照]

1) 災害等による異常発生時における応急対応

- ア. 危険区域、立入禁止区域の設定
- イ. 火災拡大、延焼、類焼の回避措置
- ウ. 付近住民等への危険周知および避難誘導
- エ. 警察、消防等への通報
- オ. 盗難防止措置
- カ. 爆発、誘爆の回避措置

2) 災害が発生した場合の措置

- ア. 被災者の救出救護
- イ. 警戒区域の設定
- ウ. 飛散火薬類の発見・回収
- エ. 二次爆発の防止措置

(3) 高圧ガス貯蔵施設等の応急対策

高圧ガス貯蔵、製造、消費設備等に異常が発生した場合は、保安要員は、直ちに施設の損傷状況を目視およびガス検知器により被害を確認し、施設の損傷やガス漏洩、爆発火災などの異常が発生した場合には、次の防災活動を行う。

1) 高圧ガス等貯蔵施設

市内における高圧ガス製造（貯蔵）の事業所は、資料編に示すとおりである。

[資料編 p172：Ⅲ_7_（2）「1）高圧ガス第一種製造事業所・第一種貯蔵所一覧」参照]

2) 応急対策

高圧ガス等貯蔵施設において、災害による火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、危険予防規定の手順に従って、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を確立する。

ア. 高圧ガス等貯蔵、製造、消費設備等損傷の有無の確認（保安施設を含む）

保安係員等は、災害等異常発生時には、直ちに施設の損傷状況を目視およびガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置を行う。

（ア）異常無しの場合

保安要員を確保し、余震による被害発生に備える。

（イ）異常有りの場合

保安係員等は、次の自主防災活動を行う。

- a. ガス遮断、引火性・発火性・爆発性物品の除去や移動等の緊急措置
- b. 消防、県高圧ガス地域防災協議会等防災関係機関への通報および応援要請
- c. 危険区域、立入禁止区域の設定
- d. 付近住民等への危険周知および避難誘導
- e. 火災拡大、延焼、類焼の回避措置

イ. 市による付近住民等への危険周知および避難誘導

関係機関の応急対策の円滑な実施に協力するとともに、必要に応じて、付近住民等への危険周知および避難誘導を行う。

(4) 毒物・劇物貯蔵施設の応急対策

施設管理者は、毒物・劇物貯蔵施設からの漏洩、流出、浸出、拡散等による被害を未然に防止し、地域住民の安全と健康を守るため、次の措置をとる。

1) 毒物劇物取扱所

市内における毒物劇物取扱所は、資料編に示すとおりである。

[資料編 p179:Ⅲ_9 「(3) 毒物劇物取り扱い施設」参照]

2) 応急対策

ア. 毒物劇物貯蔵施設の管理者は、次の措置をとる。

（ア）中毒防止方法の広報活動

毒物劇物の流出等により、周辺住民の安全と健康に害を及ぼすおそれが生じた場合は、本部運営班および消防本部に通報するとともに、中和除毒および消火

活動を実施する。

- (イ) 毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業（周辺住民の人命安全のため）
 - (ウ) 毒物劇物の流出等により周辺住民の健康に害をおよぼす恐れが生じた場合の市に対する通報措置
 - (エ) 保健所等防災関係機関への連絡
 - (オ) 貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（発災後直ちに実施）
- イ. 陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、次のような措置を講じ、迅速かつ適切に被害の拡大を防止し、二次災害の防除に努める。
- (ア) 速やかに県および関係各機関に通報する。
 - (イ) 警察等との協力のもと、災害の拡大防止を図るため、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。また、飲料水汚染の可能性がある場合には、取水制限等の措置を講ずる。

第21章 土砂災害の応急対策計画

【本部運営班、被害対応班、高島土木事務所】

災害により、地すべりや斜面の崩壊崩落などが誘発され、住民がこれらの災害に巻き込まれるおそれがあることから、危険箇所の警戒体制を強化するとともに、被害が発生した場合は、迅速な状況把握に努め、速やかに応急対策を実施する。

1. 危険箇所の警戒巡視活動

(1) 実施体制

被害対応班は、災害発生後、速やかに土砂災害の危険箇所の巡視を行い、状況を把握して、県地方本部ならびに市本部に報告するとともに、適切な処置を施すことにより二次災害の防止に努める。

(2) 巡視の優先順位

巡視は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に定める特別警戒区域、警戒区域およびその他の土砂災害の危険箇所について、次の順位で行う。

- ①土砂災害警戒区域等の区域内に所在する要配慮者施設の周囲
- ②住宅地周辺の危険箇所
- ③緊急輸送道路、主要防災路線沿道の危険箇所
- ④避難所周辺および避難路沿道の危険箇所
- ⑤指定危険箇所以外で必要な場所
- ⑥その他の指定危険箇所

2. 避難および広報活動

(1) 被害発見時の措置

- 1) 被害対応班は、巡視の際に被害を発見した場合は、現場にロープを張るなどの処置を行う。
また、道路施設の被害については、道路管理者に連絡する。
- 2) 被害対応班は、警察、消防本部等から交通規制の実施等の指示を受けた場合は、これに協力する。
- 3) 地区、自主防災組織の自主的な被害情報収集活動により、被害および災害の前兆等を発見したときは、直ちに市本部もしくは地区本部に連絡する。
- 4) 被害対応班は、交通規制等の実施を決定したときは、施設の管理者、県、消防、警察等の関係機関に速やかに連絡するとともに、各対策班、避難所、住民等に対する広報活動を実施する。
- 5) 避難誘導にあたる防災業務従事者は、市本部の指示に従って避難誘導を実施する。また、指示がなくても、状況を的確に判断し、避難誘導を実施する。
- 6) 被害対応班は、流出土砂・岩石等の除去に努める。特に、流出土砂・岩石等が道路等を塞ぎ、救助・救援活動に支障をおよぼすときは、優先して除去に取り組む。なお、市単独で実施できない場合は、速やかに県地方本部を通じて県の支援を要請する。
- 7) 市本部は二次災害のおそれがあり、人の生命身体に危険が及ぶと判断した場合には、現地

に職員を派遣し、災対法第63条に基づく危険区域を設定し、区域内の居住者などに対し、立退き避難を求める。

この場合、直ちに当該措置を県本部に報告することとする。

(2) 住民への広報・指示

本部運営班は、市長が交通規制、避難指示等の対応を決定した後、施設管理者、県、消防本部、警察等防災関係機関にすみやかに連絡するとともに、必要に応じて各対策班、避難所、地域住民等に対して防災行政無線および広報車等を活用して広報活動を実施する。

また、自治会等の自主的な被害情報収集により被害または災害の前兆等を発見した場合、自治会長等は、直ちに周辺住家の住民に対して自主避難を呼びかけるとともに、直ちに市に対して連絡を行うものとする。

(3) 避難ルートが被害を受けた場合の措置

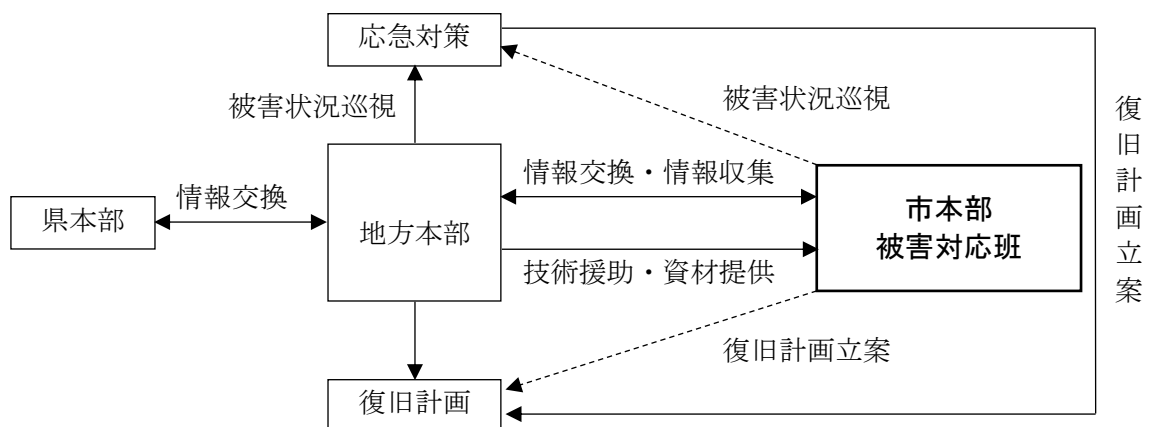
避難ルートが土砂災害の被害を受けた場合は、その旨を被害対応班および地区本部を通じて避難誘導者に連絡し、避難ルートの変更を指示する。

また、避難者は、特に指示がない場合でも状況を的確に判断し、危険を感じた場合は、できる限り担当職員等に事前に連絡したうえ、避難ルートを変更するなどの適切な行動をとる。

3. 応急対策

被害対応班は、被災箇所について調査把握し、被害状況を関係機関に報告するとともに、速やかに復旧計画を立て、必要に応じて応急対策を実施する。

図：応急対策の活動フロー



4. 資機材・要員の確保

応急復旧の際、必要となる要員および資機材は、市が一般社団法人 滋賀県建設業協会高島支部との間に締結している、「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」に基づき確保するとともに、県本部に対して応援要請を実施する。

なお、大規模災害等により道路が通行不能となった場合には、重機等の輸送が困難となるため、あらかじめ建設業協会において、加入事業者の重機等が市内の工事現場等のどの場所に所在しているかを把握し、迅速な対応に努める必要がある。

第22章 河川管理施設等応急対策計画

【被害対応班、消防班（消防団）、施設管理者、県本部】

災害により河川施設等が破壊、崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧にあたる。

1. 河川管理施設および砂防管理施設の応急対策

被害対応班および消防班（消防団）は、災害による河川施設等の被害および出水による二次災害を防止するため、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防設備の応急復旧にあたる。

（1）応急対策

被害対応班および各施設管理者は、県と協力連携して、管轄する河川管理施設および砂防管理施設等の破損、損壊等の被害を受けた箇所について、状況をすみやかに把握し、被害の程度に応じ迅速な応急復旧にあたる。

- 1) 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制および輸送体制の確立
- 2) 河川管理施設等の巡視（特に、工事中の箇所および危険箇所を重点とする）
- 3) 水門もしくは閘門に対する遅滞のない操作
- 4) 水防に必要な器具、資材および設備の確保
- 5) 近隣市町との相互協力および応援要請
- 6) 被害を受けた河川管理施設等の応急復旧

（2）復旧計画

被害対応班は、管轄する河川管理施設等の被災箇所を調査把握し、被害状況を各関係機関に報告するとともに、これに基づき災害復旧事業および災害改良復旧事業を計画する。

また、復旧計画に基づき的確な復旧事業を進めることにより、河川管理施設等の機能を早期に回復させ、治水安全度を向上させる。

2. 港湾施設の応急対策

災害により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾（漁港）施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、一時利用を制限し、立ち入りによる二次災害の防止に努める。ただし、生活救援物資等の緊急輸送ならびに応援人員または避難者の湖上輸送を実施する必要があることから、緊急輸送ネットワーク上必要となる施設を優先的に復旧する。

（1）応急対策

1) 港湾施設の応急措置

災害により市内の港湾施設が被害を受けたとき、または放置すると著しい被害を生じるおそれがあるときは、被害対応班および施設管理者は、関係機関と協力し、速やかに応急対策を行うとともに、被害を最小限にとどめるよう努める。

2) 陸上自衛隊に対する支援要請

県本部は、港湾および漁港が損壊し、応急的措置では機能回復が図れない場合には、自衛隊に緊急輸送の実施に必要な仮設栈橋等の設置を要請する。

(2) 復旧計画

被害対応班および施設管理者は、港湾施設の被害状況を調査し復旧する。特に、公共の安全確保や輸送拠点として緊急に復旧を必要とする次のものについては、速やかに復旧する。

- 1) 係留施設の破損で、船舶の係留または荷役に重大な支障を与えているもの
- 2) 臨港交通施設の破損で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能か、または著しく困難であるもの
- 3) 水域施設の埋塞で、船舶の航行または停泊に重大な支障を与えているもの
- 4) 外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの

3. ダム施設の応急対策

ダム施設管理者は、地震等による施設の被害を未然に防ぐため、以下に示す臨時点検および応急対策を実施する。

(1) 臨時点検

ダムに設置した観測点において、震度4以上の地震が発生した場合には、速やかに所要事項を電話または県防災行政無線等により速報する。

1) 一次点検（地震発生直後）

堤体および取付部、周辺地山、放流設備、電気通信設備の目視による外観点検を行う。

2) 二次点検（一次点検終了後）

震度5弱以上の場合、または一次点検で変状がある場合には、一次点検に引き続き詳細な外観点検と、漏水量、変位量等の計測項目および放流警報設備に関する項目を加えた点検を行う。

(2) 応急対策

臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水位の制限等の応急措置を行う。この場合、ダムから関係機関および住民への連絡・通報は各ダムの操作規則により行う。

(3) ダムの予備放流および洪水調整

河川での洪水被害の回避・軽減を図るため、利水（河川維持、上水、洪水、農水等）のためにダムで貯めている水をあらかじめ放流し、一時的に洪水を調整するための容量を確保する。

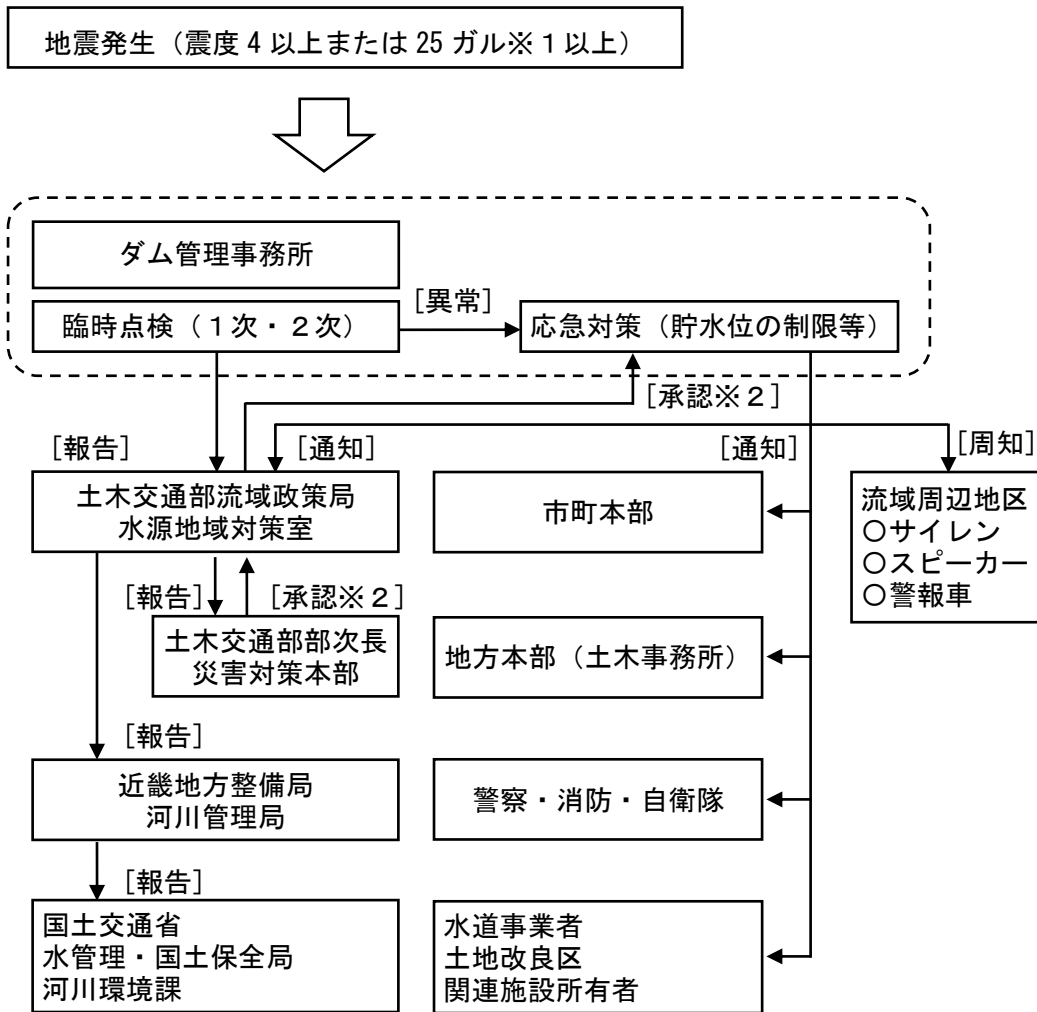
「既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、国土交通省所管ダムおよび河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダムを対象に事前放流が実施される。

本市においては、石田川ダムおよび天川ダムが対象となっており、放流に際しては県土木事務所から通知される。

■事前放流基準

施設名	事前放流		参考
	基準降雨量 (mm/24h)	洪水調節可能容量 (万m ³)	既存洪水調節容量 (万m ³)
石田川ダム	285	127	187

■治水関連ダム施設連絡通報フロー



※1：ガルは地震動の大きさを加速度で表したもので、振動の激しさを表す数値。25ガルは震度4相当の加速度。

※2：貯水位の制限による緊急放流時

第23章 農林水産業施設等応急対策計画

【被害対応班、県農政水産部、県琵琶湖環境部、施設管理者】

被害対応班は、市内において災害が発生した場合は、速やかに被害状況を把握するとともに、施設管理者および関係団体と協力し、必要な措置をとる。

1. 農業用施設の応急対策

(1) 被害情報の収集・情報連絡体制

- 1) 施設管理者は、農業用ため池、揚排水機場とその附帯施設、頭首工等の農業用施設の被害状況を速やかに把握し、被害対応班に通報する。
- 2) 被害対応班は、施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部（農政水産部）に報告する。
- 3) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け、復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、被害報告を行う。
- 4) 被害が大規模で広域にわたる場合等、国・県・他市町等への応援要請を行う。

(2) 応急対策

1) 施設管理者の措置

- ア. 農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに地区本部を始めとする関係機関に連絡を取り、施設の応急対策を実施する。また、危険の程度により、市本部または地区本部に対し支援を要請する。
- イ. 復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

2) 農業用ため池についての地震用臨時点検

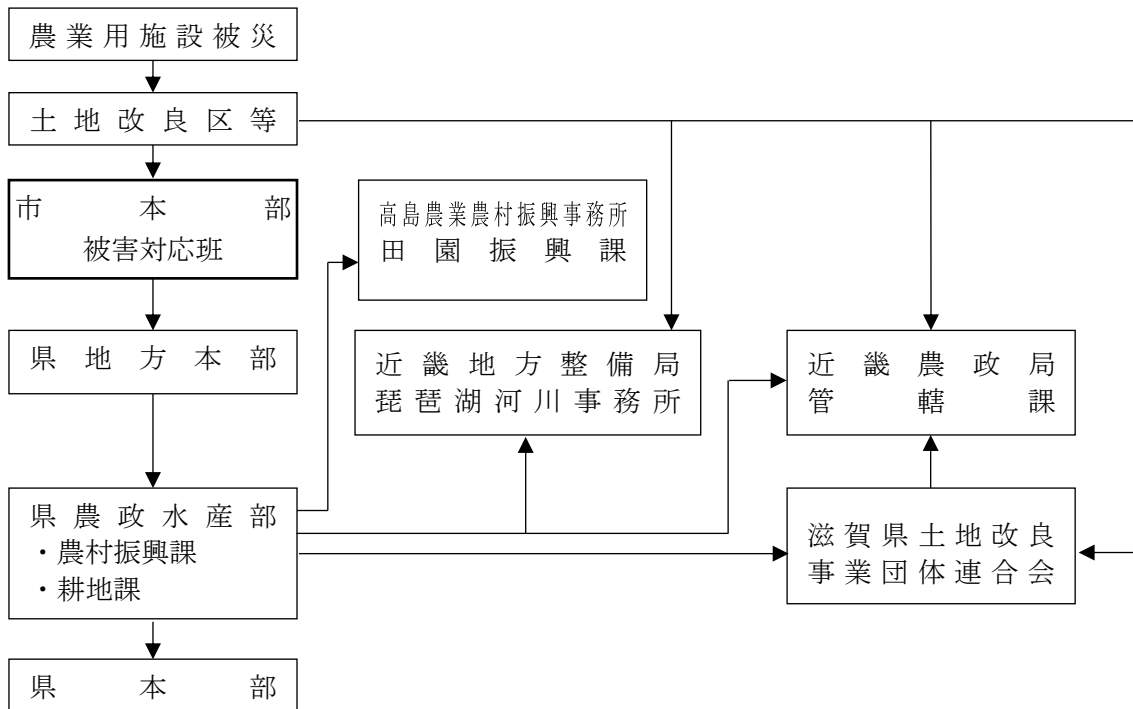
- ア. 堤高15m以上の農業用ため池については、ため池地点周辺が震度4以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。
- イ. 上記以外の防災重点ため池については、ため池地点周辺が震度5弱以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。

(3) 農業施設の緊急使用

被害を受けなかった施設の管理者は、以下の事項について市本部から要請があった場合は、速やかに協力するものとする。

- 1) 農道の臨時通行路等としての利用
- 2) 農業用水の飲料水や消火水としての利用

図：農業用施設応急対策の情報収集・連絡体制フロー



2. 畜産施設の応急対策

(1) 被害情報の収集・情報連絡体制

- 1) 施設管理者は、農業協同組合および畜産関係団体等の協力により、家畜および関連施設の被害状況を速やかに把握し、被害対応班に通報する。
- 2) 被害対応班は、施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部（農政水産部）に報告する。
- 3) 被害対応班は、畜産農家および家畜保健衛生所協力の要請を受けた場合は、応急救護および防疫対策を実施する。

(2) 応急対策

- 1) 畜産農家は、災害により畜舎および関連施設が破壊等の被害を受け、または家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、住民への危害防止ならびに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。
- 2) 被害対応班は、家畜の被害調査と応急救護および防疫を実施する。なお、畜産農家や家畜保健衛生所より協力の要請があった場合には、関係機関との連絡を図りながら、速やかに応急対策を行う。また被災地域における飼料を確保するため、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者等へ協力要請を行う。
- 3) 被害対応班は、家畜の死亡、病気の発生または発生のおそれがあるときは、この旨を県本部に報告するとともに、県家畜保健衛生所、農協、家畜診療所等の協力により、死亡家畜の処分ならびに病気の発生または蔓延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消

毒等を実施する。

- 4) 家畜の避難が必要となった場合は、県、関係業者等と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう努める。
- 5) 死亡畜が発生した場合は、県、関係業者等と連携し、畜産農家が円滑に処理できるよう指導を行う。

3. 治山施設の応急対策

(1) 被害情報の収集・情報連絡体制

- 1) 施設管理者は、治山施設の被害状況を速やかに把握し、被害対応班に通報する。
- 2) 被害対応班は、施設管理者からの通報および自らの調査により得た情報を整理し、県地方本部を通じて県本部（琵琶湖環境部）に報告する。

(2) 応急対策

1) 民有林

- ア. 施設管理者は、堰堤や護岸工等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が、破壊や崩壊等の被害を受けた場合、防災関係機関の協力のもと速やかに施設の応急復旧にあたる。
- イ. 被害対応班は、災害により山腹の崩壊等が発生し、特に人家集落や道路等の施設に直接被害を与える危険のある時は、森林組合および施設管理者の協力のもと、その危険箇所の警戒巡視を実施する。
- ウ. 施設管理者は、治山施設に破壊、崩壊等の被害が発生した場合は、防災関係機関へ報告するとともに、消防機関、警察等の協力を得て、障害物や危険物の早期除去に努める。
- エ. 施設管理者は、雨水の浸透により増破の危険のある施設については、必要に応じてシートで覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。
- オ. 復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業または農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急復旧の工事に着手する。

2) 国有林

被害対応班は、市内国有林の被災状況について情報の収集にあるとともに、滋賀森林管理署に災害対策本部が設置された場合には、速やかに連絡を行い、その指示に従う。

4. 林道の応急対策

県と協力し被災した林道の被害状況を把握し、速やかな復旧にあたる。特に、集落間や市外の地域を結ぶ林道を優先的に調査し、交通の確保に努める。

(1) 被害情報の収集と応急対策

- 1) 被害対応班は、県との連携により、特に、集落間や市外の地域を結ぶ林道の被害状況を早期に把握し、必要性や緊急度に応じて、森林組合および市建設業協会等の協力を得て、障害物の除去や応急復旧にあたる。
- 2) 被害対応班は、通行が危険と判断される林道については、直ちに県本部、高島警察署および県警本部へ連絡し、通行禁止等の必要な措置を講じる。

第24章 学校、認定こども園、幼稚園および保育所における応急対策計画

【本部運営班、物資調達班、各学校、各幼稚園・保育園・認定こども園、 県健康医療福祉部、県教育委員会】

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、認定こども園、幼稚園および保育園（以下「学校等」という。）において、災害発生時の応急対策を通じて、児童、生徒および園児等（以下「児童生徒等」という。）の生命の安全を確保するとともに、教育活動の再開に向けた対策を実施する。

なお、ここで示す応急対策は、公立学校等を対象としているが、市内の私立幼稚園等についてもこれに準じるものとする。

1. 学校等における防災体制

学校等の長は、学校等の実情や児童生徒等の実態に応じ、以下の点に留意しながら防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

（1）情報の収集

気象の状況により災害の発生が予想される場合は、気象情報や防災上の注意事項に関する報道等に留意する。特に、各種警報が発表された場合、市の防災担当機関、高島警察署、消防本部等と連絡をとり、正確な情報の把握に努める。

（2）休業、休園措置

事前に災害が予想され、その範囲が市全域または比較的広域におよぶと予想される場合において、教育委員会および子ども未来部が児童生徒等の安全確保のため、一斉に休業、休園等の非常措置をとることが必要と判断したときは、市の防災行政無線等を通じて周知徹底を図る。

ア. 登校（園）前の措置

- （ア）午前7時（判断の基準時刻）において、「暴風警報」または「大雨・暴風・大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」が発表中の場合は、臨時休業・休園とする。
- （イ）午前7時以前の段階であっても、「暴風警報」または「大雨・暴風・大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」の発表が必至と判断される場合は、学校等の長は、教育委員会等と協議のうえ、臨時休業または始業時間の繰下げ等を決定するものとする。
- （ウ）午前7時までに、「暴風警報」または「大雨・暴風・大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」が解除された場合にあっても、学校・園所在地域や児童生徒等の通学路等の状況から、危険が予測される場合には、児童生徒等に対して自宅待機させ、学校等の長は、教育委員会等と協議のうえ、必要に応じて始業時間の繰下げまたは臨時休業・休園等の措置をとるものとする。
- （エ）その他の警報（大雨・洪水・大雪等の警報）においては、学校等の長は、教育委員会等と協議のうえ、適切な措置をとるものとする。
- （オ）その他事前に災害等が予想される場合、学校等の長は、教育委員会等との協議のうえ決定し、適切な措置をとるものとする。

イ. 登校（園）後の措置

- (ア) 「暴風警報」および「大雨・暴風・大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」が発表された場合は、学校等の長は、教育活動等を停止し、終業時刻を繰上げて下校措置をとるものとする。その際、児童生徒等の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をする。
- (イ) 「暴風警報」および「大雨・暴風・大雪等を含む警戒レベル5相当の特別警報」の発表が必至と判断される場合は、学校等の長は、事前に教育活動等を停止したうえで、教育委員会等と協議し、前項の措置をとるものとする。
- (ウ) その他の警報（大雨・洪水・大雪等の警報）においても、学校等の長は、教育委員会等と協議のうえ、適切な措置をとるものとする。
- (エ) その他事前に災害等が予想される場合にあっては、学校等の長は、教育委員会等との協議のうえ、適切な措置をとるものとする。

ウ. 報告

県教育委員会への報告は、市の教育委員会等が行う。

(3) 緊急避難計画の策定

1) 学校等内での活動中を想定した計画

- ア. 学校等内の防災組織および避難場所の確立
- イ. 避難マニュアルの作成
- ウ. 年間計画の中に学校等が地域と連携した避難訓練の実施を位置づける
- エ. 発災時における教職員の児童生徒等への指示および措置の方法
- オ. 学校等の施設、設備の状況把握
- カ. 避難経路と避難場所の安全確保および誘導の方法
- キ. 教職員の役割分担と児童生徒等の安全対策

2) 学校等外での活動中を想定した計画

- ア. 登下校時および学校等外行事等の活動中における避難対応マニュアルの作成

(4) 防災体制の整備

1) 災害発生に備えて、次の措置を講じる。

- ア. 児童生徒等の避難計画による避難訓練の実施ならびに平常時からの指導教育の充実を図るとともに、保護者との連絡方法を確立する。
- イ. 教育委員会、警察署、消防本部（消防団）および保護者等への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- ウ. 緊急時における所属職員の参集方法を定め、職員に周知する。
- エ. 発災時における初動体制（発生後5日間以内）について、あらかじめ最低限必要となる動員体制をとるとともに、各職員の役割分担を明確にし、初動体制配備計画とともに、以下の点に留意した具体的なマニュアルを作成する。

(ア) 対応に必要となる役割、組織および最低人数の明確化

- (イ) 学校および園が避難所となる場合を想定した行動計画
 - (ウ) 職員個々の参集場所および役割の明確化および応援要請
- 2) 園児、低学年児童および障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導體制を確保する。
 - 3) 職員だけでは対応できない場合に備え、関係機関および団体等との応援体制を構築する。
 - 4) 緊急時に対応できる通信機器（衛星携帯電話等）の整備を行う。
 - 5) 職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
 - 6) 通学路等の危険箇所、地域内の避難所およびスクールバスの運行経路等を明らかにした防災マップを作成し、関係機関および保護者等に周知する。
 - 7) 職員に対する定期的な防災研修を行う。

2. 学校等における応急対策

(1) 実施体制

児童生徒等の安全確保および学校等における初期の応急対策については、各学校等の長がこれにあたる。また、災害時における教育実施者の確保、教育施設の応急復旧、教科書・学用品の応急処置等の応急教育対策については、教育長の指示を受けた市教育委員会が県教育委員会と各学校等の長との連携のもと実施する。

(2) 学校等における応急対策

本市において災害が発生した場合は、学校等の長は以下の措置をとる。

1) 学校等内で授業中の場合

- ア. 災害の状況により、職員に対してあらかじめ作成している防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ. 災害の規模、児童生徒等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに、速やかに市本部へ報告する。
- ウ. 家庭・地域の状況の把握に努め、安全を確認して下校の判断ができるまでの間、学校等に児童生徒等を留めおく等の措置をとる。
- エ. 状況に応じ市本部との連絡のうえ、臨時休業・休園等の適切な措置をとる。
- オ. 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当児童生徒等の実態に応じて職員に対し適切な指示を与える。また、可能な限り関係自治体の応援者や地域住民の協力を得ることとする。

2) 学校等外で活動中の場合

- ア. 学校等の長が不在の場合、引率責任のある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- イ. 引率責任のある職員は、引率の際には携帯電話等を携帯するものとし、安全な場所に誘導したのち、学校等の長に連絡する。

3) 課業時間外の場合

- ア. 大規模災害が課業時間外に発生した場合、学校等の長および職員は、直ちに勤務先へ出

勤し、職員は、学校等の長の指示に従い行動する。ただし、学校等の長、教頭、主任、教務主任以外の職員で、勤務先が遠隔地の場合（原則として、自転車で2時間以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

- イ. 登校した職員は、学校等の長の指示のもとに校舎・園舎、体育館および重要な設備等の被害状況を調査し、市本部へ報告する。

■学校等における任務分担（授業時間中および屋外活動中の場合）

学 校				
校 長	教 頭	教務主任	学年主任	学級担任
児童生徒の状況の把握と対策・対応への指示・指導および教育委員会への報告	児童生徒の状況把握と対策・対応への指示・指導、校長への報告	全校児童生徒の安否確認、避難誘導	学年児童生徒の安否確認、避難誘導	担任児童生徒の安否確認、避難誘導

幼稚園・保育園・こども園		
園 長	主 任	担 任
園児の状況把握と対策・対応への指示・指導、教育委員会等への報告	園児の状況把握と対策・対応への指示・指導、全園児の安否確認、避難誘導、園長への報告	担任園児の安否確認、避難誘導

（3）災害発生時の応急対策

1) 被災状況調査の実施

住民支援班、子ども未来部および教育委員会は、応急対策等の方針を決定するため、以下の情報を各校・園長からの連絡もしくは現地調査により速やかに収集把握する。

- ア. 児童生徒等の被災状況
- イ. 教職員の被災状況
- ウ. 学校等の施設の被害状況
- エ. 社会教育施設の被害状況

2) 避難所開設時の対応

学校等において避難所が開設される場合は、学校等の長は、避難所の開設等に協力し、学校等の管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

この際には、次のような措置を講じるものとする。

- ア. 授業中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先としたうえで、学校等の施設の使用方法について市本部と協議する。
- イ. 各学校等の実情に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
- ウ. 避難所の運営は、避難所責任者が中心となって実施することになるが、発災初期は混乱

が予想されることから、学校等の長は、教職員とともに避難所運営に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業・保育が再開できるよう努める。

エ. 学校・園は、平常時から住民支援班との情報交換・連絡を行っておく。

オ. 学校・園へ避難してくる被災者は、児童生徒等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自主的な運営ができるよう、学校等、地域、保護者間で十分意思疎通を図っておく。

3) 災害復旧時の体制

ア. 学校等の長は、教職員および児童生徒等の状況を調査把握し、市本部に報告する。

また、学校等の再開に向けて、校・園舎内外の復旧・整備を行うほか、教科書等の給与に協力する。

イ. 住民支援班、子ども未来部および教育委員会は、被災した学校等ごとに必要な担当職員を定め、情報および指令の伝達体制を整える。

ウ. 住民支援班、子ども未来部および教育委員会は、応急教育計画に基づき、避難した児童生徒等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童生徒等の安全確保と激励に努める。また、学校等に収容できる児童生徒等は、学校等に収容し指導する。

エ. 学校等が避難所等になったことで授業または保育の再開が困難な場合は、住民支援班、子ども未来部および教育委員会は、当該学校等に対し支援職員や管理運営責任者の派遣を行い、場合によっては、他の公共施設の確保等により、早急に授業が再開できるようにする。

オ. 学校等の長は、災害の推移を把握し、子ども未来部および教育委員会と緊密に連絡を取り合い、平常時の学校等の運営に戻すよう努める。

3. 教科書等の調達および応急教育対策

(1) 教科書および学用品等の調達

住民支援班は、各学校単位で教科書および学用品の喪失、棄損状況等を速やかに調査し、教科書取扱店および市内小売業者に連絡してその確保に努める。なお、教科書については、被害状況を県教育委員会に報告し、県教育委員会は、これをもとに滋賀県教科書特約供給所に補給を依頼することになっている。

給与の対象、範囲は、災害救助法が適用された場合の基準に基づき、または準じるものとする。

(2) 授業料等の減免

被災により授業料等の減免が必要と認められる者については、関係条例および規則の定めるところにより、授業料減免の措置を講じる。

(3) 学校給食対策

災害発生時における学校給食は、薬剤師会等の協力を得るとともに、「学校給食衛生管理の基準」に基づき、特に施設および設備の消毒、さらに調理従事者等の健康管理を十分に行ったうえで実施する。なお、次の場合には、給食を一時中止する。

- 1) 学校給食施設が炊き出しのために使用される場合
- 2) 給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
- 3) 感染症その他危険の発生が予想される場合
- 4) 給食用物資の入手が困難な場合
- 5) 学校給食衛生管理の基準が満たされない場合

第25章 飲料水・食料・生活必需品等供給計画

【物資調達班・各対策班】

大規模災害が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止が予想されるため、市民に対する飲料水・食料・生活必需品等の供給に大きな支障が生ずるおそれがある。

このため、3日間程度に相当する量の物資は、各家庭および地区、自主防災組織が一体的に確保するものとする。

また、県および市は、それぞれ概ね1日に相当する量の物資を公的備蓄または流通在庫方式によって確保しており、さらに、県外から輸送される緊急物資の物資供給を行う方針であることから、必要に応じて県に応援要請を行う。

1. 飲料水給水対策

(1) 実施体制

飲料水の応急給水は、応急給水所の設置および水源から応急給水所への水の運搬は、被害対策班が実施する。

応急給水所の管理運営および被災者への給水活動は、住民支援班が実施する。

また、本市のみでは実施不能な場合は、滋賀県、近隣市町、日本水道協会滋賀県支部その他の関係機関に協力を求めるほか、自衛隊の出動を要請する。

(2) 災害発生後の措置

1) 被害状況調査の実施

本市において災害が発生した場合は、被害対策班が上水道関係事業者等の協力のもと、上水道施設の被害状況調査を実施する。なお、送配水管の被害調査については、道路管理者等の協力を得るものとする。

2) 給水の責任者

法令に定める特別の事情のある場合を除き、市が給水の責務を有する。

3) 応急給水資機材の調達

給水車、給水タンク、簡易給水槽、ポリタンク、残留塩素測定器等をあらかじめ備蓄等により確保しておくとともに、給水資機材に不足が生じた場合は、県、近隣市町および業者等の協力機関等から不足する資機材や給水車等の調達、借上げ等を行う。

4) 水源の確保

災害時の水源としては、浄水場の貯留水、配水池の貯留水があげられる。

特に地震災害時には配水池に設置されている緊急遮断弁を利用し飲料水を確保する。

(3) 給水の実施要領

1) 給水目標

給水量は、1日1人あたり3リットルを目安とする。

2) 給水の優先順位

医療施設、給食施設、福祉施設等、避難所等緊急性の高い場所を優先する。

3) 備蓄飲料水等の活用

災害初期の給水については、災害時のための飲料水を家族1人当たり3リットルとして3日分備蓄しておくよう周知をはかる事に対応するものとする。

併せて各家庭の防災対策として、応急給水所での給水のためのポリタンクの備蓄を推奨する。

4) 給水計画

災害収束後	住 民	市 本 部
災害発生後 24 時間程度まで	○原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 (3リットル/日・人を目安)	○水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 ○応急給水場所の設置 ○応急給水実施(病院等の緊急性の高い施設を優先) ○県、日本水道協会への応援要請
災害発生後 3 日目程度まで	○上記事項の継続 ○応急給水により飲料水確保 ○家庭用井戸の活用	○応急給水所で飲料水の給水実施 ○応急給水の状況、水道復旧の見込み等に関する広報の実施
災害発生後 4 日目以降	○上記事項の継続 ○応急給水活動に協力	○上記事項の継続 ○地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水

5) 応急給水の方法

応急給水の方法は次のいずれかによる事とする。

ア. 拠点給水

病院、コミュニティ防災拠点、避難所、公園等に給水槽を設置し、これへの飲料水を搬送する事によって拠点給水を実施する。

イ. 搬送給水

飲料水の入ったポリタンク等を貨物自動車等により搬送し、被災者へ給水を行う。

ウ. 仮設共用栓による給水

消火栓等を利用した仮設共用栓を設置し、それにより給水を行う。

6) 応急給水の広報

応急給水を実施するときは、防災行政無線により被災者に対し、応急給水の実施日時、場所、給水の方法等の周知を図る。

2. 食料の供給対策

(1) 実施体制

食料の確保、調達、供給および炊出しの実施については、物資調達班がこれにあたるものとする。

1) 供給の対象

ア. 避難所に収容された者

- イ. 住家の半壊等により炊事ができない者
- ウ. 災害地において救助活動その他の応急復旧作業に従事する者

2) 供給食料の内容

供給食料は、米飯の炊き出しを基本とするが、発災初期は、ライフラインの断絶等により調理が困難であることに配慮し、乾パン、パン、インスタント食品、麺類等の調理不要な食品を供給する。(乳幼児には牛乳、粉ミルクを供給)

また、米穀は、大半が玄米で保管されていることから、災害発生時には、農業協同組合の精米設備および電源を優先的に確保する。このほか、醤油、味噌、塩、梅干し等の副食、調味料もあわせて供給するものとする。

3) 食料の搬送・供給体制

簡易食料および炊き出しの搬送は、あらかじめ配車されている給食搬送車で対応するほか、必要に応じて、民間車両を借り上げるなど輸送力を確保する。

給食搬送車は、1台につき3人体制(運転者1名、補助員2名)とし、コミュニティ防災拠点や公園、避難所等へ搬送したうえ、地区、自主防災組織およびボランティア等の協力により供給を実施する。

(2) 食料の確保

1) 備蓄食料の供給

災害初期の食料は、各家庭の備蓄食料(あらかじめ家族1人当たり3食×3日分備蓄するよう呼びかける)を基本とするが、消費や被害の状況に応じて市の備蓄食料を備蓄倉庫から搬出し、仕分けのうえ供給する。

2) 協定に基づく食料の調達

物資調達班は、必要となる物資の種類、数量および搬送する場所を明らかにしたうえで、市が民間事業者やJAとの間に締結する協定に基づき、食糧等の供給を要請する。

3) 米穀の確保

ア. 災害救助法の適用を受けない場合

物資調達班は、「災害救助用米穀引渡申請書」により県に申請する。また、県の配給数量の決定により保管業者から現品を購入する。

やむを得ない場合は、電話等により県に連絡し、事後速やかに所定の手続きをとる。

イ. 災害救助法の適用を受けた場合

市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、以下の場合に県農政水産部および農林水産省近畿農政局から米穀の引き渡しまたは売渡を受けることができる。

また、引き渡しを実施する必要がある場合は、「災害救助用米穀引き渡し申請書」を知事あてに提出し承認を受けるものとするが、やむを得ない事情により提出が困難な場合は、申請書の内容を電信、電話等により県農業経営課長に連絡し、事後速やかに文書を提出する。

給食対象	限度数量	取扱者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1人1食当たり精米 200g	市長
罹災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	1人1日当たり精米 400g	市長
災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1人1食当たり精米 300g	作業実施責任 機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	1人1食あたり精米 200g	市長と災害発 生機関が協議

4) 副食物、調味料等の確保

副食物および調味料等については、可能な限り市内業者より調達し、困難な場合は、県に調達斡旋を要請する。

5) 避難行動要支援者用の食品および備品の確保

市内および近隣市町の食料品販売業者や社会福祉施設等の協力により、必要に応じて乳幼児や高齢者、重度身体障がい者などが必要とする特殊食および食器等の確保に努める。

- ア. 乳幼児用のミルク、ほ乳瓶、離乳食等
- イ. 嚥下の困難な高齢者や身体障がい者等のためのペースト状食品等
- ウ. その他、スプーン、フォーク、ストロー、蓋つき容器等
- エ. アレルギー疾患者に適した食品等

(3) 炊き出しの実施

1) 炊き出し実施計画の作成

物資調達班は、各学校給食センター等の調理能力等を考慮し、炊き出しの実施計画書を作成する。

2) 炊き出しの方法

ア. 要員の確保

炊き出しは、物資調達班の指示の下、各学校給食センターの専門職員が実施に向けた手配、調整にあたる。また、炊き出しの実施にあたっては、民間事業者への要請を行うこととするが、必要に応じて、地元婦人会、赤十字奉仕団等の協力を得る。

イ. 炊き出しの施設（場所）

主として、民間事業者への委託とする。なお、災害の状況等に応じて、調理場を有する学校給食センター、保育所、公民館等の公共施設を利用するほか、避難所近くの適当な施設を利用する。

ウ. 炊き出し上の留意事項

炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。

- a. 責任者は、炊き出しに関する事項を記録する。
 - b. 災害の状況により食器が確保されるまでの間は、にぎりめしと漬物、缶詰等の副食などを考慮する。
 - c. 支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。
- エ. 炊き出しの給食基準等
- 炊き出しその他による給食基準については、「災害救助法の適用」の早見表に準ずるほか、次の点に注意する。
- a. 金銭による支給は行わない。
 - b. 副食および燃料については、品目、数量とも特に制限はない。
 - c. 雑費は、品目の使用料金または借上料の他、茶、はし、荷札などの購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。
- オ. 食品の衛生管理
- 炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、次の事項に留意する。
- a. 炊き出しの施設は、衛生状況に留意して適切な場所を選定して設ける。
 - b. 炊き出し施設には、食糧、水を十分に供給する。
 - c. 供給人員に対して必要な器具および容器を確保し、備え付ける。
 - d. 炊き出し場所には、洗浄施設および器具の消毒、手指の消毒ができる施設を設ける。
 - e. 供給食品は、ハエその他害虫の駆除に十分留意する。
 - f. 使用原材料の仕入れおよび保管には十分注意する。

3) 被災地での炊き出し

必要に応じて避難所、被災地等において炊事用具を調達したうえで炊き出しを実施する。また、被害が比較的軽い地区では、地区の役員、自主防災組織等による炊き出しの実施を要請する。

4) 応援要請

市本部は、炊き出しに関し応援の必要があるときは、県地方本部を通じ県本部に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

ア. 物資の確保

- a. 所要物資の種別および数量
- b. 物資の送付先および期日

イ. 炊き出しの実施

- a. 所要食数（延べ人員数）
- b. 炊き出し期間
- c. 炊き出し品の送付先および責任者の氏名

表：炊事・施設等の必要資機材例

炊具等	緊急用湯沸器具（ミルク処理を含む）、カセットコンロ、ミニボンベ、プロパン、大鍋、やかん、食器等（学校備品等を活用する）
施設用	防水シート、発電機、投光機、コードリール、トランジスタメガホン、強力ライト等

表：市内炊き出し施設

施設名	所在地	連絡先	給食調理能力 (1日当り)
マキノ学校給食センター	マキノ町蛭口 601	27-0360	1,000 食
今津学校給食センター	今津町弘川 243-1	22-2091	1,550 食
安曇川学校給食センター	安曇川町田中 635-5	32-0072	2,000 食
新旭学校給食センター	新旭町新庄 891	25-7080	1,500 食

表：時間経過による食料供給対策

経過時間	住民	市本部	県本部
発災後 24時間程度 まで	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、各家庭の備蓄食料で対応 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況、住民避難状況等の把握 備蓄食料の供出 市内業者からの食料調達 県本部への応援要請 災害救助法適用の申請 	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法を適用 契約業者への払い出し準備を指示 滋賀県トラック協会等に輸送の協力要請 相互応援 流通業者への協力要請(流通在庫の供出) 必要に応じて広域応援依頼
発災後 3日目程度 まで	<ul style="list-style-type: none"> 上記の継続 配給により食料を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 食料供給場所の設置 県備蓄食料の受け入れ 避難所等への食料輸送・供給 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄食料の払い出し実施 国、関西広域連合、応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、市本部の食料供給活動を支援
発災後 4日目以降	<ul style="list-style-type: none"> 上記の継続 可能な範囲で炊事、調理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の継続 市外からの食料を避難所等に輸送・供給 炊き出しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県外から輸送される物資の受入れ 市本部の食料供給活動を支援

※1 災害発生時における食料の供給は、原則として炊き出し等によるが、災害収束後3日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、食料の供給は公的備蓄の供出および流通在庫方式による調達によって実施する。そのため、食料の備蓄にあたっては、調理の不要な食品を備蓄するよう努める。

※2 災害収束後4日目程度からは、炊き出しおよび被災地域外からの緊急輸送物資等によって食料を供給する。

※3 食料の供給にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品の調達・供給に配慮する。

※4 食料の供給は、避難所に収容された者、住家の半壊等により炊事ができない者等を対象とする。

3. 生活必需品等の供給対策

(1) 実施体制

平常時より、生活必需品等の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置を講じる。災害発生時には、物資調達班は、速やかに生活必需品等供給計画を確立し、それに基づき、被災者に対し生活必需品を給与または貸与することにより被災者の生活の安定を図る。

また、救援物資の受付については物資調達班が、物資の搬送車の手配、防災関係機関への応援要請については本部運営班が担当する。

また、県は、概ね1日に相当する量の生活必需品を公的備蓄、または、流通在庫方式によって確保しており、さらに県外から輸送される緊急物資の供給を行う方針であることから、必要に応じて県に応援要請を行うものとする。

(2) 供給品目

災害救助法による生活必需品等の給与または貸与は、災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失または毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状況にある者を対象とする。

生活必需品については、以下の品目を目安に物資の確保にあたる。

なお、災害救助法が適用された場合の供給の基準は別に定めるところによる。

No.	項目	内容
1	寝具	就寝に必要な最小限度の毛布および布団等
2	衣服	外衣（作業衣、婦人服、子供服等の普段着）および肌着（シャツ、パンツ、ズボン下、襦袢等）
3	身回り品	タオル、手拭等
4	炊事用具	なべ、かま、包丁、バケツ、ガス器具等
5	食器	茶碗、汁椀、皿、はし等
6	日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、カイロ等
7	光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガスおよび器具等
8	衛生用品	紙おむつ、生理用品等

(3) 救援物資の確保と配分

1) 備蓄物資

物資調達班は、備蓄倉庫に備蓄されている毛布、マット等の物資を、ボランティア等の協力により仕分けしたうえ、コミュニティ防災拠点または避難所へ直接移送し、被災者に配布する。なお、物資の輸送は、本部運営班による配車（運転手、助手各1名）を受けて行う。

2) 救援物資の調達

物資調達班は、被災者に必要な救援物資品目を調査し、市内小売業者等から必要な物資を調達する。なお、市のみで対応できないときは、県本部に対し物資の調達を要請する。

3) 物資の受入れ

各地から寄せられる救援物資は、物資調達班が受付窓口となり、品目、数量などの確認を行ったうえ、その都度、地区本部等に引き渡す。

なお、物資が大量の場合は、市内輸送拠点に直接搬送するよう指示し、現地にて確認を行う。

4) 物資の仕分けおよび配分

物資調達班および地区本部は、公用車（トラック、ダンプ）または本部運営班が手配した物資の搬送車により市内輸送拠点に物資を移送し、ボランティア等の協力により仕分けのうえ移送し、被災者への物資の配分を実施する。

また、被害状況や被災者の世帯構成を調査把握し、必要な物資および数量を定めて、公平な配分に努める。さらに、管理簿により需給状況を記録し、市本部に報告する。

5) 災害救助法が適用された場合

ア. 措置

物資の調達および市本部への引き渡しは、原則として知事が行う。

市本部は、次の対策を講ずる。

(ア) 本部運営班および物資調達班は、世帯構成別被害状況に基づき配分計画をたてる。

(イ) 配分計画に基づき必要量を県に要請する。

(ウ) 県から送付された物資は、配分計画に基づき、区長・自治会長等の協力を得て、物資調達班および地区本部が連携して給与・貸与を行う。

イ. 費用の限度および期間

第3編第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

6) 支援物資調整所の設置

災害対策本部に「支援物資調整所」を設置することとし、協定団体会員（農業協同組合、滋賀県トラック協会湖西支部）の常駐により、支援物資の受入、仕分けなど配送を円滑に進める体制を構築する。

表：時間経過による生活必需品の供給対策

経過時間	住民	市本部	県本部
災害発生後 24時間程度まで	○住民相互支援により対応	○被災状況、住民避難状況等の把握 ○備蓄物資の供出 ○県本部への応援依頼	○契約業者に物資払い出しの準備を指示 ○滋賀県トラック協会等に輸送協力要請 ○流通業者への協力要請 ○必要に応じて広域応援依頼
災害発生後 3日目程度まで	○上記事項の継続 ○市等による供給により生活必需品を確保	○供給場所の設置 ○県備蓄物資の受け入れ ○避難所等への物資輸送 ○避難所等での物資供給	○備蓄物資の払い出し ○関西広域連合、応援主管府県、自衛隊等との連携のもと、市本部の活動を支援
災害発生後 4日目以降		○上記②の継続 ○県外から輸送された物資を避難所等に輸送・供給	○上記の継続 ○県外から輸送された物資の受入れ

4. 燃料供給計画

市本部は、県と連携し、燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう平時から必要な措置を講じるものとし、災害発生により必要となった際には、速やかに燃料供給計画を確立し、それに基づき供給することにより、災害応急対策活動の確保を図る。

(1) 状況の確認と連絡体制の確保

市本部および県本部は、適切な燃料供給計画を実施するため、県は県内への燃料供給状況や国、元売り会社の対応状況等について、市は各地域の給油所の被災状況について速やかに確認し、滋賀県石油商業組合高島支部等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

(2) 対象車両の選定

市本部および県本部は、限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、優先供給すべき車両を選定する。

(3) 燃料の供給

県は、滋賀県石油商業組合高島支部（以下「組合」という。）と災害時の応援協定を締結する。災害時には組合に対し、燃料供給の依頼を行うとともに、対象となる車両に対し、優先給油対象の明示を実施する。組合は、県の依頼に対し、対応可能な範囲で優先供給を実施する。

(4) 燃料の確保

県は、滋賀県石油商業組合高島支部等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることを避けるため、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。

(5) 市民への広報

市本部は、県本部と連携し、給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

(6) 燃料供給拠点へのアクセス道路の優先啓開について

道路管理者は「第15章道路施設応急対策計画」で定められた優先順位に基づき道路の応急復旧を行うが、災害時にエネルギー供給の「最後の砦」ともいわれる石油製品を製油所・油槽所から配送および中核SS・小口燃料配送拠点・住民拠点SSへ供給するための主要なアクセス道路の優先啓開についても検討を行う。

拠点の種類	役割
住民拠点SS（サービスステーション）	自家発電設備や大型タンクなどを備え、災害などが原因の停電時にも継続して給油できる住民向けのガソリンスタンドのこと
中核SS（サービスステーション）	自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となるガソリンスタンドのこと。中核SSは、災害時に救急車両（消防車や警察車両等）に対して優先給油を行う役割を担う。
小口燃料配送拠点	小型タンクローリーが災害拠点病院や避難所などへ給油するための拠点となる給油所のこと

第26章 義援金品の受付および配分

【本部運営班、物資調達班、住民支援班、地区本部】

1. 実施体制

義援金品の受付、物資の配送車の手配、防災関係機関への応援要請については、本部運営班が担当する。災害発生時において被災地の状況等を十分考慮し、市内外から災害義援金品の募集・受入を行う。

また、義援金品の受付については、市、県その他関係機関が受付窓口を設けて行う。受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

2. 義援金の受付および配分

(1) 義援金の募集

義援金の募集は、原則として市、県、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により募集・分配委員会を構成し、被災地の状況を十分に考慮しながら各団体が協力共同で行う。

なお、市においても補足的に義援金の募集を行う。

(2) 義援金の受付

義援金の受付は、市、県および関係団体において、必要に応じ受付窓口を開設して行う。

市では、本部運営班が受付窓口を開設し、以下の要領で受付および引継ぎを実施する。

ア. 受付の際は「義援金品抛出者名簿」に記入のうえ、寄託者に対し「義援金受領書」を発行し、授受についての記録を整備する。

イ. 受け付けた義援金は、その都度「義援金引継書」を添えて関係団体へ引継を行う。何らかの理由により引継を行えない場合は、金融機関へ預け入れる等、確実な方法で保管する。

(3) 義援金の配分

本部運営班は、被災者の状況等の調査を行い、募集・分配委員会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。なお、配分対象は、以下のとおりとする。

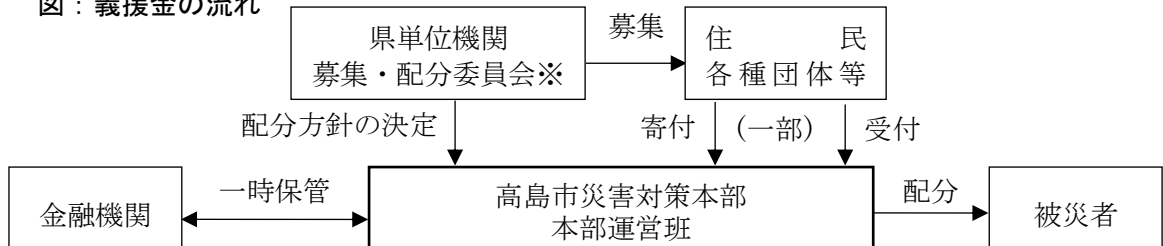
ア. 死者（遺族）

イ. 災害により障がい者となった者・重傷者

ウ. 住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯

エ. その他、災害の状況に応じて協議会で決定する者

図：義援金の流れ



※県単位機関：県、被災市町、日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体を指す。

3. 義援物資の受付および配分

(1) 義援物資の募集

本部運営班は、災害発生後すみやかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、県および関係機関の協力のもと義援物資の募集を実施する。その際、報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

- ア. 被災地において必要とする物資
- イ. 被災地において不要である物資
- ウ. 当面必要でない物資
- エ. 義援物資送付の際の留意事項
 - a. 送付者において仕分を徹底すること
 - b. 腐敗物、危険物等の送付を差し控えること

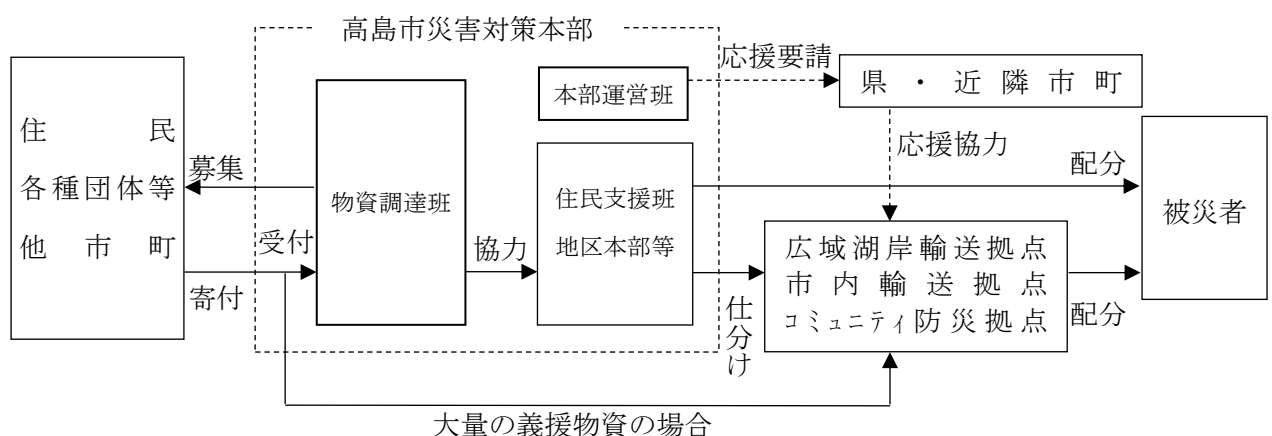
(2) 義援物資の受付

物資調達班は、必要に応じて、義援物資の受付窓口を設け受付を行うとともに、大量の物資の受入れについては、直接広域輸送拠点、市内輸送拠点またはコミュニティ防災拠点に搬送するよう指示する。また、義援物資の搬入、集積、仕分けについては、物資調達班がボランティア等の協力のもと実施するものとするが、本市のみで対応が困難な場合は、県および近隣市町に協力を要請する。

(3) 義援物資の配分

物資調達班は、住民支援班および地区本部等と協力して、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。なお、被災者の状況等について十分に考慮し、公平な配分を行う。

図：義援物資の流れ



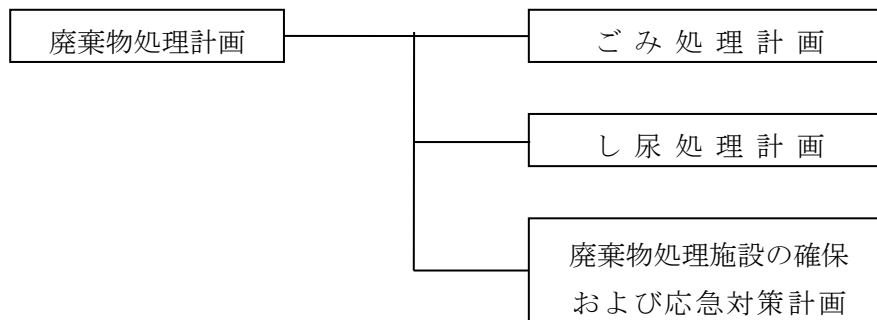
第27章 災害廃棄物処理計画

【環境衛生班、被害対応班】

1. 計画方針

道路、住家等に流れ込んだ土砂・瓦礫等の障害物を速やかに除去し、市内交通や住民生活の確保を図るとともに、高島市災害廃棄物処理計画（令和元年10月）に基づき、これらの土砂・瓦礫、ごみ、し尿等の廃棄物処理を適正に行い、被災地の環境衛生の健全化を図る。

災害時における廃棄物等の処理については、環境衛生班がこれにあたる。なお、市のみでは対応が困難な場合は、一般廃棄物処理業者、近隣市町または県の応援を要請する。



2. 障害物の除去

道路や家屋内の障害物の除去については、その対象を以下のようなものに限定し、被害状況に応じて、被害対応班、一般社団法人 滋賀県建設業協会高島支部、自主防災組織およびボランティア等の協力のもと速やかに実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の障害物の除去に関しては、別に定める基準に準じる。

- (1) 住民の生命等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川の溢水防止と護岸等の決壊防止など、水防活動を実施するために必要な場合
- (4) そのほか公共的立場から除去が必要な場合

3. ごみ処理

(1) 一時保管場所の指定

廃棄物の量が処理場の能力を超える場合に備え、環境保全に支障のない市有地等の大規模休閑地を一時保管場所として確保し、廃棄物を分別のうえ積み置きする。

一時保管場所については、あらかじめ選定しておくものとするが、冬季における対応も考慮し、積雪の少ない場所を選定するものとする。

また、県では、(一社)滋賀県産業資源循環協会との間に災害廃棄物処理に関する災害時応援協定が締結されていることから、県に対し支援要請を行うとともに、県を通じ、他自治体のごみ処理施設における災害廃棄物の受け入れ支援について要請を行う。

(2) ごみ処理

1) 処理方針

ごみ処理にあたっては、その対象を次のような応急的なものに限定し、関係各機関の協力により速やかに実施する。

なお、被災者は、ごみの搬出の抑制と自己処理に努めるとともに、搬出にあたっては可燃・不燃・資源等に分別するよう協力するものとする。

- ア. 住民の生命等を保護するため、速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- イ. 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- ウ. 河川の溢水防止と護岸等の決壊防止など、水防活動を実施するために必要な場合
- エ. そのほか公共的立場から除去が必要な場合

2) 日常型廃棄物の処理

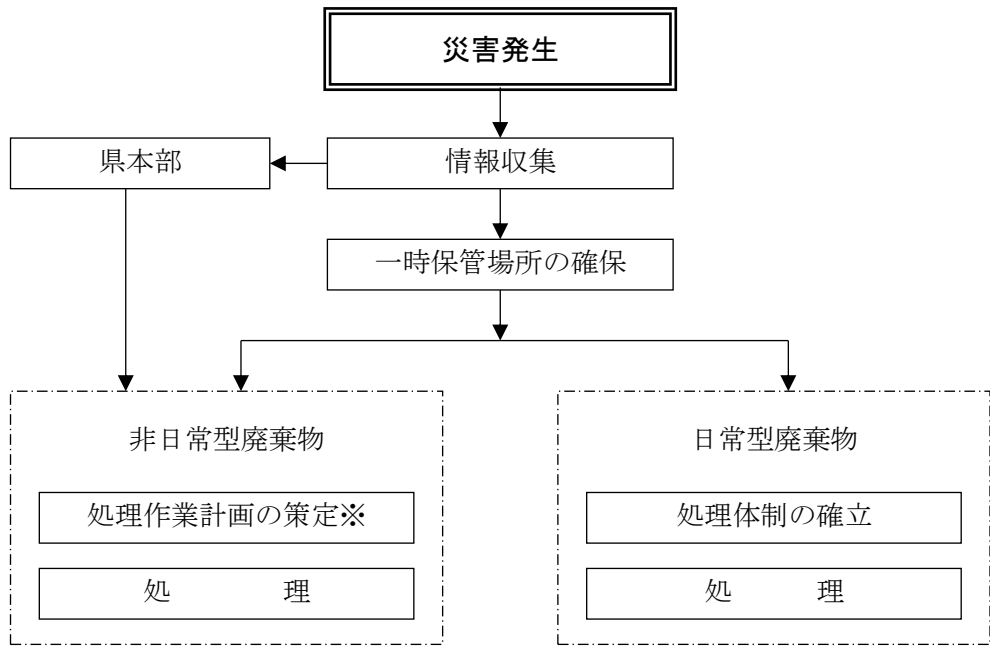
日常型廃棄物（災害時だけでなく、日常的に発生する一般ごみ）の処理は、高島市環境センターで行うが、被災地における環境保全の緊急性に配慮し、平常作業員だけでなく、臨時雇上げ、応援職員、ボランティア等の協力を得て迅速な収集、処理にあたる。

- ア. 生ごみなど腐敗性の高い廃棄物について、特に迅速な収集処理を行い、被災地の防疫に努める。
- イ. 被災者に対して、ごみの搬出抑制、自己処理、ごみの分別（可燃、不燃、資源等）への協力を呼びかける。

3) 非日常型廃棄物の処理

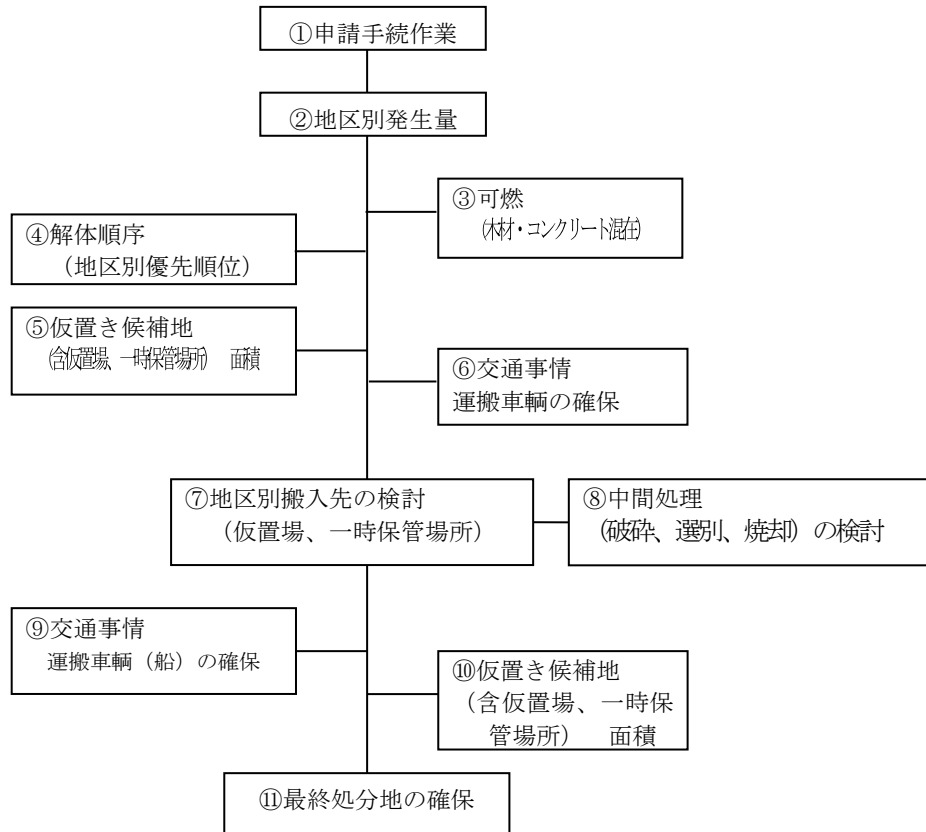
非日常型廃棄物としては、倒壊家屋の瓦礫等、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋上塔等の破損落下物を想定し、これらの排出量を家屋一戸あたり概ね 20 t とする。また、環境衛生班は、最終処分地、応援の状況等を考慮のうえ処理作業計画を策定し、これに基づき処理を実施する。

図：ごみ処理の活動フロー



※処理作業計画については、市内の地区別廃棄物発生量の推定、解体順序（地区別）、一時保管場所の許容量、交通事情（運搬車両の確保等）、最終処分地、中間処理（粉碎、選別、焼却）等を十分検討のうえ策定する。

図：非日常型廃棄物処理作業計画フロー



4. し尿処理

倒壊家屋、流失家屋等の汲取式便槽のし尿および浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、速やかに収集処理を行う。また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶により、トイレが使用できなくなることが予想されるため、仮設トイレを迅速に設置する。

これらの対策の実施にあたっては、被災者1人当たり1.4リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

(1) 収集・処理方法

被災状況に応じて市の許可業者と連絡を取り、被災者が集中する地区を優先して収集にあたり、速やかな処理に努める。

ア. 不用となった便槽等に貯留されているし尿、汚泥等についても早急に収集する。

イ. 収集が市単独では対応不可能になった場合は、県を通じて近隣市町に応援を要請する。なお、他市町からの応援作業は、市の収集体制の整った状態から7日間を応援作業の限度とする。

ウ. 収集したし尿は、し尿処理施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、近隣市町等に処理を要請する。

(2) 仮設トイレの設置

水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶によってトイレが使用できなくなることが想定されるため、地域ごとに必要な数の仮設トイレを設置する。

また、避難所では、多数の被災者による利用が想定されるため、迅速に仮設トイレを設置するよう努める。そのため、平素から仮設トイレの備蓄に努めるほか、必要に応じて近隣市町等から借用できるよう県本部に援助の要請を行う。

5. 廃棄物処理施設の確保および応急対策

廃棄物処理施設に設備の被害が生じると適正な維持管理および運営が困難となり、環境に影響を及ぼすおそれがあることから、平素から施設の管理を十分に行い、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図る。

また、管内処理施設に搬入できない場合には、期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、円滑に廃棄物処理活動が行われるよう万全を期す。

第28章 住宅応急対策計画

【本部運営班、被害対応班】

災害による住宅の倒壊、流失、破損等のため居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被災者を対象として、被災住宅の応急修理および応急仮設住宅の設置・供与を実施し、被災者の生活の早期安定を図る。

なお、実施にあたっては、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者に対して十分な配慮を行う。

1. 実施体制

本市における住宅対策は、被害対応班が中心となって実施するが、このうち応急仮設住宅の建設については、基本的に県が実施することになっている。

被害対応班は、応急危険度判定士による応急危険度判定、応急修理、市営住宅の確保、入居斡旋および応急仮設住宅の建設場所の選定等を実施し、罹災証明発行に伴う被災家屋の被害調査は本部運営班が、仮設住宅の入居斡旋、入居者の選定および退去の処置等については、被害対応班が担当する。

2. 家屋等の被害状況調査

(1) 初動段階における被災家屋の概要把握

参集職員により構成する被害調査班を編成して、災害発生直後における住宅家屋の現地調査をはじめ、自主防災組織、消防団等への聞き取りなどにより被害の程度、棟数など大まかな概要把握（1次調査）を行う。

本部運営班は、罹災証明発行のため、1次調査の結果を確認して補足調査（2次調査）を行う。

(2) 建築物応急危険度判定の実施

本部運営班は、被災後7日以内を目途に、判定実施本部を立ち上げ、県本部の協力を得て、災害発生後速やかに被災建築物の応急危険度判定を実施し、所有者および管理者等に周知する。

また、人員確保のため、県を通じ他自治体職員の派遣を要請する。

1) 応急危険度判定の事前準備

被害対応班は、県と連携し、被災建築物等における応急危険度判定の実施に向けて、以下の準備を行う。

ア. 応急危険度判定士の確保

被害対応班は、県に応急危険度判定士の確保を要請する。

イ. 応急危険度判定士の受入施設の確保

被害対応班は、本部運営班と協議して、応急危険度判定士の受入施設を確保する。

ウ. 作業実施のための準備

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①応急危険度判定士の名簿作成 | ④担当区域の割当 |
| ②判定に必要な資料の準備 | ⑤判定作業に必要な資機材の確保 |
| ③判定統一のための打合せ | |

2) 応急危険度判定の実施

被害対応班は、応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物等の応急危険度判定を実施する。

被災建築物の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に従い実施する。

3) 判定結果の表示および周知

ア. 危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入口など見やすい場所に貼り付ける。

イ. 応急危険度判定結果により「危険」または「要注意」と判断された建築物は、二次災害防止のため、その意味を十分住民に周知することとする。

ウ. 他にも、「被災宅地危険度判定」や罹災証明発行のための「被害家屋調査」が実施されることから、調査の差異やその目的等について判りやすい広報に努める。

4) 危険と判断された建築物の所有者への対応

被害対応班は、「危険」と判定された建築物の所有者および管理者の相談に優先的に対処し、修理または復旧等を促進する。

表：応急危険度判定結果の区分およびステッカー

判定結果	危 険	要 注 意	調 査 済
ステッカー			
判定内容	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高く、使用および立ち入らないことが望まれる。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。	建築物の損傷が少ない。

(3) 被災宅地危険度判定の実施

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）による被災宅地危険度判定を実施し、被害発生状況の的確な把握と二次災害を防止・軽減する。

1) 被災宅地危険度判定の実施準備

本部運営班は、県と連携し、被災宅地危険度判定に向けて準備を行う。

ア. 被災宅地危険度判定士の確保

本部運営班は、県に被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

イ. 被災宅地危険度判定士の受入施設の確保

本部運営班は、総務班と協議して、被災宅地危険度判定士の受入施設を確保する。

ウ. 作業実施のための準備

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①被災宅地危険度判定士の名簿作成 | ④担当区域の割当 |
| ②判定に必要な資料の準備 | ⑤判定作業に必要な資機材の確保 |
| ③判定統一のための打合せ | |

2) 被災宅地危険度判定の実施

本部運営班は、宅地判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する。

宅地判定士は、被災した擁壁、法面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

3) 判定結果の表示および周知

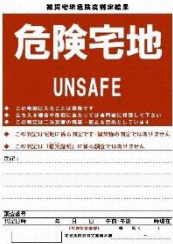


ア. 被災宅地危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）をその宅地等の見やすい場所に表示する。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、問合せ先等を記載する。

イ. 調査の目的等は、住民に対して十分広報するとともに、「危険」または「要注意」と判断された宅地については、二次災害防止のためその意味を十分に周知する。

4) 危険と判断された宅地の所有者等への対応

本部運営班は、応急危険度判定により「危険」と判断された宅地の所有者または管理者からの相談に優先的に対応し、修理・復旧等を促進する。

表：被災宅地危険度判定結果の区分およびステッカー

判定結果	危 険	要 注 意	調 査 済
ステッカー			
判定内容	宅地への立ち入りは危険である。	宅地に入る場合には、十分な注意が必要である。	宅地の被害は少ないと考えられる。

(4) 被災家屋調査の実施

本部運営班は、被害対応班と協力して、被災した建築物に係る罹災証明の発行に伴う被害家屋調査を実施する。

1) 第一次被害家屋調査

第一次被害家屋調査は、次の手順で行う。

- ア. 調査実施計画の策定
- イ. 調査員の確保

ウ. 調査備品等の準備

- (ア) 調査携帯品の調達、準備（調査表の作成等）
- (イ) 調査用地図の用意（住宅地図等）
- (ウ) 調査員運搬用車輦の手配

エ. 参考資料の整理

- (ア) 建築物応急危険度判定による調査結果
- (イ) 消防本部による火災の調査結果

オ. 調査体制

調査は、本部運営班を中心に実施する。なお、必要がある場合は県に応援を要請する。

調査種別	調査員	調査方法
第一次被害家屋調査	2人1組	外観による目視調査

カ. 判定基準

判定にあたっては、内閣府政策統括官（消防担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号。警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて）」に基づき、1棟全体で表面的な状況をもとに部位別に家屋被害の判定を被害家屋損害割合判定表により行う。

キ. その他

本部運営班は、罹災者台帳を作成し、罹災証明に関する必要事項を広報する。

2) 第二次被害家屋調査

第一次被害家屋調査の判定結果に異議申出があった家屋および第一次被害家屋調査ができなかった家屋について、所有者または管理者の申出に基づき第二次被害家屋調査（再調査）を実施する。

ア. 判定基準

判定にあたっては、内閣府政策統括官（消防担当）通知「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号。警察庁警備局長、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長、中小企業庁次長、国土交通省住宅局長あて）」に基づくが、判定が困難なものは、判定委員会を設置し、委員会の意見を踏まえて市長が判断する。

なお、判定委員会は、次の者の中から市長が委嘱する。

- ① 専門知識を有する建築士
- ② 不動産鑑定士
- ③ 学識経験者等から市長が委嘱する者

3. 応急仮設住宅の設置・供与

(1) 入居者の選定

本来、応急仮設住宅の入居者の選定は、県の所管業務であるが、その業務は市に委託されている。被害対応班は、十分な調査を実施したうえ、災害により住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、以下の要件を満たす者を対象として入居者を選定する。

また、供給戸数の一定割合については避難行動要支援者を優先的に入居させるよう努める。

- 1) 住家が焼失、倒壊して、居住不能の状態にある者
- 2) 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない者
- 3) 住宅を賃借し、または購入するための資力がない者

(2) 応急仮設住宅の設置場所

応急仮設住宅の建設は、基本的には県の業務であるが、被害対応班は住宅の建設が円滑に実施されるよう、建設適地の選定を実施する。また、応急仮設住宅の建設にあたっては、プレハブ建築協会や県建設業協会等の関係団体の協力のもと実施する。その際、段差の解消やスロープや手すりなどの設置を図り、高齢者・障がい者に配慮した構造の応急仮設住宅を建設するように努める。

なお、応急仮設住宅建設用地については、市立公園、市立スポーツ施設グラウンド、未利用市有地など、約 3,150 棟分の候補地を選定しているが、不足する場合には、公営住宅（県営・市営）空き部屋の提供をはじめ、民間賃貸住宅空き部屋の提供などについて、連携した対応ができるよう調整を行う。

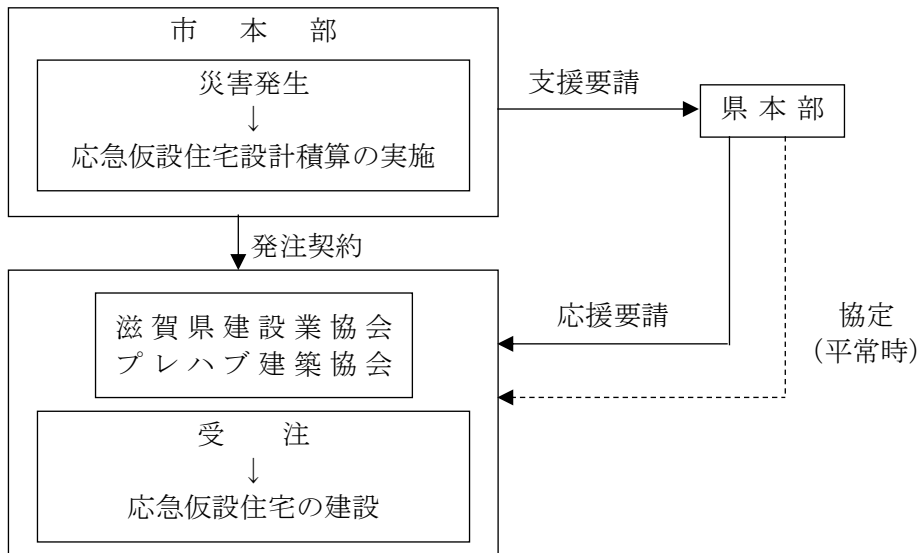
1) 建設場所

被害対応班は、二次災害の危険性や給排水施設の整備状況等を勘案のうえ、適地を選定する。

2) 建設戸数、規模、費用の限度、着工期間

災害救助法が適用された場合の基準によるものとする。（災害救助法が適用されない場合も同基準に準じて行う。）

災害救助法が適用された場合は、県が、応急仮設住宅の建設を実施する。市は、県の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるため建設用地を迅速に確保するよう努める。



(3) 応急仮設住宅の建設

- 1) 建設にあたっては、段差の解消、スロープや手すりの設置など、高齢者、障がい者等に配慮した構造となるよう努める。
- 2) 応急仮設住宅の入居者選定にあたっては、一定割合の住宅について避難行動要支援者を優先的に入居させるように努める。
- 3) 高齢者、障がい者等が入居する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、避難行動要支援者の日常生活機能の確保と健康維持を図る。
- 4) 同一敷地内または近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会などに利用するための施設を設置するとともに、必要に応じ、福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）についても設置するよう努める。

(4) 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を提供するための仮設建物であり、その目的が達成されたときは、撤去されるべき性格のものであることから、被害対応班は、あらかじめ入居者に対しこの趣旨を説明し、理解を得ておくとともに、適切な時期から住宅の斡旋等を積極的に行う。

1) 応急仮設住宅の供与期間

完成の日から2年以内（災害救助法が適用された場合の基準であるが、それ以外の場合もこれによる。）

2) 目的達成後の措置

災害救助法およびその運用方針に基づき、または準じて対応する。

4. 公営・民間住宅等の確保・供給

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理では住宅対策がままならない場合は、市営住宅の空家をはじめ、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県営住宅および民間住宅の確保を行い、被災者の入居斡旋を行う。

5. 被災家屋の応急修理

(1) 応急修理対象者

災害により住家が半壊または半焼もしくは、これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では被災家屋の応急修理ができない者、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程に住宅が半壊した者、また応急修理を行うことによる避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合であって、かつ応急仮設住宅（民間賃貸住宅等の借り上げを含む。）を利用しない者が対象者となる。

(2) 応急修理

住宅の応急修理は、被災家屋の居室、炊事場および便所等、日常生活に必要な最小限度の部分とし、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合は、県が、最低限日常生活に欠くことのできない部分について、被災家屋の応急修理を実施する。ただし、知事から委託された場合は、市が実施する。

(3) 戸数、費用の限度、期間等

応急修理の戸数、費用の限度、期間等については、災害救助法が適用された場合の基準に準じる。

第29章 避難行動要支援者対策

【各対策班、自主防災組織、県健康医療福祉部】

災害発生時には、避難行動要支援者は、迅速かつ的確な避難行動をとることが困難であり、特に危険にさらされるため、特別な配慮を持って適切な応急対策を講じる。

1. 市による避難行動要支援者対策

住民支援班およびその他の災害対策班は、各班に分担された災害応急対策活動を実施するにあたっては、災害によって弱い立場に置かれた避難行動要支援者に十分配慮するとともに、事業所や地域住民にも協力を呼びかけるものとする。

表：災害応急対策における避難行動要支援者対策

関係する活動	配慮点および具体的対策
広 報	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人、視覚・聴覚障がい者などは情報面で孤立するおそれがあることから、これらの人々への確実な情報伝達を心がける。 ○文字、音声その他の多様な手段により、繰り返し広報を実施する。 ○外国語パンフレットを作成し配布する。 ○避難所における専用掲示板・相談窓口の設置、語学・手話ボランティアの派遣、各個人への直接情報伝達する。 ○地域住民に対し協力を呼びかける。
車両の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、身体障がい者、乳幼児等の避難、避難所の変更、社会福祉施設への一時受入れ等に伴い車両による移送を行うときは、必要に応じて車両の確保、各班への配車等を行う。
義援物資	<ul style="list-style-type: none"> ○義援物資を募集する際は、避難行動要支援者のための特殊食品、生活用品等の必要物資について、必要品目および数量を報告により把握したうえ、住民・関係団体等に協力を呼びかける。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動時における避難行動要支援者のサポート（必要に応じて車両での搬送を実施する）
避難所運営・物資配給他	<ul style="list-style-type: none"> ○介護スペースやミルク、おむつなど、食品や設備に特別の配慮を必要とする避難行動要支援者について、的確な避難生活の支援対策を実施する。 ○特別な扱いを必要とする避難行動要支援者を福祉避難所へ移送 ○福祉避難所の運営支援 ○避難行動要支援者の一時受入が可能な社会福祉施設の確保、斡旋 ○保育園児の一時受入が可能な保育所での臨時預かり ○介護、支援を行うボランティアの確保、派遣 ○相談窓口の設置、受付（施設への一時入所の斡旋、生活保護、法律相談、各種情報の提供など）
医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅要援護者の巡回診療 ○精神科医やカウンセラーによる精神的ダメージのケア
住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅、応急仮設住宅への優先的入居
商工業対策	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所における外国人就業者への支援（指示、呼びかけ）
観光客対策	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人、観光客等の安全対策（指示、呼びかけ）
学校における 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○園児、児童および生徒の安全対策 ○臨時休校・休園による下校時の園児、低学年児童、障がい児等の安全対策

2. 自主防災組織およびボランティアによる避難行動要支援者対策

(1) 自主防災組織による対策

自主防災組織は、自らが中心となって地域住民と協力し、各地域の避難行動要支援者についてのサポート体制をあらかじめ整えておくとともに、災害時には、市、消防団および関係機関と協力して、地域ぐるみで以下のような支援を実施するものとする。

また、高齢者等の避難行動要支援者は、災害時に精神的なショックを受けやすいことから、家族や隣近所などの顔見知りや励まし、相談を受けるなどして精神面をサポートするとともに、平常時から地域住民に対して理解と協力を呼びかけるものとする。

- 1) 安否確認および救出救護
- 2) 避難行動要支援者への災害情報伝達についての協力
- 3) 避難行動時の避難行動要支援者のサポート
- 4) 避難所や在宅の避難行動要支援者に対する介護チームの結成

(2) 専門ボランティアによる対策

住民支援班は、高島市社会福祉協議会と連携し、状況に応じて以下のような専門ボランティアの協力を得て、避難行動要支援者に対する支援を実施する。

- 1) 語学ボランティア
外国人被災者への情報伝達、各種相談の仲介、精神的な支援活動等
- 2) 要約筆記および手話ボランティア
聴覚障がい者への情報伝達、各種相談の仲介等
- 3) 医療、助産ボランティア
在宅避難行動要支援者の巡回診療、各種相談受付
- 4) 介護ボランティア
体が不自由な者の介助・支援体制づくり

3. 洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等に対する対策

県等によって調査された結果を受けて、特に注意が必要な施設を抽出し、災害時における連絡手段を確立するとともに当該施設管理者等と協力して、必要な措置を講じる。

(1) 洪水浸水想定区域内に所在する施設等

洪水浸水想定区域内に所在する施設等については、高島市内の洪水浸水想定区域を参考に資料編で具体的に示す。

[資料編 p116-120 : III_2 「(1) 浸水想定区域内の社会福祉施設等」]

(2) 災害時の情報連絡体制

災害時に必要な情報を、「第9節 情報収集連絡計画」に基づき伝達する。

また、平常時から本計画に指定した社会福祉施設等に対して、防災行政無線の戸別受信機を配備するように努めるとともに、施設管理者等と協力して迅速な情報伝達体制を確保する。

ア. 社会福祉施設等に対する情報伝達

情報は原則、本部運営班が防災行政無線により伝達することとし、テレビ、ラジオ、インターネット等も活用する。

イ. 切迫する事態の対応

切迫する状況においては、本部運営班が各施設に対して次の方法により情報を伝達する。

- ①電話等による直接連絡
- ②広報車による広報（消防団への協力要請を行う場合もある）
- ③使者、伝令による伝達

（3）提供する情報の内容

- ア. 気象、雨量およびその他注意に関する情報
- イ. 氾濫注意水位および避難判断水位到達に関する情報
- ウ. 高齢者等避難
- エ. 避難指示に関する情報
- オ. その他避難等に必要な情報

（4）管理者の対応

- ア. 必要な情報の収集に努める。
- イ. 市および関係機関への連絡に努める。
- ウ. あらかじめ定める計画に基づき、余裕をもった避難等の対策に努める。
- エ. 平常時から、施設間で応援協力体制や災害時の安全な避難対策に関し検討する。

4. 土砂災害警戒区域内における社会福祉施設等への対策

土砂災害の防止に関する法律によって、県が指定した警戒区域および特別警戒区域内に存在する社会福祉施設等を把握し、災害時における連絡手段を確立するとともに、施設管理者等と協力して必要な措置を講じる。

（1）土砂災害警戒区域および特別警戒区域内に所在する施設等

土砂災害警戒区域に所在する施設等については、高島市内の土砂災害警戒区域を参考に資料編「土砂災害警戒区域内における社会福祉施設等一覧」で具体的に示す。

[資料編 p121:Ⅲ_2 「（2）土砂災害警戒区域および特別警戒区域内に所在する施設等」参照]

（2）情報連絡体制等

災害時に必要な情報を、「第7節 情報収集連絡計画」に基づき伝達する。

また、平常時から本計画に指定した社会福祉施設等に対して、防災行政無線の戸別受信機を配備するように努めるとともに、施設管理者等と協力して迅速な情報伝達体制の確保に努める。

ア. 社会福祉施設等に対する情報伝達

情報は原則、本部運営班が防災行政無線により伝達することとし、テレビ、ラジオ、インターネット等も活用する。

イ. 切迫する事態の対応

切迫する状況においては、本部運営班が各施設に対して次の方法により情報を伝達する。

- ①電話等による直接連絡
- ②広報車による広報（消防団への協力要請を行う場合もある）
- ③使者、伝令による伝達

（3）提供する情報の内容

- ア. 気象、雨量およびその他注意に関する情報
- イ. 土砂災害警戒情報の伝達
- ウ. 土砂災害の前兆現象確認の情報
- エ. 高齢者等避難
- オ. 避難指示に関する情報
- カ. その他避難等に必要な情報

（4）管理者の対応

- ア. 必要な情報の収集に努める。
- イ. 市および関係機関への連絡に努める。
- ウ. あらかじめ定める計画に基づき、余裕をもった避難等の対策に努める。
- エ. 平常時から、施設間で応援協力体制や災害時の安全な避難対策に関し検討する。

第30章 ボランティア対応計画

【住民支援班、高島市社会福祉協議会】

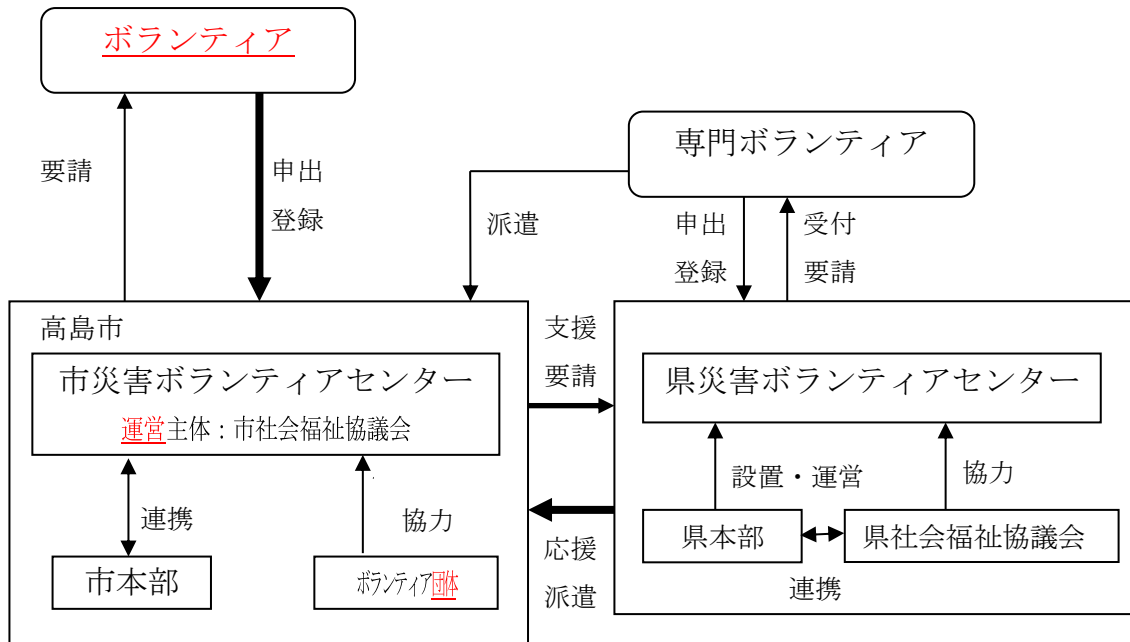
住民支援班および市社会福祉協議会は、平常時から市や県社会福祉協議会と連携して、市民が自発的にボランティア活動に参加できる条件整備や、各団体の主体性を尊重した支援を行うとともに、ボランティア団体等のネットワーク化を図り、災害時のボランティア活動の体制づくりを行う。

1. 実施体制

住民支援班と市社会福祉協議会が連携して設置する市災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会を主体とし、ボランティア団体や他の活動推進団体と協力して行う。そのため、市災害ボランティアセンターの総合窓口は、市社会福祉協議会が担う。

なお、住民支援班は、各地域で必要となるボランティアの必要数、支援業務内容、派遣場所、受入体制等について逐次把握し、市災害ボランティアセンターに情報共有するとともに、県災害ボランティアセンターに対して協力を要請するものとする。

図：ボランティア活動の推進体制



※専門ボランティアとは、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を有するボランティアを指す。

2. ボランティアの確保

ボランティアの確保については、県本部および県災害ボランティアセンターと連携しながらマスメディア等を活用することにより、一般に募集する。

なお、平常時から市内各種団体に対して協力依頼および必要な啓発等を行うことにより災害ボランティアの確保に努める。

3. ボランティアの受入体制

(1) 基本方針

ボランティアの受け入れは、市災害ボランティアセンターが総合窓口となり、市本部（住民支援班）およびその他ボランティア等との連携を図りながら受付を行う。

ボランティアの受け入れに当たっては、活動中の事故に対応するため、保険の加入を求める。

また、市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会を通して地域ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの派遣調整、派遣されたボランティアの指揮、連絡調整など総合的な管理を行う。

なお、住民支援班は、市災害ボランティアセンターからの要請に応じて、必要な資器材等の確保や提供を行うほか、活動地域周辺に設置するサテライトの場所や施設を確保する。

(2) 県災害ボランティアセンターとの連携

市災害ボランティアセンターの開設後は、県災害ボランティアセンターとの連携のもとに効率的な活動を実施する。

また、住民支援班または市災害ボランティアセンターは、次の事項を県災害ボランティアセンターに連絡し、ボランティアの斡旋、派遣を要

請する。

- ①ボランティアの必要数
- ②支援業務内容
- ③受付場所
- ④受入体制等

4. ボランティア活動の内容

住民支援班は、次の事項のようなボランティア活動を必要とする自治会や避難所等の要請内容を確認し、市災害ボランティアセンターにボランティア派遣を要請する。

1) 一般ボランティアの活動分野

- ア. 炊き出し
- イ. 救援物資の仕分け・搬送
- ウ. 避難所での活動（避難所運営支援など）
- エ. 情報収集・伝達
- オ. がれき、廃棄物等の撤去作業

5. 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの策定と更新作成等

市社会福祉協議会は、市災害ボランティア活動連絡協議会の協力のもと災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成し、災害ボランティアセンターの円滑な運営を行う。

6. その他

応急措置を実施するため特に必要と認めるときは、災対法、災害救助法、水防法および消防法の規定により、従事命令または協力命令により要員の確保を図る。

第31章 交通規制計画

【被害対応班、県土木交通部、高島警察署、国土交通省】

災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地域への流入を抑制し、避難路および緊急交通路を確保、道路標識等の設置、交通情報の収集および広報等、被災地および関連道路の安全で円滑な通行を確保する。

1. 交通規制の実施区分

交通規制の実施にあたっては、滋賀県地域防災計画の定めるところによるが、特に市内の輸送経路を確実に確保するために、「本節 4. 緊急交通路の確保」において定める路線について被害状況を勘案したうえで交通規制を実施する。

(1) 規制の種別

1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、または破損等が予想される場合による施設構造の保全、または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、または制限（重量制限を含む。）する。

2) 道路交通法に基づく規制（同法第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察官は、歩行者もしくは車両等の通行を禁止し、または制限する。

3) 災対法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため、必要があると認められるときは、公安委員会は、道路の区間を指定し、緊急輸送に従事する車両以外の通行を禁止し、または制限する。

(2) 規制の区分

規制の実施は、次の区分によって行う。ただし、災害の状況によっては関係機関による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので、関係道路管理者と警察とは密接な連絡をとり、適切な規制が実施されるよう配慮して行う。

表：交通規制実施区分

実施者	規制の範囲	根拠法	規制の種別
国 (滋賀国道事務所長)	国道161号	道路法 第46条 第1項	1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき 2) 道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき
県 (高島土木事務所長)	県道 国道303号 国道367号		
市 (高島市長)	市道		
公安委員会 (県警本部)	規制箇所が2警察署以上にわたるもの、または期間が1ヶ月以上の規制	道交法 第4条 第1項 災対法 第76条	1) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるとき 2) 災害応急対策に従事する者または応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するため必要があると認められるとき
警察署 (高島警察署長)	高島警察署の管轄区域内でありかつ急を要し、期間が1ヶ月以内の規制	道交法 第5条 第1項	道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認められるとき
警察官	緊急を要する一時的な規制	道交法 第6条 第4項	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがあるとき

2. 交通規制の実施要領

(1) 状況把握

各道路の通行可否や交通状況を迅速に把握するため、道路管理者や警察等は、現場の被害調査を行う。

(2) 実施要領

道路管理者または警察は、災害の発生が予想され、または発生したときは、道路施設の巡回調査に努め、危険が予想され、または被害が発生したときは、速やかに次の要領によって規制を実施する。

1) 道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され、もしくは発見したとき、または通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をする。

2) 市

市以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制をする暇のないときは、市本部は、直ちに警察官に通報して道交法に基づく規制を実施し、または市長が災対法第60条により避難の指示をし、または同法第63条により警戒区域を設定し立入りを制限し、もしくは禁止しまたは退去を命ずる等の方法によって応急的な措置を行う。

3) 警察（道路交通法関係）

道路交通法に基づく規制は、次の区分によって実施する。

ア. 公安委員会（県本部交通班）

隣接する府県に影響をおよぼす規制もしくは規制する区域が2警察署以上の区域におよぶか、規制する期間が1ヶ月以上に達する場合は、警察署長からの報告に基づき県公安委員会が行う。

イ. 警察署長

上記ア以外の場合は、警察署長が行う。

ウ. 警察官

上記ア、イによる者の他道路における危険を防止するため、緊急に規制する必要があるときは、警察官は、必要な限度において一時通行を禁止し、または制限するものとする。

ただし、規制が長期におよぶときは、警察署長に報告して、上記アまたはイによる規制に切り替えるものとする。

エ. 警察（緊急輸送の確保規制）

災対法第76条の規定により、公安委員会が緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、または規制を行った場合における緊急輸送車両の確認手続きは、次のとおりとする。

（ア）緊急輸送車両の基準

緊急輸送車両は、概ね次の目的のために使用する車両で、滋賀県公安委員会が緊急車両として認めたものをいう。

- ①水防活動、消防活動、警察活動、防疫活動のために、通行する必要がある車両
- ②生活必需物資輸送のために、通行する必要がある車両
- ③応急的な道路、河川、港、砂防、電気、通信（電話を含む。）、水道（下水道を含む。）、ガス等の工事のために、通行する必要がある車両
- ④鉄道その他軌道等の工事（架線工事を含む。）のために、通行する必要がある車両
- ⑤傷病者の救護のため、または医師の救急患者の診断、治療等のために、通行する必要がある車両
- ⑥清掃、汚物処理、消毒等保健衛生上のために、通行する必要がある車両
- ⑦防災活動のための自衛隊の車両
- ⑧その他、災害対策本部が災害応急活動実施のため使用する車両

（イ）緊急輸送車両確認の申請

緊急輸送車両の確認申請をしようとする者は、様式集に示す「緊急輸送車両申請様式」の中の「様式第1号」の確認申請書を警察本部交通規制課または最寄りの警察署、県（防災危機管理局）に提出して、緊急輸送車両確認証明書の交付を受けるものとする。

[資料編 p281 : IX様式集「3. 緊急輸送車両確認申請書」参照]

- （ウ）警察本部交通規制課警察署および県（防災危機管理局）が前記（イ）による申請を受けたときは、緊急輸送車両であることの確認を行い、資料編に示す「緊急輸送車

両申請様式」の中の「様式第2号」による確認証明書および「様式第3号」による標章を交付するものとする。

[資料編 p281：IX様式集「3. 緊急輸送車両確認申請書」参照]

(3) 規制の標識等

交通規制をしたときは、その実施者は次の標識を立てるものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地において交通整理等にあたるものとする。

1) 規制標識

道路法および道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号）の定める様式方法により、災対法によって規制したときは、災対法施行規則様式第1に定める様式によって標示する。

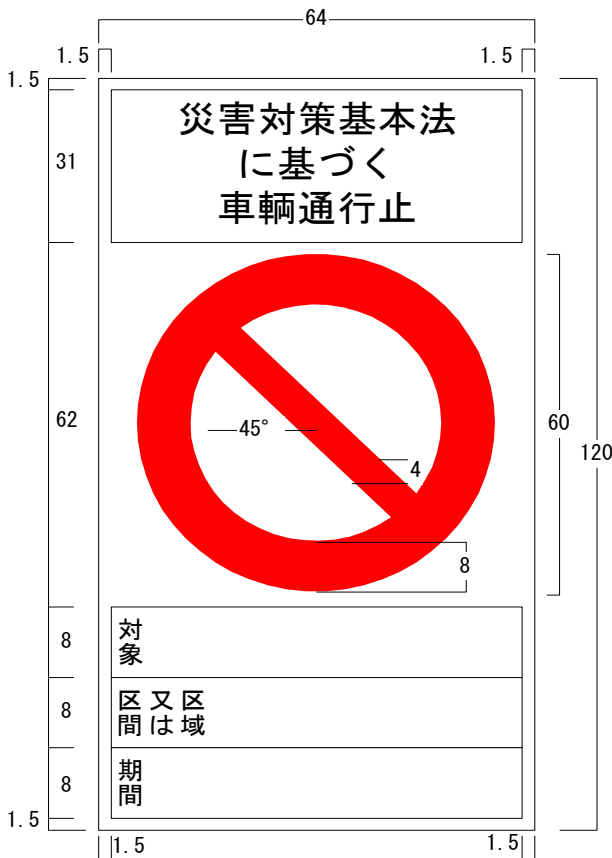
2) 規制条件の明示（災対法施行令第32条）

道路標示には、次の事項を明示する。

- ア. 禁止または制限の対象
- イ. 規制する区域または区間
- ウ. 規制する期間

3) 迂回路の明示

規制を行ったときは、迂回路を明示して一般の交通に支障の無いよう努める。



備考

1. 色彩は、文字縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は、図示の寸法の2分の1まで縮小することができる

3. 交通規制の報告系統

道路に災害が発生したとき、もしくは発生のおそれがあり、その道路の全部または一部が通行不能と認められる場合は、道路管理者が通行の禁止、または制限の決定を行い、高島土木事務所、高島警察署および公安委員会に報告する。

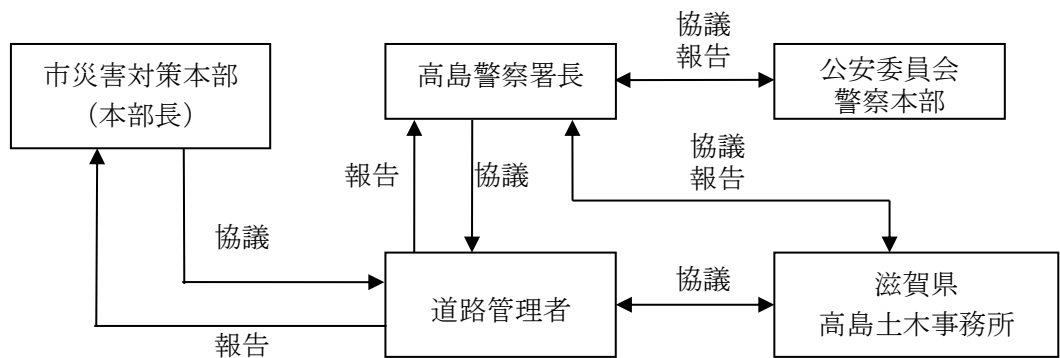
なお、県の管理道路において災害が発生したときも、同様に高島土木事務所をはじめ関係機関に報告する。

(1) 報告事項

各機関は、報告、通知等にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ア. 禁止制限の種別と対象
- イ. 規制する区間
- ウ. 規制する期間
- エ. 規制する理由
- オ. 迂回路その他の状況

図：交通規制の報告系統



4. 緊急交通路の確保

被災した地域の救援活動や消防、救急、生活物資輸送等に従事する車両の円滑な通行を確保するための緊急輸送道路の指定は、県緊急輸送ネットワーク計画に定めるところにより、県本部が指定する。

(1) 緊急交通路の指定

県の要請に従って緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行うとともに、迂回誘導を行う。また、特に市内の輸送経路を確保するため、別に定める路線についても被害状況を勘案した上で、関係機関と連携を図り、計画的に道路交通を確保する。

表：緊急交通路

確保優先順位	路線名称
第1次緊急輸送道路	第3編 第13章 4 (4) 2) のとおり
第2次緊急輸送道路	第3編 第13章 4 (4) 2) のとおり
第3次緊急輸送道路	資料編 p 142-150 : III_5 「(1) 緊急輸送道路」 のとおり

(2) 交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(3) 車両の移動等

道路管理者は、災害発生時において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨げとなることにより災害応急対策の実施に支障を及ぼすときは、次の方法により緊急通行車両の通行を確保する。

1) 車両等の移動命令

道路管理者は、対象区間を指定し、車両等の所有者等に対し移動を命ずることができる。

2) 指定区間の周知

道路管理者は、車両等の移動を行う区間を指定した時は、直ちに、指定区間内に在る者に対し対象区間を周知するものとする。

3) 道路管理者による車両等の移動

災対法 76 条の 6 の規定により、車両等の所有者等が必要な措置をとらない場合や所有者等が現場にいない場合、または道路状況その他の事情により所有者等に必要な措置をとらせることができない場合においては、道路管理者自らが車両等の移動を行うものとする。その際、やむを得ない限度において車両等の破損、他人の土地の一時使用または障害物を処分することができる。

4) 措置に伴う損失補償

災対法 82 条の規定により道路管理者は、車両等の移動に際し、車両等の破損、他人の土地の一時使用または障害物の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(4) 警備業者等への派遣要請

被害の状況に応じて警備業者等に対し、別途締結した協定に基づく派遣要請を行う。

[本編 p165 : 第3編_第4章_「4. 防災関係機関等との協力体制」参照]

5. 交通情報の提供

緊急交通路確保のための交通規制を決定したとき、または、災害によって道路が通行不可能となったときは、テレビ、ラジオ等の報道機関、インターネット、道路交通情報板、道路交通情報センターおよび現地の警察等の指示によって、すみやかにそれら道路情報の周知徹底を図るとともに、迂回誘導を行う。

また、市内に整備されている道の駅を通過交通等の一時待避所および道路情報提供拠点に指定し、道路管理者は、道路被害ならびに交通情報の提供に努める。

6. 広域交通管制の実施

大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通管制を実施する。

7. 緊急輸送車両の確認

申請に基づき、県知事または県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両であることを確認のうえ、緊急輸送車両確認証明書および標章を交付する。

第32章 災害警備計画

【高島警察署】

1. 警察の任務

警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、被害の発生、または被害の拡大を防止するために、被災者の避難誘導および救助、各種犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体および財産を災害から保護し、社会秩序の維持に努める。

2. 警備体制の種類と発令の基準

(1) 災害警備体制

1) 地震時

県内において地震が発生したときは、その震度に応じて、高島警察署長が警備体制を発令する。その種類と発令基準は、次のとおりである。

①高島警察署大震災警備連絡室の設置

県内で震度5弱の地震が発生したときに設置する。

②高島警察署大震災警備本部の設置

県内で震度5強以上の地震が発生したときに設置する。

2) 風水害時

警備体制は、高島警察署長が発令し、その種類と発令基準は、次のとおりである。

①警戒体制

暴風、大雨、洪水、大雪等の警報が発表され災害が発生した場合、または県内および近隣府県の気象状況等から災害が発生するおそれが大きいと認められる場合に発令する。

②非常体制

台風、大雨、暴風、洪水、大雪等により県下に相当な災害が発生し、または発生すると認められる場合に発令する。

③緊急体制

台風、大雨、暴風、洪水、大雪等により県下に大規模な災害が発生し、または発生すると認められる場合に発令する。

(2) 災害警備本部の設置と部隊編成の基準

1) 災害警備本部の設置

管内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害の種別、規模、態様等に応じて所要の災害警備本部を設置し、災害警備活動に必要な警備部隊を編成する。

2) 部隊編成の基準

①地震時

高島警察署における各警備体制下での参集基準は、次のとおりである。

震度階	署内の体制	参集署員
震度5弱	署警備連絡室	要員の参集
震度5強以上	署警備本部	全署員の参集

②風水害時

高島警察署における各警備体制下での部隊編成の基準等は、おおむね次に挙げるとおりとする。

体制名	署内の体制	参集署員
警戒体制	署警備連絡室開設	各警察署の管轄区域内の被災状況に応じ、署長が指示する人員、体制による警戒
非常体制	署警備連絡室開設	
緊急体制	署警備本部開設	

(3) 体制の切り替えおよび解除

高島警察署長は、気象状況の好転、危険状態の解消、被害地における応急処理の完了などに応じて体制の緩和、または解除を発令する。

3. 活動内容

警察は、警察法および災対法に基づき関係機関との緊密な協力、連絡のもとにおおむね次の活動を行う。

- ①情報の収集・伝達
- ②救出救助活動等
- ③避難誘導
- ④遺体の検視
- ⑤二次災害の防止
- ⑥危険箇所等における避難誘導等
- ⑦地域安全活動等社会秩序の維持
- ⑧緊急交通路の確保
- ⑨被災者等への情報伝達活動
- ⑩報道対策
- ⑪情報管理に関する措置
- ⑫関係機関との相互連携
- ⑬自発的支援（ボランティア）団体との連携

第4編 災害復旧編

第1章 公共施設の災害復旧計画

被災した公共施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える災害復旧事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

1. 実施体制

災害により被害を受けた公共施設の復旧を迅速かつ計画的に行うため、市をはじめ各施設を管理する公共機関は、実施に必要な職員を適正に配備するとともに、職員の応援体制について国および県に要請する。

2. 復旧事業計画の作成

住民の生活基盤に重要な役割を担う道路・河川等の公共土木施設、電気・ガス・上下水道等のライフライン施設を災害復旧事業の対象とし、住民の意向を尊重しながら復旧事業計画を速やかに作成するとともに国または県が費用の全部または一部を負担し、または補助するものについては査定計画をたて査定が速やかに行われるよう努めるとともに、復旧事業費を決定する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。

(1) 災害復旧事業計画の種類

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア. 河川
 - イ. 砂防設備
 - ウ. 林地荒廃防止施設
 - エ. 地すべり防止施設
 - オ. 急傾斜地崩壊防止施設
 - カ. 道路
 - キ. 漁港
 - ク. 下水道
 - ケ. 公園
- 2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 上・下水道災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11) その他の災害復旧事業計画

(2) 災害査定の促進

被災施設の被害程度および復旧事業の緊急度に応じて、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、その他に規定する災害査定を促進し、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再発防止を図るとともに、復旧事業の効果がすみやかにあがるよう、関係機関との連絡調整により事業期間の短縮に努める。

(4) 復旧事業の促進

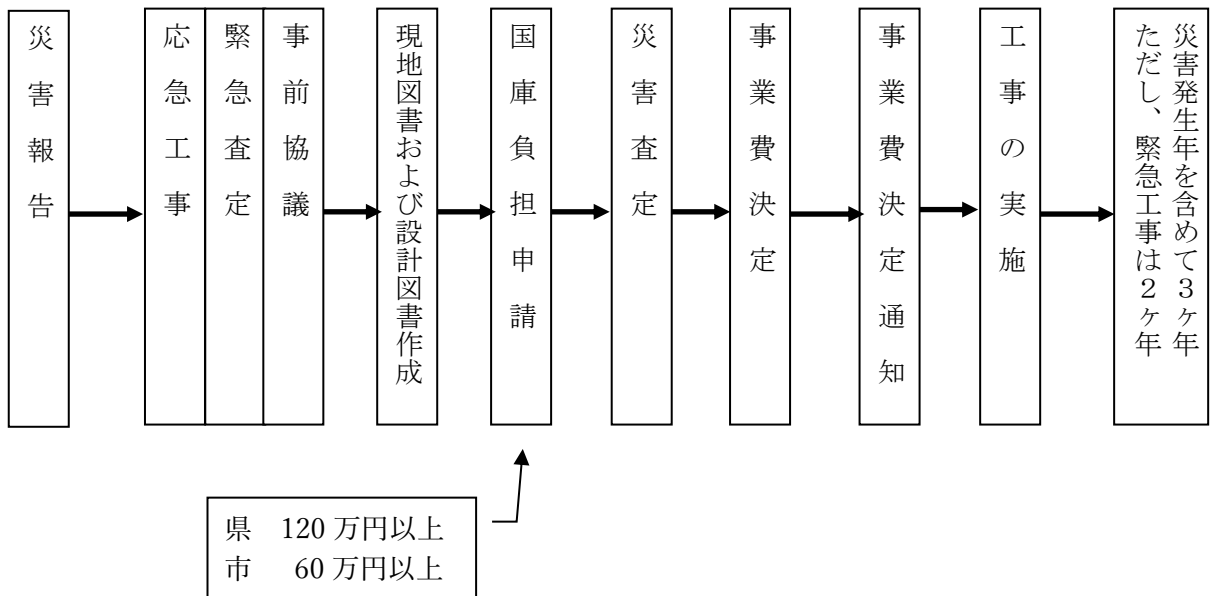
復旧事業の決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(5) 災害復旧事業の手続き

1) 公共土木施設災害復旧事業の取扱い手続きは、以下に示すとおりである。

なお、災害復旧事業として採択される限度および範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担事務取扱要綱および同査定要領により行うこととなっている。また、上記以外の小災害で、将来再び出水等の際に被害が発生するおそれがあると認められるものは、市単独事業として実施する。

図：公共土木施設災害復旧事業の取扱い手続きのフロー

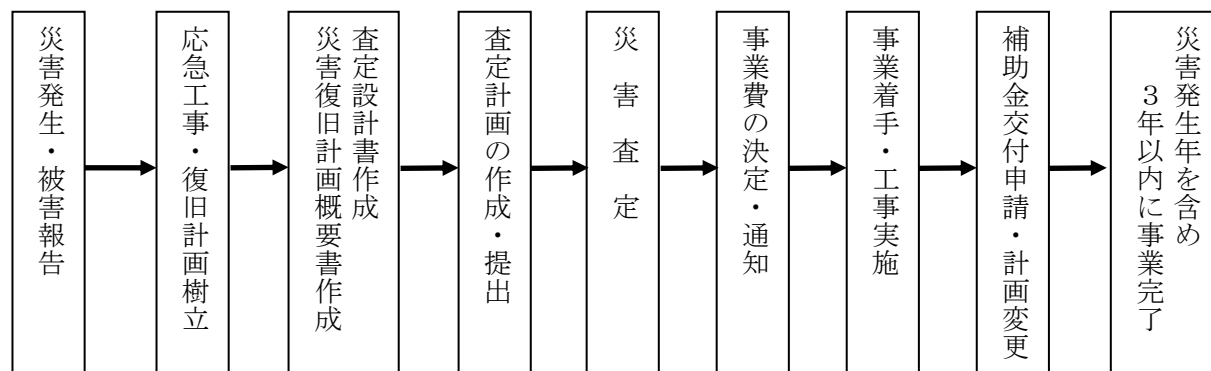


2) 農林水産業施設災害復旧（農地・農業用施設および林道）

農林水産業施設災害復旧事業の取扱い手続きは、以下に示すとおりである。

なお、災害復旧事業として採択される限度および範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、同施行規則、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱、同査定要領、林道施設災害復旧事業取扱要領、林道施設災害復旧事業および林道災害関連事業費査定要領、その他通達により適用される。

図：農林水産業施設災害復旧事業の取扱い手続きのフロー



3. 復旧資金の確保

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、各々負担を要する財源を確保するため、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

<市および県の措置>

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠乏債、災害対策債、災害復旧事業債の調査による万全な事業の執行
- (3) 普通交付税の繰越交付および特別交付の国への要請
- (4) 一時借入金および起債の前借等による災害関係費の確保

4. 実施に伴う国の財政援助

(1) 法律に基づく財政援助

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料および現地査定に基づき決定されるが、法律の定めるところにより国が費用の全部または一部を負担することとなる。また、知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認める場合は、法に定めるところによって指定の手続きをとり、国が地方公共団体への財政援助と被災者への財政措置を特別に行うことになっている。

本市域において市または県が行う災害復旧事業で、法律または予算の範囲内で国が復旧事業費の全部または一部を負担、補助するものは以下のとおりである。

1) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」による災害復旧事業

国は、市または県が提出する資料および現地査定の結果に基づき、河川、砂防、地滑り、急傾斜、道路、漁港、下水道、公園などの復旧事業についてその事業費の一部を負担する。

2) 「公立学校施設災害復旧事業費負担法」第3条による国の負担

国は、公立の小学校、中学校および、幼稚園の施設（建物、工作物、土地、設備）の復旧事業について、事業府の一部を負担。

3) 都市災害復旧事業

国は暴風、洪水、地震などの異常な自然現象により生じる、都市施設（街路、都市排水施設）の復旧および、堆積土砂排除ならびに湛水排除につき事業費の一部を負担

4) 「公営住宅法」による公営住宅、共同施設（児童遊園、集会所など）の復旧事業

5) 「土地区画整理法」による土地区画整理事業

国は、県または市町村が実施する土地区画整理事業について、政令に定めるところによりその費用の一部を負担する。また、災害その他の特別の事情により施行されるものである場合はその費用の2分の1以内を施行者に対し補助金として交付できる。

6) 「感染症予防法」による感染症予防事業および感染病院等の復旧事業

7) 「廃棄物の処理および清掃に関する法律」による災害により特に必要となった廃棄物の処理事業

8) 「予防接種法」による臨時予防接種

9) 都市災害復旧事業

都市災害復旧は、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

10) 「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」による農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設等の復旧事業

5. 激甚災害の指定

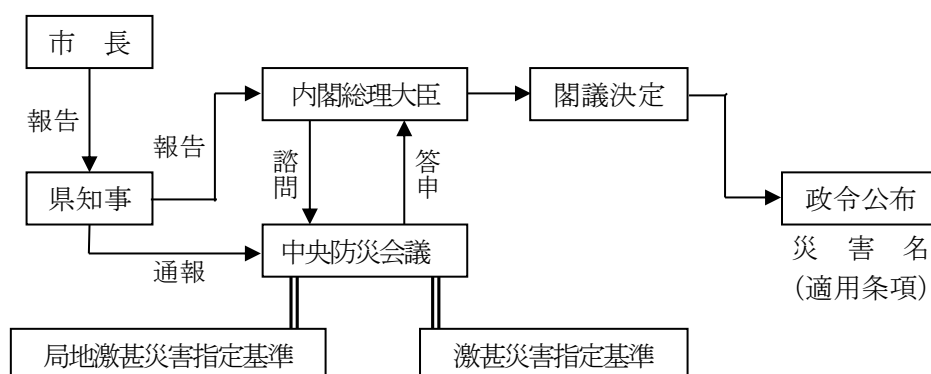
著しく激甚な災害が発生した場合、当該地方公共団体の経費負担の軽減を目的とする「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき、国は地方公共団体への財政援助と被災者への財政措置を特別に行うこととなっている。したがって市内で災害による大規模な被害が発生した場合には、激甚法指定の手続きを経たうえで、国からの援助、助成を受けて災害復旧事業の円滑な実施を図る。

（1）激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、次のとおりである。

- 1) 市長は、災害が発生した場合、速やかにその被害状況およびこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- 2) 県知事は、市長からの報告内容に基づき必要と認めるときは、内閣総理大臣に報告する。（以上は、災対法第53条による）
- 3) 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき必要と認めるときは、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断する。
- 4) この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」または「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかの答申を行う。
- 5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された場合は、政

令として公布される。



(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、被害状況等を県知事に報告する。

被害状況の報告は、災害が発生した時から当該被害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 1) 災害の原因
- 2) 災害が発生した日時
- 3) 災害が発生した場所または地域
- 4) 被害の程度（災対法施行規則別表1に定める事項）
- 5) 災害に対してとられた措置
- 6) その他必要な事項

(3) 特別財政援助額の交付手続き

市長は、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出して公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に関わる財政援助措置の対象事業は、次のとおりである。

1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア. 公共土木施設災害復旧事業
- イ. 公共土木施設復旧事業関連事業
- ウ. 公立学校施設災害復旧事業
- エ. 公営住宅災害復旧事業
- オ. 生活保護施設災害復旧事業
- カ. 児童福祉施設災害復旧事業
- キ. 老人福祉施設災害復旧事業
- ク. 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ. 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ. 女性保護施設災害復旧事業
- サ. 感染症指定医療機関災害復旧事業

- シ. 感染症予防事業
- ス. 堆積土砂排除事業
- セ. 湛水排除事業

2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア. 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ. 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づく特別融資
- オ. 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ. 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3) 中小企業に関する特別の助成

- ア. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ウ. 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- エ. 中小企業に対する資金融通に関する特例

4) その他の財政援助および助成

- ア. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ. 市町が施行する感染症予防事業に関する特例
- エ. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- オ. 水防資機材費の補助の特例
- カ. 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ. 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク. 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の日保険者に対する失業給付金の支給

6. 郵政事業の特例措置

災害が発生した場合その被害状況ならびに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害時特別事務取扱および援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災1世帯あたり、通常郵便葉書5枚および郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。

2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物の料金免除を実施する。

3) 被災地あての救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同

募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

(2) 為替貯金関係

1) 被災者救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込みおよび通常振替の料金免除を実施する。

2) 為替貯金業務の非常取扱い

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払戻し等の非常取扱いを行う。

(3) 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金および保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。

第2章 被災者の支援計画

【本部運営班、県健康医療福祉部】

災害による社会混乱を早期に收拾し、被害を受けた住民の生活の安定と社会秩序の回復を図るため、被災者の職業の斡旋、納税の緩和措置その他の生活支援計画の実施に努める。

また、「滋賀県地震防災プラン」の実行計画4「被災者の生活再建を支援する」の内容を参考に取り組みを行う。

1. 被災者支援相談窓口の設置

災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせなどへのきめ細やかな対応に努めるとともに、国、県および市などによる被災者への各種援助・助成制度等の周知徹底を図る。

2. 罹災証明書の発行

(1) 担当部署

罹災証明書の発行は、本部運営班が担当する。

人員が不足する場合は、県を通じて他自治体職員の派遣を要請する。

なお、「罹災証明発行等支援システム」についてはすでに導入しており、証明書発行業務が円滑に行えるようマニュアルを作成し、市職員を対象とした研修会を実施するなど、体制整備を行う。

(2) 発行の手続き

本部運営班は、集約された個別調査結果に基づき、「罹災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対して、この「罹災者台帳」を基に確認を行い「罹災証明書」を発行する。

(3) 証明の範囲

「罹災証明書」の発行は、災対法第2条第1号に規定する災害であり、次の事項について証明するものとする。

ア. 住家被害

- (ア) 全壊（全焼）
- (イ) 大規模半壊
- (ウ) 半壊（半焼）
- (エ) 一部損壊
- (オ) 床上浸水
- (カ) 床下浸水

イ. 人的被害

- (ア) 死亡
- (イ) 行方不明
- (ウ) 負傷

(4) その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

3. 被災者に対する職業の斡旋

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、大津公共職業安定所安曇川出張所と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報をすみやかに把握するとともに、他市町との連絡調整を行い、離職者の早期再就職の斡旋および職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図る。

4. 災害弔慰金等の支給ならびに支援資金等の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき制定された「高島市災害弔慰金等の支給に関する条例」の定めるところにより、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給するとともに、身体または精神に障害が残った場合は、その者に対して災害障害見舞金を支給する。また、同様に災害援護資金の貸付を実施し、被災者の生活の安定と自立復興の助長に寄与する。

(1) 災害弔慰金

一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用される。

ア. 対象となる災害

- ①市内において5世帯以上の住家が滅失した災害
- ②県内において住家が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- ③県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- ④災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ. 支給限度額

- ①生計維持者が死亡した場合 500万円
- ②その他の者が死亡した場合 250万円

遺族の範囲

死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母

上記のいずれもが存しない場合、死亡者の兄弟姉妹（死亡者と同居または生計を同じくしていた者）

※生計維持者とは、弔慰金を受けることとなる遺族の生計を主として維持していた者

(2) 災害障害見舞金

ア. 対象災害

災害弔慰金と同じ

イ. 支給の対象となる障害

災害により負傷し、または疾病にかかり、それが治ったとき（症状が固定したときを含む）に、災害弔慰金の支給等に関する法律の法別表に規定する程度の障害を有する場合

ウ. 支給限度額

- | | |
|-----------------------|-------|
| ①障がい者となった者が生計維持者である場合 | 250万円 |
| ②障がい者となった者が生計維持者以外の場合 | 125万円 |

エ. 障害の程度

上記自然災害により次の障害を受けた方

- ア. 両眼が失明したもの
- イ. 咀嚼および言語の機能を廃したもの
- ウ. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- エ. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- オ. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- カ. 両上肢の用を全廃したもの
- キ. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ク. 両下肢の用を全廃したもの

精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの

(3) 災害援護資金

ア. 対象災害

災害救助法による救助が行われた災害または県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある災害

イ. 貸付限度額

披 害		金 額
負 傷 区 分	程 度	
世帯主に概ね1月以上の療養を要する負傷がない場合	住居の損害がなく、家財の損害がその価額の3分の1以上	150万円
	住居の半壊	170万円 (特別の事情のあるときは250万円)
	住居の全壊	250万円 (特別の事情のあるときは350万円)
	住居の滅失	350万円
世帯主に概ね1月以上の療養を要する負傷がある場合	住居の損害がなく、家財の損害がその価額の3分の1未満	150万円
	住居の損害がなく、家財の損害がその価額の3分の1以上	250万円
	住居の半壊	270万円 (特別の事情のあるときは350万円)
	住居の滅失または全壊	350万円

(備 考)

- ア 住居の半壊とは、住居の損壊、焼失または流失した部分の床面積(以下「損失床面積」という。)がその住居の延床面積の2割以上7割未満の場合であって、その部分の修理を実施することによって住居として使用できる状態をいう。
- イ 住居の全壊とは、損失床面積がその住居の延床面積の7割以上に達した状態(次項に定めるものを除く。)または損失床面積がその住居の延床面積の7割に達しないが、その住居を改築しなければ居住できない状態をいう。
- ウ 住居の滅失とは、住居全体の損壊、焼失または流失をいう。
- エ 特別の事情のあるときとは、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の特別の事情が認められるときをいう。

ウ. 貸付条件

- ①償還期間 10年（据置期間3年（特別の事情がある場合は5年）を含む）
- ②年 利 3%（据置期間中は無利子）
- ③貸付対象 療養に要する期間が概ね1月以上である世帯主の負傷
住居または家財の価格の概ね1/3以上の損害
※所得制限あり
- ④償還方法 年賦または半年賦

（4）生活福祉資金

ア. 対象

低所得世帯が、被害を受けたことによる困窮から自立更正するために必要な経費を貸し付ける。したがって、前記（3）の災害援護資金の貸付対象者は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

イ. 貸付限度額

1世帯150万円（住宅資金との重複貸付の場合350万円以内）

ウ. 貸付条件

- ①償還期間 7年以内（据置期間：貸付の日から6ヶ月以内（2年以内にすることができる））
- ②年 利 保証人あり： 無利子
保証人なし： 1.5%（据置期間は無利子）
- ③貸付対象 低所得世帯等のうち、資金の貸付けにあわせて必要な支援をうけることにより自立自活できると認められる世帯
- ④償還方法 年賦、半年賦または月賦

エ. 実施主体

滋賀県社会福祉協議会

オ. 窓口

高島市社会福祉協議会

5. 被災者生活再建支援制度

県は、市町からの被害をとりまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

（1）被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は、次のとおりである。

- ア. 災害救助法が適用される程度の災害
- イ. 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害
- ウ. 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害
- エ. アまたはイに規定する災害が発生し、県内その他の市町（人口10万人未満に限る）のうち全壊世帯数が5以上である災害
- オ. アからウに規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害
- カ. アもしくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、
 - 市町（人口10万人未満に限る）の区域内に住家全壊の世帯数が5以上である災害
 - 市町（人口5万人未満に限る）の区域内に住家全壊の世帯数が2以上である災害

(3) 支給対象世帯

- ア. 住宅が全壊した世帯
- イ. 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- オ. 住宅が半壊し、中規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 【(3)アに該当】	解体 【(3)イに該当】	長期避難 【(3)ウに該当】	大規模半壊 【(3)エに該当】	中規模半壊 【(3)オに該当】
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	35万円

イ. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	全壊 解体 長期避難 大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	75万円	50万円

(5) 支援対象経費

ア. 生活関係経費

- ①生活に通常必要な物品の購入費または修理費
- ②住居の移転費
- ③被災世帯の居住地域または被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費または修理費
- ④住居移転のための交通費
- ⑤住宅を賃借するための礼金
- ⑥自然災害により負傷し、または疾病にかかった者の医療費

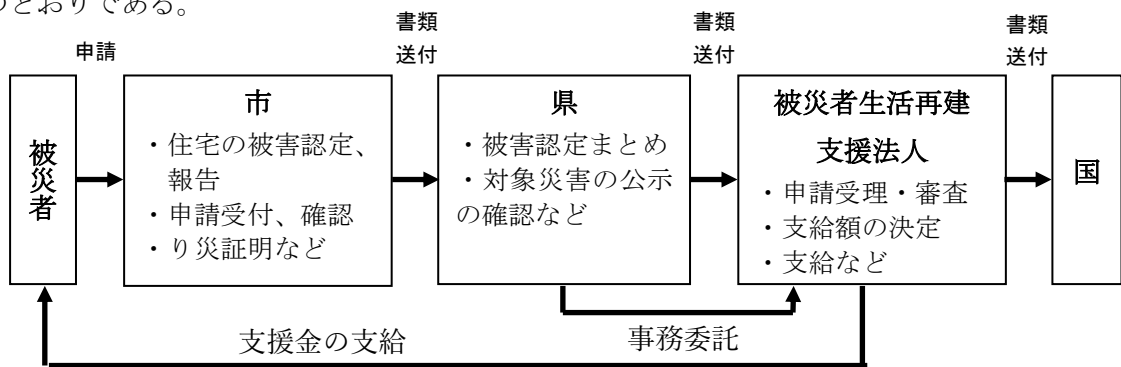
※大規模半壊世帯は、生活関係経費の対象とならない。

イ. 居住関係経費

- ①家賃（公営住宅を除く）
- ②住宅再建に必要な解体（大規模半壊世帯は補修のための一部除去）・撤去・整地費
- ③建設・購入のための借入金等にかかる利息および債務保証料
- ④仮設住宅等の使用料
- ⑤諸経費（建築確認、完了検査等申請料、登記にかかる費用、住宅購入にかかる仲介手数料）

(6) 支援金支給のしくみ

実施主体は、都道府県であるが支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全てを委託された被災者生活再建支援法人が都道府県から拠出された基金を活用して行う。支給のながれは、次のとおりである。



6. 滋賀県被災者生活再建支援制度による支援計画

(1) 対象となる災害

災対法第2条第1号に規定する自然災害で、下記のいずれかに該当する場合に適用する。

- ア. 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき。
- イ. その他知事と市長の協議により特に必要と認めたとき。

(2) 支援金の支給

市は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。

なお、法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。

表－1：基礎支援金の支給額

世帯構成	住宅の被害の程度					
	全壊	解体	大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水
複数	100万円	100万円	50万円	35万円	35万円	25万円
単数	75万円	75万円	37.5万円	26.2万円	26.2万円	18.7万円

表－2：加算支援金の支給額

世帯構成	住宅の再建方法						
	建設・購入		補修			賃借（公営住宅を除く）	
	全壊 大規模半壊	中規模半壊	全壊 解体 大規模半壊	中規模半壊 半壊	床上浸水		床上浸水
複数	200万円	100万円	100万円	75万円	25万円	50万円	25万円
単数	150万円	75万円	75万円	56.2万円	18.7万円	37.5万円	18.7万円

(3) 県の補助

県は、市が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。

(4) その他

県は、本計画に定めるもののほか必要な事項は、制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定めるものとする。

参考：滋賀県地域防災計画参考編「災害時における租税等の徴収猶予および減免等の措置」

7. 住宅の復興

被災者の生活安定を図るうえで、最も重要な生活基盤である住宅の速やかな復興を推進する。住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進する。

また、住宅再建の支援のため租税等の徴収猶予および減免等の措置を講ずる。

(1) 住宅復興計画の策定

1) 被災者住宅の状況把握

市は、県と連携して次の事項に留意し、被災住宅の状況を迅速に調査し把握する。

ア. 住宅種別ごとの被災状況

持ち家率の高い本市の状況を踏まえ、被災住宅の状況を持家（戸建て）、借家（公営・民間）等の区分に基づき調査・把握する。

イ. 被害程度の分布

上記の区分を前提に全壊・半壊等の被害状況を分析する。

2) 住宅復興計画の策定

市は、県と連携して1)の状況を踏まえ復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

3) 建築制限の適用

市は、無秩序な被災地の復旧を防止するため市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるときは、県の指示に従って建築基準法第84条の規定に基づき行われる区域の指定および建築の制限に協力する。

(2) 公営住宅等の活用等

- 1) 市は、県と連携しながら既存の公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き部屋等の有効利用に努める。
- 2) 市は、県と連携しながら地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅への特例入居等の措置を迅速に行うよう努める。
- 3) 市は、県と連携しながら復興住宅計画に基づき、必要に応じて新たな公営住宅の建設に努める。
- 4) これらの措置によっても、なお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の借上げ等により公営住宅の充実を図る。

(3) 民間住宅の再建支援

- 1) 市は、県と連携しながら住宅金融支援機構等の住宅再建融資の斡旋を行う。
- 2) 市は、県と連携しながら地域優良賃貸住宅制度の活用等により民間賃貸住宅の復興を促進する。

(4) 住宅再建に関する相談・情報提供

- 1) 市は、県および住宅関係各種団体との連携を強化し、住宅相談窓口を設置し、被災者に対する住宅再建に関する相談業務を行う。

(5) その他の財的支援

1) 租税等の徴収猶予と減免

地方税法または高島市税条例の規定により、被災した納税義務者または特別徴収義務者および被保険者等に対し、必要に応じて期限の延長、徴収猶予および減免等の緩和措置を行う。

2) 生活保護

被災者の困窮の程度が、様々な支援施策をもってしても、生活保護法の保護要件に該当する場合は、その実情を確認のうえ、生活保護制度の利用を促す。

3) 義援金品の支給

県、日本赤十字社、県共同募金会等の関係機関と協力し、各地から寄せられた義援金品の支給を行う。なお、詳しくは「生活必需品等の供給対策」に定めるところによる。

4) その他

市が実施する資金貸付制度のほか、他の関係機関による災害援護資金および生活福祉資金の貸付制度等についても広報を行い、その活用を促すものとする。

また、特に必要が認められる場合には災害復興基金の設立等の実効性の高い手法を用い、被災者および被災地域の総合的な復旧・復興対策の実施を図る。

第3章 地域産業の支援計画

被災地の経済復興を担う中小企業者や農林水産業者の自立的復興を支援するため、必要な各種財政援助・助成措置を講じるとともに、その内容に関する広報を積極的に行う。

1. 相談窓口の設置

災害が発生した場合には、被災者のための相談窓口の設置とあわせて、中小企業者および農林水産業者のための相談窓口を設け、各種制度の適用に関する情報提供など、個々の事情に即した弾力性のある対応に努める。

2. 中小企業復興資金

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進するため、協力金融機関による融資の保証および災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金や事業費への融資が迅速かつ円滑に行われるよう以下の措置の実施に協力する。

(1) 被害状況および資金需要の把握

中小企業等の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに調査するとともに、県に対して緊急に連絡を行い、その状況を通知する。

(2) 資金貸付けの簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災者を管轄する金融機関に対し、被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

市および中小企業関係団体は、国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に対し周知徹底を図る。

(4) 県に対する預託の要請

県に対し、一般金融機関および政府系金融機関への県資金の預託について要請を行い、資金の円滑化を図る。また、県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請を行い資金の円滑化を図る。

(5) 租税等の徴収猶予と減免

地方税法または高島市税条例の規定により、被災した納税義務者または特別徴収義務者および被保険者等に対し、必要に応じて期限の延長、徴収猶予および減免等の緩和措置を行う。

3. 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し、速やかに被害状況を把握し、復旧を促進するとともに、資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供を行うことにより経営の再建を支援する。

(1) 被害状況の把握

市は、関係機関と連携し「滋賀県農水産業関係災害調査報告実施要領」に従って速やかに情報収集を行う。

(2) 再建資金の融資

市は、県および農林水産関係団体と連携して、被災した農林漁業者の生活再建を支援するため、次の各種制度融資の斡旋等を推進する。

ア. 天災融資法による融資

イ. 株式会社日本政策金融公庫による災害資金

ウ. 滋賀県水産振興資金による融資

エ. その他、災害の規模や被災の程度を勘案し、必要に応じて緊急融資制度の創設を検討する。

(3) 農林漁業者に対する金融制度の周知

市は、県および農林関係団体と連携して、国、県ならびに政府系金融機関等が行う融資の特別措置等について農林水産業者に対し周知徹底を図る。

(4) 再建に向けた相談・情報提供等の実施

1) 市は、農林関係団体と連携して被災した農林水産業者の事業再建を進めるため、早期に相談窓口を設置する。

2) 市は、県および農林関係団体と連携しながら相談窓口において適切に相談対応を行うとともに、各種支援制度等の情報提供に努める。

(5) 租税等の徴収猶予と減免

地方税法または高島市税条例の規定により、被災した納税義務者または特別徴収義務者および被保険者等に対し、必要に応じて期限の延長、徴収猶予および減免等の緩和措置を行う。

第4章 治安の確保および交通対策

1. 避難所等における各種犯罪の防止

住民等の安全・安心を確保するため、県、高島警察署と連携し、避難所、応急仮設住宅等における盗難等各種犯罪に対する防犯活動を推進する。

2. 関係機関との連携

防犯活動を推進するにあたっては、県、県警察、地区、ボランティア、事業者等と連携する。

3. 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請け業者等を把握し、「高島市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）」の規定を順守して、高島警察署に対し、「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

4. 交通対策

高島警察署、道路管理者と連携し、被災地の復旧・復興関連事業の促進による市内の交通量の増加、交通事情の変化等に対応するため、道路の整備、通信施設の増設等、交通環境の整備を推進する。

第5章 復興計画

1. 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

市は、復旧・復興にあたっては、県および関係機関等との緊密な意思疎通を図り、地域の実情や住民の意向等を踏まえた統一かつ整合性のとれた基本方針を策定する。

(1) 市域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な市の復旧・復興を進めるため、長期的展望に立った復旧・復興の基本方針を定め、復興計画を策定する。計画策定にあたっては、基礎資料となる被災状況に関する詳細な情報について、県をはじめ関係機関と連携し、収集・整理・分析を行う。

(2) 市民意向の把握

市は、被災した住民等の関係者との話し合いの場を設定し、住民意向を適切に把握し、復旧・復興の基本方針および復興計画に対する理解と合意形成に努める。

2. 災害復興対策本部体制

(1) 設置の時期

発災当初は災害対策本部での対応が中心になるため、まず準備室（事務局機能）を設置し、応急活動が概ね終息し、市民生活に関する再建など地域の復興事業が本格的に求められる時期において、迅速に業務が移行できるよう体制の準備を図る。

復興本部設置の検討にあたっては、災害直後に設置する災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興本部準備室を設置する。

応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局へ移行し、かつ復興本部（災害対策本部とは別組織）を設置する。

なお、復興本部の設置については、復興本部設置条例の制定などが必要となる。

(2) 復興対策本部の体制

復興本部は復興計画の策定や各分野の復興施策の実施主体となるため、本部長を市長とする。復興対策本部を運営する復興本部事務局は、政策部、総務部が担当する。

3. 災害復興計画の策定

(1) 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復興計画を策定する。また、計画を推進するための体制の整備、市民への計画内容の周知、情報提供等を実施する。

(2) 復興に向けた指針の策定

市は、県や関係機関と緊密な連携のもと、市域の復旧・復興に向けた基本方向を具体化するための指針を策定する。

(3) 復興の手順、基本目標の検討

市は、優先的に復旧すべき施設等の順序付け、まちづくりの基本目標、復興事業のスケジュール等を盛り込んだ復興計画を策定する。

(4) 計画推進のための体制の整備

復興計画策定にあたっては、庁内組織を設置するとともに、復興計画検討にあたって関連する分野の専門家が参画する審議会、地方公共団体との連携を図る場としての連絡協議会の設置を検討する。

市は、復興計画に基づく各事業を効果的に遂行するため、国・県・市町・関係機関等による事業推進体制の確立に努める。また、市は、市民との協議窓口、ボランティアとの連携のあり方、復興事業のための資機材の確保、マンパワーの動員等、必要な体制の確立を図る。

(5) 地域住民への情報提供

市は、復興事業の主体である市民との話合いの機会を定期的に設定し、十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、PR・啓発活動等を実施し、市民への計画内容の周知徹底を図る。

4. 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

市は被災市街地災害復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為などの制限をすることができる。

また、被災市街地復興推進地域は通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

市は災害復興推進のための体制を構築し、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

5. 特定大規模災害時の措置

「特定大規模災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災対法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

特定大規模災害時の復興にあたっては、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、以下のような特別措置を受けることができる。

- ア. 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。
- イ. 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。
- ウ. 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
- エ. 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。等

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2章 南海トラフ地震防災対策推進計画と本計画との相関

推進計画該当事項		本計画該当箇所	
第1章 総則		編 章	
第1	推進計画の目的	1	1 計画の方針 1. 計画の目的
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	1	2 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
第2章 関係者との連携協力の確保			
第1	資機材、人員等の配備手配	2	2 災害に強い「基盤」をつくる 12. 資材、機材等の整備計画 13. 備蓄計画
		2	3 災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」を作る 1. 災害活動体制の整備
第2	他機関に対する応援要請	2	3 災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」を作る 1. 災害活動体制の整備
		2	3 災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」を作る 7. 避難支援 (4) 外国人および来訪者の対策
第3	帰宅困難者への対応		
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保および迅速な救助に関する事項			
第1	津波からの防護	(高島市において南海トラフ地震に伴う津波の発生は想定しない)	
第2	津波に関する情報の伝達等		
第3	避難指示などの発令基準	3	12 避難計画
第4	避難対策等	3	12 避難計画
第5	消防機関などの活動	3	6 消防計画および水防計画
第6	水道、電気、ガス、通信、放送関係	3	14 通信施設等応急対策計画
		3	17 電力・ガス施設応急対策計画
		3	18 上水道および下水道施設応急対策計画
第7	交通	3	15 道路施設応急対策計画
		3	16 鉄道施設応急対策計画
		3	31 交通規制計画
第8	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	3	19 建築物等応急対策計画
第9	迅速な救助	3	7 救急救助および救護計画
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等			

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	3	10	情報の収集連絡計画
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置				
第1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部などの設置等	3	1	災害応急対策の活動体制
		3	10	情報の収集連絡計画
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたのちの周知	3	11	広報計画
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたのちの災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	3	10	情報の収集連絡計画
第4	災害応急対策をとるべき期間など	本編第3章「南海トラフ地震の時間差による災害の拡大防止対策計画」に定める。		
第5	避難対策等	3	12	避難計画
		3	29	避難行動要支援者対策
第6	消防機関などの活動	3	6	消防計画および水防計画
第7	警備対策等	3	32	災害警備計画
第8	水道、電気、ガス、通信、放送関係	3	14	通信施設等応急対策計画
		3	17	電力・ガス施設応急対策計画
		3	18	上水道および下水道施設応急対策計画
第9	金融	4	3	地域産業の支援計画
第10	交通	3	15	道路施設応急対策計画
		3	16	鉄道施設応急対策計画
		3	31	交通規制計画
第11	市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	3	15	道路施設応急対策計画
		3	19	建築物等応急対策計画
		3	22	河川管理施設等応急対策計画
		3	24	学校、認定こども園、幼稚園および保育所における応急対策計画
第12	対流旅客等に対する措置	2	3	災害に備える自助・共助・公助の「しくみ」を作る 7. 避難支援 (4) 外国人および来訪者の対策
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置				
第1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部などの設置等	3	1	災害応急対策の活動体制
		3	10	情報の収集連絡計画
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたのちの周知	3	11	広報計画
第3	災害応急対策をとるべき期間など	本編第3章「南海トラフ地震の時間差による災害の拡大防止対策計画」に定める。		
第4	市がとるべき措置			
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備計画	2	2	災害に強い「基盤」をつくる
第6章	防災訓練計画			
第7章	地震防災上必要な教育および広報に関する計画	2	4	地域の防災を担う「人」をつくる
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	(高島市において南海トラフ地震に伴う津波の発生は想定しない)		

第3章 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画

過去に発生した南海トラフ地震では、東海、東南海、南海地震など二つ以上の地震が同時に発生するほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。

このため、市は、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生した場合の、一般的な地震の余震規模を上回る後発の地震に対する対策を以下のとおり実施する。

また、令和元年5月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が改定され「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」などが発表されることから、行政機関、住民一人一人、各企業等が居住地・所在地等の地震に関する災害リスクを踏まえ、必要な防災対応を自ら検討、実施する。

1. 災害応急体制をとるべき期間

国においては、南海トラフ沿いの想定震源域内における M8.0 以上の地震発生から 1 週間を経過したときは、後発地震への警戒措置を解除するとされていることから、本市においても、国が解除するまでの期間については、安全に最大限配慮し初動対応を継続するものとする。

警戒措置解除後は、本計画_第3編災害応急対策編_第1章 災害応急対策の活動体制に示す対策を適時実行する。

2. 市がとるべき措置

(1) 施設・設備などの点検

県および市、企業などは、各施設の管理計画などにおいて、点検、巡視の実施必要箇所および体制を事前に明示し、同臨時情報発表時には情報収集・連絡体制の確認および施設・整備などの点検を実施する。

(2) 危険地帯からの避難（防災危機管理局、土木交通部）

後発地震により災害の発生が懸念される地域等については、数日間に限った避難の実施を検討する。

数日間避難したのち、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼び掛けたうえで、避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を検討する。

(3) 応急危険度判定の迅速化

地震による二次災害を防止するため、建築物および宅地の応急危険度判定を早急に実施し、最初の地震で脆弱になっている建築物等について住民に周知を徹底する。また、応急危険度判定の結果、危険と判断された建築物やがけ地には立入禁止を呼びかける。

3. 住民の防災対応（日頃から地震への備えの再確認）

県は、住民があわてて地震対策をとることが無いよう、機会を捉えて、「日頃から地震への備え」について周知し、同臨時情報発表時に、「日頃から地震への備え」の再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、一定期間、「できるだけ安全な防災行動」をとることを呼びかける。

○「日頃から地震への備え」の例

- ①家具などの固定
- ②避難場所・避難経路
- ③家族などとの安否確認手段
- ④家庭における備蓄、非常持出袋の確認

○「できるだけ安全な防災行動」の例

- ①高いところにものを置かない
- ②屋内のできるだけ安全な場所での生活
- ③すぐ避難できる準備（非常持出袋など）
- ④危険な場所にできるだけ近づかない

第6編 原子力災害対策編

第1章 総則

1. 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、本市における防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（UPZ）は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針（新指針）において示されている「緊急時防護措置を準備する区域（半径30km圏内）」や、滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避または避難の準備が必要なレベルの線量となる区域（最大43km圏内）を踏まえ、総合的に勘案し、以下の地域を指定する。

具体のシミュレーション結果については、1編_2章_4. 原子力災害の想定に示す。

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一以下の地域以外の地域に影響がおよび、または及ぶおそれのある場合は、以下の地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講じる。

地域 (旧町村名)	防災対策を重点的に実施すべき地域
マキノ	全域
今津	全域
朽木	小川・平良・栃生・村井を除く全域
安曇川	下古賀・上古賀・長尾・中野・田中（泰山寺）
新旭	太田・新庄・安井川（川原市）を除く全域

2. 地震等他の自然災害と複合して発生した際の想定

市内において、屋内退避・避難等防護措置を必要とする原子力災害過酷事故は、いついかなる場合も発生する可能性がある。福島第一原発事故は、住民の生命・身体・財産の保護にあたるべき危機管理（リスクマネジメント）においては、原子力事業者の講ずるべき安全対策とは別の次元の問題として、「想定外」の「最悪の事態」に備えるべきことを教えている。

以下には、そうした観点から、市内に地震等他の自然災害が発生したときに原子力災害過酷事故が複合して発生した場合、とるべき防護措置にいかなる制約条件が想定されるか、また、その場合の対策としてどのようなものが考えられるかを整理した。

なお、自然災害の種別として、地震のほか、大雨・台風等水害（以下「水害」という。）、積雪災害（以下「雪害」という。）を想定する。

災害別	制約条件となる支障事象	影響	対策
地震	道路・橋梁損壊 道路斜面崩壊	・孤立地域の発生 ・移動時間の増大	・危険箇所、区間想定 ・想定箇所、区間耐震性強化 ・迂回ルートの整備 ・道路緊急復旧の優先実施 ・陸路以外の移動手段（ヘリ・船舶）確保 ・防護措置の前倒し →予防的「避難」指示
	住宅等建物損壊	・道路狭隘区間交通支障 ・建物内スペースの不足 →「屋内退避」不可	・沿道建物の耐震性強化支援 ・住宅等建物の耐震性強化支援 ・道路緊急復旧の優先実施 ・防護措置の前倒し →予防的「避難」指示
	避難所施設・設備損壊	・密閉空間欠如 →「屋内退避」不可 ・甚大な被害 →避難所使用不可	・施設建物、設備の耐震性強化 ・応急復旧工事の優先実施 ・防護措置の前倒し →市外の避難所確保 →予防的「避難」指示
	対策要員の被災	・対策要員の減少 ・対策要員の参集遅れ	・代行要員の事前指定 ・初動マニュアルの策定
	ライフラインの被災	・通信支障 ・停電	・無線通信手段の整備 →衛星系携帯電話、移動系防災行政無線等 ・自家発電設備の強化 ・アマチュア無線等その他無線系の地域保有現況把握、活用 ・応急復旧工事の優先実施 ・防護措置の前倒し →予防的「避難」の事前指示
	液状化	・道路および橋梁の被災 ・家屋等建物の被災	・道路等の液状化対策の実施 ・家屋等建物の液状化対策支援

災害別	制約条件となる支障事象	影 響	対 策
水害	道路・橋梁損壊 道路斜面崩壊	(地震に同じ)	(地震に同じ)
	住宅等建物損壊・流失	(地震に同じ)	(地震に同じ)
	避難所施設への浸水 避難所施設・設備損壊	(地震に同じ)	(地震に同じ)
	対策要員の被災	(地震に同じ)	(地震に同じ)
	ライフラインの被災	(地震に同じ)	(地震に同じ)
雪害	道路斜面雪崩	(地震に同じ)	・除雪対策の優先実施 (その他地震に同じ)
	住宅等建物損壊	(地震に同じ)	(地震に同じ)
	対策要員の被災	(地震に同じ)	(地震に同じ)
	ライフラインの被災	(地震に同じ)	(地震に同じ)

3. 緊急事態区分および緊急時活動レベル (EAL)

(1) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力発電所の状況や施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力災害対策指針（新指針）では、原子力発電所施設の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」および「全面緊急事態」の3つに区分し、各区分における原子力事業者、国および地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

また、さらに初期段階の区分として、国の防災基本計画において「情報収集事態」が定められている。

緊急事態区分	概 要
1. 情報収集事態	<p>原子力規制委員会および内閣府は、情報収集事態を認知した場合、「原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室」および「原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室」を設置するとともに、官邸に職員を派遣するとされている。</p> <p>また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生およびその後の状況について、関係省庁および関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体およびUPZを含む地方公共団体をいう。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとされている。</p>

緊急事態区分	概 要
2. 警戒事態	<p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。</p> <p>原子力事業者は、本事態に該当する事象の発生および施設の状況を、直ちに国に連絡しなければならない。</p> <p>国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体や公衆等に対し情報提供を行わなければならない。</p>
3. 施設敷地緊急事態	<p>原子力発電所施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、施設周辺で緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。</p> <p>原子力事業者は、本事態に該当する事象の発生および施設の状況を、直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。</p> <p>国は、本事態の発生の確認を行い、遅滞なく地方公共団体や公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため、情報収集を強化しなければならない。</p>
4. 全面緊急事態	<p>原子力発電所施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避または最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階であり、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。</p> <p>原子力事業者は、本事態に該当する事象の発生および施設の状況を、直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。</p> <p>国は、本事態の発生の確認を行い、遅滞なく地方公共団体や公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国および地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</p>

(2) 具体的な基準

上記の緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level 以下「EAL」という。）が設定されている。

各原子力発電所施設の原子炉の特性および立地地域の状況に応じた EAL の設定については、原子力規制委員会が示す EAL の枠組みに基づき、各原子力事業者が防災業務計画に定めることになっている。

[資料編 p253-267：Ⅷ「1. 原子力災害時の各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み」参照]

4. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

- ①原子力施設から放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて UPZ 外においても屋内退避を実施する。
- ②UPZ 内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難（OIL2 に基づく一時移転を含む。）飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施するとしており、本市はこれに基づき対策を行う。

5. 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所において大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・河川・沼地・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で、原子力災害は極めて特異である。

このため、県と連携して、住民等が正しい情報に基づき、原子力災害のリスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

なお、防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策は、以下のとおりとする。

(1) 迅速な情報収集と住民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、県を通じて、国および原子力事業者から環境放射線モニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等、情報を迅速に収集・把握し、住民等に的確に伝達する。

(2) 環境放射線モニタリングの情報提供

県が行う空間線量率等連続観測局（以下「モニタリングポスト」という。）およびモニタリング車の測定結果ならびに、本市が独自に行う簡易測定器等による定点観測の結果について、ホームページや標示板等により住民等に分かりやすく提供する。

(3) 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- 1) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、県の広報番組や市の出前講座の開催等に関する情報を提供するとともに、「広報たかしま」および「高島市ホームページ」への掲載、住民向け学習会等（出前講座）の開催を通じて、市独自の情報提供活動を行う。
- 2) 放射線や放射線医学等に関する専門家の監修のもと、放射性物質が人の健康や自然環境に及ぼす影響について、分かりやすい情報提供を行う。
- 3) 学校教育の場においても、原子力災害に関する知識の普及を行う。

(4) 防災業務関係者に対する研修

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国の機関および県等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて緊急時モニタリング要員や緊急被ばく医療活動要員など、防災関係者の資質向上を図る。

(5) 防災訓練の実施

原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、防災訓練を実施し、住民等の防災意識の高揚を図る。

(6) 相談体制の整備

原子力に係る重大な事故が発生した場合、住民等からの問合せに対応する問合せ窓口を設置し、的確な相談ができる体制を整備する。

第2章 災害事前対策

1. 基本方針

本章は、原災法および災対法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。

2. 原子力事業者の防災業務の把握

(1) 原子力事業者防災業務計画の協議に伴う意見の提出

原子力事業者が原災法第7条第2項に基づき、本市に隣接する市町に立地する原子力発電所の原子力事業者防災業務計画を作成または修正する場合、県から意見聴取を受けた時は、本市の地域防災計画との整合性を保つなどの観点から、県が定める期限までに文書で意見を提出する。

(2) 原子力事業者の防災要員にかかる現況等の届出の写しの受領

原子力事業者が県に対して、以下についての届出を行った場合は、県からその写しを受領する。

- 1) 本市に隣接する市町に立地する原子力発電所に係る原災法第8条第4項に基づく原子力防災組織の原子力防災要員の現況
- 2) 原災法第9条第5項および第6項に基づく原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任もしくは解任
- 3) 原災法第11条第3項および第4項に基づく放射線測定設備および原子力防災資機材の現況

(3) 平常時の安全対策

1) 原子力事業者との連携・協力

県と連携し、原子力災害を未然に防止するとともに住民等の安全・安心を確保するため、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「安全確保等に関する協定」等を活用し、原子力発電所の安全確保等に関する情報を常に把握する。

また、県および市町で構成する「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」に参画し、原子力事業者との連携・協力のもと、住民等の安全確保、市内の環境保全等に係る諸課題等を協議する。

2) 原子力発電所への立入検査に関する情報の入手

県が原災法第32条に基づき実施する原子力発電所への立入検査について、その結果に関する情報を入手する。

3) 報告の聴取に関する情報の入手

県が原災法第31条に基づき実施する原子力事業者からの防災業務についての報告聴取に関する情報を入手する。

3. 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

- ①原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・連絡、地域ごとの防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）における情報収集、住民等に対する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策、広域連携および緊急時の対応等について、県および原子力防災専門官と密接な連携を図る。
- ②県が実施する緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、県およびその他防災関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、県および地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図る。

4. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- ①平常時から防災関係機関、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう配慮する。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の確認・整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- ②燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者と連携する。
- ③避難所および備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、市有地の有効活用を図る。

5. 情報の収集・連絡体制等の整備

国、県、県警察、県内その他市町、立地市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について、体制を整備する。

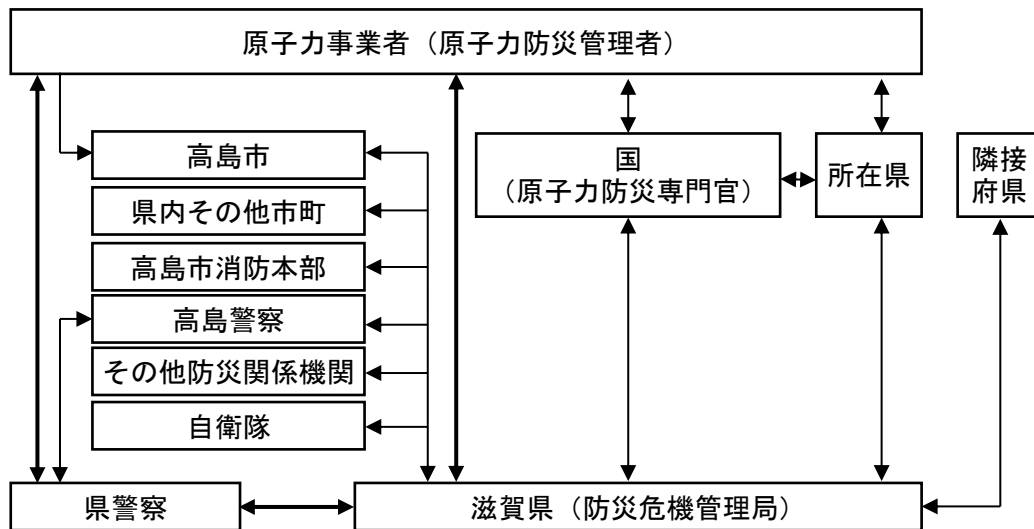
（1）情報の収集・連絡体制の整備

1) 防災関係機関相互の連絡体制

原子力災害に対し万全を期すため、国、県、県警察、関係周辺市およびその他の市町、原子力事業者が所在する県（以下「所在県」という。）隣地市町村、原子力事業者等の防災関係機関との間において、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制を整備する。

■情報収集・連絡系統図



2) 情報収集・連絡要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮して、これにあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制を整備する。

- 具体例) 情報収集・連絡要員の指名、災害時用の情報連絡網整備（ハード整備）
災害時情報処理業務のマニュアル化
災害時連絡体制表の作成、情報処理業務訓練の実施

3) 県が設置する連絡調整機関への参画

県および関係周辺市ならびにその他の市町による連絡調整機関に参画し、平常時から原子力防災に関する情報の交換を行う。

- 具体例) データベースの作成・更新、データベース保存場所の共有（市町村間）
各種研修会の実施、職員間での情報の共有

4) 機動的な情報収集体制

機動的な情報収集活動を行うため、県、県警察、関係周辺市およびその他市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両などを活用する情報収集体制を整備する。

5) 非常通信協議会との連携

県と連携し、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得ながら非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策を進める。

(2) 情報の分析整理

1) 人材の育成、確保

収集した情報を的確に分析整理するための人材を育成、確保する。

2) 専門家による支援

収集した情報の分析・整理にあたり、必要に応じ専門家の意見を聴き、活用できるよう、専門家による支援体制を整備する。

3) 原子力防災関連情報の収集、蓄積と利用の促進

平常時から原子力防災関連情報を収集、蓄積し、また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、国および県とともに、情報のデータベース化等を進める。

4) 防災対策上必要な資料の収集、蓄積

国、県および原子力事業者と連携して、応急対策的的確な実施にあたり必要となる原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に関する資料、防護資機材等に関する資料、緊急事態発生時の組織および連絡体制に関する資料、避難に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。

(3) 通信手段の確保

国および県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、緊急時における通信連絡網の整備に努め、その操作方法等について習熟しておく。

また、東日本大震災や福島第一原発事故によって被災地となった現場では、通信手段の途絶により情報の入手や発信が困難を極め、防災計画やマニュアルで定められた通信連絡システムも機能しなかった反省を踏まえて、通信機器の多重性と多様性、代替手段を確保する。

1) 国や県との間の通信連絡網の整備

県が行う次の措置に対して、必要な協力を行う。

【県の措置】

国と連携し、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得て、オフサイトセンターと県との間の通信連絡回線等の整備・維持に努める。

具体例) 県と市との間の連絡体制の整備

市とオフサイトセンターとの通信回線の整備 (TV会議システム)

2) 県と関係周辺市との間の通信連絡網の整備

県が行う次の措置に対して、必要な協力を行う。

【県の措置】

国と連携し、県警察および近畿管区警察局滋賀県情報通信部の協力を得て、本市と連携し、県との間の通信手段として、防災行政無線等の整備・維持に努める。

具体例) 滋賀県防災行政無線の整備・拡充、通信システム使用マニュアルの作成・更新

3) 移動通信系の機器の整備

県が行う次の措置に対して必要な協力を行うとともに、市内各防災関係機関、公共的団体等と連携し、移動系防災行政無線および携帯電話等無線系の通信手段を確保する。

【県の措置】

県警察、防災関係機関と連携し、移動系防災行政無線、警察無線、携帯電話等、移動通信機器の整備・維持に努める。

具体例) 連絡体制表の作成・更新、通信システム使用マニュアルの作成・更新

4) 緊急通信手段の確保

3) の移動系防災行政無線等の代替通信手段として、通信衛星を活用した衛星携帯電話を整備・活用する。

5) 災害時優先電話等の活用

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

具体例) 利用方法の事前確認、災害時優先電話の設置場所の周知徹底

6) 非常用電源等の確保および保守点検の実施

庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)し、耐震性のある堅固な場所へ設置する。

また、通信設備等について保守点検を実施し、適切な管理を行う。

具体例) 非常用電源、無停電電源装置の導入、自家発電装置の整備

7) 運用方法の習熟

災害用に配備されている各種通信系機器について、防災訓練等により、その運用方法を習熟しておく。

具体例) 防災行政無線、衛星携帯電話、災害時優先電話等を使った訓練の実施

6. 災害応急体制の整備

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制を整備する。

(1) 警戒体制等の整備

1) 応急活動のための必要な体制

情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態または全面緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、応急対策が行えるよう必要な体制を整備する。

また、体制の確立についてのマニュアル等を作成し、関係職員へ周知徹底する。

具体例) 必要な体制の整備: 原子力防災研修の充実、防災リーダーの育成、連絡体制の確立、参集訓練の実施

2) 職員参集体制の整備

参集基準や連絡経路を明確にして、職員の非常参集体制を整備する。

3) 職員配備体制等の整備

緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、所掌事務、職員の派遣方法等について、あらかじめ定めておく。

初動対応の遅れは、以後全ての災害対応に支障をきたすこととなるため、市職員は、日頃から自宅等において自身や家族が被災しないための対策に努める。

参集人員が不足する場合において、一人の職員が複数の業務を行うことが想定されるため、他の業務についても対応が可能となるよう対策を講じる。

また、人員不足による災害対策本部および地区本部の機能不全に対応するため、災害時応援協定団体や関係機関等に人的支援を求めるなどの対策を講じる。

【フェーズ1】情報所体制の整備

市内または近隣（福井県若狭地域等）に震度4の地震が発生したとき、指定職員は自主参集し、市内の被害状況の確認と併せて、福井県内の原子力発電所の状況を収集・確認するよう、必要な体制を整備する。

具体例）情報収集体制および連絡体制の確立、参集訓練の実施 等

【フェーズ2】警戒配備体制の整備

福井県の原子力事業所所在市町（敦賀市・美浜町・おおい町・高浜町）において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき、または原子力規制委員会から「情報収集事態」発生連絡を受けたときは、速やかに指定職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

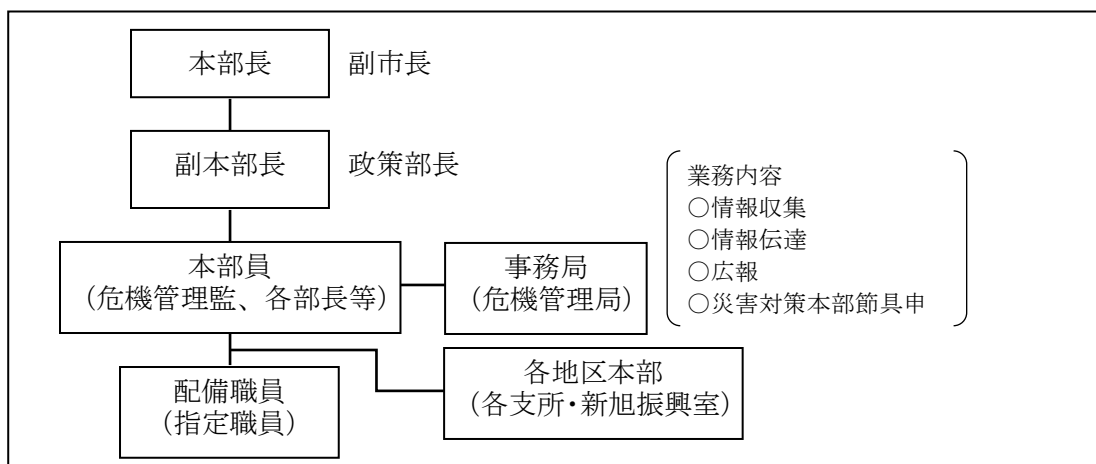
具体例）警戒配備体制の確立、連絡体制の確立、参集訓練の実施 等

【フェーズ3】災害警戒本部体制の整備

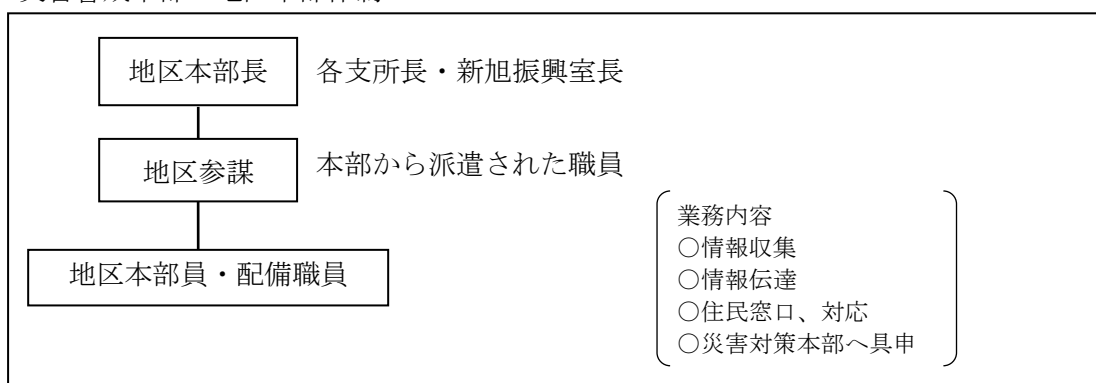
①福井県の原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき、②原子力規制委員会から「警戒事態」発生連絡を受けたとき、③原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡を受けたとき、④副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき、のいずれかに該当する場合は、直ちに副市長を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、必要な体制を整備する。

各地区本部（各支所・新旭振興室）についても、同様の準備をあらかじめ行う。

■災害警戒本部体制



■災害警戒本部の地区本部体制



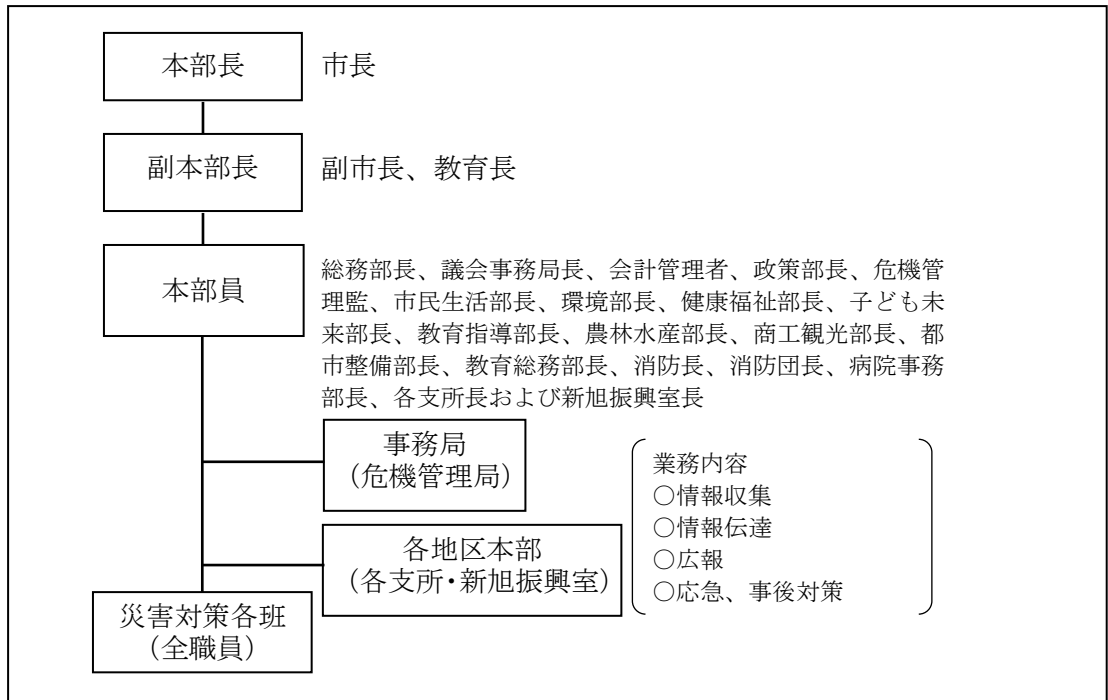
【フェーズ4～5】災害対策本部体制の整備

- ①「施設敷地緊急事態」発生連絡を受けたとき、②原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡を受けたとき、③原災法第15条に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき、④市内および周辺市町に設置されたモニタリングポストで、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたとき⑤市長が災害対策本部の設置を必要と認めた場合のいずれかに該当する場合は、直ちに市長を本部長、副市長および教育長を副本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営できるように、必要な体制を整備する。

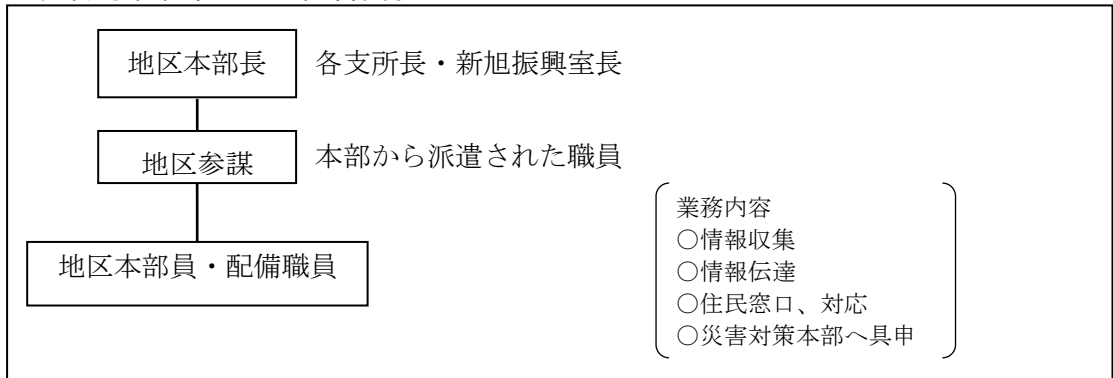
各地区本部（各支所・新旭振興室）についても、同様の準備をあらかじめ行う。

また、防護対策の指示を行う際意思決定については、判断の遅滞が生じないように、意思決定者への情報の連絡・指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

■災害対策本部体制



■災害対策本部の地区本部体制



■原子力緊急事態宣言

原子力発電所施設で重大な事故が発生した際に、原災法第15条に基づいて内閣総理大臣が発出する緊急事態宣言をいう。

4) 現地事故対策連絡会議への職員派遣体制の整備

国がオフサイトセンターにおいて開催する現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣できるよう、県等と協議し、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

5) 原子力災害合同対策協議会との連携

県が行う次の措置に対して必要な協力を行い、原子力災害合同対策協議会との連携に万全を期する。

【県の措置】

原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在県、関係周辺府県、所在市町村、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織する。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置するとされている。

同協議会は、国の現地災害対策本部、所在県、関係周辺府県、所在市町村および関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者および原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席するとされている。このため、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、立地県、関係周辺都道府県、立地市町村、関係周辺市町村、関係機関および原子力事業者等のそれぞれの職員を配置するとされており、それぞれの機能班に配置する職員およびその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。

(2) 長期化に備えた動員体制の整備

国、県、関係周辺市町、県警察等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

平常時から、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）をはじめとする国、県、県警察、県内その他市町、県内各消防本部（局）、自衛隊、原子力事業者、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体その他防災上重要な施設の管理者と原子力防災体制について相互に情報交換し、各関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制を強化する。

また、住民等に対する屋内退避または避難指示を行う際、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法等必要な準備を整えておく。

具体例) 外部機関や内部での連絡体制の確立、災害対応マニュアルの作成・更新

(4) 自衛隊派遣受入れ体制等の整備

県に対し、自衛隊派遣要求が迅速に行えるよう、あらかじめ派遣要請ケース（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）を想定し、必要な準備を整えておく。

具体例) 連絡手順書の作成、担当職員の指定、自衛隊連絡先との事前協議の実施

(5) 被ばく医療に係る医療チーム受入れ体制等の整備

緊急時の医療体制の充実を図るため、被ばく医療にかかる医療チームが派遣される場合に備え、受入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

(6) 広域的な応援協力体制の整備

原子力災害時の防災活動および地方自治体間の相互応援が円滑に行われるよう、県に協力し、必要な体制を整備する。

1) 県内市町の応援協力体制の整備

市外避難となった場合の広域避難所の開設、本市への応援など、県内市町間の応援協力体制を整備する。

具体例) 広域避難所・備蓄資機材等データの共有

2) 近隣府県市町村、関西広域連合との連携

さらに、県外への避難となった場合の避難先を確保するため、必要に応じて、近隣府県市町村や関西広域連合に県を通して応援要請を行うなど、相互に連携する。

【県の措置】

緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難、スクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいい、原子力災害対策指針（新指針）が定める避難退域時検査の位置付けおよび避難者に対する原子力災害医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、他の都道府県および防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図る。

また、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国または他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整の窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

(7) モニタリング体制等

1) 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングを実施するため、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括のもと、緊急時モニタリングセンターが設置される。

緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会、関係省庁）、関係都道府県（PAZを含む都道府県およびUPZを含む都道府県をいう。）、原子力事業者および関係指定公共機関等の要員により編成される。

2) モニタリングデータの収集・蓄積

県が行う次の措置に対して、緊急時モニタリングデータの収集を行うとともに、本市においても、独自に簡易測定器を用いて平常時から環境放射線の測定を行い、データを蓄積する。

なお、市内の下記の場所には、環境放射線モニタリングポストが設置され、常時環境中の放射線量が観測されている。また、市内には、県が所有するモニタリング車が1台あり、モニタリングポストと併せて、これらの測定情報を平常時に収集・蓄積し、緊急時に積極的に活用するとされている。

【県の措置】

緊急時における原子力発電所から放出された放射性物質または放射線による県内の環境への影響に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、国、関係地方公共団体、原子力事業者および関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保および訓練の実施を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング実施体制を整備する。

〔環境放射線モニタリングポストの設置場所〕

ポスト名	住所	設置施設名等
マキノ局	高島市マキノ町牧野 234-1	マキノ観光会館横
今津西局	高島市今津町保坂 796-1	今津西小学校敷地内
今津東局	高島市今津町弘川 59	今津東小学校敷地内
朽木局	高島市朽木市場 604	朽木支所敷地内
安曇川局	高島市安曇川町青柳 696-1	南部消防署敷地内

〔環境放射線モニタリングデータの収集先〕

滋賀県ホームページ URL

<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/gensiryoku/housyassenmonitoring.html>

（補足説明）

- 環境放射線モニタリングポストとは、空気中の放射線量等を常時計測し、観測する設備である。
- 安曇川局は、平成24年8月末から観測中である。その他の4局は、平成25年4月末から観測が開始されている。
- 安曇川局を除く4基のモニタリングポストの測定結果は、平成26年1月11日からびわ湖放送のデータ放送で確認できる。（TVのリモコンの「D」ボタンを押し、メニューから「放射線のモニタリング」を選択する。）

(8) 専門家の確保等

1) 専門家の確保

県等の協力を得て、原子力防災の実施にあたり専門的、経験的見地からの支援が得られる専門家を確保する。

具体例) 専門家とのアドバイザー契約等の促進

2) 国に対する支援要請

県が行う次の措置に対して、必要な協力を行う。

【県の措置】

原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ、国に対し事態の把握のため、専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

具体例) 県との連絡体制の確立、担当者の指定

(9) 複合災害に備えた体制の整備

国および県と連携し、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画を見直し備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員・防災資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・防災資機材等の投入判断に関する事、外部からの支援を要請することについても定めておく。

(10) 人材および防災資機材の確保等に係る連携

地震や風水害など、大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な要員および防災資機材等が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等について、国、県、県内その他市町および原子力事業者等と相互に連携する。

7. 避難活動体制等の整備

原子力災害時の住民避難を効果的に行うため、国、県および原子力事業者の協力・支援のもと、屋内退避および避難のための計画を作成し、あらかじめ必要な体制を整備する。

(1) 住民避難計画の作成

1) 基本方針

- ア. 基本的に、避難の対象は、第1章1「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」（以下「防護対策地域」という。）圏内の住民等（以下「避難対象住民等」という。）とする。
- イ. 屋内退避および避難の防護対策のための住民等への指示は、国および県による指示に基づいて行うことを基本とする。
- ウ. 原子力規制委員会または原子力防災管理者による通報がなく、放射性プルームが到達した場合、もしくは短時間のうちに到達すると推定される場合、市長は遅滞なく「屋内退避」、「避難準備」を同報系防災行政無線により住民等へ指示する。
- エ. 屋内退避に関する住民等の防護対策は、県や市の指示を待っている間に被ばくするおそれがあるため、原子力災害が発生したことを住民等が知った場合に、各々が自発的に外出を控えるよう周知徹底する。
- オ. 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護対策地域の圏外とし、圏外にある市内広域避難所および福祉避難所（以下「原子力避難所」という。）を本市が指定する。
- カ. 避難対象住民等による地域コミュニティ（区・自治会）の維持のため、同一地区の住民等の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- キ. 避難行動要支援者に十分配慮した避難計画とする。
- ク. 原子力避難所施設の収容能力を超えたとき、または風向等の気象条件によって放射性物質の影響が大きくなり、原子力避難所が使用できなくなったときは、県に対し、市外への避難について協議・要請する。
- ケ. 市全域が放射性物質によって汚染され、または水道施設が広域的に汚染されるなど、市内滞在が困難な場合には、県に対し、全市民の市外への避難支援を求める。
- コ. 住民避難計画の作成にあたっては、県の全面的な協力を得るものとする。

2) 様々なケースを想定した予測データの収集・活用

原子力災害が発生した場合に、事故の規模、状況、風向、風速等に応じて、上記の計画（基本型）を柔軟に応用できるよう、放出量、排出の高さ、風向、風速等について様々なケースを想定した放射性物質拡散予測シミュレーションデータ等を作成・提供するよう、県に要請する。

得られたデータは、電子データおよび紙データ資料として保管するとともに、住民避難計画に反映する。

(2) 避難所等の整備

1) 避難所の指定

本計画で指定する避難所等（広域避難所および福祉避難所）の公共的施設等を対象に、原子力災害時の避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得てあらかじめ指定し、住民等へ周知する。

また、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定する。

なお、市では市内の福祉施設と協定を締結し、災害時の要配慮者の受け入れ協力を依頼しており、全ての施設が耐震基準を満たした施設である。

受け入れにあたっては、要配慮者だけでなく、その介護にあたる者も一緒に避難することとなるため、本当の受け入れ可能人数がどの程度となるか再度検討する。

また、発災から受け入れまでの手順を総合防災訓練等において実際の動きを確認し検証を行う。

2) 建物・設備の耐震性強化

避難所に指定される施設については、本市内において想定される甚大な地震発生時にも建物の密閉性が維持され、しかも避難するために必要な設備が機能できるよう耐震性を強化する。

また、避難所指定の協力を得られた民間施設については、管理者に同等の措置が講じられるよう求める

3) 避難誘導用資機材、輸送用資機材、車両等の整備・確保

県等と連携し、広域避難も想定して、住民等の避難誘導や輸送に必要な資機材・車両等を整備または確保する。

4) 飲食物および防護マスク等物資の備蓄・調達

原子力災害の特殊性を考慮し、国および県から屋内退避指示があった場合に備えて、3日間分の飲食物は住民等による備蓄を基本とし、本市は、避難所生活のための想定必要量の飲食物、全市民1回服用分の安定ヨウ素剤を備蓄または調達する（2回目の服用が必要なときは、避難を優先させる。）

また、マスク等避難時に必要な物資を備蓄または調達する。

5) コンクリート造建物の調査

市内に建造されたコンクリート建物について予め調査する。

6) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県と連携し、円滑な広域避難ができるよう、他の市町村との広域一時滞在（市外・県外避難所への受入れ、滞在）に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定める。

7) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

国、県、企業等と連携し、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、あ

らかじめ供給体制を整備しておく。

8) 要配慮者等への対応

避難所の生活環境整備にあたっては、要配慮者および観光客等の一時滞在者に十分配慮する。

なお、避難行動要支援者の避難所での健康状態の維持・把握に努める体制の確保に留意する。

具体例) 医師・看護師・介助者・通訳者の配備、相談窓口の開設

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、避難支援体制の整備

避難行動要支援者への対応を強化するため、その避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等に十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意しながら、次の項目に取り組む。

1) 情報共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、地域コミュニティ(区・自治会)、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、関係者と共有する。

2) 情報伝達体制

避難行動要支援者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

3) 避難誘導、受入れ体制の整備等

避難行動要支援者の避難誘導、輸送、受入れ体制の整備を進め、平常時から避難訓練を実施する。

4) 避難支援計画の作成

県の助言のもと、「避難行動要支援者避難支援計画」を作成する。

また、県と連携し、市内にある病院等医療機関や社会福祉施設等の避難計画をあらかじめ把握するとともに、原子力災害時における避難が計画どおり実施できない場合に備えて、緊急時の搬送先や搬送手段についてあらかじめ関係者と協議する。

5) 病院等医療機関における避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は、県および本市と連携し、原子力災害時における避難所(転院先)、避難経路、避難誘導責任者、誘導方法、患者の輸送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

6) 社会福祉施設における避難計画の作成

介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県および本市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、避難誘導責任者、誘導方法、入所者等の輸送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 園および学校等施設における避難計画の作成

保育園、幼稚園（以下「園」という。）および学校等施設の管理者は、県および本市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ避難所、避難経路、避難誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、園および学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

(5) 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、商業施設、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県および本市と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努めるものとする。また、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(6) 住民等の避難状況確認体制の整備

屋内退避または避難指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に把握するための体制をあらかじめ整備しておく。

具体例) 災害対策本部と各避難所との連絡体制の確立・担当者の配備、通信手段の整備、原子力災害避難・安否確認訓練の実施、安否確認用住民台帳リスト、避難行動要支援者リスト等の整理出力

(7) 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を共有するしくみの整備

県の支援を受けて、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有するしくみを整備し、円滑な運用・強化を図る。

(8) 警戒区域を設定する場合の計画の策定

国および県と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な人員・防災資機材等を確保する。

(9) 避難所、避難方法等の周知

広域避難所やスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（バス等の避難手段、避難集合場所、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民等へ周知徹底する。

8. 緊急時輸送活動体制の整備

原子力災害時の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、国、県、県警察、自衛隊、その他防災関係機関と協力して、必要な体制を整備する。

(1) 緊急輸送計画（住民避難計画）の作成

1) 負傷者、避難行動要支援者を中心とした輸送

負傷者および避難行動要支援者を中心とした輸送に関し、緊急時輸送計画（住民避難計画）を作成する。

2) 緊急時対策要員および資機材の輸送

緊急時モニタリング、緊急時医療等に関する専門家など、緊急時対策要員および資機材を市内において輸送する際のヘリポートの選定・開設、先導体制等の整備について、国および県等に協力する。

具体例) ヘリポート設置場所の確保、防災拠点情報の提供、輸送用車両の確保

3) 住民等の避難輸送

県、県警察および自衛隊等、防災関係機関の協力を得て、住民等の避難所への迅速な輸送方法を確立する。

また、市外避難する場合の輸送方法について、国および県に支援を求める。

具体例) 住民避難計画の作成・更新、協議担当者の指定

4) 湖上輸送計画の整備

県が行う次の措置に対して、必要な協力を行うとともに、市内の港湾施設等の活用を図る。

【県の措置】

本市において、陸上輸送が困難と判断した場合、または湖上輸送が合理的であると認められる場合、本市の要請に基づき、自衛隊および近畿運輸局に協力を求める。

具体例) 協議担当者の指定、所有船舶、栈橋のデータ共有体制の確立、協定締結の推進

(2) 交通管理体制の整備

1) 緊急輸送のための道路の管理

国および県の道路管理者と連携し、市内における緊急交通路の指定、道路緊急復旧計画の策定等、緊急輸送活動を円滑に行うための道路管理を拡充する。

2) 交通管制施設の整備・充実

県が行う次の措置に対して、必要な協力を行う。

【県の措置】

緊急時の応急対策に関する緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通・気象等の把握のための装置、電源付加装置付信号機や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制を充実する。

具体例) 協議担当者の指定、市所有設備に関する情報提供

9. 原子力災害医療体制の整備

県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。
また、本市においては、高島市民病院が初期被ばく医療機関として活動を行う。

[資料編 225-228 : VI_3 「(2) 原子力災害医療計画」 参照]

10. 救急・救助、医療および防護資機材等の整備

原子力災害時の防災活動が円滑に行われるよう、国、県および原子力事業者と協力して必要な防災資機材等を整備する。

(1) 救急・救助活動用資機材の整備

応急措置の実施に必要な資機材等を整備する。

(2) 医療活動用資機材の整備

放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急医療用医薬品、医療資機材等、医療活動用資機材を整備する。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための防護資機材等の整備

国および県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防護資機材（防護服、防護マスク、線量計等）をあらかじめ整備するとともに、国、県および原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

11. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

原子力災害対策指針（新指針）を踏まえ、県および医療機関等と連携して、避難対象住民等に対する緊急時の安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに予防服用が行えるよう準備しておくものとし、全市民1回服用分の安定ヨウ素剤を備蓄する。

(1) 緊急時における配布体制の整備

県と連携し、緊急時に避難対象住民等に対し安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師・薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

(2) 説明書等の準備

県と連携し、避難対象住民等に対し安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等に関する説明書等をあらかじめ準備しておく。

(3) 副作用への備え

県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受入れを依頼するなど、救急医療体制を整備する。

1 2. 飲料水の接種制限への備え

原子力災害時に、飲料水（水道水）の摂取制限措置が円滑に行われるよう、県と連携し、必要な体制を整備する。

（1）供給計画等の作成

飲料水の摂取制限を行った場合は、迅速かつ円滑な飲料水の供給を行う必要がある。

琵琶湖水を水道原水に利用している場合には、放射性物質による琵琶湖水への影響が10日間程度残るという予測結果を考慮し、飲料水の供給・備蓄・受援に関する計画などをあらかじめ定めておく。

（2）備蓄・調達

国および県から避難指示があった場合に備えて、飲料水（ペットボトル入り等）の想定必要量を備蓄または調達する体制を整備する。

また、応急給水用飲料水の想定を超える供給必要量確保のため、スーパー、コンビニエンスストアおよび農協等関係団体との原子力災害時を想定した供給協力体制を整備する。

具体例) 事前協議の実施、担当者の指定、協定の締結、災害応急給水マニュアルの作成・更新
高齢者等の飲用に配慮した500mLペットボトル水の備蓄

1 3. 食料等の摂取制限、農林水産物および畜産物の出荷制限

（1）飲食物の摂取制限、農林水産物および畜産物の出荷制限に関する体制の整備

国、県、その他関係機関と協議し、飲食物の摂取制限、農林水産物および畜産物の出荷制限に備えた体制をあらかじめ定めておく。

（2）飲食物の摂取制限、農林水産物および畜産物の出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

飲食物の摂取制限、農林水産物および畜産物の出荷制限を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

1 4. 住民等への情報伝達・相談体制の整備

原子力災害時に際して、住民等への的確な情報伝達・相談活動を行えるよう、県と連携し必要な体制を整備する。

（1）情報提供項目

国、県および県警察と連携し、情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について、あらかじめ整理しておく。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるよう、情報伝達の際の役割等を明確化する。

■伝達情報の項目

- ア. 原子力災害および現地における応急対策の状況
- イ. 市内および県下における影響の有無やその程度

- ウ. 国や県等が講じている応急対策に関する情報
- エ. 交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- オ. 環境放射線モニタリングシステムデータ
- カ. 環境試料モニタリングデータ
- キ. 環境放射線モニタリング車により収集したデータ
- ク. 原子力事業者の測定データ
- ケ. 福井県原子力環境監視センターデータ
- コ. 京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
- サ. 原子力規制委員会放射線モニタリング情報
- シ. (国研) 量子科学技術研究開発機構のサイト
- ス. (公財) 原子力安全研究協会のサイト 等

(2) 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備

地震、風水害などとの複合災害発生時における情報伝達体制を確保し、TV、ラジオなど様々な広報媒体の併用、地域コミュニティの活用など、迅速かつ確実に情報伝達が常に行えるよう、情報伝達に係る体制および防災行政無線等通信設備の整備を進める。

具体例) 相互リンクの実施、担当者の指定、協議の実施、情報連絡手段の多重化、多ルート化(ネットワーク構築)

なお、市では、電話等の通信網が途絶した場合に備え、衛星携帯電話9台を所有しており、本庁舎、各支所、消防本部、市民病院間での通信確保を図っている。

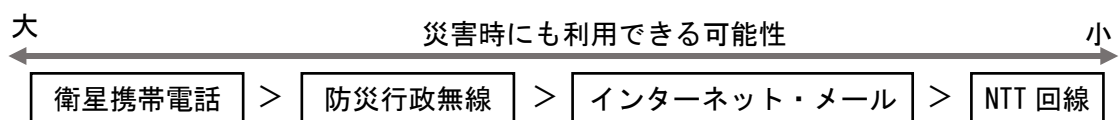
また、「高島アマチュア無線非常通信ネットワーク」と災害時応援協定を締結しており、アマチュア無線を拠点施設等に配備することにより通信を確保する。

さらに、総務省近畿総合通信局では、非常災害時に移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線)の貸し出しを行い、通信手段の確保を支援する体制を整えており、災害時にはこれらの機器の活用を検討する。

住民への情報伝達については、その時使用できるあらゆる通信手段を用いて行うが、全てのライフラインが途絶した場合は、防災ヘリや警察ヘリ等を使用した空からの情報伝達や、消防団等による足による住民への情報伝達を行うなど、可能な限り迅速な情報伝達を行うこととする。

なお、全ての通信機器が使用不能の場合は、消防・警察・自衛隊等が所有する無線機等を通じて、必要な情報伝達を行うこととする。

市保有の災害時に使える可能性が高い通信手段は次のとおり。



(3) 要配慮者への情報伝達

要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、地域コミュニティ(区・自治会)や自主防災組織等と市との間の情報伝達体制を整備する。

なお、在宅の避難行動要支援者に対しては同居人への情報伝達体制を、独居在宅の避難行動要支援者に対しては地域コミュニティ（区・自治会）、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携した情報伝達体制を整備する。

具体例) 連絡体制の確立、防災行政無線の配備、情報提供窓口の設置・広報、提供情報の多言語化、避難行動要支援者支援マニュアルの作成

(4) メディアの活用

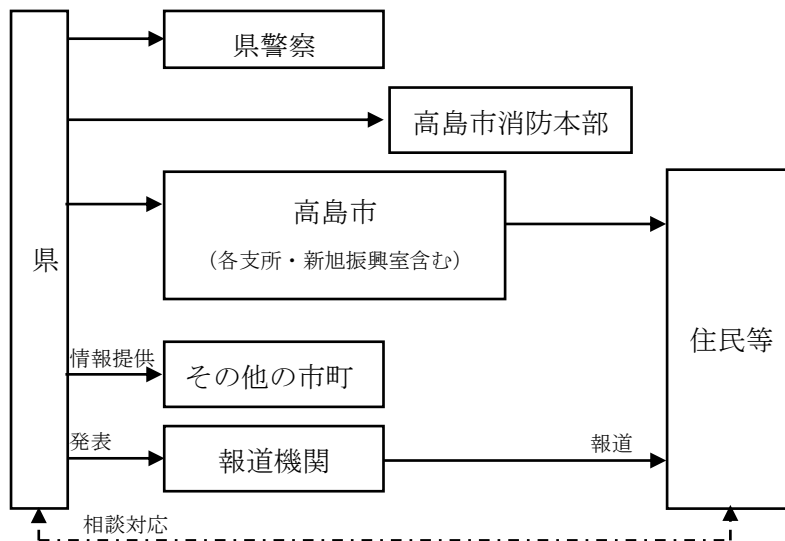
県と連携し、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、市内全域に向けての広報、広域的な情報提供において、TV・ラジオ・インターネット・携帯端末の緊急速報メール等、多様なメディアの活用体制を整備する。

(5) 相談窓口の設置

国、県および県内その他市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置に関して、その方法や体制等についてあらかじめ定めておく。

具体例) 相談窓口設置に関する住民等への広報、担当者の指定
市内部での情報連絡体制の確立

■情報伝達経路図



15. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発

(1) 国、県、県警察、関係周辺市町および原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

なお、広報活動担当者は、住民等に対して行う原子力防災に関する知識の普及に関して、必要に応じて県に助言を求めるものとする。

- ア. 放射性物質および放射線の特性に関すること
- イ. 原子力発電所の概要に関すること
- ウ. 避難所等施設の位置
- エ. 原子力災害とその特性に関すること
- オ. 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- カ. 本市の平常時における環境放射線の状況に関すること
- キ. 緊急時に本市、国および県等が講じる対策の内容に関すること
- ク. 屋内退避や避難に関すること
- ケ. 安定ヨウ素剤の服用に関すること
- コ. 避難行動要支援者への支援に関すること
- サ. 緊急時にとるべき行動および留意事項等に関すること
- シ. 避難時における具体的な携行品の確認、準備事項に関すること
- ス. 避難所での運営管理、行動等に関すること
- セ. 放射性物質による汚染の除去に関すること

(2) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、住民等に対し原子力防災教育を実施する。また、教育機関においては、生徒等に対する原子力防災教育を充実させる。

(3) 原子力防災知識の普及と啓発を行う際は、地域コミュニティ（区・自治会）において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう働きかけるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

(4) 避難状況の確実な把握のため、本市が指定した避難所以外に住民等が避難した場合に、災害対策本部に自身の居場所と連絡先を連絡するよう周知する。

(5) 国、県および県内その他市町と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

1 6. 業務継続計画の策定

原子力災害時の応急対策等の実施および優先度が高い通常業務の継続のため、災害時の必要人員・防災資機材等の事前準備体制および災害事後対応力を強化する。

また、庁舎の所在地が、避難指示を受ける地域に含まれた場合の移転先（代替勤務地）をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等による業務継続性を確保する。

さらに、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

1 7. 防災業務関係者等の人材育成

(1) 応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、全職員を対象として、国、県および本市が実施する原子力防災に関する講習会、研修会等に積極的に順次参加させ、原子力基礎知識の習得、防災関係資機材および装備の使用法等の習熟を図るなど、人材育成に努める。

(2) 原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ国、県、県内その他市町および防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について災害対策本部員、現地事故対策連絡会議等への派遣要員、緊急時モニタリング要員、原子力災害医療活動要員など、防災業務関係者に対する研修を実施する。

なお、研修内容については、福島第一原発事故の新たな知見も考慮する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえて、研修内容を充実させる。

- 1) 原子力防災体制および組織に関すること
- 2) 原子力発電所の概要に関すること
- 3) 原子力災害とその特性に関すること
- 4) 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- 5) 放射性物質および放射線のモニタリングの実施方法ならびに機器を含む防護対策上の諸設備、モニタリングにおける気象情報および大気中放射性物質の拡散計算の活用に関すること
- 6) 緊急時に国、県および本市が講じる対策の内容
- 7) 緊急時に住民等がとるべき行動および留意事項に関すること
- 8) 原子力災害医療に関すること
- 9) その他緊急時対応に関すること

(3) 県および県内その他市町と連携し、原子力事業者に対し、事業者の責務として原子力事業全般について理解が得られるよう説明責任を果たすことを要請し、本市が行う研修への講師等派遣要請についても協力を求める。

18. 防災訓練の実施等

(1) 訓練計画の策定および実施

国、専門家、原子力事業者等の支援のもと、県、県警察、県内その他市町、自衛隊等と連携し、以下に掲げる防災活動の各要素、または各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。

なお、訓練終了後は訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

- 1) 災害対策本部および地区本部の設置運営訓練
- 2) 対策拠点施設への参集訓練
- 3) 緊急時通信連絡訓練
- 4) 緊急時モニタリング訓練
- 5) 人命救助訓練
- 6) 原子力災害医療訓練
- 7) 住民等に対する情報伝達訓練
- 8) 住民等の屋内退避・避難訓練
- 9) 避難所等開設・運営・閉設訓練
- 10) 自衛隊災害派遣要請要求、受入れ等運用訓練
- 11) 交通対策等措置訓練

(2) 総合的な防災訓練への参加

原子力防災会議、原子力規制委員会および立地県が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練へ積極的に参加する。

19. 放射性物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力発電所施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を考慮して、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性を踏まえ、次により対応する。

- (1) 事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全の確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火・人命救助・救急等必要な措置を実施する。
- (2) 市は、事故の状況把握に努めるとともに、国の指示に基づき、または独自の判断により、事故現場周辺の住民の避難等、安全を確保するために必要な措置を講じる。

20. 災害復旧への備え

災害復旧に役立てるため、国および県と協力して、放射性物質の除染に関する資料の収集、整備等を行う。

2.1. 複合災害予防計画

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における対応について、平素から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努める。

（1）複合災害時の災害応急体制の整備

市は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実させる。また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

（2）複合災害を想定した訓練の実施

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、土砂災害や原子力災害など、本市の地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集・配分、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

第3章 緊急事態応急対策

1. 基本方針

(1) 原子力災害が発生した時の対応

本章は、情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

(2) 複合災害発生時の対応

市内において、地震、水害、雪害等の自然災害と原子力災害が同時期に発生した場合（以下「複合災害発生時」という。）の対応は、以下の基本方針に基づき、屋内退避等の措置の指示、その他必要な対策を講ずる。

なお、災害別による緊急対応のめやす、発生事態別による緊急対応のめやす、およびその他必要な対策に関する実施手順・役割分担等については、職員初動マニュアルに記載する。

1) 基本方針

- ア. 避難対象住民等に対する屋内退避等の措置は、状況により本市が独自に判断し、予防的に前倒しで行う。
- イ. 道路の緊急復旧、除雪対策、学校等市施設の応急復旧対策は、防護対策地域を他の地域に優先して実施する。
- ウ. 陸路以外の移動手段（ヘリコプター、船舶）を活用した避難対象住民等の緊急輸送体制を確保する。

2) 災害別による避難措置の目安

- ア. 市内または近隣（福井県若狭地域等）で震度4以上の地震が発生したときは、指定職員は自主参集し、市内の被害状況の確認と併せて、「福井県内の各原子力発電所の状況」を必ず確認（情報収集）し、原子力災害のおそれがあれば地震応急対策に注力することとする。もし、原子力発電所で事故が発生したときは、原子力災害対応（情報収集、避難所開設、住民避難、安定ヨウ素剤の配布等）にも併せて取り組む。
- イ. 市内で水害または雪害が発生したときは、孤立地域の有無を調査するとともに、防護対策地域内に孤立地域住民等がある場合は、バス等車両の集結可能な最寄りの市施設を「広域避難所」として確保し、避難を指示する。
- ウ. 複合災害発生時に、道路支障等によって孤立地域が発生したときは、重症病患者の救急搬送に準じて、陸路以外の移動手段（ヘリコプター、船舶）を活用した防護対策地域内の孤立地域住民等の緊急輸送を優先して実施する。

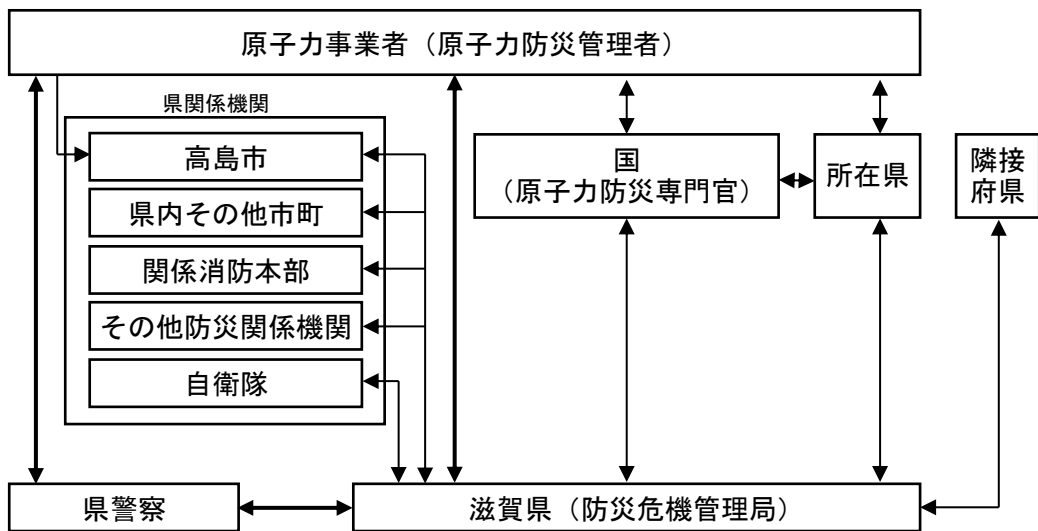
2. 情報の収集・緊急連絡体制

原子力発電所に何らかの異常があった場合の情報収集・連絡体制は、以下の概念図のとおりである。県が行う次の措置に対して、県と連携して情報収集を行い、関係者へ連絡する。

【県の措置】

国、立地県、原子力事業者等の防災関係機関に対し情報の提供を求め、または自ら情報収集活動を実施し、施設敷地緊急事態または全面緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については、必要に応じ、本市等に連絡する。

■情報収集・連絡体制概念図



市では、次のとおり県や原子力事業者と通報連絡等の協定を締結している。

県や原子力事業者との連絡通報等の協定等

協定名	協定締結先	協定締結日
高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定	滋賀県、関西電力㈱	H29. 9. 27
高浜発電所に係る安全確保に関する確認	滋賀県	H28. 1. 25
大飯発電所に係る安全確保等に関する協定	滋賀県、関西電力㈱	H25. 4. 5 H31. 3. 27
美浜発電所に係る安全確保等に関する協定	滋賀県、関西電力㈱	H25. 4. 5 H29. 3. 22
敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定	滋賀県、長浜市、日本原子力発電㈱	H25. 4. 5 H29. 3. 22
高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保等に関する協定	滋賀県、長浜市、(国研) 日本原子力研究開発機構	H25. 4. 5 H30. 5. 30
原子炉廃止措置研究開発センターに係る安全確保等に関する協定	滋賀県、長浜市、(国研) 日本原子力研究開発機構	H25. 4. 5

(1) 緊急事態発生情報等の連絡

1) 情報収集事態が発生した場合

ア. 原子力規制委員会が行う連絡

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合は、関係省庁および関係地方公共団体に対し情報提供を行い、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう、関係地方公共団体に対し連絡するとされている。

イ. 県が行う連絡

原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、本市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、県内その他市町にも連絡する。

ウ. 本市が行う連絡

県から連絡、または原子力規制委員会から直接連絡を受けた場合は、速やかに市内防災関係機関等へ連絡する。

2) 警戒事態が発生した場合

ア. 原子力防災管理者が行う連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係機関等へ連絡するとされている。

イ. 原子力規制委員会が行う連絡

原子力規制委員会は、警戒事態を認知した場合は、関係省庁および関係地方公共団体に対し情報提供を行い、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとされている。

また、PAZ を含む地方公共団体に対し避難行動要支援者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を、UPZ 圏外の地方公共団体に対し避難行動要支援者の避難準備に協力するよう、要請するとされている。

ウ. 県が行う連絡

原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、本市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、県内その他市町にも連絡する。

エ. 本市が行う連絡

県から連絡、または原子力規制委員会から直接連絡を受けた場合は、速やかに市内防災関係機関等へ連絡する。

3) 施設敷地緊急事態が発生した場合

ア. 原子力防災管理者が行う連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、立地市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に対して、同時に文書をファクシミリで送付するとされている。さらに、主要な機関等に対して、その着信を確認するとされている。

なお、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、県、原子力規制委員会および立地市町村に限るとされている。

イ. 原子力規制委員会が行う連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展の見通し、事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部および公衆に連絡するとされている。

また、PAZ を含む地方公共団体に対し避難行動要支援者の避難実施、その他住民の避難準備を行うよう、さらに、UPZ を含む地方公共団体に対し屋内退避の準備を、UPZ 圏外の地方公共団体に対し避難した避難行動要支援者の受入れおよびその他住民の避難準備に協力するよう、要請するとされている。

なお、原子力緊急事態宣言の発出時には、内閣総理大臣は、以下の事項を公示するとされている。

ア) 緊急事態応急対策を実施すべき区域

イ) 原子力緊急事態の概要

ウ) 緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者等に周知させるべき事項

ウ. 現地に配置された国の職員が行う連絡

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するとされている。

エ. 県が行う連絡

原子力事業者および国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、本市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、県内その他市町にも連絡する。

○PAZ を含む市町村と同様の情報を、UPZ を含む市に連絡する。

○UPZ を含む市に連絡する際には、PAZ 内の住民避難が円滑に進むよう配慮を願う旨を記載する。

オ. 本市が行う連絡

県から連絡、または原子力規制委員会から直接連絡を受けた場合は、速やかに市内防災関係機関等へ連絡する。なお、原子力事業者への問い合わせは、県を通じて行う。

4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

ア. 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出したときは、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。

イ. また、連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、県は、その結果について速やかに連絡を受けるとされている。

(2) 応急対策活動情報の連絡等

1) 警戒事態発生後の連絡後の経過報告

ア. 原子力事業者が行う連絡

原子力事業者は、警戒事態発生後の連絡後、遅滞なくファクシミリで随時報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うとされている。

なお、この連絡は、県、本市および原子力防災専門官に対して行われる。

- 警戒事態発生後の連絡を行った後の経過状況
- 応急対策の実施状況
- その他警戒事態発生後に連絡する必要があると認めた事項

イ. 相互の連絡等

原子力事業者から連絡を受けた事項を、その必要性に応じて市内防災関係機関へ随時連絡する。また、本市、県および防災関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、各々が行う応急対策活動の状況等について相互に連絡を行う。

2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア. 原子力事業者が行う連絡

原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、立地市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に原子力施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況および事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議に連絡するとされている。

イ. 県が行う連絡

本市との間で、原子力事業者および原子力規制委員会から通報連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

ウ. 本市が行う連絡

県から連絡、または原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、県と連携して、原子力規制委員会、国の現地事故対策連絡会議、防災関係機関等との相互の連絡を密にする。

また、速やかに市内防災関係機関等へも連絡を行う。

なお、原子力事業者への問い合わせは、県を通じて行う。

3) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア. 原子力防災管理者が行う連絡

原子力事業所の原子力防災管理者は、全面緊急事態の発生後または発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するとされている。さらに、主要な機関等に対して

は、その着信を確認するとされている。

イ. 原子力規制委員会が行う連絡

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行うとされている。

ウ. 現地に配置された国の職員が行う連絡

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて必要な情報の収集・整理を行うとともに、関係地方公共団体をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うとされている。

エ. 県が行う連絡

オフサイトセンターに派遣した職員等を通じて、原子力発電所および発電所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、立地県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

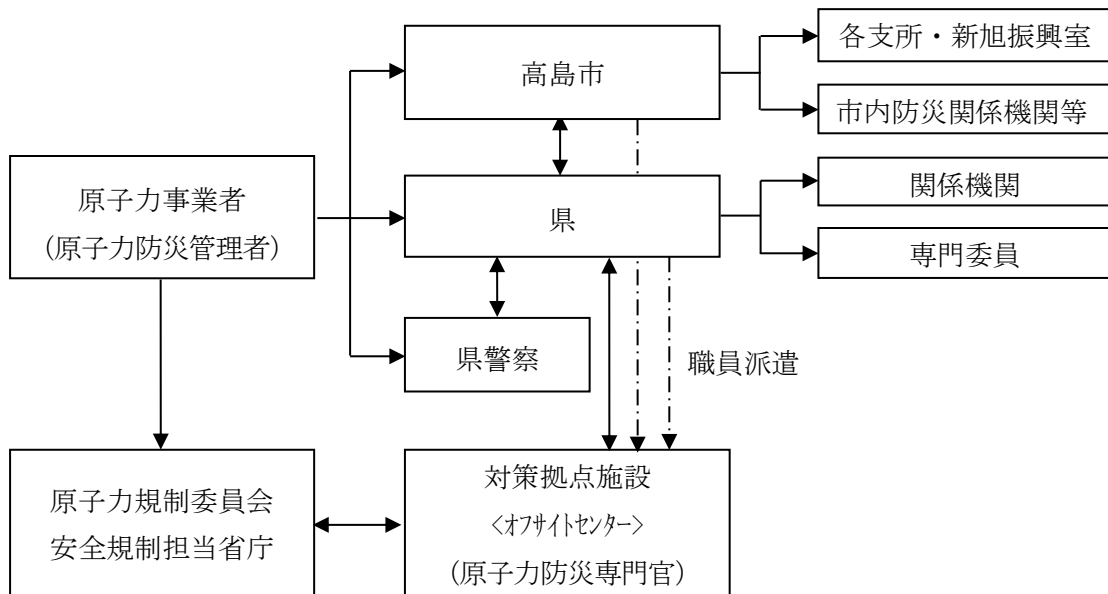
また、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。さらに、本市との間で、上記により把握した状況等を、必要に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

オ. 本市が行う連絡

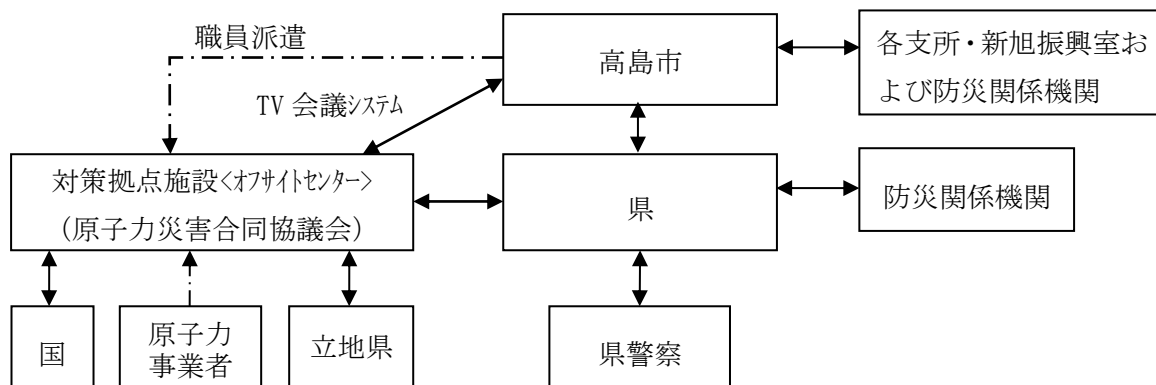
県との間において、県が把握した状況等について相互の連絡を密にする。

また、オフサイトセンターに派遣した職員またはオフサイトセンターとの通信回線（TV会議システム）を通して、緊急事態応急対策活動の状況、被害状況等に関する情報を随時連絡・共有する。

■施設敷地緊急事態発生時の連絡系統



■全面緊急事態発生後の連絡系統



(3) 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、関係地方公共団体および住民等に対して、必要に応じ、衛星携帯電話、インターネットメール、J-ALERT 等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとされており、県は、伝達された内容を本市に連絡する。

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線および防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

(4) 放射性物質または放射線による影響の早期把握のための活動

1) 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県が行う次の措置に対して、とりまとめ結果の提供を受ける。

【県の措置】

県下における影響の把握という観点から、モニタリングポストの監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、本市に必要な応じ連絡する。

2) 情報収集事態発生時の連絡を受けた以降の対応

県が行う次の措置に対して、必要な協力を行う。

また、県の要請により職員（モニタリング要員）を派遣した場合は、被ばく管理に十分留意するとともに、被災地住民行動記録の作成上の参考資料となるよう、災害対策活動記録を作成する。

【県の措置】

①緊急時モニタリングの実施

ア. 情報収集事態におけるモニタリング

モニタリングポスト等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

イ. 警戒事態におけるモニタリング

モニタリングポスト等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、原子力事業者と連携して平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。

ウ. 緊急時モニタリングセンターの立上げと緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げるとされており、県は、これに参画する。

国は、指針に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布および地形を考慮に入れ、原子力施設の状況等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するとされている。

エ. 緊急時モニタリングの実施

国による緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後はその計画に基づいて、原子力事業者と連携して緊急時モニタリングを実施する。

②緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力発電所施設、放射線および防護措置の状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改訂するとされており、県は、緊急時モニタリングセンターを通してこの改訂に協力する。

③モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）およびオフ

サイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。

また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を、緊急時モニタリングセンターおよびオフサイトセンター放射線班とで共有するとされている。

県は、緊急時モニタリング実施計画に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、本市、県内その他市町および県警察に連絡する等、関係者間で共有する。

④緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、県および指定公共機関が連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等のための行動調査を行う。

(5) 地震発生時の連絡等

1) 県の措置

①原子力事業者は、所在市町村において震度5弱以上の地震が観測された場合あるいは原子力事業所に設置されている地震計が震度5弱相当の地震を観測した場合は、原子力事業所の施設および設備の点検結果について、異常の有無に関わらず、県に連絡するとされている。

②県は、上記の連絡により把握した状況等を、その必要性に応じて本市および関係機関等に連絡する。

2) 市の措置

所在市町村において、震度5弱以上の地震が観測された情報を入手した場合、あるいは県から当該原子力事業所の施設および設備の状況等に関する連絡を受けた場合は、必要に応じ緊急時モニタリングへの協力の準備を行う。

3. 活動体制の確立

(1) 動員体制

職員の動員配備の基準は、下表による。

		配 備 基 準	配備体制
警戒体制 (第1配備)	【フェーズ1】 (情報所)	(1) 市内または近隣(福井県若狭地域等)に震度4の地震が発生したとき(自動発動)	【情報所】 出動職員＝政策部長以下の指定職員、各支所長、新旭振興室長以下の指定職員
	【フェーズ2】 (情報収集事態)	(1) 福井県の原子力事業所所在市町(敦賀市・美浜町・おおい町・高浜町)において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき (2) 原子力規制委員会から「情報収集事態」発生連絡を受けたとき (3) その他政策部長が警戒配備体制を決定したとき	【警戒配備】 同上
災害警戒本部体制 (第2配備)	【フェーズ3】 (警戒事態)	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき (2) 原子力規制委員会から「警戒事態」発生連絡を受けたとき (3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき (4) その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	【災害警戒本部】 本部長＝副市長 副本部長＝政策部長 本部員＝危機管理監、各部長等 出動職員＝地震または風水害時の指定職員
災害対策本部体制 (第3配備)	【フェーズ4】 (施設敷地緊急事態) [原災法10条]	(1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき (2) 原子力規制委員会から「施設敷地緊急事態」発生連絡を受けたとき (3) 福井県および滋賀県が設置するモニタリングポストで、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき (4) その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	【災害対策本部】 本部長＝市長 副本部長＝副市長、教育長 本部員＝危機管理監、各部長等
	【フェーズ5】 (全面緊急事態) (緊急事態宣言) [原災法15条]	(1) 原子力規制委員会から「全面緊急事態」発生連絡を受けたとき (2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき	出動職員＝地震または風水害時の指定職員(全職員)

(2) 災害発生時の活動体制

【フェーズ1】情報所における活動体制

- 1) 情報所体制の決定基準
警戒体制（第1配備）フェーズ1の配備基準に基づく。
- 2) 業務内容
指定職員は、地震情報および福井県内の原子力発電所に係る情報の収集を行う。
- 3) 情報所体制の解除基準
 - ①事故に至るものでないことが確認できたとき
 - ②警戒配備体制がとられたとき

【フェーズ2】情報収集事態における活動体制

- 1) 警戒配備体制の決定基準
警戒体制（第1配備）フェーズ2の配備基準に基づく。
- 2) 業務内容
指定職員は、それぞれの担当に係る情報の収集を行う。
- 3) 警戒配備体制を決定した場合の防災関係機関への連絡
警戒配備体制を決定した場合、政策部長は、市長に報告するとともに、県、県警察、防災関係機関等にその旨を連絡する。
- 4) 警戒配備体制の解除基準
 - ①事故に至るものでないことが確認できたとき
 - ②原子力発電所の事故が終結したとき
 - ③事故の進展により、災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき

【フェーズ3】警戒事態における活動体制

- 1) 災害警戒本部の設置基準
災害警戒本部体制（第2配備）フェーズ3の配備基準に基づく。
- 2) 災害警戒本部の設置
国、県、県警察、県内その他市町および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、以下のとおり災害警戒本部を設置する。
 - ①副市長（災害警戒本部長）は、市長にその旨報告するとともに、原子力災害防護のための初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、速やかに災害警戒本部会議を招集する。以後、災害警戒本部会議を随時開催する。
 - ②災害警戒本部の組織および運営は、「高島市地域防災計画（災害応急対策編）」に定めるところによる。
- 3) 災害警戒本部体制の解除
災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。
 - ①災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し災害応急対策が完了した、または対策の

- 必要がなくなると認めたとき
②災害対策本部が設置されたとき

【フェーズ4】施設敷地事態における活動体制

1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部体制（第3配備）フェーズ4の配備基準に基づく。

2) 災害対策本部の設置

国、県、県警察、県内その他市町および原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員の非常参集を行い、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。また、連絡体制の確立等必要な体制をとるため、以下のとおり災害対策本部を設置する。

①市長（災害対策本部長）は、災害予防および災害応急対策の実施に関する基本的事項ならびに処理方針の協議等を行うため、速やかに災害対策本部会議を招集する。以後、災害対策本部会議を随時開催する。

②災害対策本部の組織および運営は、「高島市地域防災計画（災害応急対策編）」に定めるところを基本としながらも、原子力災害特有の対応（緊急時モニタリング、地域をまたぐ広域避難、安定ヨウ素剤の配布、除染等）をとる必要があることから、本部機能の充実を図る。

③市長が必要と認めて災害対策本部を設置したときは、速やかにその旨を県へ報告する。

3) 県との連携

災害対策本部を設置したときは、県に対し、市・県本部間の連絡にあたるべき要員（本部連絡員）を派遣するよう要請する。

また、県との間において、国、原子力事業者等から連絡を受けた事項を随時報告するとともに、それぞれが行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にする。

4) 現地事故対策連絡会議との連携

災害対策本部長は、国、県等との連絡・調整、情報の共有を行うため、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターへ派遣し、現地事故対策連絡会議と連携を図る。

災害対策本部長は、派遣された職員に対し、本市が行う応急対策の状況について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県等との連絡・調整、情報の共有を行う。

（TV会議システムで代用できる場合は、派遣しない場合もある。）

5) 災害対策本部体制の解除

災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

①原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

②災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した、または対策の必要がなくなると認めたとき。

【フェーズ5】全面緊急事態における活動体制

1) 災害対策本部体制の継続（災害対策本部体制（第3配備）フェーズ5に移行）

国では、全面緊急事態に至った場合、原子力緊急事態宣言を発出し、緊急事態応急対策を

講じるとされているが、本市は、県と同じく、災害対策本部体制を継続する。

2) 原子力災害合同対策協議会との連携

災害対策本部長は、国、県等との連絡・調整、情報の共有を行うため、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターへ派遣し、原子力災害合同対策協議会と連携を図る。

(TV 会議システムで代用できる場合は、派遣しない場合もある。)

(3) 複合災害発生時の活動体制

複合災害発生時は、災害警戒本部または災害対策本部事務局内に「原子力災害対策班」を設置する。

なお、災害別による活動体制および動員体制の確立に関する実施手順・役割分担等については、職員初動マニュアルにおいて検討する。

1) 地震時

市内震度	地震発生時の対応 (地震編)	複合災害発生時の原子力対応		
		フェーズ1、2の 事態が発生	フェーズ3の 事態が発生	フェーズ4、5の 事態が発生
4	情報所体制	警戒体制 (第1配備)	災害警戒本部 体制 (第2配備)	災害対策本部 体制 (第3配備)
5弱	災害警戒本部体制			
5強	災害対策本部体制 (第1配備)			
6弱以上	災害対策本部体制 (第2配備)			

2) 風水害時

配備時期・事由	風水害発生時の対応 (風水害編)	複合災害発生時の原子力対応	
		フェーズ1、2 の事態が発生	フェーズ3、4、5 の事態が発生
本市内に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表されかつ、本市に影響が及ぶ可能性があるとき	警戒1-1号体制	警戒体制 (第1配備)	フェーズ3 の場合 災害警戒本部体制 (第2配備)
本市内に大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されかつ、本市に影響が及ぶ可能性があるとき	警戒1-2号体制		
本市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されかつ、本市に影響が及ぶ可能性があるとき	警戒2号体制		
本市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、氾濫危険情報、特別警報(大雨・暴風・大雪・暴風雪)のいずれかが発表されかつ、本市に災害発生の危険性が迫るときまたは、市長が必要と判断したとき	災害警戒本部体制		
本市内に災害が発生し、応急対策をとる必要があるときまたは、被害および危機等が拡大し、大規模な災害発生の恐れがあり、市長が必要と認めた場合	災害対策本部体制		

3) 雪害時

配備時期・事由	雪害発生時の対応 (風水害編)	複合災害発生時の原子力対応	
		フェーズ1、2 の事態が発生	フェーズ3、4、5 の事態が発生
大雪警報または暴風雪警報が発表され、かつ災害の発生に備える必要があるとき	警戒1号体制 (第1配備)	警戒体制 (第1配備)	フェーズ3 の場合 災害警戒本部体制 (第2配備)
大雪警報または暴風雪警報が発表され、かつ災害の発生する可能性があるとき	警戒2号体制 (第1配備)		
大雪警報、暴風雪警報、特別警報(大雪・暴風雪)のいずれかが発表され、かつ災害の発生する可能性が高まったとき	災害警戒本部体制 (第2配備)		
大雪警報、暴風雪警報、特別警報(大雪・暴風雪)のいずれかが発表され、かつ災害が発生した場合であって、市長が必要と判断した場合	災害対策本部体制 (第3配備)		

(4) 応援要請および職員の派遣要請等

1) 応援要請

緊急事態応急対策の実施にあたり、必要な場合は、県を通じてまたは単独で県内その他市町、県内その他市町を所轄する消防本部（局）、原子力事業者および他府県等に対し、応援要請を行う。

また、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、知事を通じて、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

(5) 自衛隊の派遣要請等

市長は、原子力災害時において、住民の生命、身体および財産を保護するため、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

1) 派遣要請の実施

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合または市長から要請の要求があった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、オフサイトセンターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事または国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するとされている。

2) 派遣の内容

- ①モニタリングの支援
- ②被害状況の把握
- ③避難の援助
- ④行方不明者等の捜索救助
- ⑤消防活動
- ⑥応急医療・救護
- ⑦人員および物資の緊急輸送
- ⑧危険物の保安および除去
- ⑨その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

3) 派遣要請の手続

①知事が行う派遣要請の手続

知事は、市長から自衛隊の派遣要請の要求を受け、その要求の事由が適切と認めた場合、または既に得られた被害状況に基づき自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を下記④に掲げる関係部隊に提出するとされている。

ただし、事態が急を要する場合における関係部隊への要請は、電話で下記③の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出するとされている。

②市長が行う派遣要請要求の手続き

ア. 市長は、被害の程度により、自衛隊の派遣要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。

なお、災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で行うが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記③の事項を連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ. 市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨および災害の状況を下記④に掲げる関係部隊に通知する。

この場合、市長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続をとる。

ウ. 上記イの通知を受けた下記④に掲げる関係部隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができることとされている。

③口頭で要請する場合の連絡事項

ア. 災害の状況および派遣を要請する理由

イ. 派遣を希望する期間

ウ. 派遣を希望する区域および活動内容

エ. その他参考となる事項

④派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】
海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】
航空自衛隊中部航空方面隊司令官(連絡窓口：防衛部) (埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】

(注) 陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3偵察戦闘大隊第3係(高島市今津町今津平郷国有地 Tel0740-22-2581【内線235】)を窓口として要請する。

また、海上自衛隊舞鶴地方総監および航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3偵察戦闘大隊に通報する。

4) 自主的派遣

滋賀県を担任する自衛隊の部隊等は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合がある。

ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するとされている。

5) 派遣部隊の受入れ

①派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の災害派遣が決定したときは、以下の受入れ体制を整備する。

- ア. 派遣部隊と本市との連絡窓口およびその責任者の決定
- イ. 作業計画および資機材の準備
- ウ. 派遣部隊の誘導
- エ. 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備
- オ. 住民等の協力

②他の防災関係機関との競合重複排除

知事および市長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的な作業分担に配慮する。

③自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または本市の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部（局）、県警察との調整・連絡にあたらせるとされている。

6) 派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、知事、派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、撤収要請の要求を行う。

7) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、原則として、災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行う。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- ①派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- ②派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および入浴料
- ③活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費および修理費
- ④有料道路の通行料
- ⑤放射線防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

8) 派遣部隊の被ばく管理

派遣部隊の被ばく管理は、原則として、自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は、派遣部隊の長等から県に対し、派遣部隊の被ばく管理の要請を行うとされている。

【県の措置】

- ①派遣部隊の被ばく管理を行い、これが困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部））に対して、被ばく管理要員の派遣要請を行う。
- ②原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。

（6）原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと、および初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のための、内閣府特命担当大臣（原子力防災）および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置するとされている。

初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災

者生活支援チームおよび県と連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

(7) 防災業務関係者の安全確保

1) 防災業務関係者の安全確保方針

防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、市災害対策本部、地区本部および現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害時特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

2) 市における被ばく管理

職員・消防団員等防災業務関係者の被ばく管理は、以下のとおり行う。

①放射線管理班は、緊急時モニタリング、屋内退避・避難等防護措置実施のため庁舎外で活動する職員に対し、防護服、防護マスク、線量計および安定ヨウ素剤を配布し、活動地域を指定するとともに、原子力災害対策従事中の個人被ばく線量を測定し、行動記録を個人ごとに作成する。

②原子力災害対策に従事する職員の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護にかかる以下の基準に基づき行うものとする。

ア. 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSv（ミリシーベルト）を上限とする。

イ. 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

なお、女性に関しては、胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。

③原子力災害対策に従事する職員の個人被ばく線量測定結果および行動記録は、とりまとめて被ばく管理に利用するとともに、住民等の被ばく量を評価（推定）するときの資料とする。

3) 国および県等への応援要請等

被ばく管理要員、防護資機材の不足が生じた場合および職員等の安全確保のため、以下のとおり国および県等へ応援要請を行う。

①職員・消防団員等防災業務関係者の被ばく管理は、原則として市が行い、また、各防災関係機関関係者の被ばく管理は各機関が独自で行うが、これが困難な場合は、国および県に対して、被ばく管理要員の派遣を要請する。

②防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、企業より調達を行うほか、県を通じて、原子力事業者、関係都道府県および国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害対策現地対策本部）に調達の要請を行う。

③緊急事態応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県および原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うとともに、放射線防護のため、必要に応じ除染等の医療措置を要請する。

4. 住民等への情報伝達・相談活動

(1) 住民等への情報伝達活動

県および本市は、放射性物質および放射線による影響は、五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺や混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

1) 県の措置

- ①本市の住民等に対する情報伝達を国、県警察、本市と連携し行う。
- ②原子力災害に関する情報を広く県民に向けて提供し、県下における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ、またはその軽減に努める。
- ③県防災行政無線等により、本市をはじめ県内その他市町に情報提供するとともに、TVやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供にも努める。また、情報を随時入手したいという県民のニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

2) 市の措置

- ①住民等のニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱防止のためのきめ細やかな情報を国、県、県警察および防災関係機関等と連携し伝える。
- ②住民等へ的確に情報が伝わるよう、県、県警察と連携し、同報系防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、TV・ラジオによる放送、携帯電話のメール、その他実情に即した方法（FAX等）など、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達する。
- ③情報伝達、広報にあたっては、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的に情報提供する。

3) 情報伝達の内容

- ①原子力発電所における事故・災害等の概況
- ②災害応急対策（緊急時モニタリング、交通規制、避難経路、避難所、県および本市が講じている対策等）に関する情報
- ③医療機関などの情報
- ④飲食物に関する放射性物質の調査結果および出荷制限の状況等
- ⑤避難住民を受入れる市内の地域に対して、避難住民の受入れを行う旨および避難を円滑に行うための協力呼びかけ

4) 情報伝達上の留意事項

- ①住民等への情報伝達にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現にする。また、必要に応じ、伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。
- ②十分に内容を確認した情報の公表および広報活動を行う。
- ③発表内容や時期については、県、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定地方行政機関および公共機関等と相互に連絡し実施する。
- ④公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。
- ⑤情報の提供にあたっては、避難行動要支援者および一時滞在者に配慮した伝達を行う。

- ⑥避難所にいる被災者は、知りたい情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体を配布するなど、適切な情報を提供する。
- ⑦本市が指定した避難所以外に避難をした場合、あるいは、家族や親族にその居場所の情報提供をする場合には、本市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

1) 相談窓口の設置

国、県および防災関係機関と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

2) 情報の収集整理

住民等からの問い合わせ対応によって得られた情報を収集・整理し、そのニーズを見極め、的確かつ迅速な情報伝達活動に活用する。

3) 安否情報の提供

住民等から被災者の安否の照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する。

また、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、県、県警察、県内その他市町、消防本部（局）等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、この被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底する。

(3) 風評被害対策

国、県、県内その他市町および関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するための、風評被害対策を以下の通り行う。

- 1) 科学的根拠に基づき安全性が確認された後は、農林水産業および畜産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的に TV、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して、安全性に係る広報活動を行う。
- 2) 国内外への正確な情報発信、国外からの風評被害の影響に留意し、次のような項目を考慮する。
 - ①商品等の適正な流通促進および観光地の安全性のアピールのための広報活動
 - ②放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の実施

5. 屋内退避および避難の防護措置

(1) 防護措置基準とその考え方

原子力規制委員会では、福島第一原発事故を教訓に指針を定め、その防護措置基準は、次頁に示す表のとおりである。この防護措置基準は、IAEAにおいてその改訂が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めている。

また、指針の基本的な考え方は、以下のとおりである。

原子力発電所施設等において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定める EAL に基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて UPZ 外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ 範囲（必要に応じてそれ以遠も含む）内で空間放射線量率の測定を行い、次頁に示す表と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等（屋内退避または避難）を実施するとされている。

ただし、放射性物質の放出がない時点であっても、状況によっては、UPZ 範囲内で予防的防護措置（屋内退避）をとる場合もあることに留意が必要である。この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

表：防護措置基準

OILと防護措置について

基準の名称と種類		基準の概要	初期値			防護措置の概要
緊急防護措置	即時避難基準 (OIL1)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (空間放射線量率 ^{※2}) (地上1mで計測) 高島市の平常時の測定値の約5,000倍			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) 基本的に、PAZの範囲が対象だが、UPZの避難判断基準にもなる。
	体表面スクリーニング・除染基準 (OIL4)	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの真皮への外部被ばくを防止するため、除染を講じる際の基準	β線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 【1ヶ月後の値】 β線：13,000cpm ^{※4} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	一時移転基準 (OIL2)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (空間放射線量率 ^{※2}) (地上1mで計測) 高島市の平常時の測定値の約200倍			1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (空間放射線量率 ^{※2}) (地上1mで計測) 高島市の平常時の測定値の約5倍			数日内を目途に、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定 1週間内を目途に、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
	飲食物摂取制限基準 (OIL6)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・肉・穀類・卵・魚・その他	
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で、必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
 ※2 本値は、地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設

置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3などを設定しているが、わが国では、放射性各濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」が設定されている。

（2）県の基本方針

- 1）（1）に示す表に基づき避難等の防護措置を実施する。
- 2）警戒事態発生時には、UPZ圏内に滞在する一時滞在者に帰宅を呼びかけるよう本市に連絡する。
- 3）施設敷地緊急事態発生時には、国の要請または独自の判断により、UPZ圏内における屋内退避の準備を開始するよう本市に連絡する。
- 4）全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、国の要請または独自の判断により、本市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ圏外の県内その他市町に対し、本市が行う防護措置の準備への協力の要請ならびに必要なに応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- 5）事態の規模や時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合には、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針（新指針）を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、（1）に示す表のOILの値を超え、または超えるおそれがあると認められるときは、本市に対し、住民等に対する屋内退避または避難指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要なときは、本市と連携し国に要請する。
- 6）放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難（一時移転）等の緊急事態応急対策の実施について、指示・助言を行うとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。また、本市から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。
- 7）緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、輸送場所や期日を示して、被災者の輸送を要請す

る。

また、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上記の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のため特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該輸送を行うべきことを指示する。

- 8) 住民等の避難誘導にあたっては、本市に協力し、住民等に対し避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報およびその他の避難に資する情報を提供する。
- 9) 本市の区域を越えて県内避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県内その他市町に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。この場合、県は、県内その他市町と協議のうえ、本市に対し避難所となる施設を示す。

なお、県内その他市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、「大津市・草津市・甲賀市・東近江市」を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。

- 10) 避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府県や関西広域連合にも応援要請・協力を求めるなど、連携の確保に努める。

また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となった場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。

その際、関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として、大阪府に対して避難の受入れ要請を行い、その旨を関西広域連合に連絡する。また、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

- 11) 県防災計画に基づき、「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画（以下「県避難計画」という。）」を別に策定する。
- 12) 住民等が（1）に示す表のOIL1に基づく「即時避難」、またはOIL2に基づく「1週間以内の一時移転」を実施することを前提に、事態の規模や時間的な推移に応じて、放射性物質の放出前に予防的避難を実施する可能性を考慮する。
- 13) 緊急時に住民等がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないように、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、緊急時には、住民等に対して的確な情報提供を行う。
- 14) 国による避難指示が「小学校区単位」で行われることを前提に、避難行動は、「自治会単位」で行うことを原則とする。
- 15) UPZ圏以遠の地域が避難対象地域となり、市外への広域避難が必要となった場合は、県避難計画に準じて避難先等の調整を行う。
- 16) 県域を超える広域連携を図るとともに、UPZ圏内の避難に際し不要な混乱を避けるため、段階的避難の実施方法等を検討する。
- 17) 県外に避難する場合、遠距離の移動と地理的に不案内な状況を考慮して、円滑な避難を進

めるため、避難先自治体に「拠点避難所」をできるかぎり設置するよう要請する。

1 8) 避難行動要支援者の避難に関し、移動の困難性や健康被害リスクの上昇を考慮して、避難に要する資機材や医療・看護体制、安全な搬送手段が確保された後に避難を開始するよう配慮する。

1 9) 身体除染、被ばくの抑制および汚染拡大の防止のため、UPZ 近傍の避難経路上に「避難中継所」を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難対象住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

〔避難中継所の設置場所〕 ①道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館

②新旭体育館・武道館

③今津総合運動公園

④朽木中学校

⑤高島 B&G 海洋センター

2 0) 災害の実態に応じて、市と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難に配慮する。

(3) 本市の基本方針

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質の大量放出による影響が本市内におよび、または及ぶ恐れがある場合に、「住民等の被ばく回避を第一」として、その安全確保を図るための基本方針は、以下のとおりとする。

1) 住民等の生命および身体を原子力災害から保護するため、国および県が屋内退避、避難等を指示した場合の対応については、国の指針および別表の防護措置基準を踏まえて、地域特性に配慮しながら「屋内退避」、「避難」の防護措置を実施することを基本とする。

2) 住民等の屋内退避または避難を行う場合は、県、県警察、県内その他市町、近隣府県市町村、自衛隊、その他防災関係機関との連携ならびに応援・協力のもと、あらかじめ定める住民避難計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

3) 原子力防災管理者による通報なく、放射性プルームが到達した場合、もしくは短時間のうちに到達するものと推定される場合、市長は、遅滞なく「屋内退避」または「避難準備」を防災行政無線等により住民等へ指示する。

4) 警戒事態発生 of 通報があったとき、避難対象住民等に対しては外出を控え、一時滞在者に対しては帰宅するよう防災行政無線等により呼びかける。

5) 施設敷地緊急事態発生 of 通報があったとき、すべての住民等に対し外出を控えるよう強く呼びかけるとともに、避難対象住民等に対して「屋内退避を指示」する。

6) 避難行動要支援者の避難に関しては、避難所までの移動が困難であること、移動により却って健康を損なうリスクを負うこと（福島第一原発事故後に緊急避難した避難行動要支援者が亡くなった事例）を考慮し、避難に要する資機材や医療・看護体制、安全な搬送手段が確保された後に避難を開始するよう、防災関係機関、社会福祉施設および住民等にその旨を周知する。

7) 避難対象住民等に関する輸送対象人数、車両配置計画、避難経路、避難所収容人数および運営計画等を骨子とする住民避難計画を別に策定する。

8) 国および県による屋内退避等防護措置指示を受けた場合、以下に基づき対応する。

①国および県との連携

全面緊急事態発生の通報があったときは、すべての住民等もしくは避難対象住民等に対して「屋内退避指示」と「避難準備」を伝達し、住民避難の支援が必要なときは、県および国に要請する。

また、放射性物質が放出された後に実施する緊急時モニタリングの結果、指針および別表の防護措置基準を踏まえた国の指導・助言、指示ならびに放射性物質による汚染状況調査に基づいて、別表に掲げる OIL の値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合には、防護対策地域圏内に「避難集合場所」を、圏外に「原子力避難所」を開設し、避難対象住民等に対する避難指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

なお、県から避難指示(案)を伝達された場合には、当該指示(案)に対して、速やかに本市の意見を述べる。

②情報提供

住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリングの結果、その他避難に際し参考となる情報を、住民等に向けて積極的に伝達する。また、これらの情報について、原子力災害現地対策本部および県に対しても情報提供を行う。

③避難状況の確認

避難指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により、住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部および県に対しても情報提供を行う。

④市の区域を越えた避難

市の区域を越えて避難（市外避難）を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入れ先の県内その他市町に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示するとされている。この場合、県は、受入れ先の県内その他市町と協議のうえ、本市に対し、避難所となる施設を示すとされている。

本市の避難者の受入れ先としては、県防災計画に基づき、「大津市」、状況によって「草津市・甲賀市・東近江市を中心に県内その他市町」とする。さらに、県域を越える広域的な避難を要する事態となった場合は、県避難計画に基づき、県を通して、大阪府、状況により和歌山県等に対し受入れの要請を行う。

⑤市外施設の避難期間

市外施設における避難期間が長期間になると見込まれる場合は、避難所における生活環境の悪化による疾病、災害関連死等を回避する観点から、国および県に対し、市外地域における応急仮設住宅の建設（みなし応急仮設住宅を含む。）、公営住宅空き家への入居等を骨子とする「災害時住宅確保計画」の策定・実施を要請する。

(4) 避難集合場所

原子力災害時に、防護対策地域圏内にある広域避難所を、本市が手配したバス等の乗車場所として、あらかじめ「避難集合場所」に指定する。

(5) 避難中継所

避難対象住民等は、避難集合場所でバス等に乗車した後、防護対策地域圏外にある避難所へ向かう途中で、県があらかじめ設置した「避難中継所」において避難退域時検査および被ばく医療の提供を判断するための検査を受け、身体の被ばく状況を確認するものとする。前述の検査の結果、除染が必要とされた住民等に対しては、適切な除染措置が実施されることになる。

なお、避難中継所の運営にあたっては、避難者の受入れ、スクリーニングから避難所への送り出しにいたる一連の対応のため、県・市・消防・警察による「避難中継所運営本部」を設置する。

(6) 避難所

防護対策地域圏外にある市内の広域避難所および福祉避難所を、あらかじめ「原子力避難所」として指定し、スクリーニングを受けた避難対象住民等を受入れるものとし、その取扱いについては、以下のとおりとする。

- 1) 緊急時に、必要があれば、原子力避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 2) 各避難所に収容されている避難者情報の早期把握に努め、県および国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について、本市および県に提供するものとする。
- 3) 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師・薬剤師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- 4) 避難所における避難者は、生活環境の激変に伴って心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

[資料編 p91-115 : III_1 「(4) 原子力災害時の避難先」 参照]

- 5) 保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- 6) 避難所の運営に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に

配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- 7) 災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ避難者に対して、旅館やホテル等への移動を促す。
- 8) 県や国と連携し、災害規模などを鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、第3編「28章 住宅応急対策計画」に基づき避難所の早期解決に努める。

(7) 屋内避難

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸引防止による内部被ばくの低減、中性子線およびγ（ガンマ）線を遮へいすることによる外部被ばくの低減を図るものである。特に、建物の遮へい効果や気密性を考える必要があり、この点に関しては、一般の木造住宅に比べて遮へい効果や気密性が比較的高いものがコンクリート建物である。

しかし、本市においては、防護対策地域内に避難者を十分収容できるコンクリート建物が少ないことから、指針および防護措置基準を踏まえて、「木造住宅における屋内退避」による被ばく低減効果が見込めない事態になった場合には、避難措置に切り替えて対処する。

1) 本市の措置

県から屋内退避の指示を受けたときは、第6編_第3章_「1.基本方針」および第6編_「第5章 原子力災害住民避難計画」に従い、速やかに住民、学校、幼稚園・保育園、社会福祉施設等に対して、同報系防災行政無線・広報車・携帯電話のメール・TV・ラジオ・インターネット等の様々な伝達手段によって屋内退避を指示し、原則として、次に掲げる事項について伝達する。

- ①市の本部（災害警戒本部または災害対策本部）および地区本部からの緊急通報であること
- ②事故の概要
- ③放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- ④応急対策の状況および今後とるべき措置
- ⑤屋内退避措置をとることおよび対象地域
- ⑥屋内退避にあたっての注意事項（窓を閉め気密性に配慮など）
- ⑦飲食物等の摂取制限に関する事項
- ⑧その他必要事項

2) 住民等が留意する事項

住民等は、本市から屋内退避の指示を受けたときは、以下の事項に留意して対応するものとする。

- ①余計な被ばくを避けるため、原則として屋内にとどまること
- ②外出中の住民等は、速やかに帰宅すること
- ③帰宅が困難な住民等は、最寄りの建物に一時退避すること
- ④建物のすべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること

- ⑤建物のすべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止すること
- ⑥できるだけ窓際を離れて、屋内の中央にとどまること
- ⑦食料品の容器にはフタまたはラップをすること
- ⑧屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと
- ⑨同報系防災行政無線による本市からの指示、伝達およびTV、ラジオ等で流れる災害の情報に留意すること
- ⑩電話による問い合わせは控えること

3) 園・学校・社会福祉施設等における措置

園・学校・社会福祉施設等は、県および本市の指示等に基づき、生徒等や入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県および本市と連携を図り、保護者や家族等へ連絡するものとする。

4) 防災関係機関への協力要請

屋内退避を指示する場合は、市消防本部、県、県警察、自衛隊、その他防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに、協力を要請し、密接な連携をとりながら実施する。

(8) 避難

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき措置であり、放射性物質または放射線の放出源からの距離を置くことにより、身体への被ばくの低減を図るものである。

国および県からの避難指示については、原子力規制委員会が把握した緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、原子力災害対策本部が輸送手段、避難経路、避難所の確保等の要素を考慮して、避難の有無を判断したうえで、県および本市を通じて混乱がないよう住民等に伝達されることになる。その際、住民等に避難による肉体的・精神的負担が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な避難行動要支援者に特に配慮する必要がある。

本市においては、①防護対策地域から圏外の原子力避難所までの「市内避難」を行うが、②避難所の放射線量が高く、その場に留まるのは身体に悪影響を及ぼすおそれがある、または施設の収容人数が不足しているなど、避難所の運営等に支障が生じる場合には、次の段階の「市外避難」を行うこととし、その際の輸送拠点として、原子力避難所を位置づける。

1) 本市の措置

①状況の把握

原子力発電所事故の概要、放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響などの最新情報を把握するとともに、その他発生している災害の状況、広域避難所の利用可否、交通規制に関する情報等についても併せて把握する。

②避難所等の開設および避難経路の決定

県から避難の指示を受けたときは、「本市の基本方針」および住民避難計画に従い、避難集合場所および原子力避難所を開設するとともに、避難経路を決定する。

③住民等への指示・伝達事項

県から避難の指示を受けたときは、「本市の基本方針」および住民避難計画に従い、速やか

に住民、学校、幼稚園・保育園、社会福祉施設等に対して、同報系防災行政無線・広報車・携帯電話のメール・TV・ラジオ・インターネット等の様々な伝達手段によって避難を指示し、原則として、次に掲げる事項について伝達する。

ア. 市の本部（警戒本部または災害対策本部）および地区本部からの緊急通報であること

イ. 事故の概要

ウ. 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

エ. 応急対策の状況および今後とるべき措置

オ. 防護対策地域圏内で、避難の対象となる地域コミュニティ（区・自治会）等

カ. 避難の際の集合場所（防護対策地域圏内の広域避難所）

キ. 避難中継所

ク. 圏外の避難先となる原子力避難所

ケ. 輸送手段等、避難の具体的な手順

コ. 避難にあたっての注意事項（携行品、外へ出るときの注意など）

サ. 安定ヨウ素剤の服用および飲食物等の摂取制限に関する事項

シ. その他必要事項

④避難誘導責任者の指名

市長は、職員の中から避難誘導責任者を指名する。避難誘導責任者は避難者の把握を行ったうえで、各避難集合場所（防護対策地域圏内の広域避難所）から各原子力避難所まで住民を誘導する。

なお、避難者の状況を注視するとともに、市本部に適時情報伝達を行うこととする。

⑤避難所責任者の指名

圏外の各原子力避難所に避難所責任者を指名し、さらに各責任者のもとに担当者をそれぞれ配置して派遣する。

避難所責任者は、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気の取り締まり、関係方面との連絡等にあたるとともに、自主防災組織や住民等の協力を得て、避難所の運営を行う。また、避難住民等に対し、被災地住民行動記録票を配布して記入を促す。

併せて、原子力避難所における安否情報、緊急に必要とする飲食物および生活必需品の調達要望情報等、避難所の運営に必要な情報を本市・県・避難所相互で伝達共有することにより、避難所の円滑な運営に努める。

また、避難所生活が長期化することも想定し、交替体制を考慮した動員計画を作成する。

⑥救護所の設置

原子力避難所に避難した住民等の医療・救護活動を実施するため、避難所に応急救護所を設置する。

⑦防災関係機関への協力要請

避難を指示する場合は、消防本部、県、県警察、自衛隊、その他防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに、協力を要請し、密接な連携をとりながら実施する。

また、避難対象地域の区長・自治会長、自主防災組織の長、防災リーダー等をあらかじめ各地域の避難誘導責任者として指定するなど、協力を要請する。

⑧避難行動要支援者への配慮

県、防災関係機関および社会福祉施設と連携し、避難行動要支援者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

⑨警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

警戒区域または避難指示区域について、住民等の生命・身体への危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう県、県警察、市地区本部、防災関係機関等と連携した運用体制を確立する。

⑩広域避難所等周辺の道路渋滞への対処

避難集合場所、避難中継所および原子力避難所等の周辺道路において渋滞が予想される場合には、県警察に交通規制を要請する。

⑪輸送手段の確保

避難者の輸送については、バス・鉄道・船舶・ヘリコプター等の交通手段を確保して行う。

2) 住民等が留意する事項

住民等は、本市から避難の指示を受けたときは以下の事項に留意して対応するものとする。

- ①同報系防災行政無線による本市からの指示・伝達およびTV・ラジオ等で流れる災害の情報に留意すること
- ②区長・自治会長等の地域の代表者の指示を確認してから、集団で行動すること
- ③マスクおよび外衣を着用すること
- ④携行品は必要最小限にとどめること
- ⑤火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること
- ⑥隣近所にも避難の指示を確認する、または伝えること
- ⑦電話による問い合わせは控えること
- ⑧徒歩による移動を原則とすること。ただし、避難集合場所まで遠方の住民については、自家用車（バイク・自転車含む）による移動もやむをえないものとする。

3) 病院等医療機関における措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師・看護師・職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者・外来患者・見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。

また、入院患者等を避難させた場合は、本市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

4) 社会福祉施設における措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。

また、入所者等を避難させた場合は、本市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

5) 園・学校等における措置

園・学校施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、本市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

6) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、商業施設、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

7) 避難集合場所

①避難対象住民等が避難する際の集合場所は、本市が地域防災計画（地震対策編または風水害対策編）で指定する防護対策地域圏内の広域避難所とし、本市が手配するバス等の乗車場所となる。

②避難対象住民等は、近隣住民と一緒に最寄りの会議所・集会所等で一旦安否確認を行った後、避難集合場所へ移動するものとする。

③避難集合場所までの移動は、徒歩を原則とする。ただし、遠方に居住する住民等に配慮し、徒歩で移動することが困難な場合は、自家用車（バイク・自転車含む）による移動もやむを得ないものとする。

④避難集合場所に、本市が手配したバス等の避難送迎用車両を順次派遣する。

8) スクリーニング

県が行う次の措置に対して、これに必要な協力を行う。

【県の措置】

原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、スクリーニングおよび除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するとされている。

原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等が防護対策地域から圏外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じた OIL に基づく除染を行う。

9) 原子力避難所への避難方法

緊急時モニタリングによる実測線量の結果に基づき、避難指示を受けた地区（小学校区を単位とする地域コミュニティ（区・自治会））の住民等を避難時の基礎単位として、それぞれの行き先となる最終避難先（原子力避難所）を指定する。

また、避難対象住民等の避難は、交通渋滞を避けるため、原則として、本市が手配したバス等により原子力避難所まで輸送することを原則とするが、状況に応じ自家用車等での移動が可能であると認められる場合には、住民等に対し、自家用車等での避難を指示し、交通誘導整理を行う警察官等の指示に必ず従うよう周知する。

なお、避難を実施するにあたり、自力で避難のできない者、すでに被ばくしていることが予

想される者等の救出に特に留意し、市消防本部に対して災害拠点病院等への輸送を依頼するとともに、県にその旨を連絡する。

陸上輸送で全ての避難者の輸送が困難である場合には、自衛隊のヘリコプターおよび琵琶湖上の船舶等による輸送を、県に対して要請する。

10) 安定ヨウ素剤の予防服用

①指針を踏まえ、県および医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に際しての注意を払ったうえで、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

②緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示するとされている。

なお、安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、屋内退避指示や避難指示と併せて行うとされている。

③県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、原則として医師の関与のもとで、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

(9) 広域一時滞在

1) 市外への避難が必要であると判断した場合、県に対し、必要に応じて、受入れ先の候補となる市町村における被災住民の受入れ能力（避難所数、収容能力、施設概要）等、広域一時滞在について助言を要請する。

2) 県内その他市町との協議および協力応援体制の整備

市外避難が必要となった場合、県内その他市町への避難者の受入れについて、避難所の提供、避難者の輸送等必要な協力活動を、県とともに本市が当該市町に直接協議する。

3) 近隣府県市町村、関西広域連合との連携確保

県が行う次の措置に対して、これに必要な協力を行う。

【県の措置】

他の都道府県の市町村への避難者受入れについて、本市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、本市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、本市からの要請を待ついとまがないときは、その要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を本市に代わって行う。

(10) 飲食物および生活必需品の供給

県および防災関係機関と協力し、避難者の生活の維持のために必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえて、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、現地の実情を考慮するとともに、避難行動要支援者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮す

る。

また、備蓄物資、自ら調達した物資および国・県・県内その他市町・他府県等によって調達され引き渡された物資を被災者に対し供給するとともに、供給量が不足した場合には、県をはじめ、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

なお、市職員では、膨大な支援物資を的確に集積、仕分け、配送するノウハウに乏しいことから、災害時応援協定締結団体等に、必要な支援を要請する。

また、物資総合集積拠点（兼基地ヘリポート）である今津総合運動公園・びわ湖こどもの国に「支援物資調整所」を設置することとし、協定団体会員の常駐により、支援物資の受入、仕分け、配送を円滑に進める体制を構築する。

（1 1）放射線量が高い水準になる恐れがある場合の対応

原子力発電所からの放射性物質の累積が局所的に生じ積算線量が高い地域が発生し、「計画的避難区域（事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が存在）」等を国が設定した場合、県の指示を受けて、避難に必要な措置を行う。

（1 2）被災地住民行動記録の作成

原子力避難所を開設し、防護対策地域圏内の住民等を受入れるときは、避難してきた住民等に「被災地住民行動記録票」（以下「記録票」という。）を配布し、屋内退避から避難までの一連の行動等、必要事項を記載するよう指示する。

この記録票は、住民等の被ばく量を評価するときの資料とし、原子力避難所を退所時に回収し保存する。

[資料編 p294-296 : IX様式集「6. 被災地住民行動記録票様式」参照]

6. 治安の確保および火災の予防

（1）警戒区域等における各種犯罪の防止

住民等の安全・安心を確保するため、県、県警察等と連携し、避難等の指示が行われた区域のほか、避難所、応急仮設住宅等における盗難等各種犯罪防犯活動を推進する。

また、県、県警察、サイバー関連の事業者等と連携し、被災地に限らず、原子力災害に乗じたサイバー犯罪等に関する情報収集および住民等への適切な情報提供を行うなど、社会混乱の抑制に努める。

（2）関係機関との連携

防犯活動を推進するにあたっては、県、県警察、地域コミュニティ（区・自治会）、ボランティア、事業者等と連携する。

7. 緊急輸送活動

（1）緊急輸送活動

必要があるときは、県および県警察と協議・調整し、以下に示すところに基づき、緊急輸送の円滑な実施を確保する。

1) 緊急輸送の範囲および順位

緊急輸送は、以下の範囲および順位を原則として行う。

- 第1位： 救急・救助活動、医療・救護活動に必要な人員および資機材の輸送
- 第2位： 負傷者、避難行動要支援者を中心とした避難者等の輸送
- 第3位： 避難対象住民等の避難者の輸送
- 第4位： 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国から派遣される専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）および必要とされる資機材の輸送
- 第5位： 原子力避難所等、住民防護措置実施のために必要な施設を維持・管理するための人員、資機材の輸送
- 第6位： 飲食物等、住民の生活を維持するために必要な物資の輸送
- 第7位： その他災害応急対策のため緊急に必要とする輸送

2) 緊急輸送体制の確立

①協議・調整

本市において緊急輸送を実施するときは、県、県警察、防災関係機関等と次の事項を協議・調整する。

- ア. 輸送の優先順位
- イ. 乗員および輸送手段の確保
- ウ. 交通支障箇所および混雑状況の把握
- エ. 孤立地域の把握
- オ. その他必要な事項

②適正配車

市有車および市内外の企業から確保したバス等の車両は、市の本部内に事務担当者を定めて一元管理し、使用目的に合わせた適正配車を行う。

③輸送力が不足したときの対応

本市内において、人員、輸送車両等の調達や運用が困難なときは、県（災害対策本部長）に輸送条件を示し、調達等の応援を要請する。

【県の措置】

人員・車両・船舶等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町や隣接県等に支援を要請する。

それでも人員・車両・船舶等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

(2) 緊急輸送のための交通確保

1) 道路輸送の交通確保

①県の措置

- ア. 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送における交通の確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域（PAZ：福井県内の原子力発電所から5km）から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講じる。

また、国等から派遣される専門家および緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努める。

イ. 緊急交通路の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

②市の措置

市道の道路管理者として、緊急輸送に必要な情報把握に努め、緊急輸送ルート選定に際して情報提供を行うとともに、県警察、防災関係機関等と連携し、交通の確保に努める。また、住民等に交通規制状況を周知する。

2) 鉄道輸送の交通確保

道路輸送が困難な場合、または鉄道輸送が適当であると判断した場合には、西日本旅客鉄道(株)に協力を要請する。

3) 湖上輸送の交通確保

陸上輸送が困難な場合、または湖上輸送が適当であると判断した場合には、高島市漁業振興連絡会および企業に協力を要請するとともに、県を通じて自衛隊および近畿運輸局に対し、湖上輸送について協力を要請する。

4) 航空輸送の交通確保

陸上輸送が困難な場合、または航空輸送が適当であると判断した場合には、臨時ヘリポートの選定等輸送条件を示し、県を通じて自衛隊等防災関係機関に対し、航空輸送について協力を要請する。

8. 原子力災害医療活動

住民等の生命・身体を原子力災害から守るため、県、県内その他市町、医療機関と密接な連携を取りながら、原子力災害医療活動を行う。

なお、県の被ばく医療マニュアルを資料編に示す。

[資料編 225-228：VI_3 「(2) 原子力災害医療計画」参照]

9. 救急・救助および火災予防

原子力災害は、広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救急・救助活動および火災予防体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。また、救助・救急活動に従事する者について被ばく管理を行う。

(1) 陸上における救急・救助および火災予防活動

陸上における救急・救助活動は、以下のとおり行う。

- 1) 市消防本部は、県警察、その他防災関係機関と連携して、救急・救助活動を行う。
- 2) 県に対し、被害および救急・救助事案の発生状況、応援の必要性等を連絡する。
- 3) 消防本部は、防災関係機関と連携して、屋内退避等の指示に合わせて、混乱防止のため、住民等に対し秩序正しく行動するよう注意を喚起するとともに、火気の遮断による出火防止や火災発生時の初期消火についての広報を行い、火災予防に努める。また、要救急・救助事案を発見した場合の通報・救助支援等の協力を呼びかける。
- 4) 本市の消防力だけで対処できないときは、滋賀県広域消防相互応援隊や県を通じて、緊急消防援助隊または自衛隊の出動を要請する。

(2) 湖上における救急・救助活動

湖上における救急・救助活動は、以下のとおり行う。

- 1) 消防本部は、防災関係機関と連携して、救急・救助活動を行う。
- 2) 湖上の救急・救助活動において必要なときは、県を通じて、自衛隊の出動を要請する。

(3) 空からの救急・救助活動

空からの救急・救助活動は、以下のとおり行う。

- 1) 市災対本部は、ヘリコプター等による救急・救助について必要なときは、県に対し、県防災航空隊の出動、他都道府県等防災航空隊の応援出動または自衛隊の災害派遣等の応援を要請する。
- 2) ヘリコプター等による救急・救助活動を行うときは、臨時ヘリポートの指定・開設、誘導員の配置等迅速・的確な運用体制を確保する。

10. 飲食物の摂取制限等

県は、指針による早期防護措置基準（OIL2）に基づき、一時移転（避難）の対象地域における地域生産物の摂取を制限するとともに、飲食物摂取制限基準（OIL6）による飲食物中の放射性核種濃度の測定結果に基づき、飲食物の摂取制限を実施する。

市は、指針による飲食物に係るスクリーニング基準に基づき、国および県からの放射性物質による汚染状況調査の協力要請を受けた場合、これに協力する。

また、国の指示に基づき、県からの要請を受けて、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

(1) 飲食物および地域生産物の摂取制限

住民等の放射性物質による内部被ばくを防止するため、飲食物および地域生産物の摂取制限を以下のとおり行う。

- 1) 国・県（災害対策本部長）から指示があった場合、または緊急時モニタリングにおいて、飲食物の放射性核種濃度の測定結果が OIL6 の基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、飲食物の摂取制限措置を講ずる。

(注) 生活用水（風呂水、洗濯水、手洗い水等）については、飲用摂取による被ばくのリスク

に比べかなり低いと推定されるため、利用制限は特に行わない。

- 2) 地域生産物（放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であつて、数週間以内に消費されるもの）について、OIL2の基準値（ $20\mu\text{Sv/h}$ ）を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、一時移転（避難）の対象地域における摂取制限措置を講ずる。

（2）農林水産物および畜産物の採取および出荷制限

住民等の放射性物質による内部被ばくを防止するため、農林水産物および畜産物の採取ならびに出荷制限を以下のとおり行う。なお、事後に損害賠償の調査を行う際の基礎資料として活用できるよう、必要な記録を随時作成する。

- 1) 国・県（災害対策本部長）から指示があつた場合、または緊急時モニタリングにおいて、農林水産物および畜産物の放射性核種濃度の測定結果が OIL6 の基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、汚染農林水産物および畜産物の摂取制限、農林水産物および畜産物の生産者、出荷機関および市場の責任者等に対する汚染農林水産物および畜産物の採取、漁獲の制限等の措置を講じる。

（3）飲食物の供給

避難の指示を行った場合において、飲食物の摂取制限の措置を講じたときは、県（災害対策本部長）など防災関係機関等と連携し、原子力避難所等において飲食物の供給を行う。

1 1. 災害時住宅対策

「避難」期間がやむを得ず1か月を超える場合、もしくは超えるものと見込まれる場合における災害時住宅対策について、以下の基本方針に基づき行う。

- 1) 県の協力のもと、災害の規模等を考慮して、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん・活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 2) 応急仮設住宅を建設する必要があるときは、速やかに県と協議のうえ建設する。

ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮し、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の場合には、必要に応じて、県に資機材の調達に関し要請する。

（1）避難指示が防護対策地域の一部地域にとどまる場合

- 1) 避難指示が防護対策地域の一部地域にとどまる場合は、避難指示対象地域外にある市営住宅、県営住宅等公営住宅の空き家、民間賃貸住宅の一括借り上げによる住宅確保により可能な限り対応する。
- 2) 上記の措置によっては提供すべき住宅が十分確保できない場合は、借上げによる「みなし仮設住宅」方式、応急仮設住宅建設、市外の県営住宅等公営住宅空き家、民間賃貸住宅の一括借り上げによる住宅確保のうち、適切と認める措置を講じるよう県に対し要請する。

- 3) 上記1、2の措置の実施にあたっては、ア) 対象となる住民等の生活圏にできる限り近い地域の住宅、イ) 集落単位のコミュニティが引き続き維持可能であること、ウ) 応急仮設住宅建設の場合は、良好な居住環境かつ屋内退避可能な設備であること等に留意する。

(2) 避難指示が防護対策地域全域になる場合等

- 1) 避難指示が防護対策地域全域になる場合は、県に対し、市外の県営住宅等公営住宅空き家、民間賃貸住宅の一括借り上げによる住宅確保、市外への応急仮設住宅建設、借上げによる「見なし仮設住宅」方式のうち、適切と認める措置を講ずるよう要請する。
- 2) 上記の措置の実施にあたっては、ア) 対象となる住民等の生活圏にできる限り近い地域の住宅、イ) 集落単位のコミュニティが引き続き維持可能であること、ウ) 応急仮設住宅建設の場合は、良好な居住環境かつ屋内退避可能な設備であること等に留意するよう、県に要請する。

(3) 指定の避難所以外へ自主避難した住民等について

本市が指定する原子力避難所以外の施設へ自主的に避難した住民等についても、希望により同様の措置を講じるよう努める。

なお、屋内退避、避難等の措置を実施した場合は、災害対策本部設置施設内もしくはその都度定める施設に速やかに連絡窓口を開設し、市ホームページ、携帯配信メール、「広報たかしま」、新聞・TV・ラジオ等報道機関への情報提供等により、その旨周知する。

12. 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、本市は、これに適切に対応する。

(1) ボランティアの受入れ

国、県および関係機関と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保する。

また、ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、高齢者・障がい者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援する。

(2) 義援金品の受入れ

被災地の状況等を十分考慮し、県内外から災害義援金品の募集・受入れを行う。

また、義援金品の受付については、本市、県、その他関係機関が受付窓口を設けて行う。

受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて、被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

なお、義援金品の「募集」、「受付」、「配分」事務の取り扱いについては、「高島市地域防災計画（災害応急対策編）」に掲げる「義援金品の受付および配分」に準じて対応する。

13. 行政機関の業務継続に係る措置

庁舎の所在地が避難指示を受けた地域に含まれる場合、代替勤務地へ移転するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、園・学校等においては生徒等の避難を優先したうえで移転を実施する。また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、移転後も継続する必要がある業務については、移転先において継続して実施する。

第4章 原子力中長期対策

1. 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

2. 緊急事態解除宣言後の対応

内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策および被災者の生活支援を実施する。

3. 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

国および県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直し、県へ報告する。

4. 放射性物質による環境汚染への対処

国、県、原子力事業者およびその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

5. 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、県、原子力事業者およびその他関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

その後は、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

6. 影響調査の実施等

(1) 災害地域住民の記録

屋内退避または避難の措置をとった住民等に対し、原子力災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式（被災地住民行動記録票）により記録し、保存する。

[資料編 p294-296 : IX様式集「6. 被災地住民行動記録票様式」参照]

(2) 影響調査の実施

必要に応じて、農林水産業、畜産業等が受けた影響について調査する。

(3) 災害対策措置状況等の記録

被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置および原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

7. 被災者等の生活再建等の支援

- 1) 国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のためのしくみの構築に加え、生活資金の継続的確保、地域コミュニティ（区・自治会）の維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。
- 2) 国および県と連携し、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
また、市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力・連携することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 3) 県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的・弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等を検討する。

8. 風評被害等の影響の軽減

国および県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止および影響を軽減するために、農林水産業、畜産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

9. 被災中小企業等に対する支援

国および県と連携し、被災中小企業等に対する援助・助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

10. 心身の健康相談体制の整備

国からの放射性物質による汚染状況調査や指針に基づき、国および県と連携して、住民等に対する心身の健康相談および健調査を行う体制を整備する。

11. 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請け業者等を把握し、「高島市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）」の規定を順守して、県警察に対し「事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、受注者等に係る暴力団関係の照会等を実施して、暴力団等の排除措置を徹底する。

第5章 原子力災害住民避難計画

1. 基本的事項

(1) 目的

この避難計画は、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある原子力災害に関して、市民、市内勤務者および市内一時滞在者等（以下「住民等」という。）の生命や安全を守るための迅速かつ適切な避難行動の実施、ならびに住民等の原子力災害対策に資することを目的とする。

なお、この避難計画は、国および県と連携し、最新の知見、社会的状況などの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行う。

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

本市において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域」（以下「防護対策地域」という。）は、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（新指針）で示されている「緊急時防護措置を準備する区域（30km）」と、県が独自に行った放射性物質の拡散予測シミュレーションの結果を踏まえて定めた区域（最大43km）に準拠し、以下のとおりとする。

また、本計画において想定する4つの原子力発電所事故に対する防護対策地域は、原子力発電所の立地場所、周辺の地勢、風向・風速によって、放射性物質の拡散予測結果が異なるため、以下のいずれかの条件に該当する区域を対象とする。

- ①大飯・美浜・敦賀の各原子力発電所の原子炉から30km圏内の区域
- ②県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーション結果の中で、放射性ヨウ素による甲状腺内部被ばく等価線量が100mSv以上500mSv未満となる区域

なお、防護対策地域（UPZ）および防護対策地域（UPZ）圏内の地域コミュニティ（区・自治会）は、資料編p69-82「II_5. 防護対策地域（UPZ）」のとおりである。

【補足事項】

1. 琵琶湖への影響予測結果が示されたが、今回、県防災計画における防護対策地域（UPZ）の見直しは行われないので、この避難計画でも踏襲する。
2. 原子力災害により拡散した放射性物質が本市の方向に飛来し、地表面への沈着や琵琶湖水の汚染、環境放射線モニタリングの結果によっては、本市から市外への広域避難も想定しておく必要がある。

2. 平常時の準備

(1) 防災関係機関との連携

原子力災害時において、情報収集、迅速な連絡および応急対応が取れるよう、防災関係機関と平常時から情報交換を密にし、連携を深める。

特に、以下の機関との連携を強化する。

○滋賀県および滋賀県警察本部（高島警察署（以下「県警察」という。））

○本市以外の県内市町およびその市町を所轄する消防本部（局）

○自衛隊

陸上自衛隊今津駐屯地、航空自衛隊饗庭野分屯基地

○原子力規制委員会

原子力規制庁、原子力規制事務所（敦賀・美浜・大飯・高浜）

○関西電力(株)

原子力事業本部、美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所、関西電力送配電(株)滋賀支社

○日本原子力発電（株）敦賀原子力発電所

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）

原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）

○一般社団法人滋賀県バス協会

○西日本旅客鉄道（株）京都支社

○琵琶湖汽船（株）

○一般社団法人滋賀県医師会および公益社団法人滋賀県看護協会第7地区支部

○高島市医師会、高島市歯科医師会および高島市薬剤師会

(2) 緊急事態応急体制の整備

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、第6篇_第2章「6. 災害応急体制の整備」に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

1) 情報所体制の整備

市内または近隣（福井県若狭地域等）に震度4の地震が発生したとき、指定職員は自主参集し、市内の被害状況の確認と併せて、福井県内の原子力発電所の状況を収集・確認するよう、必要な体制を整備する。

2) 警戒配備体制の整備

「情報収集事態」の発生を認知したとき、または原子力規制委員会から「情報収集事態」発生の連絡を受けたときは、速やかに指定職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。

3) 災害警戒本部体制等の整備

次に該当するとき、副市長を本部長とする災害警戒本部を迅速に設置する。

①福井県の原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき

- ②原子力規制委員会から「警戒事態」発生の際の連絡を受けたとき
- ③原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡を受けたとき
- ④その他、政策監が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

4) 災害対策本部体制等の整備

次に該当するとき、市長を本部長とする災害対策本部を迅速に設置する。

- ①原子力規制委員会から「施設敷地緊急事態」または「全面緊急事態」発生の際の連絡を受けたとき
- ②原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡を受けたとき
- ③原災法第15条に基づき、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき
- ④市内および周辺市町に設置されたモニタリングポストで、 $5\mu\text{Sv/h}$ （マイクロベクレル／時以上）の放射線量が検出されたとき
- ⑤その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

5) 現地事故対策連絡会議との連携

国が対策拠点施設（オフサイトセンター）において現地事故対策連絡会議を開催する場合、国、県等との連絡・調整、情報の共有を行うため、あらかじめ指定した職員をオフサイトセンターへ派遣し、現地事故対策連絡会議との連携を図る。

(3) 消防団、地域コミュニティ（区・自治会）および自主防災組織等防災関係機関との連携

原子力災害時に住民等の屋内退避や避難等を的確かつ迅速に行うためには、消防団、地域コミュニティ（区・自治会）および自主防災組織等の地域防災関係機関との連携が非常に重要である。

平常時から、これら機関との連携を深め、屋内退避から避難誘導までの手順や協力等、以下の事項について十分協議し、情報伝達体制を整備しておく。

- ①住民等への情報伝達の方法（防災行政無線以外の方法として、広報車、TV・ラジオ、携帯メール、自宅へ直接伺っての声かけ等がある。）
- ②地域内の防災連絡体制の整備
- ③避難の際の集合場所、避難先（指定の広域避難所）および避難ルートの確認
- ④避難誘導の方法
- ⑤地域内の避難行動要支援者等、災害弱者の把握と支援体制の確立

(4) 住民等への周知

住民自らが原子力に関心を持って知識を深め、災害発生時に屋内退避や避難等の行動が迅速に取れるよう、また平常時から防災用物資を家庭に備蓄し、防災訓練にも積極的に参加できるよう、広報誌やパンフレット、ホームページ、出前講座等により周知を図る。

【周知する内容の例】

- ア．原子力に関する基礎知識
- イ．地域内の防災連絡体制の整備
- ウ．屋内退避および避難の指示が出たときの行動
- エ．避難集合場所、避難中継所、避難先（指定の広域避難所）、移動手段

- オ．避難所での行動、マナー
- カ．飲食物の摂取制限
- キ．安定ヨウ素剤の服用
- ク．緊急時の被ばく医療活動
- ケ．防災チェックリスト、備蓄品一覧表

(5) 放射線の防護対策のために必要となる情報の収集

1) 屋内退避、避難等措置のための事前準備

市内人口、世帯数、避難行動要支援者数等を住民基本台帳、避難行動要支援者名簿をもとに毎年見直し、防護対策地域圏内および外の地域コミュニティ（区・自治会）の人口情報等を収集し整理する。

また、国や、県による放射性物質拡散予測シミュレーションの新たなデータが示された場合は、防護対策地域を再度見直し、避難の際の集合場所や避難先の広域避難所を再検討するなど、災害時にすぐ使えるデータとして整理し、定期的に更新する。

[資料編 p 69-82 : 「Ⅱ_5. 防護対策地域 (UPZ)」]

【補足事項】

県から琵琶湖への影響予測結果が新たに示されたが、現時点では防護対策地域の見直しの予定はないため、この避難計画においても図の見直しは行わないこととする。

2) 環境放射線モニタリングの実施

県が行う環境放射線モニタリングとは別に、市独自で平常時から簡易測定器等により環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

[資料編 p141 : Ⅲ_4 「(4) 市内環境監放射線測定地点」参照]

【補足事項】

平成 23 年 10 月から市独自の環境放射線モニタリングを実施し、結果を市の広報誌やホームページで公表している。

(6) 防災資機材等の整備

1) 安定ヨウ素剤

原子力災害時に、住民等へ配布する安定ヨウ素剤を備蓄保管するとともに、その配布体制を整備する。

①市が備蓄している安定ヨウ素剤の保管場所および数量

市内 6 か所の保健センターに分散保管している。

(錠剤 9.4 万錠、ゼリー剤 16.3mg : 120 包、32.5mg : 900 包)

②県が備蓄している安定ヨウ素剤の保管場所および数量

市が指定する一時集合場所等に分散保管している。

(錠剤 31.3 万錠、ゼリー剤 16.3mg : 480 包、32.5mg : 1,600 包)

[資料編 p195-196 : IV_3 「(2) 保存先および保存数量」参照]

【補足事項】

これまで、40歳未満の市民1回服用分を備蓄していたが、国の原子力災害対策指針（新指針）を受けて全市民1回服用分を備蓄することにした。また、県の基本方針では、県独自に安定ヨウ素剤を購入して適切な場所に備蓄し、配布対象は防護対策地域（UPZ）圏内で、現時点では、住民等への事前配布は行わないとしている。

② 日常管理

取扱マニュアルにもとづき、ロッカー内に遮光保管している。

また、安定ヨウ素剤の消費期限は約3年間のため、期限前に買い換えるなど、日常管理を適切に行う。

管理担当者は、保管状況や在庫確認を年1回行う。

2) その他の防災資機材

原子力防災業務関係者の安全確保のため、放射線測定器、防護服、マスク等の防災資機材を整備する。

① 放射線測定器

シンチレーションサーベイメータ、GMサーベイメータ、被ばく線量計等

② 防護服、マスク

汚染防護服、化学防護服、防護マスク（防塵・防菌用）

（7）緊急輸送活動体制の整備

原子力災害時の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、国、県、県警察、自衛隊、その他防災関係機関と協力して、必要な体制を整備する。

特に、避難時の輸送手段となるバス鉄道船舶に関して一般社団法人滋賀県バス協会、西日本旅客鉄道（株）京都支社、琵琶湖汽船（株）等に協力を求め、平常時から原子力災害に備えた協議を継続して行い、円滑な輸送体制が構築できるよう連携を深めておく。

（8）防災訓練の実施

国、専門家、原子力事業者等の支援のもと、県、県警察、県内その他市町、自衛隊等の防災関係機関と連携して、平常時から原子力災害を想定した以下の防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚に努める。

【訓練の例】

- ア. 災害対策本部（地区本部）設置運営訓練
- イ. 緊急時通信連絡訓練
- ウ. 緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）訓練
- エ. 住民等に対する情報伝達訓練
- オ. 自衛隊災害派遣要請要求・受入れ等訓練
- カ. 住民等の屋内退避・避難訓練
- キ. 交通対策等措置訓練
- ク. 避難所等開設・運営・閉鎖訓練

- ケ. 原子力災害医療訓練
- コ. オフサイトセンターへの参集訓練

3. 緊急時の情報収集から退避措置の決定まで

(1) 緊急事態発生時の情報収集・連絡

1) 情報収集事態が発生した場合

原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合は、関係省庁および関係地方公共団体に対し、情報提供ならびに連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとされている。

本市は、情報収集事態発生に関し県から連絡、または原子力規制委員会から直接連絡を受けた場合は、速やかに市内防災関係機関等へ連絡する。

2) 警戒事態が発生した場合

①原子力防災管理者は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ官邸（内閣官房）、関係地方公共団体、関係機関等へ連絡するとされている。

②原子力規制委員会は、警戒事態を認知した場合は、関係省庁および関係地方公共団体に対し、情報提供ならびに連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとされている。

また、PAZ を含む地方公共団体に対し避難行動要支援者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を、UPZ 圏外の地方公共団体に対し避難行動要支援者の避難準備に協力するよう、要請するとされている。

③県は、原子力規制委員会から連絡を受けた事項について、本市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、県内その他市町にも連絡するとされている。

本市は、県から連絡、または原子力規制委員会から直接連絡を受けた場合は、速やかに市内防災関係機関等へ連絡する。

3) 施設敷地緊急事態が発生した場合

①原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生後または発見の通報を受けた場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、立地市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に対して、同時に文書をファクシミリで送付するとされている。

②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展の見通し、事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、関係地方公共団体、立地県警察本部および公衆に連絡するとされている。また、PAZ を含む地方公共団体に対し避難行動要支援者の避難実施、その他住民の避難準備を行うよう、さらに、UPZ を含む地方公共団体に対し屋内退避の準備を、UPZ 圏外の地方公共団体に対し避難した避難行動要支援者の受入れおよびその他住民の避難準備に協力するよう、要請するとされている。

③原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、立地県をはじめ国、立地市町村、関係周辺都道府県に連絡することとされている。

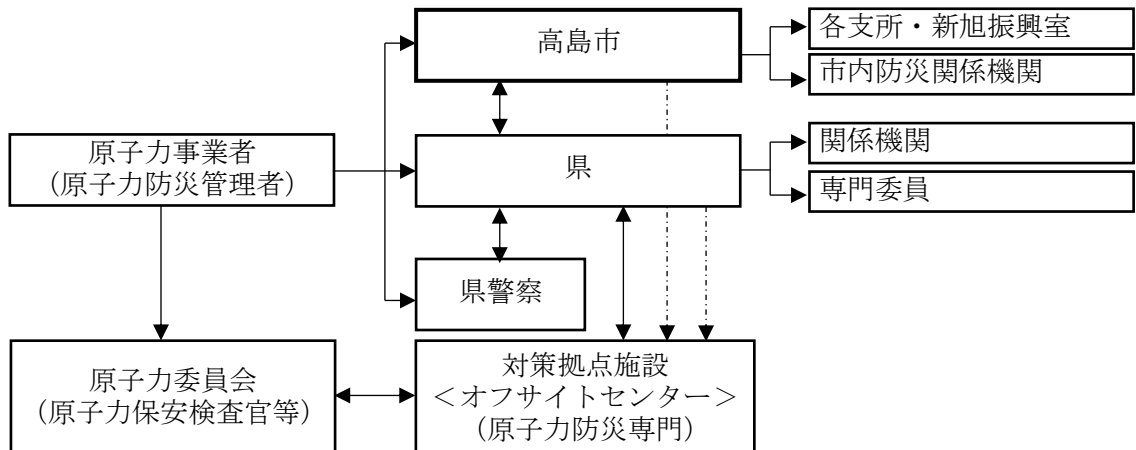
併せて、特定事象の発生後または発生の通報を受けた場合、その旨を本市へも連絡するとさ

れている。

- ④県は、原子力事業者および国から連絡を受けた事項について、本市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、県内その他市町にも連絡するとされている。

本市は、県から連絡、または原子力規制委員会から直接連絡を受けた場合は、速やかに市内防災関係機関等へ連絡する。

■施設敷地緊急事態発生時の連絡系統



4) 全面緊急事態の発生と緊急事態宣言発出の連絡

- ①原子力防災管理者は、全面緊急事態の発生後または発見の通報を受けた場合、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、立地市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に対して、同時に文書をファクシミリで送付するとされている。
- ②原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行うとされている。
- ③原子力緊急事態宣言の発出時には、内閣総理大臣は、以下の事項を公示するとされている。
- 緊急事態応急対策を実施すべき区域
 - 原子力緊急事態の概要
 - 緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者等に周知させるべき事項
- ④原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて必要な情報の収集・整理を行うとともに、関係地方公共団体をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うとされている。
- ⑤県は、オフサイトセンターに派遣した職員等を通じて、原子力発電所および発電所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、立地県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うとされている。

また、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、本市との間で、上記により把握した状況等を、必要に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相

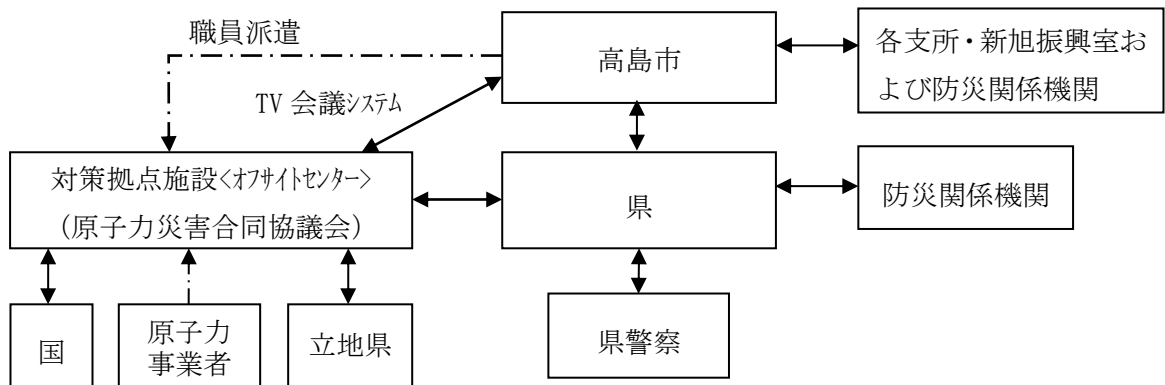
互の連絡を密にするとされている。

本市は、県との間において、県が把握した状況等について相互の連絡を密にする。
また、オフサイトセンターに派遣した職員またはオフサイトセンターとの通信回線（TV 会議システム）を通して、緊急事態応急対策活動の状況、被害状況等に関する情報を随時連絡・共有する。

■緊急事態宣言発出の基準

原子力発電所施設で重大な事故が発生した際に、原災法第 15 条に基づいて内閣総理大臣が発出する緊急事態宣言をいう。

■原子力緊急事態宣言発出後の連絡系統



5) 通信手段の確保

防災行政無線（同報系・移動系）、衛星携帯電話、災害時優先電話、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、臨時回線の設定等により、必要な情報通信手段を確保する。

6) 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

市独自で緊急時モニタリングを実施するとともに、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員（モニタリング要員）を派遣するなどの協力を行う。

また、測定結果等を迅速に収集整理し、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の把握に努める。

(2) 活動体制の確立

本編第3章「3. 活動体制の確立」に準じて体制を確立し、事態への対応を行う。

(3) 住民等への情報伝達・相談活動

1) 情報伝達

住民等のニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱防止のため

めのきめ細やかな情報を、国、県、県警察および防災関係機関等と連携し伝える。

また、住民等への的確に情報が伝わるよう、県、県警察と連携し、同報系防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、TV・ラジオによる放送、携帯電話のメール、その他実情に即した方法（FAX等）など、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達する。

情報伝達、広報にあたっては、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的に情報提供する。

2) 事象の段階に応じた情報伝達の実施

次に掲げる各段階において、迅速かつ的確に情報伝達を行う。

- ①警戒事態発生時（警戒本部設置時）
- ②施設敷地緊急事態発生時（災害対策本部設置時）
- ③原子力緊急事態宣言発出時（災害対策本部設置時）
- ④防護対策地域の設定および防護措置の指示時

また、次に掲げる場合には、適宜その内容を広報する。

- ①災害の状況に変化があった場合
- ②放射性物質放出等の状況に変化があった場合
- ③周辺環境のモニタリング結果が集約された場合
- ④住民等に防護措置を指示する場合
- ⑤広報時期に時間間隔が空いた場合など

3) 情報提供の方法

TV・ラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の協力を得て情報提供に努める。

また、情報を随時入手したいという住民等のニーズに応えるため、同報系防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、携帯電話のメール等を活用し情報を提供する。

4) 伝達内容

県と連携し、次の内容を伝達することとし、住民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現にする。また、必要に応じ、伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

- ①原子力発電所における事故・災害等の概況
- ②災害応急対策（緊急時モニタリング、交通規制、避難経路、避難所、県および本市が講じている対策等）に関する情報
- ③安否情報、医療機関などの情報
- ④飲食物に関する放射性物質の調査結果および出荷制限の状況等
- ⑤避難住民を受入れる市内の地域に対して、避難住民の受入れを行う旨および避難を円滑に行うための協力呼びかけ

5) 避難行動要支援者への配慮

住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、交通規制等、住民等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供する。

また、避難行動要支援者に配慮した伝達を行う。

6) 広報内容の確認

- ①十分に内容を確認した情報の公表および広報活動を行う
- ②発表内容や時期については、県、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定地方
行政機関および公共機関等と相互に連携し実施する。

7) 誤情報の拡散への対処

公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

8) 相談窓口の設置

国、県および防災関係機関と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。

9) 生活支援情報の配布

被災者が知りたい情報を紙媒体で配布するなど、適切な情報を提供する。

10) 居場所等の連絡

本市が指定した避難所以外に避難をした場合、あるいは、家族や親族にその居場所の情報提供をする場合には、本市の対策本部に居場所と連絡先を伝えるよう、住民等へ周知する。

(4) 屋内退避および避難の防護措置の決定

1) 防護措置の実施

第6編第3章「5. 屋内退避および避難の防護措置」に記載する防護措置基準とその考え方、県および本市の基本方針に基づき、屋内退避または避難の措置を講じる。

2) 外部被ばくと内部被ばく

気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が、大気とともに煙突からの煙のように流れる状態を「放射性プルーム」という。放射性プルームには、放射性希ガス（キセノン、クリプトン）、放射性ヨウ素、セシウム、テルル、ウラン、プルトニウムなどが含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。

①外部被ばく

放射性希ガスは、地面に沈着せず、呼吸により体内に取込まれても体内に留まることはないが、放射性プルームが上空を通過中に、この中の放射性物質から出される放射線を受ける。放射性ヨウ素などは、放射性プルームが通過する間に地表面などに沈着するため、通過後も沈着した放射性ヨウ素などからの被ばくがある。このように、放射線を体の外から受けることを「外部被ばく」という。

②内部被ばく

また、放射性プルームの通過中に放射性ヨウ素などを直接吸入すること、および放射性ヨウ素などの沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによっても、放射性ヨウ素などを体内に取込むことになり、体内に取込んだ放射性物質から放射線を受ける。このことを「内部被ばく」という。

3) 屋内退避および避難の基準

原子力災害時の防護措置には、大きく分けて2つある。(図：原子力防災対策)

①屋内退避

屋内退避(木造家屋を想定)は、建物の遮へい効果による外部被ばくの低減(低減率約10%)と、建物の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入を防止(図：建物による放射線被ばくの低減の度合い)し、内部被ばくの低減を期待するものであり、放射性ヨウ素による甲状腺内部被ばく線量は、1/4から1/10に低減できるとされている。

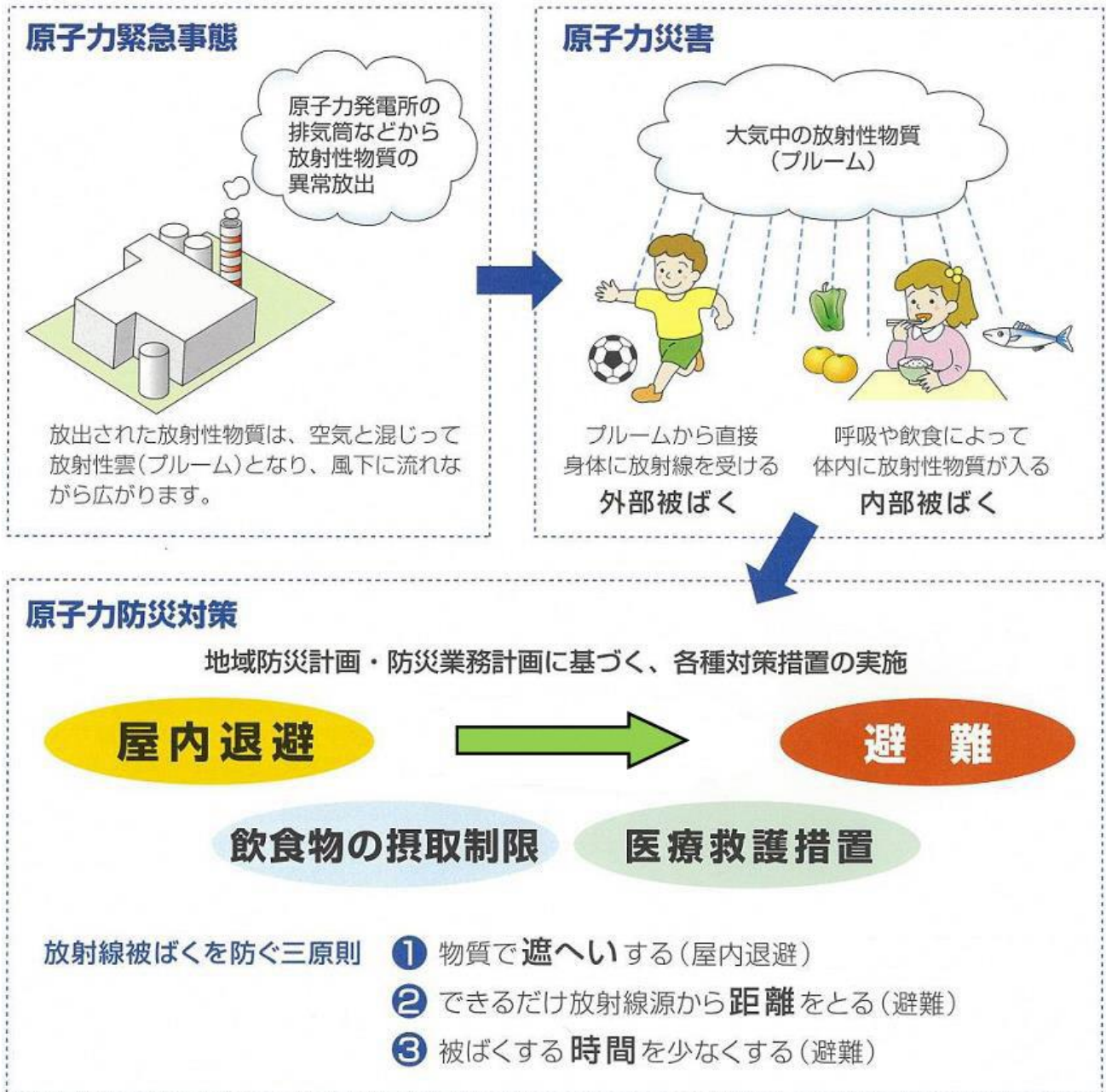
また、屋内退避は、避難に比べると住民の混乱が比較的少なく、予測線量があまり高くないときに有効とされている。(図：建物による放射線被ばくの低減の度合い)さらに、コンクリート造建物への屋内退避は、コンクリートの遮へい効果による外部全身被ばくの低減(低減率約80%)と、建物の気密性による甲状腺内部被ばくの低減が相当量期待できることから、防護対策として有効なものとされている。

また、コンクリート造建物への屋内退避は、屋外にとどまっていたときと比べ、石造り建物や大きなコンクリート造建物では、ガンマ線による外部被ばく線量は3/5から1/5まで、放射性ヨウ素による甲状腺内部被ばく線量は1/20から1/70までと、かなりの低減が期待できるとされている。(図：建物による放射線被ばくの低減の度合い)

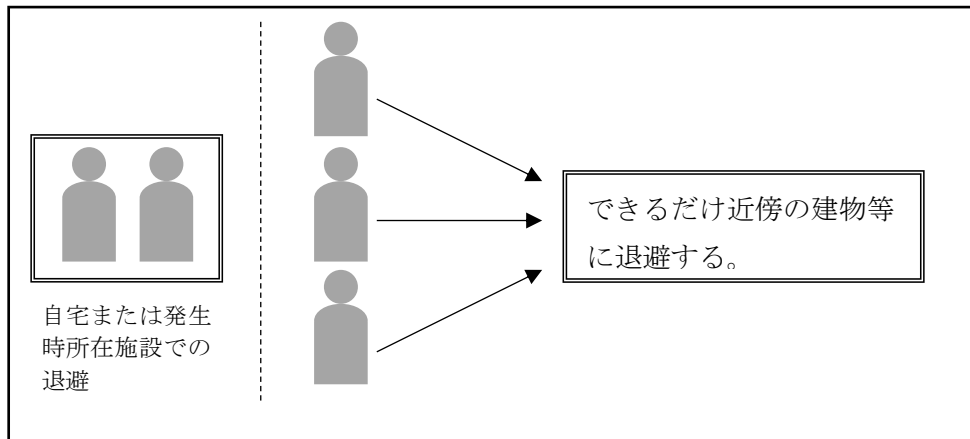
【補足事項】

- i) 屋内退避の対象は、原子力災害発生時に市内に居住、勤務または旅行等で一時滞在する住民等である。原則、自宅での屋内退避措置をとるものとし、市内勤務者および一時滞在者については、しばらく勤務施設内および滞在施設内にとどまるか、状況によっては帰宅するものとする。
- ii) 自宅がコンクリート造建物であれば、木造家屋に比べ放射線量の低減効果がかなり期待できる。
- iii) 本市においては、防護対策地域内に避難者を十分収容できるコンクリート造建物が少ない。本篇第3章「5. 屋内退避および避難の防護措置」およびOILを踏まえて、「木造住宅における屋内退避」による被ばく低減効果が得られない事態になった場合には、避難措置に切り替えて対処する。

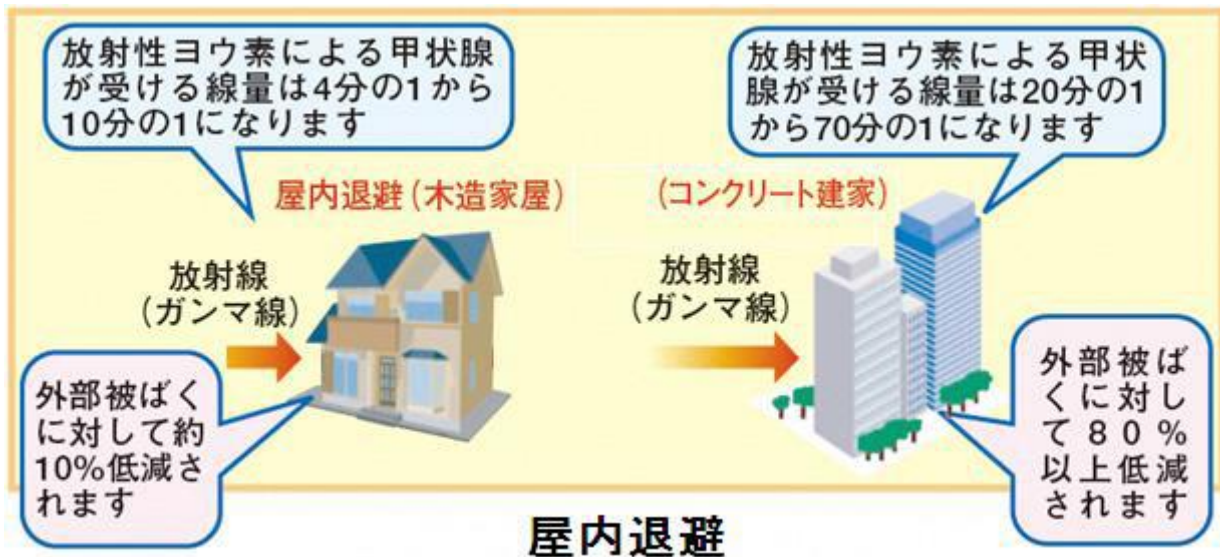
図：原子力防災対策



図：建物による放射線被ばくの低減の度合い



場所	低減係数
屋外	1.0
自動車内	1.0
木造家屋	0.9
石造り建物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り家屋の地下室	0.4
大きなコンクリート建物 (扉・窓から離れた場合)	0.2以下



②避難（一時移転）

避難は、放射線源または放射性物質から遠く離れ、放射線による外部被ばくおよび放射性物質の吸入による内部被ばくを避けるための一つの手段である。

ただし、避難による被ばくの低減化が有効なのは、大量の放射性物質が本市へ到達するまでの時間的余裕が十分あって、長期間の放出が予想され、しかも、避難によらなければ相当な量の被ばくを避けられない場合である。

ゆえに、放射性物質の放出が短時間で終ると予測される場合では、必ずしも避難が最善の方策とは限らないことに注意が必要である。

防護措置基準

基準の名称	基準の概要	初期値
即時避難基準(OIL1)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばくの影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上 1m で計測)
一時移転基準(OIL2)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばくの影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (空間放射線量率) (地上 1m で計測)

この基準によれば、本市においては、放射性物質の放出後に行われる緊急時モニタリングにより市内の空間放射線量率が 20 μ Sv/h 以上となった場合、防護対策地域（滋賀県版 UPZ）圏内の住民等（以下「避難対象住民等」という。）を1週間程度内に圏外へ「一時移転」させることになる。

さらに、500 μ Sv/h 以上となった場合には、数時間内に圏外へ「即時避難」となる。

なお、避難行動要支援者の避難に関しては、移動の困難性や健康被害リスクの上昇を考慮して、避難に要する資機材や医療・看護体制、安全な搬送手段が確保された後に避難を開始するよう配慮する。

【補足事項】

- i) この表では、「一時移転」という言葉が使われているが、その場を離れ他の安全な場所へ移動するという意味では、「避難」と同義である。（本計画では、広義の意味で、「一時移転」と「即時避難」を「避難」という一つの言葉の中に入れて使っている。）
- ii) 「一時移転」は比較的短期間（放射線量が基準以下になれば早期の帰還が望める）、「即時避難」は線量が下がるまで中長期間の滞在が予想される。
- iii) 原子力災害対策指針（新指針）では、PAZ5km 圏内の住民等を「即時避難」の対象と考えられているため、福井県内の各原発から 20km 以上離れた本市では、事故直後に即時避難する可能性はかなり低いといえる。
- iv) ただし、地形や気象条件により放射性物質が広範囲に拡散した場合、防護対策地域圏内だけでなく、圏外の地域も一時移転対象となる可能性がある。

- v) 避難行動要支援者は、避難所までの移動が困難であること、移動により却って健康を損なうリスクを負うことを考慮して、避難に要する資機材や医療・看護体制、安全な搬送手段が確保された後に避難を開始するよう、防災関係機関、社会福祉施設および住民等にその旨を周知する。

本市においては、防護対策地域図でも明らかなように、市内全域が防護対策地域圏内には入らず、圏内と圏外に色分けされることから、次の流れで避難することを原則とする。(図：避難の流れ)

[資料編 p 69-82 : 「Ⅱ_5. 防護対策地域 (UPZ)」]

ア. 避難集合場所(最寄の広域避難所)への移動

避難対象住民等が、屋内退避の措置をとった後においても、緊急時モニタリングによりその場もしくは周辺の放射線量が高く、その場からの避難が必要とされた場合には、本市からの指示に基づいて、その圏外へ避難するための集合場所として、「地震や風水害で本市が指定している防護対策地域圏内の広域避難所」へ避難するものとする。

なお、避難するときは、徒歩を原則とする。

[資料編 p 69-82 : 「Ⅱ_5. 防護対策地域 (UPZ)」]

【補足事項】

- i) 「避難集合場所」は、本市が県と連携して手配した交通手段(バス)で避難する際の乗車場所となる。
- ii) 避難集合場所を開設するときは、避難対象住民等に対し、本市から防災行政無線や広報車等で伝達する。その際は、防護対象地域圏内のすべての住民等が一斉に移動するのではなく、原発からの距離や緊急時モニタリングによる空間放射線量率が高い地域(後述する「ゾーン分け」)の住民等を優先して避難させる。
- iii) 遠方に居住し、避難集合場所まで徒歩で移動することが困難な場合やその他やむを得ない事情により避難用バスに乗りすることが困難な場合は、自家用車(バイク・自転車含む)による移動もやむを得ないものとする。ただし、自家用車を使用する場合、避難集合場所周辺が渋滞や混乱するおそれがあるので、できるかぎり多人数が乗り合わせて来るよう努めるものとする。
- iv) 防護対策地域圏外の住民等は、本市から特に指示がない限り、そのまま自宅等での屋内退避を継続するものとする。
- v) 自力で避難できない住民等に対しては、本市が県と連携して手配した迎いのバスを派遣するなどの対応を今後検討する。

イ. 避難中継所

県は、身体除染、被ばくの抑制および汚染拡大の防止のため、防護対策地域圏外の避難経路上の以下の場所に「避難中継所」を設置し、避難対象住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

避難中継所
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館
新旭体育館・武道館
今津総合運動公園
朽木中学校
高島B&G海洋センター

避難対象住民等は、避難集合場所でバスに乗車した後、防護対策地域圏外にある避難所へ向かう途中で、県があらかじめ設置した「避難中継所」においてスクリーニングを受け、身体の被ばく状況を確認するものとする。

スクリーニングの結果、除染が必要とされた住民等に対しては、適切な除染措置を実施する。

【補足事項】

- i) スクリーニングの対象は、住民等の輸送に使用するバスの車両本体およびその乗務員も含まれる。
- ii) やむを得ない事情により避難用バスに乗車することが困難な場合は、自家用車（バイク・自転車含む）による移動もやむを得ないものとする。ただし、自家用車を使用する場合、避難中継所周辺が渋滞や混乱するおそれがあるので、できるかぎり多人数が乗り合わせて来るよう努めるものとする。

ウ. 圏外の広域避難所（原子力避難所）への避難

イ. の避難中継所でスクリーニングを受けた後は、バスで避難者を圏外の原子力避難所まで輸送する。

[資料編 p 69-82 : 「Ⅱ_5. 防護対策地域（UPZ）」参照]

【補足事項】

- i) 原子力避難所までの避難者の輸送は、基本的にバスにより行う。
- ii) やむを得ない事情により避難用バスに乗車することが困難な場合は、自家用車（バイク・自転車含む）による移動もやむを得ないものとする。ただし、自家用車を使用する場合、避難所周辺が渋滞や混乱するおそれがあるので、できるかぎり多人数が乗り合わせて来るよう努めるものとする。

エ. 市外への広域避難

次の事態になった場合は、本市から市外の避難所まで一時移転（避難）する。

- ①原子力避難所または調達した市内の民間施設等では収容力が不足するとき
- ②原子力避難所に到着以降、市内の南部地域を含め広い範囲が放射性物質で汚染され、緊急時モニタリングの結果、空間放射線量率が OIL2 の基準値（ $20\mu\text{Sv/h}$ ）以上の高い数値が検出されたとき

また、市外避難の際の輸送手段は、基本的にバスを活用して行うが、大渋滞など道路輸送が困難なときは鉄道（JR 湖西線）、自衛隊のヘリコプターおよび琵琶湖上の船舶等も含め、各種輸送手段を最大限活用する。

なお、本市の避難先の候補地として、県内では「大津市」、県外では「大阪府」としており、関係自治体との連携を深め避難先を確保する。

また、市外避難所（避難先市町村の広域避難所）に到着するまでの間に、一時経由場所として「拠点避難所」が設けられることがある。

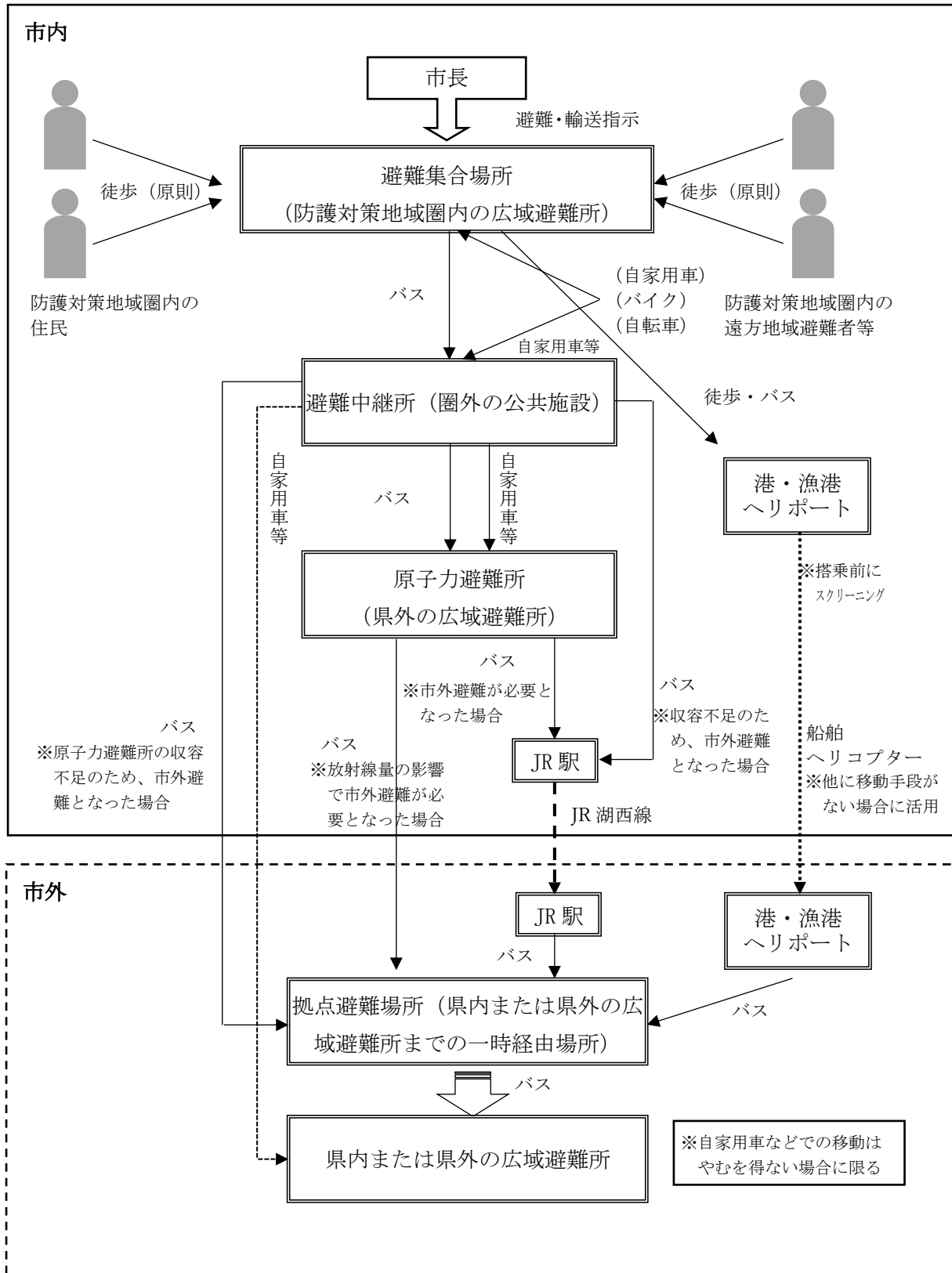
[資料編 p91-115：Ⅲ_1 「(4) 原子力災害時の避難先」 参照]

【補足事項】

i) 本市においては、市外（大津方面）への避難ルートが国道 161 号と 367 号の 2 本しかないため、道路交通の大渋滞が予想される。

一斉避難ではなく、避難対象住民等をいくつかのゾーンに分け、時期をずらして移動する「段階的避難」は、県の避難時間推計（ETE：Evacuation Time Estimate）でも渋滞時間の短縮効果が確認されており、避難の際の有効な方法として、この避難計画でも採用する。

■避難の流れ



4. 屋内退避

(1) 屋内退避の指示・伝達

1) 対象地域

原子力災害時に屋内退避を実施する防護対策地域は、本編「1(2)原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(UPZ)」である。ただし、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。

2) 指示事項の伝達

住民等に対し屋内退避を伝達するときは、速やかに住民、学校、幼稚園・保育園、社会福祉施設等に対して、次の手段を用いて行い、原則として、次に掲げる事項について伝達する。

また、災害の現況、今後の予測等必要な情報および屋内退避にかかる留意事項を住民等に広報するとともに、TV・ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。

①放射性物質の放出前

緊急事態区分(緊急時活動レベル:EAL)に基づき、以下のとおり対応する。

緊急事態区分	防護対策地域内	防護対策地域圏外
事故直後～ 情報収集事態	原子力発電所事故の情報をすべての住民等に伝えるとともに、外出をできるだけ控えるよう呼びかける。	
警戒事態	すべての住民等に対し外出を控えるよう呼びかける。	
施設敷地緊急事態	「屋内退避指示」と「避難準備」を伝達する。	すべての住民等に対し外出を控えるよう強く呼びかける。
全面緊急事態		

②放射性物質の放出後

運用上の介入レベル(OIL)は、全面緊急事態以降に重点的に実施される緊急時モニタリングの結果に基づき判断されるが、空間放射線量率が $20\mu\text{Sv/h}$ 未満であれば、「屋内退避」の防護措置をそのまま継続するよう住民等へ伝達する。

③伝達手段

- ア. 同報系防災行政無線
- イ. 広報車
- ウ. 携帯電話のメール
- エ. TV・ラジオ
- オ. インターネット
- カ. 区長、自治会長を通じた直接の連絡

④伝達事項

- ア. 市の本部(警戒本部または災害対策本部)および地区本部からの緊急通報であること
- イ. 事故の概要
- ウ. 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- エ. 応急対策の状況および今後とるべき措置
- オ. 屋内退避措置をとることおよび対象地域
- カ. 屋内退避にあたっての注意事項(窓を閉め気密性に配慮など)

キ. 飲食物等の摂取制限に関する事項

ク. その他必要事項

⑤住民等が留意する事項

ア. 余計な被ばくを避けるため、原則として屋内にとどまること

イ. 外出中の住民等は、速やかに帰宅すること

ウ. 帰宅が困難な住民等は、最寄りのコンクリート造建物に一時退避すること

エ. 建物のすべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること

オ. 建物のすべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止すること

カ. できるだけ窓際を離れて、屋内の中央にとどまること

キ. 食料品の容器にはフタまたはラップをすること

ク. 屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと

ケ. 防災行政無線による本市からの指示、伝達およびTV・ラジオ等で流れる災害の情報に留意すること

コ. 電話による問い合わせは控えること

【補足事項】

i) 福島第一原発事故の場合、1号機において事故発生から約1日間で水素爆発が発生している。事故を教訓に早めの安全対策をとるため、国や県からの指示が入る前であっても、原子力発電所の情報が本市に入り次第、同報系防災行政無線による全市一斉放送で、住民等に外出を控えるよう呼びかける。

ii) 住民等は、県や市の指示を待つだけではその間に被ばくするおそれもあるため、原子力災害が発生したことを自らが知ったときは、無用な外出を控え、自らの身を守るよう努めるものとする。

iii) 原子力発電所の状況（緊急事態区分の段階）に応じて、住民等に対し屋内退避の防護措置をしっかりとるよう強く働きかけていく。

iv) 屋内退避措置をとった時点で、次の段階である避難準備（避難集合場所や原子力避難所の開設、輸送手段等の手配、安定ヨウ素剤の準備等）を進める。

v) 空間放射線量率が $20\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合には、「防護対策地域圏外への一時移転（避難）」の措置に切り替えて対処する。

3) 広報・伝達内容

事故直後から屋内退避の指示までの広報・伝達内容は、以下の①～④のとおりし、広報車による現地巡回広報はこの例文に準じる。

①事故直後から情報収集事態までの広報（外出を控えるよう呼びかけ）

こちらは、防災高島市です。ただ今から、臨時放送を行います。
〇月〇日〇時〇分、△△原子力発電所で事故が発生しました。
現在のところ、放射性物質は外部に漏れていませんが、住民の皆さんはできるだけ外出を控え、今後の市からのお知らせや、TV・ラジオなどの情報に十分注意してください。
今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。
(以上繰り返し)
こちらは、防災高島市でした。

②警戒事態発生時の広報（外出を控えるよう呼びかけ）

こちらは、防災高島市です。ただ今から、災害警戒本部からの臨時放送を行います。
△△原子力発電所事故の状況をお知らせします。現在、放射性物質は外部に漏れていませんが、今後、発電所周辺の放射線量の観測が強化されます。
住民の皆さんは、念のため無用な外出を控え、今後の市からのお知らせや、TV・ラジオなどの情報に十分注意してください。
今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。
(以上繰り返し)
こちらは、防災高島市でした。

③施設敷地緊急事態発生時の広報（屋内退避の指示）

こちらは、防災高島市です。ただ今から、災害対策本部からの臨時放送を行います。
△△原子力発電所事故の状況ですが、「ごく微量の放射性物質が漏れた」との報告がありました。
(UPZ 圏内である) ○○地域、□□地域、…の皆さんは、外出をせず自宅に留まり、今後の市からのお知らせや、TV・ラジオなどの情報に十分注意してください。
なお、○○地域、□□地域、…の事業所の皆さんは、従業員を帰宅させてください。また、この地域内に滞在している旅行者等の皆さんも、帰宅してください。
その他の地域の皆さんにつきましても、無用な外出は控えて、早めに帰宅し、今後の市からのお知らせや、TV・ラジオなどの情報に注意してください。
今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。
(以上繰り返し)
こちらは、防災高島市でした。

④全面緊急事態発生時の広報（屋内退避の指示）

こちらは、防災高島市です。ただ今から、災害対策本部からの緊急放送を行います。

△△原子力発電所事故による放射性物質の影響から身を守るため、高島市災害対策本部では、次の区・自治会の皆さんに、自宅などに「屋内退避」していただくことを決定しました。

屋内退避の対象となる区・自治会は、〇〇区、××自治会、…の皆さんです。

対象となる区・自治会の皆さんは、今後、市の指示があるまで自宅の中に留まり、窓やドアを閉めて外気が入らないよう、エアコンなどの換気を止めてください。また、外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、すぐにうがいをしてください。

対象となる区・自治会内にある事業所の皆さんにつきましても、従業員をすぐに帰宅させてください。また、この区・自治会内に滞在している旅行者等の皆さんも、すぐに帰宅してください。

その他地域皆さんにつきましても、放射性物質の影響を避けるため帰宅し、無用な外出は控えてください。

落ち着いて、防災行政無線、TV・ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、およそ30分毎に防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。

なお、屋内退避の対象となる区・自治会の皆さんは、今後、放射線量が国の基準値を超えた場合、避難をしていただくこととなりますので、念のため、避難の準備をしておいてください。状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）

こちらは、防災高島市でした。

（2）屋内退避の解除

1) 状況の把握

国および県が行う緊急時モニタリング情報を入手し、あるいは、本市も簡易測定器で独自にモニタリングを実施することにより、放射性物質の拡散状況や放射線量の数値を把握する。

また、今後の予測および環境への影響などの最新情報、その他屋内退避の解除にかかる留意事項などを把握する。

2) 屋内退避解除の伝達

事故を起こした原子力発電所からの放射性物質の放出が収まって、放射線量が基準値以下に下がるなど、安全であることが確認された場合は、住民、学校、幼稚園・保育園、社会福祉施設等に対して、同報系防災行政無線を始め、あらゆる広報手段により屋内退避が解除されたことを伝達する。

また、災害の現況、緊急時モニタリング情報および屋内退避解除にかかる留意事項を広報するとともに、引き続き、同報系防災行政無線、TV・ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。

5. 避難

(1) 避難所の開設および避難経路の決定まで

1) 防護対策地域

原子力災害時に避難の準備をする防護対策地域は、本編「1(2)原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(UPZ)」である。具体的には、資料編Ⅱ_「5. 防護対策地域(UPZ)」の4つの図に示す範囲である。

[資料編 p 69-82 : Ⅱ_「5. 防護対策地域(UPZ)」参照]

【補足事項】

この防護対策地域であるUPZは、あくまでも県の予測結果にもとづく想定図であって、緊急時モニタリングによる実測値線量は、天候・地形・風向・風量等の諸条件によって、資料編「Ⅱ_5. 防護対策地域(UPZ)」の想定図とは異なる可能性がある。

したがって、避難の可能性を考えて準備しておく地域であり、防護対策地域圏内の「全住民等が同時一斉に避難するわけではない」ことに特に留意する必要がある。

2) 状況の把握

原子力発電所事故の概要、緊急時モニタリングの結果、今後の予測および環境への影響などの最新情報を把握するとともに、その他発生している災害の状況、広域避難所の利用可否、交通規制に関する情報等についても併せて把握する。また、国および県から避難指示を受けた場合は、防護対策地域圏内の地域コミュニティ(区・自治会)を確認する。

【補足事項】

- i) 緊急時モニタリングによる現地測定の結果、高い放射線量が検出された場合、実際に避難する対象(避難指示区域)として指定されることになる。
- ii) 防護対策地域(UPZ)の圏外においても、放射線量が局所的に高い箇所(ホットスポット)が発生するおそれがあり、避難対象に追加されることがある。

3) 避難集合場所(最寄りの広域避難所)

- ①避難対象住民等が防護対策地域圏外へ避難する際の集合場所は、高島市地域防災計画で指定する防護対策地域圏内の広域避難所とする。

[資料編 p 69-82 : Ⅱ_「5. 防護対策地域(UPZ)」参照]

[資料編 p91-115 : Ⅲ_1「(4)原子力災害時の避難先」参照]

- ②避難対象住民等は、近隣住民と一緒に最寄りの会議所・集会所等で一旦安否確認を行った後、避難集合場所へ移動するものとする。
- ③避難集合場所までの移動は、徒歩を原則とする。ただし、遠方に居住する住民等に配慮し、徒歩で移動することが困難な場合は、自家用車(バイク・自転車含む)による移動もやむを得ないものとする。
- ④避難集合場所に、本市が県と連携して手配した避難用車両(バス)を順次派遣する。
- ⑤避難集合場所へ集まる際は、対象となる地域コミュニティ(区・自治会)に対し、防災行政無線で順次避難を呼びかけ、住民等の被ばく低減と道路混雑の緩和を図る。

4) 避難中継所

避難対象住民等は、防護対策地域圏外にある避難所へ向かう途中で、県が設置した「避難中継所」においてスクリーニングを受け、身体の被ばく状況を確認するものとする。

5) 圏外の広域避難所（原子力避難所または市外避難所）

緊急時モニタリングの結果に基づき、避難指示を受けた地域コミュニティ（区・自治会）を避難時の基礎単位として、それぞれの行き先となる避難先（原子力避難所または市外避難所）を指定する。

[資料編 p 69-82: II_「5. 防護対策地域（UPZ）」参照]

【補足事項】

- i) 国による避難指示は、「小学校区単位」で行われることを前提に、住民等の避難行動は、「地域コミュニティ（区・自治会）単位」で行うことを原則とする。
- ii) 避難の際は、避難指示を受けた防護対策地域圏内の避難者数、避難行動要支援者数を概算し、地震・風水害等その他の災害の状況、広域避難所施設の利用可否を勘案して、施設管理者と調整のうえ、避難先（原子力避難所）を指定する。
- iii) 原子力避難所でも避難者の受入れが困難と予想される場合には、地域の実情を勘案して、民間の商業施設、ホテル・旅館等も避難滞在の候補施設とし、災害に対する安全性を確認のうえ、施設管理者の同意を得て避難所として開設することもある。
- iv) 地域コミュニティ（区・自治会）の組織に加入していない住民等は、居住地に最も近いコミュニティの避難行動に準じた取扱いを行うものとする。
- v) 原子力避難所および民間施設等を調達してもなお収容力が不足するときは、施設に入れない住民等が市外避難所へ避難（一時移転）することになる。

6) 避難誘導責任者および避難所責任者の指名と役割

各避難集合場所に避難誘導責任者を、各原子力避難所に避難所責任者を指名し、さらに各責任者の下に担当者をそれぞれ配置して派遣する。

各避難所責任者は、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気の取り締まり、関係方面との連絡等にあたるとともに、自主防災組織や住民等の協力を得て、避難所の運営を行う。また、避難所生活が長期化することも想定し、交替体制を考慮した動員計画を作成する。

①避難誘導責任者の役割

- ア. 天候、多数の避難者の到着、輸送バス到着の遅れ等を考慮して、避難集合場所の施設管理者と協力し、避難集合場所施設（広域避難所）を開設し、バスが到着するまで避難者が一時滞在できるよう配慮する。
- イ. 消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民等の確認を行い、市の本部等が準備した避難用車両（バス）に順次乗車させる。
- ウ. 避難を完了していない住民等の確認のため、当該地区本部に対し戸別訪問を行う職員の派遣を要請するなど、避難の実施状況を把握・整理する。
- エ. 避難誘導にあたっては、的確な指示および誘導を行い、住民等の混乱の防止に努める。
- オ. 避難に際しては、特に、要配慮者（乳幼児・児童・妊婦）を優先して行う。
- カ. 避難行動要支援者等自力での移動が困難な者については、別途輸送手段を確保するな

ど、関係機関との調整を図る。

- キ. 避難用バス1台につき、最低1名以上の避難誘導担当者（職員）を同乗させ、避難集合場所から出発した後、避難中継所へ向かう。
- ク. 避難中継所では、県の指示に従い住民等のスクリーニングを行う。その後、再びバスに乗車して、指定の原子力避難所へ向かう。
- ケ. 原子力避難所に到着後は、住民等に受付へ並ぶよう指示する。そして、空になったバスとともに再びもとの避難集合場所に戻る。（キ～ケを繰り返し）
- コ. 市外へ避難する事態となった場合は、対策本部および地区本部の指示に従い、指定の市外避難所までバス（状況によっては鉄道）で避難する。
- サ. 住民等の避難誘導がすべて終了した場合には、避難集合場所を閉鎖し、地区本部へ報告した後に戻る。

②避難所責任者の役割

- ア. 市の本部等から原子力避難所開設の指示があったときは、その施設管理者と協力して、直ちに避難所の開設を行い、市の本部等との情報伝達手段の確保、被災地住民行動記録票の授受および記載事務、ならびに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整える。
- イ. 住民等に対し「被災地住民行動記録票」を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。また、併せて医療措置および損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失または破損のないよう指示する。
- ウ. 避難を完了した地域コミュニティ（区・自治会）名、世帯数および人数等について、市の本部等へ連絡するとともに、その内容を記録する。
- エ. 常に、市の本部等との緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努める。
- オ. 住民等に対する確かな情報を提供するとともに、適切な指示を行い、常に、その不安の除去とニーズの把握に努める。
- カ. 市の本部等が供給する生活必需物資は、平等かつ能率的に給付する。
- キ. 広域避難所および住民等の衛生の確保に努める。
- ク. 避難所開設以降は、地域コミュニティ（区・自治会）単位で住民等による自主的な運営が行われるよう、コミュニティの役員を始め関係者に協力を求める。

7) 広域避難所の開設指示

避難措置をとることになった場合は、直ちに各原子力避難所の施設管理者に開設を指示するとともに、避難所責任者と担当者を派遣し、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気取締り、防災関係機関との連絡等にあたらせる。

また、避難誘導責任者は、住民等の安否確認、避難誘導、バスの乗車に関して、区長・自治会長等との連絡調整にあたる。

8) 避難経路の決定

各避難集合場所～避難中継所（～原子力避難所（または市外避難所））を結ぶ路線について、道路管理者および県警察等と調整を図り、避難経路として決定する。

9) 広域避難所周辺の渋滞への対処

避難所周辺道路において渋滞が予想される場合、県警察等に交通規制を要請する。

10) 輸送手段の確保

避難者の輸送は、バス・鉄道・船舶・ヘリコプター等の交通手段を確保し行う。

(2) 避難の指示・伝達

本市は、事故を想定する福井県内のいずれの原子力発電所からも 20km 以上離れていることから、全面緊急事態以降、PAZ5km 圏内のように「即時避難」しなければならない地域とはされていない。

したがって、緊急時モニタリングの結果に基づき、運用上の介入レベル (OIL2) の基準数値を超えた場合に一時移転 (避難) の措置をとることになる。

1) 段階的避難

避難対象住民等の被ばく低減、避難による精神的・身体的負担の軽減および道路交通の渋滞緩和のため、以下の要件を満たす地域コミュニティ (区・自治会) の住民等から優先的に順次避難させる。

<要件1>

原子力発電所からの距離が近い地域を優先して避難させる。

<要件2>

緊急時モニタリングの結果、空間放射線量率 ($\mu\text{Sv/h}$) が高い地域を優先して避難させる。

<要件3>

距離と空間放射線量率の比較では、空間放射線量率を優先させる。

【補足事項】

- i) 住民等の一斉避難による道路渋滞や避難集合場所の混雑、避難に伴う余計な被ばくや負担等を減らすため、優先順位づけによる段階的避難でその解消を図る。
- ii) 原発からの距離が同じ 30km 圏内であったとしても、空間放射線量率がより高い地域を優先して避難させる。
- iii) 原発から遠距離でも、空間放射線量率が国の基準値 ($20\mu\text{Sv/h}$) 以上であれば優先して避難させる。これは、防護対策地域 (UPZ) 圏外にも適用する。

2) 避難指示区域

①距離によるゾーン分け

段階的避難に際しては、防護対策地域において原発事故を想定した避難指示区域をあらかじめ設定し、各原子力発電所からの距離に応じて、「概ね 5km ごとにゾーン分け」することを基本とする。

[資料編 p74-78 : II_5_ (2) 「2) 原子力発電所からコミュニティまでの距離」参照]

原子力災害発生後、国および県から避難指示があった場合、各ゾーンの住民等に対して順次避難指示を行う。

なお、住民等に対して、平常時から各地域のゾーンの周知・徹底しておく。

ゾーン	距離 (原子力発電所から)	優先順位	備考
A	20km を超え 25km 以下	1	国が目安としている UPZ 内に相当
B	25km を超え 30km 以下	2	
C	30km を超え 35km 以下	3	県が定める UPZ 内に相当
D	35km を超え 40km 以下	4	
E	40km を超え 45km 以下	5	

②空間放射線量率によるゾーン分け

距離と同様、空間放射線量率の数値に応じてゾーン分けすることを基本とする。

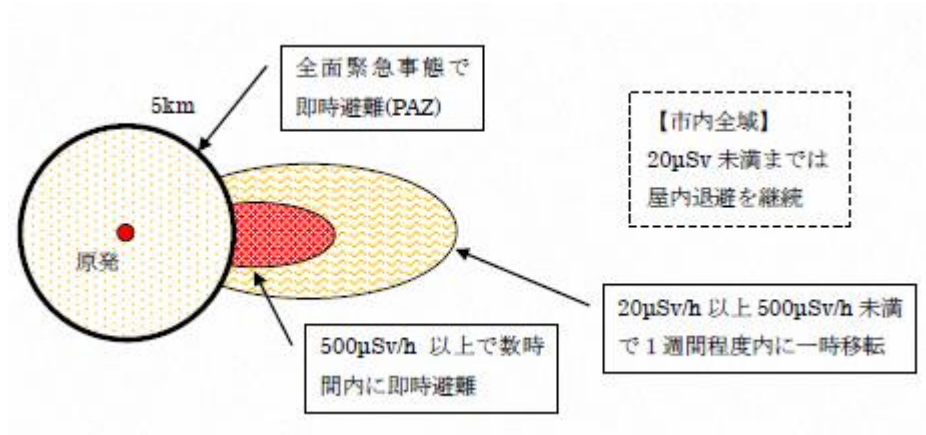
原子力災害発生後、国および県から避難指示があった場合、各ゾーンの住民等に対して順次避難指示を行う。

ゾーン	空間放射線量率	優先順位	備考
Z	500 μ Sv/h 以上	1	OIL1 に該当 (数時間内に即時避難)
Y	20 μ Sv/h 以上 500 μ Sv/h 未満	2	OIL2 に該当 (1 週間程度内に一時移転)
X	5 μ Sv/h 以上 20 μ Sv/h 未満	3	施設敷地緊急事態～全面緊急事態に相当 (屋内退避の指示)
W	5 μ Sv/h 未満	4	外出を控えるよう伝達

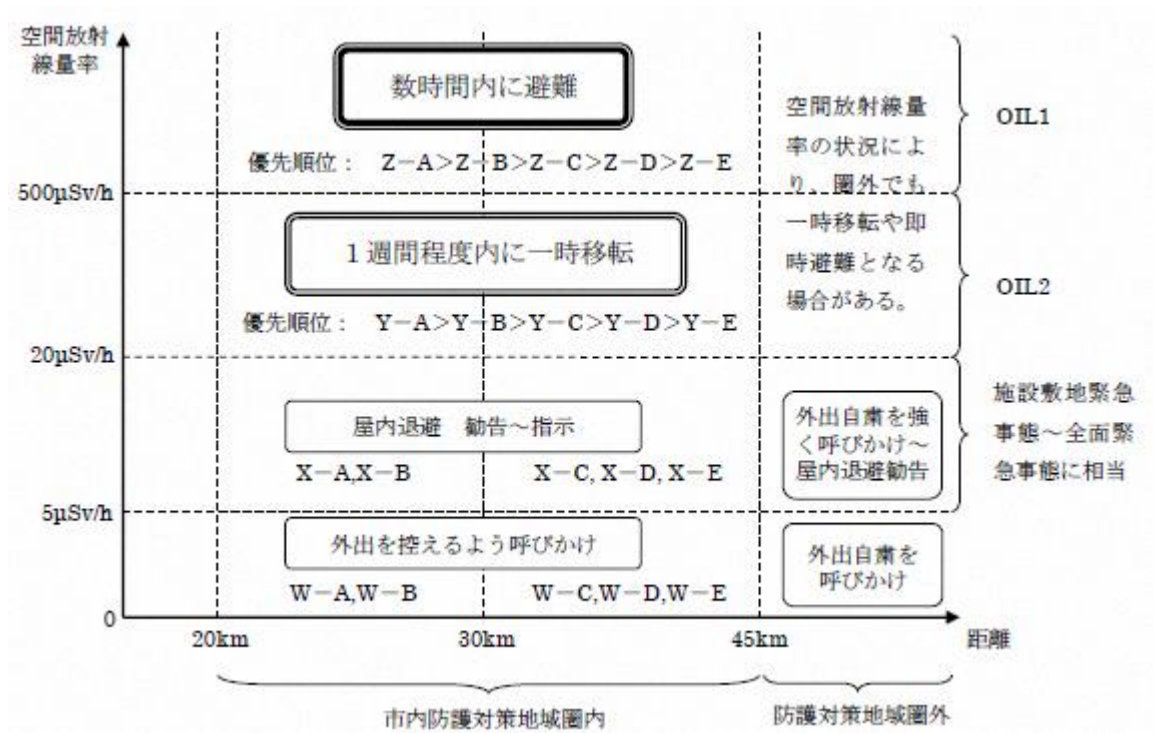
③距離と空間放射線量率に基づく防護措置

避難実施のイメージと、距離および空間放射線量率に基づく防護措置は、以下のとおりである。

■避難実施のイメージ



■距離と空間放射線量率に基づく防護措置



3) 指示伝達事項の伝達

緊急時モニタリングによる実測線量の結果に基づき、国および県から避難の指示を受けたときは、防護対策地域圏内の住民、学校、幼稚園・保育園、社会福祉施設等に対して、次の手段を用いて避難を指示し、原則として、次に掲げる事項について伝達する。

また、災害の現況、今後の予測等必要な情報および避難にかかる留意事項を住民等に広報するとともに、TV・ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。

①伝達手段

- ア. 同報系防災行政無線
- イ. 広報車
- ウ. 携帯電話のメール
- エ. TV・ラジオ
- オ. インターネット
- カ. 区長・自治会長を通じた直接の連絡

②伝達事項

- ア. 市の本部（警戒本部または対策本部）および地区本部からの緊急通報であること
- イ. 事故の概要
- ウ. 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- エ. 応急対策の状況および今後とるべき措置
- オ. 防護対策地域圏内で、避難の対象となる地域コミュニティ（区・自治会）
- カ. 避難の際の集合場所（防護対策地域圏内の広域避難所）
- キ. 避難中継所
- ク. 圏外の避難先となる原子力避難所
- ケ. 輸送手段等、避難の具体的な手順
- コ. 避難にあたっての注意事項（携行品、外へ出るときの注意など）
- サ. 安定ヨウ素剤の服用および飲食物等の摂取制限に関する事項
- シ. その他必要事項

③住民等が留意する事項

- ア. 同報系防災行政無線による本市からの指示・伝達およびTV・ラジオ等で流れる災害の情報に留意すること。
- イ. 区長・自治会長等の地域の代表者の指示を確認してから、集団で行動すること。
- ウ. マスクおよび外衣を着用すること。
- エ. 可能な限り非常食を携行すること。
- オ. 火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- カ. 隣近所にも避難の指示を確認する、または伝えること。
- キ. 電話による問い合わせは控えること。
- ク. 徒歩による移動を原則とすること。ただし、避難集合場所まで遠方の住民やその他やむを得ない事情により避難用バスに乗車することが困難な住民については、自家用車（バ

イク・自転車含む)による移動もやむをえないものとする。

【補足事項】

- i) 避難対象住民等は、原子力災害があったことを知った時点で、市からの呼びかけの有無にかかわらず、避難のための準備行動を心がけるものとする。
- ii) 自家用車等の乗り物による移動は、避難集合場所へのアクセス数が増えることによって道路交通網の渋滞を招く要因になり、結果として、その後の圏外へのバス避難輸送にも悪影響を及ぼすことになる。したがって、避難集合場所まで遠方で移動が困難など、特段にやむを得ない事情がある場合を除き、自家用車等の使用を控えるよう周知する。また、自家用車等の駐車場所についても、避難集合場所近辺に駐車しないよう併せて周知する。

4) 防災関係機関への協力要請

避難を指示する場合は、消防本部、県警察、自衛隊、その他防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに、協力を要請し、密接な連携をとりながら実施する。

また、避難対象地域の区長・自治会長、自主防災組織の長、防災リーダー等に対し、住民の避難誘導について協力を要請する。

5) 広報・伝達内容

避難指示における防災行政無線等による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地巡回広報はこの例文に準じる。

○災害対策本部設置からの広報（避難指示）

こちらは、防災高島市です。ただ今から、災害対策本部からの緊急放送を行います。
△△原子力発電所の事故によって、市内では国が定める基準値以上の放射性物質が検出されており、高島市災害対策本部では、次の地域の皆さんに避難していただくことを決定しました。

避難集合場所についてお知らせします。

〇〇区・自治会の皆さんは、●時●分までにA小学校に集合してください。

□□区・自治会の皆さんは、●時●分までにB公民館に集合してください。

・・・

対象となる区・自治会内の事業所の皆さんで、建物内にコンクリート屋内退避されている方も、その場を出て最寄りの避難集合場所に避難してください。また、この区・自治会内に滞在している旅行者等の皆さんも、ただちに最寄りの避難集合場所に避難してください。

火の元や戸締まりなどに気をつけて、持ち物は貴重品や着替え、非常食など最小限にし、マスクや上着を着用して、歩いてお集まりください。また、自宅を出る際は、避難済み（完了）の目印として、「玄関に白いタオル」を掲示してください。

なお、避難集合場所まで遠方の方は、自家用車による移動を認めますが、通行規制や避難集合場所周辺は渋滞が予想されますので、十分注意してください。

また、〇〇区・自治会、□□区・自治会内、・・・の道路交通は規制されますので、警察官や市の本部派遣職員などの誘導、指示に従って避難してください。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

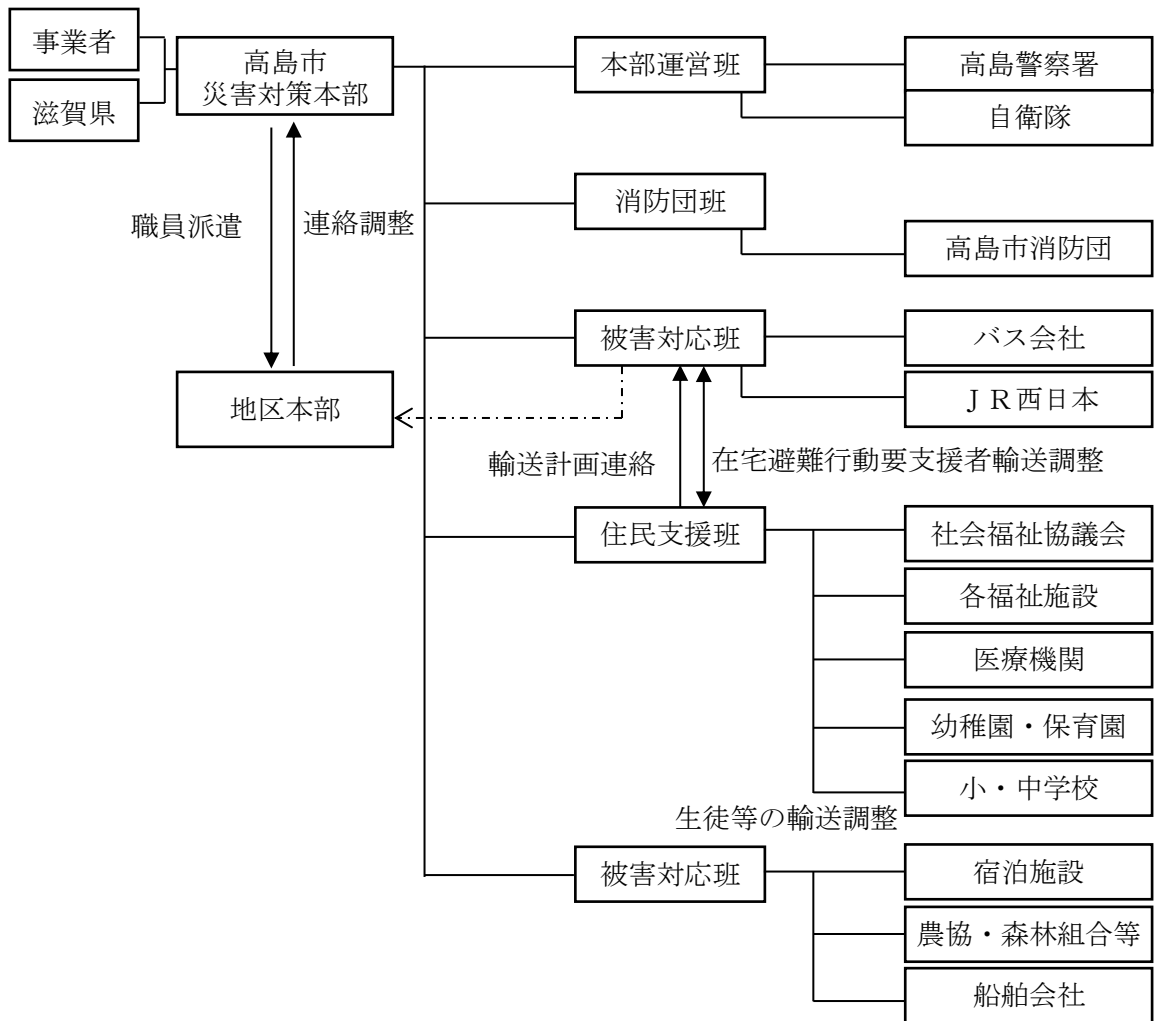
困ったことがありましたら、高島市災害対策本部へご連絡ください。

(以上繰り返し)

こちらは、防災高島市でした。

6) 住民避難誘導體制

原子力災害の発生により、市長が災対法第60条に基づき、避難対象地域に避難指示を発令した場合は、市の本部等は次の体制をとる。



《避難誘導の際の確認事項》

- 市の本部から地区本部への避難指示の連絡は、情報の錯綜・混乱を避けるため、本部運営班を窓口とする。
- 避難対象住民等を避難させるため、バスを当該地域に派遣する場合、住民支援班は在宅の避難行動要支援者の状況を把握する。また、場合によっては生徒等の輸送について調整する。
- 住民支援班は、避難対象地域の在宅避難行動要支援者を安全に避難させるため、必要に応じて自主防災組織、社会福祉協議会などに避難支援を依頼する。
- 現地へ派遣された市の担当職員は、避難指示区域に住民が残っていないか、区長・自治会長や自主防災組織、消防団および警察等と連携し確認する。

7) 避難の誘導確認

避難対象住民等の避難誘導、避難完了の確認は、下記の要領による。

- ①市災対本部は、避難対象住民等に避難指示を出す段階で、警察と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象ゾーンおよび地域コミュニティ（区・自治会）の確認等を調整すると

もに、消防本部に対して、コミュニティ内の避難指示巡回広報を依頼する。

- ②市災対本部は、避難対象地域コミュニティ（区・自治会）の避難集合場所へ避難誘導責任者（職員）を派遣し、対象地域の区長・自治会長、消防団員および自主防災組織と連携し、バス避難の住民等を確認するとともに、バス乗車の氏名、世帯構成等人員を確認する。
- ③各避難対象地域コミュニティ（区・自治会）の避難完了の確認は、地区本部の現地派遣職員と消防団が班を編成し、戸別訪問のうえ一戸ずつ確認する。なお、避難対象コミュニティの住民等が外出等により避難したかどうか不明の場合は、「避難未確認リスト」を作成し、区長・自治会長および避難所責任者に引継ぎ、安否確認を引き続き行う。
- ④避難の確認完了後、地区本部の現地派遣職員は、地区本部へ「避難完了」の報告をする。報告を受けた地区本部は、市災対本部に避難完了報告を行う。

（3）避難輸送計画

1）輸送方針

本市が保有するバスおよび公用車を活用し、あるいは県内の民間会社が保有するバス・鉄道・船舶等を県と連携し借上げることにより、避難の際の輸送手段を確保する。

また、避難輸送の際は、多数の車両が避難先および避難経路の国道へ集中するため、避難の優先順位、道路状況を勘案し、事前に県警察、各バス・鉄道・船舶所有会社と協議のうえ実施する。

なお、避難輸送の際は、以下の点に配慮する。

- 避難対象住民等による地域コミュニティ（区・自治会）の維持のため、同一地区の住民等の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- 住民等の被ばく低減、避難による精神的・身体的負担の軽減および道路交通の渋滞緩和のため、①原子力発電所からの距離、②緊急時モニタリング結果による空間放射線量率が高い地域の2つの要件を考慮して、要件を満たす地域コミュニティの住民等から優先的に順次避難させる。（段階的避難）
- 避難行動要支援者に十分配慮する。
- 避難方向については、市南（南東）部方向の原子力避難所へ移動する。
- 原子力避難所の収容能力をオーバーした場合、バス・鉄道等の交通機関により、市外の避難所施設へ避難させる。
- 市外避難（県内）となった場合、「大津市」を最初の避難受入候補先とし、さらに避難先を確保する必要があるときは、県を通じて、「草津市・甲賀市・東近江市を中心に県内その他市町」の協力も要請する。
- 県外にも避難受入先を求める事態になった場合は、県避難計画に基づき、「大阪府」を最初の避難受入候補先とし、さらに避難先を確保する必要があるときは、県を通じて「和歌山県」、「中部方面各県」の協力も要請する。

2) 輸送手段

本市が手配し、または応援要請によりもしくは県と連携し民間会社から借り上げた以下の輸送手段によって、避難集合場所から原子力避難所までの避難輸送を実施する。

輸送手段については、バスと鉄道を中心に実施する。さらに、状況に応じて、船舶や自衛隊のヘリコプターも最大限考慮する。

①道路輸送（バス）

ア. 本市が保有するバスおよび公用車を手配し、さらに、県内の民間会社が保有するバスを県と連携し借り上げ、ピストン輸送を行う。

イ. バスによる輸送は、避難集合場所～避難中継所～原子力避難所を結ぶ各路線を往復することを原則とする。

ウ. 市内の原子力避難所施設だけでは収容不足となり、市外避難が必要となった場合は、避難集合場所から避難中継所を経由後、バスで市外の避難所施設へ輸送する。

エ. バスと鉄道を併用する場合は、避難中継所から JR 各乗車駅までの輸送、JR 降車駅から滞在先の避難所までの輸送をバスで行う。

オ. 現在把握している高島市内のバスの台数を資料編に記載する。

[資料編 p162 : III_5 「(6) 輸送バス・船舶一覧」 参照]

②鉄道輸送（JR 湖西線）

ア. 大量の避難者を輸送できる交通手段であり、バスによる道路輸送と比べ渋滞の影響がないことから、災害時に JR 湖西線が運行可能であれば最大限活用する。

イ. 鉄道輸送は、市外避難が必要な場合に利用することを原則とし、防護対策地域圏外の市内 JR 駅から市外の駅までの輸送に活用する。

ウ. 鉄道により市外避難を行う場合、県の予測結果により放射線の影響が少ないとされている「大津市の JR 堅田駅」を起点に、そこから南方向の JR 各駅へ輸送することを基本とする。

【補足事項】

i) 地震発生時に、速度規制による低速運行（概ね震度 4 以下）や、線路の安全点検のため電車が運転停止（概ね震度 5 以上）になるおそれがある。

ii) 電車の折り返し運転については、近江今津駅から南部へ向かった場合、途中の近江舞子駅や堅田駅ではできないため、一旦京都駅まで行かなければならない。（北部へ向かう場合も、京都駅が起点となる。）

③湖上輸送（船舶）

道路輸送および鉄道輸送以外の手段として、琵琶湖岸の港や漁港、船溜まりに停泊する船舶を活用し湖上輸送を行う。

【補足事項】

i) 船舶は、移動速度が遅く大量輸送には向かない。他に移動手段がない場合の活用に限るものとする。

ii) 地震災害時に、湖岸が液状化によって港が壊れ、船舶が接岸できないおそれがある。また、耐震性のある港は、現在のところ市内にはない。緊急避難用の船舶接岸施設（栈橋

等) を設けることも今後検討する。

④航空輸送 (ヘリコプター)

ア. 滋賀県や自衛隊が所有するヘリコプターを活用した航空輸送も、非常用の輸送手段として活用するが、大量の避難者は輸送できない。

イ. けが人や孤立した住民等の救出・搬送に活用することを基本とする。

■輸送手段等の応援要請先

機 関 名		所在地	電話・FAX 番号	備考
西日本旅客鉄道 (株)	京都支社	京都市南区西九条北ノ 内町 5-5	Tel 075-682-8031 Fax 075-682-8033	鉄道
	近江今津駅	今津町名小路 1-9	Tel 0740-22-1883 Fax 0740-22-6386	鉄道
一般社団法人滋賀県バス協会		守山市木浜町 2298-4	Tel 077-585-8333 Fax 077-585-8335	バス
江若交通(株)安曇川支所		安曇川五番領 154	Tel 0740-32-1371 Fax 0740-32-1372	バス
西日本 JR バス(株)近江今津営業所		今津町今津 448-25	Tel 0740-22-2152 Fax 0740-22-3790	バス
(株) 中田観光		マキノ町下開田 711-1	Tel 0740-27-0710 Fax 0740-27-0217	バス
(株) 藤原観光		今津町浜分 702	Tel 0740-22-4445 Fax 0740-22-3338	バス
(株) 湖西観光		安曇川町下小川 2300-1	Tel 0740-32-2006 Fax 0740-32-0411	バス
高島市保有バス		—	—	バス

3) 園・学校施設の対応

在園中または在校中において原子力災害が発生したときは、次のとおり判断する。

- ①放射線による生徒等の身体への影響が心配されることから、その影響を最小限に抑えるため、事故の一報が入った直後は、ただちに生徒等を建物内に屋内退避させる。
- ②原子力発電所から放射性物質が放出される前であれば、生徒等を一旦帰宅させて、そのまま自宅待機させる。
- ③通学距離が遠方の生徒等については、保護者に連絡し迎えを頼むなど協力を求める。

4) 避難行動要支援者に対する避難支援等

避難行動要支援者の避難に関しては、移動の困難性や健康被害リスクの上昇を考慮して、避難に要する資機材や医療・看護体制、安全な搬送手段が確保された後に避難を開始するよう配慮する。

①在宅の避難行動要支援者の避難

ア. 情報共有機関および避難協力機関

- 高島市社会福祉協議会
- 高島市民生委員・児童委員
- 高島市消防本部
- 県警察
- 市職員
- 市消防団
- 自主防災組織

イ. 避難行動要支援者の避難支援体制

「避難行動要支援者避難支援マニュアル」を作成し、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、避難行動要支援者の避難を支援する。

特に、在宅の避難行動要支援者は、避難誘導もケースバイケースと想定されることから、市の本部が避難指示を出す段階で、住民支援班は、被害対応班と調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め必要な車両の確保に努める。

②在宅の避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障がい者トイレが必要」、「認知症による理解が苦手」等々、多様なケースがあるため、指定する広域避難所での長期的な生活が困難なことが予想される。

このようなことから、住民支援班は、避難行動要支援者のニーズに合わせて福祉避難所と調整し、避難行動要支援者の避難生活を支援する。

[資料編 p85 : III_1 「(2) 福祉避難所一覧」参照]

③外国人に対する避難支援

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり、手ぶりによるコミュニケーションを図り、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人に配慮した避難誘導を検討する。

④施設入居者への対応

施設入居者については、その健康状態を考慮して、まず屋内退避を優先させ、避難受入先や輸送方法について、市内の福祉避難所や県と調整を行い対応する。

【補足事項】

県や市内関係機関と連携し、「避難行動要支援者個別避難計画」を作成し、避難行動要支援者の迅速な避難体制の確立に努める。この中で、避難行動要支援者の名簿を作成し、関係機関との情報共有を図るとともに、「避難行動要支援者避難支援マニュアル」等を作成し、確実な避難、スムーズな安否確認等の体制を確保する。

また、本市および関係機関は、訓練等をとおして習熟等を図るとともに、実効性を高めるよう努める。

(4) 避難所（避難集合場所・原子力避難所）の開設

1) 避難所の開設

各避難所責任者は、市の本部等から避難所開設の指示があったときは、その施設管理者と協力して、直ちに「防護対策地域圏外の原子力避難所」の開設を行い、市の本部等との情報伝達手段の確保、「被災地住民行動記録票」の授受および記載事務、ならびに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整える。

2) 避難者の受入れ

各避難所責任者は、施設管理者と連携を図りながら、避難者を受入れる。

避難者を受入れるときは、被災地住民登録・受付簿に記入させ、避難者の状況の把握に努めるとともに、避難者に対し「被災地住民行動記録票」を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。

【補足事項】

地震や風水害等の自然災害発生時と同様、住民等が広域避難所へ自主避難する場合、その施設管理者（または担当者）がすぐに駆けつけられないことがある。夜間や休日、大災害発生時の場合などであるが、施設管理者は、平常時から施設の開放や運営方法、鍵の管理を含め、災害時の初動対応を検討しておく。

3) 避難集合場所から原子力避難所への避難誘導

各避難誘導責任者は、市の本部等から避難指示が出された場合は、担当者とともに指定された避難集合場所へ移動する。

また、各避難所責任者は、市の本部等から原子力避難所開設の指示があったときは、担当者とともに現地に赴き、施設管理者と協力して、直ちに避難所の開設を行う。避難誘導責任者および避難所責任者の役割は、第6編_第5章_5_(1)_「6) 避難誘導責任者および避難所責任者の指名と役割」による。

4) 避難所のルール周知、屋内退避スペースの割当て・誘導など

各避難所責任者は、避難者に対し、最低限の施設利用上のルールを守ること、早い者勝ちでないこと、地域コミュニティ（区・自治会）ごとにまとまって行動するよう周知する。

5) 市の本部等への報告

- ①各避難誘導責任者は、担当する避難集合場所における輸送バスによる避難を完了したときは、当該地区本部にその旨を報告する。また、避難を完了したか確認できない住民等の確認についても併せて報告し、戸別訪問を別途要請する。
- ②各避難所責任者は、原子力避難所を開設したときは、状況が落ち着くまで、約1時間おきに広域避難所の開設状況、避難者の状況（避難を完了した地域コミュニティ（区・自治会）名、世帯数および人数等）を当該地域の地区本部へ電話、FAX等可能な手段で報告する。
- ③各避難所責任者は、受入れ人員や物資に不足がある場合は、併せて、当該地域の地区本部へ応援依頼する。

6) 避難者を収容できないときの措置等

各避難所責任者は、避難者が原子力避難所の収容可能人員を上回るなど、受入れスペースが不足し収容できないときは、施設管理者等関係者と協議のうえ、他の部屋・室の利用を図る。

それでも収容が困難な場合は、地区本部に他の避難所の開設を要請する。

また、避難所責任者および担当者だけでは対応要員が不足する場合は、地区本部にさらに増員を求める。

(5) 避難所（原子力避難所）の運営

1) 避難所の運営

各避難所責任者は、施設管理者、地域コミュニティ（区・自治会）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、以下の①の各事項に留意しながら広域避難所の運営を行う。その際、安全が確認されるまでの間は、避難所はできるだけ窓、扉を閉じるなどして、外気を遮断した状態を維持する。

また、広域避難所において、避難者に②の情報を提供するよう努める。

①運営時の留意事項

ア. 避難者を広域避難所への収容した後に、速やかに「避難所運営委員会」を組織し、避難者による自主的な管理を促進する。

イ. 避難所の開設後、相談窓口を速やかに設置し、避難行動要支援者に必要な支援、男女双方の視点に基づく配慮等、避難者のニーズの把握に努める。

ウ. 次の事項が発生したときは、電話、移動系無線等により、直ちに地区本部へ報告する。

○避難者の収容を開始したとき

○避難者全部が退出または転出したとき

○避難者が死亡したとき

○避難所に感染症等が発生したとき

○その他報告を必要とする事項が発生したとき

エ. 高齢者や障がいのある人等、避難行動要支援者の状況を十分把握し、介護者が不在の場合は、他の避難者等と協力しながら支援を実施する。

オ. 広域避難所での避難行動要支援者支援が困難な場合、地区本部に連絡のうえ、福祉避難所等他の施設への移送を進める。

カ. ペットの飼育場所と人が生活する場所を分ける方法やペット飼育者とペット非飼育者の生活場所を分ける方法もあるが、避難所の形態や地域における人とペットの関わり方などを考慮して、避難所に合った方法を検討する必要がある。

また、ペット飼育者に対しては、しつけや健康管理など災害時における心構えについて広報誌やホームページを通じて普及啓発を図るとともに、ペット同行も含めた避難訓練を実施するなど、あらゆる機会を通じて普及啓発に努める。

キ. 定期的に、広域避難所の開設状況、避難状況等を地区本部へ報告する。

ク. 人員や物資に不足がある場合は、地区本部に応援を依頼する。

ケ. 避難所生活での疲労やストレスによる心身の異常などのケアについては、D P A T（災

害派遣精神医療チーム)による「こころのケアチーム」の派遣を要請し、医療チームによる専門的なケアを施す。

その他、医師、保健師、看護師等による医療相談を行い、エコノミークラス症候群等の発生を防止するなど、被災者自身の健康管理に対し注意喚起を行う。

- コ. 避難所においては、衛生状態の悪化に伴う感染症のまん延、また、冬季においては風邪やインフルエンザのまん延が懸念されるため、消毒液等の配備や、トイレを清潔な状態で保持するなど、感染症予防に対する対策を講じる。

②避難者に提供する情報

- ア. 原子力災害の状況
- イ. 原子力発電所における対策状況
- ウ. 国、県、市および防災関係機関の対策状況
- エ. 生活物資、飲料水、食料の情報
- オ. その他必要な事項

2) 避難措置の実施状況の把握等

各避難所責任者を通じて、避難者の被災地住民登録を行うとともに、避難誘導責任者を通じて、当該地区本部から戸別訪問を行う職員の派遣等を行うなど、県、県警察、その他防災関係機関と協力し、避難の実施状況を把握する。

また、併せて、広域避難所における安否情報、緊急に必要とする飲料水、食料および生活必需品のニーズ等、避難所運営に必要な情報を、広域避難所、市の本部および県との間を相互で伝達・情報共有することにより、避難所の円滑な運営に努める。

3) 広域避難所での救護活動

必要に応じて、高島市医師会、高島市歯科医師会、高島市薬剤師会、公益社団法人滋賀県看護協会第7地区支部および一般社団法人滋賀県医師会の協力を得て、一般医療用の救護所を設置する。

なお、被ばくに関する緊急時医療については、県の活動に協力する。

4) 健康調査等の実施

国および県と協力して、避難者の健康影響調査を実施するとともに、避難者の心身の健康に対する相談に応じ、その健康維持を図る。

(6) 避難の解除

1) 状況の把握

国および県が行う環境放射線モニタリング情報を入手し、あるいは、本市も簡易測定器で独自にモニタリングを実施することにより、放射性物質の拡散状況や放射線量の数値を把握する。

また、避難解除の際は、避難の指示を解除する地域コミュニティ(区・自治会)を確認するとともに、今後の予測および環境への影響などの最新情報、その他避難の解除にかかる留意事項などを把握する。

2) 避難解除の伝達

福島第一原発事故では、避難指示区域が解除される判断基準としては、年間積算線量が20mSv(1時間当たり2.28 μ Sv)を下回ることが確実であると確認された場合となっている。

国および県から避難解除の指示があった場合は、住民、学校、幼稚園・保育園、社会福祉施設等に対して、防災行政無線を始め、あらゆる広報手段により避難が解除されたことを伝達する。

また、災害の現況、今後の予測等必要な情報および避難解除にかかる留意事項を広報するとともに、引き続き防災行政無線、TV・ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。

各避難所責任者は、市の本部から避難解除の指示があった場合には、次に掲げる事項について住民等に伝達する。

- ①防災行政無線、TV・ラジオ等による本市からの指示、伝達および災害の情報に留意すること
- ②本市が配付する「被災地住民行動記録票」に必要事項を記載し、指定する日時までに区長・自治会長等を通じて、または直接提出すること
- ③本市が必要に応じて実施する健康調査等に協力すること

3) 帰宅支援

必要に応じて、避難行動要支援者に優先的に配慮した配車計画を作成し、帰宅支援を行う。

4) 避難所の閉鎖

各避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難所の施設管理者の確認を受ける。また、閉鎖が完了したときは、直ちに地区本部へ報告する。

5) 避難から屋内退避への移行

避難が解除され帰宅した場合であっても、不要な被ばくを避けるため、住民等にできるだけ外出を控えるよう周知伝達する。

6. 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素(ヨウ素131:半減期約8日の吸入による甲状腺被ばくを予防するための防護(ブロック)剤である。放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれる前に、安定なヨウ素で作られたヨウ素剤を服用することにより、甲状腺への放射線の影響を少なくすることができる。

(1) 安定ヨウ素剤の服用の意義

人が放射性ヨウ素を吸入し身体に取り込むと、放射性ヨウ素は甲状腺に集まる特徴があるため、放射線の内部被ばくによる甲状腺がん等を発生させる可能性がある。

この内部被ばくに対しては、安定ヨウ素剤を予防的に服用すれば、放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぐことができるため、甲状腺への放射線被ばくを低減する効果があることが報告されている。ただし、安定ヨウ素剤の服用効果は、甲状腺への放射線被ばく以外には全くないことに留意する必要がある。また、放出された放射性ヨウ素の吸入を抑制するためには、屋内へ退避し、窓等を閉めて気密性に配慮すること、放射性ヨウ素の影響の少ない地域への避難等の防護対策を適切に講じることが最も重要である。

放出された放射性ヨウ素に汚染された飲食物の摂取による人体への影響については、飲食物摂取制限が講じられるため、それらの飲食物を摂取することにより身体に取り込まれる放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくについては、小さいものと考えられる。

(2) 安定ヨウ素剤の備蓄と配布

市では、市民および一時滞在者（市内勤務者、市内への旅行者および避難者）の1回服用分を想定した安定ヨウ素剤を備蓄しており、県も、UPZ 圏内の住民および一時滞在者の服用分を別に備蓄している。

安定ヨウ素剤の服用にあたっては、原則として、避難対象住民等が集合する避難集合場所において配布・服用するとしており、現時点では、住民への事前配布は行わないこととしている。

今後、安定ヨウ素剤を市内のどこに備蓄すれば住民等への配布をスムーズに行うことができるのか、その最善の場所と方法を県と連携して検討する。

第7編 危機管理基本計画

第1章 総則

1. 目的

本計画は、高島市内において、大規模災害や事件等により重大な危機事案が発生した場合、本市における体制、事前の準備、対応の基本的方針等を予め定めることにより、以後の被害の発生防止および早期の終結を図ることを目的とする。

2. 危機の定義

本計画における危機の定義として以下の3つのカテゴリーに分け危機の事象を定めるものとする。

- 【カテゴリー1】… 地域防災計画第2編～第6編による体制
自然災害（地震・風水害等）、原子力災害
- 【カテゴリー2】… 国民保護計画による体制
武力攻撃事態・緊急対処事態（ミサイル攻撃、テロ攻撃など）
- 【カテゴリー3】… 地域防災計画第7編で位置付ける、危機事案種別、危機レベルに応じた体制
その他の危機事案（大規模事故、健康被害、ライフライン障害など）

3. 危機事案

危機の事象については、次のとおりとする。

カテゴリー	区分	具体事象
カテゴリー1	自然災害	地震、風水害、土砂災害、雪害
	原子力災害	原子力発電所事故、放射性物質輸送中の事故
カテゴリー2	武力攻撃事態	着上陸侵攻（地上部隊が上陸する攻撃）
		ゲリラや特殊部隊による攻撃
		弾道ミサイルによる攻撃
		航空機による攻撃
	緊急処理事態	危険物質を有する施設等に対する攻撃
		多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
カテゴリー3	大規模事故	大規模火災、航空機・鉄道・危険物施設事故等
	健康危機	感染症（新型インフルエンザ、SARS など）
		集団食中毒、食品等への有害物質混入
	ライフライン障害	上下水道の大規模な停止
		電力等の大規模な停止
	動物	家畜への伝染病
		熊等危険動物の出没
	行方不明	行方不明者の捜索
	情報システム	個人情報流出など住民サービスに重大な影響のある事件・事故
	環境	水質汚濁
	市管理施設	市管理施設での火災、事故等
	行事	イベント等での事件・事故
	その他	不発弾処理
その他重大な人的・物的被害が生じる、または生じるおそれのある事件・事故等		

4. 危機レベルの区分

危機事案の状況に応じ、次のとおり危機レベルを区分する。

危機レベル	事 態
危機レベル1	単一部局で対処が可能な事案
危機レベル2	複数部局で対処が必要な事案
危機レベル3	全庁体制で対処が必要な事案

第2章 平常時の危機管理

1. 危機管理基本方針

危機管理とは危機事案が生じた場合、または生じるおそれがある場合における組織的な対応をい、職員は次に掲げる基本方針により対応する。

(1) 危機の予知、予測

過去に発生した本市や他市町村の危機事案の事例から、その危機事案発生の原因や経過等进行分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし危機事案の予知・予測に努める。

(2) 未然防止に向けた取組み

日頃から施設や設備に関する定期的な点検や、地域の人々からの情報収集等により危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組みを行うなど、未然防止に向けた取組みに努める。

(3) 危機事案発生時の即時対応

危機事案が発生した場合は、速やかに適切な対応を実施し、市民の生命や財産を守るとともにその及ぼす影響を最小限に抑える。

(4) 情報の開示

危機事案が発生した場合は、個人情報等に十分配慮しながら、行政の対応状況や今後の方針等を広く市民に説明できるよう、情報を迅速に収集・整理し、的確な情報提供に努める。

(5) 関係機関との連携

平時から関係機関と情報の共有化を図るとともに、危機事案が発生した場合は、相互連携を図り、一体として対応できる体制を構築する。

(6) 対応の評価と再発防止に向けた取組み

事態収拾後に対応を総括し、再発の防止に向けた取組みを実践していくとともに、未然防止の取組みについても定期的に評価し改善を図る。

2. 危機管理マニュアルの整備

主管部局は、次に掲げる項目に留意し、危機事案に係る個別マニュアルを整備する。

- (1) 最悪のケースを想定したマニュアルを整備すること。
- (2) 必要な対応、手順を明示すること。
- (3) 関係機関等の連絡先を明示すること。
- (4) 対応する者、連絡する者など、責任者を明示すること。
- (5) 行動の内容を具体的に記述すること。
- (6) 定期的に見直しを行い、関係機関等の連絡先や体制などを最新の状態にすること。

第3章 活動体制

1. 危機事案発生時の流れ

カテゴリー1および2における危機事案発生時の流れについては、それぞれ地域防災計画および国民保護計画の定めによるものとする。カテゴリー3に該当する危機事案発生時の流れについては、次のとおりとする。ただし、主管部局において危機事案に関し別途要綱、マニュアル等により体制等を定めている場合は、その体制をもって危機事案の対応にあたるものとする。

(1) 危機事案の所管が明確な場合

危機事案発生時の通報を受けた者は、当該危機事案に関する所管が明確な場合は、遅滞なく所管する主管部局へ連絡するものとする。連絡を受けた主管部局は、状況を把握し、各種情報を収集・整理し、対応マニュアル等に基づき対応に当たることとする。また、当該危機事案に関し危機管理局へ報告するとともに、報告を受けた危機管理局は、被害範囲や市民への影響が著しく大きいと判断した場合は、市長に報告するとともに主管部局に対し、市長からの指示事項や体制の再構築等を指示するものとする。

(2) 危機事案の所管が不明確な場合

危機事案発生時の通報を受けた者は、当該危機事案に関する所管が不明確な場合は、遅滞なく危機管理局へ連絡するものとする。連絡を受けた危機管理局は、関係部局と協議し、危機事案の対応にあたり、当該危機事案が被害範囲や市民への影響が著しく大きいと判断した場合は、市長へ報告し、当該危機事案の危機レベルを協議・設定し、危機レベルに応じた初動体制を決定する。

危機管理局は、決定した初動体制や市長からの指示事項等を速やかに関係部局に連絡し、連絡を受けた関係部局はただちに危機事案対応の準備を行う。また危機管理局は、決定した初動体制に応じて職員参集メール等により関係職員の参集を開始し、危機レベルが3の場合は、危機管理対策本部の設置を行うものとする。

(3) 危機レベルの体制

設定された危機レベルの区分に応じ、以下の体制をとり危機事案の対応にあたる。

ア 危機レベル1体制（単一部局）

単一部局で対応可能な危機事案は、主管部局職員で体制を構成し、危機事案の対応に当たり、体制や対応内容、対応の進捗・収束等について危機管理局へ連絡し、随時市長へ危機管理局より報告するものとする。

参集職員：主管部局職員

イ 危機レベル2体制（複数部局）

複数部局での対応が必要な危機事案は、複数部局職員で体制を構成し、危機事案の対応に当たり、事務局部局は危機事案の対応体制や対応内容、対応の進捗・収束等について危機管理局へ連絡し、随時市長へ危機管理局より報告するものとする。

また、市長が危機管理対策本部の設置が必要と判断した場合は、危機管理対策本部を設置し、本部会議の決定事項に基づき、関係部局職員で危機事案への対応に当たるものとする。

参集職員：関係部局職員

ウ 危機レベル3体制（全庁体制）

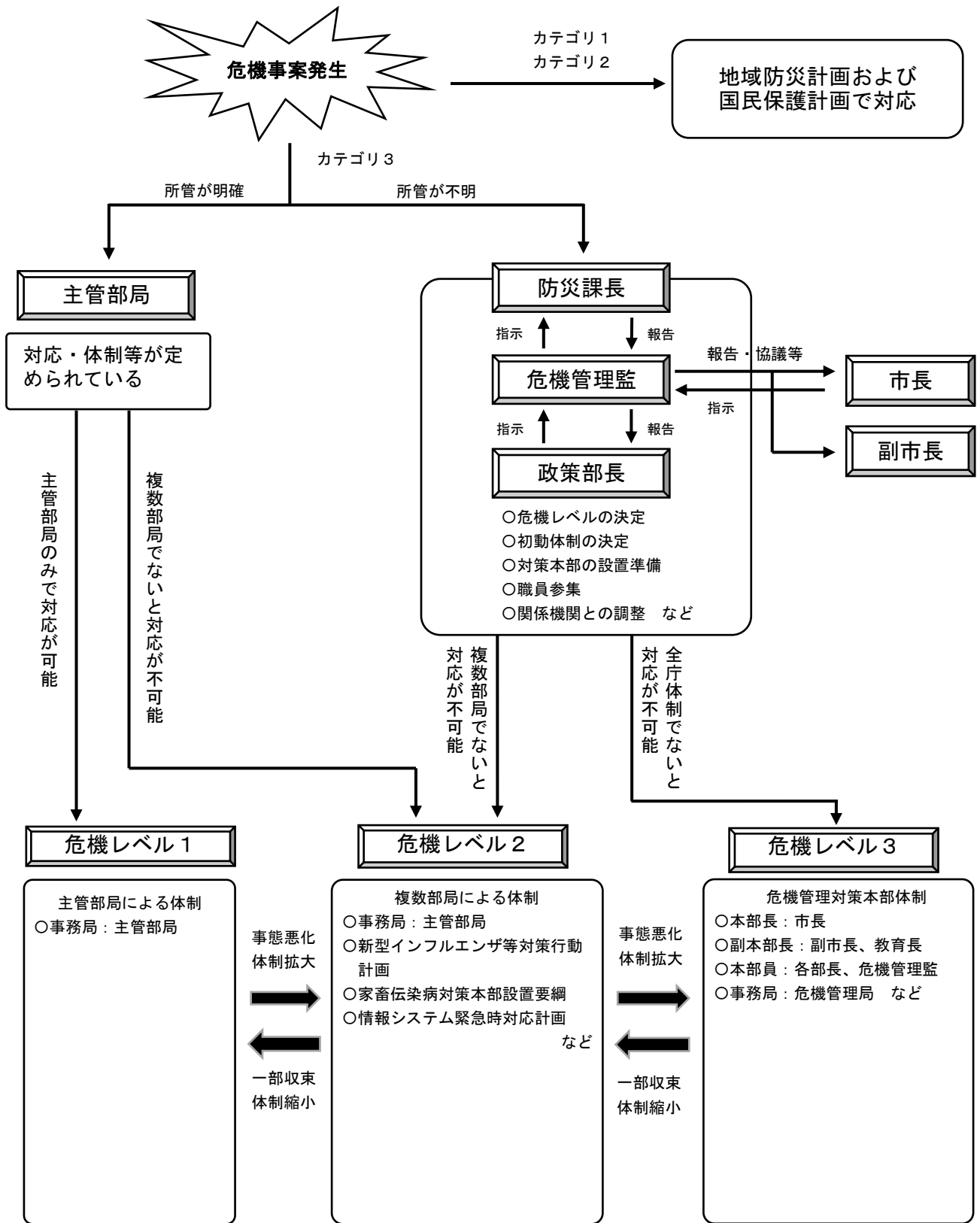
全庁体制での対応が必要な危機事案は、危機管理対策本部を設置し、本部会議の決定事項に基づき、全部局職員で危機事案への対応に当たるものとする。

参集職員：全部局職員

（4）動員計画

職員の動員については、第3編「第1章 災害応急対策活動体制」4．動員の参集、5．動員の伝達、6．職員の出勤・応援に準ずる。

危機事案発生時の流れ



2. 危機管理対策本部

危機管理対策本部の運営は、危機管理対策本部設置要綱に基づき、次のとおりとする。なお、危機管理対策本部を設置せず部や課で対応する場合であっても、これに準じた体制や役割分担を基本とする。また、市の危機管理対策本部設置後は、速やかに県（防災危機管理局）に連絡するものとする。

（1）危機管理対策本部の設置

危機管理対策本部は、新館3階災害対策本部室に設置する。それ以外に設置する場合は、情報処理環境等を十分整えたうえで設置するものとする。

危機管理対策本部の設置が決定されたときは、危機管理局は直ちに設営準備に取り掛かり、必要に応じてプレス発表や記者会見会場等を準備する。

危機管理対策本部の編成

本部長	市長（不在時は、①副市長、②教育長が順次指揮を執る。）
副本部長	副市長および教育長（両名不在時は、①政策部長、②総務部長、③都市整備部長が副本部長の職務を代行する。）
本部員	全部長級職員、危機管理監
要員	全部局職員
事務局	危機管理局

（2）地区本部の設置

本部長は危機事案対応に当たり、効果的な対策を実施するため必要と認めるときは、地区本部を設置する。

地区本部の編成

地区本部長	各支所長および新旭振興室長
要員	各支所および新旭振興室職員

（3）危機管理対策本部の役割

危機管理対策本部は、災害の発生状況や被害状況等各種情報を収集・整理し、整理された情報に基づいて対応策を決定し、職員への出動、関係機関への応援要請等の指示を行う。また、市民や報道機関等に対し細やかな情報提供を行う。

（4）地区本部の役割

地区本部は、対策本部の指示により現場確認や避難所の開設、住民窓口対応等に当たる。

第4章 危機事案応急対策

1. 危機事案への基本的な対応

危機事案が発生したときは次による対応を実施する。なお各事故の対応については、2以降に示す。

(1) 被害者への対応

市民の生命、身体または財産を守ることを最優先に対応し、避難誘導については地域防災計画や国民保護計画に準じ対応する。

(2) 情報提供

危機事案に係る情報については、市民や報道機関等へ迅速に提供し、各課においてあらかじめ情報管理責任者を選任し、危機が発生した場合は、情報の収集、整理、提供を行う。また、市民等の個人情報については、十分配慮したうえで情報提供を行うものとする。

【情報提供の項目】

- 危機事案の発生状況、原因
- 二次災害の防止の呼びかけ
- 市の対応策
- 市民が取るべき行動
- 緊急対応の実施状況
- 要援護者への支援の呼びかけ
- 生活関連情報
- 問い合わせ窓口 など

(3) 関係機関との連携

緊急対応に当たって、当面とるべき対応は何かを判断するとともに、状況に応じて関係機関との連携を図り、被害を最小限に食い止めるものとする。

2. 湖上災害対策

[資料編 p214 : VI_2_ (3) 「1」湖上災害対策] 参照]

(1) 発災後の情報の収集・連絡

1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、湖上災害が発生した場合、速やかに消防本部や警察等防災関係機関にその旨を通報する。

2) 船舶運営事業者

事業者は、自己の運行する船舶について緊急事態または事故が発生した場合、速やかに近畿運輸局運航労務監理官、最寄りの消防機関、警察など防災関係機関に連絡する。

3) 県

県は市、警察、関係事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

4) 市

災害が発生した場合、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、社会的影響度が高い船舶火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防本部は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

(2) 活動体制

湖上災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関などと連携して災害応急対策を円滑に行う。

(3) 救助・救急活動

1) 救助活動

①市および消防本部

市および消防本部は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防本部に応援要請を行う。

②警察

警察は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施する。

また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア. 防災ヘリコプターの出動

イ. 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ. 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ. 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ. 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ. 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ. 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）および医療救護班の派遣要請

ク. 災対法第29条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請

④関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

2) 救急活動

県、市、消防本部、警察、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

①市および消防本部

市および消防本部は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送に当たっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重症患者は管内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

②警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③県

県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア. 防災ヘリコプターの出動

イ. 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ. 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ. 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ. 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ. 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ. 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づくDMATおよび医療救護班の派遣要請

ク. 災対法第29条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請

④関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(4) 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため県、市、消防本部、警察、関係事業者は、相互に連携する。

①消防本部

消防本部は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

②警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

③県

県は、市から応援要請があった場合、または県が必要と認める場合は次の措置を講じる。

ア. 防災ヘリコプターの出動

イ. 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ. 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ. 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ. 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ. 消防組織法第43条に基づく市町長または消防長に対する指示

キ. 災対法第29条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請

④関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(5) 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市、病院および有床診療所（以下「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模および人的被害の程度により各フェーズへの移行およびそれぞれに応じた活動を行う。

ア. 第1フェーズ（発生から3時間程度）

①災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

②県

県は、消防本部、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認めら

れる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ. 第2フェーズ

①災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所等において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。

②市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

③県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合または県が必要と認めた場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ. 第3フェーズ（4日～2週間）

県は市から要請があったときまたは県が必要と認めた場合は、県医療救護班、こころのケアチームの派遣を要請する。

エ. 第4フェーズ（2週間～2か月程度）

市、県は防疫保および健衛生活動を行う。

（6）住民等の避難

1）避難指示と避難誘導

事故災害発生時には、市、警察は、人命の安全を最優先とし、必要に応じて地域住民等に対し指示を行う。

また、市、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

2）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底を図る。また、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、第3編12章避難計画ならびに29章避難行動要支援者対策に準ずるものとする。

市は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

(7) 災害広報の実施

県、市および関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く市民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

1) 広報事項

広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- ア. 事故の発生日時および場所
- イ. 被害の状況
- ウ. 被害者の安否情報
- エ. 応急対策の実施状況
- オ. 交通規制の状況
- カ. 治安の状況
- キ. 県民に対する協力および注意事項
- ク. その他必要と認められる事項

2) 広報手段

- ア. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- イ. 広報車による巡回広報
- ウ. 有線放送による広報
- エ. インターネットの利用
- オ. その他状況に応じた広報手段

3. 航空機災害対策

[資料編 p215 : VI_2_ (3) 「2) 航空機災害対策」 参照]

(1) 発災後の情報の収集・連絡

1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに消防本部や警察等防災関係機関にその旨を通報する。

2) 航空運送事業者

事業者は、自己の運行する航空機について緊急事態または事故が発生した場合、速やかに国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

3) 大阪空港事務所

大阪空港事務所は、航空機事故が発生した場合、速やかに県警察本部に連絡するとともに、県、市、消防機関等との情報収集に努める。

4) 県

県は市、警察、関係事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

5) 市

災害が発生した場合、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、社会的影響度が高い航空機火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防本部は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

(2) その他の災害応急対策

「2. 湖上災害対策」の(2)から(7)に準ずる。

4. 鉄道災害対策

[資料編 p216 : VI_2_ (3) 「3) 鉄道災害対策」 参照]

(1) 発災後の情報の収集・連絡

1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに消防本部や警察等防災関係機関にその旨を通報する。

2) 航空運送事業者

事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

3) 県

県は市、警察、関係事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

4) 市

災害が発生した場合、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、社会的影響度が高い列車火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防本部は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

(2) その他の災害応急対策

「2. 湖上災害対策」の(2)から(7)に準ずる。

5. 道路災害対策

[資料編 p217 : VI_2_ (3) 「4」 道路災害対策 参照]

(1) 発災後の情報の収集・連絡

1) 事故原因者等

事故原因者または事故発見者は、道路災害が発生した場合、速やかに消防本部や警察等防災関係機関にその旨を通報する。

2) 道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、県、市、消防機関、警察に連絡する。

3) 県

県は市、警察、関係事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

4) 市

災害が発生した場合、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、トンネル内車両火災または死者および負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防本部は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

(2) 道路管理者等の措置

1) 災害発生直後の緊急点検

災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

2) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置する。

また、必要に応じ、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。

3) 災害発生時における応急復旧工事などの実施

道路施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工またはその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。

また、車輛からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

4) 緊急輸送のための交通の確保

ア. 道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車

両等の移動等について要請するものとする。

イ. 道路啓開等

- ①道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ②国土交通大臣は、道路管理者である県および市に対し、知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(3) その他の災害応急対策

「2. 湖上災害対策」の(2)から(7)に準ずる。

6. 危険物等災害対策

[資料編 p218-219 : VI_2_ (3) 「5」 危険物等災害対策 参照]

(1) 発災後の情報の収集・連絡

1) 事故原因者等

事業者または事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに消防本部や警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

2) 県

県は市、警察、関係事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取り扱い規制担当省庁（消防庁、経済産業省）へ連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

3) 市

災害が発生した場合、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、下記に示す危険物等事故が発生した場合、消防本部は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

- ①死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの
- ②負傷者が5名以上発生したもの
- ③危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
- ④危険物等を貯蔵し、または取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
ア．湖上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
イ．タンクからの危険物等の漏えい等
- ⑤市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- ⑥市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(2) 危険物等災害の拡大防止

関係事業者は、災害発生時に危険物施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を行う。

(3) その他の災害応急対策

「2. 湖上災害対策」の(2)から(7)に準ずる。

7. 毒物劇物災害対策

[資料編 p220 : VI_2_ (3) 「6) 毒物劇物災害対策」 参照]

(1) 発災後の情報の収集・連絡

1) 事故原因者等

事業者または事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、速やかに消防本部や警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

2) 県

県は市、警察、関係事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁および毒物劇物等の取り扱い規制担当省庁（厚生労働省）へ連絡する。

3) 市

災害が発生した場合、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、下記に示す毒物劇物事故が発生した場合、消防本部は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県および消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

- ①死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの
- ②負傷者が5名以上発生したもの
- ③危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
- ④毒物劇物を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
ア. 湖上、河川へ毒物劇物が流失し、防除・回収等の活動を要するもの
イ. タンクからの毒物劇物の漏えい等
- ⑤市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- ⑥市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(2) 毒物劇物等災害の拡大防止

関係事業者は、災害発生時に毒物劇物取扱施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を行う。

(3) その他の災害応急対策

「2. 湖上災害対策」の(2)から(7)に準ずる。

8. 大規模な火事災害対策

[資料編 p221 : VI_2_ (3) 「7) 大規模な火事災害対策」 参照]

(1) 発災後の情報の収集・連絡

1) 火災原因者等

火災原因者および火災発見者は、火災を発見した場合、速やかに消防本部や警察等防災関係機関に火災の状況等を連絡する。

2) 県

県は市から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

3) 市

市は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) その他の災害応急対策

「2. 湖上災害対策」の(2)から(7)に準ずる。

9. 林野火災対策

[資料編 p222 : VI_2_ (3) 「8」 林野火災対策] 参照]

(1) 出火に対する警戒体制

1) 巡回監視

県下に水源林保全巡視員および森林保全推進員を配置し、保安林の巡視と併せて森林レクリエーション地域および自然的条件により山火事等の森林被害が多発するおそれのある森林等について、林野火災発生の危険度の高い時期を重点に巡視する。

また、春先など、林野火災発生の危険性が高まったときは、防災ヘリコプターによる巡回監視を行う。

2) 入山者等に対する措置

関係機関は、登山、ハイキング等の入山者によるタバコ、たき火等の不始末による火災を防止するため、火気取扱い注意の標識等を設置し、防火意識を喚起するとともに、みだりに火を焚くものに対する警告、取り締まりを行う。

3) 火入れ作業等に対する措置

火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林または土地を管轄する市町長の許可を受けた後、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。

市町長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について指示を行う。

(2) 発災直後の情報の収集・連絡

1) 火災原因者等

火災原因者および火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに消防本部や警察等防災関係機関に火災の状況等を連絡する。

2) 県

県は市から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

3) 市

市は火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) その他の災害応急対策

「2. 湖上災害対策」の(2)から(7)に準ずる。

第5章 危機終息後の対応

1. 危機事案対応完了時の処置

(1) 安全性の確認

危機事案対応が完了したときは、関係部局は関係機関と協力して、速やかに安全性の確認を行う。また、安全性が確認された場合は、市民や報道機関等に周知を行う。

(2) 被害者等へのフォロー

危機事案発生により市民が被害を受けた場合は、健康不安や体調不良の変化を早期発見するため、必要に応じ健康相談を実施する。また、危機事案発生による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、必要に応じ心の健康相談を実施する。

(3) 法的課題等への対応

主担当部局は危機事案に対する法的課題の洗い出しを行い、必要に応じて総務課等と連携して対応にあたる。

(4) 危機対応職員へのフォロー

危機対応に携わった職員の健康不安や体調の変化、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、必要に応じ職員の健康相談や心の健康相談を実施する。

2. 危機事案対応の評価

(1) 再発防止策の検討・実施

危機事案発生の原因や課題の整理を行い、再発防止策を検討・実施するものとする。

(2) 対応の評価と見直し

ア. 対応の改善策の検討

主担当部局は一連の対応に関する報告書を作成し、緊急連絡や緊急対応の評価、反省点の抽出、改善策の検討等を行う。また、関係部局および関係機関等に対して事後評価等の情報提供を行い、今後の対応について改善を進める。

イ. マニュアルの見直し

主担当部局は、上記の対応の改善策を検討したとき、または関係法令等の改正や事後評価による見直しがあった場合は、マニュアル等の見直しを行うものとする。また、対応した危機に関するマニュアルが作成されていなかった場合は、直ちに作成を行う。

ウ. 危機管理基本計画の見直し

防災課は、常に最新の危機管理知見を参照しつつ、危機管理基本計画の見直しを行い、危機対応の改善に努めるものとする。